

# 令和2年

## 島本町議会9月定例会議 会議録

令和2年9月3日開議

令和2年9月30日散会

令和2年9月3日(第1号)

令和2年9月4日(第2号)

令和2年9月7日(第3号)

令和2年9月8日(第4号)

令和2年9月30日(第5号)

島本町議会



## 令和2年島本町議会9月定例会議会議録目次

### 第 1 号 (9月3日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○行政報告	6
○一般質問	9
・福嶋議員	9
・戸田議員	19
・岡田議員	27
・大久保議員	33
・河野議員	39
・塚田議員	52
・平井議員	58
・中田議員	62
・伊集院議員	75
○延会の宣告	87

### 第 2 号 (9月4日)

○出席議員	89
○議事日程	90
○開議の宣告	93
○第 5 号報告 令和元年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	93
○第 6 号報告 令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について	94
○第 94 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	95
○第 95 号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	96
○第 96 号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	97
○第125号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	97
○第126号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正	

	について……………	97
○第97号議案	動産の買入れについて（パーソナルコンピュータ（令和元年度））	109
○第98号議案	動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭） （平成27年度））……………	109
○第99号議案	動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート） （平成28年度））……………	109
○第100号議案	動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭） （平成28年度））……………	109
○第101号議案	動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート） （平成29年度））……………	109
○第102号議案	動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート） （平成30年度））……………	109
○第103号議案	動産の買入れについて（救助型活動服（令和元年度））……………	109
○第104号議案	動産の買入れについて（町立小学校教師用教科書・指導書 （平成27年度））……………	109
○第105号議案	動産の買入れについて（町立中学校給食用配膳容器 （平成27年度））……………	109
○第106号議案	動産の買入れについて（町立中学校給食用食器・器具 （平成27年度））……………	109
○第107号議案	動産の買入れについて（町立学校給食用食器洗浄機 （平成28年度））……………	109
○第108号議案	動産の買入れについて（給食用ガススチームコンベクション オーブン（平成30年度））……………	109
○第109号議案	動産の買入れについて（町立小学校プロジェクター等 （平成30年度））……………	109
○第110号議案	動産の買入れについて（町立小学校タブレット端末 （平成30年度））……………	109
○第111号議案	動産の買入れについて（町立中学校タブレット端末 （令和元年度））……………	109
○第112号議案	動産の買入れについて（町立小学校教師用指導書・教科書 （令和元年度））……………	109
○第113号議案	工事請負契約の締結について……………	139
○第114号議案	動産の買入れについて（町立小中学校タブレット端末）……………	149

○第115号議案	令和元年度島本町水道事業剰余金の処分について……………	158
○第116号議案	令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分について……………	159
○第117号議案	島本町議会議員及び島本町長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の制定について……………	161
○第118号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について……………	167
○第119号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部改正について……………	172
○第120号議案	島本町障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について…	174
○延会の宣告……………		177

### 第 3 号 (9月7日)

○出席議員……………		181
○議事日程……………		182
○開議の宣告……………		183
○第121号議案	令和2年度島本町一般会計補正予算(第5号)……………	183
○第122号議案	令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)…	183
○第123号議案	令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)……	183
○第124号議案	令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)……	183
○第 1 号認定	令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算……………	208
○第 2 号認定	令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算……………	208
○第 3 号認定	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………	208
○第 4 号認定	令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………	208
○第 5 号認定	令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……………	208
○第 6 号認定	令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	208
○第 7 号認定	令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算……………	208
○第 8 号認定	令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算……………	208
○第 9 号認定	令和元年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算……………	208
○第10号認定	令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算……………	208
○第11号認定	令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算……………	208
○第12号認定	令和元年度島本町水道事業会計決算……………	208
○第13号認定	令和元年度島本町下水道事業会計決算……………	208
○大綱質疑(第1号認定から第13号認定まで)		

・大阪維新の会（大久保議員）	235
・人びとの新しい歩み（中田議員）	248
・コミュニティネット（平井議員）	263
・自由民主クラブ（清水議員）	274
○延会の宣告	294

#### 第 4 号（9月8日）

○出席議員	297
○議事日程	298
○開議の宣告	299
○大綱質疑（第1号認定から第13号認定まで）	
・会派に所属しない議員（河野議員）	299
○散会の宣告	312

#### 第 5 号（9月30日）

○出席議員	315
○議事日程	316
○開議の宣告	317
○各常任委員会委員長報告（第1号認定から第13号認定まで）	317
○第1号認定から第13号認定までの討論・採決	318
○第127号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	352
○第128号議案 工事請負契約の締結について	353
○第129号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第6号）	386
○第 2 号意見書案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な 悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	388
○散会の宣告	390
※付議事件の議決結果	393

令和2年

島本町議会9月定例会議会議録

第1号

令和2年9月3日(木)





# 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 1 号)

年 月 日 令和 2 年 9 月 3 日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	持 田 学	総 合 政 策 長	北 河 浩 紀
健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
総 務 部 次 長	川 畑 幸 也	危 機 管 理 室 長	西 谷 輝 男	危 機 管 理 室 参 事	中 達 矢

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	坂 元 貴 行	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

## 令和2年島本町議会9月定例会議議事日程

### 議事日程第1号

令和2年9月3日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 行政報告

日程第3 一般質問

福嶋議員 1. 迅速なふれあいセンター機能復元を  
2. 校区弾力化は、地域団体との連携を  
3. 災害「想定外」の見直しが急務

戸田議員 1. 文化財の防火・安全対策  
～島本の歴史文化財を守る～  
2. 「水無瀬山」はどこにある？  
～西浦門前遺跡と和歌からの考察～

岡田議員 1. 地球温暖化防止にむけ ゴミ問題について  
2. 学校体育館にエアコン設置を

大久保議員 島本町の地域防災力強化について その2

河野議員 1. コロナ禍における支援及び休業・減収への支援策について  
2. 新型コロナウイルス感染症対策 - 大阪府保健所・医療機関との連携について  
3. 今こそ国・大阪府に少人数学級、教職員増員を求めよう

塚田議員 感染症事業等について

平井議員 1. 若山台住宅のバス停の延伸について  
2. 水無瀬駅前の交通渋滞の解消について

中田議員 1. 役場業務のオンライン化について  
2. 生物多様性について  
3. 都市農業の振興について  
4. 島本駅西地区の土地区画整理事業の業務代行契約書の確認について

伊集院議員 1. 震災・災害の爪痕について～山間部から暮らしを守る！  
その2～

2. 「避難所となる体育館にエアコン設置！その2～熱中症対策にも～」
3. 「新型コロナウイルス感染症」対策について～その2～

日程第4	第5号報告	令和元年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第5	第6号報告	令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
日程第6	第94号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第7	第95号議案	大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
日程第8	第96号議案	大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
日程第9	第125号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	第126号議案	島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について
日程第10	第97号議案	動産の買入れについて（パーソナルコンピュータ（令和元年度））
	第98号議案	動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成27年度））
	第99号議案	動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成28年度））
	第100号議案	動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成28年度））
	第101号議案	動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成29年度））
	第102号議案	動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成30年度））
	第103号議案	動産の買入れについて（救助型活動服（令和元年度））
	第104号議案	動産の買入れについて（町立小学校教師用教科書・指導書（平成27年度））
	第105号議案	動産の買入れについて（町立中学校給食用配膳容器（平成27年度））

- 第106号議案 動産の買入れについて（町立中学校給食用食器・器具（平成27年度））
- 第107号議案 動産の買入れについて（町立学校給食用食器洗浄機（平成28年度））
- 第108号議案 動産の買入れについて（給食用ガススチームコンベクションオープン（平成30年度））
- 第109号議案 動産の買入れについて（町立小学校プロジェクター等（平成30年度））
- 第110号議案 動産の買入れについて（町立小学校タブレット端末（平成30年度））
- 第111号議案 動産の買入れについて（町立中学校タブレット端末（令和元年度））
- 第112号議案 動産の買入れについて（町立小学校教師用指導書・教科書（令和元年度））
- 日程第11 第113号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第12 第114号議案 動産の買入れについて（町立小中学校タブレット端末）
- 日程第13 第115号議案 令和元年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 日程第14 第116号議案 令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 日程第15 第117号議案 島本町議会議員及び島本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第16 第118号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 日程第17 第119号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 第120号議案 島本町障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 日程第19 第121号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第5号）
- 第122号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第123号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第124号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)

日程第20	第 1	号認定	令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算
	第 2	号認定	令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
	第 3	号認定	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 4	号認定	令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
	第 5	号認定	令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 6	号認定	令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
	第 7	号認定	令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
	第 8	号認定	令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
	第 9	号認定	令和元年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
	第 10	号認定	令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
	第 11	号認定	令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
	第 12	号認定	令和元年度島本町水道事業会計決算
	第 13	号認定	令和元年度島本町下水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

**村上議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和2年島本町議会9月定例会議を開きます。

さて、皆様もご承知のとおり、連日、全国で新型コロナウイルスへの感染が確認されています。対応に当たられている職員の皆様には、大変ご苦勞様でございます。

9月定例会議におきましても、感染拡大を防止するための対応を行っております。議場出席者にはマスクの着用をお願いしており、また傍聴席については距離を保つために14席としております。また執行部の皆様には、議案説明の取り扱いについて、会議時間の短縮にご協力をいただいております。各議員におかれましても、質疑、討論を可能な限り端的に行っていただきますよう、ご協力をお願いしておきます。

それでは、本日の会議に入ります。

議案等は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から9月30日までの28日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

本定例会議の各議案の内容説明ですが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、お手元に配付いたしております説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認め、そのように取り扱いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 塚田議員及び10番 中田議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、行政報告に入ります。

町長から、行政報告のため発言を求められておりますので、これを許します。

**山田町長**(登壇) おはようございます。それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

まず、「地方自治法」第96条第1項第8号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条に反する事案につきまして、行政報告をさせていただきます。

今回、明らかになりました事案は、議会の議決に付すべき財産の取得または処分のうち、予定価格 700 万円以上の動産の買入れについて、過去 5 年間において、議会の同意を得ずに事務執行していた 16 件の契約でございます。

部局別及び会計年度別の内訳は、総務部で令和元年度にノート型パーソナルコンピュータ購入で 1 件。都市創造部で平成 27 年度に衛生化学処理場で使用する活性炭購入で 1 件、平成 28 年度に清掃工場で使用する液体キレート購入 1 件と衛生化学処理場で使用する活性炭の購入 1 件の計 2 件、平成 29 年度及び平成 30 年度に清掃工場で使用する液体キレート購入でそれぞれ 1 件の合計 5 件。消防本部で令和元年度に救助型活動服購入で 1 件。教育こども部で平成 27 年度に小学校教師用教科書指導書購入と中学校で使用する給食用配膳容器及び中学校で使用する給食用食器器具購入で計 3 件、平成 28 年度に小学校で使用する学校給食用食器洗浄機購入で 1 件、平成 30 年度に小学校及び保育所で使用する給食用ガススチームコンベクションオープンと小学校で使用するプロジェクターロールスクリーン及び書画カメラ、小学校で使用するタブレット端末購入で計 3 件、令和元年度に中学校で使用するタブレット端末及び小学校の教師用教科書指導書購入で計 2 件の、合計 9 件でございます。

これらの契約に関し、決裁課程において関わった関係職員 35 名から、当時の条例規定に関する認識や、当時を振り返って反省すべき点等を中心に、人事課において聞き取り調査を実施いたしました。その結果、条例の動産に関する規定を認識できていなかった、もしくは消耗品類の購入において適用されるという認識がなかったというのが多くの職員の認識で、故意に事務処理を怠ったものではないことを確認いたしました。

また、再発防止策といたしましては、契約事務を進める段階で、契約関係書類とともに契約事務事業状況調書を添付し、契約担当課においても契約内容を確認しておりますが、議会の契約同意の必要性の有無や議会への上程時期など、様式上も記載する欄がなかったことから、これらの項目を新たに追加し、7 月 1 日より運用をしております。さらに、今後は予算査定段階におきましても、予算額から一定の予定価格を推定し、議会への契約同意を見越した事務執行スケジュールを組むとともに、予算編成時の職員への説明会や職員研修においても機会あるごとに周知徹底を図り、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

また、特別職としての責任に鑑み、私と教育長につきましては 9 月分の給料 1 ヶ月分を 10%減額する条例改正案を本議会に提出させていただくとともに、関係職員のうち、当時課長級以上であった管理職につきましては、管理職としての役割を果たせなかったことに鑑み、文書訓告等による指導行為を行いました。

最後に、議員の皆様をはじめ住民の皆様には、このような事案が発生いたしましたことに心よりお詫び申し上げますとともに、二度とこのような事案が起らないよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。大変、申しわけご

ざいませんでした。

続きまして、役場新庁舎建設等にかかる現時点の検討結果につきまして、行政報告をさせていただきます。

役場庁舎の耐震化につきましては、令和元年9月2日の議員全員協議会におきまして、財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、「新庁舎建設基本計画」に基づく新庁舎建設に向けた予算案の提出を先送りすることをご報告させていただきました。しかしながら、同年9月定例会議の中で様々なご議論をいただきましたことから、令和2年度当初予算計上の時期を一つのリミットとして、無駄を排し、財源の確保に注力して、改めて予算案を提出すべきかどうかを検討する必要があるとご答弁申し上げたところでございます。

その後、庁内にて鋭意検討を進めてきたところではございますが、令和2年度当初予算編成時には具体的な整備内容をお示しすることができませんでした。今般、町としてのこれまでの検討内容等に基づく現時点での考え方につきまして、ご報告させていただきます。

検討してまいりました方向性といたしましては、大きく2点ございます。1点目は新庁舎建設に要する事業費自体の縮減について、2点目は新たな財源の確保についてでございます。

1点目の、事業費自体の縮減につきましては、まず、庁舎の建物の構造種別を鉄骨造とすることによりRC造よりも事業費自体を縮減する方法、現庁舎を一部減築・耐震補強を行い新庁舎の規模を縮小する方法、ふれあいセンターの一部を庁舎に転用し新庁舎の規模を縮小する方法などの可能性について、検討を行いました。この場合、事業費は縮減できる可能性はあるものの、事業内容によって総額15億円から20億円以上の事業費が見込まれるうえ、現庁舎を活用するとした場合に工事中の庁舎内における事務執行と来庁者の安全確保に支障があること、ふれあいセンターを転用する場合は住民活動の拠点が大きく縮小すること等を勘案する必要がございます。

また、2点目の新たな財源の確保につきましては、新庁舎建設にかかる起債の償還に、事業規模により年間数千万円から2億円近くの一般財源を要するうえに、財政収支の状況によっては、さらなる一般財源の上積みが必要となりますが、遊休地の売却等によってはこれだけの財源を確保することはできず、また事業の廃止縮減等によってこれだけの財源を確保するには、相当大きな政策変更が必要でございます。

さらに、これらの検討とあわせて財政収支見直しにつきましても精査してまいりました結果、今般、令和元年度の決算を受けて、直近の「財政収支見直し」をお示しさせていただきましたように、依然として、毎年基金を取り崩さなければ収支のバランスが取れない状況にあることや、経常収支比率が100%を超える状況にあります。そのため、現時点において大きな政策変更を伴う事業の改廃を行い、かつ住民生活にも影響の大きい



事業の予算を直ちに計上することは適当ではないと判断し、令和2年度中に新庁舎建設事業に着手することを見送ることといたしました。

なお、新庁舎の建設は極めて重要な施策であるとは十分認識をしておりますので、現在のコロナ禍の中で町の財政状況や今後の社会経済情勢等の変化等を見極め、知恵を出し合い、引き続き役場庁舎の耐震化の方向性について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

**村上議長** 以上で、行政報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、戸田議員、岡田議員、大久保議員、河野議員、塚田議員、平井議員、中田議員、伊集院議員の順で行います。

なお、一般質問については、新型コロナウイルスへの対応として、質問者席ではなく自席で行うこととしておりますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、最初に福嶋議員の発言を許します。

**福嶋議員** 改めまして、おはようございます。それでは、福嶋保雄の一般質問を始めさせていただきます。

まず、一つ目。「迅速なふれあいセンター機能復元を」と題して、質問させていただきます。

平成30年11月に「保育基盤整備加速化方針」が出され、平成31年2月議会で予算審議中のタイミングで、3月1日発行の広報しまもとで「ふれあいセンター諸室の配置について」という記事を出され、住民に周知されました。また、当時、利用団体に対する説明が2月20日付けで総務部長から、関係団体には各担当する部局から説明するという通知により対応されている、とのご説明をいただきました。

第四保育所の建設は、当初計画どおり本年度中に終了予定であり、今日現在、大変な不便を強いている利用者・来館者のご協力に応えるためにも、導入時と同様な時間感覚で施設を復元する必要があると思います。

ふれあいセンター復元の計画進捗は、どのようなスケジュール感で、どのように実行される予定か、お考えをお教えてください。

**教育こども部長** おはようございます。それでは、福嶋議員からの一般質問にお答えいたします。

まず、「迅速なふれあいセンター機能復元について」でございます。

第四保育所につきましては、平成30年6月に発生した大阪北部地震を受け、未耐震の施設での保育の継続は困難と判断し、令和元年11月にふれあいセンターへ一時移転いたしました。現在、役場前客用駐車場におきまして、令和3年4月の開設に向けて、新第四保育所の整備を進めているところでございます。

ふれあいセンターの復旧につきましては、改修工事を行った施設・設備のうち、同館の運営上、支障がないと判断したものについては現状のまま有効活用することとし、復旧範囲を最小限にとどめて工事にかかる費用及び期間を圧縮し、できる限り速やかに一般貸出を再開できるよう努めてまいりたいと考えております。現時点において予定しているスケジュールといたしましては、3階の調理実習室は令和3年7月末までに、それ以外の諸室は令和3年4月末までに復旧工事を終え、調理実習室は8月から、それ以外の諸室は5月からの、一般貸出再開を目途としているところでございます。

いずれにいたしましても、本件復旧工事につきましては改めて予算案として上程し、ご審議を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**福嶋議員** 多くの施設が5月から貸し館再開ということで、ありがとうございます。その中で調理実習室のみ利用再開が8月からと、他の諸室に比べて遅くなっている状況、傾向だというふうに理解しました。他に代替のない施設であるため、室内の復旧の順番の最適化などで、一部の部分だけでも、より早い時期からの利用再開を目指されることができないのかというふうなことを考えるわけなんですけども、その辺、検討することの可能性ということはどうな感じでしょうか。

**教育子ども部長** 調理実習室の利用再開時期についてのお尋ねでございます。

調理実習室につきましては、第四保育所の給食室として必要な機能を備えるため、厨房機器の設置や、給排水・ガス及び電気等の設備改修を行っております。これらのうち厨房機器につきましては、一部を第二保育所に移設して有効活用することを検討するとともに、各種設備につきましては、調理実習室としての用途に見合った内容に復旧する必要があります。調理実習室は他の諸室と比較して多くの備品類を備えており、利用再開に向けて、指定管理者による十分な確認が必要となりますことから、移設復旧の各作業とあわせて4ヵ月間を要するものと見込んでおります。

議員ご指摘のとおり、当該施設につきましては早期の利用再開が望ましいことは十分理解をいたしておりますが、これらの作業は同室内全体に及びますことから、その一部を先行して利用再開することは困難であるものと考えておりますので、ご理解賜りたいとお願い申し上げます。

**福嶋議員** 島本町は、ご協力いただいている住民に対して、ふれあいセンターの復旧をどのように周知されるお考えか、お考えをお教えてください。

今回のウィズ・コロナの中で貸し館事業の再開をされた折り、予約受付の周知が十分できておらず混乱したように記憶しておりますが、復旧時に、どのように予約受付をされるご予定か、お考えがあればあわせてお教えてください。

**総務部次長** 「ふれあいセンターの復旧スケジュール」につきましては、今のところ詳細は未定でございますが、具体的なスケジュールの見込みが明らかになり次第、できるだ

け早期に広報しまもとや町ホームページなど、適切な方法で住民の皆様に周知したいと考えております。また、施設再開後の新規予約受付の方法につきましては、これまでと同様指定管理者と協議のうえ、円滑に事務を進められる方法を検討してまいります。

以上でございます。

**福嶋議員** ご答弁、ありがとうございました。

今回、大阪北部地震をきっかけとして様々な施策の実施、ご協力の要請、様々な調整が行われました。その事業の完成に向け、みんなが良かったね、と思える周知方法、表現方法を工夫いただき、住民参加のまちづくりの一助としていただくようお願いをしておきます。

続きまして、2点目の質問、「校区弾力化は、地域団体との連携を」と題して質問させていただきます。

島本町の社会福祉団体、自治会など、多くの団体が小学校区を基本とした運営をしている中、平成16年度から運用が開始された校区の弾力化運用については、それらの団体とのメリット・デメリットの共有や、相互連携などが十分にできていないように感じております。

まずは、小・中学校の校区の弾力化運用の導入目的と、運用状況と効果、そして課題について、ご認識をお教えください。

次に、自治会団体運営や社会福祉団体など、小学校区ごとの運営を行われている主な団体と、その団体が校区の弾力化運用についてどのような認識をお持ちか、おわかりであれば、お教えください。

また、島本町の町長部局はどのような認識をお持ちか、あわせてお教えください。

**教育子ども部長** それでは、「小・中学校の校区の弾力化運用の導入目的と運用状況と効果、課題について」でございます。

小学校区につきましては、過去の新設校の建設や、学校の大規模化の解消のための変更により、一部地域において異なる通学区域にある学校のほうが距離的に近い地域が生じていたため、通学距離の問題を解消することを目的として、弾力的運用により指定校以外の選択校への通学を認めております。また中学校につきましては、通学距離、安全性、個別事情等を考慮して、弾力的運用により、校区外の中学校への入学を認めております。

令和元年度の弾力的運用の状況でございます。小学校区では、対象者15人中9人が弾力的運用を利用され、また、中学校区では、25人が弾力的運用を利用されております。

課題といたしましては、同じ地区から異なる小学校に通学しているため、地域コミュニティが形成しづらいというお声を耳にいたしております。

いずれにいたしましても、制度運用開始後10年以上が経過していることから、制度の今後のあり方について、改めて検討する時期に来ているものと考えております。

以上でございます。

**総合政策部長** 続きまして、「自治会団体運営や社会福祉団体などとの校区の弾力化運用への認識」について、ご答弁を申し上げます。

地域の繋がりが希薄になりつつある現代社会において、自治会や子ども会等の運営のあり方や、複数の学校との調整や連携において課題をお持ちであると認識しております。町長部局といたしましては、校区の設定は教育委員会の権限ではございますが、まちづくりを進めるうえで、地域の諸課題について、教育委員会と連携して取り組まなければならないと認識しておりますことから、教育委員会と意見交換を行いつつ、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 一つ目の質問のご答弁に対してですが、令和元年度の弾力的運用は、小学校区では、1. 山崎三丁目1番・2番、2. 百山1番1～4号、2番・3番、5～15番、3. 若山台二丁目1番地、4. 若山台一丁目2番・4番・793番、大字桜井936番、大字広瀬1098番の4地区と理解しております。地域で対象者がたった15名しかおられないということですが、その地域全体の話をしており、弾力化の対象人数が15名ではなく、もっと多いというふうに私は認識しております。

該当地域での指定校・選択校に通われている小学生全員の対象者数、選択者数について、改めてお教えください。

**教育子ども部長** 弾力的運用の対象者数等についての再度のお尋ねでございます。

先ほどご答弁申し上げました令和元年度の弾力的運用の状況につきましては、当該年度の事務事業成果報告書に記載している人数で述べさせていただきましたが、これは令和2年度の入学予定者のみに関するもので、全学年の総数ではございません。改めまして、令和2年度当初における1年生から6年生までの小学生全体にかかる弾力化運用の状況についてお答えいたしますと、対象者135名中84名の方が弾力化運用を利用されております。

以上でございます。

**福嶋議員** 135名中84名ということで、大体、私の感覚とイメージが合うようになってまいりました。今回、質問させていただくまでは何か違和感を持ちながら、事務事業成果報告書の弾力化の対象人数は全学年の人数と理解しておりました。事務事業成果報告書の記載事項は、弾力化が入学予定者だけに適用されるためにそういう記述になっているんだというふうに思うんですが、今回の私のように誤解される方もおられると思います。その地域の弾力化の運用状況を正しく示そうとすれば、あわせて全学年の状況も記述されないと正しい影響の評価はできないと思いますが、事務事業成果報告書への追記・修正を含め、どのようにお考えか、お教えください。

**教育子ども部長** 事務事業成果報告書における弾力化運用にかかる記載方法についての再

度のお尋ねでございます。

議員ご指摘の点につきましては、事務事業成果報告書の見直しの方向性を直ちにお示しすることはできかねますが、議員ご指摘の点につきましてはご意見として頂戴いたしまして、今後もわかりやすく、かつ有用な報告書づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 先ほどご答弁いただきました、二つ目の質問のご答弁に対しての再質問でございます。

ご認識いただいているとおり、地域によって、導入当初から地域の諸課題となっている現状があります。町長部局として、地域の課題をしっかりと把握していただき、教育委員会と意見交換をするというだけではなく、町長部局と教育委員会が一緒になりながら、自治会や小学校を基本単位とする団体などと、何年先にはこのような校区弾力化を行うなど互いの意見交換をしながら、住民コミュニティや自治をより一層育んでいくほうがより良いと思うのですが、いかがお考えか、お教えてください。

**総合政策部長** 町長部局といたしましては、今後も教育部局と連携し、引き続き地域の課題やニーズの把握に努めながら、活発なコミュニティ活動が行われる環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 平成16年度から運用が開始された校区弾力化運用において、導入された地域、導入を解除された地域、導入され続けている地域と、様々な地域があります。事務事業成果報告書の新入学対象人数15名中9名の運用という数値からだけでは把握できない、実際の弾力化運用人数、対象者数135名中84名という少なくない人数、そして地域の声があります。ぜひとも住民コミュニティとより積極的に交流いただき、小学校においては5年先、6年先を、中学校においては3年先を見据えて、お互いのメリット・デメリットの共有や相互連携を深めながら、校区弾力化事業を進めていただくことをお願いし、本質問を終わりたいと思います。

三つ目の質問でございます。「災害『想定外』の見直しが急務」と題して問います。

近年、豪雨や地震など多くの自然災害が発生し、住民の生命財産が奪われています。平成27年11月、国土交通省は新たなステージに対応した防災・減災のあり方として、「温暖化の進行により極端な長期間豪雨が」「巨大地震が」、いつ発生してもおかしくないという状況を「新たなステージ」として捉え、危機感を持って防災・減災対策に取り組んでいく必要がある、「想定外の事態をなくすべく不断の取り組みを行っていく必要がある。」と示されました。

残念ながら、その後も災害が発生し、平成27年9月10日、関東・東北豪雨では、常総市で想定外の鬼怒川堤防決壊による本庁舎や発電施設等が浸水し、長期間業務や利用

に支障を来しました。平成 28 年熊本地震では、前震が 4 月 14 日（木曜日）21 時 26 分頃、本震が約 28 時間後の 16 日（土曜日）1 時 25 分頃に発生し、本庁舎が被災した自治体は、ご存知のように五つありました。防災拠点として、そして役場機能の継続に対して、課題を残したことは記憶に新しいところです。

島本町は、地震、津波、洪水等に対して、「最悪の事態」とはどのようなことを想定されているのか、お教えてください。

国土交通省によれば、「比較的発生頻度の高い降雨等」に対しては施設によって防御することを基本とするが、それを超える降雨等に対しては、ある程度の被害が発生しても、「少なくとも生命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しないこと」を目標とし、「危機感を共有して社会全体で対応することが必要である。」とのことですが、島本町の対応の考え方について、お教えてください。

**危機管理室長** それでは、「災害」関連のご質問のうち、「最悪の被害想定」について、ご答弁申し上げます。

令和 2 年 3 月に改定いたしました「島本町地域防災計画」において最大の被害を想定している災害は、内陸型の直下地震である有馬高槻構造線地震が発生したとき、としております。冬の夕方に発生した場合を想定し、町内の大部分で震度 6 強の揺れを観測するものとして、建物の全半壊、地震火災の発生、死傷者、罹災者、ライフラインの停止等を想定しております。

議員ご指摘のとおり、本庁舎は耐震工事が施工されておらず、地震に対して脆弱であることがわかっております。従いまして、平成 29 年度に策定いたしました「業務継続計画」において、本庁舎が使えなくなることを想定して、代替庁舎をふれあいセンターにすることを規定しております。

水害に関しましては、幸いにして、津波被害の想定範囲には本町は含まれておりません。水害に関して最大の被害が想定されますのは淀川の氾濫による洪水で、平成 29 年 6 月に国土交通省が公表いたしました最大浸水想定によりますと、浸水区域内に約 1 万 7 千人程度がお住まいということになります。この浸水想定図につきましては、平成 31 年 3 月に N T T タウンページ株式会社が作成配布いたしました『防災タウンページ』に浸水想定時間図とともに掲載し、全戸配布を行い、周知したところでございます。これらの想定に基づき、防災対策、備蓄物資の量などを、「地域防災計画」にて整備することを規定しております。

続きまして、「水害時の対応の考え方」について、ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、公共工事により、堤防、防潮堤などの施設を整備して、災害に対しての防御を行う考え方は、阪神淡路大震災において、高速道路やビルが倒壊する事態を目のあたりにして、ハード面の対策には限界があることから、避難や救助について前もって備えるソフト面の対策も、平時から行うような考え方に転換されております。

水害につきましては、平成 26 年の広島市の土砂災害、平成 27 年の鬼怒川の氾濫を教訓に、「水防法」等の見直しが行われたところでございます。島本町におきましては、これら施設整備と併行して、共助の担い手となる自主防災会の発足、支援や自助のためのハザードマップをはじめとする各種啓発事業を展開し、人的被害を出さないこと、減らすことを主眼に取り組んでいるところでございます。

現在、避難時における新型コロナウイルス感染症への対応として、水害発生時における避難所の混雑を避けるため、分散避難の呼びかけを行っております。これは、普段からハザードマップを参考に、自宅の場所について災害の程度、影響を把握し、避難の方法を定め、その中で避難所への避難よりも、在宅避難や親類・知人宅への避難等を優先する考えのことでございます。

町ホームページにも掲載しておりますが、7月号の広報誌において「防災」特集記事として掲載しており、また本年 10 月頃に配布を予定しております防災ハザードマップにおいても周知し、避難について考えていただく機会を持っていただけるよう、自主防災組織などと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 私は、行政は生命財産を守る義務があると思っております。できることをきちんとやって、それで守り切れない状況になるときは、被害を最少限にするために財産を諦めざるを得ないということは一定理解いたします。しかしながら、先ほどから出てくる話は避難の話ばかりです。あと少しで越水が起きそうだなというようなとき、減災に向けてできることがあるときに、島本町はどのように住民の財産を守ってくれるのでしょうか。

現在の「地域防災計画」の「第 2 編 災害予防計画 第 1 章 災害に強いまちづくり 第 5 節 水害予防対策の推進」で、対象河川として従来の淀川、水無瀬川に桂川が今回追加されました。水防取り組みとして、従来の水無瀬川右岸と、そこから広義の淀川右岸は淀川右岸水防組合が対応いただけるものと思いますが、京都府の境界から水無瀬川左岸に至るまでの桂川及び水無瀬川左岸部における水防取り組み及び水無瀬川高水敷部の対応は、誰が、どのように行われることになっているのか、お教えてください。

**危機管理室長** 続きまして、「桂川及び水無瀬川左岸地域等の水防活動」について、ご答弁申し上げます。

水防活動について、「地域防災計画」においては、河川の区域ごとに担当する組織を定めております。淀川右岸水防事務組合が所管いたしますのが、淀川の高槻市境界から江川一丁目水無瀬川合流点までと、水無瀬川の江川一丁目淀川との合流点から広瀬二丁目府道西京高槻線水無瀬橋までの区間の右岸側でございます。

町が所管いたしますのは、桂川及び水無瀬川の淀川右岸水防事務組合が所管しない部分、全流域でございます。浸水被害の初動対応といたしましては、町内の雨量観測所で

10 分間雨量が 5 ミリ以上の降雨を観測いたしますと、流域下水道高槻島本雨水幹線接続点に設置しておりますスクリーンや除塵機の点検・清掃等を実施いたします。また、町が担当する部分については職員によるパトロールや、関係機関、町内の自主防災組織からの連絡などにより、水防活動の必要性を確認しましたら、積み土嚢工法の施工などの水防活動を行います。実際に平成 30 年 7 月豪雨の際には、町内の水路からの溢水や土石流への対応のため、積み土嚢工法を施工しております。

大規模な被害が想定される場合につきましては、水防管理者である町長から、ため池についてはため池管理者、その他河川及び水路については消防長及び消防団長に活動の指示・伝達を行います。なお、水無瀬川高水敷部分につきましては、大阪府の河川占用許可を受け町が東大寺公園として利用しているもので、「増水時には川に近づかない」などの注意喚起を行っているものでございます。

前述の活動につきましては、令和元年度に策定いたしました「風水害タイムライン」により、气象台や河川管理者、ダム管理者からの情報をもとに、それぞれの組織の行動を表にまとめ、互いの組織の行動も把握して活動が行えると考えており、情報の伝達等の連携が取れるものと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 大規模な災害が想定される場合、水防管理者である町長から、ため池についてはため池管理者、その他河川及び水路については消防長及び消防団長に活動の指示・伝達を行います、とのこと。そして本年度、町内にある水防ため池が災害時に決壊した際の危険区域を示すため池ハザードマップを作成されるとのこと。これらのリスクが把握され、コントロールできているものは一定安心ですが、先ほども述べたように、リスクの制御のできていないもの、想定外が発生したとき、大きな被害が出ている事例が多くあります。

私が懸念するのは、大きなため池的なもので、天井池的になっているものは、大雨による増水後に地震が発生した場合、堤防亀裂などによる決壊リスクが大きくなり、貯留水の流れ出す方向と周囲の施設の兼ね合いにより大きな被害が発生するリスクとなると考えております。具体的には消防署のすぐ上に位置する若山台の A 暫定調整池はリスクが管理されておらず、すぐ下にある消防署に対する地震時の堤防亀裂による破堤、1 万 5 千立米の貯留水流下による庁舎、車両、通信機器に対する被災リスクが想定されます。

島本町全体を考えたときに、発災時に消防機能が一時的にであっても失われてしまうことは、絶対に避けなければならないことです。そのリスクをなくすために、A 暫定調整池の機能が他の方法でほぼ担保できるのであれば、暫定の調整池ということでもありますので、A 暫定調整池をなくすべきであるというふうに考えております。

ただ、6 月議会の他議員の一般質問に対する町長の答弁では、当該調整池が既存ストックとして下流域への雨水流出を抑制し効果的な被害軽減策である、当該調整池は非常



に多くの山間部からの流域面積の雨水貯留を担っている、「近年の気象状況を鑑みますと、安全・安心に繋がる浸水被害防止への効果的な施策であると考えております。」とのことです。

この内容は、若山台暫定調整池をA・Bの個別に分けて、A調整池についてどれぐらいの山間部からの流域面積の雨水貯留を担っているのか、安全・安心に繋がる浸水被害防止への効果がどれぐらいあるのか、お聞かせいただきたいと思います。あわせて、発災直後に消防機能が消失するリスクと、どう折り合いをつけていくのか、お考えがあればお教えてください。

**都市創造部長** 大規模地震など、「災害時におけるA調整池のリスク管理」について、ご答弁申し上げます。

本町の現時点における考え方といたしましては、暫定調整池である若山台A調整池及びB調整池のあり方については、既存ストックとして下流域への雨水流出を抑制し、効果的な被害軽減策であることも踏まえ、慎重に判断していく必要があると考えております。また、実測データ等の検証時期についても、将来的かつ長期的な施策として考える必要はあるものと考えますが、6月議会でもご答弁させていただいておりますとおり、当該調整池の機能検証や活用の検討については、直ちに実施せず、当面の間は既存ストックとして活用してまいります。

ご質問の、A調整池が担う流域面積は9.68haで、雨水貯留量は約1万5千 $\text{m}^3$ となっておりますが、A調整池が抱える流域において、既存ストックの活用等、他の施設によって現在の調整機能を担保することは、現時点において困難であるものと考えております。

また、発災直後に消防機能が消失するリスクにつきましては、調整池には一定量を超えると、オリフィスだけでなく、余水吐けからの出水機能があることや、周辺の水路や道路に一定の高低差があり、地形的な条件から、大規模な浸水等により消防機能が著しく失われる等の可能性はあまり高くないものと考えておりますが、現時点におきまして具体的な指標による評価はしておらず、大型地震発災などによる消防署の敷地への影響の可否について正確に把握いたしておりません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、本町といたしましても、今後の公共施設の維持管理につきましては、総合的なリスク管理も視野に入れた判断が必要であるものと認識いたしております。そのため、日常的な点検等により調整池の適切な維持管理を行ったうえで、大型地震による災害発災時におけるリスク管理の観点と、大型台風や突発的な集中豪雨などによる浸水対策の観点から、A調整池のあり方についても、改めて慎重に判断する必要があるものと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 今後の公共施設の維持管理について、総合的なリスク管理も視野に入れた判断が必要であり、A暫定調整池のあり方についても、改めて慎重に判断する必要があると

のご答弁、ありがとうございます。

減災への近道の一つは、想定外をなくし、リスクを制御することです。先ほどものご答弁で引用された「島本町業務継続計画（平成30年3月版）」では、島本町の庁舎の一部が倒壊した想定で計画が策定されております。しかしながら、その後の令和元年6月に発行された「島本町新庁舎建設基本計画」では、震度6強以上の強い揺れ——同じ揺れですが、これを受けた場合に、庁舎は「倒壊や崩壊する危険性」があるものと診断されているという記述内容になっております。島本町が想定している地震災害規模で、本庁舎が倒壊や崩壊する危険性があるということが記述されており、職員ご自身の生命、町全体の災害対応を指揮される機能、役場業務のBCP、すべての懸念が出てまいります。そして、先ほどの質問で、消防庁舎への災害リスクがあることをご理解いただけたと思います。

そういう中で、自治体の「業務継続計画」を策定するうえで、庁舎が倒壊・崩壊し、庁舎内にいる住民や職員が被災する、死亡するということは想定されておらず、被災しても負傷のレベルで止まる前提で作成されているという理解をしておるわけなんです。そういう理解で良いか、想定内容についてお教えてください。

**危機管理室長** 平成29年度に策定いたしました「業務継続計画」は、大規模災害時に庁舎や職員等、行政の被災を前提として、限られた人員やライフラインの状況下において、業務を停止することなく非常時優先業務を選定し、現実に向けた具体的な手段を示した計画でございます。本計画では、業務を継続することにおいて、人員等の資源が一番不足する冬季の休日に発災した場合を想定しており、職員も災害発生に起因し負傷などすることを想定し、作成しております。

勤務時間内に大規模な地震が発生した場合には、庁舎倒壊などの詳細なシミュレーションなどを行っていないため、死傷者の割合、使用不可となる庁舎の場所などのデータを持ち合わせず、想定は難しいと考えておりますが、来庁者を含めた避難訓練を毎年実施し、速やかな避難を行うほか、ロッカーなどの転倒防止対策を講じ、被害を最少限に止めることを第一に考えているものでございます。

以上でございます。

**福嶋議員** ご答弁、ありがとうございました。最悪の事態である庁舎倒壊など、詳細なシミュレーションは行われていない、そして比較的発生頻度の高いレベルの災害想定でした訓練をしているということでございます。それが新たなるステージの捉まえであり、最悪の事態である庁舎倒壊などの発生の懸念があってはいけないことなんです。これまで、ほかの議会においても多くの一般質問をさせていただき、発災時、住民が率先して主体的に避難所開設を行える状況の醸成がまだできていないことが明確な中、役場が被災し、防災拠点機能が大きく毀損してしまったら、島本町の住民はどうしたらいいのでしょうか。

皆さんご存じのように、平成 28 年熊本地震では本庁舎が被災した五つの自治体の中で、新庁舎建設計画が本格化していたが、担当者は小・中学校の耐震化工事などを優先させたため、庁舎の建設計画が遅れてしまったなどの反省がありました。当時は国の補助制度のないことも課題の一つとなり、市町村役場機能緊急保全事業として、起債対象経費の 75%を上限として、この範囲で充当した地方債元利償還金の 30%と、交付税措置率の高い施策が本年度までとして示されておる状況です。これは単純に換算すると 22.5%、数億円規模の交付税措置となるのです。このように、施策を先延ばしにすることがないようにするために考えられた国の施策なんです。

島本町の場合、役場庁舎について震度 6 強で倒壊や崩壊する危険性がある。島本町の「新庁舎建設基本計画」まで、多くの予算を使い策定されたにも関わらず、計画策定後は 1 年以上、ほとんど進捗のない状況です。そして、このような庁舎へのリスク回避を行わない状況で容易に考えられるリスクとして、発災時に B C P がうまく機能せず、役場支援が不十分となり、災害が拡大し、住民の生命財産の損害が拡大すること。生命を失うリスクのある庁舎で働いている職員さん、島本町を良く理解している職員さんが、より安全・安心な職場を選び、退職して去ってしまうこと。十数年先に庁舎建て替え時期を迎えるが、結局、それまでにメンテナンス費用を加え、トータルとして、より、どれだけの追加費用が必要か開示されておらず、その間により多くの投資が必要になる懸念など想定されます。

これらの内容をどのように検討されているのか、どのように交付税措置以上の財源を短期間に確保される予定でリスタートするのかなど、質問して、ご答弁いただきたい内容は多くありますが、多くは令和元年度決算にかかる内容ですので、ここでの質問は控え、福嶋保雄の一般質問を終わりたいと思います。

**村上議長** 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 50 分～午前 11 時 05 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

**戸田議員** 令和 2 年 (2020 年) 9 月定例会議の一般質問は、「文化」をテーマに行います。

I. 「文化財の防火・安全対策～島本の歴史文化財を守る～」

昨年 4 月、フランス・パリのノートルダム大聖堂において大規模火災が発生しました。ここに謹んでお見舞い申し上げます。その 2 日後、日本では文化庁長官より国宝・重要文化財の防火対策等について、全国の国宝・重要文化財の防火対策を徹底するよう周知がなされていると思います。また、4 月 22 日には「文化財の防火対策等」について、府知事、教育委員会教育長宛てに、国宝・重要文化財の管理状況の把握と確認・点検のための緊急状況調査が実施されたと認識します。

1) 4月22日、消防庁次長名でも「文化財建造物における防火安全指導の実施について(通知)」があったと思いますが、それはどのようなものでしたか。

**教育こども部長** それでは、戸田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、「文化財の防火・安全対策」のうち、平成31年4月22日付け「消防庁次長名通知内容について」でございます。

同通知内容につきましては、平成31年4月15日に起きたフランス・パリのノートルダム大聖堂においての大規模火災の発生を踏まえ、特に文化財建造物での工事、イベント等の際の出火防止対策、消防用設備等の適切な維持管理、火災時の初動体制の再確認に万全を期すよう文化財建造物の関係者への指導をお願いする、というものでございます。

以上でございます。

**戸田議員** それでは、これらを踏まえて、生涯学習課、消防本部、消防団など、関係者の連携による文化財建造物の防火対策の推進が本町においてどのように進められているのか、どのような対策が講じられているのか、説明を求めます。

**教育こども部長** 次に、本町において「生涯学習課と消防本部・消防団など関係者の連携について」でございます。

本町には、ご存じのとおり、様々な文化財建造物がございます。その中でも、重要文化財に指定されている客殿、茶室を有する水無瀬神宮におきましては、毎年1月26日の文化財防火デーにあわせて消防訓練を実施いたしております。訓練当日は、消防車の発動により放水訓練を実施し、その後、消防職員が立ち入り検査を行っております。

なお、安全対策につきましても、文化財修理時やイベント時には必ず教育委員会に相談していただくこととしており、内容に応じて、参加者や受託業者への避難経路確保の指導や告知を行っていただくよう申し入れを行っているところでございます。

また、国登録有形文化財である町立歴史文化資料館では、毎年1回、職員や当日の来館者にも協力をお願いし、避難誘導や、消火活動の確認を行う消防訓練を実施いたしております。

以上でございます。

**戸田議員** それでは、もう少し具体的にお訊きします。工事、イベントのときの出火防止対策、消防用設備の適切な維持管理、火災時初動体制の再確認などに万全を期すため、文化財の所有者にどのような指導を行っておられるのでしょうか。

また、本町においても、国宝・重要文化財の管理状況の把握と、確認・点検のための緊急状況調査が実施されていると思いますが、状況調査はどのように行われたのでしょうか。

**教育こども部長** 火災防止対策などについて、「文化財所有者への指導」についてのお尋ねでございます。

消防庁より「文化財建造物における防火・安全指導の実施について」の通知など、防火安全対策に関する文書は文化財所有者にお渡しするとともに、日常の防火対策について今一度ご留意いただくよう、お伝えをしているところでございます。また、先ほどご答弁申し上げましたとおり、文化財所有者が文化財の修理や、建造物内においてイベント等を実施する場合は、必ず教育委員会に相談していただき、文化財建造物の防火対策等について、文化庁が作成したガイドラインをもとに指導をいたしております。

次に、「国宝・重要文化財の緊急状況調査について」でございます。緊急状況調査とは、重要文化財・建造物等の防火対策や防火設備、訓練の体制などについての調査内容となっております。

なお、本町で国宝・重要文化財を所蔵しておられるのは水無瀬神宮のみですので、調査表を水無瀬神宮に記入いただき、本町を經由して、大阪府に提出したところでございます。

以上でございます。

**戸田議員** 昨年、大沢地区において山林火災が発生しております。鎌倉中期のものと伝えられる極楽寺のご本尊、阿弥陀如来にどういった対策を取られましたか。それはどのような判断によるものでしたか。

**教育子ども部長** 「大沢地区での山林火災に際しての対応について」でございます。

平成31年4月22日に大沢地区で発生した山林火災では、火の手が極楽寺付近に迫っていたため、大沢地区の住民の皆さんが、極楽寺に安置されているご本尊、阿弥陀如来座像を運び出そうとされておられました。その際、消防団の活動でその場に居合わせた本町学芸員と住民の皆様と一緒に、文化財の破損がないよう、ご本尊の養生及び梱包を行い、避難所として開設されておりましたふれあいセンターの2階座敷に運搬をしたところでございます。

なお、沈火後は避難所から極楽寺への返還を行っております。

以上でございます。

**戸田議員** 現場に本町の学芸員が居合わせた、これは非常にありがたいことだったなと思うわけですが。言い換えれば、たまたまだったというふうにも言えると思います。

通告の3)です。災害時においては、人命尊重が最優先であることは言うまでもありませんが、万が一の場合を想定して、「消火活動・文化遺産の搬出や保全を目的とした訓練」を行っておく必要があります。行っておられますか。

また、災害時に文化遺産の所有者、管理者、地域住民、行政が、それぞれ迅速・的確に行動できるよう、「文化財の避難活動に関するマニュアル」を整備しておくことが、国によって課題とされているのではないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

**教育子ども部長** 次に、「消火活動、文化遺産の搬出・保全を目的とした訓練」についてでございます。

国登録有形文化財である町立歴史文化資料館における訓練内容といたしましては、「消火活動」を中心に、消防職員より消火器使用の指導や緊急時の対応について指導を受けるとともに、消防設備設置場所の確認を行っております。また文化遺産の搬出につきましては、歴史文化資料館では、江戸時代に実際使用されていた「備前焼きの大甕」を所蔵しておりますので、以前は実際に持ち出す訓練を行っていましたが、文化財の移動は大きな損傷に繋がる可能性があるため、現在は取り止めており、文化財所在場所の確認のみを行うようにいたしております。

次に、「文化財の避難に関するマニュアルの整備について」でございますが、文化庁が発行している「国宝・重要文化財（美術工芸品）の所有者のための手引き」を文化財所有者にお渡しをいたしております。そのうえで、文化庁が出している「文化財（美術工芸品）の防災に関する手引き」をもとに指導・対応しているところであり、本町独自のマニュアルは現在のところ作成はいたしておりません。

以上でございます。

**戸田議員** ご答弁にありました備前焼の大甕同様、文化財の所在場所を事前に確認しておくことがまず重要で、搬出した文化財の盗難を防止し、安全に保全できる場所をあらかじめ確保しておくことも重要視されています。

文化財の避難活動については、町独自のマニュアルが仮にあるとしたら、消防本部や地元消防団とともに避難・消火訓練が行えると私は考えています。地元住民の皆様に文化財の存在と価値を知ってもらう、良い機会にもなるでしょう。

新型コロナウイルス感染症への対策が、今、最優先、一定収まった段階にならざるを得ないことは承知していますが、ここで教育長に再度お尋ねしたい。文化財避難活動に関するマニュアル整備について、必ず取り組まなければならない課題として認識していただいていますでしょうか。

**持田教育長** 「文化財避難活動に関するマニュアル整備について」でございます。

フランス・パリのノートルダム大聖堂大火災に続き、日本でも令和元年10月31日に沖縄県首里城跡火災が発生いたしております。この首里城火災を受けて、文化庁では、令和元年12月に「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」を改定されました。また令和2年3月には、消防庁において、文化財等の関係者が実践的な訓練を実施し、防火体制の充実・強化を図ることができるように、訓練の事前準備から事後検証までの実施方法を取りまとめた「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を制定し、公表されたところでございます。

なお、本マニュアルでは、建造物内の火災危険場所の把握や、守るべき文化財等の明確化、そして訓練実施の手順等が詳しく書かれており、消防機関等の関係者との連携の重要性が示されております。

いずれにいたしましても、本町では、現在独自のマニュアルはございません。今般、

文化庁や消防庁が示された本ガイドラインやマニュアルを参考に、消防本部をはじめとした関係機関等とも連携を図り、現状にあった防火訓練を実施するなど、対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** ご答弁により、沖縄県首里城跡火災の発生後、さらに訓練の重要性が認識されていることがわかりました。現状にあった防災訓練を実施することですが、町独自のマニュアル整備には消極的とも思えるご答弁でした。

いざというとき、実効性が伴わないということがないように、消防本部や地元消防団とともに避難・消火訓練が行える環境を整えていただきたいと申し上げまして、Ⅱ点目の質問に移ります。

Ⅱ. 「『水無瀬山』はどこにある？～西浦門前遺跡と和歌からの考察～」。

「水無瀬山 せきいれし滝の 秋の月 おもひ出づるも 涙落ちけり」、これは鎌倉時代初期の公卿、歌人であった藤原家隆の和歌です。家隆の歌、西浦門前遺跡の発掘調査概要、その他複数の資料に基づき、水無瀬山の位置について、今回の質問では考察いたします。

1) 家隆の歌にある「せきいれし滝」は、はたして水無瀬の滝なのか、というご指摘があることをご存じでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

**教育こども部長** 次に、「水無瀬山」に関するご質問でございます。

「水無瀬の滝について」でございます。「せきいれし滝」が、本当に「水無瀬の滝」を示すものかという指摘につきましては、様々なご意見の一つであることは聞き及んでおります。

以上でございます。

**戸田議員** 「せきいれし」の「せき」が、水を田へ引いたり、流量を調節したりするために川水などをせき止めるところ、「堰」のことを言うのであれば、冒頭、ご紹介した家隆の句にある「せきいれし滝」は、東大寺にある水無瀬の滝ではなく、どこか別のところにある人工的なものと考えられます。

町ホームページには、「水無瀬の滝は、天王山の西尾根から発した滝谷川が、天王山断層によって落ち込んでできた高さ約20メートルの清冽な滝で、水枯れをしたことがないという。」と紹介されています（にぎわい創造課）。水無瀬の滝は自然の滝、上流の山は天王山です。しかし、その説明の末尾に「水無瀬山」の、冒頭の家隆の句があるのはいかがなものでしょうか。

2) 家隆の生きた時代、東大寺の水無瀬の滝の背後の山が「水無瀬山」と認識されていたとは考えにくいではありませんか。島本町教育委員会は、水無瀬山の位置についてどのように考えておられるのでしょうか。答弁をお願いします。

**教育こども部長** 次に、「水無瀬山の位置について」でございます。

広い範囲を描いた近世以前の絵図の中には、その配置が正確でないものも存在をいたしております。また、江戸時代後期に描かれた『新改正撰津国名所旧跡細見大絵図』などには、現在の百山と考えられる場所に「水無瀬殿」や「水無瀬山」が描かれているものも存在をいたしております。いずれの資料も水無瀬離宮造営時より大きく年代を隔てた資料でございますので、水無瀬山の位置につきましても、その信憑性については慎重に判断すべきものと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 確かに、古い絵図・地図については、その信憑性が疑わしいものもでございます。慎重に判断しなければなりません。しかしながら、水無瀬殿が存在した時代、ここで生き、暮らした人びとが、水無瀬山をどのように認識していたか、これがむしろ重要であると私は考えています。

さて、平成 26 年（2014 年）6 月、小野薬品工業株式会社の新研究棟建設（桜井三丁目）に伴い行われた埋蔵文化財調査において、後鳥羽院の水無瀬殿の庭園跡である可能性が高いと考えられる遺構が発掘され、そこには人工的な滝組の石が組み立てられていました。「水を池に注ぐための施設である遣り水跡、遣り水から注がれる水を溜める小さな上の池、上の池の水があふれ、滝となって下の池へ流れ落ちる滝口である滝組の石、滝から流れ落ちる水を受ける大きな下の池、上の池に沿って並べられた景石から構成されていた」、町のホームページに、町立歴史文化資料館のページに、そのように書かれている。これが教育委員会のご見解です。実際、これらの一部は歴史文化資料館の前に移設されています。

家隆が言うところの「せきいれし滝」ではないだろうかと思いたくもなりますが、これについては慎重な考察が必要で、発掘調査結果の報告を待たねばなりません。報告の公表が急がれるところです。

質問 3) です。やはり、古地図が重要です。江戸時代中期に活躍した地図の考証家・森幸安の宝暦年間『撰津国地図』（国立公文書館蔵）によれば、水無瀬川を挟んで、水無瀬の滝は左岸に、水無瀬山は右岸に位置しています。明らかに桜井・神内と思われる方面に位置する山を、水無瀬山としています。江戸時代後期中川家御年譜（大分県竹田市教育委員会編）の『撰津図抄』でも、水無瀬山は桜井、待宵子侍従の墓の奥の山と見受けられます。

これらの資料、古い地図の存在をどのようにお考えなのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

**教育こども部長** 次に、「史料・古地図の存在をどう考えるか」について、でございます。

鉄道や道路が発達し、町の様子が大きく変わってしまっている現代において、史料・古地図の存在は重要であると認識をいたしております。しかしながら、先ほども申しましたように、絵図の中には、その配置が正確でないものや、史料の中にも誤った記述が



されているものも存在することから、あくまで研究・調査の補足の史料とすべきと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 現在、私たちが「水無瀬の滝」と呼んでいる滝の背後の山を「水無瀬山」としている絵図が、後の時代に存在していることも確かです。『五街道其外分間見取り延絵図』のうち『山崎道分間延絵図』です。現在、町の歴史文化資料館で展示されています。

18世紀末～19世紀初めにかけて、道中奉行所において制作されたものとのこと。この時代には、人びとがそう認識していたから、水無瀬山が天王山側にあるとされているとも考えられますし、街道の描写に比べて、遠景は見取り図で、正確性には乏しいのかも知れません。また、東山、北山、西山のように、一帯の山並みを指すという考え方も否定できないのかも知れません。

いずれにしても、幕府が発行に関わったことで、以降、これが定着していくとも考えられ、このことは島本町が発信する歴史文化情報のあり方が、社会に与える影響の大きさを示唆しています。

通告の4)です。郷土史を研究されていた奥村寛純氏が編集・解説された『水無瀬荘資料修正I寛政四年廣瀬村明細鑑記録』（郷土島本研究会）の記述も重要です。さらに重要だと思います。『1803年・村方明細書上帳廣瀬村』に、「中堤川は川幅4尺、水無瀬山巧流出、上牧村の沓へ流れ落ちている」とあり、また『撰津國嶋上郡廣瀬村明細書』にも「中堤川は幅八尺」ほどで、「川上は水無瀬山巧流出、當村——すなわち廣瀬村——へ掛り」というふうに書かれています。

これは、どういうことを言っているのでしょうか。上牧村に流れているという中堤川はどこにありますか。水無瀬山は、水無瀬川の右岸に位置していると考えるのが妥当ではないでしょうか。

**教育こども部長** 次に、『水無瀬荘資料集成I寛政4年廣瀬村明細鑑記録』についてでございます。

発行されている書物については存じておりますが、原文書を拝見していないため、正しく翻刻されているかの確認ができておりませんので、教育委員会として見解を述べることは差し控えさせていただきたいと思います。また、『撰津國嶋上郡廣瀬村明細書』についても、同様でございます。

次に、「中堤川の場合について」でございます。

西国街道筋に中堤橋があることは認識をいたしておりますが、現在、町内に中堤川という名前の川はございません。しかしながら、『水無瀬荘資料集成I』の絵図の翻刻からは、現在の広瀬五丁目～水無瀬一・二丁目にかけて「中堤川」と表記された川があることは確認をしておりますが、先ほども申しあげましたように原文書から確認したわけではありせんので、教育委員会として見解を述べることは差し控えさせていただきた

いと思います。

また、「水無瀬山が水無瀬川右岸に位置しているのではないか」との質問についても、先ほどのご質問と同様、教育委員会として見解を述べることは差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

**戸田議員** そうおっしゃるのであれば、家隆の和歌について、水無瀬山が天王山側、あたかも水無瀬の滝にあるかのような町の情報発信、歌碑の位置につき、その根拠ははたしてどこにあるのか、本来ならばお示しいただかなければならないわけです。総じて、原文書の確認が今後の課題になると思います。

通告の質問に戻ります。少し、視点が変わります。

島本町文化財調査報告書第6集『詩歌としまもと 歌枕「水無瀬」をめぐって』（島本町教育委員会）に基づいて、家隆の歌について問います。冒頭の和歌です。後鳥羽院を偲んで家隆が詠んだこの歌は、ここでは「おもひ出づるも 涙落ちけり」となっています。

通告の5) 水無瀬の滝の脇に立てられている陶板製の歌碑や、町文化財調査報告書第6集には「涙落ちけり」とあり、ホームページには「涙なりけり」となっており、整合性を欠いています。どちらが正しいのでしょうか。

**教育こども部長** 次に、「水無瀬の滝の碑について」でございます。

当該説明板の内容については、町文化財調査報告書第6集に記載のとおり、「涙落ちけり」と記載しているものであり、これは、『壬二集』を出典としているものでございます。町ホームページには「涙なりけり」と記載しておりましたが、整合性を図るため、「涙落ちけり」に、すでに修正をいたしております。

以上でございます。

**戸田議員** 二つの類似歌が存在することはあり得ますが、やはり島本町としては統一性を持って発信していただきたく、何より出典を記しておくことの重要性を思います。いずれにしても、水無瀬山の位置は地形や眺望を活かした庭園を含む水無瀬殿の在りし日の姿を考察するにあたって、非常に重要な要素です。

質問します。家隆の歌碑が水無瀬の滝の脇にあることの妥当性についても、再考と修正が求められていると思いますが、いかがでしょうか。

**教育こども部長** 「説明板が水無瀬の滝の脇に立てられていることの妥当性について」でございます。

説明板は、平成5年に設置されたものでございます。水無瀬の滝の場所については、様々なご意見の中で、現在の場所が妥当との判断がなされたものと認識をいたしております。いずれにいたしましても、今後、有識者の皆さんの議論の中で、有力とされる新たな見解が示された際には、今後の対応について検討することがあるやも知れないと考

えております。

以上でございます。

**戸田議員** 考察が重要だと思います。後鳥羽院の時代、人びとの認識としては、水無瀬山は桜井側に位置する山であったと私は考えています。これについては、早急、原文書に基づく研究をお願いしたい。また、総じて歴史的資料の収集・保存・保管、多角的な視野に基づく調査・研究による文化行政の充実、向上に努めていただきたい。これは島本町の責務です。

まとめます。廣瀬国木原遺跡、西浦門前遺跡における庭園遺構の発掘、これまでの見解を見直す必要に迫られる大きな発見でした。縁あって水無瀬殿の在りし日の姿を研究する機会に恵まれ、桜井の田園風景と背後の山並み、天王山、男山への眺望、石清水八幡宮との関係性など、すべて見事な当時の都市計画であったと考えるようになりました。地形を活かした滝の石組のある庭園遺構が桜井三丁目で発見されたことは、桜井方面に水無瀬殿が拵がっていたことを示唆しています。御所ヶ池周辺にかろうじてその面影が残され、男山から日が昇り背後の山に日が沈むという、太陽の軌道との関係性も見られます。日の昇る東方には浄瑠璃浄土、日が沈みいく西のほうには西方、極楽浄土を表現していた、お浄土の世界が表現されていたとも言われています。

こういったことを私が理解できるようになったとき、すでに駅西の開発計画は進んでいました。そのことにより、水無瀬殿を開発反対の理由にしているとの誤解を招いているとしたら、それは私にとってではなく、むしろ島本町にとってたいそう不幸なことです。開発がこのまま進められるのであれば、後鳥羽院のまちづくりの思想が、JR島本駅西土地区画整理事業に活かされ、そのことによって街区の付加価値が高められるよう、町は最善を尽くすべきです。シティプランニング、シビックプライドというカタカナの言葉が横行していますけども、これらをキーワードとしても、答えは明らかだと私は思っています。

そのためには、まず、島本町教育委員会が西浦門前遺跡を含む桜井の歴史的・文化的価値について公的な見解を示すこと、さらには水無瀬殿研究における仮説的考察に、寛容かつ謙虚に、柔軟性を持って協力的であることが重要と申し上げ、私の質問を終わります。

以上です。

**村上議長** 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

**岡田議員** それでは、一般質問をいたします。

一つ目の質問、「地球温暖化防止に向け ごみ問題について」でございます。

ごみを燃やしたときに発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）は、地球温暖化の原因になっていることは実証済みです。日々、生活の中でマイボトルやエコバッグの意識啓発が進む中、

ごみの分別も、個人がCO<sub>2</sub>削減に貢献する第一歩だと思います。

地球温暖化の影響により、世界各地で頻発する異常気象の被害が深刻化しています。日本でも、昨年の相次ぐ台風被害は教訓となりました。地球温暖化の原因とも言えるプラスチックごみの削減に向け、町が検討、あるいは努力されていることは。

お聞かせいただけますか。

**都市創造部長** それでは、岡田議員からの一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、「ごみ問題について」でございます。

本町における事務事業に伴い発生する温室効果ガスにつきましては、その約半分がごみ焼却によるものであり、議員ご指摘の、プラスチックごみの削減は大きな課題であると認識しております。

この「プラスチックごみの削減についての施策」でございますが、本町におきましては、令和元年5月30日に、適正に処理されないプラスチックごみをゼロとすることを目的とした「しまもとプラスチックスマート宣言」を行っております。具体的な施策といたしましては、本年7月からのスーパーマーケットなどにおけるレジ袋有料の義務化に先立ち、北摂7市3町及び事業者による「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」に参画し、住民や事業者の皆様に対して、マイバッグ等の持参促進やレジ袋の無料配布中止の呼びかけを行ってきたほか、広報誌やホームページを通じて、ごみ減量及び適正分別等の啓発を適宜行っているところでございます。

また、町の業務におきましても、会議等での飲料の提供を原則廃止とし、マイボトル等の持参を呼びかけるなど、プラスチックごみの削減に向けた取り組みを進めているところであり、今後におきましても、行政・住民・事業者が一体となって4Rの取り組みが推進できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 少し時間をいただいて、ちょっと新聞の中身を読ませていただきます。

テレビ等でおなじみのお天気キャスターの森田正光さん、これは気象予報士でございます。この方が新聞に掲載されていらっしゃいます。今回、「新型コロナウイルスの影響を感じることはありますか」ということで、この森田さんは「空を見上げてみてください。皮肉なことですが、空気がきれいになっています。大気中のオゾンやPM2.5などの数値を分析した大気汚染の少なさを表す指数、ウェザーニュースによると、その指数が昨年と比べて明らかに高くなっています。今年のほうが鮮やかな青空なのです。衛星画像を見ても、これまでガスなどで覆われていた都市部の空気が澄んでいるのがはっきりわかります。移動や生活が制限され、自動車や航空機の排気ガス、工場の排煙などによる有害ガス、二酸化窒素等の濃度が低下したことが大きな要因でしょう。」というように書かれてあります。

私はこの記事を読みまして、ほんとに、このごみ問題をしっかりと考えていかなければ

ならない、このようなときが来たんだなということを痛切に感じて、今回の一般質問になりました。

島本町はいろいろな分別をされているかと思いますが、まず、2点目の質問に、プラスチックの種類など、どのような分別方法をされていらっしゃるのですか。お答えください。

**都市創造部長** 「プラスチック類の分別方法」についてのご質問でございます。

本町におけるプラスチック類の分別方法でございますが、ペットボトルにつきましては分別収集し、再資源化しておりますが、その他のプラスチック類につきましては焼却処理しているところでございます。また、大型ごみに含まれるプラスチックにつきましても、清掃工場で選別できるものにつきましては焼却処理しているところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** 今回、ちょっと通告していない横道にそれますが、過去におきまして島本町は、結局は、ごみがなかなか燃えにくいときにペットボトルを放りこんで、そして火力を強くすると、そういうようなこと、過去に私は聞いたことがございます。それによって、少しでも燃料代を少なくしていくというようなことをお聞きいたしたことがはっきりとございますが、この行為は、島本町は今でもされていらっしゃるのですか。ちょっと通告にはない質問になるかと思いますが。

**都市創造部長** 現在、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、ペットボトルにつきましては再資源化、しっかりとさせていただいているところでございます。その他のプラスチックについては、なかなか、そのような対応が、今現在はできていないということでございます。

以上でございます。

**岡田議員** 次の質問に入りますね。文具、またはおもちゃ、洗面器など、町では可燃ごみとしていることは理解しておりますが、昨年5月、国の「プラスチック資源循環戦略」では、使い捨てプラスチックの排出量を2030年までに25%削減、また使用済みプラスチックのリサイクルを35年までに100%有効活用する目標を立てていますが、町ではどのような目標を立てて、それに向け、どう努力されようとされていますか。

**都市創造部長** まず、「プラスチック製の文具、おもちゃ等の処理方法について」でございますが、議員お見込みのとおり、本町におきましては焼却処理しているところでございます。

次に、国の「『プラスチック資源循環戦略』の目標達成に向けた取り組みについて」でございます。

本年3月に策定いたしました「島本町一般廃棄物処理基本計画」におきましては、プラスチックをリサイクルする過程で必要となる、プラスチックを圧縮減容する設備を含めたリサイクルセンターの整備を検討することとしておりますが、本町は施設整備にか

かる国庫補助金の交付対象外であることから、施設の整備には費用面での大きな課題がございます。先ほど申し上げましたとおり、現在、本町におきましてはプラスチック製品、容器包装プラスチックを問わず焼却処理しておりますことから、プラスチック自体の使用量を削減できるよう、周知啓発に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** プラスチックのごみを焼却するということは、やはり、その自治体は環境にやさしくないというふうな位置づけになるということですので、できるだけ焼却処理をしない方向に持っていくということを努力していただきたいかな、というふうには思っております。

このプラスチックを焼却すると、やはり焼却炉もすごく傷みが早いというようなことも聞いておりますのでね。その点、できるだけ注意をしていただきたいなとは思いますが、現時点でそういうふうなプラスチックの燃えるものに関しては、島本町は焼却炉のほうで燃えるごみとして扱っているということでございます。環境にやさしいまちづくりを、よろしくをお願いします。

高齢化の進展によりましてね、大人用の紙おむつの需要が増加しております。紙おむつは、パルプとプラスチック、高分子吸収剤の3混合素材でできており、汚物もついているということから、分別が難しいと言われておりますが、水分が多く、燃えづらいとも言われております。温度低下を防ぐため補助燃料を使用すれば、焼却炉を傷める原因にもなります。

環境省から、昨年、自治体向けでガイドラインを出しているとお聞きいたしておりますが、島本町におきまして、今後は紙おむつのリサイクルへの取り組みは考えていらっしゃいますか。あるいは、全く考えもなく、検討もなく、このような状態ですか。いかがなものでしょうか。

**都市創造部長** 「紙おむつのリサイクル」についてのお尋ねでございます。

「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」につきましては、本年3月に環境省から示されているところでございます。当該ガイドライン公表時には、令和2年度にガイドラインの説明及び再利用等、事業者と市町村のマッチングを行うための説明会を行うとともに、具体的な検討を行う市町村等への専門家派遣等の支援を行うことを予定されておりましたが、現時点におきましては、その後の情報を受けていないところでございます。

議員ご指摘のとおり、紙おむつの需要は高まっておりますことから、より良い方策に繋げられるよう、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 今、もう文書が入っているかも知れませんが、国のほうではプラスチックごみを分別も何も、洗いもしなくとも一つにまとめて収集できるような、そういうときが

令和4年には来るって言われているんですね。そのための法整備が来年になるということをおっしゃっています。国のほうでは、このプラスチックのごみで実験しましたら、これはもうリサイクルをすると、小さな粒になるそうなんです。だけれども、最終的にはこの原料となる石油となるという、そういう実験結果が国のほうでも出たようなんです。そのことによりまして、来年は法整備をする。そして令和4年には、もうプラスチックは全部まとめてリサイクルするというような、そういうような時代になるということをおっしゃる、たぶん、文書来ているからご存じかと思いますが、そうなったときには、プラスチックでもそういうリサイクルできる、島本町でそういう窯を造るといいますか、焼却炉を造るといのは難しいですよ。今でも難しいから、私は難しいんじゃないかと思うんですけども、そうなったときには、やはり真剣に考えなあかんの違うかなというふうには思います。

今のごみだけでも大変な状態ですので、今度、そういうような状況になりますと、国はもう、そのお金が下りてくるということも聞いていますので。でも、島本じゃ難しいと思いますが、どこかにそれを持って行って、そしてリサイクルしていただくというのか、そういうような状態に島本町、なるかと思うんですけども、そういうことって聞いていらっしゃるでしょうか。文書で下りてませんか。

**都市創造部長** 議員からご紹介いただきました、国におきます大きな流れという部分については、一定、情報として掴んでいるところではございますが、個々具体、より細かな部分については、まだ情報としては入手していないところでございます。今後におきましては、しっかりと本町におきましても環境問題、特にプラスチック問題に対応できるように、しっかりと情報収集に努め、適切に対応できる体制等、整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** ごみ問題につきましては最後になりますが、島本町は焼却炉の問題にしても課題が多々あるかと思っております。真剣に考える時期が来ているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ、その点、よろしく願いいたします。高槻市云々というようなことはありますが、まず、でも島本町でできることからやっていくというのか、そこから出発していただけたらいいと思いますので、リサイクルも含め、ちょっとごみ問題は、この地球温暖化の大きな課題でもありますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

以上です、ごみ問題に関しましては。

その次の質問に入ります。「学校体育館にエアコン設置を」。

災害時に避難所となる小・中学校体育館へのエアコン設置が必要ではないでしょうか。地震や豪雨などの災害が相次ぐ中、また本年は新型コロナウイルスにより、避難所での感染防止が重要対策にもなりました。年々、猛暑が厳しくなる夏、体育館は、教育環境のみならず住民が利用する避難場所でもあります。体育館へのエアコン設置は全国的な

課題として受け止められていますが、多額の予算が必要なり、また体育館そのものがエアコン設置ができるような建て方をしていないことも原因の一つになっているかと思えます。やりたくはあるが実施はなかなか困難、というのが本音ではないでしょうか。

私が調べたところ、学校の体育館へのエアコン設置に国の緊急防災減災事業債が活用できるとのことです。府は、2019年度から5年間の計画で、府立高校 132校、支援学校 38校、計 170校に整備を進めていることもわかりました。初年度は、高槻市にある府立大冠高校を含む 20校で整備が完了しております。今年度も 28校で整備が予定されています。また、箕面市におきましても全小・中学校、すべて完了しております。町は、どのように考えていらっしゃいますか。

**教育こども部長** 続きまして、「体育館へのエアコン設置について」でございます。

体育館へのエアコン設置につきましては、近隣では箕面市が積極的に取り組みを進められているところであり、本町といたしましても、昨年 11月に危機管理担当部署とともに同市へ視察に行ったところでございます。箕面市におかれては、平成 29年度に緊急防災・減災事業債を活用し、小・中学校 20校において、総事業費約 8億円を要して整備されたと聞き及んでおります。箕面市が活用された緊急防災・減災事業債につきましては、令和 2年度までのものとなっていることから、本年度中に予算措置及び事業着手が必要になると聞き及んでおります。

本年度当初予算への計上も検討はいたしておりましたが、関係部局で検討した結果、新庁舎建設の時期について延期を表明した財政状況を踏まえますと、慎重に検討していく必要があるとの判断に至り、当初予算への計上を見送ったところでございます。いずれにいたしましても、財政・政策担当部署とも情報を共有し、町全体の施策の中で、今後の方向性について慎重に判断する必要があるものと考えております。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。私も、この質問をするのは、ぜひ体育館にエアコンをという気持ちは十分持っておりますが、ほんとに苦しい気持ちで一般質問をさせていただいております。やはり新庁舎の建設ということが、先ほども町長から言われたように、今年度、見送るというようなこともお聞きいたしました。そのような中で、このエアコンの質問をするの、ほんとに心苦しい思いで、ここに立っております。

この事業債を使われるということは、相当負担が自治体にはかからないというようなことをお聞きしております。この事業債も、令和 2年度で終了ということも、国のほうでお聞きいたしております。今、自民党さんと公明党で、国のほうにこの事業債を継続していただけるように、しっかりと要望し、検討されているとお聞きいたしております。

島本町におきましてもね、ハザードマップに目を通しますと、避難所の中でも第二小学校と第三小学校が、すべて洪水、土砂、地震災害、大火、この第二と第三小学校がすべてに関する避難場所になっているというようなことでございますので、ぜひ検討して



いただく際には、この利用がよくできる学校の体育館というんですか、そこから順番というんですか、ぜひ、していただきたいなというふうには思います。全部の学校にエアコンをとという気持ちはございますが、でも、この第二小学校、第三小学校に関しては、避難する方がすべての面で、全部ここでは受け入れができるという学校の体育館になっておりますので、ぜひ、この点もあわせて、よろしくお願ひしたいと申します。

大変心苦しい一般質問をしておりますが、ぜひ、この体育館のエアコンもよろしくお願ひしたいと申します。

以上です。答弁があったら、答弁いただいても結構です。

**教育こども部長** 再度のお尋ねでございます。教育委員会といたしまして、先ほど答弁させていただきましたように、当然、本年度当初予算についても計上は検討したところでございます。ただいま岡田議員からもありましたように、この事業債、どのようになるかわかりませんが、当然のことながら、先ほど申しました新庁舎建設を含めて、財政、政策担当とも十分話をしながら、進められる分は進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時01分～午後1時00分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

**大久保議員** それでは、通告どおりに質問に入ります。

「島本町の地域防災力強化について その2」です。

本年7月に、豪雨により甚大な被害を受けました熊本県球磨村では、指定避難所も被災をいたしましたことから、住民の皆様は近隣の自治体に分散して避難をされました。その原因は、6カ所ありました指定避難所のうち、2カ所が水没し、残る4カ所も車ではたどり着けない状況になったからです。このため、高台にある多目的施設に多くの住民が避難をし、十分な距離も保てず、体調不良が相次いだため、近隣7自治体に避難者の受け入れを依頼したということです。

本町におきましても、集中豪雨(千年に一度の大雨 24時間総雨量360ミリ)により、淀川右岸と支流の安威川の両岸が決壊した場合の対策が必要になると考えます。この淀川決壊時の国土交通省近畿地方整備局が示しました本町における避難所の人数の算出は、避難人数7千人、避難所の収容人数は9千人で、差引2千人の余裕があります。しかしながら、コロナ禍の避難所運営で、収容人数に余裕があるとは到底思えません。このような観点から、避難所の実情や問題点、広域避難等について、またあわせて緊急ヘリコプターの発着場所と、災害時のごみ集積所についてもお伺いします。

まずは、千年に一度の大雨により淀川が決壊した場合の「本町の避難所運営と、避難

所の見積り」についてのお考えをお伺いします。

**危機管理室長** それでは、大久保議員からの「地域防災力強化」に関する一般質問に、ご答弁申し上げます。

まずは、「河川決壊時の避難所運営と避難者のお見せりについて」でございます。

コロナ禍における避難所運営にあたっては、議員ご指摘のとおり、収容人数の考え方は異なります。具体的には、1人当たり1.65㎡で計算している面積が4平米で設定することとなり、収容人数の不足が見込まれます。

そのようなことから、3密になることが避けられない避難所への避難者をできるだけ減らすために、「分散避難」という考え方が示されております。自宅が浸水区域や土砂災害警戒区域等で水平避難をしなければいけない場合に、まず親戚・知人宅への避難、ホテルへの避難、車中泊、テント泊などの方法で、避難所への避難以外の方法につきましても検討していただくというもので、本町でも、その判断フロー図を広報、ホームページ、また10月配布予定のハザードマップなどで、周知を進めているところでございます。

以上でございます。

**大久保議員** コロナ禍における避難所運営では、1人当たりの面積が2倍以上必要ということですが、これでは、通常の避難所運営はできません。そこで必要になりますのが、具体的な避難者のお見せりと思ひますが、本町は、これからお見せりをされるということでしょうか。

**危機管理室長** 「具体的な避難者のお見せり」というご質問でございますが、淀川の洪水・浸水想定区域図による避難を必要とする浸水区域内の人口につきましては、約1万7千人となっております。その中で、実際に避難所や親戚・知人宅に水平避難される方、住宅内やマンションなどで垂直避難される方の詳細な人数を把握することで、より効率的かつ効果的な防災対応が可能になると思ひれます。

現在、国土交通省近畿地方整備局の呼びかけにより、吹田市、茨木市、高槻市、摂津市と本町の4市1町が参加し、広域避難に関するワーキンググループにおいて協議を進めており、避難者の人数について一定の考え方が示されましたら、実施のほうをしてまいりたいと思ひております。

以上でございます。

**大久保議員** ぜひとも早急の実施を、お願ひをいたします。

次の質問です。本町の「広域避難についてのお見せり、取り組み」について、お伺ひします。

**危機管理室長** 続きまして、「本町での広域避難について」でございますが、昨年12月に国土交通省近畿地方整備局の呼びかけにより、茨木土木事務所、北摂の4市1町を主な構成員とする三島地域広域避難検討ワーキンググループを立ち上げ、本町も参加し、ワ

ーキングで一定の広域避難計画を策定することといたしておりましたが、現在中断をし、感染症流行下での避難所運営を優先して検討のほうを進めております。

現状の広域避難につきましては、平成 25 年 9 月に「三島地域災害時相互応援に関する協定書」を吹田市、高槻市、茨木市、摂津市の三島地域の 4 市と締結しており、その中で避難収容施設等の提供も内容に包括しており、災害発生状況、互いの状況にはよりませんが、広域的な対処の基本理念は共有しているところでございます。同様の協定につきましては、大山崎町とも平成 27 年 9 月に締結しております。

しかしながら、近隣市は災害の影響を同じくすることが想定され、災害が発生し、または差し迫ってからの避難では、状況は同じであると考えられます。洪水などの大規模水害は何の予兆もなく起こるわけではありませぬので、台風の接近など、前もって大きな災害が予想される事態にあつては、公共交通機関の運行している時間帯での避難の呼びかけを行うなどの、早め早めの対策を考えているところであり、「広域避難計画」の策定につきましても引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

**大久保議員** 他市町村からの助けをいただくだけではなく、本町も助けることも重要な役割だと思ひます。早期に「広域避難計画」も策定していただくように、お願いを申し上げます。

次の質問に入ります。「早期避難の啓蒙と町民の皆様の避難場所の確保についての意識」を調査する必要があると考えますが、見解をお伺ひします。

**危機管理室長** 続きまして、「避難に関する意識調査について」でございます。

先ほどご答弁申し上げました三島地域広域避難等検討ワーキンググループでは、三島地域において、もっとも深刻な洪水被害が発生すると想定されている摂津市をモデルとして、検討のほうを進めております。

摂津市においては、市域の 8 割程度が浸水域となつており、また淀川と連動して安威川の氾濫も予想され、避難経路についても深刻な問題となつております。その摂津市では、ワーキングにアドバイザーとして参加していただいております専門家の協力を仰ぎ、市民へのアンケート調査を実施されております。それによりますと、コロナ禍にあることも受けて、約 10%の方が親戚・知人宅へ避難すると回答されているなどの分析がなされています。

ワーキングにおいて、この調査結果も共有し、町の防災施策にも活用をしたいと考えておりますので、本町独自の調査については、現段階では考えておりませぬ。

以上でございます。

**大久保議員** 今現在も、台風 9 号、10 号などの風水害が迫つております。自主防災会などの協力を得まして、町民の一人一人がどのように避難場所を確保されるのか、早期の啓蒙・把握が必要だと考えます。本町におきましても、早期の対応をお願いいたします。

次の質問です。コロナ禍の避難所運営を考えますと、「段ボールベッドの適切な運用」が必須と考えますが、本町の運用方法と、その現状をお伺いします。

**危機管理室長** 続きまして、「段ボールベッドの運用について」でございます。

段ボールベッドは、高齢者や、身体的に床面での寝起きに不自由がある方に対して、有用な備品であると認識をしております。しかしながら、調達価格や備蓄物資の収容スペースの容量の限界もあり、多くを備蓄することができません。また段ボールベッドは湿気などに弱く、備蓄年数は3年から5年程度となっており、市町村における多くの備蓄には向かないという考え方も聞き及んでいるところでございます。そのため、国、府、協定業者からのプッシュ型の供給方式が整備されているところでございます。このほど大阪府の市町村で構成する大阪府域救援物資対策協議会において、備蓄方針を改定し、これまでの11品目に段ボールベッドとパーティションが加わったところでございます。

本町でも、先の補正予算でご可決いただいた予算で、調達と、その後の事業者との協定事務を進めているところでございます。活用につきましては、コロナ禍においては、ウイルスが滞留し、歩行などで巻き上がる恐れのある床面から頭を離すために有効とされておりますが、避難者の人数によっては全員に行き渡らないケースも考えられますことから、速やかな供給ができるよう、国、府との連携はもとより、協定締結後は事業者と連携し、対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

**大久保議員** 一つ、確認をしたいんですけども、ご答弁にありました事業者との協定事務を進めるといふことなんですけども、この協定手順といいますのは、プッシュ型の供給方式を進めるといふ理解でよろしいのでしょうか。

**危機管理室参事** 「段ボールベッドの協定」についてのお尋ねでございます。

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定につきましては、町と、その段ボールベッドの型を開発いたしました事業者と、その事業者が属する組合の本町を含むエリアを担当する事業者の三者で締結を目指しているところでございます。

国・府のプッシュ型支援につきましては、「災害救助法」等の対象となるような大きな災害の際に限定されます。そこに至らない中小規模の災害時に、避難所の収容人員が町の備蓄数を超えた場合、町として調達できるよう、締結を目指しているところでございます。

以上でございます。

**大久保議員** ありがとうございます。よく理解ができました。国・府が進めるプッシュ型と、また本町は本町で協定を結ばれるということですので、よろしく願いをいたします。

次の質問に入ります。避難情報の遅れが、町民の皆様を危険にさらすことになりかと思いますが、他市町村の事例を見ますと、職員の不足がその原因の一つにあげら

れておりますが、本町の現状と問題点をお伺いします。

**危機管理室長** 続きまして、「避難情報の遅れと職員不足について」でございます。

避難勧告などの避難情報の発出については、事態の把握とスピードが重要となっております。このことについて、平成 28 年の鬼怒川氾濫などを教訓に、国では気象庁からの情報などをもとに、市町村が空振りを恐れず、速やかに避難情報を発出することとして、制度の整備がなされてきたところでございます。

本町でも、避難勧告等判断伝達マニュアルや島本町風水害タイムラインを策定するなど、判断の迅速化に努めております。深夜の時間帯など、その避難情報を隅々まで行き渡らせるためには難しい部分もございますが、防災行政無線を核としてエリアメールや広報車、SNS を活用するなど、多様な情報伝達に取り組んでいるところでございます。

以上です。

**大久保議員** すいません、再度、お尋ねをしますが、職員の不足の課題はないのでしょうか。

**危機管理室長** 「職員不足の課題」ということで、先ほどちょっと答弁が漏れておったので、再度、答弁させていただきます。

平成 30 年度は、大阪北部地震をはじめとして 7 月豪雨、台風 21 号と、大規模な災害が立て続けに発生し、災害対応も長期化いたしました。本町も含め、小規模自治体では職員数からも交代要員の選定が難しく、災害対応を実施した後、連続して通常業務を実施するなど、多くの職員が疲弊しながら対応していたことは記憶に新しいところでございます。

また、避難情報の発令につきましても、迅速かつ正確な対応が求められ、発令のタイミングや、発令の際に使用する情報通信機器の操作につきましても、不測の事態に備え、より多くの職員が習得することが望ましいと考えており、複数の職員が操作できるよう、今後につきましても体制づくりの強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**大久保議員** どこの部署におかれましても、人手は不足していると認識をしております。危機管理室におかれましても、専門性を必要とする部署であります。欠員等あれば臨時職員で、他市町村の例にもあるように、退官後の自衛官の採用も一考していただければと考えます。その根拠は、自衛官は退職の年齢が 55 歳～56 歳と非常に若うございます。10 年ぐらいは勤務ができると考えます。もう 1 点は、自衛隊とも太いパイプを持ちまして、即戦力となるからです。よろしく、ご検討をお願いします。

次の質問です。「緊急ヘリコプターの発着場所」の数は、現在、本町は 2 ヶ所と認識をしておりますが、現状では十分ではないのではないかと考えますが、本町の認識をお伺いします。

**危機管理室長** 続きまして、「緊急ヘリコプターの発着場所について」でございます。

本町では、災害時用臨時ヘリポートとして、淀川河川公園と水無瀬川緑地公園の2カ所を登録しているところでございます。また、このほかにも救急用の離着陸場として、5カ所を消防本部において指定しているところでございます。

必要箇所数については、市町村域の広さに比例するものであると理解するところでございますが、本町の約6倍の市域を有する高槻市で13カ所、約4.5倍の市域の茨木市で6カ所の登録となっております。有事の際には、登録箇所以外についても、安全が確保されれば離着陸が可能となっており、登録数箇所数については近隣市の状況も参考にし、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**大久保議員** 大阪府下の町の災害時用臨時ヘリポートの数なんですけども、豊能町が2カ所、能勢町が11カ所、忠岡町が3カ所、熊取町が3カ所、田尻町が1カ所、岬町が2カ所、河南町3カ所となっております。本町におきましても、跨線橋を挟みまして、西側、東側と分けるならば、西側にもう1カ所、2カ所、ヘリポートがあったほうがよろしいのではないかと、このように思います。

そこで、ご提案なんですけども、町民の方から緊急ヘリコプターの発着場所のご提案がありますが、本町はどのようにお考えでしょうか。

**危機管理室長** 続きまして、「ヘリコプター発着場所の提案について」でございます。

災害時用の臨時ヘリポートにつきましては、公有地を基本として選定のほう、行っております。しかしながら、淀川河川公園につきましては洪水時には利用できないなど、公有地の活用が困難となった場合には、民有地の活用も必要となることも考えられることから、ご提案の場所につきましても、条件等を踏まえ、検討のほうしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**大久保議員** よろしくご検討を、お願いします。

次の質問に入ります。以前にも質問させていただきましたけども、「災害時のごみ集積場について」です。

第四保育所の新設や、新庁舎建設の場所などの、いろいろな課題がありまして、町内になかなか適切な場所がないというのが現状ではないかと思いますが、本町の「災害廃棄物処理計画」の策定状況と、見解をお伺いします。

**都市創造部長** 次に、「『災害廃棄物処理計画』の策定状況等について」でございます。

本町の「災害廃棄物処理計画」につきましては、本年2月会議におきまして、議員からの一般質問にご答弁申し上げましたとおり、令和元年度に大阪府が実施いたしました「中小規模市町村の府県調整型の災害廃棄物処理計画策定モデル事業」に参画し、その骨子を取りまとめられているところであり、今年度、大阪府において実施されますフォローアップ事業を踏まえて、成案化する予定といたしております。このフォローアップ

事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業開始が遅れておりましたが、この9月1日に1回目のワーキング会議が実施されたところであり、今後、成案化に向けた事務を進めてまいります。

また、発災時の災害廃棄物の仮置場につきましては、議員ご指摘の課題も含め、各公共施設の現状等を踏まえながら、計画策定の中で検討することといたしております。

以上でございます。

**大久保議員** 策定のほうも、よろしく願いをいたします。

この質問に関連をしまして、災害時のごみ集積場についても、町民の方からのご提案がございますが、本町の見解をお伺いします。

**都市創造部長** 続きまして、「災害廃棄物の仮置場について」でございます。

災害廃棄物の仮置場につきましては、被災の程度に応じて設定していくことを想定しております。仮に被害が広範囲となり、公共用地の活用が困難となった場合には、民有地の活用が必要となるものと考えており、ご提案いただける土地につきましても選択肢の一つであると認識しておりますが、費用等の課題がございますことから、基本的には公共用地を活用することを考えております。

以上でございます。

**大久保議員** よくわかりました。また、このご提案をいただきました町民の方は、先ほどの緊急ヘリコプターの発着場所を提案していただきました方と同じ方です。普段は、バーベキューやボーイスカウトの活動に協力されているということです。また、有事の際も含めまして、町として総合的な活用をしていただければ、という希望をされておられます。

このようなご提案は、大変ありがたいと存じます。有事の際の活用を中心に、本町として、十分にその活用をご検討いただくようお願いをしまして、私の質問を終わります。

**村上議長** 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

**河野議員** 日本共産党・河野恵子より、一般質問を行います。通告の順を一部変更させていただきますまして、3点目を1番に、1点目・2点目を、2番、3番とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目です。「今こそ国、大阪府に少人数学級、教職員増員を求めよう」として、質問させていただきます。

①点目。2020年5月1日現在でも、町立小・中学校全学年の中で、クラスにより、40人を超える授業になる実態は続いているものと考えます。該当する小・中学校、学年、クラス数、その人数をお示してください。

**教育こども部長** それでは、「少人数学級」等についてのご質問のうち、「令和2年5月1日現在における40人を超える小・中学校のクラス等について」でございます。

令和2年5月1日現在で、支援学級在籍生徒数を含め40人を超える学級につきましては、第二中学校の1年生、3クラスが40人を超えております。それぞれのクラスの人数は、41人、42人、42人となっておりますが、1人の転入があり、本年8月1日現在では、全クラスとも42人となっております。

なお、その他の小学校及び中学校におきまして、40人を超えるクラスはございません。以上でございます。

**河野議員** 次に、また、その該当されるクラス・人数において、支援員が入る授業時間数について、答弁を求めます。

**教育こども部長** 次に、「該当するクラスへの支援員が入る授業時間数について」でございます。

中学校におきましては、週に30時間の授業時間数があり、支援員は、主に実技や実験を伴う授業で、支援の必要な生徒の実態にあわせて授業に入っております。そのため、支援員が入る授業時間数はそれぞれ異なっており、現在、支援員が入っている授業時間数は、それぞれのクラスで、11時間、9時間、6時間となっております。

以上でございます。

**河野議員** 今年はね、ほんとに夏休みも短い中で、休校期間も含めて授業の進度が非常に速く感じておられるお子さんも多いと思いますが、今回の質問は、あくまで感染症対策ということで主眼を置いております。

今のご答弁に対して再質問させていただきますが、島本町の義務教育諸学校では、文部科学省の発した「新しい生活様式」、このレベル1の基準も満たしておられないというふうに思います。今、答弁のありましたように、支援員が入られると、担任も合わせると42人プラス大人が2人加わるという授業が、合計26時間行われているということも考えられます。感染症対策として、全く万全とは言えません。

支援学級を外数として考えず、内数としてカウントするというのを、かねてから最少限の切実な要望としてこちらも申し上げ、そして最近では町村長会の要望事項として、大阪府に繰り返し提出をされています。せめて、ここだけは即時実施をさせること。そして大阪府のコロナウイルス感染症発生以後の対応についての見解はどうか、答弁を求めます。

**教育こども部長** 文科省の発した「新しい生活様式」レベル1の基準、これを満たしているのかと。まず、これをお答えさせていただくと、文科省から発出されております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルA・学校の新しい生活様式」では、3に「集団感染リスクへの対応」、2「密集への回避」で、レベル1地域は「児童生徒の間隔を、1mを目安に、学級内で最大限の間隔を取るよう座席配置を取ります。」とあり、また参考として座席配置の一例をあげ、これらはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて柔軟に対応することが可能



であると。「座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いいたします。」とございます。

本町におきましても、学級内で最大限の間隔を取れるように座席配置を行うと同時に、可能な限り、常時喚起を行う、距離が取れない場合はマスクを着用する、頻繁な手洗いをを行うなど、新型コロナウイルス感染防止に努めておるところでございます。

そして、大阪府教育委員会、新型コロナウイルス感染者発生以降の学級編制についての見解ということでございますが、小・中学校における学級編制基準につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、通常学級においては1学級40人、小学校1年生は1学級35人、支援学級については1学級8人と定められており、通常学級と支援学級は別々に学級編制がなされております。また、大阪府は平成16年度から段階的に学級編制基準を引き下げ、平成19年には、府内すべての公立小学校1～2年生が35人を基準とした学級編制となっており、本町もこれに従い、学級編制を行っております。

なお、大阪府教育庁の「新型コロナウイルス感染症対策にかかる学級編制について」でございます。学級編制につきましては先ほど申し上げましたとおりでございますが、大阪府では「学びの保障」として、国の補助金を活用して各市町村に加配教員を配置し、最終学年において少人数授業を実施するようにされており、本町には小学校で1名が、加配がございました。今後、速やかに配置ができるように、現在、講師の手配をしているところでございます。

以上でございます。

**河野議員** いろいろと、島本町でも独自で予算をつけてクラス分割をするという苦勞を、本来、一自治体がしなくてもいい苦勞をされているというのは十分に承知のうえでの質問です。そういった対応をされているとは言いますが、実際的には、先ほどのご答弁を踏まえすと、42人、43人、そういったクラスが発生するという。実際には、今、レベル2以上の20人学級配置が必要だということが言われ始めております。

その点と、せめて小学校3年生、中学校1年生だけでも35人以下にすれば、相当、小・中学校各校の運用も加えれば、30人以下学級、あるいは20人台の学級ができる可能性があるかと、一気に拡がると考えますが、その点のかかる費用について、どのように試算されていますか、答弁を求めます。

**教育こども部長** 現在、町立小・中学校の小学校3年生、中学1年生において、支援学級在籍児童生徒を含めて35人以上の学級は、第四小学校の3年生で39人、39人、40人の3クラス及び第二中学校の1年生で、それぞれ42人の3クラスがございまして、これらのクラスを35人以下の学級にすると、両校とも1クラスずつクラスが増えることとなりまして、教員2人を増やす必要がございまして、そのため、会計年度職員として現在雇用し

ている補助教員は、年間1人につき260万円必要ですので、2人雇用することとなると、年間約520万円が必要となるものと考えております。

以上でございます。

**河野議員** これ以上、島本町にさらに負担を強いてクラス分割できるようなものを、とことん国や府がやらないのであれば、本来、1日の間で一番長い時間を過ごす学校の授業という時間の中で、感染症対策をしっかりと図るということを、そのうちに迫らなければならないと思っておりますが、今の段階では国、そして大阪府の責任であると思っております。

参考までに申し上げますと、国際的な状況でいくと、OECD加盟国の中でも、日本の児童生徒数は、1学級当たりの平均生徒数は、OECDの平均よりもはるかに下回り、最悪という、ワースト1というふうになっていると聞いております。しかしながら、日本国に、大阪府にお金がないのかということではありますと、ちょっと離れることにはなりますが、私、2005年の8月に原水爆禁止世界大会に参加したときに、岩国基地、あるいはその周辺の米軍基地を、遠目ではありますけれども、視察など、見学をさせていただきました。当時からすでにエアコン設置も完備をされているのが、米軍住宅の中の小学校です。米軍基地内の学校では、小学校1年生から小学校3年生の大体の定員が18人、クラスですね。小学校4年生からが24人。面積は、日本の国の子供達の教室面積は64㎡ですが、米軍基地内の学校は79㎡という、こういった調査の結果もお聞きしているところです。

その財源の中心は、日本の「思いやり予算」であり、日本が資金を提供し、こういったことを実現させているということを、ぜひ、今後、国や大阪府にもものをおっしゃるときに参考にし、日本国、この世界経済大国と言われる日本の子供達が、以下に危険な状態で授業をやっているか、まして義務教育であるということからして、その辺の意識を持って対していただきたい。現場の先生方、もう皆さん、よくご存じのことではあります。その辺を代表して、教育長、町長にはあたっていただきたいというふうに思います。

また、コロナウイルスの感染症があり、休校要請などがあつた。その後、6月18日に国立生育医療研究センターが、コロナと子どもアンケート第2回調査報告書を発表されています。子供達の様々な声が寄せられています。大人達に言いたい、伝えたいことの自由意見から一部抜粋しますと、「子どもをばい菌扱いしないで欲しい」「子どもも学校のコロナ対策に参加したい」「決められたことしかしないのはおかしい」、また「学校の先生に頑張っていることを知って欲しい」。他にもたくさんございますし、島本町の保護者や子供達の声をお聞きしますと、学校再開の分散登校はゆとりがあり楽しかったのが、通常の35人から40人、島本町は40人を超えているわけですけども、びっしりの授業になった途端、しんどい、授業がわからないという子供が出ています。当

然、少人数学級にして欲しい。

また、毎日消毒作業に加え、児童に行わせていたトイレ掃除も教職員の仕事になっていると。本会議で町教育委員会の答弁では、問題がない、学校あげて取り組んでいるというふうに答えていただいておりますが、PTAや、お子さんに訊くと、とんでもないという回答が返ってきているのが、私の周辺の反応です。また、マスクをしながらの登下校や授業になるために、なかなか一人ひとりお子さんの顔も覚えにくい中で、子ども達の対応をしなければならない教職員の皆さんの悲鳴も聞こえてくるようです。

最後の質問となりますが、今までのこういった、求めてきました感染症対策について、最後となりますが、「国への要望状況と回答状況」を伺います。

**教育こども部長** 「国への要望状況」といたしましては、やはり様々な補助金をいただいておりますので、それを活用して、当然やってきておるわけでございますが、ただ小・中学校については、今の生徒数に応じた金額としては、若干、額が少ないところもありますので、その辺については補って対応していただけるようにという要望をあげておりますし、先ほど出ておりました様々な部分で先生方の補助ということで、先生方の支援するような制度もいただいておりますので、それは制度としてはいただいておりますが、なかなか人が見つからないというのもございますので、その辺については大阪府教育庁とも含めて、人員確保に向けて、それは大阪府となりますが、協力を求めているというのが現状でございます。

以上でございます。

**河野議員** とはいうものの、国の遅きに失した対応について待てないということで、全国の都道府県はすでに、以前から少人数学級の対応を始めておられて、残る都道府県は熊本県、広島県、大阪府だというふうに聞いておりますので、心ある議員の皆さんとも、議会としても、子ども達のまず今は感染症対策、そして、どの子もわかる教育ということでは、少人数学級を島本町から声をあげていけるように、引き続き私も尽力するという決意を述べまして、1問目の質問を終わります。

続きまして、「コロナ禍における支援及び休業・減収への支援策」について、伺います。

①点目です。2020年4月から8月の半年間における生活保護・住居確保給付金の受理決定件数及び国民健康・介護保険・後期高齢者医療保険の保険料の減免件数について、答弁を求めます。

**健康福祉部長** それでは、河野議員からの一般質問のうち、「コロナ禍における支援及び休業・減収への支援策」について、ご答弁申し上げます。

まず、「令和2年4月から8月における生活保護・住居確保給付金の受理決定件数、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険保険料の減免件数について」でございます。

令和2年4月1日から8月21日におきまして、生活保護の受理は6件で、決定が4件、住居確保給付金の受理は6件で、決定は5件となっております。また、同期間におきまして、保険料の減免を決定した件数は、国民健康保険料で67件、介護保険料で14件、後期高齢者医療保険料で4件となっております。

以上でございます。

**河野議員** その中で、コロナウイルス感染症の影響のもと、また国の通知による迅速・円滑な対応、コロナ減免などが、特例措置に関わるものが次々と打ち出されてきております。このかかる件数について、先ほど数字に照らして、ご答弁をお願いします。

**健康福祉部長** 続きまして、「特例措置にかかる件数について」でございます。

生活保護にかかる対応としましては、国から、要否判定の際に稼働能力を活用しているか否かの判断を留保する、収入が増加すると考えられる場合において、求職活動に必要な場合に限り通勤用自動車の保有を認めるなどの弾力的な運用を認める、といった通知が発出されておりますが、現時点で、これらの弾力的な運用を適用している世帯はございません。

また、住居確保給付金につきましては、令和2年4月1日に「65歳未満」という年齢要件の撤廃、4月20日には対象者が「離職・廃業から2年以内の方」という条件から「休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方」に変更、4月30日からは「ハローワークの求職申し込みが不要」というように順次変更されておきまして、決定した5件すべてが、対象の変更及び求職活動要件の緩和に該当しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い保険料を減免した件数につきましては、国民健康保険料で31件、介護保険料で13件、後期高齢者医療保険料で3件となっております。

以上でございます。

**河野議員** わかりました。相当、コロナ禍において従前よりもそういった件数が増えていることと、国も府も、また島本町の職員も柔軟に対応していただいているということが数字でわかったというふうに思っております。

続いて、③点目に移ります。福祉推進課を中心として、税務課、にぎわい創造課、社会福祉協議会などとの連携や、生活保護の原理原則である他法他施策の活用など、コロナウイルスの課題において、諸機関との連携はどのように行われていましたでしょうか。説明を求めます。

**健康福祉部長** 続きまして、「諸機関との連携について」でございます。

町では、新型コロナウイルスにおける諸課題に対し、各担当部局において取り組んでいるところであり、その中で福祉推進課におきましては、社会福祉協議会内に、仕事や家庭、健康などにおける様々な問題によって経済的に困っている方からのご相談を受ける「生活自立支援窓口」を設置し、広報しまもとや町ホームページ、また社会福祉協議

会のホームページや広報誌『社協だより』にて案内する、チラシや名刺サイズの制度周知カードを配布するなどの周知に努めているところでございます。今後も、社会福祉協議会と連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 今、連携についてと言うと、非常に幅広い内容になりますので、お答えも難しいとは思いますが、島本町には全国でも珍しい、町村として福祉事務所があるということもあります。今回、私、当初から総合相談窓口ということをはきたものの、島本町の役場庁舎の1階に税務課、そしてすべての保険、福祉推進課などがあるということと言えますと、それが横断的に連携を取られているということは、住民の方からもお聞きするところです。

制度利用について、担当外のことであっても、例えば税務課で税の減免の話をしたとしても、そこでまた国民健康保険の減免の話に繋がるような連携を取られているとか、そういったこともある。先般、広報しまもとでも相談活動の特集記事として設けられたことで、より相談ということが、そして、それが当たり前の権利として住民の身近に存在するということが知っていただけたというふうに思いますので、逆に言いますと、そういったことをやっているんだということを、今後、広報などで伝えていただければ、なおいいのではないかというふうに、これは感想です。

続きまして、質問です。④点目、障がい者支援の就労支援や生活介護、ショートステイ事業など、前年度の「同時期と比較して見られる影響」について、答弁を求めます。

**健康福祉部長** 続きまして、「障害者の就労支援や生活介護、ショートステイ事業などへの影響について」でございます。

国保連合会からの障害福祉サービスにかかる請求データによりますと、令和2年4月から7月までの就労支援の利用人数と利用日数は、4月が86名/1,353日、5月が86名/1,304日、6月が84名/1,457日、7月が81名/1,368日となっております。令和元年4月が84名/1,280日、5月が85名/1,252日、6月が81名/1,278日、7月が81名/1,344日となっておりますことから、比較いたしますと、本年度はやや増加をしております。

また、生活介護の利用人数と利用日数は、令和2年4月が69名/1,274日、5月が68名/1,232日、6月が70名/1,331日、7月が71名/1,338日となっております。令和元年4月が69名/1,221日、5月が68名/1,253日、6月が68名/1,226日、7月が66名/1,282日となっておりますことから、比較いたしますと、5月を除いてやや増加をしております。

最後に、ショートステイの利用人数と利用日数は、令和2年4月が20名/167日、5月が19名/183日、6月が26名/183日、7月が25名/164日となっております。令和元年4月が14名/107日、5月が18名/125日、6月が23名/145日、7月が22名

／131 日となっておりますことから、こちらと比較をいたしますと、やや増加をしております。

各事業所におかれましては、三つの密（密接・密集・密閉）を避けるための取り組みを講じつつ、継続して対応いただいておりますことから、就労支援、生活介護、ショートステイの利用実績を見ますと、いずれもやや増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の大きな影響はないものと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 今、福祉事業所についてお訊きをしております。また、前回の一般質問では介護支援施設の利用実績についてお訊きしたところですが、ご答弁いただいたように、昨年の4月ということで比べますと、事業を実施したばかりということもありますけれども、ただ、フラップさんなどにおいては、やっぱり大きな法人であるということ、相当の職員さんのスケールメリットと言っているのか、人のことをそう言っているのかわかりませんが、そういったものの連携の中で、ニーズに対して対応していただいたというふうに感じておりますが、そのご苦労は相当なものであったというふうに推察いたします。

続いて、再質問いたします。今、福祉事業所についてご答弁いただきましたが、テーマの中では介護支援施設への支援についてもお訊きしております。介護支援施設において、この新型コロナウイルスの感染症や消毒業務ということの状況を受けて、国が利用料徴収について、2020年6月以降、2段階上での介護報酬で請求できるといったような国の通知を出したと聞いておりますが、その点について、説明を求めます。

**健康福祉部長** 国からの通知につきまして、ご答弁申し上げます。

令和2年6月1日付け厚生労働省事務連絡にて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱い（第12報）」の通知が配付されておりました。通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所は新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、介護支援専門員と連携のうえで、利用者から事前の同意が得られた場合には介護報酬の特例の算定ができるものとされております。当該通知の内容を適用いたしますと、通所介護サービスにつきましては、サービス提供時間や提供回数によって若干基準は異なってまいりますが、一例といたしましては、一月の間に3時間以上4時間未満を7回提供する場合におきましては、そのうち1回は2区分上位の報酬である5時間以上6時間未満の区分を算定することが可能となります。

また短期入所生活介護費につきましては、サービス日数を3で除した数の端数切り上げた回数分につきまして、緊急短期入所受入加算という加算を判定できる取り扱いを可能とするもので、これも一例といたしましては、1ヵ月のサービス提供日が10日間に及ぶ場合、4日間の緊急短期入所受入加算を算定することが可能となるものでございます。

以上でございます。

**河野議員** ちょっと難しい内容ではあったんですけども、そうは言っても現場のほうには、6月に通知が来て、6月の利用料徴収から適用できるというふうなことが行われた結果、島本町内では聞き及んでおりませんが、一般市や政令市など大きい、たくさんの事業所があるところから、ケアマネさんや事業所からのどういったことなのかとか、そういったことをすると利用者が利用を手控える、ケアプラン書き直さなあかん、というふうな苦情が寄せられているということも聞いております。大変懸念をしております。

そういった点で言いますと、今、介護支援事業所の置かれている状況からすると、先ほど福祉事業所のほうでは影響がなかったということですが、全日本民主医療機関連合会、全日本民医連という団体が7月29日に、新型コロナウイルス感染症のもとで介護事業所の実態調査の結果を発表して、回答した法人のうち、76法人のうち52%が、過半数の事業所で4月の介護収益が前年同月比で減収しているということがわかったということが、これは新聞『赤旗』ではありますが、報じられております。

こういった傾向は、2月の一般質問でも行いましたように、利用自粛であるとか、もちろん高齢者がデイサービスをしばらく取りやめるとかいうことは起こっていたと思いますので、こういったことが行われている中での国の通知です。島本町での介護支援事業所にどのような影響があるのかということが気になりますが、その点について、請求状況や支払い状況、基本としてはケアマネージャーさん、介護支援専門員さんとの連携ということが言われてたそうですけども、その点で町内、町の対応する施設での実情について、ご答弁をお願いします。

**健康福祉部長** 「対応する施設での実情について」でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、今般、厚生労働省から発出されました通知、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」につきましては、町といたしましても速やかに事業所にご案内をさせていただいているところではございますが、現在のところ、当該通知に関するお問い合わせ等もなく、請求・支払いの実績もございません。

以上でございます。

**河野議員** ということは、島本町内の事業所は、そういった上乗せをする請求というのを行っておられないのであろうと推察しますが、そもそも、この通知が出された背景には、利用の自粛とか、報酬、収入の減少とか、様々なことが背景にあったと思います。国は、決して利用人数が減った分をこれで穴埋めするものではないと言っているんですけども、それをしなければ、じゃ、その利用料の減収がどうなるのかという点では、今後、ずっと3月の要望書から申し上げております。休業ではないけれども、利用自粛などの影響によって影響を受ける事業所の状況については、しっかりと実態を把握していただきたいという要望を申し添えて、次の質問に移ります。

2点目です。日本共産党として、新型コロナウイルス感染症対策について、7月28日、党の委員長から安倍首相に「感染震源地の徹底検査を」と求め、同日付で日本共産党・河野恵子は町長、教育長宛てに第3次の新型コロナウイルス感染症対策への要望書を提出しております。続いて、8月3日付けで日本共産党の大阪府会議員団から吉村知事宛てにも提出しております。全国の様況、特に東京、大阪の様況は第2波が来ているといつて過言ではありませんと、私は思つております。国や都道府県の「公衆衛生」「保健所設置」の責務が求められている中で、今の様況では、もう待たなすです。特別区、市町村での独自の感染症対策を余儀なくされています。

そこで質問です。大阪府保健所管轄下で、市町村別でPCR検査の実施数や陽性率について、データの提供を受ける必要があると考えますが、現状、今後の見通しについて、答弁を求めます。

**健康福祉部長** それでは、「新型コロナウイルス感染症——大阪府保健所・医療機関との連携」についてのうち、「市町村別のPCR検査の実施数、陽性率のデータの提供」につきまして、ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年1月28日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる「感染症法」の第6条第8項の指定感染症として定められましたことから、当初から保健所が中心となって対応しており、PCR検査の実施数や陽性者に関する情報につきましては、医療機関などから各保健所が集計した情報を大阪府が取りまとめて公表するとともに、各保健所におきまして濃厚接触者の調査等を実施されているところす。そのため、市町村別の感染者数は即日て公表されておりますが、市町村別のPCR検査の実施数や陽性率につきましては、保健所が即日てデータを提供することは困難であると認識しております。

以上でございます。

**河野議員** 続きまして、感染症予防、陽性者の治療や保護、休業について、島本町内でも財源的に可能なものとしては、私としては国保の傷病手当制度、これをフリーランスや自営業者にもと求めてまいりました。

他自治体の独自策では、東京都世田谷区・千代田区のPCR独自検査の実施はもう有名な話です。摂津市が医療機関に対し、1検体1万円の補助を行つておられます。また、能勢町でも国保の被保険者への基金を活用した還付金などを実施されていると聞いております。

他自治体の手法も含め、国や大阪府の抜本改善を求めつつ、町として実施できる方策はあると考えておりますが、見解を伺います。

**健康福祉部長** 続きまして、「町として実施できる方策」につきまして、ご答弁申し上げます。

本町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、密集



・密接・密閉のいわゆる「3密」を避けることや、マスクの着用、手洗いの徹底などを始め、新たな生活様式として示されていることを実践し、風邪等の症状がある場合は速やかに新型コロナ受診相談センターや医療機関等に相談していただくことを、お一人お一人が徹底していただくことが何より重要であると考えておりまして、広報しまもとや町ホームページ等で周知しているところでございます。

また、先ほどもご答弁申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、「感染症法」に規定する指定感染症でありますことから、陽性となった方の治療や保護につきましては保健所が中心となって対応しております。本町といたしましては、引き続き大阪府茨木保健所等の関係機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う休業についての各種支援といたしまして、休業支援金・給付金、あと住居確保給付金、緊急小口資金・総合支援資金、持続化給付金、家賃支援給付金といった様々な枠組みが用意されておりまして、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、これまでも町独自の各種支援策を実施してきたところでございます。

以上でございます。

**村上議長** 残り3分ですので。

**河野議員** はい。休業補償とかは申し上げてきたんですが、その点は頑張っていたいているとは思いますが、現時点では町内の介護施設職員及び町役場委託業者の感染者が判明し、その旨、保健所からの連絡、以後のPCR検査適用の範囲や、町内関係機関への連絡調整など、これまでの府の保健所、島本町の動きについて、説明を求めます。

**健康福祉部長** 議員お尋ねの町内介護事業所の職員の感染事例につきましては、新型コロナウイルスに感染した疑いのある職員が発生した件につきまして、指定権者である大阪府に報告いたしますとともに、本町にもご報告をいただいております。その後も、当該職員が新型コロナウイルスに感染したことが確定したというような事実や、今後の事業所としての対応についても、適宜、事業所からご報告をいただいております。

なお、当該事業所につきましては、新型コロナウイルスへの感染が確定した日の翌日から、介護サービスの提供を一時休止すると判断されまして、事業所のホームページにて公表されました。本町といたしましても、事業所と協議いたしましたうえで、事業所が公表された日の翌日に、町ホームページへ「町内介護保険事業所職員の新型コロナウイルス感染症について」という記事を掲載をしております。

また、役場委託事業者の職員の感染事例につきましては、新型コロナウイルスへの感染が判明した翌日に、当該事業者から総務部に連絡がございまして、庁舎内で日常的に作業していたということを踏まえまして、報告があった日の当日に、危機管理室からメンバーを招集し、島本町新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたしました。会議におきましては今後の対応を協議いたしました結果、翌日からの業務に支障が生じないよ

う、執務しておりました部屋や給湯室等の消毒を行いますとともに、危機管理室から町職員に対しまして、委託事業者の職員の新型コロナウイルスへの感染が確認された事実、また再度、自分自身の健康チェックの徹底等の注意喚起のメールを配信したところでございます。

なお、PCR検査につきましては、保健所におきまして、感染経路や症状等につきまして聞き取り調査を行っておられまして、行政検査として実施をするか否か、判断されているものと認識をしております。

以上でございます。

**河野議員** わかりました。経過について、お訊きします、改めてお訊きします。茨木保健所の感染症対策の圏域について、答弁を求めます。

**健康福祉部長** 感染症対策を含め、大阪府茨木保健所の地域保健課が所管しております区域は、茨木市、摂津市、島本町の2市1町となっております。

以上でございます。

**河野議員** 島本町は、医師会も高槻市との間の圏域ですので、連携についていろいろとあるとは思いますが、先ほど言った、圏域ではないですが、能勢町さん、一部を茨木保健所の対応される部分もあると聞いておりますが、発熱外来や、避難所の隔離施設に活用するためにエアシェルターを4基購入して、町内の診療所にも対応できるような準備を、もうすでに始めておられると、保健所を待ってられないというような状況を聞いておりますので、参考までに申し添えます。

質問としましては、このPCR検査の対象、住民本人及び医療機関への検査費用などの補助の検討、また大阪府の基準どおりに、このままずっと続行されるのかということについて、再度、お伺いいたします。

**健康福祉部長** 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、「感染症法」に規定する指定感染症でございますので、陽性となった方の治療や保護などは保健所が中心となって対応しておりまして、PCR検査等の行政検査の対象も保健所において判断されることとなります。そのため、本町といたしまして独自にPCR検査等の対象者の拡充等や、住民及び医療機関への検査費用の補助につきましては、現時点では検討しておりません。

なお、新型コロナウイルス感染症のさらなる検査体制を確立するために、町内に地域外来検査センターを設置できないか、現在、管轄保健所である大阪府茨木保健所と検討を進めているところでございます。

以上でございます。

**河野議員** わかりました。改めてお訊きします。介護支援施設での感染症ということも、先ほどご説明いただきましたので、島本町が指定権者を務める、この介護支援の対象施設について、再度答弁を求めます。

**健康福祉部長** 町が指定権を持っております対象施設でございますが、保険課が所管いたします指定権限を持つ事業所は、居宅介護支援事業所で8カ所、指定介護予防支援事業所で1カ所、認知症対応型共同生活介護で2カ所、地域密着型通所介護で4カ所、認知症対応型通所介護で1カ所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で1カ所の、合計17事業所でございます。また、いきいき健康課が所管する指定権限を持つ事業所につきましては、介護予防日常生活総合事業のサービス提供事業所が14カ所あるほか、設置にあたり町への届出が必要な有料老人ホームが3カ所ございます。

以上でございます。

**河野議員** 今後、その指定権者を務める島本町が対象とする施設に対して、こういった新型コロナウイルス感染症や検査の問題などでは、やはり密な情報交換、実態把握が必要だと私は思っておりますが、たまたま、こちら町内でも感染症のことが起こったときに、8月25日、お隣の大山崎町和みの里でコロナ集団感染、町社協や保健所、対応に追われるということで、京都新聞の20ページに掲載されました。

このことがあって、ちょっと住民の方からお問い合わせがあって、島本町の対応は大丈夫なのか、ということです。また、情報発信などが遅くないか、ということもお聞きしております。今後、医療機関のベッドの不足や、環境の変化に対応が難しい高齢者や知的障がい者、ショートステイ、グループホーム先で、保護・療養などが余儀なくされる。そういった状況も見据えて考えていかなければならないと思っておりますが、介護指定施設やグループホーム、ショートステイ事業実施施設の聞き取り、実態把握を求めます。

**健康福祉部長** 町内の各事業所に対しましては、今般の新型コロナウイルス感染症の対策にかかります国からの通知等につきましては、速やかに情報提供を行っているところでございますが、現時点において、新型コロナウイルス感染症に対する医療行為が必要な利用者が、そのまま施設に留まられて、継続して利用されるというふうな状況は現時点では想定しておりませんので、施設等に対する直接の聞き取りは予定はしていないというところでございます。

以上でございます。

**河野議員** そういった実情も踏まえてですが、感染者が広がるなど、介護職員さんが治療や療養で出勤できない際のサポートなどについても視野に入れる必要があると思えます。答弁を求めます。

**健康福祉部長** 職員の方が治療・療養で出勤できない場合のサポートについて、ということでございます。

高齢者や障害者など、支援が必要な方の住まいとしての役割を担う入所系の社会福祉施設等におきましては、職員が陽性等となった場合でもサービス提供を継続し、運営を確保するということが求められます。そのため、大阪府におきまして、多くの職員が出

勤できなくなり、単独法人だけでは対応できなくなったというふうな場合に、他の法人から応援職員を迅速に派遣できるよう、大阪府社会福祉協議会及び大阪府介護老人保健施設協会と、令和2年8月27日付けで協定を締結しておりまして、応援職員に関する基本的な考え方や派遣の流れを定められて、現在、両団体におきまして応援協定施設等を募集され、協力施設リスト、派遣候補者名簿などを作成して、派遣要請に備えておられるというふうに関き及んでおります。

万が一、本町が指定権者となっている施設等でクラスター等が発生した場合におきましては、設置法人内での対応で、サービス提供を継続することが可能なかどうかというような聞き取りを行いまして、応援職員が必要な場合は、本町を通じて大阪府へ、そういった職員の派遣を要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時10分～午後2時25分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、塚田議員の発言を許します。

**塚田議員** 塚田淳です。それでは通告に基づき「感染症事業等」について、一般質問を行います。よろしく申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大により、町長をはじめ職員の皆様方には住民の安全・安心のため、コロナ対応に連日ご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。全国的に感染が拡大する中、島本町では長らく感染症患者は発生しておりませんでした。7月下旬に感染症患者が確認されて以降、昨日までに13名の感染症患者が確認されています。その間、これまでと違った業務も多々発生し、大変だったと思いますが、引き続き対応にあたっていただきますように、あわせてお願いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症患者に対する誹謗中傷等がニュースなどで取り上げられる中、島本町では最初の感染症患者の発生を発表する直前に、町のLINEアカウントでSNS等による誹謗中傷の注意喚起について配信されたり、その後も感染症患者に対する人権侵害が起こらないよう取り組まれていることに、大変感謝をしております。今後も引き続き、感染症患者に対し誤解や偏見に基づく差別などが起きぬよう、情報発信に努めていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

さて、町内の感染症患者は今後も増加することが予想されます。これまでの予防策に加え、感染拡大防止の取り組みについて、さらなる対応が求められます。

最初の質問ですが、これまでの感染症患者の「感染が確認されるまでの流れと、感染症発生との連絡を受けてからの本町の対応」について、伺います。

**健康福祉部長** それでは、塚田議員からの「感染症事業等」についての一般質問に、ご答

弁申し上げます。

「町内で新型コロナウイルス感染症の患者が確認されるまでの流れと患者が発生した際の本町の対応について」でございます。

まず、患者が確認されるまでの流れといたしましては、症状がある方は、大阪府が設置しております府民からの受診に関する相談に対応するための、24時間体制の新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）にご相談をいただくこととなります。「新型コロナ受診相談センター」にご相談いただく際の目安といたしまして、①点目といたしまして、息苦しさ(呼吸困難)、あと強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合。②点目といたしまして、高齢者をはじめ糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合。③点目といたしまして、妊婦の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合などは、すぐにご相談いただくこと。また、申し上げました①点目から③点目以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合は、必ずご相談いただくことになっておりまして、本町でもホームページ等で周知するとともに、電話等でご相談いただいた際には、これらのことをお伝えしているところでございます。新型コロナ受診相談センターでご相談されました結果、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には、専門の帰国者・接触者外来を紹介されまして、PCR検査等の検査が行われることになっております。

次に、町内に在住されている方がPCR検査等の結果で陽性になった場合につきましては、本町を管轄しております大阪府茨木保健所におきまして、感染経路や症状等についての聞き取り調査が行われます。症状がない方や医学的に症状の軽い方は、原則、宿泊施設で療養、入院加療が必要な状態であると判断された場合は、感染症指定医療機関や協力医療機関に入院することになります。また、保健所が感染された方の濃厚接触者にあたりと判断した方につきましては、保健所から個別にご連絡がございまして、行政検査としてPCR検査等が行われることとなります。

「患者が発生した際の本町の対応」といたしましては、大阪府の報道発表を受けまして、翌開庁日に町ホームページを更新いたしまして、町内在住の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況を公表いたしますとともに、感染症の正しい予防の啓発や相談窓口の周知等をあわせて行うことで、感染症の拡大防止に努めているところでございます。

以上でございます。

**塚田議員** 詳しい説明、ありがとうございました。新型コロナウイルスの受診相談センターに相談され、必要と判断されれば、専門の帰国者・接触者外来を紹介されて、PCR検査等の検査が行われるということだったと思います。

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策推進本部では、新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針を策定し、今後の感染拡大局面も見

据え、受診・検査が必要な者により迅速かつスムーズに検査が受けられるよう、検査体制の強化を図っているところですが、加えて、相談センターを通じないルートの整備にも取り組まれており、高槻市では地域外来検査センターを先月の8月24日から設置されています。

この高槻市の地域外来検査センターの設置について、島本町にはどのようなお話があったか、伺います。

**健康福祉部長** 「地域外来検査センター」についてのお尋ねでございます。

地域外来検査センターは、新型コロナウイルス感染症のさらなる検査体制を確立するために、帰国者・接触者外来に加えまして、検体採取・検査というのを集中的に行いますもので、都道府県や保健所設置市からの委託を受けまして、医療機関、保健所、公共施設等に設置されます。設置されますと、保健所を経由せずに、地域の診療所等から直接受診調整が可能となりますので、地域外来検査センターの医師が検査要否を判断したうえで、ドライブスルー等の多種多様な実施方法で検体採取・検査が行われることになります。また、患者が集中し、混乱を来すことがないように、帰国者・接触者外来と同様、原則公表は行わないとされております。高槻市におかれましては、令和2年8月24日から高槻市内の病院5カ所に、この地域外来検査センターを設置されているところでございます。

本町は、地域外来検査センターの設置に関して、高槻市のほうから直接お話は聞いておりませんが、町内の診療所等が所属しております高槻市医師会から、高槻市保健所の委託を受けて、高槻市内医療機関5カ所に地域外来検査センターを設置するとのお話は伺っておりました。

以上でございます。

**塚田議員** 高槻市内の地域外来検査センターの設置については、町内の診療所等が所属している高槻市医師会からお聞きされている、ということでした。

高槻市地域外来検査センターについて少しお尋ねしますが、島本町の方が、町内または高槻市内で、こういった形の受診をされたり、診療所で受診されたり、逆に高槻市の方が高槻市内、また島本町内の診療所で受診をされるということもあるかと思うんですが、こういう市と町を跨いだ形のかかりつけ医がいる場合というのは、どういう対応になりますか。

**健康福祉部長** 市を跨いで、かかりつけ医がいる場合の対応でございます。

厚生労働省が作成しております「地域外来検査センター運営マニュアル」によりまして、地域外来検査センターを委託して設置する自治体の住民に対して、PCR検査等の行政検査が円滑に行われるようにするものというふうに定められておりまして、ただし、都道府県等の間で調整が行われている場合には、地域外来検査センターが所在する自治体以外の住民に対して、地域外来検査センターにおいて診療・検査を行う運営とするこ

とができる、というような記載がございます。

しかしながら、現時点では都道府県等の間で調整ができていないということもございまして、本町の住民の方でPCR検査等の行政検査が必要な場合につきましては、かかりつけ医等から保健所を経由して、帰国者・接触者外来の受診調整が行われることとなります。

以上でございます。

**塚田議員** わかりました。島本町の方がどこで受診されるかに関わらず、今、現状の島本の状態ですと、保健所を経由して帰国者・接触者外来で受診の調整が行われるということになるかと思えます。

現段階では調整が調っていない、というようなこともおっしゃられていましたし、当然、高槻市内に設置される地域外来検査センターの利用対象者は高槻市民のみということになるのは理解するんですけども、このことで同じ医師会、また同じ医療機関を利用しても、居住地によって対応が変わるというようなことが起こっているかと思えます。これに対しては違和感といいますか、課題の認識もあるんですが、行政対応によって、こういったものというのは解決できないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**健康福祉部長** 再度のお尋ねでございます。高槻市内に設置されました地域外来検査センターにつきましては、高槻市と委託契約を締結しておられます。本町の住民の方が利用する場合には、高槻市に設置された地域外来検査センターと大阪府が委託契約を締結する必要がありますんですが、国からは、一つの地域外来検査センターにおいて、高槻市及び大阪府の2カ所との委託契約は締結できないというような回答があったと、茨木保健所からは聞き及んでおります。

そのため、本町の住民が高槻市内に設置された地域外来検査センターを利用する場合には、高槻市と大阪府との間で調整が必要であるというふうに考えております。現時点では、先ほども申しあげました規約上の制約もございまして調整ができておりませんが、今後の状況を踏まえまして、大阪府や茨木保健所等と調整する必要はあるかと考えております。

また、本町におきましても8月末以降、新型コロナウイルス感染症の発生件数が増加しておりまして、秋季、あと冬季におけるインフルエンザ等の同時流行というのも懸念がされるところでございます。その同時流行に備えまして、検査体制の拡充というのが課題であると認識をしておりますので、現在、町内に地域外来検査センターを設置できないか、管轄保健所である大阪府茨木保健所と検討しているところでございます。

以上でございます。

**塚田議員** 今回の新型コロナウイルス感染拡大によって、非常に苦勞されているのが医療現場の方、医療従事者の方ではないかなというふうに思っているんですけども、今のケースで、医療現場がこれも苦勞されているんじゃないかなというふうに思うんですが、

この町内の医療従事者の方から改善の要求とかいうのはないんですかね。

**健康福祉部長** 町内の医療機関の先生方からの「改善の要望」ということでございますが、町内にある診療所の医師等からは、今年の秋以降の季節性インフルエンザの流行期には発熱等の症状を訴える方が大幅に増えるということが予測されますことから、季節性インフルエンザ等の同時流行に備えて検査体制を拡充することができないか、というようなご意見を頂戴しているところでございます。

以上でございます。

**塚田議員** わかりました。先ほど高槻市内の地域外来検査センターとの委託契約については、高槻市及び大阪府の2カ所との委託契約ができないという国からの回答について、ご答弁いただきましたけれども、現在、町内での地域外来検査センターの設置について、茨木保健所と検討をされているということですので、ぜひ、早期に設置できるようにご尽力いただきたいと思います。

とは言え、町内にこの地域外来検査センターが設置できる医療機関というのは、そんなに多くないというふうに認識しているんですけども、万一、感染拡大の局面が来た際に、ちょっと、まだ設置できてないんで答えにくいかも知れませんが、地域外来検査センターが、業務が回らなくなったり、センターが閉鎖するということが起きた際にはどういった対応になるのか、教えていただきたいと思います。

**健康福祉部長** 地域外来検査センターが設置された後の、利用者さん等の急増で対応ができなくなった場合ということのご質問でございます。

地域外来検査センターにつきましては、医療機関として診察・検査を行うというものと、地域の診療所等の医師の判断に基づく検査の依頼や、保健所の指示・委託のもと、当該センターにおいて主に検体採取を行うという、大きく分けまして二つの類型がございます。この設置します類型にもよりますことから、現時点で地域外来検査センターが閉鎖になる等のことが起こった際の対応については、ちょっと申し上げることはできないんですけども、本町といたしましても、大阪府茨木保健所及び地域外来検査センターの設置者となられる方、また地域の診療所の医師等とかとも連絡を図りまして、そういうことが生じた場合には対応してまいりたいと考えております。

また、令和2年8月28日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定されました「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取り組み」という指針の一つに、検査体制の抜本的な拡充という項目がございます。その中で、季節性インフルエンザの流行期に対応した地域の医療機関での「簡易・迅速な検査体制の構築」というものが掲げられておりますことから、今後の国の体制整備につきましても注視をしてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**塚田議員** わかりました。少し先のことでしたので、答えていただくのは難しかったかと



思いますが、改めて、この島本町内での地域外来検査センターの設置をお願いしておきます。

今回の件は、中心的な役割を担っている医師会と保健所の管轄が異なることから起きている問題というふうな認識をしているんですが、以前、新型インフルエンザが流行した後に、島本町域にかかる保健所業務の高槻市への事務委託についての検討がなされたことがあるかと思います。これについては、どのような経緯で事務委託を要望するようになったかということをお尋ねいたします。

**健康福祉部長** 平成 21 年に発生いたしました新型インフルエンザ流行時の対応等につきまして、ご答弁申し上げます。

その際には、主に医療体制の整備を図ります際に、中心的な役割を担う医師会と保健所の管轄が異なっていたということから、緊急時の対応に支障が生じるおそれがあるなどの課題がございました。そのため、平成 21 年 12 月に健康医療分野における地域住民の利便性の向上を目的といたしまして、本町から大阪府に対して、高槻市保健所への事務委託の検討について要望したところでございます。

その後、大阪府におきましても検討されまして、平成 25 年 12 月に大阪府から高槻市に、「島本町域に係る保健所業務の事務委託の検討について」の依頼文をご提出いただきましたことを契機に、大阪府と高槻市において、保健所業務全般にかかる各事務の整理や検証などを実施されたと聞き及んでおります。

以上でございます。

**塚田議員** ありがとうございます。経緯については理解いたしました。今現在、そうっていないということは、話がまとまらなかったんだらうというふうに思うんですけども、なぜ設置に至らなかったかということをお教えいただけますか。

**健康福祉部長** 設置に至らなかった経緯についてのご質問でございますが、当時、大阪府と高槻市におきまして検討を進めていただいたものと認識しておりますが、協議が整わなかったために実現には至らなかったのかな、というふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

**塚田議員** 中身については、ちょっと詳しくお聞かせいただくことはできなかったんですが、今回の件で、感染症が流行した際には、事務の効率や、高槻市医師会との調整などで、本町の保健所業務を高槻市へ事務委託しているほうが望ましいんじゃないかなというふうに強く感じてます。それに対して、町の見解というのはどういったものか、お聞かせいただけますでしょうか。

**健康福祉部長** 町の見解というところでございますが、感染症対策等を含みます医療体制整備につきましては、大阪府の「医療計画」におきまして定められておりまして、三島二次医療圏を構成いたします本町、高槻市、茨木市、摂津市につきましては、今までも

高槻市保健所と大阪府茨木保健所との連携のもと、圏域内で様々な調整が行われ、ご対応いただいているところでございます。また、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年8月28日に国の新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取り組み」といたしまして、都道府県における検査体制の強化や、医療提供体制の確保、保健所体制の整備などの方向性が示されております。

本町といたしましては、国や府の方針等も踏まえ、引き続き高槻市医師会をはじめとする地域医療機関や大阪府茨木保健所等関係機関と調整を図り、必要な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**塚田議員** 事務の効率、医師会の調整とかもあるんですけど、今回よりも、もっと深刻なパンデミックが起こった際には、それこそ住民さんの生命にかかる課題にもなりかねないというふうに思ってます。新型インフルエンザの流行の際には、そういった危機感や課題を感じたからこそ、保健所業務の事務委託の検討がなされたのではないかなというふうに推察するんですが、改めて保健所業務の事務委託等、依頼されるというご予定はないか、最後、質問をして、一般質問を終わります。

**総合政策部長** 平成21年に新型インフルエンザが流行して以降、その経緯については先ほど健康福祉部長のほうからご答弁をさせていただいたとおりですが、実際、大阪府から高槻市への事務委託についてはご検討をいただきましたが、実現には至っていないという状況でございます。

現在は、新型コロナウイルス感染症対策に茨木保健所をはじめとする関係機関と適切に連携しながら取り組んでいるところでございまして、保健所業務の事務委託には様々な課題も残されているということと、保健所業務というのは非常に大きな権限もございます。そういった中で、行政が異なるということら辺では大きな課題があるんだろうなというふうに想定されますことから、今後の状況等も踏まえながら、改めて大阪府に申し入れを行うかどうかということについては判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**村上議長** 以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

引き続き、平井議員の発言を許します。

**平井議員** それでは、一般質問を行います。

まず、「若山台住宅のバス停の延伸について」でございます。

若山台住宅にお住まいの方も最近では高齢化が進んで、自家用車等を持たない方はバスで買い物に出かけ、また買い物した荷物を持ってバス停まで帰ってきているのが今の状況です。しかし、若山台住宅のバス停から自宅まで登り坂であり、また重い荷物を持つ

て徒歩で帰られるのには、バス停から自宅まで距離もあることから、大変な思いをしていると思っております。

このような状況を考えると、高齢者の皆さんの負担を少しでも軽くするために、バス停の延伸というのは必要ではないかというふうに思っておりますが、それについての見解をお伺いしたいと思います。

**都市創造部長** それでは、平井議員からの一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、「若山台住宅におけるバス停の延伸について」でございます。

現在、若山台地区への阪急バスの路線区間につきましては、阪急水無瀬駅からJR島本駅を経由し、若山台住宅内のロータリーまでとなっており、バス停の終点は、若山台住宅内のロータリーとなっております。

当該地区における阪急バスの路線延伸につきましては、車両が私有地内を運行することになることや、転回スペースの確保が困難なこと、また事業採算面での課題などがあるものと推察いたしますが、ご指摘の現状を踏まえて、路線バス事業者にお伝えさせていただきます。

なお、本町といたしましては、平成23年度に、地域の実情を踏まえたうえでの福祉ふれあいバスの運行ルートを見直し、若山台高層棟前に停車場所を追加させていただいており、現在、高齢者等の外出支援として運行しております。

また、高齢者に配慮した公共交通のあり方については、若山台地区のみならず町域全体における課題であるものと考えておりますので、今後も引き続き、交通事業者などの関係機関と連携を図りながら、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平井議員** 福祉ふれあいバスの利用者の皆さんの買い物、そしてまた通院、公共施設の利用など、外出支援のため福祉ふれあいバスの運行ルート拡充に取り組んで来られたことに対しましては評価をしていますが、福祉ふれあいバスは、やはり月曜日から金曜日までの9時から17時過ぎまでの運行であって、若山台住宅高層棟前まで行くのは、午前1回・午後1回の1日2回のみであることを考えると、やっぱり若山台住宅の路線バスを、せめて若山台住宅高層棟前まで延伸させることが望ましい、というふうに考えております。

確かに、現状の道路状況では転回スペースの問題等があって、現状では困難だというふうに思っておりますが、やはりバス事業者や地元管理組合などとも協議して進めることが必要だというふうに思っておりますが、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

**都市創造部長** 「バス事業者との協議について」でございます。

先ほども申し上げましたとおり、当該地区における阪急バスの路線延伸につきましては、本町といたしましても様々な課題などがあるものと推察いたしますが、路線バス事

業者からも現状の見解をお伺いするなど、地域交通の実情と今後の対応策について、改めて協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平井議員** これは高齢者などの交通の問題については、やはり若山台住宅のみならず、島本町全域においてそういうことが言えるんだというふうに思っておりますが、高齢者の交通の利便性の確保が、今後ともより一層、地域内全体で求められているものというふうに思っております。

そういった意味からしますと、福祉ふれあいバスにおいても、今後、乗車率の増加や、今、道路の幅員が狭くて福祉ふれあいバスが入っていけない地域の乗車対象者の皆さんの外出支援を今後どのようにしていくのかなど、少しでも外出困難な方々の負担軽減策を講じていくことが求められているというふうに思っておりますけれども、それについての見解はいかがですか。

**山田町長** 「外出困難者への負担軽減策について」でございますけれども、本町といたしましては、これまでも高齢者をはじめとする外出困難者への支援として、移送サービスや福祉ふれあいバスの運行についても、適宜、制度の見直しなどを行ってまいりました。さらに福祉ふれあいバスの運行が難しく、交通手段の確保が困難な大沢地区にお住まいの方への支援として、乗り合いタクシー配車サービス事業を実施しているところでございます。

なお、これまでも町が実施する施策の拡充の際においては、地域交通を担う民間事業者である阪急バスやタクシー事業者各社に対して、拡充内容についてご説明を行い、一定の理解をいただいておりますが、無料での交通手段の提供は民業の圧迫になるとのご意見をいただいております。今後の経営状況によっては、民間事業のサービスの見直しも懸念されるところでございます。そのため阪急バスやタクシー事業者に対して、現行の運行を引き続きお願いしたい旨はお伝えをしておりますけれども、福祉ふれあいバスの拡充をはじめ行政として外出困難者の負担軽減を図るための地域交通施策を充実させる際には、事業者との丁寧な協議が必要であると考えております。

しかしながら、今後、高齢化がますます進展する中で、本町としても交通の利便性の確保は重要な施策であると認識をしておりますことから、地域交通の実情や財政状況を踏まえ、中長期的な課題として対応していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

**平井議員** 現状では、やっぱり、今が精一杯かなというふうには思っているんですけども、やはり福祉ふれあいバスにおいても運行していない土日であったり、5時以降の時間帯の運行、それをどのようにして全体でカバーしていくのかというのが、今後の課題になってくるんだというふうに思っております。

公的な支援をするには、やっぱり限界もあるというふうに思いますけれども、民間事業

者等ともいろいろ協力をしていただきながら、今後の高齢社会をどのようにして進めていくのかというのが、やっぱり必要なというふうに思っておりますので、今後とも、こういう高齢者であったり障害を持っている方の外出支援を積極的に進める施策を打っていただきたいというふうに、お願いをしておきたいと思っております。

次に、「水無瀬駅前交通渋滞の解消について」でございます。

近年、大型の集合住宅が建ち、通勤時間帯は、特に水無瀬交差点を通行する歩行者が多くて、水無瀬駅のほうから水無瀬駅交差点を左折して171号線に出る車両が数台しか左折することができないために、交通渋滞を引き起こす原因になっているというふうに思っております。

交通渋滞解消のために、左折の矢印信号などを設ける対策を取るべきというふうに考えておりますけれども、町の見解をお伺いしたいと思います。

**都市創造部長** 続きまして、「阪急水無瀬駅前交通渋滞の解消について」でございます。

現在、町域内におきましては、大型マンションや戸建て住宅が建設されており、またJR島本駅西土地地区画整理事業も着手され、今後も交通量の増加が見込まれております。このことから、本町といたしましても、阪急水無瀬駅前周辺における通過交通の一時的な混雑解消に向け、現在、大阪府警本部をはじめ所轄警察署である高槻警察署と協議を行っております。

協議状況といたしましては、阪急水無瀬駅前周辺における歩行者の横断状況や信号機のタイミング、また各方面からの車両等の通行状況など、様々な視点から、混雑が発生する要因や改善策について高槻警察署と協議を重ねております。

ご指摘の左折の矢印信号の設置により、町道から国道へ車両が進入する時間が増えるため、町域内の渋滞解消に繋がる手法の一つであると考えられますが、高槻警察署といたしましては、広域的な渋滞対策への影響も考慮されたうえで判断がなされるものと考えております。今後も引き続き高槻警察署と連携し、混雑解消に向けた効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平井議員** ここ近年は、やっぱり大型マンションや戸建て住宅の建設で、交通量並びに歩行者が増加をし、水無瀬駅交差点や、水無瀬駅前のコンビニエンスストア前の信号機の設定時間が、信号機を設置した当初と今とでは大きく交通の環境は変化している状況を踏まえ、所管の警察署と協議のうえ、水無瀬駅前の通行車両がスムーズに流れ、交通渋滞を緩和することが、水無瀬駅前の交通環境の改善に結びつくものというふうに認識しておりますけれども、それについて、改めて見解をお伺いしたいと思います。

**都市創造部長** 阪急水無瀬駅前周辺における交通渋滞の緩和策について、再度のご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、町域内の交通環境につきましては、地域内での大型開発による

交通量の変化や、周辺自治体における幹線道路の整備などにより、時代とともに変化しているものと考えております。本町といたしましても、過去と比較しても、町域内から国道への主要路線の位置づけである町道高浜桜井幹線が一時的に混雑している現状を踏まえ、阪急水無瀬駅前交差点の緩和策については必要であると認識いたしております。

一時的な混雑となる主な原因としては、コンビニエンスストア前の当該交差点から京都方面へ左折する車両が、多くの歩行者の横断により左折できない状況となり、国道へアクセスする車両が直進できず、時間帯によっては一時的な混雑が発生しているのではないかと考えております。このことを含め、今後も引き続き車両用及び歩行者用における信号機のタイミングや、横断歩道の位置の見直しなど、現状の通行状況に合った緩和策について、高槻警察署と継続的に協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**平井議員** いずれにしても、やっぱり幹線道路が混むということは、どうしても住宅内へ抜けていく車両が増えるということに繋がるんだと思います。やはり住宅内を朝の通勤ラッシュ時間帯に抜けるということは、かなりスピードで通行する車両も増えるというふうに思いますんでね。幹線道路はスムーズに流れないと、やはり交通事故を招くというふうに私は思っておるんで、そういった意味においても高槻警察署と協議をして、幹線道路の渋滞緩和、スムーズに交通が流れるような形で協議を重ねて行って、よりよい交通環境の整備に努めていただきたいというふうにお願ひだけして、終わりたいと思います。

**村上議長** 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、議運を開いていただきたいと思ひます。

(午後 3 時 03 分～午後 3 時 25 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

**中田議員** 2020 年 9 月定例会一般質問を行います。

一つ目、「役場業務のオンライン化について」です。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、島本町でも感染者が出ており、先日は役場に出入りする委託業者の方も感染されていたことが確認されました。役場が感染症拡大の場所になることは、できるだけ避けるべきです。根本的には対面を避けられるよう、住民の方の役場への訪問回数と滞在時間を減らすことが、感染症拡大の防止に繋がります。住民票の写し等のオンライン手続き構築事業はこれに資するものではありませんが、このサービスはマイナンバーカードを持っている方だけに限られます。

そこで、質問です。①つ目、役場の窓口業務の中で、住民の方の訪問回数や滞在時間が長いものはありますか。

**総合政策部長** それでは、中田議員からの一般質問のうち、「役場業務のオンライン化」

について、ご答弁申し上げます。

まず、役場窓口への「訪問回数の多いもの」といたしましては、役場では各窓口で申請・届出の受付、相談等の業務を行っておりますが、申請件数のボリュームでは、住民票や戸籍、年金、印鑑証明、町税等の各種証明書交付事務が合計で3万5千件程度と、突出して多くなっております。

なお、これらの申請手続きの一部については、7月にオンライン手続き構築のための補正予算をご可決いただき、国の交付金を活用してスマートフォン等から申請や手数料決済を可能とする仕組みの構築に向け、現在、準備を進めているところでございます。

また、窓口での「滞在時間が長いもの」についてですが、福祉・介護、年金、子育てなど、窓口で申請だけではなく相談対応や制度説明なども行う場合は、滞在時間が長くなる傾向がございます。

以上でございます。

**中田議員** 窓口業務の中で、完全にオンラインで済むものは、どれぐらいありますでしょうか。フルにオンライン化ができないものがあつたとして、一部だけでもオンライン化することによって、滞在時間を減らすことができる業務はありますか。

**総合政策部長** 「窓口業務の中でオンライン化が可能なもの」といたしましては、現在、オンライン手続き導入の準備を進めている各種証明書の発行以外の事務についても、施設予約やイベントの申し込み、手当等の申請の現況届、サービス利用申請など、オンライン化が可能な手続きは各種あるものと認識しております。一方で、オンライン化にかかる経費や対応する職員体制など、コスト・人員面の課題もございます。

いずれにいたしましても、感染拡大防止の観点から、非接触での手続きや問い合わせ対応等が図れるよう、現行の郵送や電話・ファックス、意見フォームなどの利用も含め、各業務において工夫しつつ、オンライン化についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 課題はあるもののオンライン化が可能な手続きは各種ある、ということだったと思います。オンライン化ですね、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

さて、一つ前の質問では、滞在時間が長くなるのは、相談対応や制度説明などだということでした。であれば、オンライン化の際には、来所・対面しなくても相談、説明ができるよう、ZOOMなどのオンライン会議システムの導入を、ぜひ検討していただきたいと思います。オンライン会議システムは複数で相談が可能で、また資料を提示しながらやりとりができることもあり、相談業務を行ううえでは、ファックスや意見フォームはもとより、電話よりも利便性が高いです。

これら旧来の相談チャンネルを廃止しろと言っているわけではなく、オンライン会議システムを導入することにより、少しでも対面の機会を減らすことは有効だろうという

ことです。民間企業や他自治体等でも、オンライン会議は今や常識になっています。いかがでしょうか。

**総合政策部長** 民間や自治体等で、相談などをウェブ会議などの手法を活用して行う事例があることは承知いたしております。本町におきましても、町長席をビデオチャットで行う取り組みを始めておりますが、まだ、それほど実績はございません。窓口での各種相談業務は、多くの場合、電話相談での対応も可能と考えられ、機器の確保や事前予約、調整が必要で、人員体制、場所の確保などの課題もあるウェブ相談よりも、まずは電話での対応を促進してまいりたいと考えております。

なお、内容や対象者等によっては、ウェブ相談での対応が可能なものもあると思いますので、他の自治体の先進事例等を踏まえて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 町長席での実績が少ないとのことですが、まだ始めたばかりなので当然だとは思いますが、オンライン会議システムの利便性の高さから考えて、利用機会を継続して提供していけば、利用頻度も上がってくることが予想されます。最初は敷居が高いと感じられるかも知れませんが、始めて見ると、あっけないほど簡単ですので、ぜひ取り入れていただきたいと思っております。

機器等の確保については、これまでも少しずつ地方創生臨時交付金の活用により整えてきていることもありますし、今後もあると思っておりますので、行政のICT化を進める中で、この件は十分に実現可能であると考えています。

もう1点、役場業務のオンライン化については、審議会のオンライン参加もぜひ検討していただきたいと思っております。先日、まちづくり委員会を傍聴していましたが、学識委員の方からもそのような要望がありました。感染リスクの低減はもとより、多忙な学識委員が遠隔地から参加することが可能になり、出席率の向上が見込め、より良い審議に繋がりますし、学識委員の方にとっては往復の移動時間をなくすことができるメリットもあります。行政としても日程調整が格段にやりやすくなると思っておりますので、この件も、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。これは要望に止めます。

次の質問に移ります。二つ目、「生物多様性」について。

島本町は、昨年7月に「生物多様性保全・創出ガイドライン」を策定しました。これは、町が各種事業を行う際に生物多様性に配慮すべき事項を定めたもので、この活用をすることで、本町の生物多様性の保全・創出に寄与することを目的としています。

その策定から1年が経ちました。「運用状況」について、伺います。

**都市創造部長** 次に、「生物多様性」につきまして、ご答弁させていただきます。

まず、「『生物多様性保全・創出ガイドライン』の運用状況について」でございます。

「生物多様性保全・創出ガイドライン」につきましては、昨年7月に策定した後、各課への周知を図るため説明会を実施するとともに、庁内ネットワークに保存し、情報共



有しているところがございます。また、現在、各課に令和元年度の運用状況の照会をし、その結果について取りまとめを行っているところがございます。

**中田議員** その取りまとめも気になるころではありますが、次の質問に行きます。

本ガイドラインの策定により、事業を行う際の生物多様性の保全・創出に対する取り組みが、「より積極的になった事例」はありましたでしょうか。

**都市創造部長** 続きまして、「生物多様性保全・創出に対する積極的な取り組み事例について」でございます。

先ほどご答弁いたしましたとおり、現在、令和元年度の運用状況を取りまとめているところであり、各部局における具体的な事例を申し上げられる状況ではございませんが、各課におきましては、事業実施に際し、生物多様性に関する意識を持つきっかけになっているものと認識しております。

なお、都市創造部所管分の主な取り組みといたしましては、JR島本駅西地区まちづくりの中での土地区画整理組合との協議において、公益性の高い事業として、本ガイドラインに配慮した取り組みを行うことを要望させていただいていることなどは、本ガイドライン策定後の一定の成果であるものと考えております。

**中田議員** ガイドラインを作っただけではなくて、運用状況の照会をしているところも素晴らしいことだと思います。積極的になった事例としては、駅前開発の事業組合に要望をされたということだ、ということはわかりました。

次の質問です。「津梅原水路の付替工事における生物多様性保全・創出の取り組み」はどうなっていますか。

**都市創造部長** 次に、「津梅原水路の付替工事における生物多様性保全・創出の取り組みについて」でございます。

津梅原水路の生物多様性保全・創出につきましては、当該水路の付替実施設計業務におきまして検討を行っております。その中では、生物多様性の観点から、当該水路を利用したビオトープ施設の設置について、公園予定箇所に具体的な検証を行いました。現状の事業計画においては、生物の保全に必要な安定した水の供給や、急激な水位の変動への安全面の対応など様々な課題があることから、困難であると判断しております。

なお、今年度工事を予定している区間について、開渠にすることなども生物多様性の観点から改めて検証を行いました。計画している水路深さが3.5mと深いことなどから、当初の計画どおり、暗渠による工事を行うこととしております。

なお、現在、JR島本駅西土地区画整理組合におきまして、既存の津梅原水路に生息している生物の調査を実施されたところであり、調査結果がまとまり次第、「生物多様性保全・創出ガイドライン」に基づき、対応が可能な保全策等について、協議を行ってまいりたいと考えております。

また、JR島本駅西地区まちづくり委員会が開催され、今後、当該水路を含めた水路

の設置に伴う生物多様性保全・創出への配慮をはじめ当該土地区画整理事業におけるインフラ整備についても、可能な限りご意見を反映できるよう協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 検討してみたけど駄目だったということで、現計画では、津梅原水路は暗渠化されることになっています。これは、そこに住む生物にとって生息地が消滅することを意味します。先日のまちづくり委員会では、都市計画の専門家の会長さんから、ミチゲーションはあるのか、これなしでやるのは非常にまずいといったようなご指摘がありました。「ミチゲーション」という言葉は、開発行為による環境に対する悪影響を軽減するための保全行為を表す概念なんですけど、このことを会長さんも取り上げられたぐらいです。

また、島本町には「生物多様性保全・創出ガイドライン」があります。ここに「保全・創出」という言葉があるように、現在は、ある場所で生息地がなくなるのならば、代替生息地を造って多様性を保全すべきということが世の流れになりつつあります。これらの点から考えると、ご答弁の「対応が可能な保全策等については」という態度は消極的に過ぎると思います。代替地をどこかに設けていただきたい。具体的な対策を求めます。いかがでしょうか。

**都市創造部長** 津梅原水路付替工事に伴う「今後の環境影響に関する緩和策、代替地等」について、ご答弁申し上げます。

津梅原水路をはじめ既存の開渠水路に生息する生態系への影響を緩和するための代替生息地の確保策として、整備後の水路をこれまでと同様に開渠水路にすることや、水生生物が生息するための保全地を新たに確保することなどが考えられます。本事業につきましては組合施工の土地区画整理事業において、減歩と換地により、道路や水路となる用地を確保する手法であることから、歩行者の安全性を十分に確保したうえで、可能な限り土地を有効活用しつつ、減歩を軽減するため、新たな水路につきましては、基本的に道路用地の一部において暗渠により整備を行う予定としているところでございます。また、既設の人工構造物の中に生息する生物の保全を目的に、既存の生息地の面積と同等の保全地区を区域内に設けることも困難な状況でございます。

しかしながら、本町といたしましても、「生物多様性保全・創出ガイドライン」の趣旨に基づき、既存の生物の保全に可能な限り配慮できるよう、町としても様々な手法を検討してまいりたいと考えております。

なお、今後、JR島本駅西地区まちづくり委員会におけるご意見を可能な限り反映できるよう、保全に向けた様々な対策について、当該土地区画整理組合とも協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 手法の検討と、組合との協議を行っていくということですが、そうであれば、まちづくり委員会の意見提案がまとまり、かつ生物多様性における具体的な対策が決まるまでは、この津梅原水路の事業を進めるべきではありません。ここで、この点は強く主張しておきます。

また、ご答弁の中で「減歩を軽減するため」とおっしゃいましたが、なぜ、町が私的な経済利益にそこまで配慮しなくてはならないのでしょうか。本土地区画整理事業は、生物多様性や景観、住環境といった公共的な価値を持ったものが損なわれることと引き替えに発生した金銭的利益を、一部が私的に享受するという構造になっています。減歩を軽減するという事は、さらに公共的価値を毀損し、金銭的利益を増やすということを意味します。町は、かねてから指摘されているように、公共的価値をこれ以上損ねないことを第一の目的として考えるべきです。生物多様性の保全は、その一つと位置づけられます。

さて、「生物多様性保全・創出ガイドライン」は、住民、事業者、行政機関、国、府などが行う事業取り組みについても、可能な限り、本ガイドラインの内容を尊重してもらえよう協力を求める、としています。島本町は、島本駅西地区の土地区画整理事業主に対し、先ほども言及がありましたが、生物多様性への配慮、協力を求めています。その進捗状況を伺います。

**都市創造部長** 次に、「JR島本駅西土地区画整理事業における生物多様性への配慮」にかかるご質問でございます。

JR島本駅西土地区画整理事業の実施に際し、自然環境への配慮につきましては、「島本町生物多様性保全・創出ガイドライン」を踏まえていただくよう、要望書を令和元年6月4日付けで町から当該組合へ提出しております。この要望書の内容を踏まえ、これまでに当該組合の業務代行者とも協議を重ねており、今年度においては当該事業区域内の生態系調査を実施され、現在、その調査結果をまとめられているところとお聞きしております。また、当該事業区域内の一部には、工事の影響を受けるヌマガエルの保全エリアを設置いただくなど、事業区域内で生息する生態系の保全にも取り組まれているところでございます。

今後につきましても、当該組合とは引き続き協議を重ね、生物多様性保全・創出に向けた配慮をお願いしてまいりたいと考えております。

**中田議員** ヌマガエル保全エリアを設けていただいているということもわかりました、進捗状況の中です。生き物保全エリアを設けていただくことは大歓迎ではあるのですが、なぜ、「ヌマガエル保全」という名称なのか。このように特定の生物を取り上げて保全のシンボルとする手法はあるのですが、通常、その際に用いられるのは希少種です。ヌマガエルは、現在の島本町では決してそのような希少な動物ではないので、なぜ、ヌマガエルなのか、ちょっと理解できません。

また、この名称は、ヌマガエル以外は保全しないとも受け取れてしまうのですが、このようなヌマガエルだけを特定した名称をつけた意図や経緯は把握されていますか。

**都市創造部長** ヌマガエルの保全についてのご質問でございます。

土地区画整理組合におかれましては、現在、当該事業区域内において生態系にかかる調査を実施されているところでございます。ヌマガエルを選定された理由といたしましては、地形的に環境が整っていたことから、ヌマガエル保護池を設置のうえ、工事期間中、繁殖及び生息に必要な湿地環境を維持保全されているものとお聞きしております。

なお、ヌマガエル以外の生物につきましても、事業区域内で確認された鳥類、昆虫類、植物のうち、重要種を選定し、組合としてでき得る範囲での保全対策を検討・実施されているものとお聞きいたしております。

また、生態系にかかる調査につきましては、現在も継続調査中で、ヒメボタルを例にあげますと、ヒメボタルの生息地付近に「生態系調査中」の立て看板を設置され、立ち入り禁止とされているところでございます。

以上でございます。

**中田議員** ヌマガエル以外の生物についても対策を検討、しかも実施もするという点なので、その点は安心したのですが、ヒメボタルの件もそうですが。ヌマガエルの件については、地理的に環境が整っているからというだけの理由で、ちょっと、やっぱり島本町にどこでもいる普通種であるヌマガエルを、わざわざ掲げた理由はわからないままですが、疑問が残るところですが、次の質問に移ります。

「生物多様性保全・創出ガイドライン」には、「利便性の高い都市圏に位置しながら、町域には樹林地や農地、草地、水辺といった多様な自然環境が存在し、豊かな生物多様性を維持しています。」とありますが、ガイドライン策定後のこの1年にも、町内の樹林地や農地が次々に開発されてなくなっています。

例えば、桜井地区の樹林地は町の重要種であるヒメボタルが生息していましたし、そのことは島本町が2016年に行った調査報告書にも記載されており、町もそのことを把握していたことと思います。にもかかわらず、開発は何ら、その重要種であるヒメボタルに何ら配慮することなく行われ、樹林地だった箇所は裸地になり、生息していたヒメボタルは死に絶えてしまいました。虫だから、森がなくなってもよそに飛んでいったから大丈夫でしょうと言われる方もおられますが、ヒメボタルの雌はそもそも飛ばませんし、雄に関しても移動能力は高くないので、例えば幼虫の段階で捕獲し、代替生息地に移すなどの対策をしない限り、あのような場所で生息地がなくなれば、個体群が失われることとなります。

そこで質問です。本ガイドラインには、事業者にも協力を求めることが記載されていますが、これらの開発を行う事業者に、本ガイドラインの内容を尊重してもらえるように、町は協力を求めましたでしょうか。

**都市創造部長** 続きまして、「開発事業者への協力依頼について」でございます。

本ガイドラインにつきましては、各部局が公共工事をはじめとする事務事業を行うにあたって活用することで本町の生物多様性の保全・創出に寄与することを目的としていることから、基本的に個別の事業者への協力依頼は現時点で行ってはおりません。しかしながら、本ガイドラインのさらなる活用を目指し、開発事業者の皆様にもできる限りご協力いただけるよう、幅広い情報提供の手法等を検討しているところでございます。

以上でございます。

**中田議員** 今後は幅広い情報提供の手法を検討しているということ、大変素晴らしいことだと思うんですが、「事業者への情報提供の手法」とは、どのようなものをお考えおられますか。

**都市創造部長** 「事業者への情報提供について」でございます。

事業者が開発を行うにあたり、その内容によりましては、開発行為に関する事前協議が必要であり、この中で各課との協議が発生いたしますことから、環境課との協議の際に生物多様性への配慮について協力を求めたいと考えております。また、重要種に関する情報をホームページに掲載することにより、事業者にも確認しやすい環境を整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 情報提供の手法の件についても、今回のようなヒメボタルの生息地がなくなってしまったような事態を回避するためにも、大変良い取り組みと考えます。

これもいいんですが、これに加えて、さらに生物多様性の保全・創出の観点から、もう一步踏み込んだ対応を検討していただきたいと思います。具体的には、生物層調査報告書で町が把握している重要種の分布情報と開発場所を照らし合わせ、種を特定したうえで事業主に協力を求めていただきたいです。例えば、事務事業報告書によると、宅地開発で事前協議が行われた件数は、2017年に8件、2018年に14件、2019年に15件に過ぎません。膨大な数の事前協議というわけではないのですから、その場所、その種を特定したうえで協力を求めることは十分可能と考えますが、いかがでしょうか。

**都市創造部長** 開発行為に関する事前協議に関する再度のご質問でございます。

先ほどご答弁いたしました事業者への協力依頼につきましては、あくまでも法的義務のない事項でありますことから、事業者に過度の義務感を生じさせないよう慎重な対応が必要であると考えており、他の自治体の状況等も踏まえ、協力依頼の具体的な対応方法につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 対応方法を、ぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問です。「生物多様性の基礎的なデータの保存期間の見直し」について。

以前の、2年ほど前の一般質問で「保存期間を見直してまいりたい」と答弁されまし

た、調査報告書に関してですね。見直しはされましたでしょうか。

**都市創造部長** 続きまして、「基礎的なデータの保存期間の見直しについて」でございます。

平成 23 年度に実施いたしました島本町植生調査及び島本町自然環境調査の報告書につきましては、委託業務の報告書として保存期間を 5 年としておりましたが、基礎的なデータにつきましては、過去のデータを蓄積することで資料をより有効に活用できることから、今般、事務手続きを終え、永年保存することとしたところでございます。

以上でございます。

**中田議員** 見直しされて永年保存になったこと、大変良かったと思います。

次の質問です。J R 島本駅設置に際し行った環境調査結果についても基礎的なデータと考えますが、この保存期間の見直しも検討すべきと考えます。いかがでしょうか。

**都市創造部長** データ保存期間の見直しに関する再度のご質問でございます。

平成 18 年度に実施いたしました、J R（仮称）島本駅設置に伴う駅西側自然環境調査業務につきましても、同様に保存期間を 5 年としておりましたが、基礎的なデータを蓄積していく目的から、今後、永年保存とするよう見直しを検討してまいる予定でございます。

以上でございます。

**中田議員** よろしく申し上げます。

こういった調査などの文書の保存は、担当課がその重要度の度合いを判断して、保存年限を判断するようになっていきます。つまり、個人の判断に依拠したうえでそれらが決まっており、重要な調査結果を確実に保存しようとする観点からすると、危うさをはらんでいると考えます。小規模自治体は、一人の職員が多くの仕事を抱え、大規模自治体と比べて専門性を深めることにハードルがあるという構造が存在します。これは仕方がないことだと思いますが、島本町自然環境調査報告書の保存年限が 5 年だった件は、ここに要因があったと考えます。

そこで質問ですが、今回、これらの文書は永年保存となりましたが、これを機に、こういった学術的にも重要な基礎データが誤って廃棄されてしまうようなことがないよう、何らかの仕組みについて検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

**総務部次長** 文書の保存につきましては、その文書の内容、性質、重要性等によって、適切な保存期間を設定できるよう「島本町文書取扱い規定」において、保存年限の標準的な分類を定めるというルール、仕組みのもとで運用しているところでございます。

学術的な内容に関わる基礎データにかかる文書を作成した場合につきましても、当該文書の内容、性質、重要性などによって、どの程度の保存年限とすべき文書にあたるかを、担当部局において適切かつ慎重に判断すべきものでございます。

以上でございます。

**中田議員** 「適切かつ慎重に判断」すべきなのはそのとおりなのですが、その判断するときの重要度が、一職員の判断に左右されて、廃棄されるべきものではないものが廃棄されてしまうことがないように、ということが私の質問の趣旨です。「適切かつ慎重」に判断するために、属人的ではない仕組みを作るにはどうしたらいいか、という話をしています。この件は要望に止めますが、再度の検討を求めます。

次の質問です。データの蓄積、情報共有のあり方の検討について、これも2年前の一般質問ですが、こういった基礎的なデータ、「生物多様性の基礎的なデータの蓄積や、情報共有のあり方について検討したい」と、2年前に答弁されました。この検討結果を伺います。

**都市創造部長** 続きまして、「データ蓄積、情報共有のあり方について」でございます。

データ蓄積、情報共有のあり方につきましては、大阪府や、昨年4月に発足した地方独立行政法人大阪府立環境農林水産部総合研究所生物多様性センターなどと必要に応じて連携を行いながら、適宜取り組みを充実させていくことを想定しております。

なお、情報の共有先等は現時点で決定しておりませんが、今後、具体的な手法等につきまして、各機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 「協議を行ってまいりたい」ということですが、2年も前に質問していますので、いつまでに調整をする予定かということをお伺いしておきます。

**都市創造部長** 本件につきましては、大阪府を通じまして地方独立行政法人大阪府立環境農林水産部総合研究所生物多様性センターをご紹介いただいている段階であり、今後、日程調整を経て、協議を始める予定でございます。このことから、近日中には協議を開始する予定ではございますが、その方向性が示される時期は現段階では未定でございますので、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

**中田議員** 検討すると言ってから、ずいぶん時間が経っていますので、よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。三つ目、「都市農業の振興について」です。

都市農業振興のために新たな施策の推進について、「この2年間の取り組み」はどうなっていたでしょうか。

**都市創造部長** 続きまして、「都市農業の振興」について、ご答弁申し上げます。

この2年間の都市農業の振興にかかる取り組みといたしましては、平成31年4月1日付けで、約1.83haの生産緑地地区を指定いたしました。また、令和2年3月31日付けで、生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例を、従来の500㎡から300㎡に引き下げを行いました。なお、本年度につきましても、生産緑地地区を指定すべく各種事務を進めているところでございます。

また、島本町農業委員会では、農家の方から所有農地のご意向等に関する農地意向アンケートを実施されました。本町といたしましては、アンケート結果をもとに、今後の町の農業施策及び農地利用のマッチング等の参考にさせていただきたいと考えており、農業振興のための新たな施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** この2年間で、生産緑地の導入、面積基準の引き下げ、農地意向アンケート調査をされたなど、意欲的に取り組んでおられたことがわかりました。特に、この農地意向アンケートを実施したことは、大変評価しています。

この件、大阪府の農業会議所に聞いてみたところ、府下でも、こういう義務でもないのに農地保全を前向きな取り組みにするために、この規模で——ほとんど全体ですよ、に向けて、こういったアンケートを進めているところは大変少ない、と言っておられました。それに農業委員会も傍聴していましたが、必ずしも農地を持っておられる方から前向きではない、反発のようなものも、アンケートを取る過程であったことも見ていますので、この点、それであっても前向きな取り組みのために進めてこられたことを大変評価しているものですが、このアンケート、農地意向アンケートで見えてきたことは何でしょうか。また、今後の方向性についてもお伺いします。

**都市創造部長** 農地アンケート、総括的な部分についてでございます。

農地アンケートを実施した結果、経営の縮小や、離農を考慮しておられる方が約37%にあがることわかった一方で、農地の貸出について肯定的な考えをお持ちの方が一定おられることがわかりました。それらの結果を踏まえ、今後におきましては担い手対策の強化として、新規就農者に向けた情報発信の充実を図るとともに、大阪府みどり公社の農地中間管理事業などとの連携強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 意外と貸出に対する前向きな意向があったりとか、いろんなことがわかったことだと思います。

次の質問に移ります。本年度も、生産緑地地区の追加を指定されるということが先ほどありましたが、前回は、ファミリー農園は対象外となっていました。様々な事情があったことは理解しますが、この対象外の扱いについては納得できかねるという指摘もあったことと思います。今回は、ファミリー農園は対象となるのでしょうか。

**都市創造部長** 「生産緑地地区指定におけるファミリー農園の取り扱いについて」でございます。

平成30年度において、生産緑地地区指定を行いました際には、本町が斡旋しているファミリー農園については、主たる農業者が不明確であるため対象外とさせていただきましたが、現在のファミリー農園につきましても、農地所有者が同様の方法で運営を行っておられれば、今回の追加指定においても対象にはなりません。



しかしながら、国が示す運営方式に従っている市民農園につきましては、本町といたしましても、生産緑地地区に指定することが望ましいと考えております。具体的には、「特定農地貸付法」に基づく市民農園だけでなく、農業者が農園にかかる農業経営を自ら行い、利用者がリクレーション等の目的のために、農業者の指導管理のもとに農作業を体験する農園利用方式の市民農園においても、農業委員会が経営状況を確認するなど所定の手続きを経たうえで、指定を可能とする予定でございます。

以上でございます。

**中田議員** 要件が若干拡充されることと理解しました。ファミリー農園も指定されるようになっていったら、いいと思います。

次ですね、2018年9月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」ができ、市街化区域内の農地、生産緑地の貸借が安心してできるようになりました。その後、本町にも生産緑地制度が導入され、この法律を活用することができるようになりました。「島本町内での活用事例」はありますか。

**都市創造部長** 先ほども申し上げましたが、本町では平成31年4月1日付けで、市街化区域内農地のうち約1.83haの生産緑地地区を指定いたしました。これらの地区につきましては、いずれも農地所有者により営農がなされておりますことから、本町生産緑地内での賃貸借等の活用事例は現在のところございません。

以上でございます。

**中田議員** 都市農地の貸借の法律に基づく事業認定は、令和2年度末だと全国で174件行われているそうです。近隣では、高槻や吹田、茨木でも活用事例が出てきており、面積も400平米と、かなり狭い面積でも行われています。借りたい・貸したい、双方ニーズが高まっていることが、この点からもわかります。

それで、こういった制度に、島本町の先ほどの農地アンケートで、貸す・借りるということに対する抵抗がそれほどないということもわかったということもありますし、貸したいという意向に繋げるためには、こういった制度に繋げるためには、情報提供が大事だと考えます。

そこで質問です。新規就農者に対するホームページなどによる情報提供の充実について、以前の一般質問では「今後、情報の充実を努めてまいりたい」とのご答弁でしたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

**都市創造部長** 新規就農者等への情報提供につきましては以前からご指摘をいただいておりますが、このたび農地意向アンケートの結果や、農業経営基盤強化促進基本構想など、新規就農者に参考としていただける情報をホームページに掲載し、情報提供を行ったところでございます。

以上でございます。

**村上議長** 残り2分ちょっとです。

**中田議員** はい。情報提供を行った件、大変評価しております。引き続き、都市農地の振興と保全に意欲的に取り組んでいただきたいと思います。

四つ目の質問です。島本駅西地区の「土地区画整理事業の業務代行契約書の確認について」です。

業務代行契約書については、6月の一般質問で「業務代行契約書の内容確認、把握に努めてまいりたい」と答弁されました。内容は確認しましたか。

**都市創造部長** 続きまして、「JR島本駅西土地区画整理事業の業務代行契約書」に関するご質問でございます。

JR島本駅西土地区画整理組合と、その業務代行者である株式会社フジタとの間で締結された業務代行契約書につきましては、当該組合と協議を行い、閲覧による方法で内容を確認させていただいたところでございます。

以上でございます。

**中田議員** 契約書を、書面として提供を受けましたか。

**都市創造部長** 組合と業務代行者間の契約書について、再度のご質問でございます。

業務代行契約書の内容確認に際しては、契約書面の写し等の提供は受けておりません。

以上でございます。

**中田議員** 書面による提供を受けるほうが望ましいと考えますが、それに対する町の見解はいかがでしょう。

**都市創造部長** 書面による、契約書面の提供についてのご質問でございます。

本町といたしましては、本来であれば契約書面の写し等の提供を受け、内容の確認・把握に努めることが望ましいと考えておりますが、当該組合が契約書面の提出を拒否されたため、協議により、閲覧による内容確認とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**中田議員** 町には、提供を要求する法的な権限がないわけですから、拒否されてしまうと、それ以上のことを実現する手立てがなく、内容確認以上のことはできないのであろうと理解しました。やむを得ないことかと思えます。

書面の提出ができない理由は、何とされていましたでしょうか。

**都市創造部長** 「書面の提出ができない理由について」でございます。

当該組合との協議に際し、契約書面の提出ができない理由を確認しましたところ、「土地区画整理法」上、契約書の提出が必要との記載がなく法的根拠がないことと、契約の写しを町に提出することで情報公開請求の対象文書となり、それが一般に公開されてしまうことで事業進捗に影響が生じる可能性があり、現に同様の理由により影響が生じているため、とのことでございます。

以上でございます。

**中田議員** 「事業の進捗に影響」という点ですね。どのような影響が生じているのでしょ

うか、具体的に言われましたでしょうか。もう一つ、今、気になったのは、契約書を提出しなかったら、事業進捗への影響は出てこないとおっしゃっているように聞こえたのですが、そのような理解でかまいませんか。

**都市創造部長** 事業への影響に関するご質問でございます。

事業進捗への影響につきましては、未成熟な情報等の提供により、住民の方々からの問い合わせが増加し、組合事務局における日常業務においても負担が生じるなど、人件費の増加や、スケジュールの遅延等に影響が出ている旨、お聞きいたしております。

また、契約書を町へ提供をされない場合の予測につきましては、前にご答弁させていただいたような影響を生じさせないための予防措置的なリスクヘッジとして捉えておられる旨、お聞きいたしております。

以上でございます。

**中田議員** やはり、今のご答弁でも、契約書を公開しなければ問い合わせが減るというように理解されているようです。しかし、それは大きな事実誤認ではないでしょうか。住民が疑問を生じて問い合わせするのは、未成熟な情報を入手したからではなく、事業について内容がよくわからないからだと思います。

ご答弁にあった、これまでの影響については情報公開が不十分だから生じているのであって、契約書を求めます。出さなければ、逆に悪影響に拍車をかけることになるのではないのでしょうか。これで影響がなくなるというのであれば、とんでもない間違いであり、いつまで経っても解決しません。誤解があるようですので、町から事業者には、ぜひ伝えていただきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

**村上議長** 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

**伊集院議員** 1. 「震災・災害の爪痕について～山間部から暮らしを守る！ その2～」。

近年では、平成30年12月議会で森林について、また令和元年6月議会で一般質問し、国への要望をするべきとの指摘をしてまいり、昨年、町長から協力要請、ぜひ国への要望と一緒にリクエストいただき、各省庁等々とのアポを取らせていただきまして、実現しました。事業が進みましたことなど情報を大卒で受けていますが、国要望後の状況や、進捗状況を踏まえて伺っていきます。

まず、長年、各組織を活用しながら、震災害や環境問題から山林を守るバックアップの要請を政府に要望し続け、森林環境譲与税が実現され、自治体の山林保全などの財源確保の一つとなりました。

以前より、ドローンを購入するべきと会派同志議員とともに訴えてまいりましたが、なかなか良き回答はもらえないまま、大阪北部地震から平成30年台風21号で、大きな被害を経験しました。本町は激甚災害指定要件に、ヘリコプターを持ち得ない状況から、

被害面積の提出に間に合わなかった弊害において、大きく2点を通告していますが、二つ目から失礼いたします。

理由がどうであれ、全国一律の激甚災害指定のルールを本町だけが特別扱いできないことは承知のうえで、国への陳情要望に参りましたが、各省庁より、激甚災害指定は今さら無理だが、それよりも少し補助率が高い事業があるなど、紹介やアドバイスをいただいたのですが、ご説明願います。

**都市創造部長** それでは、伊集院議員の一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、「国からの激甚災害指定以外の補助事業等の紹介やアドバイスについて」でございます。

令和2年2月21日に自由民主党議員団の皆様と、林野庁長官をはじめ農林水産省大臣政務官、内閣府災害担当大臣政務官などに直接お会いさせていただき、激甚災害指定のための被害調査に対する支援や指定基準の見直し、災害復旧事業のさらなる財政支援の拡充といった、町の要望事項をご説明させていただきました。その中で、激甚災害指定以外の補助メニューの紹介やアドバイスをいただいたものでございます。また、3月24日には、当該要望を受け、林野庁の職員3名ほか大阪府の職員も本町に現地視察に訪れるなど、本町域内の森林整備に対して、国や大阪府からご支援をいただいたところでございます。

このような中、本町の森林面積の多くを占める保安林においては、他市町村と比較しても、より精力的に事業を進めていただいております。特に大沢地区で森林火災があった箇所においては大規模な整備が進められているほか、尺代地区においても、長谷林道沿いや乙女の滝までの水無瀬溪谷沿いなどにおける整備が計画的に進められております。引き続き、関係機関と連携を図りながら継続的な森林整備に努めてまいります。

以上でございます。

**伊集院議員** 大阪府にもご支援いただきまして、国と府の、また本町のご尽力で、環境改善がスピードアップされるということは、心から感謝申し上げたいと思います。

先ほどの別の補助メニュー、その説明を求めていますので、どういったものか、伺います。

**都市創造部長** 「他の補助メニューでの整備事業について」でございます。

激甚災害以外の補助メニューとしては、特定森林再生事業——これは旧の環境林整備事業でございます——があり、当該事業は「森林法」を根拠とし、災害等の被害を受けた森林の復旧を目的とした事業となっております。事業主体が森林所有者等との協定を締結することや、一施業箇所の面積が0.1ha以上であることなどの条件があり、補助率としては国が10分の3、大阪府が10分の1となっており、残りを事業主体が負担することとなっておりますが、補助率については査定係数というものがかかり、条件によっては激甚災害指定より有利な補助率になる場合があるとお聞きしております。

以上でございます。

**伊集院議員** 特定森林再生事業、旧環境林整備事業であるということは説明いただきましたので、単なる名称変更なのか、内部の比率、先ほど補助率を出していただいたんですが、名称が変わっているだけなのか、そういう制度も変わってきているのか、その点をお伺いいたします。

**都市創造部長** 特定森林再生事業と環境林整備事業との違いについてのお尋ねでございますが、環境林整備事業が特定森林再生事業としてリニューアルされたものと認識しており、補助率など制度内容に変更はございません。事業主体と森林所有者等とで締結する協定の内容が若干変更されると聞き及んでおりますが、概ね制度の内容は変更ないものと聞き及んでおります。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。査定係数の説明を願います。

**都市創造部長** 「査定係数について」でございます。

査定係数とは、「森林法」における保安林及び公益的機能別施業森林に定められた森林においては、補助率が嵩上げされることとなっており、条件によっては激甚災害指定より有利な補助率になる場合があるものと認識いたしております。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。嵩上げ係数、今の時点で詳細の部分はなかなか出ないと思いますが、嵩上げされるという部分に当たることを願います。

台風9号・10号も、発達した台風が接近している状況ですが、災害が発生した場合など、激甚災害のみならず、大阪府と連携して、今後も他の補助メニューの採択についても検討されること。また、その地権者の方々の要望にも十分応えられて進めて欲しいと思うのですが、その辺の見解をお伺いいたします。

**都市創造部長** 災害の規模などにもよりますが、地権者のお声にも十分配慮するとともに、大阪府と連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** では、そのようにお願いしたいと思います。

通告の一つ目に戻る前に、やはり問題は、保安林や協定地などが進んでいきますけど、民有地、民有林ですね、この辺の部分が大変になってくるかと思えます。面積出すのはちょっと難しいとお聞きしましたので、島本町域内の森林面積のうち、保安林とサントリー天然水の森協定地の面積、それぞれの面積をお伺いいたします。

**都市創造部長** 「森林の面積について」でございます。

島本町の森林面積は、全体で971ha、そのうち保安林面積が405ha、サントリー天然水の森協定地面積が353haとなっております。

以上でございます。

**伊集院議員** 重複している面積とか、いろんなものがあるので、一概と、参考までに数字をお聞きしましたが、ちょっと、これで私自身もどれぐらいなのかというのは推定できないということは理解いたします。

では、通告の一つ目に戻りますけども、災害においてドローンの購入、未だ予算化される予定はないのか、お伺いいたします。

**都市創造部長** 次に、「ドローン購入について」でございます。

平成30年9月の台風21号により本町の森林が大きな被害を受けたため、被災後、大阪府において被害面積の調査を行っていただいております。その際の本町の課題といたしましては、激甚災害指定の検討について各機関との連携が不足していたことにより、作業を迅速に開始できなかったことがあげられるのではないかと考えております。

また、災害時の被害状況の確認において、ドローンの活用が一定有効であることは本町としても認識いたしており、購入についても検討を行っているところでございますが、ドローンの活用には専門的な技術の習得が必要であり、本町のような小規模自治体においては日常的な活用の頻度も高くないことから、担当者が技術を習得しても、人事異動等により担当者が年度ごとに代わっていくなど、技術の継承が難しい側面がございます。そういった中で、ドローン自体を購入して活用することだけではなく、他の自治体で導入されているような専門業者との災害時の応援協定等によってドローンを活用していくことも含め、他市町村の先進事例などを参考に、引き続き調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** なかなか厳しい課題を出していただきました。

その応援協定の一つに、陸上自衛隊の36連隊のドローン、これを活用されるというのも、災害的には一つあると思っておりますが、庁舎の中でですけど、現時点でドローンって、36連隊に1台以上と、予算上台数がそれぐらい、1台以上としか申せませんが、要は大和川からこっちが範囲と、全域が範囲になるとお伺いしております。島本町の面積の約7割強が山間部であります。

災害においては山間部のみの活用ではないという状況もありますし、私自身が申したいのは、要は日頃の管理が災害の対策に繋がる、震災の対策に繋がるということをご心得いただきたいという思いですね。先ほど、日常的に使うのが、ちょっと少ないんでは、そんなに使う関係がないんではないかというふうにお聞きしましたが、一応、そこでドローンの災害時以外の利用方法、使用の仕方などを把握されていることがあれば、お伺いいたします。

**都市創造部長** ドローンに関する再度のお尋ねでございます。

他市町村における活用事例といたしましては、災害時や捜索時における現場確認のための活用が一般的なものではございますが、その他、日常的な活用策といたしましては、

公共施設の点検時における活用や、観光やPR用の写真撮影のために活用されている自治体もあると聞き及んでおります。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。施設の管理、要は森林だけではなくて河川もありますし、道路も、公園などもあります。そういうパトロールに活用することもあれば、人で確認できない管理場所、こういったところにも活用できると。震災時だけの問題だけではないということで、今回、2回目ですからね、2回目、その前から言ってますから、何回お訊きしても、なかなか予算化はできないということがあろうと思います。

その課題の中の、先ほどのお話の中で一つ、専門的な技術の習得が必要ということにおいて、職員がドローンの研修を受けるという機会は全くないわけではないと思うんですけども、その点があるのかどうか、お伺いいたします。

**都市創造部長** 「職員の研修」につきましては、公益財団法人大阪府都市整備推進センターが主催する市町村職員向けの研修などがありますことから、今後、職員が使用することとなった際においては、必要に応じて、当該研修等の受講についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** なるほど、一応、研修もあると。例えば、林野庁のほうのホームページにも、これはちょっと申請とか検査の仕組みですね、この令和2年度から追加した手法で、ドローンを活用してされるところがあると。大阪府の場合は山林で、大阪府としてドローンを持たれるかどうかというところは、ちょっとまだ定かではないですけども、きっと府としても、そういう活用をされていくこともあろうかと思えます。一定の研修などができることもお伝えさせていただいて、結局、お訊きしても検討、今は検討することを検討されるというような感触に至ります。

その専門業者との災害時の応援協定等によってドローンを活用していくという調査も、私自身もお隣、大山崎町さんがされておりますけども、一定調べると、京都と大阪の団体さん、2者との協定をされているというふうに関き及んでおります。これはあくまでも災害時の被害状況などを情報収集してもらおうと。そのみの協定と聞き及んでおります。それで、この令和2年度の当初予算で、大山崎町さんはドローンを1台、予算化をされております。不執行にならない限り、1台は持たれて、職員さんも研修を受けられると聞き及んでおります。

できれば日頃の管理が、本当の震災の対策になるということを考えていただいて、どうでしょう、町長、なかなか担当部では答えられない、今、財政が苦しい部分でもあります、河川すべてに関わってきます。活用の仕方によっては、職員さんの事務も少し——もちろん現場に出て見てもらわないといけないこともあります、減る部分もあると思いますので、この点、町長の見解をお伺いします。

**山田町長** 先ほどから担当部長もご答弁をさせていただいておりますけれども、ドローンの購入につきましては、例えば先ほど申し上げた人事異動などによる技術の継承や、活用頻度などの課題があるものと認識をしておりますけれども、今、ご紹介いただきましたように大山崎町など、他自治体の取り組みなども今一度調査・研究を進める中で、総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** ぜひ町長、よろしく願います。かといって、他にもたくさんあるところがあって申しわけないという思いもありますが、ほんとに活用の仕方によってはメリットがあるという部分があると思いますので、調査・研究をお願いいたします。

では、2番目に入ります。先ほど、ちょっと先輩議員と重複しており、重なる点もあるかと思いますが、通告した分においては、ちょっと重なるところ、お詫び申し上げます。

2. 「避難所となる体育館にエアコンの設置！ その2～熱中症対策にも～」。

令和元年の6月議会での一般質問で、「公立学校の体育館の避難所における空調機の設置」についての答弁を伺いまして、山田町政においては、なかなか見通しが大変低いということがわかりましたが、要望など努力はしていくというご答弁いただいておりますが、以下を伺っていきます。

前回、「財政担当とも協議し、予算上、慎重に検討しなければならない」と、考えを伺いました。私からも、実際の財政状況に一定の理解は示すものの、せめて財源確保ができるようお願いいたしました。その後の情勢や、検討ぐらいされたのかをお伺いいたします。

**教育こども部長** 続きまして、「体育館へのエアコン設置」のうち、「検討状況について」でございます。

体育館へのエアコン設置につきましては、近隣では箕面市が積極的に取り組みを進められているところであり、本町におきましても、昨年11月に危機管理担当部署とともに同市へ視察に行きました。

箕面市におかれては、平成29年度に緊急防災・減災事業債を活用し、小・中学校20校について、総事業費約8億円を要して整備されたと聞き及んでおります。箕面市が活用された緊急防災・減災事業債につきましては、令和2年度までのものとなっていることから、本年度中の予算措置及び事業着手が必要になると聞き及んでおるところでございます。

本年度当初予算への計上も検討いたしました。関係部局で検討した結果、新庁舎建設の時期について延期を表明した財政状況を踏まえ、慎重に検討していく必要があるとの判断に至り、当初予算への計上を見送ったというところでございます。いずれにいたしましても、財政・政策担当部署とも情報を共有し、町全体の施策の中で、今後



の方向性について慎重に判断する必要があるものと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** 本年度中に予算措置していかなければならないということは、本年は見送られたということは先ほどもわかりました。箕面の20校で約8億円の中ですが、この交付税算入率、緊急防災・減災事業債、期限付であります、充当率が100%で、うち70%が地方交付税算入と聞き及んでおります。過去の特別教室のエアコンの設置ですね、その部分もありましたが、その点の確認を、それぞれの充当率、算入率を財政部にお伺いいたします

**総務部次長** 「体育館にエアコンを設置する際の起債について」でございます。

体育館にエアコンを設置する際の起債につきましては、緊急防災・減災事業債がございしますが、期限付きの制度となっており、現時点では令和2年度をもって終了するものと聞き及んでおります。緊急防災・減災事業債は充当率100%となっており、うち70%は地方交付税に算入されることとなっております。

中学校の特別教室などにエアコンを設置した際の起債につきましては、国の平成30年度補正予算（第1号）による補正予算債を活用し、起債の充当率100%、うち60%は地方交付税に算入されることとなっております。

以上でございます。

**伊集院議員** 地方交付税、60%、特別教室の場合はですね。今回の緊急防災・減災事業債、この点においたら70%ということで、ちょっと有利になってきておりますし、残念ながら、この1年ということですが、見送られた状況におきまして、現在、コロナの関係もありますし、我々としましても、先ほど岡田議員からもありました自民、公明、私ども期間の延長を内閣府、各担当大臣、それぞれ出ささせていただいております。この延長をするのが、例えば1年か2年か、この点は我々でも答えられませんが、1年延長したとしても、来年で予算組みをしてもらえるのか。その点において、今の時点では答えることはできないでしょうが、せつかく延長しても、来年、手をあげていただかなければ、この延長の意味がないということをおし添えまして、今回もお願いしかないですが、なんとか、この体育館、70%があるのとないのと違うということをお伝えさせていただき、最後の質問に入ります。

3. 「新型コロナウイルス感染症対策について」の「その2」になります。

前の2月議会で、新型コロナウイルスについての初動対応など一般質問しましたが、現在、大阪府も鋭意ご努力いただいております。島本町は、大阪府に則っているという状況のみであり、本町独自の危機目安等の指針みたいなものですね、こういったものを策定される気配も感じられませんが、見解をお伺いいたします。

**危機管理室長** 続きまして、「新型コロナウイルス感染症対策」について、ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス対策は、基本的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を基本に行われております。特別措置法の趣旨として、地方ごとの事情に勘案して、国から都道府県知事に権限を移して対応を取り決めることで、対策の迅速化を図るものと理解をしております。実際に最前線で感染拡大防止の業務にあたっているのは、府の保健所の職員が医療機関と連携して行っております。

このような中、とりわけ全国に先駆けて大阪府新型コロナ警戒信号等、大阪モデルとした独自基準を設けて、府民に情報の開示、判断の根拠の透明化を図っている大阪府内において、本町独自の基準などをあらためて設けることは事態の複雑化を招き、住民の混乱が予想されます。そのため、今後も大阪府の基準及び要請に基づき、府をはじめ関係諸機関と緊密に連携しながら、迅速かつ適切な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** 通告の「近隣自治体の状況を伺います」ということですが、それは。

**伊集院議員** 大変失礼いたしました。通告している件の1件が飛んでおりました。先ほどの「避難所となる体育館へのエアコン設置」のその2の「熱中症対策にも」という部分です。

先ほどの答弁では、回答が一定見えておりますが、一応、「近隣自治体の状況」をお伺いいたします

それを1点、追加いただくのと、新型コロナウイルスにおいては、ちょっと次にいきます。お願いします。

**教育こども部長** 「近隣自治体の状況について」でございます。

近隣市の状況で、先ほど箕面市を積極的な取り組みを進められている自治体として報告をさせていただきましたが、三島地区で見ますと、高槻市、茨木市、吹田市、摂津市、いずれの自治体におきましても、現時点においては設置されていないと聞き及んでおります。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。質問飛びまして、失礼いたしました。

それでは、先ほどの新型コロナウイルスの部分でございます。最前線でご努力いただいている保健所、医療機関の皆様をはじめ行政や関係機関の皆様へ感謝申し上げるとともに、「特別措置法」に基づき、地方ごとの事情に勘案し、大阪府知事もいち早く独自基準を設けられたということにおいては、一定評価しております。

さて、その島本町、「新型インフルエンザ等特別措置法」を基本とのこと、ご答弁ありましたが、平成26年に、その行動計画を策定されております。この行動計画を、現在、軸とされているのか、もしくは新型コロナウイルス対策行動計画を新たに策定されるおつもりなのか。もし、軸とされているのであれば、追記・修正等の見直しをされて

いるのかどうか、お伺いいたします。

**危機管理室長** 「新型インフルエンザ等行動計画」についてのお尋ねに、ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応につきましては、平成26年に策定いたしました「新型インフルエンザ等行動計画」を基本に対応のほう、しております。しかしながら、「新型インフルエンザ対策特別措置法」が制定された際に想定された感染状況や治療法、ワクチンなどの対処法など、新型コロナウイルス感染症対策にそのまま適用できない部分もございましたので、対処できない事象に対しましては、国や府の要請等をもとに、新型コロナウイルス対策本部会議を開催して対処してきたところでございます。

見直しのほうにつきましては、この「行動計画」を策定した際にも国・府のガイドラインを参考に策定しておりますので、ガイドラインの改定動向を見定めて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。確か平成20年、政権交代前のときにできあがった部分ですのでね。解釈の仕方でいけるのではないかと私は思っておりましたが、実情、なかなか難しいところがあるかと思えます。

そこにおいて、ガイドラインの改正動向を見据えてやっていかれるということですが、その平成26年度制定の「行動計画」を基本に対応されているということであれば、8の行動計画主要6項目の(3)、情報提供・共有のイに記載されていますように、情報を受け取る媒体や、情報の受け取り方が千差万別であるということ認識されているという状況であります。デジタル版での活用のご努力、一定評価しておりますが、年長者の方々や、そのデジタル版を活用されていない方々にも配慮することが規則で定めております。その点を、お伺いいたします。

**危機管理室長** 「新型コロナウイルス関連の情報の周知方法」について、ご答弁申し上げます。

町からの情報発信方法として、ホームページ、SNS、タウンメール等を用いて随時発信をしておりますが、議員ご指摘のように、これらの媒体を使っておられない方への周知方法につきましては、町内73ヵ所ございます広報板に、これまで数回の掲示を行ったところでございます。直近では、町内で初めて感染者が発生したことを受け、町内で感染者が増加していることや、体調不良を感じた際の連絡先などをまとめたものを、8月28日に広報板や各公共施設に掲示したところでございます。

以上です。

**伊集院議員** 町内73ヵ所と、ここに掲示を貼られるだけでも相当の数であろうかと思いますが、暑い中、お疲れ様でございましたが、この感染者の情報、町のホームページでは公表されている部分と、掲示板との多少の差があるかと思えます。

それと、実際、もちろん人権の配慮や個人情報の保護というのは当然なんですけど、本来、公表される根拠というのが、パンデミックの回避や、拡散・拡大防止のための経路を辿り、「もしかして自分は」という部分の早期発見で治療するということへ持っていくのが大事であるということになります。本町におけるこの点、公表の考え方について、お伺いいたします

**危機管理室長** 町内での感染者が発生した場合における、感染症例としての情報につきましては、議員ご指摘のとおり、感染症の蔓延防止と、感染された方の個人情報保護の双方の観点から、国の定めている公表方針に則して、大阪府が府内感染者の情報を一括して公表しております。そのため、本町においては大阪府や茨木保健所との緊密な連携のもと感染対策を行っており、大阪府の公表以上の内容は公表いたしておりません。

また、事業者や団体等が自主的に情報を公表されることがありますが、その際には町のホームページへの掲載について、事業所等の意向を確認したうえで掲載することといたしております。

以上でございます。

**伊集院議員** 公表することにおいては、やはり風評被害に繋がってしまうというおそれもあります。こういった中、前に述べた根幹のところの拡散・拡大防止、早期発見と、この辺に繋げていくには、公表していただいているところは大変寄与していただいているところだと思いますが、公表しない事業者や団体等に対しましては、町としてどうしてお考えなのか、お伺いいたします。

**危機管理室長** 感染拡大防止の観点から、広く注意喚起が必要な場合につきましては、令和2年7月28日付け厚生労働省からの通知による「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について」に基づきまして、場所や名称について、事業所等の意向に拘らず公表することが可能となっておりますが、公表にあたりましては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないよう、個人情報の保護に留意したうえで、大阪府と連携のもと、対応することとなるものと考えております。

以上でございます。

**伊集院議員** 実質上、根本的には公表していかなければならない。確かに、大阪市内のような大きいところでなくて、本町みたいな小さいところでは難しいという、ちょっとせめぎ合いの部分がありますが、この点の部分、現在、拘らず公表としていくこともありますし、件数、そういったこともあって、今の見解の部分は理解いたしました。ただ、先々、またそれぞれ考えていただきたいこともあります。

それと、もう時間がないので戻りますが、2月に一般質問した中で、地域ごとの事情に勘案する、本町独自ではないという部分もお聞きしましたが、本町の条例、要は対策本部を設置されて、当時の質問で、あの当時は確かまだ決裁中であつたということでありましたが、まずは、要綱ですね、要綱において改正履歴があるかどうかをお伺いいた

します。

**村上議長** 残り 2 分足らずです。

**危機管理室長** 新型コロナウイルス対策本部要綱についてのお尋ねに、ご答弁申し上げます。

本町で新型コロナウイルス対策本部を設置いたしました本年 2 月時点では、新型コロナウイルスは「新型インフルエンザ等特別措置法」の対象としていなかったため、「島本町新型インフルエンザ等対策本部条例」による対策本部ではなく、大阪府や他の市町村同様に新たに要綱を制定して、対策本部を設置した経緯がございます。その後、令和 2 年 3 月 13 日付けで「新型インフルエンザ等特別措置法」が改定され、新型コロナウイルスが同法の対象となりました。4 月 7 日には緊急事態宣言が大阪府等に行われたことを受けまして、同法 34 条第 1 項に基づき、市町村に対策本部の設置が義務づけられたことを受けまして、新型コロナウイルス対策本部要綱を改定し、法定対策本部に位置づけを行ったものでございます。

また、5 月 27 日には緊急事態宣言が解除されたことを受けて、法定の対策本部は閉鎖しておりますが、今後、緊急事態宣言が発出された場合は条例に基づく対策本部、緊急事態宣言が行われていない場合は要綱に基づく対策本部が設置できるよう、要綱を改正しております。

以上でございます。

**伊集院議員** わかりました。その改正は、大変いいかと思えます。ただ、私も前回でお訊きしているように、本町の場合は条例ではなくて要綱で作成されました。その組織構成員、お伺いしております。確か第 4 条だったと思えますが、この点を触れておりますが、内容において大変危惧することがありまして、6 月議会では人事に触れた一般質問をさせていただきます。その後、早急に次長を設置されたことは一定評価しますが、別個、また別表なり、要はその対策本部の構成について改定は行われてないのかどうか、お伺いいたします。

**危機管理室長** 新型コロナウイルス対策本部の構成員についてのお尋ねに、ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス対策本部につきましては、現在まで合計 17 回の会議を実施しております。構成員につきましては、本部長が町長で、副本部長が教育長、本部員は各部長としております。本部員の出席がかなわない際の代理出席について、対策本部要綱に直接の規定はないところでございますが、第 3 条第 4 項の規定「本部長は必要があると認めるときは、その都度、本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。」を準用し、次長級等職員が代理で出席しているところでございます。

以上です。

**伊集院議員** なるほど、準用での努力は理解いたしますが、ただ、本部長が町長ですね。

その準用でいきますと、「意見を聞くことができる。」という内容です。危機管理を担う総務部に対して、第三者的に「意見を聞くことができる。」というのは、ちょっと厳しいものがあるかと思います。出席はできて、違法ではないですよ。そこまで突っ込んでいるわけじゃないですけども、ちょっと厳しいと言わざるを得ないということと、またウイズ・コロナ、ウイルスとの共存、こういったことに、もし本部員が感染するなど出席がかなわないこともありますので、何とか、きっちり代理出席の条項を設ける改正をするべきだということを考えておりますが、見解をお伺いいたします。

**危機管理室長** 議員ご指摘のように、問題の長期化や、緊急で休日に開催するなど、本部員の出席ができないケースも多々ございます。代理出席の条項を設けることとして、できるだけ速やかに改定事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日9月4日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日9月4日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

(午後4時50分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

## 行政報告

### 一般質問

- 福嶋議員 1. 迅速なふれあいセンター機能復元を  
2. 校区弾力化は、地域団体との連携を  
3. 災害「想定外」の見直しが急務
- 戸田議員 1. 文化財の防火・安全対策  
～島本の歴史文化財を守る～  
2. 「水無瀬山」はどこにある？  
～西浦門前遺跡と和歌からの考察～
- 岡田議員 1. 地球温暖化防止にむけ ごみ問題について  
2. 学校体育館にエアコン設置を
- 大久保議員 島本町の地域防災力強化について その2
- 河野議員 1. コロナ禍における支援及び休業・減収への支援策について  
2. 新型コロナウイルス感染症対策 - 大阪府保健所・医療機関との連携について  
3. 今こそ国・大阪府に少人数学級、教職員増員を求めよう
- 塚田議員 感染症事業等について
- 平井議員 1. 若山台住宅のバス停の延伸について  
2. 水無瀬駅前の交通渋滞の解消について
- 中田議員 1. 役場業務のオンライン化について  
2. 生物多様性について  
3. 都市農業の振興について  
4. 島本駅西地区の土地区画整理事業の業務代行契約書の確認について
- 伊集院議員 1. 震災・災害の爪痕について～山間部から暮らしを守る！  
その2～  
2. 「避難所となる体育館にエアコン設置！その2～熱中症対策にも～」  
3. 「新型コロナウイルス感染症」対策について～その2～





令和 2 年

島 本 町 議 会 9 月 定 例 会 議 会 議 録

第 2 号

令 和 2 年 9 月 4 日 (金)



## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 2 号)

年 月 日 令和 2 年 9 月 4 日 (金)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	持 田 学	総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀
健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
総 合 政 策 部 次 長	吉 川 展 彦	総 務 部 次 長	川 畑 幸 也	教 育 こ ど も 部 次 長	安 藤 鎌 吾
総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	中 嶋 友 典	財 政 課 長	杉 木 利 徳	環 境 課 長	三 浦 了
清 掃 工 場 長	濱 田 昌 吾				

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 妹 藤 博 美 書 記 坂 元 貴 行 書 記 村 田 健 一

## 令和2年島本町議会9月定例会議議事日程

### 議事日程第2号

令和2年9月4日（金）午前10時開議

- 日程第1 第5号報告 令和元年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第2 第6号報告 令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
- 日程第3 第94号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 第95号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 第96号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 第125号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
第126号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 第97号議案 動産の買入れについて（パーソナルコンピュータ（令和元年度））
- 第98号議案 動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成27年度））
- 第99号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成28年度））
- 第100号議案 動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成28年度））
- 第101号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成29年度））
- 第102号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成30年度））
- 第103号議案 動産の買入れについて（救助型活動服（令和元年度））
- 第104号議案 動産の買入れについて（町立小学校教員用教科書・指導書（平成27年度））

- 第105号議案 動産の買入れについて（町立中学校給食用配膳容器（平成27年度））
- 第106号議案 動産の買入れについて（町立中学校給食用食器・器具（平成27年度））
- 第107号議案 動産の買入れについて（町立学校給食用食器洗浄機（平成28年度））
- 第108号議案 動産の買入れについて（給食用ガススチームコンベクションオーブン（平成30年度））
- 第109号議案 動産の買入れについて（町立小学校プロジェクター等（平成30年度））
- 第110号議案 動産の買入れについて（町立小学校タブレット端末（平成30年度））
- 第111号議案 動産の買入れについて（町立中学校タブレット端末（令和元年度））
- 第112号議案 動産の買入れについて（町立小学校教師用指導書・教科書（令和元年度））
- 日程第8 第113号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第9 第114号議案 動産の買入れについて（町立小中学校タブレット端末）
- 日程第10 第115号議案 令和元年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 日程第11 第116号議案 令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 日程第12 第117号議案 島本町議会議員及び島本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第13 第118号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 日程第14 第119号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 第120号議案 島本町障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 日程第16 第121号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第5号）
- 第122号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第123号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

	第 1 2 4 号議案	令和 2 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第17	第 1 号認定	令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算
	第 2 号認定	令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
	第 3 号認定	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 4 号認定	令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
	第 5 号認定	令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
	第 6 号認定	令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳 入歳出決算
	第 7 号認定	令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
	第 8 号認定	令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
	第 9 号認定	令和元年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 0 号認定	令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 1 号認定	令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
	第 1 2 号認定	令和元年度島本町水道事業会計決算
	第 1 3 号認定	令和元年度島本町下水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

**村上議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第5号報告 令和元年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っております。

#### 令和元年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 説明

それでは、第5号報告 令和元年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の5の3ページをお開き願います。

1の「健全化判断比率」について、ご説明申し上げます。

まず、「実質赤字比率」についてです。実質赤字比率については、地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したのですが、赤字額は生じていないことから、バーで表記しています。

次に、「連結実質赤字比率」についてです。連結実質赤字比率については、各財産区特別会計を除くすべての会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したのですが、これについても赤字額は生じていないことから、バーで表記しています。

次に、「実質公債費比率」についてです。実質公債費比率については、一般会計等が負担する実質的な返済額の大きさを、財政規模に対する割合の3年平均で表したのですが、算定結果については3.5%となっており、前年度より0.2ポイント上昇しています。

次に、「将来負担比率」についてです。将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき負債の大きさを財政規模に対する割合で表したものです。実質的な負債額より、その負債に充当可能な財源が上回っているため、バーで表記しています。

次に、2の「資金不足比率」について、ご説明申し上げます。資金不足比率については、公営企業会計の資金不足の状況を表すものですが、水道事業会計及び下水道事業会計において資金の不足額が生じていないことから、バーで表記しています。

以上、簡単ではありますが、令和元年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

村上議長 それでは、お手元の説明書のとおり、第5号報告については報告を承ったものといたします。

日程第2、第6号報告 令和元年度島本町教育委員会の点検評価に係る結果報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめご了承願っております。

#### 令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について 説明

それでは、引き続きまして、第6号報告 令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について、ご説明申し上げます。

本報告につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項におきまして、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されております。

具体的にどのような形で点検・評価を行うか、また報告書の様式、議会への報告の方法などにつきましては、各教育委員会の独自性にゆだねられておりますが、本町教育委員会におきましては、毎年、年度末に翌年度の町の教育にかかる重点目標を定めており、この「島本町教育・保育重点目標」の項目ごとに「点検・評価シート」を作成し、具体的な取組状況を点検のうえ、評価を行っております。

また、点検・評価の実施に当たりましては、「教育に関し学識経験を有する者の知見」を活用することとなっておりますことから、学校教育関係につきましては、昨年度に引き続き大阪成蹊大学の三村教授、また生涯学習関係につきましても、昨年度に引き続き、京都ノートルダム女子大学の岩崎教授から助言を頂いております。

両名の学識経験者からは、保幼小中一貫教育の継続、幼児期の英語教育の重要性、道徳教育のさらなる充実、図書館の評価方法の考え方などの指摘・助言をいただきました。これらいただきました助言につきましては、今後の教育・保育施策や目標設定の段階で現行施策の見直しも含めて検討し、今後の施策に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、助言いただきました内容を踏まえ、点検・評価結果報告書を作成し、今回、提出させていただいたもので、今後、町ホームページでも公表する予定といたしております。

最後に、点検・評価にかかる今後の取組みにつきましては、学識経験者からのご意見を踏まえ、点検・評価結果を分析し、今後の教育・保育重点目標及び諸施策に反映させるとともに、継続して課題となっている事業等については、早期に解決できるよう迅速かつ計画的に取り組みを推進してまいりたいと考えております。



以上、簡単ではありますが、令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

**村上議長** それでは、お手元の説明書のとおり、第6号報告については報告を承ったものといたします。

日程第3、第94号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

#### 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて（案）説明

それでは、第94号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由は、任期満了に伴い、再任するものです。

今回、選任の同意を求めます勝瀬光裕(かつせ みつひろ)氏については、平成28年10月に公平委員会委員に就任いただき、現在1期目となります。略歴については、94の2ページに記載しているとおりです。

なお、新たな任期は、令和2年10月1日から令和6年9月30日までとなります。

以上、簡単ではありますが、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第94号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第 94 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 4、第 95 号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて（案）説明

それでは、第 95 号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、本年 9 月 30 日に任期が満了することに伴い、再任するものです。

氏名及び住所等につきましては、記載のとおりです。

任期につきましては、本年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの 4 年間です。

以上、簡単ではありますが、大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 95 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

村上議長 起立全員であります。

よって、第 95 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 5、第 96 号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて（案）説明

それでは、第96号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、本年9月30日に任期が満了することに伴い、再任し、及び新たに選任するものです。

氏名及び住所等につきましては、記載のとおりです。

なお、阪口公義（さかぐちきみよし）氏及び清水正啓（しみずまさひろ）氏につきましては、現任期をもって退任されます石井至孝（いしいよしたか）氏及び飯田俊治（いいたとしはる）氏の後任として、新たに選任するものです。

任期につきましては、本年10月1日から令和6年9月30日までの4年間です。

以上、簡単ではありますが、大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第96号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第96号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第6、第125号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び第126号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

なお、本案2件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

#### 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第125号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、議会の議決を得ていない予定価格700万円以上の動産買入れ事案を発生させた責任を重く受け止め、町長の給与について減額措置を講ずるものです。

今回の改正については、令和2年9月1日から同月30日までの間、給料を現行の本則上の額である80万円から24万円を減じて、56万円とするものです。

なお、令和2年4月1日から同年5月31日まで及び令和2年12月1日から令和3年4月20日までについては、令和2年2月定例会議でご可決いただきましたとおり、給料を現行の本則上の額である80万円から8万円を減じた72万円とし、令和2年6月1日から同年11月30日までについては、令和2年5月臨時会議でご可決いただきましたとおり、給料を現行の本則上の額である80万円から16万円を減じた64万円としています。

施行期日は公布の日で、令和2年9月1日から適用するものです。

以上、簡単ではありますが、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第126号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、議会の議決を得ていない予定価格700万円以上の動産買入れ事案を発生させた責任を重く受け止め、教育長の給与について減額措置を講ずるものです。

今回の改正については、令和2年9月1日から同月30日までの間、教育長の給料を現行の本則上の額である65万5千円から13万1千円を減じて52万4千円とするものです。

なお、令和2年4月1日から同年5月31日まで及び令和2年12月1日から令和3年4月20日までについては、令和2年2月定例会議でご可決いただきましたとおり、現行の本則上の額である65万5千円から3万2,750円を減じた62万2,250円とし、令和2年6月1日から同年11月30日までについては、令和2年5月臨時会議でご可決いただきましたとおり、給料を現行の本則上の額である65万5千円から6万5,500円を減じた58万9,500円としています。

施行期日は公布の日で、令和2年9月1日から適用するものです。

以上、簡単ではありますが、島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案2件に対する質疑を行います。

**戸田議員** 皆さん、おはようございます。本議案については追加議案として提案されたという経緯がございます。その意味で、町長、教育長が特別職としての責任に鑑み給料の減額を行うという判断をされた。それに至るまでにどのような動きがあったのか、お気持ちの動きがあったのか。また、何かきっかけのようなものがあったのでしょうか。その辺りについて、お聞かせいただきたいと思います。町長、教育長、お願いいたします。

**山田町長** 今回、議会の議決を得ていない予定価格700万円以上の動産買入れ事案を発生させて責任を、まず重く受け止めております。大変申しわけございませんでした。

その責任を重く受け止めているということで、当初から特別職に対する責任の取り方と言いますか、そういったものを考えていたところでございまして、職員については、ヒアリングを終わった後に、当時管理職については指導行為を課長級以上の者に対しては行ったということで、あと特別職をどうするかというところで、教育長の意見も聞いて、最終的に判断をしたものでございます。

以上でございます。

**持田教育長** おはようございます。議員の皆様をはじめ住民の皆様には、このような事案が発生いたしまして、ほんとに心よりお詫びを申し上げます。

本来、あってはならない事務執行ということでございまして、ほんとに私、責任を痛感しております。いろいろな事業の中で、他市の皆さんでこういう方法があるということをお聞きして、私どもの5年間のものについて見させていただいて、確かにあるということ、本当に気がつかずにここまで来たことについても監督責任と申しますか、これについては痛感している次第でございます。

どういうふうな取り方があるかというふうなことでございますけれども、他市の状況も見させていただきまして、こういうふうなことは必要なことだというふうに思っておりますので、この時期に、こういった議案を町長のほうから提出していただいたところでございます。

以上でございます。

**伊集院議員** この内容で、9月1日から30日までの1ヵ月間とされたのは、いろんな議論があったかと思いますが、その点について、お訊きしたいと思います。

**総合政策部長** 最終的には、町長、教育長のほうでご判断をいただいたんですが、その参考となる部分で、他市のこういった事例に対する特別職の給料の減額というのも、どう

いった事例があるかということでお伝えをさせていただいて、そのうえで、ご判断をいただいたということでございます。

以上でございます。

**福嶋議員** 第125号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、第126号議案 島本町教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正について、質問させていただきます。

今回、「議会の議決を得ていない予定価格700万円以上の動産の買入れ事案を発生させて責任を重く受け止め、町長と教育長の給与について減額措置を講ずるもの」との提案理由説明をいただいております。給与の減額は大変重い処分であり、一般職であれば懲戒処分の公正を期するため、町長の求めに応じ島本町職員分限懲戒審査会で審査し、結果が町長に報告されるレベルの措置だと思っております。特別職に対する措置であっても、その内容が公正であるのか、確認する必要があると考えておりますので、何点か、質問させていただきます。

一つ目、昨日の行政報告では、課長職以上の管理職に文書訓告されたとのことですが、まず、当事者及び関係者等で処分を受けた一般職員の処分内容を、もう少し詳しくお教えてください。二つ目、今回の案件において、最終決裁者は町長、教育長という理解でよろしいでしょうか。三番目、今回の条例の一部改正の提案理由内容に基づいて、給与の自主返納という形で、今回の条例を作られるという理解でよろしいでしょうか。さっきの決裁者の件、もし、決裁者が町長、教育長でなければ、最終決裁者もお教えてください。四番目、今回は副町長が空席となっておるタイミングでの発覚だったと思います。副町長が在籍であった場合、決裁にも加わっておられたかと思うのですが、おられた場合、処分の対象となったのでしょうか。そしてまた前副町長は府から来られていたということもあり、現在も府の職員として勤務されておるという認識をしておりますが、ヒアリング等の実施はされたのでしょうか。五番目、過去に今回のような事例等により特別職の給与の減額の事例があれば、特別職の給与の減額の考え方と、減額の割合及び当事者、関係者の処分の内容を何例か、ご紹介ください。六番目、提案理由は「事案を発生させた責任」とのことですが、町長、教育長はどのように事案を発生させたために、今回の給与減額の措置の議案を出すことを決断されたのか、お教えてください。七番目、今回の議案が通った場合、町の財政に直接的な影響のない中で、町長一人だけではなく教育長も措置を行われるということから、島本町の特別職の給与の減額措置を行う先例になるというふうに考えられます。今後、どのような案件が発生した場合、特別職の減額措置、自主返納でもかまいませんが、行われるように島本町が変わっていくのか。そのお考えをお教えてください。

以上7点、町長のほうから、よろしく願いいたします。

**総合政策部長** 町長にということではございますが、処分の内容等につきまして、私のほ

うからご答弁を申し上げます。

まず、今回の事案で処分をしたわけですが、それ以前に対象職員から聞き取り調査を、まず人事課のほうで行いました。その対象人数は35人ということでございます。その中で聞き取り調査をいたしまして、最終的な処分については、部長級につきましては文書訓告、それから課長級以上については口頭訓告。それと、関わりが薄かった職員については嚴重注意というような形での指導行為を行いました。それが、処分の1点目の内容でございます。

それから次に、決裁についてですが、金額にもよりますが、契約に関しましては、最高で副町長決裁ということになってございます。当然、教育委員会の部分については教育長も決裁権者の一人になります。ですから、契約に関して最終的に町長までという決裁についてはございません。

それから、今回の給与の減額というものについては自主返納になるのか、ということでございますが、条例で定められた給料を減額をしておりますので、いったん受け取って返納するという形ではなく、差し引いて支給をするということでございますので、ちょっと自主返納という形ではないのではないかなというふうに理解をしております。

それから、副町長が不在でございますが、前副町長、大阪府から来ていただいておりますが、もし、副町長がおられたら対象になったのかということですが、処分の対象にはなっておりました。

それから、前副町長のヒアリングでございますが、特段、もう大阪府のほうに帰られておりますので、ヒアリングはしておりませんが、こういった事案が起きたという報告はさせていただきました。

それから、過去の事例でございます。過去の事例では、まず平成17年の3月に、下水道料金の未徴収問題にかかる監督責任ということで、町長の給料を1ヵ月間、30%減額をしております。また平成19年1月には、府の補助金の返還を伴う不適切な事務執行にかかる監督者責任として、町長の給料を1ヵ月間、10%減額をしております。それと平成24年10月には、職員の懲戒免職事案に伴う監督者責任を問いまして、当時の法制度に基づきまして、これは教育委員会の事案でございましたが、教育長に対する懲戒として1ヵ月間、減給10分の1とした事例がございます。直近では、このような事例がございました。

あと、こういった事例が先例となるかどうかということでございますが、その事案それぞれにおいて判断されるべき問題であるというふうに思っておりますので、その町長、あるいは教育長、特別職のご判断ということになりますので、一律に、こういった事案で給料を減額するというような取り決めというのは特にございませんので、必ずしも、これが先例になるというふうには担当のほうとしては理解をしております。

特別職として、こういった関わりがあって、こういう給与の減額に至ったかというこ

とですが、町長からの説明にもありましたけども、やっぱり管理監督責任者としての責任ということを重ねて受けたうえで、こういう判断をされたということでございます。

以上でございます。

**福嶋議員** 先ほどの質問をさせていただいた6番目、提案理由は「事案を発生させた責任」とおっしゃっているんで、何をもちて発生させたのか。それを防止できなかったとかじゃなくて、「発生させた」とおっしゃっているんで、なぜ発生させたんですか、何をやったんですか、町長は、と訊いているんです。それ、まず1個、再質問でございます。

それから、副町長が今おられないのでということで、ちょっと仮定になってしまうかも知れないんですけども、考え方を教えて欲しいんですけど、副町長がおられて、実際に決裁もやられた、教育長もそうですけども。それであれば何かの訓告ですか、というのは担当部長と同じようなレベルで、あるいはそれ以上でやらなきゃいけないん違うかなというふうに思うんですけども、特別職に対してはそのようなルールがないのかあるのか。そしてまた、おられれば、少なくとも実務をやっておられたということで、実務をされる立場の副町長ですから、山田町長よりは重たい形にならなきゃいけないと思うんですけども、その辺の考え方、どうされるのか。今後のために、ちょっと基本的な考え方をお教えいただけたらなというふうに思います。

それから、今回の案件、私自身は、確かに条例は守れてない、それは良くないことであつたなというところでは思っているんですけども、当然、ご担当の方、責任者の方は何らかの処分というか、今回の訓告ですか、受けなきゃいけないというのはそれなりに理解するんですけども、多くの職員の方々が、今回の訓告などの処分を受けた職員は、実際にミスに関わっており、処分一定理解できるわなど。しかし、最終決裁者でもない町長が、職員の処分よりも重い減給というんですか、10%、1ヵ月というようなことを受けてしまって、大変申しわけないと思う職員もいるん違うかなと、迷惑かけてしまったなど。そしてまた、こんなことになるんやったら、これから、もし過去の不適切な処理を見つけても、気がつかんふりして黙っとたらええん違うかなと、迷惑かけんで済むわ、知らんことにしておこうという考えになる方もおられるかも知れないなど。それで、組織を維持するためには当然自浄作用が必要でありますし、今回、よく見つけてくれたねと、これからは全員で抜け・漏れのないようにしていこうねって考えて、言うて、そして職員を悩まさないためにも、特別職を含めて、その妥当性なり何なりの公正さを確保する必要があると考えております。

今回、ご提案いただいている給与の減額の措置についてですけども、島本町役場全体を見たときに、ほんとに偏りがなく正当な措置、公正な措置だったのかなというところについても、あわせてお考えを町長のほうからお教えください。

**総合政策部長** まず、「今回の事案を発生させた」という説明ということでございますが、「発生させた」ということですが、実際に、なぜこういうことが起きたのかということ



を人事のほうでヒアリングも行いましたけども、やはり、この条例なり法律を十分熟知をしていなかった、内容を把握できていなかったという点が大きいというふうに思います。そういった知識を習得するにあたって、やはり研修であったり、様々な知識を得るための対策というのが事前に取られていなかったというようなことについては、やっぱり町全体の問題で、個人の問題ではないというふうに考えますので、そういった点から、こういう事案が発生してしまったということでございます。

それから、副町長の決裁という部分では、今はおられませんけども、やはり最終的な決裁というのは副町長になってしまいますので、責任の重さというのは大きいということとは当然でございます。おられた場合の対応ですが、町長、教育長については、懲戒処分も可能でございます、給与の減額という。今回は教育長も減額という形にはなりませんでしたけども、懲戒処分の対象になるということでございます。

私のほうからは、以上でございます。

**山田町長** 今回の事案に関しましては、個人の、例えば事務をしている中でちょっとした過失があったとか、ミスがあったとかいうことではなくて、町組織として長年にわたって、今回は5年前まで遡って調べておりますけども、どこまでかというのは、ちょっとわからないですけども、長年にわたって、おそらくこういった事務が行われていたんであろうというふうに思っております。そして、今回、16件もの追認をお願いをするという形になりましたので、やはり町として、組織としての責任は重たいと。そのうえで、その統括者である私の責任は、やはりあるだろうというふうに思っております。

やはり、いろんな不祥事があった際に、どれだけの責任を取るかということに関しては、その基準がないですから、特別職に関しては、その中で、今回10%の減額ということに関しては、他市町村の事例も参考にしながら決めたことですし、それが特別重たいとか軽いとかいうつもりは別にありませんし、職員がそれを見て、過去にもし何かあったときに、こういう結果になるのであればというような思いは、もちろん抱かないであらうというふうに私は思っておりますし、福嶋議員おっしゃったように、どんな些細なミスであっても、やはり上司に報告できるような開かれた職場環境というものを作っていくことが必要であるというふうには思っておりますし、福嶋議員のおっしゃっているような懸念は当たらないだろうというふうに、私は認識をしております。

以上でございます。

**総合政策部長** 私、先ほど教育長、副町長については懲戒処分ができるというふうにご答弁をしたんですが、ちょっと間違いがございまして、懲戒処分は、今の法上ではできません。指導行為はできるということでございます。先ほど、以前、平成24年10月に教育長が懲戒処分ということで、このときは「地方教育行政法」の改正前でしたので、その時点ではできたんですが、それ以降はできないという形になってますので、申しわけございませんでした。

**岡田議員** 今回になるんですけれども、やはり全職員の方は事の重大性を真摯に私は受け止めて欲しい、そのように思います。今回、5年という年月のあれを出していただいたんですけれどもね、この中には部長も、課長も、次長も、誰一人も知らなかったんですよ。ということは5年以前に遡って、こういうことをずっとしてたということなんですよ。たまたま今回わかったということだけであって、ずっと前からこういうことを続けてきたということなんですよ、島本町におきましてはね。だから私はね、この重大性をもっとみんなが責任を持って意識していただきたい。ほんとに、結論を言えば気の緩みですよ、こんなのは。一人も知らないなんて。

最初、職員入ってきて、新人採用の研修しますでしょう。そういったときにしっかりと、この研修の中で、こういうことを教えていなかったということが大事なことなんですよ。そういうことを誰一人にも教えていないというのは、やはりミスですよ、これは。このことを見つからせてから、全職員の方にこの件に関して、しっかりと研修を持ってきましたか、研修させましたか。どういうふうに全職員にこのことをしっかりと植え付けていきましたか。

それを、まず第1点に教えていただきたいということと、そして、各部所で一人ひとりが押印して、最終的には入札という結果になると思うんですが、所管部局の部長から押印されたものが総務の財政にあがってくると思うんですが、これ、一人ひとりが印鑑を押していった、この順序を教えてくださいよ。どういう人たちが、わかりましたということで押していかれたか。これをちょっと教えていただきたいと思いますよ。私、この一つひとつの中身に関しては、もう言いません。だから、私、こここのところでは言わせていただきたいんですよ……（「議運では」と呼ぶ者あり）……、この町長と教育長のあれのところでは言わせていただきたいと思っているんですけれども、そこら辺を教えてくださいませんか、きっちり。ちょっと、うるさいから黙ってください……（「議題外ですよ」と呼ぶ者あり）……。大事なことですよ。

それでまた、最終的に……（「議運での話」他、議場内私語多し）……、ちょっと黙っててもらえますか。事の重大さですよ、今ここで発言しなかったら、どこでするんですか。

**村上議長** 静粛に。

（「議運のルールを守りましょう」と呼ぶ者あり）

**岡田議員** それでね、何が議運のルールですか、共産党に言われたくないですよ。それで、町民の皆さんに、どのようにこのことを報告されるんですか。その件も教えていただけますか。

**総合政策部長** まず、事の重大さということについては、私も含めて職員、管理職、特に管理職については反省をしているところでございます。「地方公務員法」、あるいは「地方自治法」、様々な規定がある中で、すべてを一気に習得することは困難でございます。

これは一つの法に定められた内容ではございますが、非常に重要な部分であるという認識はしております。そういったことで、今後、研修については、今すぐに開催はしてはおりませんが、職員の研修については充実をさせていきたいというふうに考えております。

あと、研修だけではなく、チェック機能がどうすれば働くのかということで、財政の契約時に合議をする際に添付をします契約事務事業調書、その辺の改正をして、目で見える形でチェックができる、そういうことを、これはすでに7月1日から改正をして進めております。この改正については全職員に周知をして、新たな様式でチェックができるということで周知をさせていただいております。今後、予算の要求をして査定をする段階、あるいは来年度の予算説明会を財政のほうで行うわけですが、その際にも、この点については十分内容に盛り込んで、今後、一切こういうことが起きないように対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

すでに、今回、5年間ということでございますが、それ以前にも、そういう認識できてますので、あったことは事実だろうというふうに思いますので、そういったことも含め、本当に重大な事案であったということで、職員一同反省をして、二度と起こらないように今後努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(岡田議員・自席から「私が質問したことに答えてません」と発言)

**村上議長** 質問の中で、あと97号議案以降に具体的な話が出てくると思うんで、その中でしていただいたらと思います。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 暫時休憩します。

(午前10時34分～午前10時36分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

**河野議員** 確かに私自身としては、この議案提案の順番がね、動産の買い入れが後に控えているということでは、私も個人的には、この動産の買い入れについて一つひとつ改めて一定の態度や質疑を重ねたうえで、特別職のいろいろな条例改正ということに行くほうが、私個人としては、思考回路としてはやりやすいと思っておりますので、先ほどの質問が出るというのは、あり得ることだと思っております。ただ、ちょっとやっていかどうかは別として、議長の判断どおりだと思うんですが、質問としてやらせていただくのは、先ほど福嶋議員の質問の答えとしてされたところで、前例のところですね。参考までにお訊きしたいんですが、記憶の範囲で結構です。

平成17年3月とおっしゃった、私は当時議員でしたので鮮明に憶えておりますが、公共下水道料金の未徴収問題。これは住民の方にも著しく影響を及ぼすような内容であり

ましたので、町長が責任を取られたということはありませんが、事実として確認するのは、町長だけではなかったということもあったというふうに思っております。それは今後の職員のモチベーションに関わる問題としてお訊きするんですが、たぶん、当時の町長の条例改正による責任を取るということはありませんでしたが、部長、課長にも及んでいたのではなかったのかなど。今後の参考として、お訊きしております。

**総合政策部長** 平成17年3月の下水道料金の未徴収問題にかかる部分でございますが、町長については、先ほど申し上げましたように給料を1ヵ月間30%減額という給与の減額をしましたが、職員の処分としましては、戒告3名、それから指導行為として文書訓告等を関係職員にしたということで、先ほどは給料だけのことの減額でご答弁させていただきましたので、それ以外にも処分、あるいは指導行為はあったということでございます。

以上でございます。

**河野議員** わかりました。加えて言いますと、それ以外の指導行為に伴って、部長や課長に至る金銭を伴う様々な責任の取り方ということもなさったと記憶しておりますし、それが非常に、その後に職員のモチベーションに影響したかなというふうに記憶しております。そのときの問題としては、問題が起こったときに議会への報告がなかった。そして、私がおのれのことを知ったのは、道ばたで住民の方から、未徴収の何年にも遡っての請求を受けたことを聞いて、初めて議員が知ったという様々な問題、重なっていたと思うんですね。

だから、今回の問題とまたちょっと違うなということと、町長、教育長の責任の取り方としては、精一杯やっておられると私が評価しているのか、それは後々の職員の皆さんの意識や、あるいは行動で判断されるものと思っておりますので踏み込みませんが、そういう金銭を伴う責任の取り方もあり、当然、そのときに大阪府から来られている理事の人も対象になっていたというふうに記憶しております。間違いがありませんか。

(「過去の話」「質問があったからや」他、議場内私語多し)

**総合政策部長** 責任の取り方として、先ほど申し上げましたように町長の報酬のカット、それから、当時、下水道使用料の未徴収ということで、約200万近くの未徴収が発生したということで、管理職、特に——これは強制ではなかったというふうに理解はしてま

すけども、一定、自主的に返納したという事実はあったというふうに記憶しております。

以上でございます。

**東田議員** この議案についてですが、今回の一連のことがありまして、それに対して町長、教育長がどういう責任を取るんだというようなことの議案だというふうに理解します。その責任の取り方が妥当かどうかという判断するべきなんだなというふうには思うんですけど、これまで過去5年間ということで、その以前もこういうことはあったんだろうというふうに想像しますが、それ以前のときでも、私、前期のときもいましたし、

先ほどから、例えば元年度に行われた案件について、決算上見ても、確かになかなか決算とかで見つけにくいというふうな事実はあると思います。かといって、私、議会に責任はないのかと言えば、ちゃんとチェックできてなかったんだから、私たちにも責任はあるんだというふうに理解はしてるんですけど、このような一個一個議案出されて、その場でちゃんと審議できなかったという意味で言うとね、やはり行政の責任としても、しっかり問わなければならないんだなというふうに理解してます。

そのうえでね、町長、教育長がどのように責任取ったらいんだというのを考えたいので、これが妥当なんだというふうな、妥当というか、それを判断するのは私たちになるんですけど、こういう責任の取り方でどうでしょうか、というふうに議案出されているんだと思うんですけど、そういう認識でよろしいですかね。

**山田町長** はい。先ほど総合政策部長からありましたように、我々に対しては処分というものが、例えば大きなことがあれば辞めるとか、そういったことぐらいしか、なかなか責任の取り方ができないという中で、その一つの手法としては、やはり給与の減額というものが一般的に行われることであろうと思っておりますし、今回も他市の事例を参考にしながら、1ヵ月間10%ということで決めさせていただきましたので、それを皆さんにご審議いただきたいということで、今、議員がおっしゃったような認識で間違いはないかなというふうに思います。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第125号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第125号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、戸田より賛成の討論を行います。

予定価格が700万円以上の動産の買い入れでありながら、議会の議決を経ていなかった事案に対して、その責任を重く受け止められての減額措置です。本定例会議の冒頭、行政報告を行われ、また事案発覚後には対象職員合計35名へのヒアリング、原因分析が行われ、議会に提供していただいた資料・人1からも、その概略は理解できる場所です。再発防止策も適切に行われていると、現時点では判断しております。報道関係者に情報提供も行われました。その意味では、過去にあった事案とは異なる対応ができてい

ると私は考えております。

加えて、このたびの給与の減額措置です。これにより、結果的に町長の令和2年9月の給与は、本則上の80万円から56万円に、率にして30%の引き下げとなります。就任前から引き継がれていた組織的な問題、事案に対して、こういった責任の取り方を示されたことについては、当然のこととは言え、首長としての覚悟の表れとして評価に値すると私は考えております。また、他市町の事例から見ても、特に逸脱した判断ではないと考えます。

「リーダーシップ」と、横文字で求められがちな首長のあり方ですが、個性は様々です。常に公平・公正であること、恐怖や、見せかけの優しさや仲間意識で物事を押し進めないこと、権力を持つ者としての正しい姿勢がそこにあるのであって、そういった厳格さが、寛容と創造を生むと私は考えております。

責任を取られたことに関して、特に疑義はなく、賛成の討論とさせていただきます。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第125号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

実質、この後に関わる議案に関することにおける責任のあり方として、今回、議案があげられております。そのことにおいて、この案件において9月1日から1ヵ月、そして、この減額というのがいいのか悪いのか、ここの精査の部分が、ちょっと我々としても難しいところでありました。質疑させていただき、基本的には他市町村のこういった場合の状況を参考にされたということでもあります。要は遡られて5年間、16件、後の議案という部分でありますので、この件において調査された中であろうということを判断いたします。

職員の士気を司る特別職の皆様ですので、やはり一定の、この行為においては賛成させていただこうと思います。ただ、追加案件で出されたのは残念だということは、一言申し添えまして、賛成させていただきます。

**村上議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第125号議案に対しまして、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の討論をいたします。

議会の議決を経ていない、予定価格700万円以上の動産買い入れ事案を発生させた責任を重く受け止められての今回の議案かと思えます。組織のいろんなことがあるにせよ、組織としての責任が私は重たい、その気持ちで今回の議案を出されたということを、ご本人の町長からお聞きしました。私も、そのように納得いたしますので、今回の議案に関しましては、賛成をさせていただきます。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 125 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 125 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 126 号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第 126 号議案 教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

先ほど、第 125 号議案で町長に対して申し上げたことと、内容は同じです。そういう理解で、同じ内容で賛成の討論としたいと思います。教育長のご判断と、今後の管理監督責任、これに期待をしております。どうぞ、よろしく願いをいたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 126 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 126 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7、第 97 号議案 動産の買入れについて(パーソナルコンピュータ 令和元年度)から、第 112 号議案 動産の買入れについて(町立小学校教師用指導書・教科書 令和元年度)までの 16 件を、一括議題といたします。

なお、本案 16 件は一括質疑、一括討論とし、採決はそれぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

## 動産の買入れについて（パーソナルコンピュータ（令和元年度））（案）説明

それでは、第97号議案 動産の買入れについて（パーソナルコンピュータ（令和元年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて令和元年9月10日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、令和元年度に役場庁舎等に設置するノート型パーソナルコンピュータを買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

なお、本議案から第112号議案までの16件が、本件と同様、動産の買入れにあたり、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったものです。このような事態を招いたことは、法令等に対する認識とコンプライアンス意識が欠如していたものと言わざるを得ず、深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、第97号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、ノート型パーソナルコンピュータ82台です。

2の「買入れ金額」は、665万9,712円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登録する業者から取り扱いの可能な業者6者を指名し、うち3者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者であるシャープマーケティングジャパン株式会社と契約したものです。

4の「契約締結日」は、令和元年9月10日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（パーソナルコンピュータ（令和元年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

## 動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成27年度））

### （案）説明

それでは、第98号議案 動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成27年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて、平成27年4月10日に遡って有効としたいため、



「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

本件は、平成27年度に島本町衛生化学処理場で使用する活性炭を買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第98号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、島本町衛生化学処理場使用薬品（活性炭）です。

2の「買入れ金額」は、10kg当たり2万4,300円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者9者を指名し、うち3者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である日立造船株式会社と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成27年4月10日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成27年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成28年度））

##### （案）説明

それでは、第99号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成28年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成28年4月7日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

本件は、平成28年度に島本町清掃工場で使用する液体キレートを買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第99号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、島本町清掃工場使用薬品（液体キレート）です。

2の「買入れ金額」は、10kg当たり3,834円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者9者を指名し、うち5者による指名競争入札を行いました。入札

の結果、落札業者である大阪鋼灰株式会社と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成28年4月7日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成28年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成28年度））

##### （案）説明

それでは、第100号議案 動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成28年度））、説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成28年4月7日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、平成28年度に島本町衛生化学処理場で使用する活性炭を買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第100号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、島本町衛生化学処理場使用薬品（活性炭）です。

2の「買入れ金額」は、10kg当たり2万4,300円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者9者を指名し、うち3者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である日立造船株式会社と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成28年4月7日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成28年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成29年度））

##### （案）説明

それでは、第101号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品(液体キレート)（平成29年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成29年4月7日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

本件は、平成29年度に島本町清掃工場で使用する液体キレートを買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第101号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、島本町清掃工場使用薬品（液体キレート）です。

2の「買入れ金額」は、10kg当たり3,812円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者7者を指名し、うち3者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である林六株式会社と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成29年4月7日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成29年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成30年度）） （案）説明

それでは、第102号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品(液体キレート)（平成30年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成30年4月10日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、平成30年度に島本町清掃工場で使用する液体キレートを買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第102号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、島本町清掃工場使用薬品（液体キレート）です。

2の「買入れ金額」は、10kg当たり2,678円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者7者を指名し、うち2者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である大鳥産業株式会社と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成30年4月10日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成30年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて（救護型活動服（令和元年度））（案）説明

それでは、第103号議案 動産の買入れについて（救護型活動服（令和元年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて令和元年6月24日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、令和元年度に消防職員が着用いたします救助型活動服を買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第103号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、救助型活動服188着です。

2の「買入れ金額」は、690万3,360円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者6者を指名し、うち4者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である株式会社イマジョーと契約したものです。

4の「契約締結日」は、令和元年6月24日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（救護型活動服（令和元年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて（町立小学校教員用教科書・指導書（平成27年度））

## (案) 説明

それでは、引き続きまして、第104号議案 動産の買入れについて（町立小学校教員用教科書・指導書（平成27年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成27年4月1日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、町立小学校において平成27年度から新たに採択した教科書を使用することに伴い、教員用教科書・指導書を買入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第104号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、小学校の教師用教科書1,033冊及び小学校の教師用指導書521冊です。

2の「買入れ金額」は、712万1,313円です。

3の「契約の方法」については、教科書及び指導書は、教科書発行者と教科書供給契約を結んだ教科書・一般書籍供給会社（大阪府にあっては、大阪教科書株式会社）が選定した教科書取り扱い書店が直接学校に供給する仕組みとなっており、契約の性質・目的が競争入札に適さないため、「地方自治法」施行令第167条の2第1項第2号により、有限会社長谷川商店と随意契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成27年4月1日です。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（町立小学校教員用教科書・指導書（平成27年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決賜りますようお願い申し上げます。

## 動産の買入れについて（町立中学校給食用配膳容器（平成27年度））

### (案) 説明

それでは、引き続きまして、第105号議案 動産の買入れについて（町立中学校給食用配膳容器（平成27年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成27年10月30日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、平成28年度から開始した中学校給食に必要となる中学校給食用配膳容器を買

い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第105号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、保温食缶、保温容器、パン箱、牛乳竈及びアレルギー対応除去食用容器です。

2の「買入れ金額」は、708万1,830円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者6者を指名し、うち5者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である株式会社中西製作所大阪支店と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成27年10月30日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて(町立中学校給食用配膳容器(平成27年度))の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて(町立中学校給食用食器・器具(平成27年度))

##### (案) 説明

それでは、引き続きまして、第106号議案 動産の買入れについて(町立中学校給食用食器・器具(平成27年度))、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成27年11月13日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、平成28年度から開始した中学校給食に必要となる中学校給食用食器・器具を買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第106号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、樹脂製食器、箸・スプーン、収納竈及び配食器具です。

2の「買入れ金額」は、933万3,516円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者6者を指名し、うち5者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である株式会社中西製作所大阪支店と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成27年11月13日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（町立中学校給食用食器・器具（平成27年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて（町立学校給食用食器洗浄機（平成28年度））

##### （案）説明

それでは、引き続きまして、第107号議案 動産の買入れについて（町立学校給食用食器洗浄機（平成28年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成28年5月31日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、平成28年度に更新した学校給食用食器洗浄機を買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第107号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、学校給食用食器洗浄機（ガス式）及び学校給食用食器洗浄機（蒸気式）です。

2の「買入れ金額」は、2,127万6,000円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者8者を指名し、指名通知後3者が辞退し、5者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である株式会社中西製作所大阪支店と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成28年5月31日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（町立学校給食用食器洗浄機（平成28年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて（給食用ガススチームコンベクションオーブン

##### （平成30年度））（案）説明

それでは、引き続きまして、第108号議案 動産の買入れについて（給食用ガススチー

ムコンベクションオープン（平成30年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成30年6月8日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、平成30年度に更新した給食用ガススチームコンベクションオープンを買入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第108号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、小学校給食用ガススチームコンベクションオープン1台及び保育所給食用ガススチームコンベクションオープン2台です。

2の「買入れ金額」は、915万8,400円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者4者を指名し、その4者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である株式会社中西製作所大阪支店と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成30年6月8日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（給食用ガススチームコンベクションオープン（平成30年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて（町立小学校プロジェクター等（平成30年度））

##### （案）説明

それでは、引き続きまして、第109号議案 動産の買入れについて（町立小学校プロジェクター等（平成30年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成30年9月11日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、平成30年度に整備した町立小学校で使用するプロジェクター等を買入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第109号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、プロジェクター 55台、ロールスクリーン58台及び書画カメラ



58台です。

2の「買入れ金額」は、1,317万8,419円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者8者を指名し、うち2者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である株式会社FLシステム島本営業所と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成30年9月11日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて(町立小学校プロジェクター等(平成30年度))の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 動産の買入れについて(町立小学校タブレット端末(平成30年度))

##### (案)説明

それでは、引き続きまして、第110号議案 動産の買入れについて(町立小学校タブレット端末(平成30年度))、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて平成31年2月28日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、平成30年度に整備した町立小学校で使用するタブレット端末を買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第110号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、タブレット端末180台、タブレット端末用キーボード45台並びに周辺機器及びネットワーク機器です。

2の「買入れ金額」は、1,715万9,999円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者5者を指名し、うち4者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者である株式会社FLシステム島本営業所と契約したものです。

4の「契約締結日」は、平成31年2月28日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて(町立小学校タブレット端末(平成30年度))の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

## 動産の買入れについて（町立中学校タブレット端末（令和元年度））

### （案）説明

それでは、引き続きまして、第111号議案 動産の買入れについて（町立中学校タブレット端末（令和元年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて令和元年8月9日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、令和元年度に整備した町立中学校で使用するタブレット端末を買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第111号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、タブレット端末96台、タブレット用キーボード20台並びに周辺機器及びネットワーク機器です。

2の「買入れ金額」は、1,706万4,000円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者6者を指名し、うち3者による指名競争入札を行いました。入札の結果、落札業者であるタディスマイル 代表 炭村紀子と契約したものです。

4の「契約締結日」は、令和元年8月9日です。

なお、5の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（町立中学校タブレット端末（令和元年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

## 動産の買入れについて（町立小学校教師用指導書・教科書（令和元年度））

### （案）説明

それでは、引き続きまして、第112号議案 動産の買入れについて（町立小学校教師用指導書・教科書（令和元年度））、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて令和2年3月18日に遡って有効としたいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、町立小学校において令和2年度から新たに採択した教科書を使用することに

伴い、教師用指導書・教科書を買い入れるにあたりまして、予定価格700万円以上であったにも関わらず、「地方自治法」第96条第1項第8号の規定による議会の議決に付していなかったことから、改めまして、同条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものです。

それでは、第112号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、小学校の教師用指導書631冊、小学校の教師用教科書777冊及びデジタル教科書ライセンス104ライセンスです。

2の「買入れ金額」は、1,137万7,914円です。

3の「契約の方法」については、教科書及び指導書は、教科書発行者と教科書供給契約を結んだ教科書・一般書籍供給会社（大阪府にあっては、大阪教科書株式会社）が選定した教科書取り扱い書店が直接学校に供給する仕組みとなっており、契約の性質・目的が競争入札に適さないため、「地方自治法」施行令第167条の2第1項第2号により有限会社長谷川商店と随意契約したものです。

4の「契約締結日」は、令和2年3月18日です。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（町立小学校教師用指導書・教科書（令和元年度））の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより本案16件に対する質疑を行います。

**戸田議員** 総論的に質問したいと思います。このたびの16件については、文書処理の取扱規程上、保存年限内であったことで追認が可能になっているものです。しかしながら、実際には過去に遡って、議会の議決を経ない動産の買入れは残念ながら存在しているわけです。「地方自治法」上、契約が成立しないままということになるかと思いますが、これらの契約についてはどのように考えれば良いのでしょうか。まず、この1点をお願いいたします。

次に、資料・人1に基づいて、人材育成という観点から問います。本事案の最大の要因は、動産の取り扱いに関する組織的な知識不足、知識の欠如であったと考えられると、このように分析されていますが、知識の欠如＝条例そのものを知らなかったと回答した職員が約1割あったとのこと。これはヒアリングの中でということで、職員のすべてではなくて、関わった35名の1割と認識しています。条例そのものを知らずに買入れに関与していた職員がいたということ、これに、かなりショックを受けております。問題であったと思います。研修以前の問題であり、本事案に関わらず日常業務の中で関連する条例に関する知識の習得を、各課・各部内で徹底していただきたいと思っております。そのことが公務員としての自負、品格、誇りになると思います。すなわち人材の育成です。このことをお願いできますでしょうか。人事の立場から、お答えをお願いいた

します。

**総務部次長** それでは、今回、動産の追認にかかりましてあげております16件の案件についてでございますけれども、これらにつきましては、過去5年間の契約同意を得ていなかったものを、今回、お願いしているものでございます。

その5年間というものにつきましては、一般的な契約につきまして5年間を保存期間としていることから、今回、この期間内を対象にいたしまして、調査、抽出したものでございますので、すでに5年以上前の契約につきましては、文書の保存年限については超過いたしておりますので、廃棄処分となっておりますことから、確認する手段はないということでございます。非常に申しわけなく思います。

これまでのことについて、今回、この直近5年間についてご審議をお願いするものでございますけれども、引き続き、私たちとしてできますことについては、今後、そういったことが起こらないように再発防止策について取り組むべく、財政担当課として職員に対し、財政サイドとして、例えば予算編成時であるとか、また新入職員に対しまして、議会に付すべき案件の基本的な事項といたしまして周知徹底を図ってまいり、再発防止策について講じてまいりということでございます。

以上でございます。

**総合政策部長** 今回の事案につきましては、先ほど議員からご指摘があったとおりだというふうに反省をしております。人材育成という点では、やはり契約事務というのは非常に複雑な事務でもございます。今回、700万という動産の買入れではございましたが、契約事務そのものが非常に複雑であるということもございますので、こういった契約事務についての事務の進め方、そういったことについては各職員がやはり積み重ねて、知識を習得していく必要があるというふうに考えておりますので、職員研修も含めて、今後、その契約事務についての研修を充実をしていきたいというふうに考えております。

私も含めてですが、長年、勤務をしていますが、そういう知識的な部分で欠如していたという部分については非常に恥ずかしいことでございますので、その反省も含めて、今後、二度と起こらないように、職員の人材育成には努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**総務部次長** 先ほどご質問いただいた部分で漏れておりましたので、追加でご回答申し上げます。

5年以前のものにつきましては、今、確認する術がないということでお答えは申し上げたんですけれども、実際の契約上、こういった取り扱いになるかということでも申し上げますと、すでに相手方、契約の相手方と本町とで契約は一定なされ、物品などの收受というのはなされておりますので、契約自体は成立しているという認識でございます。ただ、「地方自治法」上、そういった議会に付すべき案件であったところを行っていないか

ったということで、課題が引き続き残っているというような、そういう位置づけであると認識いたしております。

以上でございます。

**戸田議員** わかりました。文書処理の取扱規程上、5年間のものが残っていると、それ以前のはわかりかねると。それは良く理解できるのですがけれども、今回の事案についてね、例えば700万円以上、金額にすると1千万以上になるものもあるわけですよ、上限。そういった契約に関して、文書処理の保存の年限を5年とするのが、はたして妥当なのかと。これは今後の課題として検討していただきたいと思うのですが、そうではなくて、これはもう法令上5年なのだという、そういった決まりがあるのか。その辺りのところ、ご検討いただけないでしょうか。

ここで深く議論するつもりはありません。また委員会というふうにも考えられますけれども、この5年というのが私、どうも引っかかって仕方がないので質問させていただきました。

**総務部次長** その文書保存年限の5年間についての見直しというご質問でございますけれども、今回、一定、その支出書類ということにつきましては5年ということで、本来であるならば、議会に付すべき案件700万以上につきましては、ご審議をお願いしなければならないという、ただ、その1点につきましては、ほんとに漏れておって申しわけないなということでございます。ただ、その支出書類ということではなく、内容の如何によりまして、5年ではなく、金額ではなく内容によりまして、保存年限につきましては、それ以上の設定をする場合もございますので、その内容の重要性、性質などによって、文書取り扱い上判断していくものでございます。

以上でございます。

**財政課長** 契約に関わる部分なんですけれども、本町の文書取扱規程上、契約に関する条項の取り扱いにつきましては、永年保存、10年保存、5年保存という三つの取り扱いがございます。この中で永年保存という分につきましては、契約に関する文書で特に重要なもの、法律関係が10年を超えるようなものという定義がされております。次に10年保存につきましては、契約に関する文書で重要なものということで、法律関係が5年を超えるものという規定がされております。今回、契約の同意が漏れておりました件につきましては、通常の一般的な物品の購入であったということになりますので、文書取扱規程上の5年保存の契約に関する文書という取り扱いになっております。

これらにつきましては、文書の保存年限につきましては、金額ではなく、その中身についてどのような保存年限が適切であるかという判断になっておりますので、通常の物品の購入につきましては、引き続き保存年限につきましては5年という形での想定をしております。

以上でございます。

戸田議員 ご説明は、一定理解しました。でも、時代に即して、はたして5年でいいのかということも含めて今後の検討課題としていただきたいと、ここまでに止めておきます。以上です。

村上議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 02 分～午前 11 時 15 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

岡田議員 先ほどの続きになるかと思いますが、今回、このような議案を出してこられたということに関しまして、条例そのものを知らなかったと回答されている職員が1割もいらっしゃるということがわかりまして、驚いております、実のところ。それで、やはり事の重大さを真摯に受け止めていただきたいと思うし、二度とこのようなことがないようにしていただきたい、そういう思いで、ちょっと口がきついような言い方ですが、ほんとに私、議会ももちろん責任があるかと思いますが、あまりにも長年にわたって、このようなことがずっとされてきたということに関してはね、ほんとに情けない気持ちでいっぱいなんです。これを改革していただきたい、このような気持ちで質問をさせていただきたいと思います。

入札されるときに、最初に所管部局からあがってくると思うんですけども、所管部局の部長さんが押印されましてね、それから財政のほうに入ってくると思うんですけども、何人の方の手をくだって、最終、町長のところまで入札の文書が来るのかということをお訊きしたいと思います。

それと、ちょっと何回も訊いて申しわけないんですけども、やはり職員の皆さんが1割も知らなかったということ自体は、採用されまして、最初に入られて研修受けられると思うんですね。その研修のときに、しっかりとこういうことが植え付けられていなかったのかなというのを、すごく憤りを感じるんですね。今後、もう、そういうことが二度とないように、しっかりとしていただきたいんですけども、今現在、こういうことがわかりまして、職員の皆さんにどのような周知を、またどのようなことを訴えられたか。すでにもうそれをされたかどうかということをお訊きしたいと思っております。これ、2点目なんです。

それと、ほんとに情けないんですけども、これ、住民さんに周知をしっかりと、議会の議員は住民さんの大切な血税を預かってますので、そこでこういうことが起こったというのはね、ほんとに議員も申しわけないし、しっかりと住民の皆さんに理解していただけるようなことをやっていただきたいんですね。もちろんホームページもあると思うんですが、これ、住民さんに理解していただけるような方法として、どのようなことを考えていらっしゃるのかと。

この3点を、お訊きしたいと思います。

**総務部次長** 入札の執行にあたりましての決裁の手順でございます。まず、入札の執行にあたりましては、各担当部局におきまして入札にかかる設計等を行いまして、事務決裁規程に基づき、予定価格または契約金額に応じ、町長部局におきましては5万円未満は課長、5万円以上20万円未満は次長、20万円以上100万円未満は部長、100万円以上は副町長が、それぞれ決裁権者となっております。また教育委員会におきましては、島本町教育委員会事務決裁規程に基づき、次長決裁までは町長部局と同様ですが、部長決裁が細分化されており、20万円以上80万円未満は部長、80万円以上100万円未満は教育長、100万円以上は副町長が、それぞれ決裁権者となっております。あわせまして、予定価格または契約金額が30万円以上の案件につきましては、財政課へ相議することになっております。

それから研修と言いますか、今後の職員の中での再発防止徹底についてでございますけれども、研修の機会が、新規採用職員の研修もございますし、また予算編成時におきまして説明会や研修というものを、財政課や、また担当部局で行っておりますので、その中で特に「地方自治法」などの研修は行っているんですが、今回のこの議会に付すべき案件につきましては、特に今後、間違いのないように十分に周知徹底を図ってまいりたいということと、また先ほど、繰り返しになりますけれども、契約事業調書などの様式の改正によりましてチェックがかかるということと、あとは対職員ということで、常にお互いにダブルチェックをかけ合うような、そういう仕組みを作っていきたいなどというふうに考えておりますので、まず事業の前年度については予算編成・査定の段階において、予定価格が幾らほどになるのか、また次年度の事務スケジュールの中でどのように盛り込まれ、議決を図るのかどうなのかという判断をさせていただけるように、それからまた議会招集前につきまして、その議案の紹介において、そういった議案の例示であるとか、または注意喚起であるとか、それから入札・契約、実際の事務にあたる場合につきましては、担当課と財政課とでダブルチェックを図っていくというようなことで、常にそういったことが漏れ落ちがないかということと、その時点、時点でチェックをかけるような、そういう仕組みづくりを講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**総合政策部長** 今回の事案についての職員への周知でございます。まず、こういう事案が発生したということで、庁議の場で各部長、それから庁議のメンバーに報告をさせていただきました。その後、課長会議におきましても、私のほうから、こういう事案が発生したということで、再発防止策も含めて取り組んでいかなければならないということと、関係職員からは聞き取り調査を実施していくというようなことで、その後の取り組み方についても説明をさせていただきました。

その後、先行して先ほど総務部次長のほうからも答弁がありましたように、契約事務にかかる書類、様式の変更、これは全職員に、そういう変更をするということで周知を

させていただいておりますので、新たなチェック機能が働くような形で、今後、事務を進めるということで周知をさせていただいております。

それから、住民の皆さんへの説明ということでございますが、まず、この事案が発覚いたしまして、議員の皆様にもご説明をさせていただいた後、7月7日の日に報道機関に対しまして、こういう事案が発生したということで報道提供をさせていただきました。それと同時に町のホームページで、山田町長名で住民の皆様へのお詫びということで、ホームページに掲載をさせていただきました。今回、この議案をご審議をいただきまして、ご可決いただきましたら、改めて町のホームページのほうで、これまでの経過と職員の処分も含めた対応について、町ホームページのほうでお詫びを再度させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 説明、わかりましたけれども、やはり、どんなことでも二重チェックというのは必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ今度、二重チェックするということ、今、おっしゃってますので、二重チェックのほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、住民さんに理解していただくようにホームページということですが、よくホームページ、ホームページって言われるんですが、ホームページを見られない住民さん、たくさんいるということ、ちょっとまた理解していただきたいんですね。ですから、広報誌の両方でお願ひしたいかなと思いますので。その点はよろしくお願ひをいたします。私のほうからは、もう、ほんとに二度とこういうことがないように、議会もそうですが、お互いにしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

**大久保議員** 大変大きな事案でありますので、各議員、いろいろとご意見あろうかと思ひます。

今、岡田議員のほうからも質問がありましたけれども、チェックの方法なんですけれども、最終的には財政課でされるということなんですけれども、各課から細かい数字、予算要望があがりまして、双方でまとめられるような事案があるということなんですけれども、そういった場合、非常に漏れやすいのかなと思うんです。チェック方法の強化ということで、そこら辺、どのようにされるのかなということと、あと、今後、こういうチェックの機能を強化された後の検証も必要かなと思うんですが、そこら辺、どのようにお考えでしょうか。

**総合政策部長** 契約に関しては、先ほどもご答弁申し上げましたが、契約事務事業状況調書というのを、契約をする際に決裁をあげていく段階で添付をさせていただきます。今回、この様式を改正をいたしまして、議会同意の案件であるかどうかというチェック項目を新たに設けてございます。これは各原課のほうでチェックをつけて、財政課の契約



担当のほうに合議をするという形。これは、これまでも同じなんです、そういう項目を新たに設けましたので、新たに財政課の契約担当のほうでもチェック項目を見て、金額的に議会同意案件であるにも関わらずチェックが入ってない、というようなことがあれば指摘をするというようなことでの、二重チェックができるような形で改正をさせていただきます。

この調書につきましては、一部は決裁について残るんですが、もう一部については財政課へ、その合議をしたときに提出をするという形になってございますので、その辺はこれまでも同じなんです、そういう二重のチェック体制ができるということで、今後、7月1日以降、もうすでに進めておりますけども、漏れがないように対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**大久保議員** すいません、ちょっと私の質問が悪かったかも知れませんが、各部所から細かい数字があがってきて、まとめて購入するほうが安価で済むというケースがあって、それが抜けてたということもお聞きしてるんです。その場合、非常にわかりづらいし、また、幾ら書面とかでチェックされても抜けてしまう可能性もあるのかなと思うんです。そういったことも含めて、今後もチェックされるのかなということ、ちょっとお訊きしたかったんですが。

**総合政策部長** 今回の案件でも、複数の課をまたがって、一つの契約をするという事案がございます。これについては今後も引き続き、できるだけ効率的に、安価な形で契約できるようにやっていきたいというふうに思っています。

ただ、これまでも二つの課をまたがって契約する場合、どちらが主になってやるかということで、金額、あるいは購入する物品を合算して契約するわけですけども、どちらか一方の課が起案をして契約をするという形になりますので、別々の契約の部分を、どこかで合算をして契約するという点にはなりませんので、その点については一つにまとめた段階で、先ほど申し上げました契約事務事業調書を作成いたします。その関係する課には当然合議をして一緒に買うということで、最終的に金額がこうなるというようなこともわかるような形にはなってございますので、それぞれの課が起案した金額がバラバラになって、どこかの時点で一つにまとまるというような形にはなってございませんので、その辺については、チェック機能は働くというふうに考えております。

こういう事案が起きたことから、それでは個別に契約したほうがいいんじゃないかというような、そういう発想も当然出てくるんですが、そういうことが起こらないように、毎年、予算については財政課のほうで査定をしておりますけども、同様の物品を買うような場合は、そういうまとめた形での、より効率的で安価に購入できるような形でということで、一定、査定段階でもそういう指示をしながら、今後、事務を進めつつ漏れがないように対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**東田議員** こういう案件が、今後、二度と起こらないようにというようなことであれなんですけど、いろんな他の議員からの質疑の中でも、人材育成であるとかチェック機能であるとかいうことも答弁されてますけど、よくわかるんですよ。そうやって、今、職員の皆さんに周知していったって、共通認識図っていくというのはわかるんですけど、それをマニュアル化とか、そういうことにはしてないんですかね。

関係法令とか条例も多岐にわたって、結構複雑じゃないですか。それを、もうちょっとわかりやすく、ポイント、ポイントで、こういうときにはこのマニュアルに沿ってやるとかね。そういうふうに残すというか、していかないと、口頭でこうやってやってるだけで、ほんまに認識を共有できるのかなって、ちょっと疑問なんですよ。やっぱり、そういうふう到一个一個、バックグラウンドの法令とかがあまりにも複雑なんでね。それをマニュアル見て、それ以上求められるんやったら、その法律をちゃんと見ていくとかね。そういうふうな体系づけたマニュアル作ったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがですかね。

それと、ちょっと議案に入りますけど、110号の小学校にタブレット端末導入、それで111号で中学校にタブレット端末導入って、この仕様書、ちょっと見ていると、機器の仕様書の部分はまあまあわかるんですけど、小学校は導入作業でいろいろたわわって、中学校なんかはICTの授業指導支援という項目も入っているんですね。この支援、サポート体制という部分を、これは二つ一緒じゃないんで、小学校、どういうふうにサポートされてたんかなというのを、ちょっと教えていただきたいのと、これはまた他の議案になりますけど、今年、また大きいタブレットの導入あるんで、この辺にも繋がってくるんでね。ちょっと、この辺り、お伺いしておきます。

**総務部次長** 今回の議会に付すべき内容につきましてのマニュアル化ということのご指摘でございます。予算事務を行うにあたりましての一定の手順書というものは町として作っております、ただ、そういった内容について記述はあるんですけども、なかなか、それがわかりにくく強調されていないということから、結果、今回、こういったミスを起こしてしまったということでございますので、その内容につきまして、もう少し詳しく記述するという、「動産」であるとか、わかりにくい表現につきましても、かみ砕いて、全職員がすぐに理解できるような内容で、そのマニュアルの中で落とし込んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** ただいまご指摘のございました110号議案、こちらが小学校用のタブレットの端末、そして111号議案が中学校のタブレットの購入ということで、当然のことながら、導入の際のサポート支援というのは、いずれの購入の際にも対応していただくということでございます。ただ、小学校のサポート支援のところには購入のときには書

いてないものを中学校では書いているというところに関しては、当然、やっていただくんですが、明文化したほうが好ましいのではないかとということで、中学校のところには書かせていただいた。

ただ、今回、また改めてのGIGAスクール構想、ICTの関係の中での購入案件がまた後ほど出てきますが、今回は、その部分を仕様書から抜かせていただいているのは、当然のことながら、その部分は支援・サポート体制が含まれているということを事前に確認をいたしておりましたので、今回は抜くという形を取ったというものでございます。

以上でございます。

**中田議員** 今回の対象になった条例について、お伺いします。問題になっている条例ですね、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」、これは昭和39年に施行されてから3回、改正されています。昭和52年と、昭和61年と、平成5年です。それぞれどのような変更があったのか、ご説明ください。

**総務部次長** まず、平成5年における「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の一部改正におきましては、「地方自治法」施行令の改正に伴い、条例第2条において、改正前は予定価格3千万円以上と規定されていたのを、予定価格5千万円以上に改正しております。

次に、昭和61年の一部改正におきましては、「地方自治法」及び同施行令の改正に伴い、条例第2条に「不動産の信託の受益権の買い入れもしくは売り払い」を追加し、条例第3条において、改正前は「法第96条第1項第7号」と規定されていたのを、「法第96条第1項第8号」に改正したほか、文言の整理を行っております。

次に、昭和52年の一部改正におきましては、「地方自治法施行令」の改正に伴い、条例第2条において、改正前は予定価格1千万円以上と規定されていたのを、予定価格3千万円以上に改正いたしております。

以上でございます……。今の答弁でございますけれども、不動産の信託の受益権の買い入れにつきまして、「条例第2条に」というのは「条例第3条」の誤りでございますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

**中田議員** わかりました。これまでの改正は、工事または製造請負の予定価格が昭和39年当初は1千万円だったところが、年を経るごとに3千万円、5千万円と、他にもありましたが、引き上げる形で改正されていったということがわかりました。

私が、なぜ、これをお尋ねしたかということ、今回の700万円という額について、ちょっと考えるところがありまして、総務省の統計局消費者物価指数によると、令和元年の消費者物価指数は、昭和40年のその4.2倍ということです。つまり、この条例が定められた39年と今とでは物価が、消費者物価指数という点では4.2倍ほど違うと。であれば、昭和39年に定められたこの700万円という額は、今なら3千万円近くになるという

ことが推察されます。前の工事請負の価格が1千万円から5千万円に引き上げられたのも、この物価の変動に伴うものに対応したと私は推察されるのですが、その辺り、どのようなご見解をお持ちですか。

それから、一方で今回問題となっている「議会の議決に付すべき」、この条例第3条、700万円というのは、条例制定時である39年から変わっていないわけです。それは「地方自治法」も変わってないということもあるんでしょうけども、変わっていません。当時から物価水準が大きく変動しているのにも関わらず、金額が変わっていないというのが実態に合わなくなって、このような認識の欠如に繋がった可能性も考えられるのではないかなというのが私の見解なのですが、他の町村でもこういうことが起こっている事例があるっていうのはネットで検索すると出てきますし、こういったこともあわせて、金額のこの700万円という額が妥当かどうかというところについて、今後、こういうことが起こらないようにということの再発防止策という意味でも、これが適切かどうかというところの認識を、お伺いしたいと思います。

**総務部次長** 「地方自治法施行令」の規程に改正理由というものについては、現時点では確認はできてはおりませんが、政令の規定におきまして、工事または製造の請負金額については順次改正、増額されております。しかしながら、動産の買入れ、また売払いの金額については、その間、改正されることなく現在も700万であるということから、単に物価変動のみを理由として政令の改正がなされてきたと判断することは、できないのではないかなというふうに考えております。

それから、条例上の700万の見直しについてでございますけれども、今、この本町の条例での定めぶりについては、「地方自治法」と同施行令に基づきまして、その規定を踏まえまして、政令で定める基準と同額を定めているところでございます。条例によりまして、独自に700万を上回る予定価格以上の動産買入れ、また売り払いを議決事項として定めることも可能ではあると考えるんですが、政令で定める基準が従前から変わらず、予定価格が700万を下回らない動産の買入れ、または売り払いとされていることを鑑みますと、独自にその金額を引き上げることについては慎重に判断すべきことではないかなというふうに考えております。

なお、府内の他の町村の条例におきましても、予定価格700万以上の動産の買入れ、また売り払いを、「議決に付すべき財産の取得又は処分」として定めているところでございます。

以上でございます。

**中田議員** わかりました。政令でも変更がないということですので、それが物価の変動だけで変更されているかということ、そうでもないというご認識、ご見解だということがわかりました。

それで、この700万円という額ですね、適切かどうかと言うのは、それはもちろんい

ろんなところで決められていると思うんですが、もし、他自治体でも起こっていることを踏まえると、もしかしたら、この点については額が低過ぎるのかも知れないということをおられるのであれば、もし気がついてないということもあるかも知れませんが、要望なりをあげられたら良いかなと思ったんですが、そのようなご認識がないのであつたら、これはこのままで、私は判断できませんので、ここはわかりましたということで、わかりました。

もう一つ、再発防止策という点で、先ほどから様々なことを提案されていて、再発防止策として行政も提案されているんですが、私、すごく気になるのは、誰も認識していなかったところなんですね。であると、幾らダブルチェックをしようが、認識していない者同士がチェックをしても、気がつかないわけなんですね。そういう意味では、今回の件が発覚した経緯というのは、他の自治体の職員と情報交換、意見交換する中で発覚したということをお踏まえれば、職員さんが外部と接触して、再発防止策としては外部の講師や、外部の機関による研修、研修は研修でも内部だけに止まらず、外部の方と触れるということが有効だと考えます。

先ほどのもう一つの点は、事務事業状況調書でも、チェック項目を変更されたということはわかるんですが、これは、この件に関しては再発しないけれども、もし、他にも同じように全く認識していなくて適切に行われていなかったということがあったとしたならば、やはり、こういう点も外部と情報交換することで気がつくということがあると思うんですね。議員も、他の市町村に視察に毎年行かせてもらってますし、他市町村の事例と比較検討することで気がつくことも多くあります。

なので、再発防止策として、ここに外部講師や外部機関による職員研修というのを入れていただけたらいいのではないかなと思うんですが、それも予算がたぶん、無料のものばかりではないと思うので、この件に関して、適切に事務執行が行われるのであれば、ここに予算をかけるということも町政全体にとっては良いことだと考えますので、この点、外部講師または外部機関による職員研修が有効と考えますが、ご見解を伺います。

**総務部次長** 本議案のような事態を招いた最も大きな要因といたしまして、組織としての知識不足、知識の欠如であったと考えております。職員研修や、予算編成時の職員への説明会など、機会あるごとに周知徹底を図っていく必要があると考えております。それで、職員研修として外部講師の方を招聘するかどうか、その活用につきましてでございますけれども、その課題の内容であるとか、または目的、内容、効果など検証して、判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**総合政策部長** 研修につきましては、今、総務部次長からも答弁ありましたけども、大阪で言えば、大阪府市町村職員の広域的な研修機関として、大阪市町村職員研修研究セン

ター（マッセOSAKA）がごございます。こういったところでも、契約事務の基本研修とか、そういうメニューがごございますので、そういった研修にも積極的に参加をしていくということで、他の自治体の方々との意見交換も含めて、できる機会が増えるんじゃないかというふうに考えてますので、そういった派遣についても積極的に考えていきたいというふうに考えております。

今回のこの、特に700万円の部分についての「動産」という文言がごございますが、これの捉まえ方という部分で認識がなかなか、動産ということですので、頭で浮かんでくるのは、やっぱり不動産とか、そういった部分しか浮かんでこないんですが、ここに消耗品も含まれるとか、そういう詳細な部分についてまでの認識がなかなかできてなかったというのも大きな要因ではございますので、改めて、その点については認識を新たに、して、事務執行をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 平成27年度から令和元年度で、議会の同意を得ていない予定価格700万以上の財産の取得に関する契約が16件あったとのご報告でございました。

最初に、13件あったというご報告をいただいた後、私も過去の予算・決算、見直させていただいて、単位量で契約されている消耗品等で、複数の内容が予算・決算書に記載されているものである液体キレート、消石灰、尿素水などについて、内容の確認のしようがないので詳細をお聞きしないといけないなというふうに思っておったわけですが、町の追加調査で液体キレートが該当するということがわかったとのこと。しっかり自ら検出し、是正されていること、大変頼もしく思います。今後とも、よろしくお願ひしたいと思ひます。そういう中で、何点か質問がありますので、よろしくお願ひいたします。

一つ目、予定価格700万円以上の財産の取得に関する契約についてですが、広報しまもと印刷製本について、過去5年間とも予定価格が700万円以上の物品製造等入札で契約等だったと思うのですが、今回の報告対象とされていないのですが、その理由と考え方について、お教えください。

二つ目、第98号議案 動産の買い入れについて、島本町（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成27年度））及び第100号議案（同平成28年度）についてですが、10kg当たりの入札をされていたので、必要量を都度購入されるものだという理解を当時しておりました、当時というか、私、この間までしておりました。しかしながら、提示された資料から、1回当たりの搬入量が低濃度脱臭装置用約1.5t、高濃度脱臭装置用約5.4t、合わせて7tの各々の1回の活性炭入れ替え作業、これにはパッキンの取り替えや試運転までも含んだ契約を、なぜか10kg当たりの単価による入札が行われていたようです。このような購入対象となっていないパッキンの取り替えや入れ替え作業、試運転までを含む納入作業であれば、業務委託とされたほうが良かったのではないかと考えますが、いかががお考えでしょうか。

3番目、そして一般論として、売買契約において1回に定量納入され、パッキンなど他部材の取り替え・試運転などの業務を一括りにして売買契約をされている案件については、単価契約ではなく、一括契約とされたほうがいいのではないかと考えるのですが、契約の立場から、お考えをお教えてください。

**総合政策部長** まず、広報にかかるご質問でございます。これにつきましては、製造請負という認識でございます。従いまして、5千万以上が議会の同意が必要であるということで、今回、あがっておりません

以上でございます。

**都市創造部長** それでは、活性炭の購入に伴います契約種別に関するご質問で、ご答弁させていただきます。

衛生化学処理場におきます活性炭の購入につきましては、議員ご指摘のとおり、活性炭の入れ替え作業等も含めた単価契約としていたところであり、業務委託とする考え方もあろうかと思われませんが、本契約につきましては、購入にかかる経費の大部分が活性炭本体の費用であり、作業については購入に付随する最少減の業務であったことから、物品購入として取り扱ったものでございます。

また、10 kg当たりの単価契約につきましては、納入量の増減にも対応できるよう契約を締結したものでございますが、結果的には、毎年7 tから増減していなかったことを踏まえ、ご指摘のとおり、一括での契約手法も可能であったものと考えられます。

今後におきましては、今回のような疑義が生じることがないように、より適切な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**総務部次長** それでは、契約方法に関するご質問について、財政担当部としてご答弁申し上げます。

担当部局からもご答弁申し上げましたとおり、今回の事案に関しましては、一括での契約により、その契約内容がより明確になったとも考えられます。契約部門といたしましては、今回のご指摘内容も踏まえ、今後ともより適正な事務執行になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 先ほど総合政策部長のほうからご答弁いただいたんですが、これ、入札やっただと思うんですね、広報しまもと。入札の項目って三つに分かれてるかと思うんですけども、どの項目でやられてましたでしょうか。私は物品で入札されてたという認識を持っておるんですけども、違いますでしょうか。

**総合政策部長** 入札では「物品」となっていると思いますが、その中身と言いますか、そこで判断をしていくことになりますので、費目はほかにもいろいろ契約物品の購入というのはあると思いますけども、内容で判断をしていく中で、製造請負という位置づけで

対応をしているということでございます。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 53 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、第 97 号議案から第 112 号議案までの 16 件に対する討論を、一括して行います。討論ありませんか。

(「反対の討論か」他、議場内私語多し)

**戸田議員** 第 97 号から第 112 号議案 動産の買入れについて、一括しての討論において、総括的な見解から賛成の討論を行います。

予定価格が 700 万円以上の動産の買入れでありながら、議会の議決を経ていなかったこれらの案件につき、すべて賛成とし、ここに認めるものです。ある職員の気づきがあれば今回の事案が明らかになることはなく、このようなことが繰り返されていたことにもなり、例え職員による恣意的な不正や手続き逃れがなかったとしても、結果的に、これが不正の温床になってしまう可能性は否定できません。ここが、最も大きな問題と考えています。本来、あるべき議会の議決責任が果たせなかったということなのです。これらの議案一つひとつについては、このことがけしからん、ということで賛成しかねるという、そういう態度をするものではなく、契約案件として認めるということです。

第 125・126 号議案の討論でも申し上げたように、事件発覚後の一連の対応については一定の評価ができると判断しておりますし、改善策もすでになされています。

なお、全庁的な課題としては、外部の機関を活用しての研修の実施などです。これが氷山の一角であるとするれば、抜本的な組織の体制の改善が必要だと思えます。どこでも起こり得ること、そういう認識を持って取り組んでいただきたいと思えます。

各課におかれましては、事務執行において法令遵守の徹底が行われること、それを可能にする職場の環境をみんなで作っていくこと、これを強く申し上げて、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論とします。

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

**岡田議員** 第 97 号議案から第 112 号議案まで動産の買入れについてを、公明党を代表いたしまして、一括して賛成の討論をさせていただきます。

職務に対する真摯な姿勢とコンプライアンスの欠如、気の緩みから来たのではないのでしょうか。事の重大性を真剣に受け止め、今後は議決案件で二度とこのようなことがないように、お願いいたします。



また、再発防止として二重チェック、そして新規採用職員の研修、予算編成時の説明会において議会同意のルールを周知する等、すでに実行に移されていることに関しましては評価いたします。町民の皆様に理解できるよう、ホームページまた広報などを利用していただき、しっかりと周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

**河野議員** 日本共産党・河野恵子より、賛成の討論を行います。議案第 97 号から第 112 号につきまして、一括の討論ということで行わせていただきます。

今回の追認、こういった議案として付されたものについては、例規集で言えば、「第 4 章 契約 財産、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年 4 月 1 日)」、条例第 7 号として発せられたもので、第 4 章の第 1 ページに記されているということを考えましても、本来であれば通常の、また大前提である執行部におかれる仕事の中身であるというふうにも認識いたしますし、一方で、条例を決める町議会議員として、また、この経験が長ければ長いほど、今回の事案については非常に、精神的にもショックは否めない、そういう立場にはあります。

また、「第 2 条 予定価格 5 千万円以上の工事又は製造の請負」については、毎年度のように議案が提案されてきましたし、第 3 条——今回の的となるものですが、予定価格 700 万円以上のことはなかったとしても、1 件 5 千㎡以上のものに限る不動産の信託、買入れもしくは売り払いについては、かつて桜井の町営住宅の跡地の売却については、この本会議場や様々な場所で職員の皆さんとも議論をしてきたという経験を振り返りますと、非常に、この 1 行の見落とし、また 1 階の総務部税務課の前に、常に競争入札の結果などが張り出されていた。それをチェックをする、確認をする、そういった仕事も議員にはあると思っておりますが、それを私としては十数年来やってきた中で、一向に気がつかなかったということについては、責任を取れる立場ではありませんが、一端を感じております。

その点については、もう、この議場におかれる執行部の皆さんの中でも、経験が長ければ長いほど、そういったショックも大きいものと思いますが、先ほど町長、教育長のほうで、様々謝罪及び説明責任を果たされ、一定の責任を示されたという中では、新たな気持ちで、本日から再スタートしていただきたいというのが正直なところです。

ただし、この「第 4 章 契約 財産」においては、「地方自治法」の逐条解説、この『自治六法』にも、様々たくさんの記述がありますので、私自身も再度読み返すということとともに、また、その中でやらなければならないこと、義務として規定されていることについては必ず遵守するというを最優先にさせていただき、そのうえで、議員の指摘や様々な住民要求によってやらなければならないこともいいこと、ということについても、今、善処していただき、努力もしていただき、資料請求なども鋭意努力をしていた

だいておりますが、その辺の精査も含めて、ともに考えていきたいというふうには思っております。その点も含めて、様々質疑、討論の中で皆さんが指摘された点については、私も同感であります。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

**伊集院議員** 第 97 号議案から第 112 号議案に対しましての、自由民主クラブの討論をさせていただきます。

各皆様からもありましたように、それに伴いまして、その前の 125 号議案・126 号議案で、説明の中で、本来あり得ないことであるということ、特別職の皆様も理解されている中であります。こういった中、やはり我々はコンプライアンスを守っていかなければならないというところではあります。根本的に、やはり「動産」の定義というのがなかなか難しいラインがありますので、今後もこの定義等、例えば、この「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」、また島本町の財務規則、いろんな中で別表などが必要になってくるのかと思いますので、この点をしっかりと定義を定められまして、再発防止に向けてご努力いただきたいと思います。

過去 5 年間の遡りであります。その前の部分からありますし、思い込みと、我々もそういうことがあるんだろうと思いますが、今後ないように、別表等でしっかりと、誰が見てもわかりやすい定義を定めていただくことをお願いしまして、賛成とさせていただきます。

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を集結いたします。

これより、順次採決を行います。

それでは、第 97 号議案 動産の買入れについて（パーソナルコンピュータ（令和元年度））に対する採決を行います。

第 97 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 97 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 98 号議案 動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成 27 年度））に対する採決を行います。

第 98 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 98 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 99 号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成 28 年度））に対する採決を行います。

第 99 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 99 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 100 号議案 動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成 28 年度））に対する採決を行います。

第 100 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 100 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 101 号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成 29 年度））に対する採決を行います。

第 101 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 101 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 102 号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成 30 年度））に対する採決を行います。

第 102 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 102 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 103 号議案 動産の買入れについて（救助型活動服（令和元年度））に対する採決を行います。

第 103 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 103 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 104 号議案 動産の買入れについて（町立小学校教員用教科書・指導書（平成 27 年度））に対する採決を行います。

第 104 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 104 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 105 号議案 動産の買入れについて（町立中学校給食用配膳容器（平成 27 年度））に対する採決を行います。

第 105 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 105 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 106 号議案 動産の買入れについて（町立中学校給食用食器・器具（平成 27 年度））に対する採決を行います。

第 106 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 106 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 107 号議案 動産の買入れについて（町立学校給食用食器洗浄機（平成 28 年度））に対する採決を行います。

第 107 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 107 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 108 号議案 動産の買入れについて（給食用ガススチームコンベクションオーブン（平成 30 年度））に対する採決を行います。

第 108 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 108 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 109 号議案 動産の買入れについて（町立小学校プロジェクター等（平成 30 年度））に対する採決を行います。

第 109 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第 109 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 110 号議案 動産の買入れについて（町立小学校タブレット端末（平成 30 年度））に対する採決を行います。

第 110 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

村上議長 起立全員であります。

よって、第 110 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 111 号議案 動産の買入れについて（町立中学校タブレット端末（令和元年度）に対する採決を行います。

第 111 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

村上議長 起立全員であります。

よって、第 111 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 112 号議案 動産の買入れについて（町立小学校教師用指導書・教科書（令和元年度））に対する採決を行います。

第 112 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

村上議長 起立全員であります。

よって、第 112 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8、第 113 号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

#### 工事請負契約の締結について（案）説明

それでは、第113号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

提案理由は、契約業者の確定に伴い工事請負契約を締結したいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

まず初めに、本工事の大きな概要についてです。本工事は、ごみ処理施設の老朽化による能力低下を回復し、適正な能力の維持を図るものであり、本町が施設を操業するにあたり、必要と考える箇所において改修を行うものです。

それでは、第113号議案資料をご覧ください。

1の「工事の概要」については、名称は「令和2・3年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事」であり、その他につきましては、記載のとおりです。

2の「契約の概要」については、今回の契約にあたりましては、プラントメーカー以外の業者が受注することになれば、責任の所在がわからなくなり、施設の性能が保証されない恐れがあるため、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第2号「競争入札に付することが適さないもの」として、随意契約により、1ページに添付しております「工事請負契約書」のとおり、大阪市此花区西九条五丁目3番28号 エスエヌ環境テクノロジー株式会社 代表取締役 下田 栖嗣氏と、本年7月10日付け、契約金額2億4,959万円で仮契約を締結したものです。

3の「参考資料」についてです。

2ページ以降は「議案参考資料1 工事概要書」です。3ページが目次、4ページから6ページまでが総則、7ページから10ページまでに本改修工事の具体的な仕様を記載しております。

続きまして、11ページは「議案参考資料2 ごみ焼却処理施設フローシート（施工位置図）」です。着色いたしております部分が、ごみ焼却処理施設の改修工事を実施する箇所です。

まず、図面左側中央の「ごみクレーン巻上減速機更新工事」です。こちらは、経年劣化により摩耗・損傷しているため、更新するものです。

次に、図面左側上下の「ウォータージャケット更新工事」です。こちらは、1号・2号の焼却炉において、投入ホッパー下部にあるウォータージャケットが経年劣化により腐食しているため、更新するものです。

次に、同じく図面左側上下の「耐火材補修工事」です。こちらは、1号・2号の焼却炉において、年間を通しての運転で高温に晒され、焼損した箇所並びに膨張・収縮により破損し、損傷を受け、脱落・欠落した箇所を補修するものです。

次に、同じく図面左側上下の「乾燥段先端ストロカ取替工事」です。こちらは、高温負荷により劣化している1・2号乾燥段先端ストロカを取り替えるものです。

次に、図面中央の「1号反応塔本体ケーシング更新工事」です。こちらは、経年劣化により腐食が発生している1号反応塔本体ケーシングを更新するものです。

次に、同じく図面中央の「1号ろ過式集じん機本体ケーシング更新工事」です。こちらは、経年劣化により腐食・穴あきが発生している1号ろ過式集じん機本体ケーシングを更新するものです。

次に、同じく図面中央の「1号ろ布取替工事」です。こちらは、経年劣化により目詰まりが発生しているろ布全数を取り替えるものです。

次に、図面右側上部の「塩化水素測定装置加熱導管更新工事」です。こちらは、経年劣化により温度誤差が生じている塩化水素測定装置の加熱導管を更新するものです。

続きまして、12ページは「議案参考資料3 粗大ごみ処理施設フローシート（施工位置図）」です。こちらにも、着色いたしております部分が、粗大ごみ処理施設の改修工事を実施する箇所です。こちらの補修箇所は1ヵ所、図面中央の「破碎機補修工事」です。こちらは、経年劣化等により磨耗・損傷している破碎機を補修するものです。

続きまして、13ページ以降は「議案参考資料4 補修履歴」です。13ページから16ページにかけては「焼却処理施設」の補修履歴を、17ページから20ページにかけては「粗大処理施設」の補修履歴を添付しております。

本工事は、ごみ処理をしながら工事を施工することとなりますので、工事関係者とも十分連携を図り、ごみを直接搬入される住民の方はもとより、ごみ処理に携わる職員へ

の安全対策には万全を期し、施工いたす所存です。

なお、工期につきましては、大規模な改修工事が含まれており、約1年間の期間を要しますことから、債務負担行為を設定し、議決いただきました日から令和3年8月31日までを予定しております。

以上、簡単ではありますが、工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**河野議員** 第113号議案 工事請負契約の締結について、質疑をいたします。質疑としては、これは債務負担行為として複数年度にわたる契約行為については、過日の予算議会等で議論をしているところですが、常任委員会審査も含めて、当時の質疑では答えられなかったものや、若干の追加の資料などを踏まえて質問を数点、させていただきたいと思っております。

第113号議案資料において、毎年、計上されております耐火材補修工事についてです。これについては、予算の段階、常任委員会審査の中では、耐火材補修工事の詳細はまだ決まっていないということではありましたが、耐火レンガについては、この工事内容としては大体何カ所の取り替え及び補修を予定されているのか、答弁を求めます。

それから、この工事請負契約、これは予算審議でも問うべきことだったかも知れませんが、ここで契約締結ということで決まってしまうので、お訊きをいたしますが、過日、議会図書室に毎年、補修履歴というものをつけてくださっています。それを拝見する中で、今回のこの議案書には毎年必ず工事履歴、過去のものも含めてつけてくださるようになって、もう久しいのですが、補修履歴の中にはあわせて保守点検履歴というのがあるというのを、すいません、私、最近になって気づいたというのが正直なところですが、その保守点検履歴の中で、過年度に様々保守点検をされた結果として、今回のごみ処理施設改修工事の中身が概ね決まったというふうに理解していいのでしょうか。答弁を求めます。

**都市創造部長** まず、1点目の耐火材の補修についてでございます。耐火材の補修箇所につきましては、1号炉・2号炉、合わせまして12カ所でございます。

あと、保守点検を踏まえたうえでの工事内容かというお問い合わせでございますが、保守点検履歴及び精密機能検査に基づき、工事箇所を選定させていただいているところでございます。

以上でございます。

**河野議員** 引き続き議案資料と、今の答弁に基づいて再質問をさせていただきます。

耐火材補修工事12カ所というふうにおっしゃいましたが、もう、これも久しいんですけども、以前、この議案資料には、資料と請負契約書の仮契約の契約書とともに、概

要書及び図面を出していただいていたんですが、たぶん数年前か、約10年ほど前には耐火レンガの取り替え部所も、すごく詳細な資料とともに取り替える箇所についても着色をし、ここの耐火レンガを取り替えるんだというのが示されておりましたが、最近、それは議論の中で明らかにできるかなというところで請求もしておりませんでした。しかしながら、今回、12カ所にわたる耐火材補修工事の箇所ですが、それに関わる耐火レンガの個数の大体、マックス、ミニмум、どちらでもかまわないんですが、もう大体決まっておられるのか。決まっておられたら、その個数についてもわかる範囲でお答えください。

また、わかれば、その1個当たりの耐火レンガについて、概ね、今まで3千個とか、そういった個数を経年取り替えてこられたということですが、委員会審査の中では耐火レンガ1個が約250円から800円というふうにご答弁をいただきました。では、今回の工事において、その250円から800円の範囲で、そういったレベルの違う耐火レンガが2種類以上あって、1個当たりの単価が違うものが複数存在して取り替えや補修を行われるのか。ちょっと基本的なことで申しわけありませんが、ご答弁をお願いいたします。

**都市創造部長** まず、耐火レンガの補修の箇所にまつわる再度のご質問でございます。ざっくりでのご答弁になってしまうんですけども、例えば、1号炉で申しますと右側壁部の上段部でありますとか、同じく1号炉の左側壁部上段部、あと乾燥段の天井部等々、それら合計いたしまして12カ所となっております。

あと個数なんですけども、従前、面積はあくまでも概算でございまして、実際の工事にあたりまして、中身を確認する中で取り替え等、行わせていただく予定といたしております。なお、現時点の予定では、議員からもご指摘いただきました約3千個程度を想定いたしているところでございます。

あと、レンガの種類についてでございます。やはり高温等にさらされる、温度等、箇所によって違いますことから、複数のレンガの使用を想定しているところでございます。

以上でございます。

**中田議員** 第113号議案 工事請負契約の件で質問します。

毎年、大体1億円程度の改修工事ですが、今回、2億5千万円ほどあります。どの部分に多額の費用がかかっているのでしょうか。また、その額と、今回のかかっていると思われるところの更新というのは、いつ以来のことなのでしょうか。

**都市創造部長** まず、今回、施工いたします工事箇所のうち、多額の費用がかかっているものについてでございます。まず、1号ろ過式集塵機の本体ケーシングの更新工事、次いで1号反応塔本体ケーシング更新工事となっております。金額で申しますと、税抜きの直接工事費でございますが、それぞれ約4,900万円と4,100万円となっております。

あと、更新時期でございます。まず、1号ろ過式集塵機の本体ケーシング更新工事につきましては、今回が初めての更新となっております。次に、1号反応塔本体のケーシ



ング更新工事につきましては、平成13年度に部分的な更新を一度実施しておりますが、全体を更新するのは今回が初めてとなっております。

以上でございます。

**中田議員** 今回の多額の費用がかかっているところは、ろ過式集塵機のところと反応塔の本体である、ということがわかりました。その更新と本体については、今回が二つとも初めてであるということですよ。ということは、清掃工場ができてから約30年が経っているということは、今回更新したら同じものを入れると思うので、それぐらいの、今後も使い続けるというふうにも取れるのですが、今後30年、またこの清掃工場を利用していくと受け取れますが、そのようなおつもりなのでしょうか。

であれば、今回は二つとも排ガスの設備、排ガスの処理の設備にあたるものだと思うのですが、これ以外の場所の劣化も考えられますね、30年近く経っていれば。例えば焼却炉においても、今回のように改修や更新を重ねれば、今後も使い続けられると考えておられるのでしょうか、お尋ねします。

**都市創造部長** それではまず、排ガス処理施設の耐用年数についてでございます。施設にある各設備や機器についてでございますけども、運転体制や、ごみ処理の状況によって、傷み具合というのが変わってまいりますので、一概に耐用年数がどの程度であるかというのをお示しするというのは、なかなか困難ではございます。しかしながら、廃棄物処理施設という大枠の中におきましては、議員ご指摘のとおり、一般的に20年程度と言われておりますので、その程度については大丈夫ではないかという認識でございます。

あと、焼却炉も含めた清掃工場の今後の件でございますけども、現時点におきましては、あの清掃工場をいつまで運営していくかという部分については、明確な年数をお示しすることはできませんけども、本町といたしましては、ごみ処理の広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは、精密機能検査の結果等踏まえ、現施設の長寿命化を図りながら、不測の事態が生じないよう、安定した運転を行ってまいりたいと考えております。また焼却炉につきましては、新たに更新を行うことができれば、当然、この先も使い続けることは十分可能とは考えられますが、多額の費用を要するうえに、国庫補助の対象外でありますことから、財政的な負担が非常に大きく、実際には焼却炉本体の更新を行うことについては大きな課題があるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

**中田議員** はい、わかりました。今回、多額の費用をかけて更新するので、使い続けるのだらうなと思ったんですが、そうではなくて、基本的には広域化を目指しつつ、それが実現するまでの間、長寿命化を図るということの一環だということは理解しました。

それで、更新作業期間について、お尋ねします。視察させていただいたところ、この機械、部品は大変大きいものでしたので、どれぐらいの工事、更新作業にあたってはどれぐらいの日数がかかるのかということをお尋ねしたいのと、あと、その間、焼却炉の

運転というのはどのような変更があるのか。また、それはごみ収集など住民の生活に影響はないのか、お尋ねします。

**都市創造部長** まず、更新工事の期間的な分でございます。まず、1号ろ過式集塵機の本体ケーシング更新工事につきましては約1ヶ月半程度、続いて1号反応塔本体ケーシング更新工事につきましては約2ヵ月程度を予定いたしており、その間につきましては、焼却炉の運転時間を延長し、1炉運転により対応してまいる予定としております。

なお、更新工事期間中ですが、ごみ収集につきましては通常どおり行いますので、住民の皆様への影響はないものという認識でございます。

以上でございます。

**東田議員** 第113号議案 工事請負契約の締結ですけど、先ほど他の議員からありましたケーシング、このケーシングの工事で、今年で30年目ということで、もともと今ついているやつが腐食、穴あき等もあるんで更新すると。この交換材料を見ますと、S-TEN1という鋼材の種類まで書いてますけど、これは硫酸とか腐食に強いというようなものだと思うんですけど、現在、ついているケーシング、30年前ですから、当時の素材がどうなのかわからないんですけど、もし、わかるのであればちょっとお伺いしたいんですけど、当時の素材と今の素材が変わったのであれば、より良くなるのかなというふうに思うんですけど。その辺りについて、ちょっとわかるのであれば、お聞かせください。

**都市創造部長** ケーシングの素材についてのお問い合わせでございます。非常に、誠に恐縮ではございます。現在、使っているケーシングの素材については、ちょっと今、手元に資料がございません。まことに申しわけございません。ただ、今回、更新させていただく新たな素材につきましては、清掃工場の現状に一番ぴったりと合った、金額的にも性能的にも問題がない素材をチョイスしたうえで更新させていただくという予定となっております。

以上でございます。

**塚田議員** 先ほど中田議員の質問で、1炉運転の期間があるというお話が出てたかと思うんですが、例年、耐火材の補修で1炉運転は本町も経験しているかと思うんですけども、今回の大型の工事によって、1炉運転の期間というのがこれまでに長くなくなるかというふうに思います。1号炉の工事ですので、2号炉が運転期間が長くなるんですかね、1炉運転の。その期間が例年と比べてどれぐらい長くなるのかということと、そうすると、2号炉の劣化が今度は激しくなるんじゃないかなというふうな予想ができるかと思うんですが、精密機能検査がちょっと先になるかと思っておりますので、毎年保守点検でチェックしていくことが重要になってくるかなと思うんですが、この点検はどういう形で行われるか。この2点、よろしくお願いたします。

**都市創造部長** まず、2号炉のみの運転で、通常の1炉運転よりも長くなる期間でございます。期間といたしましては、まず1号炉ろ過式集塵機の工事で1ヶ月半程度、次に1

号反応塔の更新工事で2ヵ月程度、通常よりも余分に長くなるという算段でございます。

あと、今回、そのような運転をすることによって、2号炉に余分に負荷がかかるという分でございますが、議員ご指摘のとおり、当然、負荷というのは通常よりかかってくるという認識でございます。2号炉については、耐火材の補修工事もございますので、1号炉だけの運転の期間もございますことから、2号炉の耐火材を更新している期間に、しっかり停止期間となりますので、その間にきっちりと検証等、させていただく予定としております。

以上でございます。

**福岡議員** 今のご答弁の中で、ちょっとわかりにくかったので教えていただきたいんですが、前、一般質問のときに炉の延命化で、24時間は無理だから18時間稼働でということをお願いさせていただいてたと思うんですけど、今回、3.5ヵ月ですかね、1号炉の休止が延びると。その期間、2号炉が16時間運転するよということなんですけれども、16時間運転することのダメージの見方というのが、その3.5ヵ月あることで見られると思うんですけど、それは1号炉をやっている間に2号炉が延びるので、1号炉をやった後に2号炉を見るから、2号炉の従来の劣化と比べて劣化、3.5ヵ月余分になるから、そこで見られるという理解でよろしいですか。

**都市創造部長** すべてに当てはまるかどうかという分については詳細な検証、必要なんですけども、概ね、議員ご指摘のとおりでございます。

以上でございます。

**大久保議員** 1点だけ、お伺いをしたいんですけども、耐用年数もかなり過ぎておりますけども、これは保守点検に使われる部品等の供給が止まるという、そういう将来的なおそれはないのでしょうか。

**都市創造部長** 使用年数が継続することによって、代替的な部品が手に入りにくくなるというようなご心配のご指摘でございます。当該清掃工場につきましては、大部分がほぼほぼオーダーメイド的な形で更新とかメンテナンスさせていただいておりますので、現時点におきましては、そんなに心配はしなくて大丈夫なのかなと。ただ、今後、どこがどういうふうになるかというのは、まだ見えない部分もありますので、その都度、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** 工事概要書の施工の現場管理の部分ですけど、「資材置場、資材搬入路などについては本町と十分協議し、一般交通への支障が生じないように計画、実施すること。」とありますけども、先ほど訊いたケーシング、これはそこそこ大きなものになるのかなというふうに思うんですけど、そんな交通の妨げになるような、それほど大きいものではないんですかね。その場で組み立てるようなものなのか、それともできあがったものをドーンッと搬入するのによっては、ちょっと変わってくると思うんですけど。

それと、毎年度ですけど、破碎機なんですけど、破碎機の本体の躯体の部分はまあまあわかるんですけど、破碎機ですから、当然、刃の部分ありますよね。こういうののメンテというのは年単位じゃなくて、もうちょっとスパンが短いサイクルでやらないかんのかなと思うんですけど、その辺りについては、日常のメンテというのはどのようにされておられるのか。

**都市創造部長** まず、ケーシング工事にかかりますご質問でございます。実際の工事にあたりましては、パーツ、パーツで清掃工場のほうに搬入いたしまして、現場で組み立てを行うという予定としております。ただ、組み立てるにあたりましては、足場組んだりとかいうようなこともございますので、今回、反応塔とか集塵機、ちょっと期間を分けて工事をさせていただき予定といたしております。

あと、破碎機のメンテナンスについてでございます。現在のところは、まだ何とか年1回の補修工事に対応はできておるところでございます。しかしながら、今後、やはり当該設備も老朽化というのは加速度的に進んでいくということも当然想定できますので、また現場等の声も聞きながら、適切に対応させていただきたく存じます。

以上でございます。

**清水議員** 1点だけ、ちょっと確認したいんですけど、ごみクレーンって1基しかなかったと思うんですが、これを減速機の更新というのはどれくらいの時間がかかって、それがまた日数がかかるようであれば、その間はどのような形でごみ処理をされるんですか。

**都市創造部長** ごみクレーンの更新にかかりますご質問でございます。ごみクレーンにつきましては、議員ご指摘のとおり1基しかございませんので、現在のところ予定しておりますのが、土日を2回使いまして、休みの日に工事のほうさせていただきまして、平日、通常のごみ処理には影響のないような形で工事をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**中田議員** 第113号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

約30年経った島本町の清掃工場は、耐用年数を過ぎている運用となっております。本来であれば、こういった大きな更新作業をするタイミングというか、その前に広域化ができていれば良かったんですが、これは相手先のあることでもあり、こちらの状況判断だ

けで進められるものではありません。また、ごみ処理については日々家庭や事業所から排出され続けており、衛生的な住民生活を送るために日々のごみ収集及び焼却は必須で、しばらく稼働しないということも許されないので、こういったことは理解するところです。

そういった意味から、老朽化した清掃工場であっても、この多額の費用をかけて更新作業を行うという、この部分に関して、今後20年の稼働を見越しているわけでもなく、広域化がいつになるかもわからず、どこまで使うかもわからないという状態で投資しなくてはいけないというところは、仕方のないことである、やむを得ないという状況は理解するものです。

一方で、島本町のごみについては住民1人当たりの排出量が少ないとはいえ、まだまだ減量に取り組める余地があると考えます。また、ごみの削減は島本町二酸化炭素排出削減にも寄与し、昨今の気象災害の激甚化を根本的に解決する要ともなるものです。

今回の工事請負については必要なものと認めるものの、ごみ行政の広域化の推進とともに、ごみ減量に対して、さらに意欲的に取り組むことを求め、賛成の討論とします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第113号議案 工事請負契約の締結について、日本共産党・河野恵子より賛成の立場から討論をいたします。

今年度、来年度と、最近では初めての複数年度にわたる工事請負契約の締結ということになります。過去から保守点検をされ、その中で1炉運転や、あるいは改修工事にかかる巨額の経費などを鑑み、複数年度で取り組まれるということについては初めてのことであり、また来年度にわたることから、島本町議会としてのチェックや現地視察ということについても1年以上の間が空いてしまうという意味では、議員のチェックという手法については、改めて、その内容は考えなければいけないというふうに私自身は思っております。

また、質疑の中で耐火レンガのことを申し上げました。今回、いつも以上に、単年度で工事をされているときよりは長期に、1炉の16時間運転というふうに思っておりますが、8時間×2炉分、1炉に対し16時間運転ということで行われるわけです。耐火レンガの劣化というものは、私の認識では、朝、火をつけて、夜、火を消す。それを連日繰り返し、毎日やり続ける、ほぼ360日ほどやり続ける。そのことのほうが耐火レンガの劣化や破損は大きくなるというふうに、専門外ではありますが、概ね常識の範囲で考えますと、そういうことを考えます。そういう意味では、16時間連続運転ということをおっしゃってから申し上げてまいりましたが、今回、その長期にわたる連続運転の中での耐火レンガの劣化や傷みというものが、どのような影響があるのかということのも一つの着眼点として、執行部においては検証していただきたい。

また、現地視察の労を取っていただきました。現場の、このエスエヌ環境テクノロジー株式会社の職員さんも同行され、私はその点で、この16時間炉を行うことによって、やはり温度が上昇するときに発生する、温度が一気に低下するときに発生するダイオキシンの問題としても、これが16時間によって発生回数を抑えることができるというふうにかねてから申し上げていますし、自分でも今はそう思っております。ただ、バグフィルター自身の、今回100数十本交換されるということですが、これが16時間炉にしたからといって、この発生回数が減ったからといって、バグフィルターの劣化や傷みには繋がらないというふうに、現地の視察ではご説明をいただいておりますが、これについても、やはりまた後日、町や現場の専門の方から、いろいろと詳しくお聞きをしたいというふうに思っております。

あとは、人件費の問題等ありますが、焼却炉を延命させることを優先させるということを第一義に考えるのが、ごみ焼却、ごみ処理は、やはり自治体の固有の事務としてやるべき仕事ではありますので、考えなければならないと思っておりますが、その点も16時間炉において、どれだけの人件費がかかるのかということも、公正な労働条件のもとで検証していただきたいというふうに、要望として申し上げます。

また、2年間にわたる中で、この工事概要書の第1章第2節 施設機能確保、適用範囲、「本仕様書及び設計書に明記されていない事項であっても、工事の目的達成のため当然必要と思われるものについては、受注者の負担において施工しなければならない。」、今回、随意契約ということですので、様々、随契としてのプラス面を活かして、様々な単価計算、値段の交渉などをされているものというふうに思っておりますが、その点についても、担当課においては漏れのないように、その値段によって様々不都合のないようにということで、工事監理のほうもやっていただく。

要望ばかりになります。その点を強く申し上げまして、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第113号議案 工事請負契約の締結についての自由民主クラブの討論をいたします。

毎年、老朽化で多額の費用をかけられて、約29年間経っている中、今回、多額の費用の2億4,959万円の契約金額であります。その中におきまして、今回、初めて更新される1号炉ろ過式集塵機本体ケーシング更新工事、また一部いじっておりましたが、全体的にいじられるのが初めての1号の反応塔本体ケーシング更新工事、この点を初めていじられてこられるということでもありますので、一定、我々も、その後どうなるかということとはまた視察もさせていただきたいと思っておりますが、この29年間の中、先ほど、実はその答弁の中で、広域化ができるまではという話がありました。契約同意の議案なので、突っ込むことはありませんが、一定、町として広域化で進めていくということを決められているのであれば、改めて別のところでも話し合いを持っていただけるようお願いいたします。

したいと思います。

それと、これらの工事の中、先ほど16時間連続運転の話もありましたが、今回の工事の期間に間に一定の努力はしていただきますが、先の運用においての1炉運転、こういった意見もありますが、清掃工場、近隣の自治会の皆様との覚書がありますので、その点も配慮されながら、近隣の方々とも話し合いながらしていただきたいと思います。

契約の締結についてに対しましては、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第113号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第113号議案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時56分～午後2時15分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、第114号議案 動産の買入れについて(町立小学校タブレット端末)を議題といたします。

#### 動産の買入れについて(町立小中学校タブレット端末) (案) 説明

それでは、引き続きまして、第114号議案 動産の買入れについて(町立小中学校タブレット端末)、ご説明申し上げます。

提案理由は、動産の買入れについて、予定価格が700万円以上であることから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、第114号議案資料をご覧ください。

1の「動産の内容」は、町立小中学校で使用するタブレット端末2,250台及び付随するソフトウェアです。

2の「買入れ金額」は、1億4,519万6,150円です。

3の「契約の方法」については、本町の競争入札参加資格者名簿に登載する業者から取り扱いの可能な業者5者を指名しましたが、うち1者による指名競争入札となり、入

札が不調となりました。その後、当該入札に参加した1者に応札意思が確認されことから、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とし、令和2年8月18日に仮契約を締結しました。

なお、4の「参考資料」といたしまして、入札調書及び仕様書を添付しております。

以上、簡単ではありますが、動産の買入れについて（町立小中学校タブレット端末）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、質疑を行います。

**中田議員** 第114号議案 動産の買入れについて、質問します。

タブレットを今回、小・中学校で大量に購入するわけですが、納入はいつ頃で、学校のネットワーク環境の整備を今していると思いますが、それとあわせてGIGAスクール構想自体が本格的に動き出すのは、いつ頃を想定しているか、お答えください。

**教育こども部長** 2点のお尋ねでございます。

まず、納期についてでございますが、契約上、年度末を設定しております。可能な限り前倒しでの納入が可能になるように業者と調整をしておるところでございます。タブレットは年明け頃に業者のほうに入る見込みと聞いておりますが、そこから設定等の作業があるため、最終は年度末頃までかかると思いますが、しかしながら、設定等が終了次第、納品していただくということで調整しております。特に中学3年生、小学校6年生の児童生徒を優先して使用できるよう、学校とも現在、調整をしておるところでございます。

そして、GIGAスクール構想の実現に向けてということでございますが、もともと学校のネットワークの、まず環境整備というものが必要になってまいります。その分は予算をいただきまして、今現在、8月21日付けで契約を締結して、高速大容量ネットワークの整備に取りかかっているところでございます。この部分を年度末までかけて整備をしていくということでございますので、タブレット等とあわせまして、学校内でGIGAスクール構想の一定の形作られるのが、年度末までに整備が整うものというふうに考えております。

以上でございます。

**中田議員** 年度末までに両方、全体として整うということの予定ですね、わかりました。

では、次の質問です。1人1台の今回のタブレットの導入は、単に授業にタブレットが導入されるだけといった、これまでの教育の延長、単なるそういうものではなく、学校教育のあり方自体が大きく変わるものだとして認識しています。これをうまく稼働させるためには、教員の支援が重要だと考えます。今回の仕様書では、初期トラブル対応のサポート体制についての言及はあるのですが、これは学校における環境整備の初期対応にか



かる、私はこういうのはG I G Aスクールサポーターなのかなと思ったんですが、この理解で良いかどうか、お尋ねします。

**教育こども部長** 仕様書記載の初期トラブル対応についてでございますが、仕様書に記載しております初期トラブルの対応のサポート体制については、ハード導入時の環境整備の初期対応にかかるものでございまして、またG I G Aスクールサポーターについては、ネットワークの構築業務として業者と契約して業務を進めているため、活用はないものというふうに考えております。

以上でございます。

**中田議員** わかりました。これはもう単に、この仕様書の中におけるサポートというのは初期対応のみ、ネットワークとかという構築に関わるものではないということですね、わかりました。

このG I G Aスクール構想に関してですがね、国のほうも様々に支援制度を用意していて、例えばICT教育環境アドバイザーとか、G I G Aスクールサポーターとか、ICT支援員というのがあるんですが、特に私が訴えたいのは、国は4校に1人分の地方財政措置とともにICT支援員——先ほども言いました——というものを制度として持っています。これは初期対応と違って、日常的に教員のICT支援を行うもので、授業の設計支援ができる人のことだと思います。大量のタブレットが高額な文鎮みたいなものにならないために、文鎮化しないためにも、導入後の授業での活用をサポートできる人員がいることは重要だと考えます。またコロナ禍、それから熱中症対策に加え、ICT機器を使った新しい授業環境づくりに教員の負担が増大することも懸念しています。ですから、今回の仕様書にある初期設定だけでなく、実際の授業の運用をサポートする体制が必要と考えますが、その点は、どのようなご予定でしょうか。

**教育こども部長** 今回、タブレット1人1台整備していくということで、当然のことながら、これまでの授業の形態が相当様変わりする、タブレットを使った授業が、第2波・第3波に備えて早急に整備していくということも必要ですが、ただ1人1台がこれは確実に入りますので、タブレットを使用した授業の構築というのが望まれるところ、それはそのとおりだと思います。

ICT支援につきましては、今、ご紹介ありましたように確かに授業計画の作成支援、ICT機器の準備・操作支援、メンテナンス支援、研修支援等、それらを担うのが、このICT支援員ということではございますが、ICT機器の使用方法等の運用支援については、現在の保守の中で一部対応を行っておりますし、議員ご指摘のICT機器を活用した授業環境づくりのサポート体制についてでございますが、これは本年度につきましては、学校とも話をし、学校からも要望がございました、まずは今回導入するタブレットについての初期導入にかかる研修、そしてそれ以外にも実際の授業を、この購入事業者から派遣いただいて、そういう研修も実際やっていこうということで考えて

おりますので、そのICTを活用した授業に必要なサポート体制づくりについては、研修という形もやりますし、研修だけじゃなくて、様々な柔軟な対応ができるように、適宜校長とも、学校とも話をして進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 今回、生徒1人に1台という形で購入され、金額も大きい金額が議案として出てますが、これは新型コロナをきっかけにして早急にということ、今回のこのタブレットの購入に関しては、国からの補助金ですか、これで購入されるかと思うんですね。だけれども、一番、各自治体で心配されているのは、これがずっと永久的に、壊れないでずっとくるものならそれでいいんですが、途中で、やはりいろんな形で交換しなければならないような、そういう保証期間というのがあると思うんですけれども、今回、購入するタブレットに関しましては、保証期間は大体何年ぐらいで、次、2回目購入するときには、はたして国から出るかどうかというのは別ですのでね。だから、最初はいいけれども、これから先のこともしっかりと考えなければならなくなっているのが、自治体も今一番悩んでいるところだということをお聞きいたしておりますが、島本町はどのような形で、今後、手当てしていかれるつもりなんでしょうか。

**教育こども部長** 今、ご紹介ありましたように、今回のタブレット購入につきましては、令和元年5月1日の生徒数に3分の2の程度、1人1台・4万5千円の補助が出ているというのが実態でございます。この部分につきましては、当然、保守契約としては今、3年を契約として予定しておりますが、ただ、タブレット端末ですので、やはり5年程度は十分保つものだというふうには考えております。

ただ、先ほど岡田議員からもありましたように、今回は補助がこのように潤沢にいただいておりますが、今後、更新するときに、この補助が出るのかというところが、やはり、このような小規模自治体としては大きな課題になってこようと思っておりますので、当然のことながら、その部分については大阪府、国に対して、引き続き更新の際にも補助がいただけるように要望してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** 確かに、今、部長がおっしゃったように今回はいいんですけれども、次からは、もうほんとに不透明ですので、各自治体とも、一番、これを気にかけていらっしゃるといようなことをお聞きしてしますので、ぜひ、いい機会ですので、府に対しても国に対しても、しっかりと声をあげていただきたい。そのように思いますので、よろしく願いいたします。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

**東田議員** 動産の買い入れ、タブレット端末についてですけど、他の議員からもありましたように支援の部分とかね、更新の部分とか、私も同感なんですけど、これが前倒しになって、このタイミングで購入することになったというのは、やはりコロナの問題とい

うか、そのリモートの対応というのが大きいと思うんですけど、今、ちょっと減少傾向にあるとは言え、この先どうなるかわからないというのが現実だと思います。

それで、もし、これで学校休校になって、リモートで授業やる場合ですけど、各家庭に持って帰っていいのかということと、一応当初予算のとき、この話したとき、端末があつて、充電機についてはキャビネットにみんな収めて充電するというような話でしたけど、皆さんが各端末1人ずつ持って帰ったら、それに見合った充電機というのはあるのかということと、更新の部分ですね。更新、これはほんまに悩ましい問題だと思うんですけど、実際、更新の時期になったときにお金が、補助金があるのかどうかというのがわからないんですけど、本町としても上手に使っていかなければならないなというふうに思います。いっぺんに更新するというのは、あまりにも負担が大きいので避けていかなければならないと思うんですけど、そのためには順次、計画的に更新していくためには、やっぱり、その端末の一個一個の使用頻度というか、稼働時間とか、その辺、一定管理していくようなことも必要なのかなというふうに思うんですよ。学年によって使う頻度とかもあるでしょうし、そういうのを管理していけばね、いっぱい使っているのか、稼働時間が長くなったようなやつを優先的に更新していったらというふうなことも考えられると思うんですけど、その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

**教育こども部長** 数点、いただきました。

まず、端末導入にあたって、それまでに再び休校になった際等の対応についてでございますが、先ほど申しました第2波・第3波に備えて、本町におきましても早急に小・中学校すべての児童生徒について、家庭学習が可能な環境となるよう整備を進めていく必要があるというふうに考えております。端末の確保までに2波が訪れた際には、まず、各学校に今80台ほど端末がありますので、それをお持ち帰りいただく。そして、端末が順次整備されていった先には、家庭学習の環境が整うように、皆さんにはお貸しする準備を進めているというのが1点でございます。

そして、電源等につきましては、当然のことながら、これは学校の中で使うという前提で、今回、購入をいたしておりますので、各家庭にお持ち帰っていただいたときに、各ご家庭の端末の電源、充電装置が揃っているかといったら、そういうことはございませんので、その部分については、いったん充電等がなくなったら学校のほうで保管させていただいて、改めてまたお貸しするというような対応が必要かなというふうに考えております。

更新の記録等について、確実に管理運用をしていくべきじゃないかという点につきましては、当然のことながら、各学年によって利用頻度というのは異なっていると思いますので、その辺については学校と、運用について改めて協議をして、管理について努めていきたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 700万円以上の動産の買入れについて、改められた契約事務事業状況調書と  
いうのを初めて目にすると、人びとの3資料、これに基づいて質問したいと思います。

今回、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」ということ  
で、「議会の同意の必要があり」と丸をして、9月の議会に上程予定とされています。  
ここが改善されたわけです。どのように訊こうか、ちよつとうまく説明できるかどうか  
わからないんですけども、課題として、議決事項にすることによって今までとはスケ  
ジュール感が変わってくる。そのような中で、どういったことに配慮されたか、スケ  
ジュール感。なぜ、このことを訊くかという、今回、入札の参加者数が1で、入札結果  
は不調、そして随意契約という判断をされている。その理由が、契約の性質または目的  
により契約の相手が特定されるとき、つまり、不調になったたった1者の相手と随契を  
された、そういう流れが、この調書によりよくわかります。

今回、議会に上程していくスケジュール、9月の次は、通年議会ですけれども、通常  
で言うと12月になりかねない。そのような中、事務手続き上、どのような配慮、どのよ  
うな——ご苦労ということは変ですけど、があったか。その辺りのご説明をいただけま  
すでしょうか。今、資料を見て質問してますから、お答えになれる範囲内をお願いいた  
します。

**教育子ども部長** 今回、前の議案の中で700万以上での契約同意が取れていなかったとい  
うことで、追認をいただいたところでございます。

同様のタブレットの購入ということで、もともと、やはりこの予算を計上させていた  
だいたときというのは、先ほども申しました、この契約同意の議案ということについて  
は念頭にもととなかったというのが本当の事実でございます。ただ、この業務を進め  
ている中で、その部分が明らかになってまいりましたので、当然のことながら、今回、  
入札をした後、1者は入札の意思がありましたので、直ちに事業者とも話をさせていただ  
いて、今回の随意契約に至る、契約に繋がっておるということでございますので、今現  
在のここの契約同意をこの議会にあげさせていただくまでの業務として、大きな事務に  
影響があったかと言うたら、そういうことはなかったというふうに考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 一つだけ。再入札を行うというお考えはなかったのか、また必要なかったのか。  
その辺りのご説明をいただいて、終わりにします。

**教育子ども部長** 再入札の必要性はなかったのかということでございますが、辞退しな  
かった1者に応札の意思を確認いたしましたところ、応札の意思を示されたため、「地方  
自治法施行令」第167条の2第1項第8号の規程に基づき、随意契約により契約を締結  
したものでございます。今回の契約手続きにおきましては、再入札を行う必要はなく、  
適切適正に事務が進められたものと考えております。

以上でございます。

**福嶋議員** 少し整理をさせてください。今回の案件というのは、コロナ対策で買うのか、G I G Aスクール構想で学校の中で端末を使うために買うのかということところが、まず一つ。そして、今年度、コロナが発生したということは先ほどおっしゃいましたが、来年度以降、コロナが起こって学校に生徒が出られなくなるという想定をしたときに、端末を持ち帰らせるのか、そしてどのように充電するのかの確認が二つ目。

それから、この1億4千万というような大きな金額ですけども、財政にそれなりの影響を与える金額かと思えます。先ほど他議員からもありましたけども、小学校低学年と、やっぱり中学生と使う頻度が違うでしょうし、その辺、劣化の仕方も違う。そういう中で、今、保証期間を3年と、設備的には5年保つかも知れへんというようなお話があったのですが、その辺、中学校3年間、小学校6年間ありますけども、どのような期間を、今のところイメージされて、今後の財政にどう反映していくのかという、今の庁舎内で共有された思いがあれば、お教えいただきたい。

それから最後に、これ、ずっと引っかかっているんですけども、端末は貸しますと、個人に紐はつきません、ということをお以前ご答弁いただいたかと思えますけども、今のコロナ禍の状況の中で、個人に紐をつけない端末であれば、いったん返されたら消毒ということが出てくるかも知れません。電子機器を消毒する、大変難しいことだと思います。それであるならば個人個人に紐をつけて、使用責任を持たせながら、それを使い続けさせるというほうが、いろんな意味で経費が削減されるのと違うかなと思うんですけども、その辺も含めて、ご見解があればお教えください。

**教育こども部長** まず、今回の端末整備について、G I G Aスクール構想によるものなのか、コロナ対策なのかということをございますが、もともとは当然のことながら、これはG I G Aスクール構想、1人1台の端末整備ということをございまして、その中で今回の新型コロナウイルス感染症が拡大していったことを受けまして、国のほうから今年度中の端末整備について補助金をいただけることになったので、私どもとしても高速大容量ネットワークを令和2年度、端末整備を令和3年から5年度と考えていたところ、令和2年度中に整備をさせていただくというものでございまして、どちらというものではないということが、まず、1点でございます。

そして、コロナ禍の中で第2波・第3波が訪れたときの対応でございますが、先ほどご答弁させていただいたように、やはりお持ち帰りをいただくことは必要であろうというふうに考えております。ただ、先ほど申しましたように、一括充電という形になっておりますので、その分は、先ほどおっしゃったように、いったんお返しいただいて、充電が必要なのかなというふうには考えております。

そして、保守契約についてでございますが、今現在、保守契約としては、いったん3年での保守契約を巻かせていただくということをございまして、端末自身であれば、一般的に他自治体との話の中では、やはり5年程度は十分保つであろうということをござ

いますので、保守契約が3年、その後については契約更新も含めて考えていく必要があらうというふうに考えております。

端末1人ずつ持って、個人対応のものにしてはどうかということでございます。その部分につきましては、今回、もともと各学校にあった40台、そしてパソコン教室にある40台も含めて1人1台になるという形になっておりますので、その部分も含めた対応を考えてますので、1人1台固定で持っていただくというのはかなりしんどいかなど。私立の学校であれば、お一人ひとり、月々のご利用金額をお支払いいただいて、3年、6年経ったときに、そのままご自身に帰属するという形のことをされているというのは聞いておりますが、現在はやはり学校としての持ち物をお貸しするという形でございますので、今の考えの中では、やはり特定のものをお貸しするという考えにはなっておりません。

以上でございます……。財政に与える影響というところでございますが、先ほど申しましたように、今回も補助金が1台当たり4.5万円、そして先ほど申しました令和元年5月1日の生徒数の3分の2の人数分の補助金をいただけるということで、あと3分の1については交付税措置がなされているという前提のもとで、今回、1人1台のパソコン整備ということがなされておるわけでございます。先ほど来出ておりますように、私どもといたしましても、やはり今回買うにあたっては、この交付税措置や補助金の措置ということで、前倒ししての購入が可能ということでございましたが、今後、やはり更新の時期に来たときに対応ということになれば、今回、購入するのも2,250台でございますので、それをすべて単費で購入となると、やはり小規模自治体にとっては大きな財政負担になりますので、その部分については、先ほど岡田議員からありましたように国や大阪府のほうに、私どもだけではなくて、同じ自治体にとっては課題だと思っておりますので、課題認識のある自治体で声をあげていきたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**中田議員** 第114号議案 動産の買入れについて、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

OECD(経済協力開発機構)が2018年に行った学習到達度調査で、日本は教育現場でのICT活用が圧倒的に低いことが判明したのをきっかけに、ある種、唐突感のある

形でGIGAスクール構想が動き出しました。これにコロナ禍が加わり、大幅な前倒しでネットワーク環境の整備とともに1人1台端末が実現しようとしており、国の補助金を活用して、島本町でもこのタブレットの買い入れをしようとしています。

島本町として、早い段階から端末の導入を決めたことは評価する一方で、これだけの多額の税金を投じたことはいいですけども、ICT活用がただの機器の導入になったり、もしくはうまく活用されずに、タブレットが高額な文鎮代わりにしかならないような状態になることを懸念しています。そのようなことにならないためには、学校のICT化を支える人材の支援を手厚くすることが重要です。

今回、初期対応サポートについては契約に含まれることがわかりましたが、これに止まらず、同時に授業の設計支援まで行えるICT支援員を導入することは必須と考えます。これについては、先ほど研修の対応とか講師の派遣、柔軟な対応をしていく、学校現場の先生の声も聞きながらということだったので、これについてはいいんですが、ICT支援員という形で、いつでも訊きたいときに訊ける、答えられる人がいるという状態も大変有効ですので、この件も検討していただきたいと思います。

20世紀型の受け身・詰め込みといった教育から、21世紀型の情報活用、効率的かつ主体的な学びに移行するためには、教員の方々の習慣化された思考パターン——教育に対するですね、そういうものを変えていくことも重要だと思います。ただでさえ大変な教育現場にコロナが加わっただけでも大変なところに、こういった教育のあり方そのものが大きく変革を迫られる状態に、教員の先生方の負担が増大することは明白です。この観点からも、導入とともに、先ほども言いましたけど、サポート体制は築いていただきたいと思います。

日本全体で需要が同時多発的に急増していることを踏まえれば、予算だけでなく、人材の確保も困難になることが予想されますが、それであってもサポート支援員などの体制は、1人1台端末の有効活用及び学びの変革に必要ですので、これらを同時に、年度末に整うということですが、それらに向けて同時に行うことを、ここで改めて強く要望し、賛成の討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないのでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第114号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第 114 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 10、第 115 号議案 令和元年度島本町水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

#### 令和元年度島本町水道事業剰余金の処分について（案）説明

それでは、第115号議案 令和元年度島本町水道事業剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

議案書115の2ページの次に添付しております議案資料を、ご覧ください。

提案理由は、「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分を行うものです。

議案の概要については、参考資料として、次のページに添付しています「令和元年度島本町水道事業会計決算書」の抜粋で、上段の表「令和元年度島本町水道事業剰余金計算書」、右の欄「利益剰余金」の未処分利益剰余金の欄をご覧ください。

今回の剰余金の処分については、表の中段、前年度の処分後の残高、平成30年度の処分後残高である繰越利益剰余金2,649万万3,907円に、当年度変動額（令和元年度変動額）8,812万万2,304円を加えた当年度未処分利益剰余金（令和元年度未処分利益剰余金）1億1,461万6,211円を処分するものです。

次に、下段の表「令和元年度島本町水道事業剰余金処分計算書（案）」、未処分利益剰余金の欄を御覧ください。未処分利益剰余金、当年度末残高（令和元年度末残高）1億1,461万6,211円の処分については議会の議決による処分として、その処分額は8,743万5,775円で、その内訳ですが、資本金に組み入れます7,443万5,775円については、当年度純利益に含まれている営業外収益である長期前受金戻入、資産の取得等に伴い交付される補助金等について減価償却見合い分を収益化したもの5,880万8,232円と、企業債元金償還のために減債積立金から振り替えた1,562万7,543円を加えた合計額です。

そして、将来の企業債の償還財源として、減債積立金に1,300万円を積み立てようとするもので、その結果、繰越利益剰余金については2,718万436円となるものです。

以上、簡単ではありますが令和元年度島本町水道事業剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

村上議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。



これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第115号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第115号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11、第116号議案 令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

#### 令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分について(案)説明

それでは、第116号議案 令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

議案書116の2ページの次に添付しております議案資料を、ご覧ください。

提案理由は、「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分を行うものです。

議案の概要については、参考資料として、次のページに添付しています「令和元年度島本町下水道事業会計決算書」の抜粋で、上段の表「令和元年度島本町下水道事業剰余金計算書」、右の欄「利益剰余金」の未処分利益剰余金の欄をご覧ください。

今回の剰余金の処分については、表の下段に、当年度純利益である当年度未処分利益剰余金265万310円を処分するものです。

次に、下段の表「令和元年度島本町下水道事業剰余金処分計算書(案)」、未処分利益剰余金の欄をご覧ください。未処分利益剰余金、当年度末残高265万310円の処分については、その内容が営業外収益である長期前受金戻入、資産の取得等に伴い交付される補助金等について減価償却見合い分を収益化したものであることから、議会の議決による処分として、全額を資本金に組み入れようとするものです。

以上、簡単ではありますが令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し

上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 公営企業会計に移行して、初めて発生する剰余金の処分となります。利益剰余金をすべて資本金に組み入れるのは、なぜなのでしょう。水道事業剰余金においては、これまで減債積立金にも積み立ててきました。建設改良積立金というのもございます。資本金に組み入れるということは、事業規模を拡大することにも等しいと思うのですが、これについてはどうなのでしょう。なぜ、今回、全額を資本金に組み入れられるのか。この辺りの説明をお願いいたします。

**上下水道部長** それでは、戸田議員のご質問にご答弁を申し上げます。

なぜ、今回、全額を資本金に組み入れるのかということですが、今回の剰余金処分案ですが、今年度の当期純利益は265万310円となり、黒字決算となりましたが、その内容につきましては、下水道使用料を中心とした営業利益はマイナス1億9,549万8,901円となり、営業外収益である長期前受金戻入れ1億9,628万1,445円に、一定の当期純利益が生じた内容となっております。

この長期前受金戻入れについては、過去に下水道の建設財源として国等からの補助金等として交付されたものを、耐用年数に応じて毎年度収益化したもので、下水道使用料のように、その年度に現金として入ってきたものではありません。そのため現金の裏付けがなく、将来の企業債の償還に使用する財源とはなり得ないと考えてございます。これは水道事業においても同様の考えにより剰余金を処分しており、現金の裏付けのあるものは減債積立金や建設改良積立金に積み立て、現金の裏付けのないものは資本金の組み入れることとしておるものでございます。

資本金に組み入れるということは事業の拡大に等しい、とのご指摘でございますが、建設財源を資本として取り扱い、強い維持拘束性を与えることによって、固定資産の長期安定性の確保と事業の健全な運営を図ることができるという面もあり、これらの理由によりまして、資本金へ繰入をするものでございます。

以上でございます。

**戸田議員** ご答弁、いただきました。私の認識不足により行った質疑ということだったかと思えます。公営企業会計における一つの用語としての「資本金」であって、民間企業における、私たちが一般に考える「資本金」とは質、考え方が異なるものという、そういう認識が要るのではないかと考えています。この点、この認識に間違いはございませんでしょうか。

**上下水道部長** 今、戸田議員のほうからご説明していただいた内容のとおりでございます。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第116号議案 令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

公営企業会計に移行して、初めて発生する剰余金の処分となります。地方自治体の裁量にゆだねられ、議会の議決を経て行い、将来を見据えた経営方針を自治体が自ら責任を持って決定していくということになります。これは決算とも大きく関与しているものです。

下水道事業に審議会が必要と、私は訴え続けてまいりました。会派としても訴え続けてまいりました。負債額も多く、管の更新、耐震化など、今後も多額の必要が必要になる中、経営方針を誤ることがないように、情報公開・情報提供を進め、早急に審議会を設置いただきたい。識者の意見を聞く機会を設けていただきたいと申し上げ、賛成の討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第116号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第116号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12、第117号議案 島本町議会議員及び島本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

島本町議会議員及び島本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の制定について(案)説明

それでは、引き続きまして、第117号議案 島本町議会議員及び島本町長の選挙におけ

る選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「公職選挙法」の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

今回の「公職選挙法」の改正は、町村の選挙における立候補にかかる環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様に拡大することとあわせ、町村議会議員選挙においてもビラの頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として行われました。このうち選挙公営の対象拡大については、各自治体で定める必要があることから、今回、条例を制定するものです。

なお、各自治体で定める上限額等は、いずれも「公職選挙法」で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙に準じて条例で定めることとされていることから、本条例においても同選挙における上限額等を設定しており、本町独自で金額を設定したものではありません。また、今後、法令の改正が行われ上限額等が改正された場合は、本条例もそれに伴い改正することになります。

それでは、117の10ページの次の第117号議案資料をご覧ください。

2「議案の概要」に記載のとおり、本条例は12条で構成しています。

まず、第1条では、「趣旨」として、本条例は、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成にかかる公費負担について定めることを規定しています。

次に、第2条から第5条については、選挙運動用自動車の使用にかかる公費負担上限額及び届出方法等を規定しています。選挙運動用自動車の使用方法は、大きく分けて二種類あります。一つは、タクシー業者等から自動車を、運転手・燃料込みで借り入れる一般運送契約によるもの。もう一つは、自動車の借入れ、運転手の雇用、燃料補給を個別に業者と契約するものです。一般運送契約の場合の公費負担上限額は、1日当たり6万4,500円です。また、個別契約の場合の1日あたりの公費負担上限額は、自動車の借入れ代が1万5,800円、燃料代が7,560円、運転手の報酬が1万2,500円です。

次に、第6条から第8条については、選挙運動用ビラの作成にかかる公費負担上限額及び届出方法等を規定しています。選挙運動用ビラの1枚あたりの公費負担上限額は7円51銭で、町議会議員の場合は1,600枚まで、町長の場合は5,000枚まで対象としています。

次に、第9条から第11条については、選挙運動用ポスターの作成にかかる公費負担上限額及び届出方法等を規定しています。選挙運動用ポスター1枚当たりの公費負担上限額は、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を、当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額と規定しています。現在、本町のポスター掲示場の数は64ヵ所ございますので、この数式に当てはめると、1枚当たり5,377円となります。

次に、第12条では「委任」として、この条例の施行に関し必要な事項は選挙管理委員会が定めることを規定しています。

最後に、附則についてです。117の9ページをご覧ください。

附則第1項は、本条例の施行日です。今回の条例制定の根拠となりました「公職選挙法」の改正は令和2年6月12日付けで公布されておりますが、施行は公布の日から6月を経過した日となっております。本条例につきましても、同法の施行日と同日とするものです。

次に、附則第2項では経過措置を規定しておりますが、具体的な内容としましては、仮に、今後、施行日までの間に議会の解散等の理由により選挙を実施することとなった場合には、本条例による選挙公営の対象にはならないことを規定しています。

以上、簡単ではありますが、島本町議会議員及び島本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**中田議員** 公費負担に関する条例について、お伺いします。

今回、「公費負担」ということですが、財源としては国や府の補助はあるのでしょうか。それとも、すべて町の持ち出しとなるのか、ご説明ください。

**総務部次長** 公費負担についてのお尋ねでございます。

従来から、選挙にかかる費用につきましては、国政選挙の場合は国から、府の選挙の場合は府から委託金が交付されますが、町の選挙については、特にこのような委託金はありません。今回の公費負担制度を導入しても、町の選挙であることから、特に委託金やその他の補助金が交付されることはございません。

以上でございます。

**中田議員** すべて町からの負担が増える、ということがわかりました。本条例を導入した場合、では、その影響額はどれぐらいと見積もられていますでしょうか。それから、これまでの町長・町議会議員選挙の事業費はどの程度だったのでしょうか。また、条例導入で見積もられる想定額、影響額の内訳をお尋ねします。

**総務部次長** それでは、これまでの町長・町議会議員選挙の事業費や、今回の公費負担による影響額について、ご答弁申し上げます。

前回、平成29年の町長・町議会議員選挙の費用は1,002万358円でございます。前々回の平成25年の選挙におきましては、1,019万1,095円でございます。

今回の公費負担制度を導入した場合の影響額でございますけれども、立候補者数を何人で見込むかによって大きく変動いたしますが、仮に前回の立候補者と同数の方が出られたというふうに考えまして、公費負担を全額受けた場合、ただ、選挙運動用自動車の

使用については、一般運送契約の利用が他団体ではほとんどない状況から、個別契約で見込みましたら、1,120万程度になると見込んでおります。内訳といたしまして、選挙運動用自動車の使用が約370万円、選挙運動用ポスター約720万円、選挙運動用ビラ約30万円を見込んでおります。よって、選挙全体にかかる総事業費は、概ね倍程度になると見込んでいます。

以上でございます。

**中田議員** 今回の公費負担によって、前回のことを想定すれば、大体倍額になるということがわかりました。

こうなってくると、公費で選挙ということになれば、選挙活動に対する市民の目はますます厳しくなることも予想されます。選挙の収支報告書というものが提出されると思いますが、それは情報公開の対象となるのでしょうか。これまでのことも含めて、その際は氏名等も公開されるのか、お尋ねします。

**総務部次長** 選挙運動の収支報告書についてのお尋ねでございます。

同報告書につきまして、選挙の期日から15日以内に提出することとされており、その後収入または支出があった場合につきましては、その日から7日以内に提出というように、「公職選挙法」上、定まっております。同じく、この法律では収支報告書の用紙を公表することと、収支報告書につきましては受理した日から3年間保存し、この間は何人も閲覧を請求できることが規定されていることから、この間であれば、情報公開の請求をしなくとも閲覧をすることができます。

本町の前回の町長・町議会議員選挙は、平成29年4月16日に執行されていることから、すでに3年は経過しており、「公職選挙法」上の保存年限と閲覧の期間は過ぎておりますけれども、報告書そのものは本町の文書保存期間を5年と定めていることから、5年以内であれば、情報公開の請求をしていただくことによりまして閲覧していただくことができます。

なお、収支報告書に記載されている情報については、氏名も公表されます。

以上でございます。

(午後2時56分 河野議員退席)

**戸田議員** 第2条 ただし書きについて、お尋ねいたします。

いわゆる供託金について書かれています。供託金が町に帰属することになった場合、選挙運動用自動車の使用にかかる公費負担は行えないということが書かれているかと思えます。この規定に準じて、選挙運動用ビラ及びポスターの作成費用も公費負担にはなり得ません。まず、この理解に間違いはありませんか。そのうえで、お尋ねします。前回の選挙結果から算定すると、供託金が町に帰属することとなるボーダーライン得票数はどのようになるのか。その算定方法とともに、ご説明ください。

2点目の質問も続けさせていただきます。第9条 選挙運動用ポスター作成の公費負

担についてです。ここで言う「作成」には、こういったものまでが含まれるのでしょうか。写真撮影、デザイン、印刷など、別々に依頼した場合、それぞれが公費負担の対象になるのではなく、認められるのはいずれか一つのみという考え方でよろしいですか。

3点目に、訊きます。候補者が故意に、あるいは理解不足から違法行為を行ってしまう場合、こういうことが行われてしまわないよう、どの段階で、どのようにチェックできるとお考えですか。先ほどの中田議員の質問で、情報公開等お答えになっていました。収支報告の公表、閲覧のお話もありました。そこでお尋ねしたいのは、平成29年の選挙の収支報告書について、閲覧の実績はございましたか。情報公開の実績はいかがだったでしょうか。

以上3点、お願いいたします。

(午後2時58分 河野議員出席)

**総務部次長** それでは、公費負担にかかりまして、公費負担の対象となるのかならないのかということでございますけれども、供託金が町に帰属することになった場合につきましては、選挙運動用自動車の使用とあわせまして、選挙運動用ビラ及びポスターにつきましても、公費負担の対象とはならないものでございます。

それから、供託金の没収点の計算でございますけれども、議員の場合でございますと、有効投票総数を議員定数で除した数の10分の1、町長の場合は有効投票の総数の10分の1となります。前回、町長・町議選挙における没収点を計算いたしますと、議員の没収点は108票、町長は1,478票となり、この票数に達しなかった場合については、供託金が町に帰属することになります。

それから、選挙運動用ポスターの作成につきまして、印刷代等、どこまでが含まれるのかというご質問でございますけれども、印刷代だけではなく、デザイン料や写真撮影料なども含まれます。また規定上、契約の相手方はポスターの作成をなりわいとする者でなければならないので、一般的にポスターの作成業者は写真撮影、デザイン、印刷など全般の業務を行っていると考えられることから、1者への発注を想定いたしております。また、公費負担の上限は単価と枚数で負担額を決めていることから、上限額と比較するためにも、1者にまとめて発注していただきたいと考えております。

それから、チェックの方法等でございますけれども、公費負担の制度におきましては上限額を定めているに過ぎず、それを超えるような契約をしたからといって、直ちにそれが違法となるものではございません。しかしながら、選挙後に提出していただく収支報告書には、公費負担の対象となっても、選挙ポスターの作成費用は計上しなくてはなりません。備考欄に、「公費負担対象」と書いていただきます。ポスター作成にかかる契約額は、基本的には候補者と業者の当事者間の合意で決めるものでございますが、収支報告書により、住民の皆さんも容易に目にするものであるものでありますので、契約内容、金額、数量の妥当性について説明できるよう、適正な契約を行っていただくよう

指導してまいりたいと考えております。

それから、収支報告書類の閲覧、情報公開の実績でございますけれども、前回選挙に関しましては、収支報告書の閲覧の請求はございませんでした。それから、情報公開請求につきましては、その選挙の直後についてはございませんけれども、今現在、1件、受付をいたしているところでございます。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**中田議員** 第117号議案 島本町議会議員及び島本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場で討論を行います。

町村議会の議員のなり手不足解消の一環として、選挙運動の費用を公費とし、立候補者の負担を軽減するものです。意欲あるものの金銭面の理由から立候補しない、できないという点が解消されることは、小規模自治体においても多様な議員のなり手を確保するうえで効果的かつ望ましいことと捉えます。一方で、選挙費用がかからないからといった安易な理由で立候補といったケースが出てこないとも限りません。供託金制度はあつものの、この点、大変気がかりです。

この公費負担が最大限利用されれば、今までの町長・町議会選挙に費やされていた費用が倍額になることも、質疑からわかりました。公費負担となった選挙のお金の使い方に関しては、現在、島本町は財政状況が厳しく、住民サービスの低下が如実に現れているところですので、特に住民からは厳しい視線が注がれることになると思います。この点は、誰もが収支報告書については閲覧できるということが確認されました。

想定される影響額の内訳を見ると、住民感覚からすると、ちょっと違和感があるなどというものがあるものの、とは言え、金銭面でのハードルを下げ、多様で意欲ある方が議員にと立候補できる環境が整うことは望ましいことと捉え、賛成の討論とします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第117号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第117号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第13、第118号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部についてを議題といたします。

#### 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について(案)説明

それでは、第118号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、島本町環境保全審議会の体制の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正の概要につきましては、島本町環境保全審議会の委員の定数及び委員の構成を改めるものです。

それでは、今回の改正内容につきまして、議案資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

まず、「島本町執行機関の附属機関に関する条例 別表 町長の部 島本町環境保全審議会」の項のうち、委員の定数の欄の「20人」を「14人」に改めるものです。次に、同項のうち、委員の構成の欄を、第1号「学識経験を有する者」、第2号「関係行政機関の職員」、第3号「町の関係団体が推薦する者」、第4号「住民」に改めるものです。

最後に、施行期日につきましては、令和3年1月4日です。

以上、簡単ではありますが、島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 島本町環境保全審議会の体制の見直しに伴い、所要の改正を行われるものです。

3点、質問いたします。

どのような効果を期待して、体制の見直しを行うことになったのか、その理由について、ご説明ください。改正案にある委員構成のうち、「関係行政機関の職員」「町の関係団体が推薦する者」とは、具体的にどういった方を言うのでしょうか。なぜ、現行の「その他町長が必要と認める者」を削除することとされたんですか。

以上です。

**都市創造部長** それでは、「執行機関の附属機関に関する条例の一部改正」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の、一部改正によって期待される効果についてでございます。

現在、町の附属機関等の委員の選任につきましては、お一人につき原則2機関とする旨の基準を設けておりますが、現行の環境保全審議会委員につきましては、島本町総合計画審議会の委員、島本町都市計画審議会の委員からも選任することとしており、兼職いただくことが前提となっております。また、両審議会とも委員を任命しない期間があり、時期によっては委員の選出が困難となる場合がございます。今回の一部改正におきましては、まず、この状況を解消することを目的としているものでございます。また、現在、14人の委員を委嘱しておりますが、十分に活発な議論をいただけている状況でありますことから、委員の定数につきましても、現行の委嘱人数にあわせて削減するものでございます。

次に、委員構成についてでございます。

まず、「行政関係機関の職員」につきましては、現在、学識経験を有する者として委嘱しております大阪府の環境部門の職員の方を予定しております。また、「町の関係団体が推薦する者」につきましては、現行の島本町総合計画審議会の委員、島本町都市計画審議会の委員、民間団体及び企業が推薦する者、「その他町長が必要と認める者」として委嘱している島本町農業委員会、島本町商工会、島本町地下水利用対策協議会、島本町青葉会、大阪府森林組合三島支店、島本町自治会長連絡協議会、島本環境未来ネットなどの団体から選任することを考えております。

次に、「その他町長が必要と認める者」の取り扱いについてでございます。

現行の委員のうち、「その他町長が必要と認める者」として委嘱している委員につきましては、島本環境未来ネットからの選出委員1名のみとなっております。島本町環境未来ネットからの選出委員につきましても、「町の関係団体が推薦する者」としての委嘱も可能と判断し、今回、整理させていただくこととしたものでございます。

以上でございます。

**戸田議員** ご答弁、理解いたしました。その中で、「その他町長が必要と認める者」を削除するとなると、町長が同審議会において、環境はテーマが広いですから、専門家の知見を得たい、必要であるとお考えになったとき、どうされるのでしょうか。

**都市創造部長** 専門的な知見を得たい場合の対応策についてでございます。

審議会におきまして委嘱している学識経験者以外の方からの専門的な意見の聴取が必要な場合の対応といたしましては、島本町環境保全審議会規則第6条で「審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者に対して会議への出席、資料の提出、説明、その他必要な協力を求めることができる。」と定めております。議員ご指摘の場合には、

この規定を活用し、オブザーバーとして出席いただけるものと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** ぜひ活用していただきたいと思います。最後の質問になるのかな、環境保全審議会に廃棄物、ごみ処理、生活排水に詳しい学識経験者を委嘱する必要があると指摘して、従前より改善を求めていましたが、これについては検討されていますか。

**都市創造部長** 廃棄物に詳しい学識経験者の委嘱についての、検討状況についてでございます。

今回の条例改正をご可決いただきましたら、島本町環境保全審議会規則におきまして、構成する委員の具体的な人数を定めることとなりますことから、議員ご指摘の内容も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 今回の条例改正の中で、新しく「関係行政機関の職員」と「町の関係団体が推薦する者」という文言が入りました。「関係行政機関の職員」というのわかるのですが、「町の関係団体が推薦する者」の位置づけを確認しておきたいと思います。例えば、この「町の関係団体」というのは、環境未来ネットのように町が事務局をしていたりとか、また町が別で後援をしていたりするものを「関係団体」と呼ぶのか、それとも島本町内で活動している団体であれば町の「関係団体」と見なすのか、この辺りをどのように捉えて書いているのか、お尋ねします。

**都市創造部長** 「町の関係団体」に関するご質問でございます。

改正案でございます本審議会の「町の関係団体」につきましては、資格等の詳細な選定要件はございませんので、町の関係団体、資格がないというところでございます。

なお、これまで本附属機関の委員として推薦をいただいております関係団体といたしましては、本町における地域の課題解決に貢献をいただいている補助金交付団体や、地域経済や地域福祉の向上の一翼を担う機関など中心に参画をいただいております。今後につきましても、現在、参画いただいている団体の中から参画をいただく方向で検討をしているところでございます。

以上でございます。

**中田議員** 今のご答弁が、ちょっとわかりにくかったんですけど、「資格がない」というのは、何か、こうでなくてはならないという資格は特段要しないという意味で良いのか。それと、「今後も」と言われましたが、それは環境課のご事情であって、この条例から読み取れるところにおいては、「町の関係団体」がどのようなものかということを読み取れているのでして、その点、もう一度、ちょっとわかりづらかったので、どういうものを「町の関係団体」と想定しているのか。

それともう一つは、これはどこにもその説明がないわけで、これは担当者が代わったときに、「町の関係団体」というのは後援してない、補助金を出していないと駄目なん

だよ、という解釈になっても困るので、その辺り、どのように担保されるのかということと、2点、あわせてお伺いします。

**都市創造部長** 「町の関係団体」についての再度のお尋ねでございます。

資格については、特段定める予定もございません。具体的に申しますと、町の補助金の交付を受けている団体でないといけないであるとか、町が事務局を持っている団体でないといけないとかいうものについては、現在のところ想定しておりません。今後、規則等の改正の中で、書きぶり等については一定検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** 質疑予定をしておりますでしたが、ちょっと、やはり今回人数を減らされ、さらに関係団体というふうに、様々な既存の団体というものについての定義を一つに集約されているということです。ただ、今、補助金やいろんな委託の関係にあるのかどうかというのは明言されなかったわけですが、では、非営利ということになるのか、営利を目的とする団体も入るのかという点について、参考までにお尋ねいたします。

**都市創造部長** 一定、営利を目的とされている企業におかれましても、社会貢献活動等、力を入れておられる企業等もおられますことから、結果としては営利等を目的とされる企業であったり、そういう団体が参画するということはあり得るものというふうに考えております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第118号議案 執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、島本町環境保全審議会の体制の見直しに伴い、所要の改正を行われるものです。

執行機関の附属機関については、審議会などにおける公募委員の参画などを活用し、性別や年齢などのバランスに配慮しながら、町政への住民参画の機会を提供しますと、第五次総合計画にもうたわれているところです。また、変化する社会情勢に対応すべく専門家の知見を得ることがますます重要になっています。特に環境問題では、それが著しいと思います。その意味で、今回の改正は必要不可欠なものと評価しています。

環境保全審議会に廃棄物、ごみ処理、生活排水に詳しい学識経験者を委嘱する必要があると指摘して、改善を求めていました。廃棄物の処理は環境との関わりが非常に深い

にも関わらず、現在、廃棄物に関する学識経験者の配置がありません。そもそも、ごみ処理の広域化は環境問題に端を発しているのですから、本町にとって、この問題はことのほか重要な課題になっています。また、「水と緑のまち」島本町において、水の環境保全も重要な課題です。環境保全審議会において、これらについて審議が行われる環境整備になり得る改正と判断して、賛成の討論といたします。人びとの新しい歩みを代表しての討論でした。

以上です。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第118号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

質疑は一部に止めましたけれども、一定、提案された趣旨については理解するものです。これからは要望として申し上げるものですが、「関係行政機関の職員」ということについては、かつては「町長が必要と認める者」というところからの出席が多かったように思っております。これは人4の資料請求によって、一定理解をするものですが、残る「町の関係団体が推薦する者」、そういうことについては、この「関係団体」という定義はかつての企業、団体、補助金という団体も含めた幅広い団体というものを意味するということですが、やはり、この3万人の人口、1.7㎢というコンパクトシティにおいて、今、島本町が岐路に立つ、水と緑を守る、どう守るのかということ、あるいは大企業、中小企業が融合し、そういった企業の社会的貢献、あるいは専門技術によって、こういった環境保全に力を発揮されるということは十分に理解しております。

そういうことも含めて、島本町では、例えば環境協定を締結している企業、団体もあるということ、そういった企業、団体の社会的貢献の中身が、またこの推薦されるにあたって、私たちや住民にも広く理解ができるというふうな内容にされることを求めます。

それと、今後の環境問題においては、やはりキーワードは「次世代」だということで、この審議会委員の選定を今回見直されたということにおいては、今後、次世代の参加を可能とする。あるいは関係機関、専門知識・知見を幅広く活用することができるという意味では、開催時間の工夫なども含めて強く要望し、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第118号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第 118 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

(午後 3 時 20 分～午後 3 時 45 分まで休憩)

村上議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 14、第 119 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(案) 説明

それでは、第119号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、日額又は時間額で報酬が定められた第 1 号会計年度任用職員にかかる期末手当の算定方法については、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

第10条「期末手当」の改正です。

日額または時間額で報酬が定められた第 1 号会計年度任用職員にかかる期末手当基礎額の算定について規則委任するもので、実際の報酬支給額から平均を算出する月額平均法から、定められた日額または時間額及び所定労働時間から月額を算出する月額換算法に改めるものです。

改正理由は、月額で報酬が定められている第 1 号会計年度任用職員が無給の休暇を取得した場合に、報酬の減額分が期末手当の算定基礎に影響することはありませんが、日額または時間額で報酬が定められている第 1 号会計年度任用職員には減額された報酬額が適用されることから、公平性を確保するため、算定基礎に影響しないよう改正するものです。また、この改正により、支給対象期間内に支給した実際の報酬額をすべて確認する必要がなくなり、事務負担の軽減にも繋がります。

施行期日につきましては、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** このたび改正を要すると判断された経緯について、お尋ねいたします。今年度より始まった会計年度任用職員の制度において、すでに夏季の期末手当が支給されています。この事務手続きの中で気づかれての改正ということによろしいでしょうか。確認します。

**総合政策部長** 今回の条例改正につきましては、本年4月に会計年度任用職員制度を施行いたしまして、6月に会計年度任用職員の期末手当支給事務を行っている際に、月額で報酬が定められた第1号会計年度任用職員は、期末手当の算定対象期間中に無給の休暇を取得した場合、期末手当の基礎として減額されていない報酬が適用されますけれども、日額または時間給で報酬が定められた第1号会計年度任用職員は減額された報酬額が適用されることから、公平性の点で疑義が生じたというのが実態でございます。

また、1ヵ月当たりの平均額を適用する場合には、支給対象期間内に支給した実際の報酬額をすべて確認をする必要があるというような点も出てまいりまして、事務的にも負担が非常に大きいというのも、その時点でわかったことでございます。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第119号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成する立場から、人びとの新しい歩みを代表して討論を行います。

日額または時間額で報酬が定められた第1号会計年度任用職員にかかる期末手当の算定方法について、公平にするために所要の改正を行われるものです。

支給手続きの中でこれに気づかれ、速やかに改正されたという点では評価に値すると考えています。この制度については、こういった様々な、小さいが非常に重要な改正を重ねながら、臨時的任用をされている職員の皆様の処遇改善を図っていくということが大きな課題になっています。その点において、非常に重要な改正であったと思います。

今後とも、職員の皆様、会計年度任用職員の皆さんが納得感を持って前向きに働ける環境を整えていただきますようお願いいたしまして、賛成の討論とします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第119号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

質疑はいたしませんでしたが、討論させていただきます。他会派の質疑の中で、経緯についてはさらに理解を深めたところであり、また1ヵ月当たりの平均額を算出するにあたっての不公平感に気づかれ、また事務負担の軽減にも繋がるといった点で、この一部改正については賛成するものです。

ただ、この条例を制定されるにあたって、私自身、当初に様々要望させていただき、この「不公平感」という言葉で括りますと、他にも育児休暇の有無などについては、特に現場で働かれる保育士、学童保育室指導員などでも、すでに不公平、乖離があるというふうなことは存在していると認識しておりますので、また今後も現場職員からの聞き取りや、実地的な調査も含めて、来年度に向けて、こういったフレキシブルな改善をされることを切望いたします。

ただし、全国のこの臨時職員、非常勤嘱託職員の皆さんが、会計年度職員の導入によって、多少の様々不満や不安はあるものの、この期末手当ということにおいては今までの頑張りが報われるという、そういった希望や期待も持っておられる。そういった声もたくさん聞いておることを申し添えます。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第119号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第119号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第15、第120号議案 島本町障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

#### 島本町障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について (案)

##### 説明

それでは、第120号議案 島本町障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、大阪府医療費助成制度の一部改正に伴い、所用の改正を行うものです。



それでは、第120号議案参考資料・新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

「島本町障害者の医療費の助成に関する条例」につきましては、第2条第3項を削り、同条第2項中「前項の」を「前2項の」に改め、同項第6号中「前項第4号に規定する対象者」を「第1項第4号に規定する対象者(前項の規定により対象者となる者を含む。)」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に住所地特例の規定を加えるものです。

次に、第4条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は精神病床への入院に係る給付」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とするものです。

同じく、「島本町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」及び「島本町子どもの医療費の助成に関する条例」につきましても、精神病床への入院の除外規定及び一部例外規定を削除するものです。

以上、簡単ではありますが、島本町障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**河野議員** 第120号議案 島本町障害者の医療費助成に関する条例等の一部改正について、若干ながら質疑をさせていただきます。

今回、大阪府の医療費助成制度の一部改正に伴い、改正されるものです。同時に、「ひとり親家庭の医療費の助成」及び「島本町子どもの医療費の助成に関する条例」も改正されるということですが、特に精神病床への入院にかかる給付ということについての改定があるというふうに認識しておりますが、その点について、ちょっと説明を加えていただくとともに、島本町の一般会計上での歳入歳出に及ぼす影響及びその額について、現時点でわかる範囲でいいので、ご答弁をお願いいたします。

**健康福祉部長** 河野議員の「島本町障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正」につきまして、ご質問いただきましたので、ご答弁申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、精神病床入院への除外規定と、あと住所地特例施設につきましての規定を一部除外するというふうな2点の改正がございます。

精神病床入院の除外規定につきましては、現時点で予算に与える影響額というのを詳細に試算はできておりませんが、住所地特例施設として今現在医療証を発行しております人数につきましては、障害者支援施設にご入所されている方、現時点で1名となっておりますが、今回の条例改正におきまして、島本町にもともとお住まいの方で、大阪府内の住所地特例施設、今回拡大されました住所地特例施設等にいらっしゃる方につきましては、ザッとした試算で55名いらっしゃるのではないかと試算をしております。

障害者の医療費助成のお1人当たりの月額につきましては、大体1万円程度でございますので、それを12ヵ月、そして55名ということで、影響金額につきましては、約で

はございますが、660万ほど増えていくのではないのかなというふうに考えております。しかしながら、他自治体にお住まいの方で、現在、島本町の施設に入所しておられる方につきましては詳細な把握が困難でございますので、予算規模といたしましては、若干、先ほど申し上げた額よりも必要となる額は減じてくるのではないかなと予測をしております。

また、今般、大阪府の医療費助成の一部改正に伴うものでございますので、これらにつきましては大阪府の福祉医療助成の中で、府からの負担金等も歳入として加味されるものでございます。

以上でございます。

**河野議員** まだ条例の段階ですので、具体の扶助費に関わる歳入歳出の動向というのはこれからであろうというふうに思いますが、島本町としては精神病床は有していないということですが、様々必要とされる方はたくさんおられるということは認識しておりますし、それと、先ほどの障がい者の支援施設においては、町内に入所施設というものがありませんので、その点については、やはり扶助費の増大に繋がっていくものと推察しています。

その点も含めて、本来必要である費用ということですし、住所地特例の是非と申しますか、そういったことについては、今後、動向を見ていきながら、必要な折りにまた質問や意見を述べたいと思います。今回においては、必要な改正というふうに認識して、質問は終わります。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第120号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第120号議案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、9月7日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認め、よって本日はこれをもって延会とし、次会は9月7日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後3時57分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 5 号報告 令和元年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 号報告 令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
- 第 94 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 95 号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 96 号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 125 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 126 号議案 島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 97 号議案 動産の買入れについて（パーソナルコンピュータ（令和元年度））
- 第 98 号議案 動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）  
（平成27年度））
- 第 99 号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）  
（平成28年度））
- 第 100 号議案 動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）  
（平成28年度））
- 第 101 号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）  
（平成29年度））
- 第 102 号議案 動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）  
（平成30年度））
- 第 103 号議案 動産の買入れについて（救助型活動服（令和元年度））
- 第 104 号議案 動産の買入れについて（町立小学校教員用教科書・指導書  
（平成27年度））
- 第 105 号議案 動産の買入れについて（町立中学校給食用配膳容器  
（平成27年度））
- 第 106 号議案 動産の買入れについて（町立中学校給食用食器・器具  
（平成27年度））
- 第 107 号議案 動産の買入れについて（町立学校給食用食器洗浄機  
（平成28年度））
- 第 108 号議案 動産の買入れについて（給食用ガススチームコンベクション  
オーブン（平成30年度））

- 第109号議案 動産の買入れについて（町立小学校プロジェクター等  
（平成30年度））
- 第110号議案 動産の買入れについて（町立小学校タブレット端末  
（平成30年度））
- 第111号議案 動産の買入れについて（町立中学校タブレット端末  
（令和元年度））
- 第112号議案 動産の買入れについて（町立小学校教師用指導書・教科書  
（令和元年度））
- 第113号議案 工事請負契約の締結について
- 第114号議案 動産の買入れについて（町立小中学校タブレット端末）
- 第115号議案 令和元年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 第116号議案 令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 第117号議案 島本町議会議員及び島本町長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の制定について
- 第118号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について
- 第119号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改  
正について
- 第120号議案 島本町障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について



令和2年

島本町議会9月定例会議会議録

第3号

令和2年9月7日(月)





## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 3 号)

年 月 日 令和 2 年 9 月 7 日 (月)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	持 田 学	総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀
健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
総 務 部 次 長	川 畑 幸 也	危 機 管 理 室 長	西 谷 輝 男	教 育 こ ど も 部 次 長	安 藤 謙 吾
総 務 ・ 債 権 管 理 課 長	中 嶋 友 典	財 政 課 長	杣 木 利 徳	都 市 整 備 課 長	橋 本 祐 一

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	坂 元 貴 行	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

## 令和2年島本町議会9月定例会議議事日程

### 議事日程第3号

令和2年9月7日(月) 午前10時開議

- |      |         |                                |
|------|---------|--------------------------------|
| 日程第1 | 第121号議案 | 令和2年度島本町一般会計補正予算(第5号)          |
|      | 第122号議案 | 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  |
|      | 第123号議案 | 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)   |
|      | 第124号議案 | 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)    |
| 日程第2 | 第1号認定   | 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算             |
|      | 第2号認定   | 令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算       |
|      | 第3号認定   | 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算     |
|      | 第4号認定   | 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算      |
|      | 第5号認定   | 令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算       |
|      | 第6号認定   | 令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算 |
|      | 第7号認定   | 令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算      |
|      | 第8号認定   | 令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算      |
|      | 第9号認定   | 令和元年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算      |
|      | 第10号認定  | 令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算     |
|      | 第11号認定  | 令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算      |
|      | 第12号認定  | 令和元年度島本町水道事業会計決算               |
|      | 第13号認定  | 令和元年度島本町下水道事業会計決算              |

(午前10時00分 開議)

**村上議長** おはようございます。前会に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第121号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第5号)から第124号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)までの4件を一括議題といたします。

なお、本案4件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

### 令和2年度島本町一般会計補正予算(第5号)(案)説明

それでは、第121号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第5号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、決算に伴う国庫支出金及び府支出金の過年度精算、第四保育所新設に伴う備品等の購入、新型コロナウイルス感染症により自治体クラウド化の構築作業の遅れ等によるもの及び新型コロナウイルス感染症にかかる各種対策等を講じるものについて、提案させていただくものです。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,952万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億646万4千円とするもので、款項別の内容については、121の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

第2条の債務負担行為の追加については、121の6ページの「第2表 債務負担行為補正」にお示ししております4件となっており、その内容については、121の26ページの次に添付いたしております「債務負担行為に関する資料」に記載のとおりです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

121の9ページからの「歳入」です。

第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、第1節 総務管理費補助金326万7千円の増額については、社会保障・税番号制度補助金が交付されるものです。次に、第5目 教育費国庫補助金 第1節 学校施設整備費補助金1,000万円の増額については、新型コロナウイルス感染症対策等を徹底しながら、子どもたちの学習保障をするための消耗品及び備品の購入費用が交付されるものです。次に、第2節 幼稚園費補助金42万円の減額については、新型コロナウイルス感染症対策にかかる

交付金について、国庫支出金から府支出金に組み替えるものです。

次に、第16款 府支出金、第2項 府補助金、第8目 教育費府補助金、第1節 教育総務費補助金110万9千円の増額については、新型コロナウイルス感染症対策として、教員の負担軽減及び休校により遅れた学習を取り戻すための長期休業期間の短縮や、土曜授業の実施に伴う費用について交付されるものです。次に第2節 幼稚園費補助金92万円の増額については、新型コロナウイルス感染症対策にかかるもの及び先ほどご説明しました国庫支出金からの組み替えによるものです。

次に、第19款 繰入金、第1項 特別会計繰入金、第1目 後期高齢者医療特別会計繰入金、第1節 後期高齢者医療特別会計繰入金1万6千円の増額及び 第2目 介護保険事業特別会計繰入金、第1節 介護保険事業特別会計繰入金4,113万5千円の増額については、前年度事務費及び給付費の精算です。

次に、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金、第1節 財政調整基金繰入金4,557万5千円の減額については、財源調整のため減額するものです。

次に、第20款 諸収入、第5項 雑入、第4目 雑入、第1節 雑入632万円の減額については、新型コロナウイルス感染症に伴う各種教室の中止及び高齢者のインフルエンザ予防接種時の自己負担分である徴収金を無料とするものです。次に、第5目 過年度収入、第1節 過年度国庫支出金6,101万9千円の増額及び第2節 過年度府支出金2,350万円の増額については、前年度の事業費確定に伴う国・府からの特定財源の精算です。

次に、第22款 繰越金、第1項 繰越金、第1目繰越金、第1節 前年度繰越金6,087万2千円の増額については、前年度の実質収支の黒字額を繰り越すものです。

続きまして、121の12ページからの「歳出」です。

まず、新型コロナウイルス感染症関連のうち、消耗品費及び備品購入費について、各費目に関わることから一括してご説明申し上げます。

消耗品費のうち、新型コロナウイルス対策消耗品については、幼稚園及び各小中学校で使用する消毒用アルコール、マスク等を購入するものです。また備品購入費のうち新型コロナウイルス対策備品については、各議員にオンライン用タブレットを整備するほか、庁舎用オンライン会議開催のためのマイク・スピーカー、幼稚園及び各小中学校にスリッパ殺菌機等を購入するものです。

次に、第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費、第8節 旅費136万円の減額については、新型コロナウイルス感染症に伴い、議員の管外調査研修を中止するものです。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第2目 財産管理費、第12節 委託料42万4千円の増額については、PCB廃棄物を処理するため、収集運搬事務を委託するものです。次に、第4目 電算処理費、第12節 委託料426万円の増額及び第13節 使用料及び賃借料3,015万6千円の減額については、新型コロナウイルス感染症により、自治体

クラウド化の構築作業の遅れによる増減です。次に、第11目 人権文化センター費、第18節 負担金、補助及び交付金75万6千円の減額については、新型コロナウイルス感染症に伴い、ふれあい夜店を中止するものです。次に、第13目 財政調整基金等積立金、第24節 積立金3,043万6千円の増額については、前年度の実質収支が黒字となったことから、「地方財政法」第7条第1項及び「島本町基金条例」第2条第2項に基づき、財政調整基金に積み立てるものです。

次に、第2項 徴税费、第1目 税務総務費、第22節 償還金、利子及び割引料200万円の増額については、法人町民税の増に伴い、予算に不足が見込まれるため増額するものです。次に、第2目 賦課徴収費、第12節 委託料335万円の減額については、自治体クラウド化の延期に伴う、住民税・固定資産システムの運用支援期間の延長及び令和2年度において固定資産税鑑定評価（土地）に関する業務を実施しないことによるものです。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、第22節 償還金、利子及び割引料1,567万7千円の増額については、前年度の事業費確定に伴う国・府からの特定財源の精算です。次に、第2目 障害者福祉費、第12節 委託料49万2千円の増額については、自治体クラウド化の延期に伴う障害者福祉システムの運用支援期間の延長によるものです。次に、第4目 高齢者福祉費、第13節 使用料及び賃借料6万8千円の減額については、新型コロナウイルス感染症により大阪府老人クラブ連合会の大会が中止となったことから、車両借上げをしないことによるものです。次に、第5目 国民健康保険費、第27節 繰出金77万円の増額、第6目 後期高齢者医療費、第27節 繰出金174万8千円の増額、第8目 福祉医療助成費、第12節 委託料35万7千円の増額については、自治体クラウド化の延期に伴う各種システムの運用支援期間の延長によるものです。戻りまして、第7目 介護保険費、第27節 繰出金125万4千円の増額については、自治体クラウド化の延期に伴う介護保険システムの運用支援期間の延長及び新型コロナウイルス感染症に伴う講演会の中止並びに「いきいき百歳」体操交流大会が中止となったことから、車両借上げを実施しないことによるものです。

次に、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、第12節 委託料86万4千円の増額については、自治体クラウド化の延期に伴う子ども・子育てシステムの運用支援期間の延長によるものです。次に、第22節 償還金、利子及び割引料498万8千円の増額及び第2目 児童措置費、第22節 償還金、利子及び割引料12万2千円の増額については、前年度の事業費確定に伴う国・府からの特定財源の精算です。次に、第3目 児童福祉施設費、第10節 需用費228万3千円の増額、第11節 役務費42万3千円の増額、第17節 備品購入費1,722万7千円の増額については、第四保育所新設に伴う各種物品の購入及び人工芝の移設を行うものです。次に、第4目 ひとり親家庭福祉費、第12節 委託料17万2千円の増額については、自治体クラウド化の延期に伴う児童扶養手当システム

の保守期間の延長によるものです。次に、第22節 償還金、利子及び割引料243万1千円の増額については、前年度の事業費確定に伴う国・府からの特定財源の精算です。次に、第5目 児童手当費、第12節 委託料26万3千円の増額については、自治体クラウド化の延期に伴う児童手当システムの保守期間の延長によるものです。次に、第22節 償還金、利子及び割引料623万2千円の増額及び第3項 生活保護費、第1目 生活保護総務費5,081万9千円の増額については、前年度の事業費確定に伴う国・府からの特定財源の精算です。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 保健ヘルス事業費、第10節 需用費10万3千円の減額及び第12節 委託料66万8千円の減額については、新型コロナウイルス感染症に伴う各種事業の中止によるものです。

次に、第4目 予防費、第12節 委託料411万5千円の増額、第18節 負担金、補助及び交付金29万5千円の増額、第19節 扶助費1万5千円の増額については、高齢者のインフルエンザ予防接種時の自己負担額を無料化することにより接種者増が想定されるものです。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工振興費、第11節 役務費1万円の増額及び第18節 負担金、補助及び交付金1,295万円の増額については、5月から7月の中小企業等緊急支援金の申請実績等に基づき増額するものです。

次に、第7款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、第24節 積立金32万4千円の増額については、町営住宅の共益費の余剰金を基金に積立てるものです。次に、第6項 交通防犯対策費、第1目 交通安全対策費、第18節 負担金、補助及び交付金110万円の増額については、路線バス事業者に対し、運行継続支援及び感染防止対策用備品の購入費用を補助するものです。

次に、第9款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費、第22節 償還金、利子及び割引料1万4千円の増額については、前年度の事業費確定に伴う国・府からの特定財源の精算です。

次に、第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費、第18節 負担金、補助及び交付金12万5千円の減額については、補助金申請の辞退及び新型コロナウイルス感染症により会費の徴収が行われなかったものです。次に、第2目 青少年費、第10節 需用費5万8千円の減額については、新型コロナウイルス感染症により青少年健全育成大会が中止となったことから、チラシの作成が不要となったものです。次に、第8目 スポーツ振興費、第18節 負担金、補助及び交付金10万7千円の減額については、新型コロナウイルス感染症により大阪府体育連合及び三島地区体育連合が負担金徴収が行われなかったものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い

い申し上げます。

## 令和2年度 島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）説明

続きまして、第122号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容としましては、令和元年度決算に伴う精算及び自治体クラウド化の延期に伴う国保システムの運用支援期間の延長です。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,641万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億6,495万1千円とするもので、款項別の内容は、122の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、122の7ページの「歳入」です。

第4款 府支出金、第1項 府補助金、第1目 保険給付費等交付金14万3千円の減額につきましては、令和元年度保険給付費等交付金の確定による精算に伴う減額です。

次に、第5款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金77万円の増額につきましては、自治体クラウド化の延期に伴う国保システムの運用支援委託料の増額に伴う繰入金の増額です。

次に、第7款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金1,579万2千円の増額につきましては、令和元年度決算におけます前年度からの繰越金です。

次に、122の8ページの「歳出」です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費77万円の増額につきましては、先ほど歳入でも御説明させていただきましたとおり、自治体クラウド化の延期に伴う国保システムの運用支援委託料の増額に伴う繰入金の増額です。

次に、第7款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 財政調整基金積立金1,515万4千円の増額につきましては、保険料収入不足等に伴う事業費納付金の財源不足に備え積み立てるものです。

次に、第8款 諸支出金、第1項 償還金利子及び還付加算金、第2目 償還金49万5千円の増額につきましては、令和元年度国民健康保険制度関係業務事業費補助金の精算による償還金を増額するものです。

以上簡単ではありますが、令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

## 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）説明

続きまして、第123号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容としましては、令和元年度決算に伴う精算及び自治体クラウド化の延期に伴う後期高齢者医療システム保守等の延長です。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,472万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,330万4千円とするもので、款項別の内容は、123の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

123の7ページの「歳入」です。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 事務費繰入金174万8千円の増額につきましては、自治体クラウド化の延期に伴う後期高齢者システム保守等の委託料の増額に伴う繰入金の増額です。

次に、第5款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金2,297万5千円の増額につきましては、前年度保険料の繰越です。

次に、123の8ページの「歳出」です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費174万8千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、自治体クラウド化の延期に伴う後期高齢者医療システムの保守及び運用支援委託料の増額です。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金2,295万9千円の増額につきましては、前年度保険料の繰越分を広域連合に納付するものです。

次に、第3款 諸支出金、第2項 繰出金、第1目 一般会計繰出金1万6千円の増額につきましては、前年度の事務費を一般会計に返還するものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

## 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）説明

続きまして、第124号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容としましては、前年度決算確定に伴う精算、自治体クラウド化の延期に伴う介護保険システム保守等の延長及び地域支援事業に係る



事業費の減に関する補正です。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,883万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億136万4千円とするもので、款項別の内容は、124の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、124の8ページの「歳入」です。

第3款 国庫支出金 第1項 国庫負担金 第1目 介護給付費負担金663万9千円の増額につきましては、前年度介護給付費負担金の精算確定に伴い、追加交付分を増額するものです。

次に、第2項 国庫補助金 第1目 調整交付金1千円の減額及び第2目 地域支援事業交付金5万2千円の減額につきましては、地域支援事業における新型コロナウイルス感染症に伴う講演会の中止並びに「いきいき百歳体操」交流大会を中止としたことから、事業費を減額することによる法定負担財源の減額です。

次に、第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 介護給付費交付金405万5千円の増額につきましては、前年度介護給付費交付金の精算確定に伴うものです。次に、第2目 地域支援事業支援交付金190万2千円の減額につきましては、前年度地域支援事業支援交付金の精算確定及び地域支援事業の中止に伴い減額するものです。

次に、第5款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 介護給付費負担金484万8千円の増額につきましては、前年度介護給付費負担金の精算確定に伴い、追加交付分を増額するものです。

次に、第2項 府補助金、第1目 地域支援事業交付金2万6千円の減額及び第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第2目 地域支援事業繰入金2万6千円の減額につきましては、地域支援事業の中止に伴い減額するものです。次に、第5目 その他一般会計繰入金128万円の増額につきましては、自治体クラウド化の延期に伴う介護保険システムの運用支援及び機器保守点検委託料の増額に伴う繰入金の増額です。

次に、第2項 基金繰入金 第1目 介護保険給付準備基金繰入金3万9千円の減額につきましては、地域支援事業の中止に伴い減額するものです。

次に第9款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金1億2,405万7千円の増額につきましては、前年度の繰越金です。

次に、124の11ページの「歳出」です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費128万円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、自治体クラウド化の延期に伴う介護保険システムの運用支援及び機器保守点検委託料の増額です。

次に、第2款 保険給付費、第1項 保険給付費、第7目 給付準備費9,160万9千円の増額につきましては、介護保険給付準備基金に積立を行うものです。

次に、第3款 地域支援事業費、第2項 一般介護予防事業費、第1目 一般介護予防事業費5万8千円の減額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う「いきいき百歳体操」交流大会を中止したことにより、事業費を減額するものです。

次に、第3項 包括的支援事業費、第1目 包括的支援事業費10万2千円の減額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う講演会を中止したことから事業費を減額するものです。

次に、第4款 諸支出金、第1項 償還金利子及び還付加算金、第2目 償還金496万9千円の増額につきましては、前年度の償還金確定に伴う精算金となっております。

次に、第2項 繰出金、第1目 一般会計繰出金4,113万5千円の増額につきましては、前年度の保険給付費等の精算金を一般会計に繰り出すものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案4件に対する質疑を行います。

**戸田議員** おはようございます。第121号議案 令和2年度一般会計補正予算（第5号）についてです。

PCB廃棄物処理委託料42万4千円です。PCB使用照明器具をLED照明器具に交換していくことなどで生じるPCBを含む廃棄物の処理には、法に基づいて処分期限が定められ、高濃度ものは令和3年3月31日までと認識しています。現状、どれくらい、どのように保管され、どういう処理が行われるのか。また保管における安全対策につき、具体的な説明を求めます。

次に、クラウド化の遅れに伴う現行システムの追加使用料等です。各課において現行システム使用料の追加がなされ、合計が1,455万4千円とのこと。かなり重い金額となっております。他にも電算機器保守点検、システム運用支援業務追加費用などが種々計上されております。契約には、危険負担条項を定めていなかったということでしょうか。コロナ感染症対策での遅れであったとしても、だからといって、その負担を発注者側が負うということに納得できかねています。クラウド化の遅延について、事業者はどのように申し入れをされ、町はこれをどのように受け入れたのでしょうか。いつクラウド化が実現するのか、用途は立っていますか。現行システムの使用が来年度にも及ぶという可能性もあるということなのでしょうか。この辺りの事情をご説明ください。

3点目のテーマは、路線バス感染防止対策・運行継続支援事業補助金110万についてです。土木費交通安全対策費となっております。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、路線バスの運行継続を支援、感染防止対策用備品の購入費用を補助するものです。7月

16日付けで阪急バス株式会社から山田町長宛てに要望書が提出されていること。要望額の積算根拠を、資料・人8でお示しいただきました。緊急事態宣言下においても、住民生活の安全確保に不可欠なものとして運行を担っていただいていること、乗客数の激変、テレワーク・リモート化など生活様式の変化から、今後の経営環境が悪化していくことが懸念されるなど、切実な内容を書かれてのご要望でした。

質問します。支援補助を行うにつき協定、覚書など、負担の根拠となるものを交わされていますか。そうでなければ、要望書のみに基づくということになるのでしょうか。2点目、他の自治体においても、バスの走行距離によって算定された金額により同様の対応が行われているのでしょうか。3点目、走行距離により按分した額を要望されていますが、大阪府及び府内各自治体に対する支援補助要望は、総額にしてどれくらいになっておりますか。

以上、お願いいたします。

**総務・債権管理課長** おはようございます。戸田議員からのご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、1点目のPCB廃棄物の処理について、ご質問いただいております。まず、PCB廃棄物の法に基づく処分期限が令和3年3月末までということでございますけれども、現状、どれくらい、どのように保管されているのか、どういう処理が行われるのか、また安全対策等についてということだったかと思えます。

まず、本町で保管しておりますPCB廃棄物につきましては、内容につきましては、すべて蛍光灯安定器でございます、高濃度PCB廃棄物に該当いたします。高濃度廃棄物につきましては、原則として令和3年3月末までを処分期限というふうになっております。本町のほうでは、令和2年5月末現在で326.9kgを保管しております、その旨、大阪府知事のほうに届出を行っております。

保管状況につきましては、役場の庁舎の地階の通常職員が入らないところにおきまして、ペール缶に密封をする形で保管しております、保管場所にその旨を表示するなど、飛散・流出・揮発等を防止するための措置を講じております。先ほど申しましたように、高濃度PCB廃棄物の処理期限につきましては、原則として令和3年3月末となっておりますけれども、すでに計画的に処分を進めてきた事業者につきましては、特例処分期限である令和4年3月末までとなっております。

高濃度PCB廃棄物の処理ができる事業者というのは、国等の委託を受けて行います中間貯蔵事業と、旧日本環境安全事業株式会社の実施してきたPCB廃棄物処理事業を行う政府全額出資の特殊会社である中間貯蔵環境安全事業株式会社の1社に限られております。近畿エリアで今回処理を行うような安定器の高濃度PCB廃棄物につきましては、同社の北九州PCB処理事業所でのみ受け入れが可能ということになっております。

今後の処理につきましては、本町から北九州の事業者まで高濃度PCB廃棄物を収集

運搬する必要がございます。当該業務につきましては、PCB処理事業所への入門許可を受けたPCB廃棄物収集運搬許可業者に委託をして実施する必要がございます。今般、33.8 kgの処理を予定しておりまして、当該業務のための予算を計上させていただいたというものでございます。

PCB廃棄物につきましては、以上でございます。

それから、引き続きまして自治体クラウドの遅れのことにつきまして、ご質問をいただいております。

大阪府自治体クラウド導入業務にかかる契約書そのものにつきましては、危険負担条項というのは定めてはおりません。その場合は、「民法」の一般的な条項が適用されるというものと認識をしております。従いまして、「民法」第536条第1項、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、「債権者は反対給付の履行を拒むことができる」との規定に沿って対応すべきものというふうに考えております。

今回の場合、約3ヵ月分の履行ができない状況になっておりますことから、当該履行不能部分につきましては、債権者である島本町のほうは自治体クラウドの使用にかかる対価、いわゆるランニングコストの部分につきましては減額されるものというふうに認識をしております。

なお、現行システムの使用延長に要する費用ですね、今回、種々、各費目のほうで予算をあげさせていただいている費用につきましては、自治体クラウド導入業務にかかる契約とは別途の契約によって発生する費用でございますので、自治体クラウド導入業務にかかる契約の危険負担の問題にはならないということになります。

続きまして、導入の時期の遅れに対して、事業所からどのような申し入れがあったかということでございますけれども、今年6月の初め頃に、令和3年1月からの本稼働が困難となりまして、本稼働時期を令和3年の3月29日に延長したいという旨の打診を受けております。その後、本稼働時期の延長に伴う業務の支障等につきまして、各システム担当部署に照会をしまして、各担当部署の懸念事項等につきまして、事業者から各担当部署に対して説明と、それから調整を行いました。その結果といたしまして、各担当部署の事務に支障が生じないように事前に十分な調整を図り、スムーズなシステム移行が可能となるよう努めることで円滑に本稼働を開始することが可能というふうに判断をいたしまして、本稼働時期の延長の申し出を正式に承諾いたしました。

それから、現行システムの使用が来年度に及ぶ可能性があるか、ということでございますけれども、今のところ、本稼働時期がこれ以上遅れるという見込みはございません。

私のほうからは、以上でございます。

**都市創造部長** 路線バス事業者への補助金交付についての、3点のご質問でございます。

まず、補助金交付に向けた根拠でございます。補助金として補助する根拠といたしま

しては、契約や協定などではなく、資料請求でご提出させていただいております路線バス事業者からの要望書に基づき補助するものでございます。要望があった支援内容につきましては、マスクや消毒液の配備をはじめ、バス車両内や各営業所お客様窓口などへの飛沫感染防止シート設置などの感染予防への支援、また新型コロナウイルス感染症による急激かつ大幅な需要減少に対する運行継続支援に伴う要望となっております。

次に、近隣自治体の対応についてでございます。議員ご指摘のとおり、近隣自治体におかれましても、金額の根拠といたしましては走行距離による比率により算定されております。近隣自治体の対応状況といたしましては、高槻市、茨木市、吹田市、向日市、長岡京市、大山崎町の5市1町におかれましても、本町と同様に9月議会に上程予定と聞き及んでおります。本町におきましても、今後、ご可決いただいた後には、補助金交付要綱を策定し、申請内容の審査を経たうえで、交付に向け事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、大阪府及び府内の各自治体に対する補助要望額の総額についてでございます。路線バス事業者がご要望されている範囲につきましては、路線バスが運行している路線となっておりますので、大阪府のみならず兵庫県と京都府についても対象となっております。その要望金額の総額といたしましては、約2億9千万円となっております。

以上でございます。

**戸田議員** 路線バス感染防止対策等の補助金については要望書に基づくということ、しかしながら、補助金交付要綱を作成されるというご答弁でした。他の自治体においても同様のことがなされると。継続支援としては、4月、5月の2ヵ月分を公金で負担することになります。今後の感染拡大状況によっては、さらなる支援を求められる可能性もあるのか、その辺りの見解をお聞かせください。

それから、PCB廃棄物についてです。ご答弁、詳細、ご説明いただきました。令和2年5月末現在326.9kgを保管し、本年度に処理を予定している33.8kgについての補正予算計上とのことですが、来年度以降は、さらなる予算を要することになると思いますが、どのような計画ですか。本町は、すでに計画的に処分を進めてきた事業者には該当するのでしょうか。

クラウド化についてです。契約自体には危険負担条項を定めていないということ、対価、ランニングコストが減額されるものであり、そもそも別途契約によって発生する現行のシステム使用料延長であるから危険負担の問題ではないという、そのような説明をいただいたかと思えます。事業者からの申し入れの経緯も理解しました。その中で、各担当部局の事務に支障が生じないよう事前に十分な調整を図り、スムーズなシステム移行が可能となるよう努めるというご説明がありました。具体的には、どのようなことになりますか。もう少し詳細、ご説明ください。

2問目は、以上にしておきます。お願いします。

**都市創造部長** 路線バス事業者への補助金について、再度のお尋ねでございます。

今後のさらなる支援についてでございますが、ご指摘のとおり、今回、運行継続支援をはじめ感染拡大防止について路線バス事業者からご要望いただき、補助の交付に向け進めたいと考えているところでございますが、今後の感染拡大を受けてのさらなる支援につきましても、現段階におきましても、可能性も含め、ないものと認識いたしておりますが、今後の感染拡大の状況や近隣自治体の動向等も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**総務・債権管理課長** まず、PCB廃棄物の処理につきまして、今後どのような計画かというご質問だったかと思えます。

もともと、PCB廃棄物処理につきましては、令和2年度中にすべて処理する予定で事業を進めておりました。しかしながら、受け入れ先である北九州PCB処理事業所のほうにて、本年度中の受け入れが難しいというふうなことからなったために、1年延ばすような形になっておまして、本年度中につきましても、その一部のみを処理することとなったものでございます。本町につきましては、すでに計画的に処分を進めてきておまして、残りの部分につきましては、今のところ来年度、令和3年度に処理をする予定というふうにしております。

それから、自治体クラウドの遅れについての、どのような調整を行ったのか、もう少し具体的にというご質問だったかと思えます。

事前の調整内容につきましては、クラウドの本稼働時期の延長によりまして、想定される業務への影響であるとか課題等につきまして、各業務担当者のほうに照会をしまして、意見を収集しております。それをもとに、事業者側のほうにその内容を提示をいたしまして、具体的な事務の進め方であるとか、システムの運用方法についての対策を検討をいたしましたうえで、こういう対応があれば大丈夫であろうというところを判断し、延長を決定したものでございます。

また、今後、新たに生じる課題等というのも当然想定はされるんですけども、延長によりまして、もともと想定していた運用テストの期間が、もともとの計画よりも長く取れるというようなこともございますので、その期間を利用しまして、本稼働前に十分な運用テストを繰り返し行うことができるようになりますので、その点も含めまして、円滑な移行が可能であるというふうに判断をしたものでございます。

以上でございます。

**伊集院議員** ちょっと、先ほどの議員との重複がありますので、重なるところはできるだけ避けたいと思います。

路線バスの感染防止対策・運行継続支援事業補助ですね。先ほどの答弁で一定、見えてまいりました。その積算根拠の中で、全体のキロメートルが、先ほどの答弁で言えば、

大阪府、京都府、兵庫県、この三つの全体の走行距離なのかということの確認をさせていただきたいと思います。それともう1点は、もし、その三つの都道府県の全体の走行距離のうち、島本町の負担ということでもいいのか。この2点を、まずは確認させていただきます。

**都市創造部長** 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う路線バス事業者への補助金にかかる積算根拠についてでございます。

議員ご指摘のとおり、資料請求中の年間走行距離、1日平均の全体距離につきましては、大阪府をはじめ京都府、兵庫県の2府1県であり、路線バス事業者が走行する区分全体の距離となっております。

あと、国や他自治体等の動向でございます。路線バス事業者への支援にかかる分でございますが、国土交通省と大阪府の動向についてでございます。近隣自治体については、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、高槻市、茨木市、吹田市、向日市、長岡京市、大山崎町の5市1町におかれまして、本町と同様9月議会に上程予定と聞き及んでいるところではございますが、路線バス事業者から国土交通省へも要望もされております。現時点におきましては、補助金額については未定と聞き及んでおります。

なお、大阪府にもご要望はされておられますが、国土交通省の感染拡大防止対策支援に同様の補助があるため、府におきましては現段階では補助しない旨、聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

**伊集院議員** 大阪府の状況もお訊きする予定で打ち合わせもさせていただいていたので、ご答弁いただきましたが、要は、兵庫県、京都府、大阪府、ここの全体距離のうちなんぼという部分でいくとなると、やはり大阪府のバックアップがいただきたいなという部分があります。ただ、私のほうの調査の中では、先ほどありましたように国のほうも補助されるというのは、一定、決まっているということは私もお聞きしているんですが、要は自治体に対して交付金で来るのか、補助で来るのか。もしかしたら、直接、民間に行く補助なのか。ここが今、ちょっと私も調査しているんですが、回答が今週じゃないとわからない状況なので、もし、島本町としてはどういう補助になっているか。先ほどの答弁では、まだはっきりしてないということであろうと思いますが、大阪府自体が今、補助をされてないという部分においても、島本町として、今、5市1町さんがこの9月議会にあげられてくるということですので、否定しているものではないんです。ただ、もし、その補助が直接民間に行くものの補助であれば、ちょっと二重の計算の仕方になっていくことを危惧しますので、自治体に下りてくる補助なのかということ、ちょっと2点目に確認させていただきたいと思います。

**都市創造部長** まず国土交通省、要は国からの補助についてでございます。

国土交通省からの補助につきましては、各自治体に対し補助されるものとなっております。

本町におきましても、通常の流れで申しますと、今後、補助金交付要綱を策定したうえで、申請内容を審査させていただいたうえで補助を行ってまいりたいと考えております。町の補助については、国の交付金の活用を予定いたしているところでございます。

あと、国からの直接のバス事業者への補助についてでございますが、一定、メニュー的なものについては、若干差異がございますことから、国において補助されることとなったといたしましても、市町村等が補助させていただくものとの重複はないものというふうに認識いたしております。しかしながら、やはり、ご心配いただくお声もいただいておりますので、今後、町として補助要綱作成のうえ補助をさせていただく折には、再度、重複がないのかという部分についても、しっかり確認をさせていただいたうえで対応してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

**大久保議員** 第 121 号議案 令和 2 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）について、1 点だけ、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症にリスクの高い高齢者の方のインフルエンザ予防接種の無償化は、府の施策と重なります。本町は、この予算をどのように処理されるのか。また、この予算を子どもさんのインフルエンザ助成金に充ててもらおうとか、別の方法はお考えはないのでしょうか。お伺いします。

**健康福祉部長** 高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担金の無料化に伴いまして、大阪府の補助金との関係性についてのご質問でございます。

当初につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の 2 次提出分の対象事業として、この事業を実施するというような予定で事務を進めておりました。しかしながら、本年 8 月 28 日時点で大阪府の感染症対策課より情報提供がございまして、自己負担分については大阪府補助、これは 10 分の 10 と聞いておりますが、それを実施する予定であると。しかしながら、大阪府につきましても、現段階では案ということでございますので、正式決定した後に補正にて、本町につきましては歳入、府補助金を計上する予定でございます。

今回の大阪府の措置が講じられるというふうな関係で、本町のこの予算を子どもさんのインフルエンザの予防接種等に活用してはどうか、というようなご質問であったかと思うんですが、本町はワクチンの購入も含めまして高槻市医師会に委託しております。高槻市医師会がワクチンを購入するにあたりまして、各ワクチンの事業者と契約を締結しておるんですが、この事業を実施するに際しまして、高槻市さんが当初先行して無料化するというようなこと決定しておられまして、医師会といたしましては、それを受けてワクチンの会社との調整を行っていただいております。本町といたしましても、無料化に向けた検討段階の中で、高槻市医師会におきまして本町としての接種率の増加分、これは今、当初予算では 50% で接種見込みをしておりましたが、本町がこの事業を実施



することで、接種率 60%まで上がるであろうという見込みで、今般、予算措置もしておりますが、その増加分の見込みを含めたワクチン確保につきまして、高槻市医師会にも依頼をさせていただいているところでございます。

当初、国からは今年の冬に供給されるワクチンの見込み額約 3,178 万本、成人換算で 6,356 万回分ということで、昨年度に比べまして約 7%、ワクチンの流通量としては増加するというふうに聞いておりまして、27 年度以降、最大の供給量となるということでございますが、今般、大阪府として高齢者のインフルエンザ予防接種の無償化を全域で検討されましたので、本町といたしましては、そのワクチンの確保につきまして若干の懸念がございますので、お子様の予防接種無償化の拡大等につきましては、そういったワクチンの供給量等の観点から、現時点では予定はしていないところでございます。

以上でございます。

**河野議員** 教育関係の歳入歳出に絞っての質問です、一般会計です。

第 121 号の一般会計補正において、121 の 9 で府の補助金、あるいは国庫支出金などによって、スクールサポートスタッフ配置事業補助金や教育支援体制整備事業補助金、学習支援員配置事業費補助金ということで、資料請求もさせていただきましたが、実際に歳入はあるものの、歳出に、その人件費等ですね、消耗品にかかる備品購入はあがっておりますが、一切あがっていないということについて、改めて説明を求めます。

また、この点については前会の臨時会などにおいても、例えば人権文化センターやふれあいセンターなどにおいては、消毒業務にかかる負担について、一定人件費あるいは業務委託などに対する一般会計からの増額補正があったというふうに記憶しておりますが、学校現場でも消毒作業は明らかに業務量としては増えていると思うのですが、その点の支援というものは、実質的には当初予算と比べても増額はされていないというふうに認識しておりますが、間違いはありませんか。答弁を求めます。

**教育こども部長** スクールサポート配置事業の補助金、そして学習支援員配置事業の補助金、ここで歳入にあがっているけれども、歳出はあがっていないという点でございます。

いずれの補助につきましても、概要を説明させていただきますと、スクールサポートにつきましては、本補助金、学校の臨時休校に伴い、子ども達の学習保障として夏季休業の短縮・土曜日授業を行うことにより、学級担任等の業務サポートをしていくというための特定財源。そして学習支援員についても、学校の臨時休業に伴い、子ども達一人ひとりの学習度の定着度に応じたきめ細やかな指導を図るための家庭学習等々、学習指導員の配置を含めた特定財源というものでございます。この部分でございますが、もともと本町におきましては、スクールサポートにつきましては、校務員ということで各校に 2 名を雇用して配置をいたしてございまして、そして学習支援的ものと言いますと、本町におきましては支援講師であったり、補助教員というものについては第二小学校だけですが、本町独自策としてつけさせていただいているという経緯がございます。

今回、歳出予算をあげてないのは、3月2日から5月いっぱいまで臨時休業があつて、6月1日から6月12日まで分散登校、そして6月15日からの通常授業が再開したというところでごさいます、その部分について学校は止まっております、その分、本町としても特定の仕事がない部分については休業補償等で補ってきた部分がありますので、その部分、財源の余剰部分があつたということ。そして、新たな任用スタッフは置いておりませんが、こういう方々については、本来、もともと決まった夏休み等の休み期間については、勤務時間というのは割り振られていなかったんですが、今回、夏季休業が短縮されて、学校が開校して授業をやっている期間について、もともと授業は割り振られてないんですが、そこに授業が割り振られたために、この方々の勤務時間も割り振って出てきていただいているということでごさいますので、まず任用してないかという、人の任用はしてないんですが、時間は拡充をしている。

そして、その分がなぜ補正予算があがってきてないかという部分については、学校休業期間中に利用していない予算がありますので、その部分を現在の対応の中で使用しているということでごさいます、今後、その部分について補正が必要であれば、今後の補正予算で対応が必要かなと思っておりますし、今回、夏季休業の部分について、そのような時間数で補ってまいりましたが、まだまだこの部分について学校休業ということになりますと、土曜日授業を小学校は4回やりますし、冬季休業についても短縮を小・中学校、3日短縮していくなどということもございますので、今回、人は増やしてませんが、時間数を増やすことでの対応で、学校がその対応でどうだったかということは、もう1回、学校に聞きながら、必要に応じて今後の、先の対応はまた改めて考えていきたいというふうに考えておりますので、補正予算があがっていないのは、現計予算内で対応いけるからということでごさいます。

以上でごさいます。

**河野議員** かつて、このような交付金が出て、学習支援員という名のもとにも出ているんですが、そういったことについて歳出を伴わないというのは、あまり私、経験がなかったので、大変違和感を持っておりまして、質問させていただきました。

なお、今、いただいた答弁で、現場は十分納得されている、PTAも、子どもさんも、担任を持ったり、中心業務である授業を教える先生方には消毒業務はたいして負担になっていないというふうに思っているとは一切思っておりませんので、この点については引き続き注視し、もちろん現場の先生方となかなかお話を聞く機会はありませんけれども、またこういう時期でありますし、現場視察もなかなかかなわないことでもあります、しっかりと、やはりその辺は調査していきたいというふうに思っております。

そうは言いましても、こういった国の目的による歳入を確保するという点についてはね、何ら異論はありませんし、それを大いに活用していくというのは行政の仕事だと思っておりますので、それは申し添えます。

続いて、そのことに関して2問目ですけれども、とは言え、島本町の小・中学校の児童生徒のトイレの清掃というのは、一体、どのような状況になっているのかというのを改めて確認いたします。コロナウイルス感染症休校以来、再開しておりますけれども、私もそうでしたが、児童生徒によって、一定、休憩時間にトイレの清掃を行っておられる、音楽が流れたりして、ちょっとモチベーション上げてね。先生も点検されながら、自分達の使う学校をきれいにするという活動をされてましたが、コロナウイルス感染症休校・再開以来は、このトイレ清掃は教職員の仕事になっている。やはり児童生徒には衛生上課題があるということで、教職員の仕事になっているということと、もちろん、この教職員には教科を教える、担任教職員、直接教育をする先生ですね、そのこの任務にもなっているというふうに聞いておりますが、その点についてお答えください。

**教育こども部長** 質問の前に、最初の1問目のところで、ちょっと付け加えてといいますか、私どもといたしましても、今回、清掃作業等が職員の負担になっていないとは一切思っておりませんので、その部分については時間数を拡充するなどということで、プラスした対応をしているということだけ、改めてご答弁させていただきます。

そして、トイレ等の清掃につきましては、「学校・園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」として大阪府教育庁が出されております、そのマニュアルに沿って、児童生徒が行うことは控えさせていただきますという方針が示されておりますので、今現在は、児童生徒によるトイレ掃除は行っておりません。先生方、そして先ほど出ました校務員の皆さん、学校あげて、皆さんで協力して対応いただいているというところでございます。

以上でございます。

**河野議員** もちろん執行部におかれても、これで十分だとか、担任を持つ、あるいはオンラインの授業の準備をしたり、短縮授業の中で夏季休暇を取らなければいけなかったとか、今のほんとに、たぶん成長著しい子ども達の心身の発達を、まして義務教育という憲法で規定された教育活動をするということにおいては、私の記憶では、たぶん、ここに一番影響を及ぼし、将来の次世代の心身の健康や今後の進路などにも影響するものと思っ非常に懸念しておりますので、そうは言っても20人の少人数学級にすぐにするとか、そういうことはなかなかかなわない中で、こういった趣旨の交付金については最大限、そこへ充てるということが基本だと私は思っております。

その点含めて、それは私だけの意見ではなく、当然、狭い町を歩いていましたら、そのような声は日々お聞きしておりますし、この消毒業務が大変である、あるいは不十分ではないとか、あるいはとても3密でおそろしいというふうな声も、一定、専門職の方からも指摘を受けておりますので——それは40人以上のクラスがあるという意味です。その中で消毒業務も担任や教職員の仕事になっていることで、ほんとにいいのかということですね。

その点は、またこれからも声を大にして言っていきたいと思いますが、もう1個、質問です。お隣の高槻市の小・中学校では、コロナウイルス感染症以前から、トイレの清掃については、月1～2回、業者によるトイレ清掃を委託しておられるそうですが、島本町も、それはベースとしてはやっておられるのか、答弁を求めます。

**教育子ども部長** 通常、日々の分については、これまでは子ども達にお願いしておりましたが、それ以外としては、月1回ですが、学校のトイレ清掃についてはシルバー人材センターへ委託をいたしております。

以上でございます。

**中田議員** 児童福祉施設費、保育所用備品移設について質問します。これはふれあいセンターで使っていた人工芝を新第四保育所に——今度できる——に移設とのことですが、マイクロプラスチックによって海洋汚染が深刻化していて、これも世界的問題になっていますが、人工芝もマイクロプラスチックの発生源となっているという認識はありますか。また、どこに移設するのもお答えください。

**教育子ども部長** 今回の人工芝、今、第四保育所の移転先となっているふれあいセンターで利用している部分についてでございますが、人工芝につきましては、マイクロプラスチックによる海洋汚染の原因となっているものという調査結果があるということは、一定、理解をいたしております。

そして、今回、移設先ということでございますが、今回、新たに役場前に今、整備しております第四保育所の屋上にプール等を設置する予定ですが、その部分に動かして、また改めてこの人工芝を利用するというふうに確認をしております。

以上でございます。

**中田議員** 一定、認識はあるということがわかりました。これは人工芝の件は、ある調査によると、河川や湖、海、港で100ヵ所で実施してみたところ、水面付近の水を採取してマイクロプラスチックの有無や量を調べたところ、マイクロプラスチック全体の量の14%を占めていたという結果もあります。ですから、この人工芝についても一定配慮が必要だと思うんですが、ふれあいセンターで使用していて移設するというのは仕方がないと思うんですが、プラスチック製品による環境負荷を考えた場合に配慮が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**教育子ども部長** 現在、ふれあいセンターのテラスに配置をいたしております、この人工芝でございますが、第四保育所の一時移転にあたりまして、入所児童の保育環境が低下することのないよう、施設面・設備面で検討を重ねた結果、現場の声も聞いて、今回採用して配置したところでございます。また、当該人工芝について、使い捨てを前提としたものではなくて、使用感、耐久性に優れた製品を選定をいたしました。第四保育所の移転新築後も現有物品を廃棄することなく、移設して使い続けていこうということを考えておりました。費用面におきまして、3Rにおけるリユースの観点からも妥当である

というふうと考えておるところでございます。

議員ご指摘のプラスチック製品による海洋汚染等の問題については、当然のことながら十分認識をしておりますが、いわゆるワンウェイのプラスチック仕様に類するものは一切ございませんので、他に有効な代替品が見当たらない現状においては、やはり必要やむを得ないものであると考えております。

以上でございます。

**中田議員** 今回は、すでに買ってしまっているものであったり、代替品がないということで、一定仕方がないとは思いますが、島本町としてもプラスチック・スマート宣言を出しているところですし、その整合性もありますので、今後の物品購入については、全庁的にできるだけ、こういった発生源にならない製品を選択していくということを求めたいと思います。

それから、屋上で使うということですが、劣化したときに下水道から直接流れ出ないように、一定、排水口にフィルターをつけるなど、まだ新しい状態かも知れませんが、今後のことを考えて、そういう対応もしていただきたいと思いますが、お答えいただけますでしょうか。

**教育こども部長** 今のところは、人工芝は先ほど言いました屋上のプールの周りというふうと考えております。その部分で、今後、劣化した後のフィルター等つけるということについては、現在、今のところ考えておりませんが、当然のことながら、ただいまのご意見も踏まえながら、担当職員とは確認をしていきたいと思っております。

以上でございます。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第121号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第5号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第121号議案 2020年度島本町一般会計補正予算(第5号)に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

国の補正予算を受けてでの交付金活用などの補正予算と認識し、一定、必要なものと認めるものです。

まず、質疑もいたしました、執行にあたって及び今後の動向によって再度検討していただきたい、検討を加えるべき点ということについては、教育費について、歳入はいい

ものの、歳出にその内容のものが実質現れていないということは指摘させていただきましたが、やはり消毒などに関わる小・中学校の教職員の現状について、そして、それを見守っておられる、あるいは不安を抱えておられるPTA、保護者、そして子ども達の声を、再度、お聞きしていただきたいというふうに思います。

一方では、少人数学級など国・府の措置が一向に進まない中で、40人を超えるクラスを分割するというための教職員の補助というのを島本町は独自にやっておりますので、様々苦勞されていることは十分承知しておりますが、やはり、このコロナ禍の中、そういったことに不手際がない、不十分さを残さないようにやっていただきたいと申し添えます。

それから、土木費の路線バス感染防止対策・運行継続支援事業補助金についてです。質疑はいたしませんでしたが、当該交通機関、バス会社においては、やはり公共交通の大きな役割を果たしていただいているということと、2014年度・15年度、私たち会派で、この当該バス会社に対しましてノンステップバスの導入や、あるいはバス運行の回数の増などを求めて申し入れを行ったところですが、約1年後にはノンステップバスを導入され、そして、その後、車体を更新するときにはノンステップバスを導入するということで、今、ほとんどがノンステップバスで運行していただいていると。これによって、バス停のある地域の方においては、電動車椅子で、1人でも外出ができるという光景を見ることができるようになりました。

本来、このノンステップバスにおいても、地域の自治体への補助を要請されたり、補助を必要とすると。車体1台数百万円かかるということでは要望されておられましたけれども、島本町としては補助金は出さないという判断のもとでやる中で、この公共交通、鉄道事業者のほうでバリアフリー化も含めて遂行していただいたということによって、この地域の交通バリアフリーは飛躍的に発展しているというふうに思います。福祉ふれあいバスが債務負担行為でもあがっておりますが、残念ながらノンステップバスは様々な理由があり、今回も見送るということになっている中で、こういった公共交通が島本町内で継続されるということは非常に貴重なことだと思います。

ただ一方で、補助金の交付要綱を作られるということですので、公金の支出ということに関しては、公平公正、後々にも説明が付くようにしていただくということでは、その辺はきっちりとやっていただきますように申し添えます。

あと、質疑はいたしませんでしたが、商工費においては、大阪府の休業要請支援金が当初予算より割り込んだ。申請されたけど駄目だったという事業者や、あるいは該当しないという方の声も聞いておりましたので、当初から、これは減額補正になる可能性があるというふうには思っておりましたが、それでも様々利用されたんだということが、この減額で明らかになっております。

また一方で、島本町独自の中小企業等緊急支援金、当初はこういった初めての施策で

したので、どのように推移するかなと思っておりましたが、今に至って、非常にこの交付金、支援金を活用して収入の道をつけるという町内の様々な事業者の声を聞いております。これが期限も延長され、増額されるということにおいては、必要な措置だと評価するものです。

最後に、予防費のインフルエンザの予防接種の件です。質疑・答弁をお聞きしておりますが、もちろん、この秋・冬のインフルエンザの拡大ということは非常に危惧するところですが、ワクチンも増産されるということです。ただ、他の議員の質疑にもありましたように、高齢者においては、すでに大阪府において手当てをされる予定が見えているということですので、私としましては、かつてから女性団体からも要望のあった子育て世代へのインフルエンザ予防接種の補助ということを再考していただきたいということとともに、他の地方公共団体では、例えば今年度、本当に見通しの立たない中で授業を受けておられる子どもさん達、少なくとも中学校3年生と高校3年生には、このインフルエンザ予防接種を補助するという団体もあるというふうに聞き及んでおります。

いっぺんに子どもすべてに拡充するという事は、先ほど言われたワクチンの確保もなかなか厳しいものがあるかも知れないという中では、一気に子どもに拡げろということは非常に難しいかも知れませんが、本当にこの1年、人生の大きな岐路に立っておられる中学校3年生、高校3年生、受験がすべてではありませんが、こういったときに安心・安全ということでは、予防接種によって感染症対策をされようとしているご家庭においては、インフルエンザの予防接種を無料、あるいは補助を出していただけるということは大きな安心になるというふうに思っておりますので、その点についても急ぎ再考していただくことを求めまして、賛成の討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第121号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第5号）に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

新たな新型コロナウイルス感染症対策、感染症により中止を判断された催しの減額措置など、新型コロナウイルス感染症に関わるものが多く含まれている補正予算となりました。

幼稚園・各小学校へのスリッパ殺菌機の導入は、保健衛生上、改善を求めていたものであり、質疑では述べませんでしたが、いずれも評価し、必要なものと認めます。

多く、多様な業種から申請があった中小企業等緊急支援金については、交付件数が当初の予定より多かったことによる増額ですが、事業者のニーズに沿った制度設計と周知をされたことによるものと思われ、評価するべきものと考えます。

自治体クラウド化の構築の遅れによるシステム使用料増については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の遅れによるもので、必要なものと、ご答弁により判断いたしました。各課における説明、調整、懸念事項の洗い出し、新旧システム使用料の増減など、

見えないコロナ対策として様々な事務がなされていたと受け止めました。クラウド化に向けて、慎重かつ前向きに対応されているということも理解できました。

高齢者のインフルエンザ予防接種無料化は、費用対効果や、その必要性につき、私個人的には疑義があるのですけれども、高槻市においてすでに行われていることからすると、同じ医師会でありながら、住んでいる自治体で対応が異なることを避けるという意味で認めざるを得ないものと考えております。

最後に、路線バス事業者に対する運行継続支援等についてです。日本の公共交通は、高度成長と人口増に支えられ、民間交通事業者に頼って発達してきたと言えます。そのように認識しています。しかしながら、人口減少、超高齢化、さらにオンライン化の時代、そして誰もが移動できる、市民の移動を支える公共交通をどのように維持発展させていくかは、国家的な課題なのです。路線バス事業者に対する運行継続支援を基礎自治体が公金で担うことについて、本来ならば、もっと議論があつてしかるべきものと考えています。現状、項 交通防犯対策費、目 交通安全対策費での支出ですが、本件は公共交通である路線バスの運行継続に公金が費やされることになるきっかけ、前例となる可能性があり得ます。路線バスの運行継続を公金で支援するのか、受益者負担＝運賃の変更で支えていくのかということは、これからの時代、避けて通れない課題となるでしょう。感染症をきっかけに、社会が変わっていくのは歴史的に珍しいことではありません。公共交通を民間事業者にまかせてきた日本にとって、利用者の運賃に頼っている現状の是非について、深く議論がなされることを期待しております。

以上をもって、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第121号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第5号)に対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

今回の歳入歳出、それぞれ1億4,952万3千円を追加され、歳入歳出総額171億646万4千円となります。171億を超える一般会計となってくるのは、本当に今回のコロナの関係上もありますし、国の補助もいただいている部分もありますが、島本町の歴史としては、大変大きな総額となってきました。

こういった中、基本的には決算に伴う国庫支出、また府支出、過年度分の精算等に伴うものが主なものであり、また第四保育所の新設に伴う備品等の購入ですね。そして、新型コロナウイルス感染症に関わりまして、自治体のクラウド化の構築がちょっと遅れてきたものによりましての関係による予算ですね。そして、何よりも新型コロナウイルス感染症にかかる各種の対策、予算を取っていましたが、例えば中小企業等の緊急支援金の申請実績に伴いまして増額していただいたりと、それぞれ各種ありますので、一つひとつあげると、ちょっと時間が長くなりますので、1点に絞ります。

先ほどありました交通防犯対策費の110万円の増額ですね。路線バスに対しての運行



継続支援、また備品等の購入おきましての補助になります。質疑、答弁でもありましたように、大阪、京都、兵庫県、各トータルの1日の平均の距離から島本町が関連する部分の補助根拠になっておりますが、基本的には国から臨時交付税で対応していただくということが一定決まっている部分。あと民間に直接行く補助と、ここがちょっと重複しないかと危惧しておりましたが、答弁の中では、その分を変えてくるということもありましたので、一定、これは必要不可欠であろうということで賛成させていただくことにしました。

やはり、この新型コロナウイルスによりまして、いろんな大会などが中止になったりという部分もありますが、この点をまた町民の皆様の声を聞きながら、フォローアップをしていただき、そして執行までに、予算、これ賛成させていただきますけど、執行までにやはり備品等もできるだけ、こんな緊急状況ですから、忙しい状況ではありますが、いろんな注視をされながら執行に繋げていただきたいと思ひまして、自由民主クラブといたしましては賛成させていただきます。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**東田議員** 第121号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第5号）について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

多くは事業確定によるもの、また新型コロナウイルスの感染拡大により行われなくなった事業の減額補正等であると思ひます。また、各施設に新型コロナウイルスの対策消耗品、空気清浄機などの導入するような費用が主なものであると思ひます。また、新型コロナウイルス関連で緊急支援金等も予算計上されております。

先ほどからございますように路線バスの感染防止対策・運行継続支援事業補助金ですね。このあり方についてはいろんな議論になって、いろんな考え方があるというのはわかるんですけども、先ほど他の議員からもございましたように、これの原資となる部分は国からの交付金でございますし、それをどの部分に割り当てしていくか。本町は窓口だったんだな、というふうには思っております。それで、結果的に路線バスの民間事業者に補助金を支給するということですが、これは恩恵を得るのが民間の事業者ではなくて、「交通政策基本法」にもございますとおり、国民の「移動権」というものをしっかり守っていかなければならないというようなことが、まず大切な部分じゃないかなというふうに思ひます。

そのうえで、感染防止対策ができて、運行継続を支援することによって、恩恵を受けるとするのは利用者の方ですので、島本町のバスとか公共交通を利用されている方にとって、公共交通を守っていくというような支援なので、その辺りについては、もうしっかりとやっていただいたらいいんじゃないかというふうに思ひます。それで、この町の皆さんが公共交通を利用できて、お仕事行ったり買い物行ったりというような足が守られるということですので、これについては評価すべきものであると思ひます。

以上、申し述べまして、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**大久保議員** それでは、第121号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第5号）に対し、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億4,952万3千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ171億646万4千円とするものです。

歳出の主な内容は、新型コロナウイルス支援策に伴う補正予算であり、速やかに実行すべき予算です。国・府の施策だけではなく、本町独自の施策を迅速に展開していただき、経済的に打撃を受ける町民の皆様の手助けとなるように尽力されたことを、高く評価をします。

今後は、コロナ禍で止まってしまいましたいろいろな事業、病院や介護施設内の感染防止、秋・冬からはインフルエンザ、新型コロナウイルスの第2波・第3波に備えるなど、課題は山積みと認識をいたします。また、あまり報道されませんが、コロナ禍での児童生徒の学力の格差が広がっているものと推察をいたします。新型コロナウイルス感染は、社会の形を大きく変えました。オンライン授業など、遅れていた日本のICT環境整備が急務となります。また、感染症にリスクの高い高齢者の方のインフルエンザ予防接種の補助金は、府の施策と重なります。できましたら、この予算を可能な限り、子どもさんのインフルエンザ助成金に充てていただければと存じます。

このように、いろいろな情報や知恵を集結し、感染拡大と、教育・経済の崩壊から町民の皆様を守るべく、早期の追加補正予算の実現を要望いたします。

最後になりましたが、今回の補正予算編成に忙殺されました町長をはじめとする職員の皆様にご心より感謝を申し上げ、賛成の討論とします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第121号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第121号議案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第122号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 122 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第 122 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 123 号議案 令和 2 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 123 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第 123 号議案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 124 号議案 令和 2 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第124号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第124号議案は原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時09分～午前11時25分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定 令和元年度島本町下水道事業会計決算までの13件を一括議題といたします。

### 令和元年度島本町歳入歳出決算説明

それでは、令和元年度島本町歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより町議会の認定に付すにあたり、その概要をご説明いたします。

「歳入歳出決算説明」の1ページをご覧ください。

令和元年度の予算執行は、概ね編成方針に沿って事務事業を実施した結果、各会計で黒字決算となっています。なお、土地取得事業特別会計、大沢地区特設水道施設事業特別会計は、収支同額の決算でございます。

それでは、会計ごとに決算の概要を申し上げます。

一般会計では、歳入総額114億9,740万6,798円、歳出総額111億5,541万6,128円で、3億4,199万670円の黒字決算となっております。

令和元年度への繰越財源2億8,111万9千円を差し引いた実質収支では、6,087万2千円でございます。

2ページをご覧ください。

「歳入」では、前年度に比べ5億3,097万4,597円、4.8%の増、歳出では、3億5,179万8,899円、3.3%の増となっております。

歳入の町税におきましては、前年度と比べ1億7,447万2,154円、3.5%の増となっております。町民税法人分が大幅な増額となったほか、町民税個人分、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税が増額となっております。

各種交付金におきましては、全体で3億9,599万9,500円、24.9%の増となっています。地方交付税、地方特例交付金、環境性能割交付金、配当割交付金、ゴルフ場利用税交付金などが増額となり、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、株式等譲渡所得割交付金、利子割交付金などが減額となっております。

3ページ③の分担金及び負担金、使用料及び手数料でございます。使用料及び手数料の減額については、保育所保育料、幼稚園使用料、町営住宅使用料、ふれあいセンター

使用料及び町道占用料の減によるものです。

④国庫支出金は、2億8,458万8,532円、22.4%の増となっています。国庫負担金の増額の主な要因は、対象者数の増による障害者自立支援給付費負担金の増、保育所数の増による施設型給付費負担金の増及び小規模保育事業所数の増による地域型保育給付費負担金の増によるものです。

国庫補助金の増額の主な要因は、水無瀬神宮境内に保育所を整備した事業者への補助金、旧第二幼稚園用地に幼保連携型認定こども園を整備する事業者への補助金及びプレミアム付商品券事業にかかる補助金によるものです。

国庫委託金の増額の主な要因は、参議院議員選挙事務委託金によるものです。

⑤府支出金は、1億2,119万9,669円、17.7%の増となっています。府負担金増額の主な要因は、対象者数の増による障害者自立支援給付費負担金の増、保育所数の増による施設型給付費負担金の増及び小規模保育事業所数の増による地域型保育給付費負担金の増によるものです。

府補助金の増額の主な要因は、地方改善施設整備費補助金及び旧第二幼稚園用地に幼保連携型認定こども園を整備する事業者への補助金によるものです。

府委託金の増額の主な要因は、平成30年度に住宅・土地統計調査委託金があったことによるものです。

4ページの⑥財産収入・寄付金は、財産収入では、町有地売却収入の減により減額となり、寄付金は子育て支援協力金の減により減額となっております。

⑦繰入金は、4億2,779万1,610円、62.0%の減となっています。特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険事業特別会計からの繰入、基金繰入金は、公共施設整備積立基金、財政調整基金、減債基金、町営住宅管理基金から繰り入れを行いました。

⑧諸収入は、過年度国庫支出金及び過年度府支出金の減額により減となっています。

⑨町債のうち、総務債では人権文化センター給排水管等改修工事の財源に、民生債は認定こども園整備事業及び第二保育所整備事業のトイレ改修工事等の財源に、衛生債は清掃工場施設整備事業及び衛生化学処理場撤去事業の財源に、土木債は道路橋りょうの補修・補強工事等の財源に、消防債は消防庁舎改修事業の財源に、教育債は第一小学校屋上防水、第三小学校A棟建替事業、第二中学校外壁・屋上防水整備事業、旧第二幼稚園撤去事業等の財源に、災害復旧債は災害復旧事業の財源としています。

以上が歳入の主な内容でございます。

次に5ページからの「歳出」でございます。

人件費では、特別職（その他）における報酬支給職種の増や選挙にかかる委員等報酬の増、人事院勧告に準じた給与改定等の増額要因があったものの、一般職における退職手当の減や災害対応等にかかる職員手当の減などにより、前年度と比較して全体で2,095

万9,568円、1.0%の減となりました。

6 ページ、③総務費は9,878万6,011円、7.6%の減となっています。

総務管理費の減額の主な要因は、基金積立の減、退職手当の減及びふれあいセンターにかかる工事請負費が減になったことによるものです。

徴税費の増額の主な要因は、町税過誤納還付金及び委託料の増によるものです。

選挙費の増額の主な要因は、大阪府議会議員及び大阪知事選挙を平成30年度からまたがって執行したこと及び参議院議員通常選挙を執行したことによるものです。

統計調査費の減額の主な要因は、住宅・土地統計調査事業が減となったことによるものです。

④民生費は、3億3,384万103円、7.6%の増となっています。

社会福祉費の減額の主な要因は、障害者地域生活支援拠点等施設整備事業補助金が平成30年度のみ支出だったことによるものです。

児童福祉費の増額の主な要因は、旧第二幼稚園用地に幼保連携型認定こども園を整備する事業者及び水無瀬神宮境内に保育所を整備した事業者への補助金によるものです。

生活保護費の減額の主な要因は、扶助費が減となったことによるものです。

国民年金費の減額の主な要因は、平成30年度に「国民年金法」の改正に伴う国民年金システム改修業務を実施したことによるものです。

次に7ページの⑤衛生費は、3億4,122万5,202円、35.7%の増となっています。

保健衛生費の増額の主な要因は、人件費の増及び風しんや高齢者のインフルエンザなどの予防接種にかかる費用が増となったことによるものです。

環境衛生費の減額の主な要因は、人件費及び合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減によるものです。

清掃費の増額の主な要因は、衛生化学処理場解体工事の工事請負費及び委託料の増によるものです。

⑥農林水産業費は、552万1,421円、9.1%の増となっています。

農業費における増額の主な要因は、玉子排水機場運転管理負担金の増によるものです。

林業費における増額の主な要因は、森林保全整備基金積立の実施及び大阪府自然公園施設であるトイレが生涯学習課から移管されたことによるものです。

⑦商工費では、3,633万6,862円、207.4%の増となっています。増額の主な要因は、プレミアム付商品券事業によるものです。

次に8ページの⑧土木費では、1億1,188万2,652円、11.8%の減となっています。

土木管理費の減額の主な要因は、人件費の減によるものです。

道路橋りょう費の減額の主な要因は、平成30年度に町道東大寺水無瀬鶴ヶ池線ほか歩道整備工事、調子橋ほか3橋補修・補強工事を実施したことによるものです。

河川費の増額の主な要因は、津梅原水路ほか付替実施設計業務を実施したことによる

ものです。

都市計画費の減額の主な要因は、平成30年度に雨水対策工事及び都市計画変更支援業務（生産緑地）を実施したことによるものです。

住宅費の増額の主な要因は、町営御茶屋住宅外壁等改修工事を実施したことによるものです。

交通防犯対策費の増額の主な要因は、鉄道施設耐震補強事業費補助金を交付したことによるものです。

⑨消防費では、1億802万7,899円、20.3%の減となっています。消防費の減額の主な要因は、平成30年度に消防車両の購入があったことによるものです。

⑩教育費では、6,392万9,025円、4.6%の減となっています。

小学校費の減額の主な要因は、平成30年度に第四小学校既設校舎改修等工事を実施したことによるものです。

中学校費の増額の主な要因は、第二中学校校舎外壁及び屋上防水改修工事を実施したことによるものです。

幼稚園費の増額の主な要因は、第二幼稚園解体工事を実施したことによるものです。

社会教育費における増額の主な要因は、人件費の増によるものです。

9ページ、⑪災害復旧費では、6,379万6,317円、87.4%の減となっています。減額の主な要因は、平成30年度の一連の災害により土木施設災害復旧工事、小中学校施設災害復旧工事などを実施したことによるものです。

⑫公債費は、7,940万2,757円、8.0%の増となっています。

元金の増額の主な要因は、平成27年度に借入れした臨時財政対策債の元金償還が開始したことによるものです。

利子の減額の主な要因は、金利が低水準で推移していることによるものです。

次に10ページ、本年度で業務が完了しなかったため、令和2年度に繰越をした事業でございます。

以上をもちまして一般会計の説明とさせていただきます。

次に特別会計の決算について、概要説明をさせていただきます。12ページからでございます。

「土地取得事業特別会計」の決算は、土地の先行取得がなかったことから、土地開発基金から生じた利子2万7,777円の積立てのみを行っております。これにより土地開発基金の令和元年度末現在高は2億7,384万4,940円となっています。

次に「国民健康保険事業特別会計」の決算でございます。総額については、1ページをあわせてごらんください。

歳入が33億9,545万6,912円、歳出が33億7,966万4,500円、差引残額は、1,579万2,412円でございます。前年度と比べ、歳入で△1億5,583万9,436円、4.4%の減、歳出で△1億2,421万1,096円、3.5%の減となっております。

主な内容でございますが、「歳入」では、保険料が保険料率の増により増額となっております。

次に、歳出でございます。14ページをご覧ください。

②保険給付費で一般被保険者分は、被保険者数は144人の減となっておりますが、1人当たりの医療費は増となっているため、総額として増となっております。

次に、16ページをご覧ください。「後期高齢者医療特別会計」の決算は、歳入が4億9,477万5,436円、歳出が4億7,179万9,966円、差引残額は2,297万5,470円でございます。前年度と比較いたしますと、歳入で599万4,777円、1.2%の増となっております。歳出では643万6,729円、1.4%の増となっております。

次に17ページをご覧ください。「介護保険事業特別会計」の決算は、歳入が25億3,022万439円、歳出が24億616万2,757円、差引残額1億2,405万7,682円の黒字決算となっております。前年度と比較いたしますと、歳入で1億1,549万9,147円、4.8%の増となっております。歳出では1億2,775万4,915円、5.6%の増となっております。

増額の要因でございますが、歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金及び繰越金の増、歳出では、主に保険給付費の増によるものです。

次に、18ページの「大沢地区特設水道施設事業特別会計」の決算は、歳入・歳出が399万220円の同額決算となっております。

次に、「財産区特別会計」の決算でございますが、山崎・広瀬・桜井・東大寺・大沢の5財産区で、歳入決算額が1億4,019万7,664円、歳出決算額が455万5,929円となっております。差引残額1億3,564万1,735円となっております。

歳入の主なものは、全財産区で前年度の繰越金収入でございます。

歳出では、主に広瀬財産区を除く財産区で、当該地区自治会へ運営補助金を支出しています。

以上が、特別会計の令和元年度決算の概要です。

財産につきましては、別冊No.3「令和元年度 島本町財産に関する調書」に記載しております。19ページはその概要でございます。

土地及び建物の増減、町債及び各基金の内訳等については、財産に関する調書にそれ



ぞれ記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、令和元年度一般会計ほか各特別会計及び財産区特別会計の決算と財産の概要説明とさせていただきます。

なお、「地方自治法施行令」第166条第2項に規定する歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、事務事業成果報告書並びに「地方自治法」第233条第2項の規定により監査委員の審査をいただき、付されました各会計にかかる決算審査意見書をあわせて提出しておりますので、それぞれご参照のうえご審議賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

### 令和元年度島本町一般会計決算説明

それでは、引き続きまして、第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本年度の一般会計の決算状況につきましては、令和元年度決算書（No.1）444ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額114億9,740万7千円に対し、歳出総額は111億5,541万6千円で、歳入歳出差引額（形式収支）は3億4,199万1千円の黒字決算となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2億8,111万9千円を差し引いた実質収支額は6,087万2千円となり、前年度に引き続き黒字決算となりました。

本年度決算においては、自主財源の多くを占める町税が増額となったこと、また前年度の町民税法人分が平年度並みとなったことから、本年度の基準財政収入額に影響を及ぼし普通交付税が増額となったこと及び臨時財政対策債が増額となったことから、昨年度に比べて収支は改善しました。今後においては、社会保障関係経費の増加に加え、待機児童対策のための施設整備や老朽化した公共施設への対応など多額の財源が必要となることから、引き続き、自主財源の確保をはじめ行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化に努める必要があります。

それでは、27ページ以降の「令和元年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿って説明します。

「歳入」の主な内容についてです。

#### 1. 「町税」

町税の収入額は、51億5,877万4千円（前年度49億8,430万2千円）で、前年度に比べ1億7,447万2千円、率にして3.5%の増となりました。

①町民税は、26億9,017万5千円（前年度25億3,381万2千円）で、前年度に比べ1億5,636万3千円、率にして6.2%の増となりました。

町民税個人分については、納税者数及び総所得金額の増などにより、前年度に比べ2,864万円、率にして1.6%の増となりました。町民税法人分については、一部法人の

業績が好調であったことにより法人税割額が増となったことから、前年度に比べ1億2,772万3千円、率にして16.7%の増となりました。

②固定資産税は、19億4,468万1千円（前年度19億4,453万1千円）で、前年度に比べ15万円の増で、昨年度と同水準となりました。

#### 2. 「地方譲与税」

地方譲与税は、5,347万5千円（前年度5,385万9千円）で、前年度に比べ38万4千円、率にして0.7%の減となりました。

#### 3. 「利子割交付金」

利子割交付金は、661万2千円（前年度1,097万9千円）で、前年度に比べ436万7千円、率にして39.8%の減となりました。

#### 4. 「配当割交付金」

配当割交付金は、3,046万5千円（前年度2,609万2千円）で、前年度に比べ437万3千円、率にして16.8%の増となりました。

#### 5. 「株式等譲渡所得割交付金」

株式等譲渡所得割交付金は、1,748万5千円（前年度2,202万1千円）で、前年度に比べ453万6千円、率にして20.6%の減となりました。

#### 6. 「地方消費税交付金」

地方消費税交付金は、4億4,791万7千円（前年度4億6,961万4千円）で、前年度に比べ2,169万7千円、率にして4.6%の減となりました。

#### 7. 「ゴルフ場利用税交付金」

ゴルフ場利用税交付金は、4,130万3千円（前年度4,089万7千円）で、前年度に比べ40万6千円、率にして1.0%の増となりました。

#### 8. 「自動車取得税交付金」

自動車取得税交付金は、1,510万7千円（前年度2,918万5千円）で、前年度に比べ1,407万8千円、率にして48.2%の減となりました。

#### 9. 「環境性能割交付金」

環境性能割交付金は、令和元年度から道府県税である自動車税環境性能割の一定割合が市町村に交付されるもので、470万1千円の収入となりました。

#### 10. 「地方特例交付金」

地方特例交付金は、1億1,719万3千円（前年度2,876万8千円）で、前年度に比べ8,842万5千円、率にして307.4%の増となりました。

#### 11. 「地方交付税」

地方交付税では、12億5,244万8千円（前年度9億9,322万4千円）で、前年度に比べ3億4,312万4千円、率にして37.7%の増となりました。

普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差（財源不足額）を基準として交

付されます。本年度の普通交付税は11億8,510万7千円（前年度8億6,475万3千円）で、前年度に比べ3億2,035万4千円、37.0%の増となりました。この主な要因は、前年度の町民税法人分が平年度並みとなったことから、普通交付税の算定結果において財源不足額が増加したことによるものです。

12. 「交通安全対策特別交付金」

交通安全対策特別交付金は、262万4千円（前年度259万2千円）で、前年度に比べ3万2千円、率にして1.2%の増となりました。

13. 「分担金及び負担金」

分担金及び負担金は、177万1千円（前年度170万8千円）で、前年度に比べ6万3千円、率にして3.7%の増となりました。

14. 「使用料及び手数料」

使用料及び手数料は、3億5,218万4千円（前年度4億4,263万3千円）で、前年度に比べ9,044万9千円、率にして20.4%の減となりました。この主な要因は、幼児教育・保育の無償化に伴う保育所・幼稚園の保育料の減によるものです。

15. 「国庫支出金」

国庫支出金は、15億5,765万3千円（前年度12億7,306万4千円）で、前年度に比べ2億8,458万9千円、率にして22.4%の増となりました。

①国庫負担金については、12億495万3千円（前年度10億7,523万9千円）で、前年度に比べ1億2,971万4千円、率にして12.1%の増となりました。この主な要因は、障害者自立支援給付費負担金施設型給付費負担金及び地域型保育給付費負担金の増並びに幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付費負担金の交付によるものです。

②国庫補助金は、3億3,662万2千円（前年度1億8,880万9千円）で、前年度に比べ1億4,781万3千円、率にして78.3%の増となりました。

・総務費国庫補助金のうち社会保障・税番号制度補助金239万1千円は、中間サーバー整備にかかる地方公共団体情報システム機構への交付金の財源となっています。

また、通知カード・個人番号カード関連事務交付金417万6千円については、通知カード・個人番号カード関連事務の財源となっています。

・民生費国庫補助金のうち保育所等整備交付金5,923万9千円及び繰越明許費にかかる保育所等整備交付金1億713万8千円は、民間保育所施設整備事業補助金の財源となっています。

・土木費国庫補助金のうち防災・安全交付金838万5千円及び繰越明許費にかかる防災安全交付金50万円は、町道水無瀬鶴ヶ池4号線歩道拡幅設計業務、通学路安全プログラム対策工事、民間木造戸建住宅耐震診断業務、民間住宅・建築物耐震診断補助、民間住宅耐震改修等補助・民間住宅耐震設計補助及びブロック塀等撤去補助等の財源となっています。また、道路更新防災等対策事業費補助金1,540万円は、桜井

跨線橋補修・補強工事、桜井跨線橋補修・補強工事委託の財源となっています。

③国庫委託金は、1,607万8千円（前年度901万7千円）で、前年度に比べ706万1千円、率にして78.3%の増となりました。この主な要因は、参議院議員選挙にかかる国庫委託金の増によるものです。

#### 16. 「府支出金」

府支出金は、8億669万3千円（前年度6億8,549万4千円）で、前年度に比べ1億2,119万9千円、率にして17.7%の増となりました。

①府負担金は、4億9,676万6千円（前年度4億4,181万6千円）で、前年度に比べ5,495万円、率にして12.4%の増となりました。この主な要因は、障害児通所給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金及び地域型保育給付費負担金の増並びに幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付費負担金の交付によるものです。

②府補助金は、2億5,165万円（前年度1億8,418万9千円）で、前年度に比べ6,746万1千円、率にして36.6%の増となりました。

・総務費府補助金のうち、地方改善施設整備費補助金1,565万8千円は、人権文化センター給排水管等改修工事の財源となっています。

・民生費府補助金のうち、小規模保育設置促進事業補助1,250万2千円及び繰越明許費にかかる小規模保育設置促進事業補助588万5千円は小規模保育改修費等支援事業補助の財源、子ども・子育て支援事業費補助金811万9千円は幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修などの財源となっています。

・教育費府補助金のうち、認定こども園整備補助金1,109万3千円は、認定こども園整備補助金の財源となっています。

・振興補助金2,870万円は、ふれあいセンター指定管理料に活用しました。

③府委託金は、5,827万8千円（前年度5,948万9千円）で、前年度に比べ121万1千円、率にして2.0%の減となりました。

総務費府委託金のうち、大阪府議会議員選挙事務委託金及び大阪府知事選挙事務委託金492万1千円については、それぞれの選挙の財源となっています。

#### 17. 「財産収入」

財産収入は、506万9千円（前年度1,919万3千円）で、前年度に比べ1,412万4千円、率にして73.6%の減となりました。この主な要因は、町有地売払い収入が減少したことによるものです。

#### 18. 「寄附金」

寄附金は、1,086万5千円（前年度1,553万9千円）で、前年度に比べ467万4千円、率にして30.1%の減となりました。この主な要因は、子育て支援協力金の減によるものです。

#### 19. 「繰入金」

繰入金は、2億6,169万7千円（前年度6億8,948万8千円）で、前年度に比べ4億2,779万1千円、率にして62.0%の減となりました。

本年度の繰入金の内容は、次のとおりです。

（第1項 特別会計繰入金）

- ①後期高齢者医療特別会計繰入金2万9千円については、前年度事務費の精算金です。
- ②介護保険事業特別会計繰入金3,133万9千円については、前年度給付費等の精算金等です。

（第2項 基金繰入金）

- ①公共施設整備積立基金繰入金1億円については、ふれあいセンター保育所改修事業、第四保育所解体事業、し尿処理場撤去事業、第二幼稚園解体事業の財源として繰り入れたものです。
- ②財政調整基金繰入金8,000万円については、年度間の財源調整のために繰り入れたものです。
- ③減債基金繰入金5,000万円については、町営緑地公園住宅の整備にかかる起債の償還財源として繰り入れたものです。
- ④町営住宅管理基金繰入金32万9千円については、町営住宅の共有部分の維持管理費用に充当する共益費が不足したため、基金を取り崩したものです。

20. 「諸収入」

諸収入は、1億3,293万6千円（前年度1億7,296万7千円）で、前年度に比べ4,003万1千円、率にして23.1%の減となりました。

21. 「町債」

町債は、10億5,762万1千円（前年度8億6,779万4千円）で、前年度に比べ1億8,982万7千円、率にして21.9%の増となりました。

本年度の町債発行の内訳は、次のとおりです。

- ①総務債の人権文化センター整備事業債は、人権文化センター改修事業の財源として発行しました。
- ②民生債の児童福祉施設整備事業債は第二保育所整備事業の財源として、民間認定こども園整備事業債は認定こども園整備事業の財源として、保育所撤去事業債は第四保育所解体事業の財源として発行しました。
- ③衛生債の清掃施設整備事業債は、清掃工場施設整備事業の財源として発行しました。また、衛生化学処理場撤去事業債は、衛生化学処理場撤去事業の財源として発行しました。
- ④土木債の道路・橋りょう事業債は、橋りょう補修・補強事業及び道路維持補修事業の財源として発行しました。また、公園施設整備事業債は、公園維持管理事業の財源として発行しました。

- ⑤消防債の消防施設整備事業債は、消防庁舎改修事業の財源として発行しました。
- ⑥教育債の学校教育施設等整備事業債は、第一小学校、第三小学校及び第二中学校の整備事業並びに中学校特別教室空調設置事業の財源として発行しました。また幼稚園撤去事業債は、第二幼稚園解体事業の財源として発行しました。
- ⑦臨時財政対策債は、前年度に引き続き発行しました。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
- ⑧災害復旧債の衛生災害復旧事業債は、フェニックスセンター災害復旧事業の財源として発行しました。また、土木災害復旧事業債は、善峰川災害復旧事業の財源として発行しました。

次に、「歳出」の主な内容について説明します。

#### 1. 「議会費」

議会費は、1億3,048万7千円（前年度1億2,859万2千円）で、前年度に比べ189万5千円、率にして1.5%の増となりました。

#### 2. 「総務費」

総務費は、12億368万8千円（前年度13億247万4千円）で、前年度に比べ9,878万6千円、率にして7.6%の減となりました。主な支出として、

##### ①総務管理費

- ・一般管理費では、退職手当として4,719万4千円を支出しました。
- ・財産管理費では、新庁舎建設基本計画策定等業務に1,328万4千円を支出しました。
- ・防災計画費では、島本町自主防災組織育成補助金として89万6千円を支出しました。
- ・電算処理費では、中間サーバー・プラットフォーム運営交付金として531万3千円を支出しました。
- ・広報費では、広報しまもとにかかる印刷に574万4千円、配布業務に207万5千円を支出しました。
- ・人権文化センター費では、給排水管等改修事業に2,452万5千円を支出しました。
- ・財政調整基金等積立金では、2,963万2千円を支出しました。その主な内訳としては、各基金からの利子収入として5万2千円を各基金に積み立てるとともに、前年度決算剰余金分として2,432万円、ふるさと島本応援寄附金分として469万6千円を財政調整基金に、今後の公共施設整備費用として56万5千円を公共施設整備積立基金に積み立てました。
- ・ふれあいセンター管理費では、指定管理料として1億2,080万1千円を支出しました。

②徴税費では、地方税共通納税システム整備業務に406万1千円を支出しました。

③戸籍住民基本台帳費では、旅券発給事務に330万円、通知カード・個人番号カード関連事務委託交付金に418万円を支出しました。

④選挙費では、参議院議員選挙に1,023万4千円、大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙に570万円を支出しました。

### 3. 「民生費」

民生費は、47億2,530万3千円（前年度43億9,146万3千円）で、前年度に比べ3億3,384万円、率にして7.6%の増となりました。

各費目別では、社会福祉費で22億8,041万3千円（前年度24億1,486万5千円）、児童福祉費で21億3,943万6千円（前年度16億5,352万7千円）、生活保護費で2億9,730万円（前年度3億1,197万6千円）、国民年金費で815万4千円（前年度1,109万6千円）を支出しました。

その主な内容は、次のとおりです。

#### ①社会福祉費

- ・社会福祉総務費では、経済的に困窮している方への相談支援や就労支援などを行う生活困窮者自立支援事業に1,211万2千円を支出しました。

- ・障害者福祉費では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスなど、障害者福祉事業に7億5,434万7千円を支出しました。

- ・年長者福祉費では、福祉ふれあいバスの運行関連費用としてガソリン代、運行業務委託料及び車両借上などに520万4千円を支出しました。

- ・国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金に3億1,287万9千円を支出しました。

- ・後期高齢者医療費では、大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金などに、3億2,096万6千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金に9,160万8千円を支出しました。

- ・介護保険費では、介護保険事業特別会計への繰出金に4億84万円を支出しました。

- ・福祉医療助成費では、年長者、障害者、ひとり親家庭、子ども及び未熟児を対象とした医療費助成事業に1億9,235万4千円を支出しました。

#### ②児童福祉費

- ・児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業計画策定業務に292万6千円、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育てシステム改修業務に757万4千円を支出しました。また、第四保育所解体工事に3,280万7千円、認定こども園整備補助金に1,663万9千円、民間保育所施設整備事業補助金に6,664万3千円を支出しました。

- ・児童措置費では、小規模保育改修費等支援事業補助に1,242万3千円、繰越事業

である小規模保育改修費等支援事業補助に662万1千円、繰越事業である民間保育所施設整備事業補助金に1億2,053万円を支出しました。

・児童福祉施設費では、繰越事業であるふれあいセンター改修工事設計業務に648万円、繰越事業である第四保育所新築工事設計業務に1,309万円、ふれあいセンター改修工事に3,795万円を支出しました。

・ひとり親家庭福祉費では、ひとり親家庭への相談支援や就労支援、児童扶養手当の支給などに1億3,018万円を支出しました。

・児童手当費では、児童手当の支給に5億3,353万6千円を支出しました。

### ③生活保護費

・生活保護受給者への生活扶助、医療扶助、住宅扶助などの扶助費として、2億3,434万4千円を支出しました。

## 4. 「衛生費」

衛生費は、12億9,674万9千円（前年度9億5,552万4千円）で、前年度に比べ、3億4,122万5千円、率にして35.7%の増となりました。

①保健衛生費では、保健ヘルス事業費として、がん検診や妊婦健康診査等の健診業務、健康マイレージ事業の実施などに1億181万5千円を、予防費として予防接種の実施に9,066万1千円を支出しました。

②環境衛生費では、COOL CHOICE普及啓発業務などに4,242万円を支出しました。

③清掃費では、清掃工場施設の改修工事、旧衛生化学処理場の解体工事などに9億1,547万2千円を支出しました。

## 5. 「農林水産業費」

農林水産業費は、6,647万4千円（前年度6,095万3千円）で、前年度に比べ552万1千円、率にして9.1%の増となりました。この主な要因は玉子排水機場の修繕事業の負担金が増額したことによるものです。

## 6. 「商工費」

商工費は、5,385万8千円（前年度1,752万1千円）で、前年度に比べ3,633万7千円、率にして207.4%の増となりました。この主な要因は、プレミアム付商品券事業を実施したことによるものです。

## 7. 「土木費」

土木費は、8億3,659万6千円（前年度9億4,847万8千円）で、前年度に比べ、1億1,188万2千円、率にして11.8%の減となりました。

主な支出は、次のとおりです。

- ・桜井跨線橋補修・補強工事 2,455万4千円
- ・津梅原水路外付替実施設計業務 1,353万円



- ・島本町街路・公園灯LED化検討業務 1,108万8千円
- ・区域区分変更等業務 239万円
- ・空家等対策計画策定業務 338万8千円
- ・御茶屋住宅外壁等改修工事 4,460万1千円

#### 8. 「消防費」

消防費は、4億2,448万4千円（前年度5億3,251万2千円）で、前年度に比べ1億802万8千円、率にして20.3%の減となりました。

主な支出としては、

- ・消防庁舎改修工事に2,076万8千円を支出しました。
- ・消防庁舎消防用設備改修工事に126万9千円を支出しました。
- ・消防庁舎進入路改修工事に470万5千円を支出しました。

#### 9. 「教育費」

教育費は、13億3,693万3千円（前年度14億86万2千円）で、前年度に比べ6,392万9千円、率にして4.6%の減となりました。

- ①教育総務費では、繰越事業である学齢簿システム改修業務に81万円を支出しました。
- ②小学校費では、繰越事業である第三小学校整備設計業務に1,362万3千円を支出しました。また、第一小学校給食室改修工事に5,799万6千円を支出しました。
- ③中学校費では、第二中学校校舎外壁及び屋上防水改修工事に4,191万円を支出しました。
- ④幼稚園費では、第二幼稚園解体工事に3,811万5千円、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用給付費に4,648万円を支出しました。

#### 10. 「災害復旧費」

災害復旧費は、921万4千円（前年度7,301万1千円）で、前年度に比べ6,379万7千円、率にして87.4%の減となりました。本年度は、善峰川で発生したのり面の崩落による復旧工事費として663万3千円支出しました。

#### 11. 「公債費」

公債費は、10億7,163万円（前年度9億9,222万7千円）で、前年度に比べ7,940万3千円、率にして8.0%の増となりました。

元金は、10億359万5千円で、前年度に比べ8,984万4千円、率にして9.8%の増となりました。この主な要因は、平成26年度発行の臨時財政対策債の元金償還が開始されたことによるものです。

次に、利子は、6,803万5千円で、前年度に比べ1,044万1千円、率にして13.3%の減となりました。この主な要因は、元利均等償還及び元金均等償還の利子分が減少していること及び金利が低水準で推移していることなどによるものです。

次に、普通会計決算に関して説明します。令和元年度事務事業成果報告書の34ページ「2-18 財政」をご覧ください。

普通会計とは、国が全国の決算の比較を行う統計処理のために一定のルールに基づき算定する想定会計で、本町の場合は、一般会計に土地取得事業特別会計及び大沢地区特設水道施設事業特別会計を加え、会計間相互の資金移動などを除いたものです。

財政分析のもとになる普通会計ベースの決算では、36ページ「2 普通会計決算に関する事項」の「(1) 財政分析指標」にありますように、令和元年度の普通会計決算の歳入歳出差引額は3億4,199万1千円で、翌年度へ繰り越すべき財源2億8,111万9千円を差し引いた実質収支は、6,087万2千円の黒字となりました。

また、単年度収支に財政調整基金の積立て・取崩しなどを差し引きした実質単年度収支については、3,873万7千円の赤字となりました。実質単年度収支の赤字の主な要因は、当該年度において多額の翌年度へ繰り越すべき財源が生じ、財政調整基金から取り崩しが必要となったことによるものです。

財政指標のうち財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は97.2%と、前年度の101.7%から4.5ポイント改善しました。経常収支比率は、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源収入額に対する割合であり、具体的には、都市計画税を除く町税収入、地方譲与税、普通交付税などの収入を分母とし、人件費、扶助費及び公債費のように、縮減することが難しい支出を分子とした値で、経常経費に経常一般財源収入がどの程度充てられているかを表すものです。

経常収支比率が前年度より改善した要因については、次のとおりです。

分母である経常一般財源収入（臨時財政対策債を含む。）では、町民税法人分が増額となったこと、前年度の町民税法人分が平年度並みとなったこと、臨時財政対策債が増額となったことなどにより、総額が71億8,511万2千円で、前年度に比べ6億594万2千円の増額となりました。

次に、分子である経常経費充当一般財源では、扶助費において幼児教育・保育の無償化による施設型給付費が増額となったこと、人件費が給与改定などにより増額となったことや、地方債現在高が増加傾向にあるため公債費が漸増していることなどにより、総額が69億8,478万5千円で、前年度に比べ2億9,925万1千円の増額となりました。

以上により、分母である経常一般財源収入と分子である経常経費充当一般財源がともに増額となりましたが分母である経常一般財源収入の増額が上回ったため、経常収支比率が改善したものです。

今後においては、社会保障関係経費の増加に加え、待機児童対策のための施設整備や老朽化した公共施設への対応など、多額の財源を必要とすることから、引き続き、自主財源の確保をはじめ、行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化に努める必要が

あります。

次に、40ページ「(5)歳出(性質別)の推移」のうち、義務的経費などについて説明します。

#### 1. 「人件費」

人件費は、19億9,006万1千円(前年度19億7,969万7千円)で、前年度に比べ1,036万4千円、率にして0.5%の増となりました。この主な要因は、人事院勧告等による給与直しを行ったことによるものです。

#### 2. 「扶助費」

扶助費は、27億3,656万8千円(前年度24億5,654万5千円)で、前年度に比べ2億8,002万3千円、率にして11.4%の増となりました。この主な要因は、幼児教育・保育の無償化等による私立の保育所、幼稚園及び認定こども園等への給付費が増額となったことによるものです。

主な支出については、次のとおりです。

①社会福祉関係は、8億9,434万8千円(前年度8億2,386万3千円)で、前年度に比べ7,048万5千円、率にして7.9%の増となりました。主に障害児通所支援の増及び障害者就労移行支援の純増によるものです。

②老人福祉関係は、1,734万1千円(前年度3,258万1千円)で、前年度に比べ1,524万円、率にして46.8%の減となりました。主に年長者医療(経過措置分)の減によるものです。

③児童福祉関係は、15億644万2千円(前年度13億925万5千円)で、前年度に比べ1億9,718万7千円、率にして15.1%の増となりました。その主な内訳は、次のとおりです。

- ・民間保育園への給付費、運営補助等 6億4,902万1千円(前年度4億9,620万5千円)

- ・児童手当 5億2,886万円(前年度5億1,995万5千円)

- ・児童扶養手当 1億1,208万円(前年度9,091万1千円)

④生活保護関係は、2億3,434万4千円(前年度2億5,375万7千円)で、前年度に比べ1,941万3千円、率にして7.7%の減となりました。

その主な内訳は、次のとおりです。

- ・生活扶助 6,039万8千円(前年度6,407万1千円)

- ・医療扶助 1億2,108万円(前年度1億4,182万1千円)

- ・住宅扶助 3,926万4千円(前年度3,872万3千円)

⑤教育関係は、8,101万1千円(前年度3,460万1千円)で、前年度に比べ4,641万円、率にして134.1%の増となりました。主に幼児教育・保育の無償化により、私立幼稚園への施設型利用給付費が純増となったことによるものです。

### 3. 「公債費」

公債費は、歳出説明の「公債費」のとおりです。

### 4. 「繰出金」

繰出金は、11億2,598万1千円（前年度15億2,989万3千円）で、前年度に比べ4億391万2千円、率にして26.4%の減となりました。これは主に、公共下水道事業特別会計が公営企業会計へ移行したため、補助費等及び出資金において計上されることによるものです。

繰出しの内訳は、次のとおりです。

- ・ 国民健康保険事業特別会計へ3億1,287万9千円  
（前年度3億548万9千円）
- ・ 後期高齢者医療特別会計及び大阪府後期高齢者医療広域連合へ  
4億1,176万7千円（前年度4億584万9千円）
- ・ 介護保険事業特別会計へ3億8,622万3千円  
（前年度3億7,951万2千円）
- ・ 土地開発基金へ2万8千円（前年度4万3千円）

### 5. 「積立金」

本年度の積立金は、3,130万4千円（前年度1億3,428万5千円）で、前年度に比べ1億298万1千円、率にして76.7%の減となりました。

積立基金の状況については、41ページ「(6) 積立基金の状況」をご覧ください。積立基金の令和元年度末現在高は38億4,785万5千円で、前年度より1億9,902万5千円の減となりました。

続いて、町債の状況について、43ページ「(8) 町債（事業別）の状況」をご覧ください。令和元年度末町債現在高は115億122万2千円で、前年度末現在高に比べ5,402万6千円の増となりました。

以上、簡単ではありますが、令和元年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

## 令和元年度島本町土地取得事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第2号認定 令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本会計については、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業債の活用により、自主的、主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としています。

令和元年度は、土地開発基金から生じる利子収入を同基金に積み立てました。

歳入総額及び歳出総額については、歳入歳出決算書No.2の20ページ「実質収支に関する調書」のとおり、共に2万8千円となりました。

その内容について、15ページ以降の「令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書」に沿って説明します。

歳入のうち財産収入については、財産運用収入として、土地開発基金利子収入2万8千円を収入しました。

歳出のうち諸支出金については、土地開発基金費として、財産運用収入である土地開発基金の利子収入2万8千円を、同基金に積み立てました。

なお、土地開発基金の年度末残高については、2億7,384万5千円です。

以上簡単ではありますが、令和元年度土地取得事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第3号認定 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

一般状況については、令和元年度末時点で国保加入者数は3,855世帯、被保険者数は5,893人で、前年度に比べ31世帯、154人の減となりました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書No.2の60ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額33億9,545万7千円に対し、歳出総額は33億7,966万5千円で、歳入歳出差引額1,579万2千円の黒字決算となりました。

歳入については、前年度に比べ1億5,583万9千円、率にして4.39%の減となりました。増となった主なものは、国民健康保険料で2,394万円、府支出金で3,855万円、繰入金で739万円の増額です。減となった主なものは、療養給付費等交付金で3,005万7千円、繰越金で2億637万5千円の減額です。

一方、歳出については、前年度に比べ1億2,421万1千円、率にして3.54%の減となりました。増となった主なものは、保険給付費で6,554万6千円の増額です。減となった主なものは、基金積立金で1億3,966万3千円、諸支出金で5,748万円の減額です。

なお、1人当たり年間医療費（療養給付費保険者負担分）は、33万2,757円となり、前年度に比べ1万6,838円（5.33%）の増となりました。

以上、簡単ではありますが、令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

## 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第4号認定 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

一般状況については、令和元年度末時点で被保険者数は4,170人で、うち65歳から74歳までの加入者が29人、75歳以上が4,141人で、前年度に比べ162人の増となりました。

業務については、前年度と同様、保険料の徴収、各種申請や届出の受付及び制度に関する相談などの窓口業務を行うとともに、督促や催告を行うなど滞納保険料の収納向上に努めました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書No.2の80ページ「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額4億9,477万5千円に対し、歳出総額は4億7,180万円で、歳入歳出差引額2,297万5千円の黒字決算となりました。この主な要因は、保険料収入の繰越分となっています。

歳入については、後期高齢者医療保険料が前年度に比べ、1,656万3千円増の3億7,972万5千円となりました。

一方、歳出については、総務費で2,457万6千円、後期高齢者医療広域連合納付金で4億4,676万円で、後期高齢者医療広域連合納付金の内訳は、保険料等負担金が3億7,972万2千円、保険基盤安定負担金が6,703万8千円となっています。

以上、簡単ではありますが、令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

## 令和元年度島本町介護保険事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第5号認定 令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

介護保険制度について、本年度は「第7期介護保険事業計画」の中間年度として事務事業を推進しました。

令和元年度末時点で、要介護認定者数については計画値1,555人に対し、実績値1,484人となっており、計画をやや下回りました。またサービス受給者については、令和元年度サービス実績で、居宅介護（予防）サービスが計画の年間延べ人数1万1,304人に対して1万367人に、施設介護サービスが計画の年間延べ人数2,556人に対して2,222人となりました。

次に、決算状況については、歳入歳出決算書No.2の126ページ「実質収支に関する調書」

のとおり、歳入総額25億3,022万円に対し、歳出総額24億616万3千円で、歳入歳出差引額は1億2,405万7千円の黒字決算となりました。

歳入の主なものについては、保険料及び保険給付にかかる法定負担割合に基づき概算交付された国庫負担金等となっています。なお、これらの概算交付された歳入については、翌年度に精算される仕組みとなっています。また、地域包括支援センターが行う地域支援事業に対して、国、府、町及び支払基金（介護予防事業）からそれぞれ法定負担割合に基づき、補助金等が概算交付され、これらについても翌年度に精算される仕組みとなっています。

一方、歳出の主なものについては、職員の人件費、電算システム運用費用、介護認定に要する諸経費として、総務費で7,207万4千円、介護（予防）サービス等諸費、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費及び特定入所者介護（予防）サービス費等の保険給付費で21億5,356万3千円となっています。

なお、本特別会計は、平成30年度から令和2年度までの3ヵ年を一つの中期財政運営期間として、「第7期島本町介護保険事業計画」との整合性を図りながら、第1号被保険者の介護保険料率を定め運営しており、年度間の財政調整に用いる介護保険給付準備基金については、令和元年度末時点で2億4,296万3千円となっています。

以上、簡単ではありますが、令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

#### 令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第6号認定 令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

歳入総額及び歳出総額については、歳入歳出決算書No.2の140ページ「実質収支に関する調書」のとおり、ともに399万円となりました。

本年度については、通常の水質検査等業務のほか、砂及び活性炭取替工事等を実施しました。なお、本事業については、令和元年度事務事業成果報告書の128ページ「5-2 大沢地区特設水道施設事業」に記載しています。

以上、簡単ではありますが、令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

## 令和元年度島本町大字各財産区特別会計決算説明

それでは、引き続きまして、第7号認定 令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から第11号認定 令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの5件について、一括してご説明申し上げます。

初めに、大字山崎財産区特別会計については、歳入総額175万3千円に対し、歳出総額は10万円で、歳入歳出差引額は165万3千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

次に、大字広瀬財産区特別会計については、歳入総額174万2千円に対し、歳出総額は0円で、歳入歳出差引額は174万2千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっております。

次に、大字桜井財産区特別会計については、歳入総額1億2,085万5千円に対し、歳出総額は410万6千円で、歳入歳出差引額は1億1,674万9千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び預金利子となっており、主な歳出については、桜井公会堂の火災保険料及び自治会に対する補助金となっています。

次に、大字東大寺財産区特別会計については、歳入総額79万1千円に対し、歳出総額は15万円で、歳入歳出差引額は64万1千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金となっており、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

最後に、大字大沢財産区特別会計については、歳入総額1,505万6千円に対し、歳出総額は20万円で、歳入歳出差引額は1,485万6千円となりました。

歳入については、前年度からの繰越金及び関西電力株式会社から大字大沢財産区が管理する土地にかかる地役権設定対価(線下補償金)として1,333万3千円の諸収入があり、歳出については、自治会に対する補助金となっています。

5財産区特別会計については、歳入合計額1億4,019万7千円に対し、歳出合計額455万6千円、歳入歳出差引合計額1億3,564万1千円を翌年度に繰り越しました。

なお、各財産区の決算の詳細については、歳入歳出決算書No.2の141ページから194ページまでに記載しています。

また、各財産区の決算の認定に先立ち、「島本町大字部落財産区管理会条例」の定めるところにより、それぞれの財産区管理会の御同意をいただいています。

以上、簡単ではありますが、令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算から令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。



## 令和元年度島本町水道事業会計決算説明

それでは、引き続きまして、第12号認定 令和元年度島本町水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書の2ページから5ページまでの決算報告書については、消費税及び地方消費税込みの金額で作成し、7ページから15ページまでの損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書については、消費税及び地方消費税抜きの金額で作成しています。

本認定については、「地方公営企業法（以下「法」という。）」第30条第2項の規定に基づき、去る令和2年7月20日に監査委員の審査に付し、決算審査意見書をいただきましたので、法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するものです。

まず、2ページ及び3ページの決算報告書の「収益的収入及び支出」について説明します。

「収入」については、第1款 水道事業収益の決算額が6億3,470万9千円で、その内訳は、第1項の営業収益で5億3,694万5千円、第2項の営業外収益で9,776万4千円となっています。

「支出」については、第1款 水道事業費用の決算額が5億3,037万2千円で、その内訳は、第1項の営業費用で5億2,221万8千円、第2項の営業外費用で815万4千円となっています。

次に、4ページ及び5ページの「資本的収入及び支出」について説明します。

「収入」については、第1款 資本的収入の決算額が3,490万3千円に対して、「支出」については第1款 資本的支出の決算額が4億622万3千円で、差引き3億7,132万円の不足が生じましたが、その不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金にて補てんしています。

資本的支出の主なものについては、施設整備事業費にかかるもののうち、委託料として、第三低区配水池補修等設計業務549万6千円を実施し、工事請負費として、第一曝気塔新設工事1億4,212万円、東大寺地区老朽配水管布設替工事（その1）2,951万5千円、低区配水場受配電設備工事360万8千円、大藪浄水場管理棟及び上下水道部庁舎等改修工事8,057万9千円、低区配水場自家発電設備更新工事3,496万9千円、東大寺地区老朽配水管布設替工事（その2）4,369万5千円及び高浜地区老朽配水管布設替工事3,252万2千円を実施しました。

続きまして、7ページには「損益計算書」を記載しています。

1の「営業収益」については、4億9,373万4千円となっています。営業収益の大部分を占める給水収益については4億8,832万1千円で、前年度と比べ、減となりました。これは、事業所等における使用水量の減少によることが要因と考えられます。

次に、2の「営業費用」については、5億258万1千円で、前年度と比べ、減となりました。

なお、受水費については、本年度は大阪広域水道企業団から年間32万7,560m<sup>3</sup>を受水し、2,358万4千円となっています。

次に、3の「営業外収益」については8,959万6千円で、前年度に比べ減となりました。これは、前年度においてマンション等の新築件数の増により負担金の納付が多かったもので、今年度については、このような新築事例がなく通常に戻ったことによるものです。

4の「営業外費用」については825万4千円で、結果、経常利益は7,249万5千円となっています。

従いまして、令和元年度の純利益については、前年度と比べ7,083万5千円減の7,249万5千円となりました。これに、前年度繰越利益剰余金2,649万4千円、減債積立金から振り替えたその他未処分利益剰余金変動額1,562万7千円を加えた令和元年度未処分利益剰余金については、1億1,461万6千円となっています。

続きまして、8ページ及び9ページの「剰余金計算書及び剰余金処分計算書（案）」について説明します。

上段の剰余金計算書については、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の平成30年度末残高と、令和元年度中に変動のありました資本金及び利益剰余金の明細を記載しています。

利益剰余金のうち、減債積立金については、令和元年9月定例会議においてご可決賜りました剰余金の処分により減債積立金に9,200万円を積み立て、企業債の償還に1,562万7千円を支出したことにより、2億3,081万5千円となっています。未処分利益剰余金については、減債積立金からの振り替えによる増及び令和元年度の純利益を加えたことにより1億1,461万6千円となり、その結果、利益剰余金合計は、6億5,743万1千円となっています。

下段の剰余金処分計算書（案）として、先ほど申し上げました未処分利益剰余金 1億1,461万6千円のうち、資本金に7,443万6千円を組み入れ、減債積立金に1,300万円の積立てを行うことについては、今回、「第115号議案 令和元年度島本町水道事業剰余金の処分について」で、議会の議決をお願いしています。

続きまして、10ページ及び11ページには、令和元年度末現在の貸借対照表を記載しています。

まず、10ページの資産の部の1の「固定資産」については、有形固定資産のアの土地からキの建設仮勘定までの取得価額、令和元年度までの減価償却累計額を併記しているもの及び無形固定資産の電話加入権との合計額で、56億4,884万1千円となっています。

なお、固定資産の詳細については、36ページ及び37ページの令和元年度固定資産明細書に記載していますので、ご参照願います。

次に、2の「流動資産」については、現金・預金14億4,151万1千円、未収金6,610万6千円、貯蔵品340万5千円及びその他流動資産1,983万6千円との合計額で、15億3,085万8千円となっています。

従いまして、固定資産及び流動資産の資産合計額は、71億7,969万9千円となっています。

次に、11ページの負債の部の3の「固定負債」のうち、企業債については償還期限が1年以降に到来するもので3億5,320万2千円、引当金については、アの退職給付引当金1億932万7千円で、合計額は4億6,252万9千円となっています。

4の「流動負債」のうち、企業債については、償還期限が1年内に到来するものとして1,593万4千円、未払い金は2億8,544万2千円、賞与引当金は613万8千円、その他流動負債は5,040万6千円となっており、合計額は3億5,792万円となっています。

従いまして、固定負債及び流動負債の負債合計額については、8億2,044万9千円となっています。

5の「繰延収益」については、長期前受金27億9,182万7千円から償却見合い分を順次収益化した長期前受金収益化累計額15億1,877万6千円を差し引いた結果、12億7,305万1千円となり、負債合計は20億9,350万円となっています。

続きまして、資本の部の6の「資本金」については32億5,316万5千円となりました。

次に、7の「剰余金」については、資本剰余金が11億7,560万3千円となっています。利益剰余金については、先ほど剰余金計算書の説明の際に申し上げたとおり、減債積立金2億3,081万5千円、建設改良積立金3億1,200万円及び令和元年度未処分利益剰余金1億1,461万6千円との合計額で、6億5,743万1千円となっています。

従いまして、負債及び資本合計額については、先ほどの固定資産及び流動資産の資産合計額と同額の71億7,969万9千円となっています。

以上が、決算諸表についての説明となります。

また、令和元年度の有収率については94.4%で、前年度と比べ0.3ポイント低下し、有効率についても97.0%で、前年度と比べ0.2ポイント低下しています。

なお、17ページから39ページまでに決算附属書類を記載しており、26ページまでの事業報告書には、総括事項として給水状況、建設改良事業及び経営についての概況を、続いて議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事、業務及び会計等に関する内容を記載しています。

27ページには有収水量口径別内訳を、28ページ及び29ページには経営分析及び財務分析表（税抜き）を、30ページ及び31ページには給水原価構成表（税抜き）を、32ページから35ページまでには収益費用明細書（税抜き）を記載しています。

また、42ページ以降には、消費税及び地方消費税込みの詳細な決算説明書を記載しています。

以上、簡単ではありますが、令和元年度島本町下水道事業会計決算の認定の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

### 令和元年度島本町下水道事業会計決算説明

それでは、引き続きまして、第13号認定 令和元年度島本町下水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。

決算書の2ページから5ページまでの決算報告書については、消費税及び地方消費税込みの金額で作成し、7ページから14ページまでの損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表及びキャッシュ・フロー計算書については、消費税及び地方消費税抜きの金額で作成しています。

本認定については、「地方公営企業法（以下「法」という。）」第30条第2項の規定に基づき、去る令和2年7月20日に監査委員の審査に付し、決算審査意見書をいただきましたので、法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するものです。

まず、2ページ及び3ページの決算報告書の「収益的収入及び支出」について、説明します。

「収入」については、第1款 下水道事業収益の決算額が8億6,488万4千円で、その内訳は、第1項の営業収益で5億5,573万6千円、第2項の営業外収益で3億914万8千円となっています。

「支出」については、第1款 下水道事業費用の決算額が8億4,419万1千円で、その内訳は、第1項の営業費用で7億4,076万7千円、第2項の営業外費用で1億251万円、第3項の特別損失で91万4千円となっています。

次に、4ページ及び5ページの「資本的収入及び支出」について、説明します。

「収入」については、第1款 資本的収入の決算額が8億8,721万4千円に対して、「支出」については、第1款 資本的支出の決算額が12億2,107万1千円で、差引き3億3,385万7千円の不足が生じましたが、その不足額については、引継現金等、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金にて補てんしています。

資本的支出の主なものについては、公共下水道整備事業費にかかるもののうち、委託料として、淀川右岸流域関連公共下水道事業計画変更業務902万円、公共下水道島本2号汚水幹線外管内調査業務929万5千円及び公共下水道五反田雨水幹線整備（軌道横断部）工事委託3億5,687万5千円を実施し、工事請負費として、山崎ポンプ場放流渠ゲート取替工事746万4千円、山崎ポンプ場雨水自家発電セルモーター等取替工事242万円、公共下水道島本1号汚水幹線改築工事3,760万6千円、公共下水道污水管（第1工区）築造工

事239万5千円、公共下水道マンホール蓋取替工事1,355万5千円、公共下水道污水管（第2工区）築造工事5,798万9千円、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第2期）5,600万円及び公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第3期）5,000万円を実施しました。

流域下水道建設負担金のうち、淀川右岸流域下水道建設負担金につきましては、高槻水みらいセンター及び前島ポンプ場等にかかる設備更新工事等に要する負担金となっています。

続きまして、7ページには「損益計算書」を記載しています。

1の「営業収益」については、5億2,245万3千円となっています。営業収益の大部分を占める下水道使用料については、3億7,681万7千円となりました。なお、事業所等における排水量は前年度と比べ減少しています。

次に、2の「営業費用」については、7億1,795万2千円となりました。

次に、3の「営業外収益」については3億153万6千円、4の「営業外費用」については1億247万3千円で、結果、経常利益は356万4千円となっています。

次に「特別損失」については、91万4千円となっています。

従いまして、令和元年度の純利益については、265万円となりました。

前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額はないため、令和元年度未処分利益剰余金については、265万円となっています。

続きまして、8ページ及び9ページの「剰余金計算書及び剰余金処分計算書（案）」について、説明します。

上段の剰余金計算書については、資本金、資本剰余金及び利益剰余金の前年度末残高（当期首残高）と、令和元年度中に変動のありました資本金及び利益剰余金の明細を記載しています。

利益剰余金のうち、未処分利益剰余金については、令和元年度の純利益を加えたことにより265万円となり、その結果、利益剰余金合計は265万円となっています。

下段の剰余金処分計算書（案）として、先ほど申し上げました未処分利益剰余金265万円を資本金に組み入れることについては、今回、「第116号議案 令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分について」で、議会の議決をお願いしています。

続きまして、10ページ及び11ページには、令和元年度末現在の貸借対照表を記載しています。

まず、10ページの資産の部の1の「固定資産」については、有形固定資産のアの土地からオの建設仮勘定までの取得価額、令和元年度までの減価償却累計額を併記しているもの及び無形固定資産の施設利用権との合計額で、139億6,384万8千円となっています。

なお、固定資産の詳細については、28ページ及び29ページの令和元年度固定資産明細書に記載していますので、ご参照願います。

次に、2の「流動資産」については、現金・預金3億9,287万9千円及び未収金1億661

万1千円との合計額で、4億9,949万円となっています。

従いまして、固定資産及び流動資産の資産合計額は、144億6,333万8千円となっています。

次に、11ページの負債の部の3の「固定負債」のうち、企業債については、償還期限が1年以降に到来するもので53億547万5千円、引当金については、アの退職給付引当金189万7千円で、合計額は53億737万2千円となっています。

4の「流動負債」のうち、企業債については、償還期限が1年内に到来するものとして5億3,226万9千円、未払金は4億3,151万8千円、賞与引当金は67万4千円、その他流動負債は65万円となっており、合計額は、9億6,511万1千円となっています。

従いまして、固定負債及び流動負債の負債合計額については、62億7,248万3千円となっています。

5の「繰延収益」については、長期前受金59億1,962万6千円から償却見合い分を順次収益化した長期前受金収益化累計額1億9,628万1千円を差し引いた結果、57億2,334万5千円となり、負債合計は、119億9,582万8千円となっています。

続きまして、資本の部の6の「資本金」については、21億6,683万3千円となりました。

次に、7の「剰余金」については、資本剰余金が2億9,802万7千円となっています。利益剰余金については、先ほど剰余金計算書の説明の際に申し上げたとおり、令和元年度未処分利益剰余金は265万円となっています。

従いまして、負債及び資本合計額については、先ほどの固定資産及び流動資産の資産合計額と同額の144億6,333万8千円となっています。

以上が、決算諸表についての説明となります。

なお、15ページから36ページまでに決算附属書類を記載しており、24ページまでの事業報告書には、総括事項として処理状況、建設改良事業及び経営についての概況を、続いて議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項、工事、業務及び会計等に関する内容を記載しています。

25ページから27ページまでには収益費用明細書（税抜き）を記載しています。また38ページ以降には、消費税及び地方消費税込みの詳細な決算説明書を記載しています。

以上、簡単ではありますが、令和元年度島本町下水道事業会計決算の認定の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** それでは、これより質疑に入りますが、各会計決算13件については、常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

これより決算13件に対し、会派代表並びに会派に属しない議員による大綱質疑を行います。

ます。

なお、質疑は大阪維新の会、人びとの新しい歩み、コミュニティネット、自由民主クラブ、河野議員の順で行います。

また、大綱質疑については、新型コロナウイルスへの対応として、登壇せずに自席で行うこととしておりますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは最初に、大阪維新の会の発言を許します。

**大久保議員** それでは、令和元年度決算審査を行うにあたりまして、大阪維新の会を代表し大綱質疑を行います。

まずは、新型コロナウイルス対策として町長を核とし、職員の皆様が一丸となり、町民の皆様のために、いろいろな施策を円滑にかつ迅速に実行されたことを高く評価するとともに感謝を申し上げます。

さて、山田町長が就任され、過去の決算は2回連続不認定となっております。我が大阪維新の会は、新庁舎建設に関わる手法の検討が不十分であるため、過去2回、決算を不認定としました。私たち会派の懸念がすべて正しいとは申し上げませんが、島本町の10年、20年後の未来像や財政状況を鑑みて、行政の長である山田町長が、しっかりと決算不認定となった原因の善後策などを答弁される責任があると存じますが、今後の新庁舎建設に対する明確な方向性をご答弁ください。

また、コロナ禍の影響が大きく、内閣府が出しましたGDPの年率換算は戦後最悪の27.8%減とされております。今後、さらに厳しい財政状況を乗り越えるためには、さらなる主要事業の見直し、清掃工場の建て替え問題などの解決に、広域連携、合併問題の推進を図る必要があると考えます。町長におかれましては、合併は一つの手法であると毎回答弁されておりますが、合併問題を考えずに広域連携を進められるはずはありません。合併以外の手法があるならばお示しをいただき、昨年度、どのように広域化を進める努力をされたのか、お伺いします。

以下、通告に従い、質問をまいります。

1点目、「人権・平和」について。

昨年度、ふれあいセンターで実施されました北朝鮮による拉致被害者の蓮池薫氏による講演会は、ケリヤホールに入りきれないほどの参加者があり、拉致問題に関する町民の皆様の関心の深さがうかがわれました。この拉致問題は、日本人に対する深刻な人権侵害であり、現在も進行中で、今後も継続していくべき啓発行事、課題であると考えますが、本町の見解を伺います。

2点目、「防災・危機管理」について。

①大阪府及び防災関係機関と連携した事前防災行動計画である「風水害タイムライン」を作成されたということですが、その内容と、本町の防災訓練にどのように反映されていかれるのか、伺います。

②新型コロナウイルス感染対策として対策本部を設置されましたが、その運営における問題点や、今後の課題を伺います。

3点目。「庁舎整備事業」について。

パブリックコメント手続きを経て、「新庁舎建設基本計画」を策定されたとのことですが、その成果と実効性について伺います。

4点目。「財政」について。

令和元年度普通会計決算において、実質単年度収支は3,873万7千円の赤字となっておりますが、経常収支比率の状況は97.2%と、前年度より4.5ポイント改善しております。実質単年度収支が赤字になった要因は、財源不足が生じ、財政調整基金からの取り崩しが必要となったことによるものです。

今後、コロナ禍も大きく影響し、より厳しい財政状況が続くと予想される中、老朽化した公共施設の建て直しや耐震化・インフラ整備など、令和元年度普通会計決算から、本町はどのように財政の見直し・立て直しをされるのか、町長の見解をお伺いします。

5点目。「地域福祉」について。

「第4期地域福祉計画・第1期自殺対策計画」に基づき、社会福祉協議会、民生児童委員等と連携を図りながら各事業の推進に努めたということですが、その内容と、本町の取り組みをお伺いします。

6点目。「年長者福祉」について。

福祉ふれあいバスの運行について、コロナ禍の影響は、昨年度も運行や利用に少なからずあったものと推察をいたしますが、その課題と取り組みを伺います。

7点目。「救急医療体制」について。

救急医療の拠点である大阪府三島救命救急センター及び高槻島本夜間休日応急診療所の移動計画について、その内容と進捗状況を伺います。

8点目。「住民基本台帳」について。

住民票の写しの交付について、事前にホームページにて交付申請を受け付け、深夜や休日に警備室にて受け取ることを可能とする住民票の予約受け取りサービスの検討を行ったということですが、その内容と今後のスケジュールをお示してください。

9点目。「水中歩行訓練事業」について。

年長者と障害者を対象とした水中歩行訓練について、昨年度、コロナ禍の影響はなかったのでしょうか。また、今後の運営にあたりまして費用対効果など、持続可能な事業であるのか。今年度決算から、今後の課題をお伺いします。

10点目。「定期予防接種」について。

風しん第5期抗体検査・予防接種に関連して、島本町周辺における風しんの流行状況や問題点、また子宮頸がん予防接種の啓蒙活動はどのようにされているのか、伺います。

11点目。「介護保険」について。



①昨年度、要支援・要介護の認定を受けられている方の中に、サービス内容にごみ出し支援を受けられている方がおられたと思いますが、個々のケアプランであるため、その人数は把握されていないということです。しかしながら、超高齢化が進む中、ごみ出し支援を行ううえでのニーズ把握は必要と考えますが、本町の見解をお伺いします。

②いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の事業を展開されるうえで、新型コロナウイルスの影響があったものと推察をいたしますが、その課題、問題点を伺います。

12点目。「ふるさと島本応援寄附金」について。

厳しい財政の状況下、島本町の財源確保のために重要な事業であると推察をいたしますが、その成果と、当面の課題について伺います。

13点目。「有害鳥獣駆除」について。

本町内、高浜地域でヌートリアが散見されております。本町の農林産物保護のために、分布域が拡大しないように駆除が必要となりますが、本町は、このヌートリアを有害鳥獣に指定されているのか、伺います。

14点目。「ICT機器の整備」について。

町立中学校において、タブレット端末の整備・普通教室へのプロジェクター等の整備を行ったということですが、現状、どのように活用されているのか、お伺いします。

15点目。「外国語活動の推進」について。

本町は英語特例校制度を活用し、先進的に英語教育を展開されていることは皆が周知するところであります。ALTの導入は外国語活動を実施するうえで、どのように評価されているのか。また費用対効果を考えるうえで、GIGAスクール構想に伴いオンライン英会話授業の併用も検討すべき事業と考えますが、見解を伺います。

16点目。「就労支援型幼稚園」について。

第四保育所が移転新設するまでの間の定員を30人から50人に拡充されたとのことですが、その成果と問題点をお伺いします。

17点目。「図書館の管理運営」について。

令和2年2月から、大阪府立図書館の所蔵図書予約メールの受付を開始されたということですが、その利用方法とメリットについて伺います。

18点目。消防本部「救急出動件数及び搬送人数」について。

令和元年度救急出動件数及び搬送人員数は増加傾向にあります。本町の人員・装備で問題点や課題はなかったか、伺います。

以上です。

**山田町長** それでは、大阪維新の会を代表されての大久保議員の大綱質疑のうち、冒頭の「今後の新庁舎建設に対する方向性」について、私からご答弁申し上げます。

本町では、令和元年6月に「島本町新庁舎建設基本計画」を策定し、現庁舎の現状や課題、新庁舎に備えるべき機能や規模、事業手法など、新庁舎建設を進めるために必要

な基本事項の調査・検討を行いました。

しかし、当該計画策定事務と並行して他の町事業を勘案していく中で、同時期に新庁舎の建設を進めることは今後の財政運営に著しい支障を及ぼすことになるとの判断から、昨年9月時点において、財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、新庁舎建設に向けた設計業務にかかる予算の提出を、いったん先送りするとの判断をさせていただいたところでございます。その後、さらに検討を重ね、予算計上の可能性を探ってまいりましたが、本年度中での予算の提出は難しいと認識しているものでございます。

今後の方向性につきましては、様々な可能性が考えられ、また、町の財政状況の変化、社会、経済情勢、国等の制度、方向性等、様々な事情を総合的に勘案して判断していく必要がございますので、議会における議論を重ね、議員の皆様と慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、「広域連携の取り組みについて」でございます。

本町のような小規模自治体が行政責任を果たしていくうえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を図るためには、近隣自治体との連携は非常に重要な課題であると認識をしております。

昨年度におきましては、平成31年2月に締結した高槻市との観光振興に関する連携協定の一環として、高槻市主催の観光PRイベントに参加させていただいたほか、大山崎町との連携として、観光イベントやフォレストサポーター養成講座の開催などを行いました。また、高槻市に対しましては、令和元年6月に広域連携のさらなる推進に向け、行政の様々な分野において意見交換を行っていきたい旨の申入れを行い、市の見解も踏まえ、今後、消防や文化財行政に関する業務から意見交換を進めていければと考えているところでございます。

私自身、市町村合併につきましては、将来的な課題の解決や住民サービスの向上・効率化のための手法の一つと認識をしており、否定するものではございませんが、自治体としての存続に関わる極めて重大な問題でありますことから、住民の皆さまや議員の皆様とも情報共有を図り、しっかりと議論を重ねる必要があるものと考えております。

そのため、まずは広域連携での住民サービスの向上、業務の効率化等に努力するとともに、自治体間の信頼関係を保ちつつ、議会の皆様方とも一体となって取り組まなければ、行政だけでは成しえるものではないと考えております。つきましては、議員の皆様におかれましても、引き続き広域行政の取り組みにご支援をお願いいたしますとともに、議会間での関係性につきましても、ご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、「財政」についてのご質問に、私から引き続きご答弁申し上げます。

令和元年度の普通会計決算収支につきましては、実質単年度収支は赤字決算となったものの、実質収支及び単年度収支は黒字決算となり、財政構造の弾力性を示す指標であ

る経常収支比率は97.2%と、前年度より4.5ポイント改善いたしました。この主な要因につきましては、平成30年度の町民税法人分が平年度並みとなったことから、令和元年度の基準財政収入額に影響を及ぼし、普通交付税が増額となったことに加え、令和元年度の町民税法人分及び臨時財政対策債が増額したことによるものでございます。

しかしながら、町民税法人分については企業業績に大きく左右されること、また公共施設整備などの財源として多額の町債を発行しているため、公債費は今後上昇が見込まれることから、財政の改善は継続的なものではないと認識をいたしております。

令和元年度における財源確保策の成果についてでございますが、特定財源は事業を推進するため重要な財源でありますことから、既存の国・府の補助制度に加え、国の補正予算の動向にも注視するとともに、普通交付税措置のある地方債の活用など総合的に精査し、積極的に財源の確保に取り組んでまいりました。今後におきましても、引き続き特定財源の確保等に努め、各事業の円滑な実施に向け取り組むとともに、老朽化した施設の整備等の財源確保にも努めてまいりたいと思います。

私からは、以上でございます。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管の「人権・平和」に関するご質問にご答弁申し上げます。

拉致問題につきましては、政府が確認している最初の拉致被害が発生してから、すでに40年以上が経過しました。また、平成14年9月の日朝首脳会談で北朝鮮側が初めて拉致を認め謝罪し、再発防止を約束してから18年が経過しましたが、政府が認定している日本人拉致被害者全員の帰国は未だに実現しておりません。

本町といたしましては、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、毎年12月10日から16日までの「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせて、広報誌による啓発記事の掲載など、機会あるごとに住民の皆様への周知啓発に努めているところでございます。

特に、令和元年度におきましては、人権週間事業のテーマとして拉致問題を取り上げ、拉致被害者の蓮池薫氏を講師に迎え、拉致された当時の状況や死の恐怖と闘いながら生活された経験談などを中心に講演いただき、会場のケリヤホールには定員を超える方々が来場され、入場を一部お断りする事態にもなりました。また、講演会の1週間前から、ふれあいセンターエントランスホールでは、「北朝鮮拉致問題に関するパネル展」を開催し、講演会につながるよう計画いたしました。その結果、講演会も含め町内外から多くの方々に来館していただき、拉致問題が国民的課題であること。そして、国際社会を挙げて取り組まなければならない人権課題であることを改めて強く認識したところでございます。

さらに、国や大阪府、全国の自治体におきましても、様々な取り組みが行われており、本町におきましても、今回の取り組みを契機として、他機関が実施する取り組みとも連

携を図りながら、継続して拉致問題解決に向けて周知・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**危機管理室長** 続きまして、総務部所管分につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、「防災・危機管理」に関するご質問のうち、「風水害タイムラインと防災訓練への反映について」でございます。

令和元年度に作成いたしました島本町風水害タイムラインは、発災時を起点に数日間という時間軸に対して、町の対策本部と消防、警察、水防事務組合、自衛隊、ライフライン事業者、交通事業者などの防災関係機関が、互いの時点別の動きを共有し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列に整理した計画でございます。タイムラインの策定過程では、お互いの顔の見える関係の構築ができたことや、タイムラインであらかじめ役割を決めておくことで、先を見越した早めの行動が取れるとともに、防災行動の漏れ・抜け落ちの防止に繋がるものと考えております。

防災訓練への反映につきましては、毎年6月に実施している総合防災訓練では、それぞれの防災活動のトリガーとなる事象が、本部からの指令で発生するシナリオになっております。実際の災害においては、住民からの通報やそれぞれの機関のパトロールなどで発見する過程が省かれているわけですが、これは会場、訓練時間の都合によることです。シナリオ作成において、タイムラインとの整合は図るところですが、総合防災訓練は、発災直前から発災直後の時間帯を切り取って再現するシナリオ構成となっていることから、現段階で大きな変更には繋がらないものと考えております。

次に、「新型コロナウイルス対策本部の課題について」でございます。

新型コロナウイルス対策本部につきましては、2月25日に第1回本部会議を開催して以来、17回の本部会議を開催し、国、府の施策に対する対応や、町で発生する事態への対応を協議してきたところでございます。

課題についてでございますが、本件につきましては、未だに感染症に対する有効なワクチン、治療法が確立しておらず、住民の生命、健康を守るためには、基本的には感染防止対策を徹底する事が有効な手段であり、そのため住民への周知方法をはじめイベントの自粛や施設の閉館、学校等の休校措置、マスクなどの衛生物品の調達困難等、多くの課題が初めての対応となり、対策本部会議でも国や府の考え方をもとに、他団体の事例等を勘案するなど、会議には多くの時間をかけ対応してきたところです。

そのようなことから、平成25年度に策定した島本町新型インフルエンザ行動計画や、業務継続計画の設定とは異なる事態が発生しており、今回の経験を生かした感染症対策を計画の項目に加えるなどの検討が必要であると考えているところでございます。また、日々変化する事態に対して、多様な手段を用いて情報提供を行っておりますが、デジタル媒体になじみの少ない高齢者にタイムリーに情報をお届けする手段について、感染症

対策に限らず課題であると考えております。

**総務部次長** 続きまして、「庁舎整備事業について」でございます。

「島本町新庁舎建設基本計画」につきましては、平成30年4月に策定した島本町役場庁舎耐震化方針の内容を踏まえ、島本町新庁舎建設基本計画住民ワークショップ、議員のみなさまに対するアンケート、庁内各部局に対する調査等をもとに、庁内組織である庁舎整備検討委員会での議論を重ね計画案を作成した後、パブリックコメント手続きを経て、令和元年6月に策定いたしました。

基本計画策定の成果といたしましては、現庁舎の現状や課題、新庁舎に備えるべき機能や規模、概算事業費や整備手法、事業スケジュールなどの整理を行い、今後の基本設計・実施設計に向けた基礎的な条件を整理することができたものと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「地域福祉について」でございます。

地域福祉につきましては、支援を必要とするすべての人が安心して生活できるように、島本町社会福祉協議会、民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカーとの連携を強化しながら事業を推進しているところでございます。

島本町社会福祉協議会においては、小地域ネットワーク活動として、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合い活動を推進することで、地域の寝たきりの方や一人暮らし高齢者、障害（児）者及び子育て中の親子等の支援を必要とするすべての方を対象として活動されており、令和元年度は新たな助け合い活動として、安心安全ネットワーク事業「いまどこネット」と、住民支え合い生活援助事業「たのむ和」を実施しております。また、コミュニティソーシャルワーカーを配置することで、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの方々が暮らす地域の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行っております。令和元年度におきましても、住民懇談会の開催、住民活動のコーディネート、要援護者等の組織化支援、既存の公的サービス等との協働・つなぎや要援護者に対する見守り・相談などを行っております。

民生委員児童委員におきましては、常に住民の立場に立って相談に応じ、住民の身近な相談・支援者として、子どもや高齢者・障害者等地域住民の生活を支援する活動を行っており、令和元年度におきましても、相談活動、地域行事への参加、ひとり暮らし年長者の実態把握、会食会の案内、担当地区の見守り、ひとり暮らし年長者やPTAとの交流会、乳幼児健診や園庭開放への参加、一日里親などの活動を行っております。

次に、「年長者福祉について」でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、平成31年4月から高齢者等の外出支援として町内を運行していることから、公益財団法人日本バス協会の「バスにおける新型コロナウイルス対策ガイドライン」を参考として、消毒や換気等の対策を講じ、継続して運行して

おります。

令和元年度の運行実績といたしましては、1日の平均乗車人数は120人となっており、経年比較をいたしましてもほぼ同程度となっておりますが、令和2年3月につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためふれあいセンターを閉館したことや、4か月児健康診査及びBCG予防接種についても中止としたこと等の影響によって、1日平均乗車人数が56人と減少しております。

なお、福祉ふれあいバスは、高齢者だけでなく妊婦や障害者が利用されることから、より安心して利用していただけるよう、本年8月末に車内に抗菌・抗ウイルス効果のあるコーティングを施工したところでございます。引き続き、高齢者等の皆さまの社会参加を促進し、外出支援となるよう、新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じながら、福祉ふれあいバスの円滑な運行に努めてまいります。

次に、「救急医療体制について」でございます。

大阪府三島救命救急センターにつきましては、平成30年5月に、学校法人大阪医科薬科大学、公益財団法人大阪府三島救命医療センター、大阪府、3市1町（高槻市・茨木市・摂津市・島本町）において、移転について合意に至り、移転場所を大阪医科大学附属病院とし、移転後の運営主体は学校法人大阪医科薬科大学とすることになっております。移転時期につきましては令和4年度を予定しており、円滑に移転できるよう、令和元年10月には、大阪府、3市1町（高槻市・茨木市・摂津市・島本町）及び学校法人大阪医科薬科大学において、移転に関する財政支援の内容について合意に至っております。

なお、令和2年4月以降、大阪府三島救命救急センターと学校法人大阪医科薬科大学で、相互の医療環境を理解するための人事交流や会議を行うことで、連携を図りながら、移転に向けた取り組みを進めているところでございます。

また、高槻島本夜間休日応急診療所につきましては、移転場所について、3市1町（高槻市・茨木市・摂津市・島本町）及び関係機関において検討を進め、高槻市の市有地である八丁西町に所在する弁天駐車場敷地へ移転することを決定いたしました。移転時期につきましては、大阪府三島救命救急センターの大阪医科大学附属病院への移転時期に遅れないよう、令和5年4月の移転を目途としており、施設につきましては、高槻市から、財政負担の軽減に努めるため民間活力によって整備していく予定であると聞き及んでおります。

本町といたしましては、大阪府三島救命救急センター及び高槻島本夜間休日応急診療所の移転が円滑に実施できるよう、引き続き関係機関と連携しながら、対応してまいります。

次に、「住民基本台帳について」でございます。

夜間や休日における住民票の予約受け取りサービスにつきましては、導入を見送ったコンビニ交付サービスの代替策の一つとして検討を進めてまいりました。令和元年度に

は、他団体の事例研究及び関係部局との協議を行い、役場本庁舎の警備業務委託にかか  
る仕様変更の要否、町ホームページからの予約フォームの作成など、具体的な実施方法  
等を検討いたしました。令和2年度も引き続き検討を進め、要領やマニュアルの整備な  
どを行い、本年8月からサービスを開始したところでございます。

住民票の予約受け取りサービスの概要といたしましては、町ホームページの受付フォ  
ームから予約申し込みをしていただき、夜間や休日に役場本庁の警備室で住民票の写し  
を受け取ることができるもので、平日は午後5時30分から午後10時まで、休日は午前  
9時から午後10時まで実施をしております。

次に、「水中歩行訓練事業について」でございます。

水中歩行訓練事業につきましては、ふれあいセンター2階の水訓練室にて毎週火曜日  
と金曜日の午後から実施してはりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のた  
め、令和2年2月28日から現在まで、事業の実施を中止しております。

令和元年度実績では、年度当初から、令和2年3月24日から水訓練室の清掃を予定し  
ていたことから、通常の月より実施回数が少なくなる月ではあったものの、5回分が中  
止となりました。

なお、現在、ふれあいセンターの水訓練室の貸し出しが再開されていることから、事  
業の再開にあたり、必要となる新型コロナウイルス感染症の対策について、検討を進め  
ているところでございます。

次に、「定期予防接種について」でございます。

現在の島本町と周辺地域での風しんの感染状況といたしましては、大阪府感染症発生  
動向調査によりますと、令和2年1月から8月16日時点において、風しん患者の報告数  
は、三島ブロックにおいては1件、大阪府内においては5件となっております。

風しん第5期にかかる令和元年度の実績につきましては、無料クーポン券を送付した  
対象者1,636人のうち、抗体検査の実施者数は385人、率にして23.5%となっております。  
また予防接種につきましては、抗体価が低く予防接種の対象となった方が99人、そ  
のうち86人の方が予防接種をされていることから、接種率は86.9%となっております。

令和元年度に無料クーポン券を送付したものの、抗体検査が未実施の方につきましては  
は、本年7月に再度クーポン券を送付し、接種勧奨に努めているところでございます。

風しん第5期にかかる予防接種につきましては、令和4年3月末までの実施となっ  
ていることから、引き続き事業の周知啓発に努め、風しんの感染拡大防止に努めてまい  
ります。

また、子宮頸がんの予防接種につきましては、現時点では国において積極的な接種勧  
奨が差し控えられており、本町でも接種勧奨は行っておりません。しかしながら、定期  
予防接種として位置づけられていることから、接種を希望される場合は、有効性とリス  
クを理解したうえで接種をしていただくよう、ホームページにおいて情報提供に努めて

いるところがございます。令和元年度の接種者数は12人となっており、前年度実績が1人であったことから、接種者数は微増傾向となっております。今後も引き続き、国の動向を注視しながら情報提供に努めてまいります。

次に、「介護保険について」のうち、「ごみ出し支援のニーズの把握について」でございます。

介護保険制度におけるごみ出し支援は、介護サービスの訪問介護のうち単身世帯等の方を対象とする生活援助に位置付けられております。サービスの種別といたしては訪問介護に分類されるため、それぞれの訪問介護利用者がごみ出し支援をサービスとして位置付けておられるかにつきましては、それぞれのケアプランセンターが所有するケアプランを個別に確認する必要があるため、本町で統計的に把握することのできる状況にならないことは、以前、ご答弁させていただきましたとおりでございます。

「第8期介護保険事業計画」策定に先立ち、要介護認定を受けていない在宅の高齢者に対し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行っており、その中で、「どのような支援が身近にあれば、自宅での生活を続けていくことができるか」という設問を設けました。複数回答を可能としておりますが、「電球の交換やごみ出しなどの生活援助サービス」が必要であると考えている方が、708人中145人おられるということは把握できましたが、ごみ出し支援のみの調査項目ではないため、ニーズを正確に把握できている状況にございません。

ごみ出し支援が必要な方は、今後も介護保険制度で訪問介護サービスを受給されるものと認識しており、現在のところ本町として、独自のごみ出し支援を行う予定はございません。

次に、「いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操について」でございます。

「いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操」につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、町から各地域の代表者に、令和2年2月27日から活動を自粛していただくよう要請いたしました。その後、5月21日に大阪府に発令されていた「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が解除されたことを受け、活動再開に向けて必要な手指消毒薬及びマスクを町で確保し、6月3日付けで再開にあたっての注意事項とともに、各地域代表者に再開を可能とする旨を通知しております。

現在は、ほとんどの地域拠点で活動を再開されているものの、一部活動を再開されていない地域拠点もございます。この中には、自主的に活動自粛を継続されているところもございますが、一部の拠点におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の使用が困難であることから再開できないというような状況がございます。

また、2部制での実施や開催する曜日を増やすことで密となる状況を回避するなどの工夫により、いきいき百歳体操は再開できたものの、かみかみ百歳体操は口を動かす体操であるためマスク着用での実施が難しいとの意見もあり、この点につきましても、今



後の継続実施にあたっての課題になると認識をしております。

私からは、以上でございます。

**都市創造部長** 続きまして、都市創造部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「ふるさと納税について」でございます。

本町のふるさと納税は平成20年度からスタートしており、最近の5年間の実績といたしましては、平成27年度が48万5,544円、28年度が439万7,000円、29年度が56万5,001円、30年度が52万8,002円、そして、令和元年度が482万2,519円となっております。令和元年度からサントリーの酒類を返礼品として提供することが可能となったため、大好評をいただいていることから、寄附額が大幅に増加しているものでございます。

他市町村と比較しても、寄附額においてはまだまだ低い状況であり、返礼品数も少ないといった課題はありますが、引き続き、町内事業者からの返礼品の充実を図り、より多くの方々から寄附をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「有害鳥獣駆除について」でございます。

本町におきましては、農業被害が確認されているイノシシ、シカ、カラス、サル、アライグマにつきまして、「島本町鳥獣被害防止計画」を策定し、有害鳥獣として指定し、捕獲や追い払いに取り組んでいるところでございます。ヌートリアにつきましては、近年、目撃情報は寄せられているものの、農業被害の具体的な報告を受けていないことから、計画の対象としておりませんが、今後、被害が増加した際には、捕獲等の対象とすることを検討してまいりたいと考えております。

なお、ヌートリアにつきましては、アライグマと同様に特定外来生物に指定されており、町として駆除対象となりますことから、住民の皆様からのご相談がございましたら適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます

**教育子ども部長** 続きまして、教育子ども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「ICT機器の整備について」でございます。

ICT機器の整備につきましては、平成30年度に小学校の、令和元年度に中学校の普通教室にプロジェクター等の表示装置と1クラス分のタブレット端末を整備し、また、各学校のパソコン教室のリース機器を更新いたしました。

それぞれの機器の活用につきましては、プロジェクター等の導入により、これまで紙媒体等で掲示していた教材などを映像として表示することができるようになり、これまでよりも視覚に訴えることのできる授業の展開に寄与できております。また、タブレットのカメラ機能を利用した授業展開として、理科等の授業では観察や分析の作業に活用し、英語の授業ではお互いの撮影を行い、それを教材として活用していると聞き及んでおります。

いずれにいたしましても、ICT機器の使用につきましては、今後も、学校とともに

先進事例などの情報収集に努め、さらなる活用の手法について研究してまいりたいと考えております。

次に、「外国語活動の推進について」でございます。

まず、外国語指導助手（ALT）の導入の評価についてでございますが、外国の方と実際にコミュニケーションを取ることができることから、児童生徒にとっては、外国語を聞こうとする意欲や態度を育てることができるものと考えております。また、生徒の英語による実践的コミュニケーション能力を養うとともに、広く世界に目を向けた国際理解教育を推進し、国際人としての資質の育成を図ることもできるものと考えております。

なお、令和元年度2学期末に町立小学校3年生から6年生までに対して行いました授業アンケートでは、「外国語活動の勉強は好きだ」の質問に対し、約8割（78.9%）の児童から肯定的な回答をいただいております。

次に、オンライン英会話授業についてでございます。

本町では、タブレット等ICT機器を活用した授業として、理科や英語に活用いたしておりますが、オンライン英会話につきましては、方法や費用等につきまして、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、「就労支援型幼稚園について」でございます。

第一幼稚園で実施しております就労支援型幼稚園につきましては、当初の定員は20人としておりましたが、平成30年度には、平成29年度の利用者数の急増に伴って定員を30人に、平成31年度には、第四保育所からの転園受入れを見込んで定員を50人に増員しております。

まず、定員拡充による成果でございますが、平成31年度における同制度利用者数は、増員前の定員内である29人となっておりますが、令和2年8月現在、すでに30人のご利用があることを踏まえますと、同制度のニーズは従来よりも高い水準を維持している状況にあり、また、平成31年度はもちろん、現時点におきましても、本町における保育ニーズの受け皿の一つとして機能しているものと考えております。

なお、この度の定員拡充に伴う問題点につきましては、特段生じていないものと考えております。

次に、「図書館の管理運営について」でございます。

町立図書館が所蔵していない図書で、大阪府立図書館が所蔵する図書を取り寄せるためには、その都度、町立図書館に来館いただいたうえで、窓口に予約票を提出いただく必要がございましたが、令和2年2月からEメールでも予約受付ができるようにいたしました。

なお、このメールでの受付は、登録時に1度来館いただく必要があるものの、登録以降は来館せずとも予約をすることができるものでございます。

利用方法といたしましては、制度利用希望者は事前に窓口カウンターにて利用登録をしていただき、本人確認の後、図書館から本制度専用のメール受信アドレスを交付するものでございます。以降は、府立図書館の図書を予約されたい場合は、予約票を添付した予約申込のメールを交付したアドレス宛に送っていただき、予約の手続きを進めるものでございます。図書を受け取る際には来館いただく必要がございますが、予約を申し込む際の来館を省略することができるという点において、利用者の利便性が向上したものと考えております。

私からは、以上でございます。

**消防長** 最後に、消防本部所管分の「救急出動及び搬送人員」について、ご答弁申し上げます。

令和元年度の救急件数につきましては1,342件で、平成30年度と比較して35件増加しております。また、令和元年度の搬送人員につきましては1,260人で、平成30年度と比較しまして12人増加しております。いずれの出動事案につきましても、人員装備で問題点や課題として認識した事例はございません。

近年、全国的に救急出動件数は右肩上がり増加しているところでございます。本町では、今後も継続的に救急救命士を養成し、救急体制の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**大久保議員** 大綱ではありますけれども、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目は、今後の庁舎建設に対する方向性についてです。行政報告等承っておりますけれども、そうは言いましても地震や災害は待つてはくれません。職員や町民の皆様様の安心・安全を守るためにも、早急に庁舎問題、解決すべきではないでしょうか。こういった考え方から、実現可能な方向性も町のほうから示されております。一例をあげますと、ふれあいセンターを利用するという事なんですけれども、すべて総務部危機管理室などを移転させるなどの具体的な方向性を早急に示していただければなと考えますが、ご見解をお伺いします。

もう1点、広域・合併問題についてですけれども、これは島本町・高槻市の広域行政勉強会、以前、あったと思うんですけれども、これを再開させて欲しいなと思うんですけれども、ごみ焼却炉の問題がなかなか解決いたしませんので、それに特化したものでも結構なので、早急にこの広域行政勉強会、再開していただければなと思っておりますが、ご見解をお願いします。

**総務部次長** 庁舎整備事業につきましてでございます。

現時点におきまして、庁舎整備に関して具体的な方向性をお示しできる段階にはございません。ただ、様々な可能性については探っているところでございますので、議員の皆様のご意見を伺いながら、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**総合政策部長** 高槻市との広域勉強会についてでございます。

令和元年6月に広域連携のさらなる推進に向けてということで、高槻市に申し入れを行いました。その後、意見交換を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、なかなか意見交換と言っても、まだまだ意見交換の必要性はあるというふうに考えております。一方的に島本町で「勉強会を」と言っても、なかなか立ち上がるものではございませんので、これはまた高槻市さんと、時期を見て、実施可能な広域連携についての課題を、勉強会という形で最終詰めていくことになるかというふうに思いますけれども、現時点では、今、勉強会を開く段階にはないというふうに考えておりますし、ごみ問題については、連携の申し込みをした際に、まずは消防や文化財のところから意見交換をしていきたいと思いますというふうに話をしておりますので、ごみ問題については、若干、その後というような形にはなっていますが、うちの大きな課題でもございますので、その点については、今後、引き続き意見交換もしながら、前向きに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**大久保議員** わかりました。なかなか難しい問題とは思いますが。町長の答弁の中に、議員も「議会間での関係性につきましてのご尽力をいただきますように」ということで言われてます。私も、こういった質問をする以上は関係性について向上させていくように努力したいと思っております。

細部につきましては、各常任委員会で質疑をさせていただきます。ありがとうございました。

**村上議長** 以上で、大阪維新の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時18分～午後1時20分まで休憩) (午後1時20分 岡田議員退席)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

**中田議員** 2020年9月定例会議にて、人びとの新しい歩みを代表して大綱質疑を行います。

一つ目、「新庁舎建設・建替の見送りに見られる計画性のなさについて」です。

「新庁舎建設基本計画」を作成したものの、その先の新庁舎建替の実施設計が見送られています。今後、計画自体を見直すことになれば、本業務に費やした経費が無駄になります。財政状況が厳しく、マンパワーの足りていない島本町にとって、このような無駄は致命的です。昨年9月議会では、庁舎建替実施設計の見送りの理由として、保育所の整備や運営、三小の整備等に多くの経費を要し、継続して財政負担が大きくなると説明されています。

しかし、これらは「庁舎建替基本計画」作成時に認識できていたはずで、島本町の待機児童の多さは、4年も前から、待機児童率府下ワーストとして現れていました。これらが2018年や19年になって急に判明したとするのは理解できませんが、もし、それが本当なのだとしたら、そうなった理由はなぜでしょうか。本来保育需要に関しては大型マンション開発がわかった段階で、開発許可をする都市創造部、教育・保育を管轄する教育こども部、財政や施設整備に関わる総務部、それらを総括する総合政策部が連携し、計画的に施設整備に取り組むべきものではないでしょうか。このような全体の連携が取れていなかったのでしょうか。取れていれば、待機児童はもっと早く解消し、この時期に財政支出が急増する事態も避けられたのではないかと考えます。

多額の資金と、職員や住民の時間を費やして作った計画が無駄になるような予算を組んでしまった原因は何であると分析されますか。見解を伺います。

二つ目。「島本駅前開発で同じ失敗を繰り返さぬよう」。

島本駅西地区の都市計画決定変更業務が行われました。計画では、この変更で1,250人の人口増を見込んでいるようですが、新たに設定された用途地域を見れば、2千人を超える人口増が起きることも考えられるのは、多くの住民から指摘を受けているとおりです。また、一時的な人口増に伴うインフラ整備への備えが町財政を圧迫し、次世代にツケを残すのではないかと指摘されてきました。この指摘の正しさは、現在の町の状況が証明しているのではないのでしょうか。開発による人口増に伴う施設整備が招いた財政悪化により、庁舎建替の延期に追い込まれているわけですから。

このような指摘にも関わらず、駅西開発でも同じことを繰り返すつもりでしょうか。失敗に学び、政策を修正するべきだと思いますが、見解を伺います。

三つ目。「第五次総合計画」。

前の庁舎建替を見送らざるを得ないという事態に陥った原因は、各部局の政策が統合されていなかったことに起因すると思います。このような事態を防ぐために「総合計画」が策定されているのではないのでしょうか。その点、今回の「第五次総合計画」策定のプロセスを見て気になったことは、本計画が、そこに載ってさえいれば、どんな施策でも可能なように作られていることでした。審議会では、行政サービスの低下を身をもって感じている公募委員さん達が、「総合計画」が全体を見通して各施策を統合するようなものになるよう、具体的な提案が幾つもなされたと思いますが、それらがうまく反映されたとはとても言えず、これまでどおりの玉虫色の、何でもできる「総合計画」となってしまったように思います。

私は、何でもできるような計画は計画ではないと思います。計画は、策定されれば、未来の行動を一定制約するからこそ意義があります。そのような認識はありますでしょうか。また、前回策定と比較して改善された点、また課題として残った点は何か、伺います。

四つ目、「小さな町の豊かな暮らしと協働のまちづくりは実現したか？」。

2019年11月の臨時議会では、町内の建物の高さに上限を設けようという条例案が審議されました。駅前や町内各所で、住民の皆さんが署名活動をした結果、限られた手法とマンパワーにも関わらず、実に有権者の10人に1人に当たる2,598筆が集まり、住民が議員を介することなく、直接、島本町に提出しました。特筆すべきは、この際、請求代表人が議場で意見を述べられたことです。これは島本町議会始まって以来初のことであり、聞いていますし、意見陳述人が6人という数は、他の自治体の直接請求と比較して突出して多いことも特徴でした。

山田町長は就任以来、住民への説明や意見聴取については、これまでとは比べものにならないほど多くの機会を設け、それにより住民の多くが、まちづくりについて真剣に考えるようになりました。それは直接請求の意見陳述人や意見書の提出の多さに現れており、これは山田町長の最大の功績と言えます。

が、一方で残念なことに、こと都市計画の変更に関しては、耳は傾けるが意見の反映はできない、という姿勢を貫きました。現行案に対する異議が噴出していたにも関わらず、多くの住民が駅西の都市計画の変更に納得していない状態で、区域区分変更や津梅原水路付け替えの実施設計業務を実行してきました。様々な無作為抽出のアンケートから、これ以上の高層マンションの建設をやめて欲しいという町民の切実な要望が他の意見を圧倒する数で寄せられており、町もこういった意見を持つ住民が多くなっていることを認めていたにも関わらずです。当初予定したままの案に懸念を示す住民の意見を一切取り入れず、駅西の都市計画を断行した町及び町長の姿勢に落胆した住民の活動の結果が、この直接請求であったと私は捉えています。

山田町長が目指す「小さな町の豊かな暮らし」「協働のまちづくり」とは、一体どのようなものなのでしょう。2019年度を振り返って、それが実現されたとお考えでしょうか。

五つ目、「大量のマンション空き室問題をどう捉えるか」。

野村総研によると、このまま空き家の除去や住宅以外の用途への有効活用が進まなければ、2013年に約820万戸だった空き家が2033年には2,150万戸になり、3戸に1戸が空き家になると予測されています。そんな中、島本町として「空家等対策計画」に取り組んだことは大変評価できるものです。方針にあるように、空き家の発生抑制、適切な管理、利活用の促進に取り組んでいただきたいと思います。1点、気になるのは、パブコメでも指摘されていることですが、今回の計画に用いられた調査において、共同住宅であるマンションや長屋の空き室がカウントされていないことです。

島本町の調査で把握された空き家は129件でしたが、これは戸建てのみカウントしたもので、同年に行われた共同住宅の空き室を含む別の調査によると、1,350戸が利用されていないという結果でした。つまり、空き家・空き室のほとんどが共同住宅なのです。

こういったマンションなどの共同住宅の空き室は、1戸建ての空き家と比較して数が圧倒的に多いだけでなく、年々、増加傾向にあります。本計画では、こういった空き室の対策についても触れられているものの、この対策では、すでに町内にある1千件を超える空き室すべてに対応することは現実的とは思えません。

マンションなどの共同住宅の空き室が多いこと、また、その数が増加傾向にあることについての問題、また現行の対策ですべての空き室に対応できるかどうかについて、どのようにお考えですか。

六つ目。「農地アンケート、生産緑地の導入から見えてきたことは？」。

農林水産省が今年5月に都市住民に行った都市農業への意識調査によると、約8割の住民が都市農業・農地を保全すべきと回答し、特に人口密度が高い都市で、日常生活の中で農地を目にする機会がある人のほうが、「農地を残していくべきだ」とする意向が強かったそうです。この結果について農林水産省は、コロナ禍による移動制限や自粛生活の中で、新鮮な農産物が購入できる直売所や、農業が近くにあることの良さが再認識された結果ではないかと分析しています。

このように、コロナ禍においても価値が再認識された都市農地は、都市部において食料供給や防災、環境保全、コミュニティの場の提供など多面的な機能を果たし、その保全の重要性がますます高まっているところですが、島本町では、駅西地区の開発をはじめわずかに残る既存市街地の農地も次々に開発され、住宅になっているのが現状です。

今回、農家の意向を調査するための農地アンケートを実施されたことや、生産緑地を導入したことは、都市農地保全の観点から大変評価できるものです。アンケートや生産緑地の導入から見えてきた、島本町の都市農地の課題は何ですか。また、このアンケートは今後、どのように活用されていくのでしょうか。

七つ目。「島本町の気候危機対策は十分か？」。

命に関わる危険な暑さや豪雨、超大型台風など、気象災害が激甚化し、頻発しています。今年6月に出された「環境白書」では、「こうした状況はもはや単なる『気候変動』ではなく、私たち人類やすべての生き物にとっての生存基盤を揺るがす『気候危機』とも言われている」とし、政府は初めて白書に「気候危機」という言葉を入れました。世界の平均気温は、すでに約1℃上昇しています。近年の気象災害の激甚化は、地球温暖化が一因とされ、今も排出され続けている温室効果ガスの増加によって、今後、豪雨災害等がさらに頻発化・激甚化することが予測されています。

1℃上昇でもこの状態であるのに、このままでは今世紀末には4℃程度、地球の平均気温が上昇されるとする中、世界の平均気温上昇を2℃もしくは1.5℃未満に抑えることを目的とすることが、多くの国で合意されています。一方で、日本の目標値である「2030年までに2013年比で温室効果ガス排出を26%削減」を含む現状の世界各国の削減目標では、その2℃という目標も達成できないため、目標値自体を改善していくことが求め

られています。

そこで、お尋ねします。このような危機的な状況だからこそ、国の方針に従うだけでなく、地方自治体としてできる限りの温室効果ガスの削減に取り組むべきと考えますが、島本町のこれまでの削減目標は、世界の平均気温の上昇を2℃もしくは1.5℃未満に抑えるに十分な値とお考えでしょうか。

また、島本町が行政として把握している温室効果ガスの活動項目別排出量の内訳とともに、これまでの取り組みから見えてきた島本町の地球温暖化対策の成果と課題をお示しくください。

八つ目、「地球温暖化対策と森林整備」。

森林は、二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵、木材の利用による化石燃料の使用削減を通じて、地球温暖化防止に大きく貢献しています。島本町の「地球温暖化対策実行計画」でも、「森林は二酸化炭素の吸収源として適正に管理することにより、大気の浄化や二酸化炭素の吸収など、温暖化防止の効果が期待される」としているように、森林は適正に管理し、利用することによって、二酸化炭素削減の効果を最大限に発揮します。森林整備は、防災面はもちろんのこと、二酸化炭素の吸収、貯蔵、化石燃料の使用削減といった、地球温暖化対策としても重要性が高まっています。

島本町は、町域の約61%を山林が占めていますが、このうち、森林整備が行われ、木材利用が行われている面積はどの程度なのでしょう。森林整備の内容とともにお示しくください。

九つ目、「保育無償化」。

2019年10月から、幼稚園・保育所などを利用する3歳～5歳のすべての子ども達、0歳～2歳の住民税非課税世帯を対象とする子ども達の利用料が無料となりました。保育無償化は潜在的な需要を喚起すると言われていましたが、町内の各施設の利用状況や待機児童数にどのような影響があったのでしょうか。

10個目ですね、「町立保育士の確保策」。

当初予算には、町立保育所の保育士不足に対応するため、人材派遣事業者からの保育士派遣を活用する予算が上程されていましたが、決算書にはないことから、活用実績がなかったものと思われます。保育士確保策として有効ではなかったと判断されますが、その要因は何であると分析されていますか。2019年度の町立保育士不足はどのように乗り越え、今後、解消に向けてどのような対応を取るのでしょうか。

2019年度に町立保育所の正規職員の数が増加していることは評価できるものですが、それでもまだ非正規職員の数と比較して、正規職員が少ないのが現状です。引き続き、正規職員の雇用を増やすべきではありませんか。

11個目、「島本町の保育・教育の質」。

2019年度は、ふれあいセンターにおける保育、幼稚園の統合、預かり保育の増加、民



間保育所の参入、第三小学校の耐震化までの間の既存校舎の対応など、保育・教育において様々な変化が見られた年でした。これらの変化において、保育・教育の質は保たれたのでしょうか。各施設の対応状況と課題について、お伺いします。

12 個目、「コロナ禍の臨時休校から見えた教育の課題は？」。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全国の小・中・高に対する3月2日からの臨時休校要請により、島本町でも唐突に学校が休校となりました。教育委員会も、学校の先生方も、児童生徒の皆さんも、突然のことに戸惑われたことと思います。学年を跨いだ休校となっていました。年度末のカリキュラムの遅れはどのように扱われたのでしょうか。また、休校措置により見えてきた島本町の教育の課題はありましたか。

以上です。

**総務部次長** それでは、人びとの新しい歩みを代表されての中田議員の大綱質疑のうち、総務部所管分の「新庁舎建設」に関する質問に、ご答弁申し上げます。

本町では、現庁舎の現状や課題、新庁舎に備えるべき機能や規模、事業手法など、新庁舎建設を進めるために必要な基本事項の調査・検討を行い、令和元年6月に「島本町新庁舎建設基本計画」を策定いたしました。

しかし、当該計画策定事務と並行して他の町事業を勘案していく中で、同時期に新庁舎の建設など事業を集中して進めることは今後の財政運営に著しい支障を及ぼすことになるとの判断から、昨年9月時点において、財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、新庁舎建設に向けた設計業務にかかる予算の提出をいったん先送りするとの判断をさせていただいたところでございます。

町で実施する諸事業は、すべて住民福祉の増進の観点から必要なものとして実施しておりますが、すべての事業を同時に実施することは、財政運営の観点からも、組織体制の観点からも困難でございますので、町の財政状況の変化、社会、経済情勢、国等の制度、方向性等、様々な事情を総合的に勘案して、その都度多様な行政需要の中から優先順位を判断して実施しているところです。こういった検討の中で、新庁舎建設に向けた予算についてはいったん先送りするとの判断をし、ご報告させていただいたものでございます。

なお、現時点におきましては、財政負担の平準化の観点から実施時期を遅らせており、今後の方向性につきましては様々な可能性が考えられるところですが、「島本町新庁舎建設基本計画」における基本理念や基本方針、新庁舎建設を進めるために必要な基本事項の内容は、当該事業を進める段になりましたら、今後も活用できるものと認識いたしております。

私からは、以上でございます。

**都市創造部長** 続きまして、都市創造部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「JR島本駅西地区のまちづくりについて」でございます。

これまでもご答弁申し上げておりますとおり、J R 島本駅西土地区画整理事業における計画人口につきましては、既存市街地の平均人口密度に事業区域面積を乗じた方法で算出し、1,250人としております。この計画人口につきましては、J R 島本駅西地区におけるまちづくりの基本的な数値であることから、当該土地区画整理組合におかれましても、念頭におかれたうえで事業を実施されているものと認識いたしております。

なお、現状に比して人口が増加することは、町といたしましても認識いたしているところであり、当該事業による人口増加や商業施設の立地により、町民税や固定資産税、都市計画税の増加が見込まれるものと認識いたしております。

一方で、町が実施する関連工事費等による歳出の増加や地方交付税の減額により、税収の増加が相殺される部分はあるものの、これらの町財政シミュレーションの結果では、当該事業による財政効果は増収効果の範囲内であるため、当該まちづくりの効果については、町の財政力が高まるものと想定しているところでございます。

次に、「マンション空き室問題について」でございます。

令和2年3月に策定いたしました「島本町空家等対策計画」につきましては、「空家法」第6条第2項に掲げる事項を定め、空家等対策の基本的な取り組み方針を定めたものであり、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に対処するだけでなく、空家等の発生抑制や空家等の利活用の観点についても記載させていただいております。

なお、法律上は、マンション・長屋の一部に空き室があっても、すべてが空室とならない限り「空家等」には該当せず、また空き室の管理や活用の推進は、基本的には各所有者において対応をいただいておりますが、戸建て住宅や店舗等の空家だけではなく、マンション・長屋における空き室についても、今後増加することは一定の課題であると認識しております。

本町では、このようなマンション・長屋の空き室についても利活用を進めることが、町の活性化や建物の適切な管理において一定有用であると考えており、今後、「島本町空家等対策計画」に基づき、空き家空き室等の利用促進のため、不動産事業者紹介制度などの利活用について検討してまいります。

なお、これらの課題には、建物所有者が積極的に管理し活用する意思があるかをはじめ地理的な条件など様々な要因があり、本制度の導入だけでは、抜本的な解決は困難であるものと認識いたしておりますが、中長期的な課題として、関係機関と連携しながら、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「都市農地の課題について」でございます。

平成28年4月の「都市農業振興基本法」の施行により、都市部における農地の機能が見直されており、法律が目指す都市農地の様々な機能については、本町といたしましても認識をしているところでございます。

島本町農業委員会が令和元年度に実施されました農地アンケートでは、今後の農業経

営に対し、「後継者がいない」と回答した方が4割を占め、また経営の縮小、離農を考えている方が、全体の約37%にのぼることがわかりました。こうした状況を踏まえ、本町といたしましては、まずは担い手対策の強化を図ることが喫緊の課題であると考え、今後は農地の賃貸借を行う大阪府みどり公社の農地中間管理事業等との連携強化を図り、当アンケートをうまく活用することで、担い手の確保・育成などの対策を講じてまいりたいと考えております。

しかしながら、本町の地域特性等による農業経営規模が小さいことなどの理由により、農業を継続する環境としては依然厳しい状況でございます。そのため、今回改正いたしました生産緑地制度の面積要件の緩和措置をはじめ新たな都市農業に関する施策につきましても、本町の財政状況を鑑みたく、国の新たな支援策や他市町村の先進事例等も継続的に調査研究し、農業施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、「気候危機対策について」でございます。

町の温室効果ガスの削減目標といたしまして、町域全体では「島本町環境基本計画」で、令和3年度実績を平成23年度比で10%削減としているところでございます。この目標値が世界の平均気温の抑制に十分であるかどうかのご質問でございますが、本町における現行計画の削減目標が、平成26年度の「環境基本計画」策定時の国の目標値を参考としており、地球温暖化という課題解決に対して、一地方自治体としてその役割の一翼を担うべく、本計画に基づき、本町として対応可能な方策を継続的に推進しているところでございます。

しかし、その後、国においてパリ協定の発効に基づき新たな削減目標が掲げられていることから考えますと、十分であるとは言えず、今後、計画の見直し時に目標値の見直しが必要になってくると考えられます。

次に、活動項目別排出量については、平成30年度実績で電気の使用が約59%、廃プラスチックの焼却で35%と、これら2項目で約94%を占めております。また、地球温暖化対策の成果といたしましては、平成30年度における町の事務事業による温室効果ガスの総排出量が、「第4期島本町地球温暖化対策実行計画」で、平成29年度から令和3年度までの5年間で平成23年度比7%削減としておりましたが、基準年比で11.5%減を達成しております。

しかしながら、人口増加に伴うごみ排出量の増加のほか、近年の猛暑等による電気使用量の増加、東日本大震災以降の発電にかかる化石燃料使用の増などにより、温室効果ガス排出量が増加していることが主な課題であると考えております。

次に、「森林整備について」でございます。

平成30年9月の台風21号により、本町の森林は大きな被害を受けましたが、大阪府が実施する保安林整備事業やサントリー天然水の森事業などとの連携により、本町の森林整備を着実に進めてまいりました。中でも、本町の森林面積の多くを占める保安林にお

いては、他市町村と比較しても、より精力的に事業を進めていただいております、特に大沢地区で森林火災があった個所においては大規模な整備が進められているほか、尺代地区においても、長谷林道沿いや乙女の滝までの水無瀬溪谷沿いなどにおける整備が計画的に進められております。

また、島本町の森林面積は全体で971ha、そのうち保安林面積が405ha、サントリー天然水の森協定地面積が353haとなっております。事業主体が様々であるため、過去からの整備面積や木材の利用状況についての詳細を把握しているわけではございませんが、令和元年度につきましては、大阪府の保安林事業で合計23.8haを整備された結果、利用可能な木材が発生しており、それらのうち大沢地区の一部の木材については、バイオマスやパルプチップといった燃料として利用されていると聞き及んでおります。

今後も引き続き、関係機関と連携を行いながら、継続的な森林整備を推進してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管の「第五次総合計画」に関する質問に、ご答弁申し上げます。

「総合計画」は、すべての行政分野を総合する最上位計画であり、まちづくりの基本指針となるため、中長期における各分野の基本方向を示すものでございます。そのため包括的に各分野を網羅しておく必要があり、各事業の詳細な実施内容や実施時期、実施手法等については、個別計画や国制度の動向等を踏まえ、社会経済情勢や町の財政状況を勘案しながら、庁内における協議・検討を経て、町として総合的に判断して事業を立案・予算化していくこととなります。その際には、法令等を遵守しつつ、庁内での議論や各種審議会などでの審議をはじめ議会においても審議していただくこととなりますことから、議員ご指摘の「玉虫色の何でもでできるような計画」であるとの認識はございません。

次に、「前回計画からの主な変更点や工夫について」でございます。

今回の計画では、基本計画の施策体系の構成として、1章で従前から本町が力を入れてきた人権分野と参画協働・多文化共生等を組み合わせ、まちづくり全体に共通する内容として冒頭に配置しているほか、3章では安全、6章では産業・歴史・魅力発信の項目をそれぞれ独立章とし、第5章は子ども・若者関係に特化させ、第4章ではさらなる高齢化を見据えた生涯元気に暮らす取り組みを示すなど、本町の特性や今後の課題、取り組み方向等を踏まえた構成としております。また、各施策分野の進捗を測る目安となる「参考指標」を設定したほか、関連する個別計画を示し、さらに、SDGsの目標とのひも付けも行っております。さらに、基本計画については中間年に進捗状況の点検を行い、必要に応じて見直すこととしております。

課題につきましては、計画策定スケジュールや会議録の作成・公表、審議会委員への

資料の配付時期など、審議会の運営面での課題とともに、計画冊子の印刷が次年度へ繰り越すこととなった点などがございます。

私からは、以上でございます。

**教育子ども部長** 続きまして、教育子ども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「保育無償化について」でございます。

幼児教育・保育の無償化のスタートに伴う「町内の各施設の利用状況や待機児童数への影響について」でございます。幼児教育・保育の無償化がスタートしたのは、令和元年10月であり、まだ1年が経過していませんが、制度実施前後の4月1日現在と比較いたしますと、町内保育所等の入所児童数、待機児童数及び保留児童数の合計数、いわゆる保育ニーズにつきましては、平成31年4月1日現在では800人、令和2年4月1日現在では787人と、13人の減少となっております。また第一幼稚園につきましては、平成31年4月1日現在では156人、令和2年4月1日現在では115人と、41人の減少となっております。山崎幼稚園につきましては、平成31年4月1日現在では192人、令和2年4月1日現在では209人と、17人の増加となっております。

以上のことから、現時点におきましては、保育所等及び幼稚園のいずれの利用者につきましても、保育ニーズに大きな影響はないものと判断いたしております。

次に、「町立保育士の確保策について」でございます。

町立保育士の確保が困難となったときに人材派遣事業を活用して、人員確保にあたるため予算計上させていただいております町立保育所保育士派遣業務につきましては、平成31年度においては、幸いにも執行するような状況には至りませんでした。当該予算は、保育士が確保できなかった際に、活用する予算であり、執行に至らなかったということは、有効ではなかったということではなく、必要保育士を確保できていたと認識いただければと考えております。

次に、今後の「保育士不足解消に向けての対応について」でございます。

年度当初につきましては、入所児童数等の状況を踏まえて、必要な保育士数を精査して募集採用活動を行ってまいりたいと考えております。また、年度途中で新たに保育士の確保が必要となった場合には、広報やホームページを通じた募集はもちろん、これまでに他の職種を含めた採用実績のあるハローワークや町広報板など複数の方法を活用して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、正規職員の雇用につきましては、町職員全体の採用方針に基づいて本町の財政状況等を踏まえながら、総合的かつ計画的に行われるものと考えております。

次に、「島本町の保育・教育の質について」でございます。

まず、ふれあいセンターにおける保育でございますが、第四保育所の移転新築に伴う一時移転であり、本来の保育施設とは異なる環境にあることを踏まえまして、通常よりも手厚い人員数を配置することで、児童の安全・安心に万全を期すことはもちろんのこと

と、従事する保育士等職員の負担軽減を図ったところでございます。

次に、幼稚園の統合及び預かり保育の増加でございますが、第一幼稚園につきましては、平成30年4月と平成31年4月における入園児童数は120人と156人となっており、36人の増加となっております。これは、主に平成30年度末をもって閉園いたしました第二幼稚園や、一時移転予定であった第四保育所からの就労支援型幼稚園のご利用を目的とした転園に伴って増加したものと考えておりますが、施設定員が207人であることも踏まえ、通常どおりの運営が図られたものと考えております。

次に、「民間保育所の参入について」でございます。令和元年5月に開園いたしました小規模保育事業所「ぬくもりのおうち保育若山台園」及び「るりの詩保育園」、同年10月に開園いたしました「R I Cホープ水無瀬保育園」につきましては、待機児童数の減少に大きく寄与していただいたところであり、既存園を含めた複数の事業者が、それぞれの理念に基づいた独自色あふれる保育を展開し、切磋琢磨することで、本町全体の保育の質が底上げされることが期待されるものでございます。

次に、「第三小学校の耐震化について」でございます。

令和元年度は、耐震性の低い現A棟1階部分を極力利用しないよう手配するとともに、令和2年度の新学期から仮設校舎において安全・安心に授業を行うことができるよう、その設置工事を進めました。さらにA棟建替の工事業者について、令和2年2月の議会におきまして契約同意のご可決をいただき、令和2年度からの建替工事の本格実施に向けて準備を進めてまいりました。今後も、児童や関係者の安全を第一に工事を進め、安全・安心な教育環境を一日でも早く整備できるように取り組んでまいります。

以上のとおり、本町の教育・保育施設につきましては、様々な課題の解決に向けた取り組みを推進する過渡期にあり、住民の皆様には多大なるご心配とご不便をおかけしているところではございますが、最大限の配慮を行い、日々創意工夫を繰り返しながら、「保育・教育の質」の維持・向上に努めているところでございます。

次に、「コロナ禍の臨時休業による教育の課題について」でございます。

まず、年度末のカリキュラムの遅れについてでございますが、令和2年3月2日から臨時休業となり、年度末に実施予定であった学習内容が、小学6年生と中学3年生を除き未履修のまま、年度末を迎えております。また、新年度も引き続き国の「緊急事態宣言」を受け5月31日まで臨時休業を行いました。そのため夏季休業や冬季休業の短縮、小学校では土曜日授業、中学校では7時間授業等を行い、授業時数を確保し、各校で未履修範囲を含めて、令和2年度の年間指導計画を再度作り直し授業を行っております。現在、各校からは未履修範囲は終了したとの報告を受けており、今後、保護者にも学校便り等を通して周知する予定でございます。

次に、「臨時休業に伴う教育課題について」でございます。

臨時休業期間中には、課題を作成しプリントを配布したり、また、動画配信やオンラ

インで使用できる教材等を活用し、学びの保障に努めたところでございます。しかしながら、オンラインを利用できない家庭への対応が課題としてございました。また、一人ひとりの児童生徒の学習状況に応じて対応するとともに、児童生徒の様子を丁寧に観察し、心のケアへの対応も課題で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと協力しながら対応していく必要があることを、改めて認識いたしたところでございます。

私からは、以上でございます。

**山田町長** 最後に私から、「小さな町の豊かな暮らし、協働のまちづくり」に関する質問に、ご答弁申し上げます。

人口減少社会への対応が求められる今日、本町が向かうべき方向性を考えますと、「小さくても魅力あるまちづくり」を進め、この「小さな町の豊かな暮らし」を、次の世代に引き継ぎ、本町の活力を維持していかなければなりません。私は住民と行政が互いに顔の見える小さな自治体の良さを生かし、適切な情報共有と意見交換による協働のまちづくりを推進するとともに、子育て支援と教育の充実を図り、誰もが住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

「JR島本駅西地区のまちづくり」につきましては、大都市圏にあるJR京都線の駅前という好立地であり、まちの玄関口にふさわしい良好な市街地を形成し、より良いまちづくりを進めることで、町全体の活性化にも繋げてまいりたいと考えております。

また、「協働のまちづくり」についてでございますが、近年、都市型の生活スタイルの広がりや、高齢化による担い手の減少などにより、地域における自治機能の低下が懸念されております。私は、住民の皆様からのご意見を直接お伺いするだけでなく、住民の皆様が自ら地域の課題を考え、ともに解決に取り組んでいただけるような地域社会を、これまで以上に醸成してまいりたいと考えております。そのため、地域住民、事業者、ボランティア団体などの皆様が、それぞれの特性を生かしながら、適切な役割分担のもと、町政や地域活動に参加する「協働のまちづくり」の一層の推進を目指し、地道に努力を重ねてまいったところでございます。

具体的には、タウンミーティングや町長席、各種説明会やワークショップの開催など、私自身が住民の皆様と直接対話させていただく機会を多く設けてまいりました。その際には、行政に対するご様々なご意見やご要望がございました。私といたしましても、可能な限り反映できるものはしたいという想いはございますが、町財政との整合性や意見の異なる方の考え等、総合的に勘案して判断してまいりました。また、議会制民主主義のもとで、議会での審議を尊重し、行政運営行っていくのも私の責務であると認識し、これまで行政運営を行ってまいりましたことをご理解いただきたく存じます。

以上でございます。

**中田議員** 一つ目の「新庁舎建替見送り」に関してです。

多額の資金と職員や住民の時間を費やして作った計画が無駄になるような予算を組んでしまった原因についてお尋ねしたのですが、お答えとおぼしき箇所には「併行して他の事業を勘案していく中で、同時期に新庁舎の建設など事業を集中して進めることは、今後の財政運営に著しい支障を及ぼすことになる」と判断したからとのことで、この部分であると受け取れましたが、通常、新庁舎建設のような大きなプロジェクトは、着手前に他の事業を勘案し、財政的にやっつけられるかどうかを検討するべきものです。

ところが、今のご答弁だと、新庁舎関連の予算を計上した後に、やっつけられないということに気がついた、ということです。私は、そのこと自体が問題であると主張しています。他の事業については、新庁舎関連の予算計上後に突発的に発生したわけではありません。例えば、待機児童対策の施設整備については、府下4年連続、断トツでワースト1からもわかるように、以前から対策の必要は自明でした。

また、新庁舎建設は実施時期が遅れているだけで、基本計画の幾つかは活用できるから予算の無駄にはなっていない、と考えるおられるようなご答弁でした。しかし、これは活用できない部分もある、という意味にもなります。これを無駄だと私は言っているのです。事実認識としてはご答弁のとおりだと思いますが、その評価については、あまりに自己、つまり、行政にとって甘いものではないでしょうか。

1点、申し述べておきたいのは、待機児童対策のための施設整備は必要なものであり、私はそのことを批判しているのではないということです。全国的に見ても高い待機児童率が続いている中でしたので、「緊急事態宣言」や「加速化方針」を出したのは当然です。新庁舎建設見送りの問題点は、関連予算計上の際に待機児童対策などの支出が増えることは自明だったのにも関わらず、そのときは、このことを考慮しなかった、言い換えれば総合的な立場での判断が欠けていたということだと考えます。

そういう意味で、「第五次総合計画」についても申し述べてたいことがあります。

「町として総合的に判断して事業を立案、予算化していく」とおっしゃっており、以前からそうされていると思うのですが、その結果が、現在、生じている子育て環境への多大な影響です。待機児童率は4年連続ワースト1、第三小学校は大阪府下の未耐震の最後の1棟、仮設園舎も建てないままの保育所の耐震化、どれ一つ取っても大問題なのに、これが三つも同時に起こっています。これが「総合的な判断の結果」だとすれば、大変、問題があります。今回も同じことを繰り返すのであれば、「総合計画」をわざわざ作る意味がないと考えます。

また、法令に沿う必要や、審議会や議会で審議されたことから、玉虫色の何でもできる計画ではないと、そういう理由の一つにされていますが、行政の施策が法に沿ったり様々な会議体の審議を受けることは当然のことであり、私は、「総合計画」が法令や議会とは独立に作られている、というような質問をしたわけではありません。

私が以前から述べていることは、計画というものは、計画を作る主体——この場合は



行政ですが、これが現在の状況を踏まえて、将来行うことについて、一定の制約をかけるものであるべきだということです。方向性を示すだけであつたとしても、そのような制約を何も伴わないのであれば、それは計画と呼べるようなものではない、というのが私の言いたいことです。この点から、私は今回の「総合計画」と称するものは計画になっていないのではないかと問うています。法令遵守も、審議を受けることも、全く関係がありません。こちらの質問の趣旨を理解したうえで、真摯にご答弁をいただきましたかったです。

質問です。「島本駅前開発で同じ失敗を繰り返さぬよう」について、再質問します。財政シミュレーションの結果、西側開発で財政力が高まるものと想定している、ということでしたが、そこには人口増による町税などの税収増だけでなく、インフラ整備等は含まれているのでしょうか。

もう1点、「島本町の気候危機対策は十分か？」についても質問します。温室効果ガス削減目標は達成しているものの、島本町が計画策定当時に参考にした国の目標値は、パリ協定とともに更新されているため、現状の目標値が十分であるとは言えず、見直しが必要であろうという認識であることはわかりました。一方で、先ほども申し上げたように、そのパリ協定とともに新たに設定された日本の目標値を含む世界各国の削減目標をもってしても、世界の平均気温の上昇は100年後には3℃上昇してしまうことが予測されています。ですから、島本町としても国の方針を追いかけるだけでなく、積極的に温室効果ガス削減に取り組んでいただきたいと思います。1℃上昇したこの世界でも、熱波や気象災害の激甚化が頻発しています。1.5℃の上昇で、現在よりもかなりの悪影響が予測される中、3℃、4℃上昇した世界で何が起こるのかを考えるだけでも恐ろしいです。

そこで質問です。地球の気温上昇に伴う悪影響は、気象災害の激甚化・頻発化だけでなく、熱波や洪水リスクの増大、海面上昇、生物多様性の喪失など、様々に現れていますが、島本町は、こういった中でどのような影響を特に受けると想定されていますか。

**総務部次長** 財政シミュレーションにおいて開発のインフラ整備等は含まれているのか、とのご質問でございます。

今回、お示しいたしました「財政収支見通し」の積算にあたりましては、JR島本駅西地区におけるまちづくりに伴う人口増につきましては、町税等にも反映はいたしております。一方で、施設のインフラ整備につきましては、人口増となる年齢構成の把握が困難な状況であること、また、現状の教育施設などのキャパシティで対応可能であるか、現時点で見通しを立てることは困難であることから、施設整備に関する費用は見込んでおりません。しかしながら、人口増による現状の教育施設での対応場困難な場合には、関係部局と調整のうえ、「町財政収支見通し」に盛り込む必要性が生じるものと考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** 地球温暖化による町への影響についてでございます。

本町のみが受けるというような地域性の高い影響はないものと考えておりますが、議員ご指摘のとおり、他の地域でも懸念されるような気象災害の激甚化による河川の氾濫や、土砂災害のリスクの増加や、気温の上昇による生物多様性への影響、農作物の被害など、あらゆる面において影響が生じる可能性があるものと考えております。

以上でございます。

**中田議員** 気候危機対策について、島本町でも世界各地で起こっていることと同様に様々な悪影響が想定されるということですね。現在のペースで排出量が増加し続けると、2030年から2052年の間に気温上昇が1.5℃に達する見込みです。これを1.5℃に抑えるためには、世界の排出量を相当なペースで落とす必要があります、2050年には実質ゼロにする必要があります。島本町の設定する目標値とは段違いの値です。前例のないスケールで社会システムの移行を行うことが必要です。住民の命と財産を守るためにも、温室効果ガスの削減に大胆に取り組んでいただきたいと思います。

もう一度、質問します。島本駅前開発の件で、再々質問です。町財政シミュレーションには施設整備費は含まれていないとのことでした。人口増による税収増は、これまでも当然あったことだと思います。しかし、それを上回る形で保育所や小学校の施設整備や運営費がかさみ、かつ保育所についてはその対応が遅れ、事業がここ数年に集中したことで、新庁舎建替見送りの要因の一つになったわけです。

駅西開発で同じ失敗を繰り返さないためには、施設整備費は計画的に見込んでおくべきです。また、人口増による年齢構成の把握が困難なため、今は見通しが立てられないとのことですが、いつまで開発に受け身の状態でいるつもりでしょうか。町が主体的に状況をコントロールしようとしなければ、人口減少が近い将来予測されているにも関わらず、一時的な人口増に対応するため、いったん造ったはいいが、近い将来確実に不要となる施設整備に多額の費用を投じなければならず、長期的に見て、必要な事業にお金が回せなくなってしまっています。その姿勢を改めていただきたい、それが私の主張です。見解を伺います。

**村上議長** 詳細については、また委員会がありますので、できるだけ大綱的な質問をお願いします。

(「答弁を」他、議場内私語多し)

**総務部次長** 計画を推進していくうえにおいて、インフラ整備とそれらの整合性が取れていないという中で、結果的に事態が良くないというような、結果的にそうなっているということで、ご質問いただいております。

この中で、具体的に教育・保育という部分についてでございますけれども、保育につきまして、確かに保育と教育と、今回、庁舎建替については事業が集中して、結果的に

庁舎建替についてはいったん先送りするというような、こういった見解を述べさせてはいただいているんですけども、例えば保育につきましては、待機児が非常に増えてきていると言いますか、保育ニーズが高まってきている中で、第二幼稚園については耐震の数値を満たしていないとか老朽化しているという課題もありましたので、第二幼稚園をいったん閉園し、その後に認定こども園を整備するであるとか、また旧の第四保育所については耐震の同じく指標を満たしていないということから、それらについては第三小学校の耐震化と同時に同敷地内に整備するといったようなことで、そのつど、そのつど、過去から様々な計画を立てまして、待機児であるとか耐震に関して課題解消するべく事務は行ってきておったところでございます。

ただ、それら事業を進めていく中で、細々とした様々な課題というのが出てまいりましたので、そういった課題についてどういうふうに解消していくかということ、知恵を絞りながら今まで進めてきていたということが、結果的に今回、庁舎建替と保育・教育ということが集中して、町財政需要の負担に繋がってきたということでございますので、必ずしも全く無策な中で計画を進めてきて、庁舎建替というのが先送りになったということではなく、様々流動的な要因がある中での、今、結論があるということで、ご理解いただきたいなというふうに思っております。

保育は、今申し上げたとおり、「加速化方針」ということで、一昨年といったん包括的な計画というのはまとめたところでございますけれども、ただ、その前からも府営住宅の中で小規模保育をするであるとか、今、申し上げたような施策というのは常に講じていながら事業を進めておるということで、その計画性については、いったんご理解をいただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

**村上議長** 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 13 分～午後 2 時 30 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、コミュニティネットの発言を許します。

**平井議員** それでは、大綱質疑を行います。令和元年度の決算認定を行うにあたり、コミュニティネットを代表して大綱質疑を行います。

今年は、平和の祭典でもある東京オリンピックが、新型コロナウイルス感染症が全世界に拡がり 1 年延期となったのをはじめ飲食店等の休業要請、学校の休校、不要不急の外出自粛要請など、各地域の経済活動の停滞をはじめ私たちの働き方においてもテレワークを活用した柔軟な働き方が定着し、学校の授業においてもオンライン授業を取り入れるなど、社会経済が大きく変化をしています。

このような中、新型コロナウイルス感染症の感染者の対応に、24 時間体制で従事していただいている医療現場の皆さんをはじめすべての医療従事者に心より感謝を申し上げ

る次第です。私たちも感染予防対策をし、一日も早く新型コロナウイルスの感染拡大が終息することを祈るとともに、世界経済が動き出すことを切に願っているところです。

それでは以下、通告に基づきまして大綱質疑を行います。

まず初めに、「職場環境づくりについて」でございます。

本町のような小規模自治体においては、限られた職員数の中で多くの事務をこなしているのが現状であると認識をしています。管理職を含むすべての職員の健康保持の観点から、長時間労働の是正に向けた取り組みを進めてこられたと思いますが、管理職の勤務実態の把握についてはどのように進めてこられたのか。また、業務の効率化についてはどのように取り組まれたのか、お伺いします。

次に、「補助金制度」について。

平成30年度に策定した「第6次行財政改革プラン」の中で、かねてから指摘してきた補助金制度についても検討を進めてこられたと思うが、令和元年度の進捗状況と、今後の予定について伺う。

次に、「財政基盤の確立」について。

依然として厳しい財政状況の中で、安定した財政基盤の確立なくして、魅力あるまちづくりに繋がらないと思っていますが、自主財源確保のために努力してこられた内容と、今後の財源確保策と課題について、お伺いをいたします。

次に、「新庁舎の整備事業」について。

新庁舎建設については、万が一の災害時の防災拠点ともなることから、住民の皆さんの生命と財産を守る施設としても早急に整備しなければならないと思っています。財政状況が厳しいからといって、先送りすることは許されることではない事業である。他の事例も参考にし、最少のコストで最大の効果をあげる新庁舎の建設に着手することが求められています。今日までの検討状況と今後の方向性について、町長の決意を伺います。

次に、「自主防災組織の育成」について。

自主防災会においては、今日まで資機材を整備してこられているが、高齢化が進んでおり、万が一の災害時に資機材を使いこなせるのか、不安であります。そのような中で、自主防災組織などに対し防災に関する出張講座や研修等を開催し、防災意識の向上に努めてこられましたが、成果と今後の課題について、お伺いいたします。

次に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止」について。

新型コロナウイルスについては感染拡大が広がっており、島本町においても、昨日現在で13名の方の感染が確認されている状況の中で、令和元年度の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組み内容と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

次に、「税の公平性」について。

町税全体の収入未済額は2億3,580万8,092円で、調定額に対して4.4%となっており、前年度の2億4,283万2,198円に比べ702万4,106円、率にして2.9%の減少をし

ています。これは徴収事務にあたっていただいている職員の皆さんの努力の成果であり、評価をするものですが、一方で特別土地保有税分の割合は全体の74.8%を占め、平成4年度以来、改善が見られない状況となっています。

この状況については、本町にとっての負の遺産であると認識をするとともに、次世代に負の遺産を引き継がず、私たちの世代で解消することが責務であるというふうに考えております……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。平成4年度当時と、平成27年4月1日に大阪府域地方税徴収機構が設置された現在では状況は全く異なっており、職員の皆さんが徴収率を上げる努力をすればするほど、不公平な状況が浮き彫りになり、租税負担の公平の観点から逸脱していると認識をしています。また、一般に税の徴収については徴税権者の裁量権が広く認められていますが、租税公平主義では、租税を徴収しない自由までは認められていません。すなわち大阪府徴収機構に事務委託をしていないという現状は、町長に認められている裁量権を逸脱していると考えるが、見解を伺います。

次に、「第4期地域福祉計画及び第1期自殺対策計画」について。

平成31年3月に施行されました「第4期地域福祉計画及び第1期自殺対策計画」の成果と実績について、お伺いします。基本目標として、「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」とし、当該目標として相談支援体制の強化を盛り込まれています。この相談支援体制の強化、地域のセーフティーネットの強化は図られたのか。また、町として相談支援体制の強化にどのように取り組まれたのか、お伺いします。また、「第1期自殺対策計画」の基本施策である地域のネットワークの強化については、どのように取り組まれたのか、お伺いします。

次に、「福祉ふれあいバスの運行」について。

平成31年4月から運行目的を高齢者等の外出支援に変更され、また対象者の拡大並びに運行ルートの変更を行われ、より一層高齢者の利便性の確保や負担軽減に繋がっているものと認識をしていますが、取り組んで来られた成果と今後の課題について、お伺いをいたします。

次に、「やまぶき園の今後」について。

やまぶき園については、建物にアスベストが含有していることから閉鎖の状況が続いているが、いつまでに解体する予定なのか。今のままでは建物の老朽化が進み、アスベストが飛散する心配もあるが、令和元年度に何らかの検討はされたのか。もし検討されたのであれば、検討結果と今後の予定について、お伺いします。

次に、「空き家対策」について。

過去から、空き家対策について質問等をしてきた経過がある。今後、空き家については増えていく傾向にあると思うが、管理のできていない空き家の軒数は何件あったのか。そのうち、管理のできていない所有者に通知した結果、適正に対応していただいたのか、お伺いします。また今後の課題として、所有者が未定である空き家及び所有者が適正に

対応していただけない空き家については、著しく住環境に影響を及ぼすことも考えられることから、国に除却費用を求めていくことも必要と考えるが、見解をお伺いします。

次に、「JR島本駅西地区のまちづくり」について。

一定の手続きを経て、ようやく開発に着手されたことは、多くの地権者の皆さんにとっても安堵していることと思うが、同意を得られていない地権者に対し、どのような対応をしてくられたのか。また、開発することにより防災面や防犯面においても良くなると期待しているが、今日までの防犯・防災に対する検討結果と今後の予定について、お伺いします。

次に、「森林整備」について。

平成30年9月に発生した台風21号の影響で、山間部の倒木が未だに放置されている状況であるが、令和元年度に行ってきた森林整備の状況について説明されたい。また、今のままだと二次被害の発生も心配であるが、今後、どのように考えているのか、見解をお伺いします。

次に、「商工振興事業」について。

商店街サミットを定期的で開催されてきましたが、その成果と今後の課題について、お伺いします。また、駅前の再開発を進め、駅前の活性化に繋げることも重要と考えるが、見解をお伺いします。

次に、「通学路の安全対策」について。

令和元年度に通学路の危険箇所解消のため取り組んで来たことがあれば、お伺いします。また、JR島本駅西地区の開発により交通量が増えると思うが、第三小学校の児童の安全対策について、令和元年度にどのような検討をされてきたのか、お伺いします。

最後に、「保育所（園）の課題と今後の対策」について。

平成30年11月に「島本町保育基盤整備加速化方針」が策定され、教育委員会においては、令和元年度は1年を通じ本格的に施策を推進してこられたと思います。それにより、令和元年度中に新たな保育施設が開園し、すでに多くの方にご利用いただいているものと認識していますが、改めて、方針に沿って取り組まれてきた実績や成果について、お伺いします。また、施設の整備が進められたことにより、本町の課題の一つである待機児童の解消はどの程度進んでいるのか、今後の見通しも含め、見解をお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

**総合政策部長** それでは、コミュニティネットを代表されての平井議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、「職場環境づくりについて」でございます。

本町では、「時間外勤務の適正化方針」に基づき、職員の健康の維持増進や仕事と家庭生活の調和などを目指して、時間外勤務の抑制に向け、継続的に取り組んでまいりました。管理職の勤務実態の把握につきましては、出退勤システムで管理しております入

退庁時刻の情報をもとに、各職員の通常勤務時間以外の滞在時間を月単位で集計し、各  
部局長と情報共有しながら、長時間労働の是正に努めているところでございます。

また、業務の効率化に向けた令和元年度の取り組みといたしましては、審議会等にか  
かる会議録の作成に時間外勤務を含めた相当の労力を要している現状から、AI技術  
を活用した会議録作成支援システムの導入について検討を行い、令和2年度の導入に至  
ったところでございます。令和2年3月からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を  
背景といたしまして、特別休暇制度や時差出勤を導入するなど、対人接触の抑制による  
感染防止を主眼に、業務の優先順位を精査し、コロナ関連業務に優先的に取り組みつつ、  
長時間労働を抑制し、休暇取得しやすい環境整備に努めてまいりました。

職員数の大幅な増員が困難な現状の中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応して  
行政運営を継続していくためには、行政職員が担うべき業務の範囲を絶えず精査し、業  
務の総量を抑えながら、より必要性の高いサービスに優先的に人的資源を投入してい  
くことが不可欠でありますことから、引き続き、「行財政改革プラン」に基づき、事務事  
業の見直しや業務の効率化・簡素化に積極的に取り組んでまいります。

次に、「補助金の見直しについて」でございます。

平成30年8月策定の「補助金の適正運用に関する指針」に基づき、原則すべての補助  
金について順次必要性や有効性などの観点から評価を進めることとし、令和元年度にお  
いては39事業の評価を実施し、このたび評価結果を公表したところでございます。

なお、今年度におきましても、約20事業の評価を実施するほか、これまでに「見直し」  
が必要と判断した補助金につきましては、他市町村の事例等を調査・研究し、補助金の  
適正化に向けて改善を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**総務部次長** 続きまして、総務部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「財政基盤の確立について」でございます。

令和元年度の普通会計決算収支につきましては、実質単年度収支は赤字決算となった  
ものの、実質収支及び単年度収支は黒字決算となり、財政構造の弾力性を示す指標であ  
る経常収支比率は97.2%と、前年度より4.5ポイント改善いたしました。この主な要因  
につきましては、平成30年度の町民税法人分が平年度並みとなったことから、令和元  
年度の基準財政収入額に影響を及ぼし、普通交付税が増額となったことに加え、令和元  
年度の町民税法人分及び臨時財政対策債の増額により、財政指数が大きく変動したもので  
ございます。

しかしながら、町民税法人分については企業業績に大きく左右されること、また公共  
施設整備などの財源として多額の町債を発行しているため、公債費は今後上昇が見込ま  
れることから、財政指数の改善は継続的なものではないと認識いたしております。

令和元年度における、財源確保策の成果についてでございますが、特定財源は事業を

推進するため重要な財源でありますことから、既存の国・府の補助制度に加え、国の補正予算の動向にも注視するとともに、普通交付税措置のある地方債の活用など、総合的に精査しながら予算化に向けた事務を行うなど、積極的な財源確保に努めてまいりました。今後におきましても、引き続き、特定財源の確保等に努め、各事業の円滑な実施による魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、「新庁舎の整備事業について」でございます。

本町では、令和元年6月に「島本町新庁舎建設基本計画」を策定し、現庁舎の現状や課題、新庁舎に備えるべき機能や規模、事業手法など、新庁舎建設を進めるために必要な基本事項の調査・検討を行いました。しかし、当該計画策定事務と並行して他の町事業を勘案していく中で、同時期に新庁舎の建設を進めることは今後の財政運営に著しい支障を及ぼすことになるとの判断から、昨年9月時点において、財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、新庁舎建設に向けた設計業務に係る予算の提出をいったん先送りするとの判断をさせていただいたところでございます。その後、更に検討を重ね、予算計上の可能性を探ってまいりましたが、本年度中での予算の提出は難しいと認識しているものでございます。

今後の方向性につきましては、様々な可能性が考えられ、また、町の財政状況の変化、社会、経済情勢、国等の制度、方向性など、様々な事情を総合的に勘案して判断していく必要がございますので、議会における議論を重ね、議員の皆様と慎重に検討してまいりたいと考えております。

**危機管理室長** 次に、「自主防災組織の育成について」でございます。

自主防災組織は、阪神淡路大震災が発生した後に、自助・共助の振興を行うため、全国的に整備され、本町では平成8年に高浜自治会自主防災会が最初に設立されたところです。以後、今日までに25の組織が設立され、各地区でそれぞれの地区の防災課題に取り組んでおられ、町では育成補助金を支給するなど運営を支援しております。

これまでの成果といたしましては、各地域での継続した防災訓練や研修会等の取り組みや、毎年1月に自治会や関連機関と実施している防災とボランティア訓練においては、各小学校区の自主防災会の持ち回りで避難所開設訓練を実施するなど、地域防災力の向上に取り組んでおります。また、自主防災会の活動を支援するため、今年度は書面開催となっておりますが、年に2回の自主防災会連絡協議会を開催しており、情報交換を図る機会となっております。今後につきましても、地域防災の中心的な役割を担っていただくため、指導者の研修や、訓練、勉強会の支援などに努めてまいりたいと考えております。

課題といたしましては、議員のご指摘の高齢化による役員の担い手不足が第一にあげられるところです。また、25団体が設立されておりますが、自治会空白区とも重なる自主防災会未設立地区の存在があげられます。引き続き既存の自主防災会への支援と、未



設立地区への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に「新型コロナウイルス感染症拡大防止について」でございます。

本年2月25日に第1回新型コロナウイルス対策本部会議を開催して以来、今日までに17回の対策本部会議を実施し、感染症拡大防止に努めてきたところでございます。その中で、国の施策として3月4日に始まりました学校等の休業措置や町のイベントなどの中止、貸館施設等の閉鎖措置など、3密の機会を減らすための施策を展開してまいりました。

また住民への注意喚起のために、令和2年1月29日時点で、町ホームページに「新型コロナウイルスに関連した感染症対策について」というタイトルで、内閣官房や厚生労働省、大阪府等の相談窓口や感染症対策等の記事を掲載するとともに、町フェイスブック等にも町ホームページへのリンクを設定したうえで、記事を掲載いたしました。その後も、ホームページに掲載する情報を更新するとともに、大阪府が作成している府民向けの啓発資料の窓口への配架、町内の各種サービス提供事業所等に対し、大阪府からの通知等を情報提供するなどの対応を取っております。

さらに、現在、町在住の方や事業所等で新型コロナウイルス感染症患者が発生していることや、大阪府内において高齢者の感染が増加していることを踏まえまして、発熱、呼吸器症状などがある場合は、早めに新型コロナ受診相談センターまでご相談いただくとともに、感染予防対策について、ホームページ及びちらしの配布等により、さらなる周知に努めているところでございます。

今後の取り組みといたしまして、感染動向など流動的な事態となっている中で、具体的に決めがあるわけではございませんが、国、府の施策に協力して、新しい生活様式に代表される基本的な衛生活動の啓発を軸に、感染拡大防止と患者発生時に速やかな対処ができるよう、茨木保健所等の関係機関と連携してまいりたいと考えております。

**総務部次長** 次に、「税の公平性について」でございます。

徴収事務につきましては、自主財源の確保と公平負担の原則から、支払い能力がありながら、再三にわたり催告をしたにもかかわらず、全く支払いや納付相談に応じない方や、分割納付の誓約にも理由なく反故にされる方など悪質な滞納者に対して、「地方税法」に基づき、積極的に滞納整理を進めているところでございます。特に、長期高額の滞納案件につきましては、平成30年度から参加しております大阪府域地方税徴収機構に引き継ぐことで、効率的かつ効果的な滞納処分を行い、滞納案件の圧縮を図っているところでございます。その結果、収入未済額については年々縮減傾向にございます。

しかしながら、ご質問の特別土地保有税につきましては、租税負担の公平性の観点から、本町の重要課題に位置付け、これまで粘り強く滞納整理を続けてきたものの、ご指摘のとおり長期に渡って納付のない状況でございます。具体的な滞納整理の状況につきましては、「地方税法」第22条によりご答弁しかねますが、当該案件につきましては、

これまで様々な経過を経て現在に至っている状況でございます。いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、税の公平性の観点から喫緊に取り組むべき課題であるとの認識のもと、引き続き適切な滞納整理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**健康福祉部長** 続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「第4期地域福祉計画及び第1期自殺対策計画について」でございます。

「第4期地域福祉計画」におきましては、支援を必要とするすべての人が安心して生活できるように、島本町社会福祉協議会、民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカーとの連携を強化しながら、小地域ネットワーク活動を推進することとしております。

令和元年度におきましては、小地域ネットワーク活動の重点的な取り組みといたしまして、「介護保険法」の改正に伴うサービス提供主体の多様化と地域資源の充実を図るため、住民支え合い生活援助事業「たのむ和」などの新たな住民による助け合い活動に取り組みました。またコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの方々が暮らす地域の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行い、住民懇談会の開催、住民活動のコーディネート、要援護者等の組織化支援、既存の公的サービス等との協働・つなぎや要援護者に対する見守り・相談などに取り組みました。さらに、民生委員児童委員におかれましては、令和元年度も相談活動、地域行事への参加、ひとり暮らし高齢者の実態把握、会食会の案内、担当地区の見守り、ひとり暮らし高齢者やPTAとの交流会、乳幼児健診や園庭開放への参加、一日里親などの活動を行っておられます。

ご答弁申し上げたとおり、小地域ネットワーク活動は、ひとり暮らし高齢者の増加、児童虐待などの社会環境の変化に伴い、様々な福祉課題が浮き彫りになる中で、高齢者の安否確認や子どもの見守り、家庭環境の実態把握など、地域でのセーフティネットの構築に寄与できているものと考えております。

次に、「第1期自殺対策計画」で示しているとおおり、自殺の背景には、身近な人の死別・離婚・いじめ・失業・健康問題・経済問題・生活問題等、多分野にわたる問題があるため、精神保健的観点からのみならず、行政、地域団体、保健、医療、福祉、企業、事業所や住民がお互いに協力しながら、それぞれの主体が各自役割を果たしたうえで、連携・協働の体制をつくり、ネットワークで総合的に自殺対策に取り組む必要があります。

令和元年度は、地域課題の把握や対応策の検討を行う会議体の設置に向け、内部で検討を進めるとともに、福祉推進課の職員1名がゲートキーパー養成講座を受講いたしました。今後、悩みを抱える方への気づき役、支援機関への繋ぎ役として、自殺対策を支える人材の育成に努めるとともに、地域ネットワーク強化に向けて取り組む必要がある

と考えております。

次に、「福祉ふれあいバスの運行について」でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、平成31年4月から、運行目的を高齢者等の町内への外出支援に拡充するとともに、新たに指定難病の特定医療費受給者証をお持ちの方と、BCG集団予防接種の受診児とその保護者を対象といたしました。また、対象者を介助される方につきましても、1名まで一緒に利用できるように拡大をしております。さらに停留箇所につきましては、運行ルートの一部見直しを行い、人権文化センターへは、1日2便であったものを1日4便に拡大をいたしました。

令和元年度の運行実績といたしましては、令和2年3月が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ふれあいセンターを閉館したこと等の影響によって利用者数が減少していることから、令和2年2月末までの運行実績で見ますと、1日の乗車人数は126人となっております。過去の運行実績と比較いたしますと、前年度が119人、前々年度が121人であり、1日の平均乗車人数が増加していることから、利用者数の増加に繋がったものと考えております。

なお、ふれあいセンターで高齢者の給食サービス（会食会）が開催された際に、年に数回程度満席になることはあったものの、拡充後に乗車できない状況は発生しておりません。

今後も現行の運行体制を継続しつつ、高齢者等の皆様の社会参加を促進し、外出支援となるよう、福祉ふれあいバスの円滑な運行に努めてまいります。

次に、「やまぶき園の今後について」でございます。

旧町立やまぶき園の土地を含めた活用につきましては、令和元年度に関係各課で、①建物を除却し町が利用する、②建物を除却し民間が利用する、③建物を除却せず耐震化して再利用する、④建物の基礎部分までを除却し民間へ売却する、といった四つのパターンの実現の可能性について、検討をいたしました。

そのうえで、大阪府に対し必要な助言を求めたところ、建物を除却する場合や再利用する場合、いずれにおいても各種の調査費用を含め相当な費用がかかることが判明しており、現時点では、方向性について具体的には決定をいたしておりません。しかしながら、建物の老朽化や、災害が発生した際には倒壊した建物からアスベストが飛散する懸念があることなどから、今後のあり方についての方向性やスケジュールについて、一定の結論を出す必要があると考えております。

私からは、以上でございます。

**都市創造部長** 続きまして、都市創造部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「空き家等対策について」でございます。

平成30年度に実施いたしました「空家等実態把握調査」におきましては、合計129件の空き家等を確認いたしました。これらの管理のできていない空き家等のうち、危険度が

高く解体が必要、老朽化が著しいと判断された10件の空き家等につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第12条に基づき、適正な管理を促すよう通知した結果、本年5月時点で、7件の空き家等が除却等適切な対応をとっておられることを確認しております。今後につきましても、引き続き空家等の解消に努めてまいりたいと考えております。

また、所有者が未定である空き家等や所有者が適正に対応していただけない空き家等について、略式代執行や行政代執行を実施することも考えられますが、本町におきましては、現在のところ、代執行を実施すべき空き家等の存在は確認しておりません。しかしながら、今後、実際に代執行を実施する必要性が生じた際におきましては、町の財政状況も踏まえながら、国の補助事業を活用するなど、空き家の解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「JR島本駅西地区のまちづくりについて」でございます。

地権者の同意状況につきましては、組合設立認可の申請時において、約8割程度の同意が得られている状況と当該組合からはお聞きしており、残る2割程度の同意が得られていない状況であったとの認識をいたしております。これらの方々につきましては、当該組合において合意形成に努めておられるところではございますが、組合からの要請とこれまでの経過等を踏まえ、必要に応じて町の担当者も協議に同席するなど、連携してまちづくりの実現を目指しているところでございます。

次に、当該事業における防犯面や防災面に対する検討につきましては、昨年6月に準備組合理事長宛に提出いたしました要望書の項目に特筆してあげてはおりませんが、これまでも基本的な協議項目として、雨水流量調整池の設置に関する協議等を実施しているところでございます。また、現在開催いたしておりますJR島本駅西地区まちづくり委員会においても、安全・安心については検討項目としてもあげており、今後、委員会における検討結果を事業に反映いただけるよう、当該組合と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、「森林整備について」でございます。

平成30年9月の台風21号により、本町の森林は大きな被害を受けましたが、大阪府が実施する保安林整備事業やサントリー天然水の森事業などとの連携により、本町の森林整備を着実に進めてまいりました。中でも、本町の森林面積の多くを占める保安林においては、他市町村と比較してもより精力的に事業を進めていただいております。特に大沢地区で森林火災があった個所においては大規模な整備が進められているほか、尺代地区においても、長谷林道沿いや乙女の滝までの水無瀬溪谷沿いなどにおける整備が計画的に進められております。

なお、広範囲の整備に及ぶため、事業費等の制約もある中で、優先順位を設けながら中長期的に取り組んでいく必要があることから、引き続き、関係機関と連携を行いなが

ら、継続的な森林整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、「商工振興事業について」でございます。

平成30年11月に発足した商店街サミットにおいて、商店街等の活性化について様々な議論をしてまいりました。大手企業と商店街とのコラボレーションイベントや、全国商店街支援センター委託事業である「商人塾」という事業にも参加し、先進的な取り組みを実施している商店街関係者など専門家との意見交換や、大阪府内でも人気のある空堀商店街などにも現地視察を行うなど、精力的に活動してまいりました。また、大阪府事業である商店街等エリア魅力向上モデル事業に採択され、令和2年度から事業を開始するよう事務を進めていたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大を受け、商店街等エリア魅力向上モデル事業が令和3年度まで延期となってしまうなど、コロナ禍での商店街活性化に取り組む難しさを感じているところでございます。今後、新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、完全に以前のような状況に戻るとは限らないことから、新しい生活様式を模索しつつ、商業の活性化にどのように取り組んでいくかについて、様々な調査研究をしてまいりたいと考えております。

一方、「阪急水無瀬駅前の再開発」についてのお尋ねでございますが、阪急水無瀬駅前周辺につきましては、現行の「島本町都市計画マスタープラン」において中心市街地ゾーンに位置付けており、「地区の特性に応じて、都市基盤の整備・充実や地区計画などによる建築物の誘導を図ります。」と記載いたしておりますが、現時点におきましては、阪急水無瀬駅前の再開発に関する具体的な計画はございません。

続きまして、「通学路の安全対策」について、ご答弁申し上げます。

令和元年度における主な通学路の安全対策といたしましては、第一小学校区のグリーンベルトによる歩行空間の確保や、第四小学校区におきましては、通行量の多い阪急水無瀬駅周辺の変則交差点である五差路の路面の舗装補修工事とカラー化を行いました。第三小学校区につきましても、令和元年度に学校や保護者の方々による通学路点検により危険箇所を抽出していただき、安全対策の検討を行いました。本年度、当該危険箇所である老朽化した転落防止柵を補修し、安全に通行していただくための啓発看板等を設置したところでございます。

また、JR島本駅西土地区画整理事業に伴う交通安全対策といたしましては、広瀬桜井幹線の歩道設置に関する協議をはじめ、事業区域内の道路に関して、土地区画整理準備組合や高槻警察署との協議等を継続的に行ってきたところでございます。今後とも関係機関と連携を行いながら、JR島本駅西地区をはじめ町内の通学路の安全対策を講じてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**教育こども部長** 続きまして、教育こども部所管分の「保育所(園)の課題と今後の対策」

に関する質問に、ご答弁申し上げます。

まず、令和元年度における施設整備の実績でございますが、令和元年5月に小規模保育事業所である「ぬくもりのおうち保育若山台園」及び「るりの詩保育園」が開園し、同年10月に「R I Cホープ水無瀬保育園」が開園いたしました。また、本年12月に第二幼稚園跡地の幼保連携型認定こども園「(仮称)しまもと里山認定こども園」が、令和3年4月には役場前客用駐車場に新第四保育所が開園予定となっております。

次に、「待機児童解消に向けた進捗状況」でございますが、本町の待機児童数につきましては年々増加し、平成31年4月には84人、待機率は約11.0%となり、待機率が大阪府内で2番目に高い泉大津市が約2%であることからわかるように、本町の当時の待機率は他自治体と比較にならない高い率となっておりますが、施設整備が進んだことにより、令和2年4月の待機児童数は前年4月と比較して34人減の50人、待機率は約40%減の6.6%となりました。

今後の見通しでございますが、現在、鋭意進めております、「(仮称)しまもと里山認定こども園」と新第四保育所の整備により、令和3年4月には、待機児童数が限りなくゼロに近づくものと想定いたしております。

以上でございます。

**平井議員** 大綱でございますので再質問は差し控えますけれども、二つの各常任委員会でそれぞれ詳細についてお聞かせをいただきますので、よろしく願い申し上げます、コミュニティネットを代表しての大綱質疑を終わらせていただきます。

**村上議長** 以上で、コミュニティネットの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時13分～午後3時40分まで休憩) (午後3時40分 岡田議員出席)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、自由民主クラブの発言を許します。

**清水議員** それでは令和元年度決算審査に対し、自由民主クラブを代表し大綱質疑を行います。

我が国、世界中で新型コロナウイルス対策が最重要課題となる中、対応にあたられている医療関係者や行政機関の関係者等に感謝申し上げます。

当町においても、国の施策や国からの交付金を活用した町独自の施策を有効活用できるよう、速やかに実施するようお願いいたします。通常業務を処理しながら新型コロナウイルス対応を行っている職員に対して、改めて感謝申し上げます。

住民が安心して、健やかに暮らせるまちづくりを目指し、平成31年度及び令和元年度の施政方針のもと施策を推進されたと思いますが、それらの施策の進捗状況や成果等について伺います。

1) . 「財政状況」について。

令和元年度の決算は、経常収支比率 97.2%で、前年に比べ 4.5 ポイント改善されましたが、その要因は法人税の増収や交付税の増額などによるものであり、普通会計の実質単年度収支はマイナス 3,873 万 7 千円の赤字です。財源不足については、毎年、財政調整基金を取り崩しての会計が続いており、依然として財政は厳しい状況になっています。

①財源確保について。

ここ数年、当町の人口は増加の傾向ではあるが、いずれは全国的な傾向と同様に少子高齢化等により生産人口は減少し、本町の税収が増加するとは思えません。また一方で扶助費の増加や雨水水路整備、公共施設の耐震化、橋梁長寿命化等、巨額な費用を必要とする中で、安定的な住民サービスを維持するためにも、財源確保が必要不可欠であります。令和元年度はどのような施策を推進されたのかを伺うとともに、その費用対効果についても伺います。

②土地活用について。

公有財産のうちの遊休地で売却可能な土地については、自主財源の確保に繋がるものです。令和元年度の遊休地の売却状況と課題を伺うとともに、残っている遊休地を示してください。

③企業誘致について。

平成 25 年 10 月に大阪府の企業立地促進補助金の対象自治体となり、令和元年度も本町の PR に努められたと思いますが、施策の実施状況と成果、企業誘致の状況について伺います。

④ふるさと納税について。

現在までのふるさと納税の推移と、令和元年度の事業内容、成果を伺います。

2) 番. 「広域行政」について。

①衛生化学処理場について。

令和元年度の衛生化学処理場解体についての状況と、昨年の高槻市との土地の引き渡し交渉の進捗状況を伺います。また、高槻市にし尿処理を委託したことで広域行政が進んだと思うのですが、その成果を伺います。

②清掃工場について。

清掃工場は、長年にわたり毎年約 1 億円を超えての補修工事等をしており、現在のままでは、今後もこういった延命策が続くものと思われます。令和元年度の施設の長寿命化、運営方法の検討状況と今後のスケジュールを伺うとともに、広域化に向けた取り組みについても伺います。

③広域連携について。

近隣市町村や他市町村との連携は、当町の PR や災害時の援助等について非常に有意義なものであると我が会派は考えています。令和元年度の近隣市町村や大阪府との広域連携についての進捗状況を伺うとともに、今後の計画についても伺います。

3) 番. 「公共施設の適正化」について。

町内の公共施設は、耐震対策や、多くの施設が老朽化し、更新時期が近づいています。すべての施設の耐震・更新をするには多額の財源が必要であり、自主財源である町税は増加傾向にありますが、早急に公共施設の適正化を図り、維持管理費等の経費削減を打ち出し、子ども・孫の時代に多くの借金を残さないよう対応する必要があります。

①「島本町公共施設総合管理計画」について。

平成 28 年 3 月策定の「島本町公共施設総合管理計画」の、令和元年度の進捗状況及び個別施設計画の策定状況を伺います。

②役場庁舎耐震化方針について。

島総総第 303 号の令和元年 7 月 1 日付け、山田町長から議長へ、令和元年 6 月策定の「島本町新庁舎建設基本計画」の決定通知をいただき、我々にも冊子等を配付されました。その計画の進捗状況を伺います。あわせて、この計画に関わる補正予算は年内に上程されませんでした。その理由として、経常収支比率が 100%を超えているからとの説明を全協でいただきました。今回の経常収支比率は 97.2%であり、平成 29 年度と平成 30 年度の特種要因を外すと、ここ数年は例年どおりの経常収支比率ですが、令和元年度でどのように議論されたか、伺います。

③課題について。

公共建築物及びインフラ施設を含め、適正化に向けた課題を伺います。

4) 番. 「危機管理」について。

①街頭防犯カメラ設置補助について。

防犯カメラは、犯罪等の抑止や再犯防止対策に有用なものです。自治会への街頭防犯カメラ設置補助事業を開始してからの成果と、令和元年度の事業周知状況及び実績について伺います。

②「地域防災計画」について。

「地域防災計画」の見直しについての進捗状況を伺います。

③タイムラインについて。

水無瀬川の洪水や、土砂災害に対する事前防災計画（タイムライン）の進捗状況を伺います。

④地域防災力について。

災害に強いまちづくり、災害時に迅速な対応が図れる体制づくりについて、令和元年度に実施した具体的な施策について伺います。

⑤大雨による被害軽減について。

令和元年度に実施した、大雨による被害を未然に軽減するための沈砂池・水路の浚渫工事等の内容を伺うとともに、沈砂池・水路に流入する土砂量低減対策を伺います。

5) 番. 「まちづくり」について。



①街路・公園灯のLED化について。

令和元年度の街路・公園灯の水銀灯のLED化の進捗状況を伺います。

②橋梁長寿命化修繕計画について。

令和元年度の橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況を伺います。

③「第五次総合計画」策定について。

令和元年度の「第五次総合計画」策定の進捗状況を伺います。

④「第6次行財政改革プラン」について。

令和元年度の「第6次行財政改革プラン」の進捗状況、課題を伺います。

⑤JR西地区まちづくりについて。

JR西地区まちづくりに向けての令和元年度の支援内容及び今後のスケジュール等について、伺います。

⑥公募型公益活動補助制度について。

公募型公益活動補助金制度の実績を伺います。

⑦「空家等対策計画」策定業務について。

事業進捗状況を伺います。

⑧大沢地区乗り合いタクシー配車サービス事業について。

大沢地区乗り合いタクシー配車サービス事業拡充の成果を伺います。

6) 番. 「森林保全」について。

本町の約7割は山岳丘陵地で、身近に豊かで大切な自然があります。しかし、森林面積のほとんどが民有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足により整備が怠り、荒廃が進んでいます。また、過去の台風等の爪痕が多く、山林で残り、復旧が進んでいません。

①森林環境譲与税について。

令和元年度の森林環境譲与税の実績と、活用について伺います。

②森林整備について。

令和元年度の森林整備の進捗状況を伺うとともに、課題についても伺います。

7) 番. 「福祉・医療」について。

①「障害者地域生活支援拠点施設」について。

令和元年度の状況と、課題があれば伺います。

②福祉ふれあいバスについて。

令和元年度は、運行目的、乗車対象者等を拡充されたと思いますが、拡充後の状況、成果を伺います。

③三島救命救急センターについて。

三次救急医療体制の維持に向けて、移転に関する令和元年度の進捗状況と、今後のスケジュールを伺います。

8) 番. 「子育て・教育」について。

①「保育基盤整備加速化方針」について。

令和元年度の進捗状況と、課題及び今後のスケジュールを伺います。

②次期学習指導要綱について。

令和元年度の進捗状況と、今後のスケジュールを伺います。

③第三小学校新A棟建築工事について。

令和元年度の進捗状況と、今後のスケジュールを伺います。

④通学路の安全について。

通学路の安全・安心は、未来を担う子ども達にとって非常に重要なことです。令和元年度の通学路に関する施策の状況と、成果について伺います。

⑤生涯スポーツについて。

住民の皆様の健康増進のための体育館、グラウンドやテニスコートなどの各スポーツ施設等を、安全で快適に利用していただくための令和元年度の整備状況等を伺うとともに、老朽化が進む施設の今後のあり方についても伺います。

9) 番. 「水道事業」について。

水は、生きていくうえでなくてはならないもので、水道事業は住民に安全で安心な飲料水を供給しています。災害時には大切なライフラインです。

①「水道管路更新計画」について。

令和元年度の「水道管路更新計画」の進捗状況及び残工事の概算費用を伺います。

②LINE Pay について。

水道料金及び下水道使用料の支払いについて、利便性向上のためのLINE Pay の導入状況を伺うとともに、課題について伺います。

③地下水100%のボトルドウォーターについて。

地下水100%のボトルドウォーターのPRの実績と、残本数を伺います。

10) 番. 「公共下水道」について。

①事業計画について。

「都市計画法」及び「下水道法」に基づく事業計画変更の進捗状況を伺います。

②汚水整備について。

令和元年度の汚水整備の進捗状況を伺うとともに、未整備地区の計画についても伺います。

③雨水水路整備について。

令和元年度の雨水水路整備の進捗状況を伺うとともに、今後のスケジュールについても伺います。

11) 番. 「観光・商工業」について。

①商業団体支援補助金について。

商業団体支援補助金制度の進捗状況、成果を伺います。

②2025年大阪万博について。

2025年の大阪万博に向けての当町のPR等、観光に関する施策の進捗状況を伺います。

12)。「消防」について。

①令和元年度の活動について。

近年、消防の役割は火災や救急以外に台風や大雨に対する対応が増加傾向にあり、重要な役割を担っています。令和元年度の活動状況や、施設・備品等の整備状況を伺うとともに、課題についても伺います。

②Instagramについて。

Instagram (Instagram) の運用を令和元年度より始めておられますが、運用指針等、どのように活用されているのか、伺います。

**総務部次長** それでは、自由民主クラブを代表されての清水議員の大綱質疑のうち、総務部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「財政状況」に関するご質問のうち、「財源確保について」でございます。

令和元年度の普通会計決算収支につきましては、実質単年度収支は赤字決算となったものの、実質収支及び単年度収支は黒字決算となり、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は97.2%と、前年度より4.5ポイント改善いたしました。この主な要因につきましては、平成30年度の町民税法人分が平年度並みとなったことから、令和元年度の基準財政収入額に影響を及ぼし普通交付税が増額となったことに加え、令和元年度の町民税法人分及び臨時財政対策債の増額により、財政指数が大きく変動したものでございます。

しかしながら、町民税法人分については企業業績に大きく左右されること、また、公共施設整備などの財源として多額の町債を発行しているため、公債費は今後上昇が見込まれることから、財政指数の改善は継続的なものではないと認識しております。

令和元年度における、財源確保策の成果についてでございますが、特定財源は事業を推進するため重要な財源でありますことから、既存の国・府の補助制度に加え、国の補正予算の動向にも注視し、また、普通交付税措置のある地方債の活用など、総合的に精査しながら予算化に向けた事務を行うなど、積極的な財源確保に努めてまいりました。

令和元年度の財政運営におきましては、私立保育所整備事業としてRICホープ水無瀬保育園の開設、認定こども園整備事業として第二幼稚園跡地における(仮称)しまもと里山認定こども園の整備、橋りょう補修・補強事業及び御茶屋住宅外壁等改修事業などの財源として、国庫・府費補助金を確保したところでございます。また町立中学校特別教室空調整備事業につきましては、国の補正予算を活用して国庫補助金を確保するとともに、交付税措置のある町債をあわせて発行し、基金の取崩しの縮減に努めました。

また、第二保育所整備事業、清掃工場施設改修事業、橋りょう補修・補強事業、道路維持補修事業（高浜1号・水無瀬鶴ヶ池4号線）、公園施設整備事業、第二中学校整備事業及び災害復旧事業につきましても、交付税措置のある町債を発行し、基金の取崩しの縮減と将来負担比率の抑制に努めたところでございます。

今後におきましても、引き続き特定財源の確保に努め、財政負担の軽減に努めてまいります。

次に、「土地活用について」でございます。

公有財産のうち遊休地で売却可能な土地につきましては、自主財源の確保の観点からこれまでも売却を進めてまいりました。令和元年度の遊休地の売却状況につきましては、江川一丁目地内旧里道敷きについて売却いたしました。

また、現在保有する売却可能または売却予定である主な町所有地といたしましては、広瀬三丁目地内上下水道部庁舎別館跡地と、遊休地ではありませんが、認定こども園整備運営法人に対しての旧第四保育所跡地がございします。

今後におきましても、公共施設の耐震化等、様々な課題が山積している中で、それらの財源を確保するためにも、遊休地につきましては売却を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「公共施設」に関するご質問のうち、「役場庁舎耐震化方針」についてでございます。

本町では、令和元年6月に「島本町新庁舎建設基本計画」を策定し、現庁舎の現状や課題、新庁舎に備えるべき機能や規模、事業手法など、新庁舎建設を進めるために必要な基本事項の調査・検討を行いました。しかし、当該計画策定事務と並行して他の町事業を勘案していく中で、同時期に新庁舎の建設を進めることは今後の財政運営に著しい支障を及ぼすことになるとの判断から、昨年9月時点において、財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、新庁舎建設に向けた設計業務にかかる予算の提出を、いったん先送りするとの判断をさせていただいたところでございます。その後、更に事業費の縮減の可能性や、新たな財源の確保等について検討を重ね、何らかの形で庁舎整備実施の可否など予算計上の可能性を探ってまいりましたが、財政面での見通しとして、事業実施に向け収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となったとは未だ言えず、予算をご提案できる段階にはないとの認識を持っているものでございます。

**危機管理室長** 次に、「危機管理」に関するご質問のうち、「街頭防犯カメラ設置補助について」でございます。

街頭防犯カメラ設置については、平成28年度に通学路における防犯カメラ設置事業と並行して、地域の課題に対応するため、自治会を設置主体として補助制度を設立したものでございます。議員ご指摘のように街頭犯罪の抑止効果が期待され、事実、本町の犯

罪認知件数は、平成27年191件あったところですが、令和元年は108件と減少しております。この件数の減は、統計を発表している大阪府全体にも見てとれる傾向となっているところではあります。

設置台数につきましては、平成28年度3自治会9台、29年度2自治会3台、30年度2自治会3台、令和元年度2自治会4台の、合わせて9自治会・19台でございます。これらとは別に、平成23年度に大阪府の補助金を活用して、犯罪多発地域への対策事業として設置されたものが3自治会・22台でございます。

令和元年度の制度周知状況でございますが、毎年5月に開催される自治会長連絡協議会において、補助制度の内容について説明を行い、周知をしたところでございます。

次に「『地域防災計画』の見直しについて」でございます。

「島本町地域防災計画」につきましては、国、府の上位計画の改訂等の状況により随時行うことといたしております。前回の改定は平成27年3月に実施しており、大きな法改正や、大規模災害の教訓等を踏まえた新たな取り組みについて、概ね3年ごとに改定を行っているものでございます。

現行の計画につきましては、平成30年度に改訂作業を進めておりましたが、本町においても大きな被害を受けました平成30年度の大阪北部地震や台風被害につきましても反映させるため、平成31年度に繰り越し手続きを行い、令和元年12月にパブリックコメント、令和2年3月に防災会議を経まして、改定をしたところでございます。

なお、今後につきましても、上位計画の改定などの事態の動向により、「地域防災計画」の改定を適切に行ってまいりたいと考えております。

次に、「タイムラインについて」でございます。

島本町風水害タイムラインについては、多機関連携型タイムラインとして、大阪府をはじめ多くの防災関係機関の協力を得まして、3回にわたる検討会を行い、本年3月に机上訓練を実施し、完成したところでございます。現在のところ、運用までには至っておりませんが、実災害で運用することで、反省や課題のフィードバックを行い、PDCAサイクルにより改善を図り、より精度の高いものとして確実な災害への備えに繋げてまいりたいと考えております。

次に、「地域防災力について」でございます。

令和元年度に実施いたしました施策についてでございますが、防災計画として、「災害対策基本法」の規定に基づく「地域防災計画」の改定を実施したほか、機関連携型の島本町風水害タイムラインを策定いたしました。また、多様な防災情報の発信として、災害情報ツイッターの運用や、防災行政無線放送を聞き漏らした場合の再確認ダイヤルの設置をしたところではあります。

防災訓練事業につきましては、6月に総合防災訓練を実施するとともに、1月の防災ボランティア訓練では、第一小学校校区の自主防災会による避難所の設営訓練や、より

多くの企業にも参加していただき実施したところでございます。そのほか自主防災組織の育成として補助金を交付するとともに、自主防災組織連絡協議会においては、各自主防災会の訓練内容や備蓄物資の内訳等を共有するなどの取り組みを実施してまいりました。また、三つの自主防災会が設立され、新たに参加されたところでございます。

今後も逃げ遅れを出さない避難情報の発出、関連死を出さない避難所の運営など、地域と取り組むべき課題について、自主防災組織をはじめ関係団体との取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**都市創造部長** 続きまして、都市創造部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「企業誘致について」でございます。

本町が位置する三島地域につきましては、その地域特性として、大学や研究機関等の知的資源が豊富に集積しており、また交通の要衝として古くから発達してきた地域であり、名所・旧跡・文化財も数多く存在しております。特に、本町には優良企業が立地しており、またJR島本駅の開業を機に、より交通の利便性に恵まれた、大阪、京都のベッドタウンとしての地域特性を有する地域であります。

平成23年4月には「島本町企業立地促進条例」を制定し、ホームページにおいても周知しておりますが、町域内においては住宅系の用途地域がその多くを占め、企業誘致が必要な大規模な遊休地がほとんど発生しない状況であり、企業とのマッチングの機会が生じないといった、企業誘致を進めにくい現状がございます。

なお、令和元年度における企業の移転や新たな企業の立地に関しての大きな動向としては、今般特段ご報告させていただくことはございませんが、既存の企業といたしましては、「都市計画マスタープラン」で産業系地区として位置付けを行っている箇所において、積水化学工業株式会社の新たな研究棟が建設されたことがあげられます。

今後も企業誘致の促進を図るべく、大阪府との連携のもと、必要に応じて随時企業との協議等を積極的に実施してまいるとともに、市町村が取り組む諸制度に関しても、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、「ふるさと納税について」でございます。

本町のふるさと納税は平成20年度からスタートしており、最近の5年間の実績といたしましては、平成27年度が48万5,544円、28年度が439万7,000円、29年度が56万5,001円、平成30年度が52万8,002円、そして令和元年度が482万2,519円となっております。令和元年度からサントリーの酒類を返礼品として提供することが可能となったため、大変好評をいただいていることから、寄附額が大幅に増加しているものでございます。今後も、町内事業者からの返礼品の充実を図り、より多くの方々から寄附をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「衛生化学処理場について」でございます。

衛生化学処理場につきましては、本年3月に解体工事を完了し、跡地につきましては同月中に普通財産に切り替えたところでございます。また、高槻市との間で同処理場跡地の譲渡に関する事務手続きについて調整を進め、本年7月1日付で町有財産譲与契約を締結し、所有権移転を完了したところでございます。

次に、高槻市へのし尿処理の事務委託につきましては、直営時と比較して経費が大幅に減額となっており、施設を直営で運転しておりました当時と比較いたしますと、単年度で約6千万円の経費削減効果であったと推計され、広域行政が進められた事例であると認識しております。

次に、「清掃工場について」でございます。

令和元年度における長寿命化の検討状況につきましては、例年の改修工事の中で老朽化した箇所の更新等を行ったほか、令和2年度以降の改修工事に向け、大規模修繕等を含む工事实施箇所の選定を行ったところでございます。運営方法の検討につきましては、昨年12月の本会議でご答弁いたしました焼却炉の1炉運転を含む運転体制変更の可能性について、検討しているところでございます。

今後につきましては、精密機能検査や定期点検結果に基づく必要箇所の修繕・更新を進めるとともに、工事実施に伴う休炉期間を活用し、長時間運転などによる焼却炉等の損傷具合の検証を進めてまいりたいと考えております。

なお、本町の広域化に向けた取り組みといたしましては、北摂地域7市3町による一般廃棄物にかかる情報交換会で、意見交換や情報共有を行ったところであります。大阪府におきましては、「大阪府ごみ処理広域化計画」を令和元年8月に策定されたところであり、本計画に基づき、大阪府からの情報提供・助言等をいただきながら、近隣自治体の動向を注視しつつ、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、ごみ処理の広域化を目指しつつ、広域化のめどが立つまでは、精密機能検査の結果を踏まえ、現施設の長寿命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「危機管理」に関するご質問のうち、「令和元年度に実施した浚渫工事等の内容と、大雨による被害軽減」について、ご答弁申し上げます。

本町が管理しております沈砂池や水路につきましては、台風や集中豪雨が発生する雨季に備え、職員により点検を実施しております。令和元年度におきましては、点検の結果、土砂等が堆積している1ヵ所の沈砂池と主要な水路の浚渫工事を実施いたしました。また、土砂量低減対策といたしましては、主要な水路の上流域にあります山間部におきまして、過去から大阪府により治水・砂防堰堤を設置され、土砂の流出抑制対策を実施されているところでございます。

また、町域の約7割を占める山岳丘陵地は、本町の大切な自然資源であり、土砂流出防止の防災上の機能を有しているため、山林所有者と連携しながら、住民や事業者など

の参画と協働により、自然環境を守り育てる取り組みを進めていくことも必要であると考えております。

今後につきましても、関係機関と連携を図るとともに、本町におきましても、沈砂池や水路のパトロールを継続的に実施するなど、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、「街路・公園灯のLED化について」でございます。

本町が管理しております街路・公園灯の照明は、現在、主に水銀灯を使用しておりますが、水銀に関する環境汚染を防止する目的で、水銀に関する水俣条約が採択され、令和2年度に水銀を使った製品の製造が廃止されることが決定いたしております。このことから、令和元年度に本町が管理する街路・公園灯の照明について、LED化に向けた実施設計業務を実施いたし、令和2年度から令和4年度にかけて、順次工事を進めてまいります。

次に、「橋梁長寿命化修繕計画について」でございます。

平成23年度に策定いたしました「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、平成24年度から計画的に進めており、令和元年度につきましては、JR京都線軌道横断部におきまして、車道や歩道の防水、舗装の改修および伸縮装置の取り替え、橋台土工部における改修を実施いたしました。「島本町橋梁長寿命化修繕計画」は平成24年度から令和3年度までの10年間における計画となっており、現時点におきましては、概ね計画どおり進捗しております。今後も引き続き、計画的に長寿命化に向けた補修工事を進めてまいりたいと考えております。

次に、「JR島本駅西地区のまちづくりへの支援と今後のスケジュールについて」でございます。

JR島本駅西地区のまちづくりにつきましては、本町は都市計画の主体として、令和元年7月には、当該地区にかかる市街化区域への編入や、「地区計画」の決定等に関する都市計画審議会を開催し、大阪府の都市計画審議会を経て、9月にはこれらに関する都市計画が決定されております。その後、土地区画整理組合の設立認可にかかる手続きを開始され、本年4月、大阪府より組合設立が認可されたところでございます。

今後につきまして、当該組合におかれましては、令和4年度末の土地区画整理事業完了に向け、鋭意事業進捗を図られるものと認識しており、本町といたしましては、現在開催しておりますJR島本駅西地区まちづくり委員会における検討結果を当該事業へ反映していただけるよう、当該組合と協議を実施してまいりたいと考えております。

次に、「『空家等対策計画』の進捗状況について」でございます。

「島本町空家等対策計画」につきましては、2回の空家等対策調整会議及びパブリックコメント等を経て、令和2年3月に策定いたしました。当該計画におきましては、空き家の発生抑制、空き家の適切な管理、空き家の利活用の促進を基本方針としておりま



す。計画策定後に実施した具体的な取り組みといたしましては、近隣からご相談をいただいた空き家等の管理者に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第12条に基づく適切な管理を促すための通知を発送する際、本町の補助制度を紹介したリーフレットや、空き家の相談窓口を紹介したパンフレットを同封するなど、空き家の発生抑制にかかる取り組みを進めております。また、平成30年度に実施した空家等実態把握調査で確認された129件の空き家等を再度全件調査し、うち30件が除却や利活用により、空き家等の解消がなされたことを確認しております。

なお、今後につきましては、（仮称）島本町空家等対策協議会を設置するため、委員の選定等の事務を進めてまいりたいと考えております。

また、空き家空き室の利活用につきましても、町の活性化や建物の適切な管理には有用と考えておりますことから、今後、関係団体と連携を行いながら、不動産事業者を紹介する制度の構築等も検討してまいりたいと考えております。

次に、「森林環境譲与税の実績、活用について」でございます。

森林環境譲与税の内容と活用についてですが、森林環境譲与税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）が国民に課せられ、これによって集められた森林環境税は、市町村及び都道府県に譲与されるものでございます。令和元年度につきましては、167万2千円の森林環境譲与税が譲与され、全額積立を行っております。

財源の活用策についてでございますが、現在、サントリー天然水の森事業の協定地において、民有地の境界確定がなされていないことにより整備が困難な地区があることから、今後、それらの境界確定を行う事業等の財源として、当譲与税を活用することを検討しているところでございます。

次に、「森林整備について」でございます。

平成30年9月の台風21号により、本町の森林は大きな被害を受けましたが、大阪府が実施する保安林整備事業やサントリー天然水の森事業などとの連携により、本町の森林整備を着実に進めてまいりました。中でも、本町の森林面積の多くを占める保安林においては、他市町村と比較してもより精力的に事業を進めていただいております。特に大沢地区で森林火災があった個所においては大規模な整備が進められているほか、尺代地区においても、長谷林道沿いや乙女の滝までの水無瀬溪谷沿いなどにおける整備が計画的に進められております。

なお、保安林地区やサントリー天然水の森事業の協定地以外の民有地につきましては、原則森林所有者が森林整備をすることとなっておりますが、整備が行き届かず、放置されている森林が残っているという課題がございます。そのため、今後におきましても、引き続き関係機関と連携を行いながら、継続的な森林整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、「通学路に関する施策の状況と成果について」でございます。

例年、学校や保護者の方々による通学路点検により危険箇所を抽出していただいた内容を踏まえ、町が実施すべき箇所に関する対応策の検討を行っております。令和元年度における主な通学路の安全対策といたしましては、第一小学校区のグリーンベルトによる歩行空間の確保や、第四小学校区におきましては通行量の多い阪急水無瀬駅周辺の変則交差点である五差路の路面の舗装補修工事とカラー化を行っております。当該五差路につきましては、通過車両や自転車、また児童をはじめとする一般の歩行者の方々など、様々な交通形態が輻輳しておりますことから、視認性向上を目的とした安全対策工事を実施し、当該箇所を通行される皆さまが、以前より安全に通行していただけるようになったものと考えております。

次に、「商業団体支援事業補助金について」でございます。

本制度は、商店街や一定店舗が集まり、新規イベントや空き店舗の活用、情報発信の強化や共同施設の整備などを実施する際に、補助率2分の1、20万円を上限として、補助金を交付するものでございます。

なお、令和元年度については、2団体から4事業の応募があり、「タペストリー交換事業」「ハロウィンイベントの拡充事業」「動画による広報活動の拡充事業」の3事業を採択いたしました。「タペストリー交換事業」につきましては、劣化したタペストリーを更新し、商店街のPRに努めたことで、イメージアップしたとの報告を受けております。「ハロウィンイベントの拡充事業」につきましては、多くの方に商店街を知ってもらうことを目標とし、当日約700の方が来場され、大盛況であったとの報告を受けております。「動画による広報活動の拡充事業」につきましては、商店街での催し等をホームページやSNS等に動画を添付し、広報活動を行っておられるとの報告を受けております。

以上のことから、商業団体支援事業補助金は、商業による地域の活性化について、一定の成果があったものと考えております。今後も、地域活性化のために、商業団体が創意工夫により実施する事業の支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、「観光」に関するご質問でございます。

5年後に開かれます大阪万博におきましては、多くの観光客が大阪を訪れ、経済産業省が平成29年4月に発表した想定来場者数は2,800万人、経済波及効果は1.1兆円が見込まれています。こうした中、昨年2月22日に高槻市と「観光振興に関する連携協定」を締結させていただき、大阪万博など世界的に注目を集めるイベント開催を控え、今後、観光振興の分野におきまして、両市町が連携・協力して、より効果的に施策を実施することを目的とするものでございます。

なお、観光振興への影響といたしましては、今般の新型コロナウイルス感染拡大に関する大きな問題がございますが、新しい生活様式にも対応しながら、両市町の観光資源

や情報媒体などを相互に活用・連携することで、両市町に訪れる観光客を増やし、新たな経済効果が見込めるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「近隣自治体等との広域連携の進捗状況について」でございます。

令和元年度における広域連携の主な取り組みにつきましては、平成31年2月に締結した高槻市との観光振興に関する連携協定の一環として、高槻市主催の観光PRイベントに参加させていただいたほか、大山崎町との連携として、観光イベントやフォレストサポーター養成講座の開催などを行いました。また高槻市に対しましては、令和元年6月に広域連携のさらなる推進に向け、行政の様々な分野において意見交換を行っていきたい旨の申入れを行い、市の見解も踏まえ、今後、消防や文化財行政に関する業務から意見交換を進めていければと考えているところでございます。

今後につきましても、引き続き行政課題の解決や住民サービス向上、業務の効率化等を目指し、ごみ・消防等の広域化に向けた検討や調整をはじめ近隣自治体との連携の推進に努めてまいります。

次に、「『公共施設総合管理計画』について」でございます。

まず、令和元年度の進捗状況につきましては、公共建築物では、第二幼稚園・衛生化学処理場の除却を行ったほか、第三小学校A棟建替、第四保育所の移転新築にかかる事務を進めました。また、橋梁・水道施設等のインフラ施設についても、引き続き長寿命化計画等に基づき、計画的な維持・補修を実施いたしました。

また、「個別施設計画」の策定状況につきましては、町営住宅、橋梁、水道管路が策定済みであり、令和2年度において学校施設及び幼稚園、下水道にかかる長寿命化計画の策定に向け、取り組みを進めているところでございます。

次に、「公共施設の適正化に向けた課題について」でございます。

公共建築物及びインフラ施設における大きな課題といたしましては、まずは庁舎をはじめとする公共施設の耐震化がでございます。また、広域化や民間施設の活用も重要な課題であると認識をしております。今年度は「公共施設総合管理計画」の中間年を迎えることから、中間点検を行い、その結果を踏まえて、今後の公共施設のあり方等を整理・検討してまいりたいと考えております。

次に、「『第五次総合計画』について」でございます。

令和元年度においては、平成30年度に引き続き、「第五次総合計画」の策定業務に取り組みました。前半は基本構想案の審議及びパブリックコメントを行い、令和元年9月に基本構想案を議会でご可決いただきました。その後、10月から基本計画案の審議を進め、パブリックコメントを経て、令和2年3月に総合計画審議会から答申をいただき、令和2年3月末に計画を策定いたしました。

なお、計画冊子の印刷につきましては、年度内に完了できなかったため、令和2年度へ繰越をさせていただきましたが、4月末には完成をいたしました。

次に、「『行財政改革プラン』の進捗状況、課題について」でございます。

令和元年度の主な取り組み実績としては、上下水道料金の支払いにおけるLINE Payの導入、各種福祉金など個人給付の見直しの実施、公募型公益活動補助制度の創設、効果検証を行ったうえでの町広報番組の終了などがございます。

本年度におきましては、地域包括支援センターの民間委託、LINE公式アカウントの導入、会議録作成支援システムの導入をすでに実施しているほか、年度内に自治体クラウドの導入、各種証明書発行手続きのオンライン化などを予定しております。また、引き続き遊休地の活用やふるさと納税の充実を図り、歳入の確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、行財政改革プランに基づく各種取り組みの実施に向けて検討・調整に取り組み、事務事業の見直しや効率化、経費の削減、歳入の確保などに鋭意取り組んでまいります。

次に、「公募型公益活動補助制度について」でございます。

島本町公募型公益活動支援事業補助金につきましては、様々な地域課題の解決に向け、住民等が自主的かつ自発的に行う公益的活動に対し町が補助金を交付することにより、住民参加のまちづくりを推進することを目的に創設したものでございます。

令和元年度におきましては、令和2年度からの事業実施が円滑に行えるよう、令和2年1月から2月にかけて補助事業の募集を行ったところ、7件の申し込みがありましたことから、審査会を開催し慎重に審査した結果、4団体を採択いたしました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響から1団体が辞退されたため、次点の1団体を繰り上げ採択いたしました。

次に、「大沢地区乗合タクシー配車サービス事業について」でございます。

大沢地区タクシー配車サービス事業につきましては、公共施設等への外出が容易にできない大沢地区居住者の交通手段確保の一助とするため、乗合タクシーの配車を行っているものでございます。

令和元年度は、大沢地区でのタウンミーティングの結果や高齢化が進んでいる状況などを踏まえ、予算を増額させていただきました。その結果、令和元年度の利用回数は113回となり、平成30年度の87回と比べて大きく増えております。なお、予算につきましても計画どおり執行をしております。今後も、大沢地区居住者の高齢化や免許返納の状況などを鑑み、事業の円滑な実施に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

**健康福祉部長** 続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

「福祉・医療」にかかるご質問のうち、まず、「障害者地域生活支援拠点等施設につ

いて」でございます。

平成31年4月に開設いたしました地域福祉支援センター島本は、障害者地域生活支援拠点等施設として、生活介護、就労継続支援B型、ショートステイ、障害児（者）相談支援センターの各事業を実施しております。

個々の事業の内容を申し上げますと、生活介護におきましては、障害者への入浴・排せつ・食事の介助のほか、チラシのポスティングや醤油キャップ締めなどの生産活動の提供、音楽療法や水中ウォークなどの活動を行っております。就労継続支援B型におきましては、就労の機会や就労に必要な知識・能力の向上のための訓練といたしまして、主に紙袋の取手付け、清掃作業、剪定作業、食パン工房での食パン製造・販売などの活動を行っております。ショートステイにおきましては、施設に短期入所し、入浴・排せつ・食事の介助等を行っております。障害児（者）相談支援センターにおきましては、ご本人やご家族からの障害児（者）の福祉に関する各種の問題に対する相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの支援を行っております。

なお、今後の課題としましては、就労継続支援B型の事業所として、作業工賃の増額やショートステイの稼働率の向上に努めていきたいと聞き及んでおります。

次に、「福祉ふれあいバスについて」でございます。

福祉ふれあいバスにつきましては、平成31年4月から、運行目的を高齢者等の町内への外出支援に拡充するとともに、新たに指定難病の特定医療費受給者証をお持ちの方とBCG集団予防接種の受診児とその保護者を対象といたしました。また対象者を介助される方につきましても、1名まで一緒に利用できるように拡大しております。さらに、停留箇所につきましては、運行ルートの一部見直しを行い、人権文化センターへは、1日2便であったものを1日4便に拡大をいたしました。

令和元年度の運行実績といたしましては、令和2年3月が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ふれあいセンターを閉館したこと等の影響によって利用者数が減少していることから、令和2年2月末までの運行実績で申し上げますと、1日の乗車人数は126人となっております。過去の運行実績と比較いたしますと、前年度が119人、前々年度が121人であり、1日の平均乗車人数が増加していることから、利用者数の増加に繋がったものと考えております。

なお、ふれあいセンターで高齢者の給食サービス（会食会）が開催された際に、年に数回程度満席になることはあったものの、拡充後に乗車できない状況は発生をしておりません。今後も現行の運行体制を継続しつつ、高齢者等の皆様の社会参加を促進し、外出支援となるよう、福祉ふれあいバスの円滑な運行に努めてまいります。

次に、「三島救命救急センターについて」でございます。

大阪府三島救命救急センターにつきましては、平成30年5月に、学校法人大阪医科薬

科大学、公益財団法人大阪府三島救急医療センター、大阪府、3市1町（高槻市・茨木市・摂津市・島本町）において、移転について合意に至り、移転場所を大阪医科大学附属病院とし、移転後の運営主体は学校法人大阪医科薬科大学とすることになっております。移転時期につきましては令和4年度を予定しており、円滑に移転できるよう、令和元年10月には、大阪府、3市1町（高槻市・茨木市・摂津市・島本町）及び学校法人大阪医科薬科大学において、移転に関する財政支援の内容について合意に至っております。

なお、令和2年4月以降、大阪府三島救命救急センターと学校法人大阪医科薬科大学で、相互の医療環境を理解するための人事交流や会議を行うことで連携を図りながら、移転に向けた取り組みを進めているところでございます。

本町といたしましては、大阪府三島救命救急センターの移転が円滑に実施できるよう、引き続き関係機関と連携しながら対応してまいります。

私からは、以上でございます。

**教育こども部長** 続きまして、教育こども部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「保育基盤整備加速化方針」についてでございます。

令和元年度における施設整備の実績でございますが、令和元年5月に小規模保育事業所である「ぬくもりのおうち保育若山台園」及び「るりの詩保育園」が開園し、同年10月に「R I Cホープ水無瀬保育園」が開園いたしました。また、本年12月に第二幼稚園跡地の幼保連携型認定こども園「（仮称）しまもと里山認定こども園」が、令和3年4月には役場前客用駐車場に新第四保育所が開園予定となっております。

本町の待機児童数につきましては、年々増加し、平成31年4月には84人、待機率は約11.0%となり、待機率が大阪府内で2番目に高い泉大津市が約2%であることからわかるように、本町の当時の待機率は他自治体と比較にならない高い率となっておりましたが、施設整備が進んだことにより、令和2年4月の待機児童数は前年4月と比較して34人減の50人、待機率は約40%減の6.6%となりました。

なお、現時点におきましては、大きな課題は生じていないものと考えております。

次に、今後のスケジュールでございますが、現在、鋭意進めております、（仮称）しまもと里山認定こども園が令和2年12月に、新第四保育所が令和3年4月に開園予定であり、これらの整備により、令和3年4月には待機児童数が限りなくゼロに近づくものと想定いたしております。

次に、「新学習指導要領について」でございます。

新学習指導要領につきましては、小学校においては令和2年度から、中学校においては令和3年度から全面実施されます。そのため令和元年度は、小学校につきましては、年間指導計画の見直しや評価の観点が変わることによる準備などを行いました。また、中学校につきましては、教材研究や評価方法等変更に対応するための検討及び次期学習指導要領に対する研修等を実施し、正しい知識の習得に努めました。さらに今年度は、

中学校では令和3年4月の全面実施にむけ、前年度に引き続き、年間指導計画の見直しや評価方法等変更の準備を行い、万全を期してまいりたいと考えております。

次に、「第三小学校新A棟建替工事について」でございます。

A棟建替の工事業者については、令和2年1月28日に入札を行い、落札者が松井建設株式会社大阪支店に決定いたしました。その後、令和2年2月の議会におきまして契約同意のご可決をいただき、令和2年度からの建替工事の本格実施に向けて準備を進めてまいりました。現時点の進捗状況につきましては、新A棟の杭工事を終え、基礎工事を行っているところでございます。今後は、基礎工事後の埋め戻しを行い、新A棟地上階の躯体工事へと進め、順次、内装及び外装工事に着手してまいります。

今後も、児童や関係者の安全を第一に工事を進め、安全・安心な教育環境を一日でも早く整備できるように取り組んでまいります。

次に、「生涯スポーツについて」でございます。

生涯スポーツとは、健康の保持増進やレクリエーションを目的として、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるスポーツをいいます。本町での令和元年度におけるスポーツ施設等の整備状況等につきましては、主なものといたしまして、町立体育館の第二体育室及び第三体育室の床を修繕いたしました。これは、両体育室において一部床板が剥がれていたことから、修繕したものでございます。さらに町立体育館におきまして、トレーニングルーム内の機器として、老朽化のため故障していた有酸素運動機器であるリカンベントバイク1台の更新を行ったほか、同じく老朽化のため故障していた冷水器の更新を行いました。また、学校開放事業で使用している町立小中学校体育館の照明電球の交換や、東大寺テニスコートの除草作業などの維持管理に努めております。

今後の町立体育館の在り方につきましては、竣工してから40年近く経過しておりますが、町財政との整合を図りながら、民間活力の導入や他自治体の状況なども踏まえ、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**上下水道部長** 続きまして、上下水道部所管分について、順次ご答弁申し上げます。

まず、水道事業に関するご質問のうち、「水道管路更新計画」についてでございます。

「水道管路更新計画」につきましては、平成26年度から令和5年度までを計画期間としており、現在、計画的な管路の更新及び耐震化に努めているところでございます。令和元年度末での進捗状況につきましては、約49%でございます。

なお、今後の残事業の概算金額につきましては、約4億8千万円を見込んでおります。

次に、「LINE Payについて」でございます。

LINE Payによる水道料金及び下水道使用料の納付につきましては、納付方法の選

択肢を増やすことによる利便性の向上を目的に、平成31年4月1日から導入したものでございます。スマートフォンのスキャン機能を利用したスマートフォン決済サービスとして、納付書に印字しているバーコードを読み取ることで納付が完了することから、外出せずに自宅において水道料金及び下水道使用料が納付できるという利便性の向上より、比較的多くの方に利用していただいている状況となっております。

課題につきましては、新しい生活様式が示される中、接触機会を減らすこととなる電子決済サービスが今後も進んでいくものと考えており、LINE Pay以外のスマートフォン決済サービスについて検討する必要があると考えております。

次に、「地下水100%のボトルドウォーターについて」でございます。

令和元年は給水開始60周年という記念の年であることから、島本町の水をPRすることを目的に、地下水100%のボトルドウォーター4,992本を作成いたしました。PRの実績につきましては、令和元年6月に大森浄水場の見学に来られた方への配付から始まり、町内ではワクワク！しまもと環境学校、人権文化センター行事及び成人祭等、さらに町外からの参加者もある第10回島本ミニマラソンにおいて配付いたしました。また町外では、四條畷市、堺市におけるイベントでの配付や高槻市との観光連携事業「まるごと高槻」における景品として出品いたしました。

その他、庁内における他団体との会議の席だけではなく、大阪府で開催されました全国町村下水道推進大会の出席者への配付や、本町に視察等に来られた方にも配付いたしました。このように、様々な機会を通じてボトルドウォーターを配付し、島本町の水を実際にご賞味いただけるという、今までにない形でのPRができたものと考えております。

残本数でございますが、ふるさと納税の返戻品分を除き、333本でございます。

次に、「公共下水道」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「事業計画について」でございます。

「都市計画法」における事業計画の変更手続きにつきましては、令和2年3月に公告を行っております。主な変更内容といたしましては、汚水整備といたしまして、高浜二丁目地区を含む2-21処理分区・約2.13ha及び雨水整備といたしまして山崎二丁目地区を含む山崎排水区・約33.02haの整備区域の拡大を行うとともに、事業期間を令和2年3月31日から令和7年3月31日まで、延伸を行ったものでございます。

次に、「下水道法」における事業計画の変更についてでございます。汚水整備といたしましては、桜井二丁目地区を含む2-20処理分区、雨水整備といたしまして同地区を含む島本2-6排水分区、約17.2haの整備区域の拡大に向け、大阪府と協議を行いながら、変更の認可にかかる資料整理を完了したところでございます。現在、その資料に基づき大阪府と協議を継続して行っており、事業計画の変更手続きにつきましては、協議が整い次第、進めてまいりたいと考えております。



次に、「汚水整備について」でございます。

令和元年度における公共下水道の整備状況につきましては、山崎四丁目地区及び高浜二丁目地区において汚水整備を実施し、整備区域の拡大を図ったものでございます。令和元年度末では、事業認可区域約329haのうち約303haが整備済区域となり、下水道処理人口普及率では約95.5%となりました。

今後の未整備地区の整備計画といたしましては、引き続き高浜二丁目地区において整備区域の拡大を図るとともに、J R 島本駅西地区における区画整理事業との整合を図りながら、桜井二丁目・三丁目地区の汚水整備に着手したいと考えており、早期に事業着手ができるよう、J R 島本駅西土地区画整理組合及び大阪府等と協議を行いながら準備を進めている状況でございます。

次に、「雨水水路整備について」でございます。

令和元年度の雨水水路整備の進捗状況といたしましては、公共下水道五反田雨水幹線のJ R 東海道本線軌道横断部において、平成30年度に本町と西日本旅客鉄道株式会社との間に締結いたしました基本協定書に基づきまして、管渠築造が完了しております。今後のスケジュールにつきましては、引き続き公共下水道五反田雨水幹線の第2期及び第3期の工事を実施しており、関連工事といたしまして、上流部（溝田・中溝）水路の接続工事及び除塵機の設置などを予定しており、令和2年度中の供用開始に向け、事業進捗を図っております。

また、一級河川水無瀬川左岸地域における雨水水路整備といたしまして、公共下水道山崎雨水幹線整備工事（第1期）の着手を予定しており、国からの防災・安全交付金を活用しながら、本年度から令和7年度の完成を目途に整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、高槻市において事業進捗にご尽力いただいております淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続点2-6と上牧新川水路の接続工事につきましては、本年6月に同雨水幹線への暫定流入が開始しております。今後も引き続き、除塵機等の機械設備を含め、令和3年3月の完成を目途に取り組んでいただいております。

私からは、以上でございます。

**消 防 長** 最後に消防本部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「令和元年度の活動について」でございます。

令和元年度につきましては、消防本部では火災3件、救急1,342件、救助26件、その他の各種災害等398件の出動をいたしております。

主な施設・備品の整備状況につきましては、女性職員採用に伴います消防庁舎改修工事、また老朽する消防用設備、消防庁舎進入路の改修工事を行いました。計画的に機器及び資機材を整備しており、課題なく消防活動の充実が図られたものと考えております。

消防の職務につきましては、その施設及び人員を活用して、住民の皆様の生命、身体

及び財産を、火災をはじめとする各種災害から保護し、被害の軽減を図るとともに、災害等による傷病者の搬送を適切に実施することでございます。

令和元年度は、大沢地区で大規模な山林火災が発生いたしました。災害活動、救助事案も複雑多様化しており、住民の皆様の消防に対する期待はますます高まる状況であると認識をいたしております。今後も施設や資機材の整備につきましては、修理や管理状況を踏まえながら、順次、整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、「インスタグラムについて」でございます。

消防本部では、令和2年1月から住民の皆様に対し、消防の行事等の情報や、魅力を知ってもらうために、公式インスタグラムを開設いたしました。消防署の日常風景を発信することで、消防署を見学に来る親子連れが増えたり、応援の声をいただいております。消防をより身近に感じていただくことによりまして、住民の皆様の防火意識の向上や、救急車の適正利用に理解を深めていただけるものと感じております。

以上でございます。

**清水議員** ご答弁いただきました内容の細部につきましては、各常任委員会で確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**村上議長** 以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日9月8日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日9月8日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦勞様でございます。

(午後4時55分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第121号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第5号
- 第122号議案 令和2年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 第123号議案 令和2年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第2号）
- 第124号議案 令和2年度島本町介護保険事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第3号認定 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第4号認定 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第5号認定 令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第6号認定 令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第7号認定 令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第8号認定 令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第9号認定 令和元年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第10号認定 令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第11号認定 令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第12号認定 令和元年度島本町水道事業会計決算
- 第13号認定 令和元年度島本町下水道事業会計決算



令和2年

島本町議会9月定例会議会議録

第4号

令和2年9月8日(火)



## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 4 号)

年 月 日 令和 2 年 9 月 8 日 (火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	持 田 学	総 合 政 策 長	北 河 浩 紀
健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
総 務 部 次 長	川 畑 幸 也				

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	坂 元 貴 行	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

## 令和2年島本町議会9月定例会議議事日程

### 議事日程第4号

令和2年9月8日(火) 午前10時開議

- |      |     |     |                                |
|------|-----|-----|--------------------------------|
| 日程第1 | 第1  | 号認定 | 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算             |
|      | 第2  | 号認定 | 令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算       |
|      | 第3  | 号認定 | 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算     |
|      | 第4  | 号認定 | 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算      |
|      | 第5  | 号認定 | 令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算       |
|      | 第6  | 号認定 | 令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算 |
|      | 第7  | 号認定 | 令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算      |
|      | 第8  | 号認定 | 令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算      |
|      | 第9  | 号認定 | 令和元年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算      |
|      | 第10 | 号認定 | 令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算     |
|      | 第11 | 号認定 | 令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算      |
|      | 第12 | 号認定 | 令和元年度島本町水道事業会計決算               |
|      | 第13 | 号認定 | 令和元年度島本町下水道事業会計決算              |



(午前10時00分 開議)

**村上議長** おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1 第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定令和元年度島本町下水道事業会計決算までの13件を一括議題とし、大綱質疑を継続いたします。

それでは、河野議員の発言を許します。

**河野議員** 2019年度一般会計及び特別会計の決算の審査にあたりまして、大綱質疑を行います。日本共産党・河野恵子より行います。

戦後、そして広島・長崎被爆から75年、「戦争は最大の人権侵害であり、地球環境破壊」であります。1970年に発効した核不拡散条約(NPT)は、第6条で核軍備撤廃交渉を「誠実に行う」ことを各国に義務づけました。NPT再検討会議は5年ごとに開かれ、2000年開催の会議では核保有国は「自国の核兵器の廃絶」を誓約し、2010年の再検討会議では「核兵器のない世界の枠組み作り」を合意しています。2017年には、核兵器国際廃絶キャンペーン(ICAN)の取り組みがノーベル平和賞を受賞しています。

この最中、2015年に提唱されたSDGs(持続可能な開発目標)、この2030年の目標年次を10年後に控え、17の目標のうち、島本町としては「11.住み続けられるまちづくり」「13.気候変動に具体的な対策を」「15.陸の豊かさを守ろう」、これが直面する課題であろうと私は捉えております。

SDGsのムーブメントとしては、地方自治・住民運動として条例制定、直接請求署名が山田町長に提出され、臨時議会で、島本町議会初の住民の意見陳述が行われたところであります。「直接請求」は、戦後の「地方自治法」制定時にすでに確立されていると聞いております。平成の大合併時には、住民の意見陳述を義務化したと言われる地方自治・住民参加の象徴でもあります。陳述で問われたこと、議会議員がどのように声を聞き、調査・検討し、判断したこの結果は、遅くとも今後10年間で現れ、次世代に何を手渡すことになるのか。これまでの20年間、「都市計画法」の規定も無視し基礎調査をせず、開発優先だった改定「都市計画マスタープラン」の弊害、その責任と、環境・財政的課題を背負う町長を先頭とした若手執行部の皆さんに、一議員として自問自答し、反省を込めながら質問をさせていただきます。

1点目です。「コロナウイルス感染症対策——教育現場への影響」を問う。

①法に基づく点検評価書、事務事業成果報告書について、学校教育や給食喫食数データなどの記述はありますが、「コロナウイルス感染症対策による休校期間」という事実が一文字も記されていないことは驚きです。次年度や後年度に活かすために、必須事項で

あります。見解を伺います。

②3月休校要請時は休校対象外であった、長時間、学校長期休業中も開設を余儀なくされた学童保育室への増員、応援や慰労についての対応はどうでしたか。答弁を求めます。

2点目です。「文化財保護・観光——保存・連携・広報の課題」について。

③文化財保管庫の改善・進捗について伺いますとともに、大阪府のミュージアム——かつてはデジタルミュージアムと言いましたが、この構想との連携、「登録有形文化財指定」の史跡の取り扱い、町内イベントの連携・広報、密接に広報を行う必要性とともに、人的な課題があったと考えます。見解を伺います。

3点目です。「国・大阪府の制度改定がもたらす島本町財政・暮らしへの影響」について。

④法人税収、地方交付税収入の増加が、経常収支比率の改善に繋がっております。一方で、町民税個人分を見ますと、町民税個人分の1人あたりは減、課税標準200万円以下が増など、賃金・所得が好転しているとは言えません。当年度下半期の消費税増税や行革などの影響も重なると考えますが、見解を伺います。

⑤さらに、町財政に影を落としている「地方法人税」の影響額について、答弁を求めます。

⑥国民健康保険、被保険者数は減少し、所得水準も低下の傾向にあります。独自減免拡充、さらなる基金繰入ができるよう、大阪府との協議、島本町条例の改正の検討経過について、答弁を求めます。

「清掃工場はじめ公共施設の課題——全庁的な議論」について。

⑦役場庁舎先送りを表明後、少なくとも過去5年分の総括や建設的提案、意見交換は行えたのでしょうか。特に、島本町の財政規模からすれば、身の丈に合わない巨額の改修費を伴う清掃工場焼却炉運転方式の見直し・ごみ減量策など、抜本策の再検討について、政策企画課、財政課、環境課との横断的な検討が必要であったと考えますが、その進捗を伺います。

「非正規職員の待遇改善と雇い止め問題」について。

⑧地域包括支援センター町直営の廃止、2018年度の町立第二幼稚園の廃止、第四保育所定員縮小など、公立施設の縮小、民間委託化などによる非正規職員の雇い止めの実情について、答弁を求めます。

「JR島本駅西開発——住民の直接請求署名の意義と教訓」について。

⑨昨年11月の直接請求署名、町長の意見書について——開発優先のまちづくり、マンション開発と人口増加策だけが先行し、道路整備に関しては府の都市計画道路廃止など、大阪府の言いなりの姿勢がもたらしたのは、交通渋滞、保育所待機児童ワースト、農地喪失・高層マンション建設による地域紛争——生活環境・景観壊し、地球温暖化加速な

どでありました。今後の町政で、このようなことを二度と繰り返さないため、住民の声は重要な提起であったと考えますが、見解を伺います。

「『保育基盤整備加速化方針』——保育の質の確保」について。

保育所待機児童、過密化解消、保育士待遇改善について、これらを2018年度「加速化方針」の意思決定から2020年度末に解消させるまでに進めている点や、保育士・保護者の多大な努力とふれあいセンターとの連携で第四保育所の仮移転を果たし、現状まで来られたことは、安堵し、評価するものです。

質問としましては、⑩支援保育について、現在も20名定数のままで推移しています。保育所定数の急増に伴う増員がされておりません。当初、20人定員で設定した根拠と、新たな民間保育園での支援保育拡充と運営補助の改善検討について、答弁を求めます。

「高齢者等の社会参加と、移動の権利」について。

⑪高齢者人口は、第5次行革、移送サービスの縮小の2011（平成23年）年度以来8年間で1,630人から1,851人に、介護認定2以上は521人から731人に、要支援1～要介護1は567人から753人という推移を見ても、福祉ふれあいバス1台、現行の諸制度では定員オーバーによる積み残し、または定員超えの乗車の発生など、限界が来ているのではないのでしょうか。

日本共産党は、低床型バスの導入、タクシー移送サービス対象をせめて要介護1に拡大すること、ワンメーターチケットか、1日3千円の補助かの選択制などを提案してまいりました。検討経過について、答弁を求めます。

⑫国に対して、加齢性難聴の補聴器購入助成制度創設を求めるとともに、町独自の補助制度創設を検討せよという、高齢者からの要望について見解を求めます。

⑬介護予防・日常生活支援総合事業について、3年を経過しています。提供事業者数は訪問・通所、各16ヵ所と聞いておりますが、従事者研修を実施して以来、当事業への就職・従事の実績について答弁を求めます。

「障がい者拠点施設整備——関係機関と事業との連携」は。

⑭拠点施設整備開設に伴う町外施設利用者・職員間によるショートステイや障がい児者相談事業新設と、既存の関係機関との引継ぎ、課題について伺います。

⑮手話通訳の養成や、聴力障がい者の社会参加の促進について、当事者、サークルからの意見聴取の実施について、説明を求めます。

「国・大阪府の、河川・森林・道路の安全、防災」について。

⑯昨今の豪雨による九州方面での大規模災害地周辺の河川については、整備計画がなかった不備などが取り沙汰されております。島本町域を流れる淀川（国土交通省）、水無瀬川（大阪府）の、国・府の河川整備計画について、町域の整備と進捗状況について説明を求めます。

⑰大阪環状自然歩道整備の成果・進捗と、周辺自治会・農林漁業者からの評価と新たな

な要望内容について、答弁を求めます。

「救命救急職員配置——消防力整備指針での課題」について。

⑩消防本部の庁舎改修、職員の健康保持と資質向上について努力したものは認識しておりますが、職員数、救命救急士の養成数など、消防力整備指針に照らしての課題を伺います。

「水道・下水道——住民との課題共有と審議会設置」について。

⑪下水道会計の企業会計導入による初の決算となります。企業債とともに、土地の明細書の記述により、財産調書からの記録の移行が行われたことは評価します。公営企業審議会設置とともに、貴重なデータ、歴史の蓄積である『水道事業年報』『水質年報』については、ホームページの検索、上下水道部や役場庁舎、図書館等での閲覧や、CDROMの貸出などを可能にするなど、住民との共有をすることを求めてまいりました。検討経過について、伺います。

以上です。なお、常任委員会審査の資料を請求しております。取り計らいのほう、よろしく願いいたします。

**教育子ども部長** おはようございます。それでは河野議員の大綱質疑のうち、教育子ども部所管分につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず、「『教育委員会の点検・評価結果報告書』等における新型コロナウイルス感染症対策による休校に関する記述について」でございます。

まず、教育委員会の点検・評価結果報告書において、新型コロナウイルス感染症に関わる記事を掲載しなかったことについては、前年度の目標に対しての評価結果を示す資料であることから、検討の結果、記載はいたしませんでした。事務事業成果報告書におきましても、検討の結果、記載はいたしませんでしたが、過去に起こった事案を記録として残しておくという観点から、今後は、記載の有無を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、「3月休校要請時における学童保育室の対応について」でございます。

各学童保育室におきましては、令和2年3月における小学校の臨時休校期間中、利用児童の生活の場の確保を第一に考え、指導員等の方々のご理解とご協力のもと、長期休業日と同様に、平日は朝8時から、土曜日は朝8時30分から開室して対応いたしました。

そして、その対応に当たっての指導員等の勤務体制につきましては、直ちにシフトを編成し直す必要があったこと、指導員等の即時の増員等が不可能であったこと、その他調整を行うための時間が十分になかったことなどの事情を踏まえ、実現可能な方法として、現員の体制での勤務時間の延長による方法を採用したものでございます。

次に、「文化財の保存・連携・広報について」でございます。

文化財の保管庫は、歴史文化資料館事務室内及び同収納作業室、その他若山台倉庫などがございます。これらの保管庫につきましては、展示スペースより広いスペースと適

切な温湿度管理機能を備えることが理想ではございますが、現在のところ、スペースの確保や機能改善には至ってはおられません。

次に、「大阪府ミュージアム構想との連携について」でございます。

大阪府は、現在、「大阪ミュージアム」という名称で、まち全体を「ミュージアム」に見立て、魅力的な地域資源を発掘・再発見し、磨き・際立たせ・結びつけることにより、大阪のまちの魅力を内外に発信する事業として推進されております。

本町では、平成23年度に大阪ミュージアム基金を活用し、町の玄関口であるJR島本駅及び阪急水無瀬駅における案内板設置や、町立歴史文化資料館で使用する音響設備の購入をしております。

次に、町内イベントとの連携・広報でございますが、昨今、文化庁が掲げております文化財の活用という点におきまして、各文化財所有者が催される行事との連携は重要であると考えております。例えば、地域における伝統的な行事が行われる際には、実際に現地へ赴き、映像や写真等の記録保存等に取り組んでいるところでございます。

次に、人的課題についてでございますが、最少の経費で最大の効果が得られるよう、現状の人員体制で、効率的な事務執行に努めているところでございます。

次に、「保育基盤整備加速化方針－保育の質の確保、支援保育について」でございます。

利用定員を20人以内としている根拠でございますが、長年、本町における障害児保育を担ってまいりました第二保育所、第四保育所及び山崎保育園における受入れ可能児童数に基づいて、設定したものと聞き及んでおります。

次に、新たな民間保育園での支援保育拡充でございますが、予定している事業者といたしましては、高浜学園、RICホープ水無瀬保育園及び（仮称）しまもと里山認定こども園がでございます。そのうち、RICホープ水無瀬保育園及び（仮称）しまもと里山認定こども園については、支援保育の実施について各園と協議を進めており、令和3年度からの開始を見込んでいるところでございます。

また、運営補助の改善検討でございますが、新たな民間保育園での支援保育拡充に向けた協議内容を踏まえて利用定員の見直しを図る必要があるものと考えており、運営補助を含む制度全体のあり方について、課題整理を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**総務部次長** 続きます。総務部所管分について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「国・府制度改定がもたらす町財政・暮らしへの影響について」のうち、「暮らしへの影響について」でございます。

令和元年度の決算におきまして、町税等の増収に伴い、経常収支比率が97.2%と、前年度101.7%と比べ4.5ポイント改善いたしております。一方で、ご質問の町民税個人分につきましては、令和元年度の課税標準額200万円以下の納税者数は、全納税者数の増に

比例して約2.0%増となっておりますが、他の階層におきましても同様に約2%増であることから、住民の方の所得が低下しているものではないと認識いたしております。また、課税標準額 200万円以下の納税者1人当たりの納税額は400円程度の微減であることから、昨今の社会情勢も踏まえたといいたしましても、住民の方々の暮らしそのものへの大きな影響は少ないものと認識いたしております。

いずれにいたしましても、国、府制度や社会情勢等がもたらす町財政及び住民の暮らしへの影響については、引き続き注視してまいりたいと考えております。

次に、「地方法人税の影響額について」でございます。

令和元年度における地方法人税の導入による減収見込みにつきましては、約1億8千万円でございます。

なお、地方法人税につきましては、地方自治体における地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を目的として、法人市町村民税及び法人都道府県民税の法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするものでございます。

次に、「清掃工場はじめ公共施設の課題——全庁的な課題について」でございます。

本町では、令和元年6月に「島本町新庁舎建設基本計画」を策定しましたが、当該計画策定事務と並行して他の町事業を勘案していく中で、同時期に新庁舎の建設を進めることは今後の財政運営に著しい支障を及ぼすことになるとの判断から、昨年9月時点において、財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況となるまで、新庁舎建設に向けた設計業務にかかる予算の提出をいったん先送りするとの判断をさせていただいたところでございます。その後において、過去の本町の財政の状況や傾向等も踏まえ判断すると、現時点で財政収支のバランスが改善し、財政負担の平準化が可能な状況になったとは言えないと認識しているものでございます。

私からは、以上でございます。

**健康福祉部長** 続きまして、健康福祉部所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「国・府制度改定がもたらす町財政・暮らしへの影響」についてのうち、「国民健康保険における独自減免の拡充、さらなる基金の繰入について」でございます。

「国民健康保険法」の改正により、平成30年度以降、都道府県は国民健康保険運営方針を作成することとなり、大阪府の運営方針においては、府内統一保険料の導入と、それに伴う保険料減免基準の統一が定められております。本町は、広域化の初年度である平成30年度から統一保険料の導入を条例に規定し、保険料の減免についても、当時の町独自減免から大幅に拡大された大阪府の統一基準で実施しているものです。大阪府の運営方針におきましては、令和5年度までの激変緩和措置期間が定められておりますが、本町は保険料率及び保険料減免について初年度から統一基準を採用しているため、激変緩和措置の対象とはなりません。

「国民健康保険法」には、各市町村は都道府県が定める運営方針に従う努力義務が規

定されているため、基金を活用した保険料の軽減及び新たな独自の保険料減免制度の導入については困難であると認識をしております。

次に、「高齢者等の社会参加と移動の権利」についてのうち、「福祉ふれあいバス、移送サービスについて」でございます。

福祉ふれあいバスの運行につきましては、平成30年度に福祉ふれあいバス検討プロジェクトチームを立ち上げ、運行目的や対象者のあり方を検討したうえで、運行目的を利用対象者の外出支援に、また特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方とBCG集団予防接種の受診児とその保護者を新たに利用対象者とし、高齢者等の介助者1名についても同乗を可能とする拡充を行いました。

当該プロジェクトチームでの検討過程におきまして、バスの2台目の運行や低床化についても検討いたしました。検討の結果、2台目の運行につきましては、現状の1台で乗れない状況がほとんど発生していないことに加え多額の財政的な支出を伴うこと、また低床バスにつきましては、現行のバスより乗車定員は少し増えるものの、座席数が少なく、立って乗車していただくことになり、高低差がある町内の道路での運行が難しいと考えられることから、導入することは困難であると判断をいたしております。

高齢者を対象とした移送サービス助成事業の要介護1を対象とするかどうかの議論につきましては、過去に「第5次島本町行財政改革プラン」に基づく個人給付の見直しを受け、平成30年10月に、より重度の方に対する支援制度として対象者を要介護2以上とする見直しを行ったものであり、要介護1を対象とすることは、検討はいたしておりません。またチケット制の導入につきましても、平成30年度に実施いたしました実際にチケット制を導入されている自治体へのヒアリングを踏まえ、事務がより煩雑になることや利用できるタクシー会社が制約されるため、利用したいときに利用できない状況が発生するおそれがあるなどの課題が判明いたしましたので、導入を見送っております。

次に、「加齢性難聴者に対する補聴器購入助成制度について」でございます。

加齢性難聴者の補聴器購入助成制度につきましては、町独自で制度を創設することは新たな財政支出になることから、現時点では考えておりません。また、国に対する制度創設の要望につきましては、他の高齢者福祉に関する要望もございますので、それらとの優先順位等を踏まえて、判断してまいりたいと考えております。

次に、「介護予防・日常生活支援総合事業の従事者を養成する研修について」でございます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、国で統一された基準ではなく、市町村において緩和された基準でのサービス提供が可能となったことが、特徴の一つでございます。訪問型サービスA従事者養成研修は、緩和された基準で提供するサービスに従事する職員を養成するための研修として、本町において総合事業が開始される直前の平成28年度から実施をいたしております。当該養成研修を修了された方につきましては、町からの指

定または委託を受けた緩和型サービスを提供する訪問型サービスAの6事業所で従事者として勤務していただくことができるようになります。

本町といたしましては、研修受講時に従事できる事業所の情報を提供しておりますが、もともと訪問型サービスAの事業所に所属されている方で、緩和型サービスを提供するために受講された方以外は、新たに従事者として事業所に就業はされていない現状がございます。この緩和型サービスの従事者の養成につきましては、他市町村においても、本町と同様の課題があると聞き及んでおります。介護人材の確保は、これからの介護保険事業における大きな課題の一つであることから、今後も、より効果的な手法についての検討や情報収集などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「障害者地域生活支援拠点等施設整備」についてのうち、「関係機関との引継ぎや課題について」でございます。

障害者地域生活支援拠点等の施設整備にあたり、当該施設を整備した南山城学園と町立やまぶき園の指定管理者であった四天王寺福祉事業団との間で、平成29年度から平成30年度にかけて引継ぎを終え、特に問題なく移管が終了しております。また、障害者相談支援事業については、高槻市にある4事業所とも令和元年度中に引継ぎを終えており、いずれも特に課題はないものと認識しております。

次に、「手話通訳の養成や聴力障害者の社会参加の促進について」でございます。

当事者やサークルへの意見聴取につきましては特に実施しておらず、手話通訳ボランティア養成講座などの事業を行っている島本町社会福祉協議会からも特筆すべき意見は聞いておりません。しかしながら、聴覚障害者のみならず、障害者の社会参加の促進につきましては、「障害者計画」において、障害者の就労と社会参加を支援するという基本目標に位置付けられていることから、ハローワークや高槻市障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者雇用拡大に向けた啓発や就労や資格取得、職場定着等に向けた支援を行いました。また、障害者の生きがい・社会参加としてスポーツ教室やスポーツ大会の実施、平成27年度から開始した自発的活動支援事業補助金を活用し、当事者団体が行うスポーツ・文化活動等に対して事業補助を行いました。

今後も、障害者が社会の一員として様々な場で働き、自立した生活をおくる環境づくりを進めるため、雇用・就労の支援に取り組むとともに、地域の様々な活動に参加・参画することができる環境づくりを進めてまいります。

私からは、以上でございます。

**都市創造部長** 続きまして、都市創造部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「公共施設の課題」に関するご質問のうち、「清掃工場の運転方法の見直しについて」でございます。

2月の大綱質疑でご答弁いたしましたとおり、焼却炉の1炉運転を含む運転体制変更の可能性について検討しているところでございます。また、令和2年度以降の大規模修



繕等を含む工事実施に向け、庁内での横断的な検討を踏まえ、まず令和2年度から令和3年度にかけての工事を実施するべく、令和2年度当初予算におきまして債務負担行為を設定させていただいたところでございます。

ごみ減量策につきましては、本町が施設整備に係る国庫補助金の交付対象外であることから、リサイクルセンター等の整備が困難であり、抜本的な対策に至っていない状況でございます。このため、広報誌やホームページによる分別収集の徹底、廃棄物減量等推進員との連携、再生資源集団回収の促進など継続的に取り組んでいるところであり、今後も、さらなるごみの減量化に向け、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、「直接請求」についてのご質問でございます。

JR島本駅西地区におけるまちづくりにつきましては、住民の皆様から様々な観点から多様なご意見をいただいているところでございます。これらのうち、昨年11月に行われた直接請求につきましては、島本町全域で行われる開発事業に関して、建築物の高さを20m以下に制限するよう、町内の住民有権者の皆様から条例制定請求があったものがございます。本請求にあたっては、JR島本駅西地区のまちづくりを契機として、景観に関する住民の皆様の意識がこれまでよりも高揚されたものと推察いたしているところでございます。

本請求内容について、本町といたしましては、町域内の地域ごとの特徴や、土地利用の方針、また既存建築物の状況を考慮せず、町内全域に一律の規制をかけることは適正なまちづくりのあり方とは異なるものと考え、これを本町の見解として添え、12月臨時議会でご審議いただいた結果、町内一律に高さの制限を加えるべきではないとの結論から、条例制定については否決されたものでございます。

本町といたしましては、12月臨時議会の審議結果を真摯に受け止め、今後の景観施策などのまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、「淀川、水無瀬川の河川整備計画に伴う進捗状況」について、ご答弁申し上げます。

国土交通省が管理されております淀川につきましては、平成20年度に「淀川水系河川整備計画」を策定されております。本町域内における進捗状況といたしましては、高浜地区のゴルフ場跡地周辺の河道改修を予定されていると聞き及んでおります。また、大阪府が管理されております水無瀬川の整備の進捗状況でございますが、時間雨量50ミリ対応の整備は、部分的に余裕高が不足するものの、現況河川でほぼ流下断面は確保されていると聞き及んでおります。

なお、大阪府は、平成30年度に「淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画」を見直され、水無瀬川における時間雨量80ミリ対応の整備につきましては、府内における河川整備の進捗状況を踏まえ、今後、優先度を判断したうえで整備に向けた検討を行う旨の回答をいただいております。本町といたしましても、引き続き大雨災害対策について、国

土交通省及び大阪府と連携し、取り組んでまいります。

次に、「大阪環状自然歩道の整備について」でございます。

これまでの台風被害等により、水無瀬川沿いの乙女の滝へ続く道については、大阪環状自然歩道としては通行止めという位置づけになっております。現在、迂回路として、長谷林道から大沢の旧キャンプ場へ抜ける道が指定されており、今後はそちらを本線に位置付けるよう事務を進めている旨、大阪府からは聞き及んでいるところでございます。

なお、乙女の滝までの道が通行止めの位置づけとなっているものの、尺代地区における奥地保安林保全緊急対策事業により倒木などの処理が行われておりますことから、時期は未定ですが、今後、大阪府が通行止めの解除に向けて、順次手続きが行われるものと認識いたしております。このような状況から、現在のところ地元からの新たなご要望はお聞きしていないところであり、一定ご理解いただいているものと認識しております。

私からは、以上でございます。

**総合政策部長** 続きまして、総合政策部所管分について、ご答弁申し上げます。

まず、「清掃工場をはじめ公共施設の課題」につきましては、ただいま総務部と都市創造部から答弁させていただきましたが、それぞれの所管担当部局におきまして諸課題について検討を進めつつ、総合政策部といたしましても、庁内での横断的な調整に努めてきたところでございます。しかしながら、公共施設の課題につきましては多額の財源を要し、その財源確保と財政の平準化が求められますことから、現時点におきまして、抜本的な方策が見い出せていないのが現状でございます。つきましては、引き続きこれらの諸課題について、関係部局と調整、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、「非正規職員の待遇改善と雇止め問題について」でございます。

本町におきましては、多くの非正規職員の皆様のご尽力により行政運営ができているものと認識しており、会計年度任用職員制度の導入に際しましては、職員団体からの要望も踏まえ、処遇の改善に努めてまいりました。同時に行財政改革の観点からは、限られた職員数で、サービス水準を低下させることなく行政運営を維持・継続するため、民間で行うことが可能であり、かつ効率的・効果的にサービスを提供できる業務は民間に任せることとし、積極的に民間活力の活用を推進してきたところでございます。

このため、運営方法の見直し等に伴い、年度により任用人数が変動することもございますが、そのような場合にも、任用中の方々には事業の方向性が確定した段階で事情をお伝えし、可能な場合は他の勤務先を紹介するなど、丁寧な対応に努めてまいりました。

地域包括支援センターの民間委託の際には、対象となる7名のうち、委託先である運営法人に3名が雇用され、本町の他の部署で1名を任用しております。平成31年3月の第二幼稚園閉園の際にも、対象となる9名のうち、希望のあった5名を第一幼稚園で任用しております。

なお、令和元年度、第四保育所をふれあいセンター内に移転しておりますが、これに

伴う受け入れ児童数の縮小を理由とする雇い止めは行っておりません。

私からは、以上でございます。

**消防長** 続きまして、消防本部所管分の「消防力整備」に関する質問にご答弁申し上げます。

令和元年度につきましては、施設整備といたしまして、女性職員採用に伴います消防庁舎改修工事、また老朽する消防用設備、消防庁舎進入路の改修工事を行いました。

「消防力の整備指針」に照らしての課題でございますが、消防行政は全国的に一定程度の水準が維持される必要があることから、市街地の人口、中高層建築物の状況、危険物施設数等を考慮して、国が定める消防力の整備指針に基づき各市町村が整備をしているものでございます。

本町の消防職員は、平成26年4月から条例定数を43名に引き上げ、平成31年4月から46名に再度増員し、消防力の強化を図ったところでございます。令和2年4月1日には、実員45名の状況でございます。また継続的に救急救命士を養成し、救急体制の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

近年、災害の多様化、または救急件数の増加も見受けられますが、適正な消防職員の配置を行うとともに、消防団及び自衛消防組織並びに近隣消防本部との連携をより一層強化し、消防体制の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。また、今後関係部局と調整しながら、人員の適正配置に努めてまいりたいと考えております。

**上下水道部長** 最後に、上下水道部所管分の「水道・下水道——住民との課題共有・審議会設置」に関する質問にご答弁申し上げます。

審議会設置につきましては、上下水道事業の経営健全化を進めていくうえで検討すべき課題であると認識しております。

次に、毎年作成しております『水道事業年報』や、3年に一度作成しております『水質年報』につきましては、製本し、上下水道部庁舎に設置しておりますが、町ホームページには掲載していない状況でございます。ホームページ検索やCD貸し出しとなった場合、現在保存している紙データのものを電子データ化する必要があり、その際、過去に発行したものも含めて、どの程度電子データ化し、町ホームページに掲載するかなどを検討しているところでございます。上下水道部において保存しております『水道事業年報』及び『水質年報』につきましては、役場庁舎や図書館等での閲覧等ができるよう対応したところでございます。

以上でございます。

**河野議員** 私自身は総務建設水道常任委員会に所属しておりますので、その所管については、引き続き委員会審査の中で、納得できない点、議論を深めたい点は、また再度質問させていただきたいと思っております。

また質問において、順不同にはなりますが、消防・救命救急職員配置のことにつきま

しては、いただいている『消防概況』では救命救急士は決算年度においては23人、配備されているということですが、一方、事務事業成果報告書では救命救急士養成課程への派遣ということで、救急車に常時2名の救命救急士常務を目指していると書かれております。昨今の救急車の搬送件数の増及びこの救急救命士を2名常務を目指すということになりますと、特殊勤務手当の関係も含めて、まだまだ課題と、様々職員に対する配慮などが現場においては求められているというふうに感じましたので質問させていただいておりますが、これについては引き続き常任委員会の審査にゆだねたいと思います。

また、国民健康保険について、簡単に条例ということだけ申し上げましたけれども、2018年度から始まっている大阪府の国民健康保険の広域化、国の法改正と大阪府の条例改正によるものですが、島本町が「国民健康保険条例」第15条で、「一般被保険者にかかる基礎賦課額の保険料率は次のとおりとする。1. 所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により、府が算定し及び通知する市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料における所得割の率」というふうにも規定されておりますので、この条例改正をしまして以来、いかに基金が増えようが、保険料を島本町独自で下げることができないという縛りになっておりますが、財産調書を見ますと、毎年度毎年度、国民健康保険事業財政調整基金が毎年増額し、とうとう5億3,303万9,740円ということで、はたしてこれだけ膨らませて何が必要なのかということと、それに反して毎年保険料が値上げをしている。ここには大きな矛盾があるとしか言いようがありません。そのうちに、これが内部留保とも言われかねないというふうに危惧しておりますので、この点について再質問はいたしません、民生教育消防における特別会計の審査にゆだねたいと思います。

介護保険も、答弁をいただきました。この総合事業が始まって約3年、当時も大きな問題があり、様々学習会や質疑を重ねてきたところですが、結果的には、やはり緩和型という中で、講習を受けただけで現場に出るということについて、住民の方は非常に躊躇されているということが一定わかります。やはり介護福祉士や様々ホームヘルパーなどの専門職を有していないのに現場に出るという、この安かろう・悪かろうの中身が、いよいよこれは見直さなければならぬ時期に来ているのではないかと思います、質問しております。

それから、障がい者問題についてですが、これについては昨年12月の議会で、この議場にも手話通訳3人が配置され、当事者である聴力障がい者の方の傍聴の中で、私自身が手話通訳、手話奉仕員養成制度について質疑をさせていただいております。その中でその答弁としては、昨年12月のことですが、「島本町社会福祉協議会におきましてボランティアセンターを設置しております。そこの登録されている手話のボランティアグループの方々など、幅広い意見を把握いたしまして、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。」というご答弁をいただいております。

この手話奉仕員養成のことについて私が着眼したきっかけは、昨年度の「人権の集い」である蓮池薫さんの講演のときに、1 人の手話通訳によって1 時間を超える通訳が行われたという現場を見たということにあります。また当時、その会場でも手話に心得のある方が非常に懸念しながら、ハラハラしながら、それを聞いていたという現状があり、たださえ手話通訳士や要約筆記者の養成が全国的にも遅れており、その労働条件が劣悪な中で、やはり島本町においても手話奉仕員の養成などについて真摯に対応していただきたいということがありまして、決算として質問をさせていただいております。

そもそも手話通訳という、腕を胸の高さに保ち、指や手を言葉として動かし続けることは、肩や首や腕の疲労を生じさせ、こりや傷みを招く。そして頸肩腕障害という病気になることがあるというふうにも言われておりますので……。

**村上議長** 残り時間1分足らずですので。

**河野議員** はい、その点について、引き続き今後の「障害者計画」策定に向けて、当事者との意見交換を重視していただきたいと思います。

最後に、教育委員会の点検評価については善処を求めるとともに、来年度以降に向けては、例えば、島本町内の第二小学校では児童心理療法施設の施設内分教室があります。そのことの記述も、この点検評価には全く脱落しているということで、そういった存在があるということについてはしっかり明記をしていただくことも求めまして、あとは常任委員会の審査にゆだねることを申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

**村上議長** 以上で、河野議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に属しない議員による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時46分～午前10時47分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第1号認定から第13号認定までの13件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認めます。

よって、第1号認定から第13号認定までの13件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時47分～午前11時20分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

**議会事務局長** それでは、日程について、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会は、9月10日(木)、11日(金)、14日(月)。民生教育  
消防常任委員会は、9月15日(火)、16日(水)、17日(木)。開議時間は、いずれ  
も午前10時でございます。

以上でございます。

**村上議長** お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から9月29日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から9月29日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたしま  
す。

次会は、9月30日午前10時から会議を開きます。

本日は大変ご苦勞様でございました。

(午前11時21分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第 2 号認定 令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 号認定 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 令和元年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 10 号認定 令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 11 号認定 令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 12 号認定 令和元年度島本町水道事業会計決算
- 第 13 号認定 令和元年度島本町下水道事業会計決算





令和2年

島本町議会9月定例会議会議録

第5号

令和2年9月30日(水)



## 島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 5 号)

年 月 日 令和 2 年 9 月 3 0 日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 14 人である。

1 番	塚 田 淳	2 番	大久保 孝幸	3 番	東 田 正 樹
4 番	平 井 均	5 番	河 野 恵 子	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	中 田 み どり	11 番	野 村 篤	12 番	伊 集 院 春 美
13 番	福 嶋 保 雄	14 番	村 上 毅		

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	教 育 長	持 田 学	総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀
健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子	都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
総 務 部 次 長	川 畑 幸 也	都 市 創 造 部 次 長	佐 藤 成 一	政 策 企 画 課 長	根 本 康 也
都 市 整 備 課 長	橋 本 祐 一	に ぎ わ い 創 造 課 長	馬 場 田 耕 平	都 市 整 備 課 係 長	滝 沢 紀 文

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	坂 元 貴 行	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

令和2年島本町議会9月定例会議議事日程

議事日程第5号

令和2年9月30日(水) 午前10時開議

- |      |         |  |
|------|---------|--|
| 日程第1 | 第1号認定   | 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算                             |
|      | 第2号認定   | 令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算                       |
|      | 第3号認定   | 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算                     |
|      | 第4号認定   | 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算                      |
|      | 第5号認定   | 令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算                       |
|      | 第6号認定   | 令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算                 |
|      | 第7号認定   | 令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算                      |
|      | 第8号認定   | 令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算                      |
|      | 第9号認定   | 令和元年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算                      |
|      | 第10号認定  | 令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算                     |
|      | 第11号認定  | 令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算                      |
|      | 第12号認定  | 令和元年度島本町水道事業会計決算                               |
|      | 第13号認定  | 令和元年度島本町下水道事業会計決算                              |
| 日程第2 | 第127号議案 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                      |
| 日程第3 | 第128号議案 | 工事請負契約の締結について                                  |
| 日程第4 | 第129号議案 | 令和2年度島本町一般会計補正予算(第6号)                          |
| 日程第5 | 第2号意見書案 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 |

(午前10時00分 開議)

**村上議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第1、第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算から第13号認定 令和元年度島本町下水道事業会計決算までの13件を、一括議題といたします。

なお、本案13件につきましては、去る9月8日の本会議において所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず、総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

**川嶋委員長(登壇)** おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月8日の本会議において、本委員会に付託されました第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算(所管分)他9件について、9月10日、11日及び14日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件10件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また付託案件については、すでに本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、9月14日に討論、採決を行いました。

採決の結果、第1号認定(所管分)は賛成少数で不認定とすべきもの、その他の9件につきましては、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

**村上議長** 次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

**伊集院委員長(登壇)** おはようございます。民生教育消防常任委員会委員長報告におきまして、これからさせていただきます。民生教育消防常任委員会の委員長報告、申し上げます。

去る9月8日の本会議において、本委員会に付託されました第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算(所管分)他3件について、9月15日、16日及び17日に

委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件4件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また付託案件については、すでに本会議において説明されたところでございますが、委員会審査の万全を期するため執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

そうした審査経過を経まして、9月17日、討論、採決を行いました。

採決の結果、第1号認定（所管分）は賛成多数で認定とするべきもの、その他の3件につきましては、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧くださいと存じます。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

**村上議長** これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案13件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第1号認定から順次、討論、採決を行います。

なお、第7号認定から第11号認定までの各財産区特別会計の5件は、一括討論、一括採決といたしますので、あらかじめご了承願っております。

それでは、第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**戸田議員** おはようございます。第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算につきまして、人びとの新しい歩みを代表して反対の立場から討論を行います。

2020年に入って後、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、様々な対応を迫られた令和元年、2019年度でした。しかしながら、税収は比較的良好で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率も97.2%と、前年より4.5ポイント改善しています。すなわち、新型コロナウイルス感染症の社会的影響はまだ数字に表れていません。しかしながら、社会のあり方が時代に即したものに変わろうとしているのを実感すると同時に、今後、リーマンショックを超える影響が長引くものと懸念されているところです。

さて、令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算を不認定とする理由は、新庁舎建設問題です。「新庁舎建設基本計画」は2019年（令和元年）6月でしたが、その9月には議員全員協議会において、事業の実施をいったん先送りにすることを余儀なくされていると報告を受けました。たった2～3ヵ月での変節、その理由が解せず、一体何があった

のか、疑問に思わざるを得ません。

具体的な問題点を、三つ、申し上げます。

まず一つに、庁舎の耐震化という重要課題であるにも関わらず、庁内で闊達な議論がされていたとは思えず、約1年、方向性さえも示されませんでした。二つ目、実施計画策定業務を見送る理由として、保育所の整備や運営、三小の整備等に多くの経費を要し、継続して財政負担が大きくなると説明されていたことです。しかし、これらは「庁舎建設基本計画」策定時に当然認識できていたはずで、このことは大綱質疑で中田議員より厳しく指摘したところでした。

実のところ、民生教育消防常任委員会において、担当課長より「保育基盤整備加速化方針」の策定前と策定後の状況を比較すれば、当該費用をもって町財政全体にもたらした影響は限定的ではないのかと考えている、とのご答弁がありました。総事業費で見れば、策定前から策定後に倍増しているものの、町負担額としては「加速化方針」策定前の約3億5千万円から「加速化方針」策定後の4億7千万円の差額、これは約1億2千万円となっている。そのようなご説明であったと認識しますが、まさに、これによって待機児童解消への取り組みが進められたのであれば、このことは大いに評価されてしかるべきことなのです。にもかかわらず、保育所整備を理由に新庁舎建設がままならないという印象を与えていることについて、一体、なぜ、こんなことになってしまったのかという思いを新たにしております。まずは速やかに公式な場を設け、全議員を対象にした詳細説明をいただかなければならないと考えています。

三つ目、組織運営の課題が浮き彫りになりました。庁舎担当課の組織体制を強化する、人事配置を考える、ここが見逃され、放置されていたことが深刻な事態を招いてしまったと感じています。これについては、「保育基盤整備加速化方針」と「保育緊急事態宣言」をめぐる庁内での合意形成と情報の共有に課題があったと思われ、このことが組織内の信頼を危うくし、「新庁舎建設計画」に影響を与えたと私には思えてなりません。

思うに、新庁舎建設事業は、慎重審議、熟議を経て、島本町として庁舎のあるべき姿とは何かを追及したというよりは、市町村役場機能緊急保全事業による地方債という時限的財源の獲得にあわせ、これに間に合うように拙速に進めたことが招き、今のような事態になっているのではないかと考えています。場所の選定を含めて複数のプランを公表、検証したうえで、基本構想、基本計画を策定する必要がありました。施主は住民です。よって、公共施設というより執務室であるという、そういう位置づけと考え方は、この際、改めていただかなければなりません。

言うまでもなく、庁舎耐震化は島本町にとって必要不可欠なものであり、近隣自治体の広域連携はできません。それすなわち合併です。庁舎建設もままならない、島本町は単独ではやっていけない局面にあると流布され、ついには他市町村からもそのように指摘されることになるならば、島本町民にとって不本意かつあまりに不幸なことです。

果たすべきは耐震化です。ふれあいセンターを役場庁舎として活用することを選択肢の一つとせざるを得ない状況であれば、そのことも含めて複数の可能性を提示し、一定の方向性を見出していただきたく、政策・政治的判断は来春の改選を待たざるを得ないとしても、その判断材料に値する資料を迅速かつ精力的にまとめていただきたいと思います。

総務建設水道常任委員会所管分につき、意見を述べます。

「第五次総合計画」「地域防災計画」「一般廃棄物処理計画」「空家等対策計画」など、多くの計画の策定を行われました。

「第五次総合計画」については、策定プロセスで公募委員を交えて、活発な議論が開かれ、そこには課題もありましたが、山田町長のもと、住民参画が進められていることは紛れもない事実として評価に値します。ただ、策定過程における住民参画のあり方や、策定された総合計画の内容についての評価は、会派で意見が分かれるところです。行政側も住民も、審議の進め方に戸惑い、意見の異なる者が合意形成を目指す過程で、様々に混乱を生み、島本町の住民参画は過渡期、通過地点にあり、「まちづくり基本条例」を活かして、今後、経験と工夫を積み重ねて、成熟を目指していくことになると思います。

大きな災害が起こるたびに直される上位計画によって、「地域防災計画」の策定業務は困難を極めたと拝察しますが、万が一の際の積み重ねとし、実践的な防災・減災に努めてください。

「一般廃棄物処理計画」については、本来ならば環境保全審議会の審議にかけ、ごみの減量や生活排水からの水環境改善へと、住民意識の高まりを目指していかなければならないと考えています。なお、ごみ処理の課題として、大阪府の広域計画にある集約化に言及され、「広域化を目指しつつ、その目途が立つまで、施設の長寿命化を図る必要がある」とされたことについては、評価しております。

質疑では述べませんでした。JR島本駅西地区の都市計画決定が行われた年度でもありました。令和元年7月31日の都市計画審議会での採決、8月の大阪府都市計画審議会での採決を経て、9月に都市計画決定され、当該地は市街化調整区域から市街化区域へと編入されました。また12月定例会議において、「島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」の改正を、賛成多数で可決しました。50m、30m、25mという高さを容認する「地区計画」には到底賛成することができず、会派人びとの新しい歩みを構成する戸田・中田はいずれも反対。百山地区における準工業地域への用途地域も含めて賛成しませんでした。

これに先駆け、令和元年11月臨時会議において、住民の直接請求による条例案が提出され、島本町議会は「島本町建築物の高さ制限に関する条例の制定について」を、賛成少数で否決しました。その前文は格調高く、6名の提出者の意見陳述はいずれも素晴ら



しいものでした。審議において、景観形成、建物の高さ制限の必要性への理解が深まりました。今後は景観条例、景観計画の策定への迅速な対応に向けて、実践的な取り組みを進めてください。

公募型公益活動支援事業補助金制度の創設、保育所のマネジメント体制を強化した副所長の人事配置、会計年度任用職員の制度設計とその過程による当事者団体との協議、ケーブルテレビ『しまもとプラザ』の放送終了による事務経費削減、感染症対策としての時差出勤の導入、農地アンケートの実施、大山崎町との広域連携によるフォレストサポーター養成、島本駅西まちづくり委員会の設置、消費者啓発講座の新たな試み、生物多様性保全・創出ガイドラインの策定、災害廃棄物処理計画骨子案の取りまとめなど、評価すべき事業は、むしろ多かったと思います。特に、衛生化学処理場の解体撤去工事を無事終えられたことを大変評価しておりますし、高槻市への譲渡に尽力された職員の方々に、心より感謝申し上げます。

民生教育消防常任委員会所管分においては、島本町の部活動ガイドラインの運用初年度において、活用実績簿と教員の休日勤務出勤手当報告書の値に齟齬があることが、中田議員の質疑によって明らかになりました。ガイドラインが遵守されていないこと、ガイドラインが遵守されているかのように見える活動実績報告は実に大きな問題であり、徹底調査による実態解明と改善を求めておきます。暑さ対策もそうですが、部活動ガイドラインを遵守し、生徒が心身の健康を損ねることなく部活動を行える環境制度に努めていただきたい。教職員の働く環境改善の観点からも、教育委員会としての指導力を発揮していただきたいと思っております。

三小A棟について、新築校舎の建築の間のプレハブ整備、未耐震の校舎を使う間の対応を求める要望書が提出された年度でもありました。現場に大変な負担を強いてしまいました。耐震基準の低い下駄箱付近の使用禁止、教員がいない状態での独自の避難訓練、未耐震の教室を使用する際は補助教員を1人配置するなど、あるいは積極的な情報提供に努めるなど、改善を進めていただいたことは非常に良かったことです。教育現場に多大な負担を強いることになりましたが、現場からの教育委員会にあげられる意見・報告が、児童生徒の学びと視点からのものであれば、このような事態は避けられたのではないかと、あるいは適切な情報共有が行われていれば、ここまでの事態に至らなかったのではないかと、今、改めて思います。

2013年、当時の安倍首相が2017年度末までに待機児童をゼロにすると宣言、後に2020年度末までに先送りにされたという経緯があると思います。新たな期限まであと半年、国において今なお厳しい状況にある中、府内ワースト1となっていた島本町は、これを解消しようとしています。大阪で府内ワースト1ということは、全国的にも非常にまずい状況だったと思います。小規模事業所の開設で、主たる待機児童である0～2歳児の受け入れが可能にされました。10月には、遅れがちであったR I Cホープみなせ保育園

が開設されました。第二幼稚園跡地における幼保連携認定こども園の整備運営事業者を公募、社会福祉法人照治福祉会を選定され、予定どおり進めば、今年の12月に200人の児童の受け入れが可能になります。

第四保育所を暫定的にふれあいセンターに移すことについては、保育環境としていかなものかと、保護者、住民から驚きと不安、非難の声が多く寄せられました。委員会において「子ども達は好奇心あふれ」というような発言がありましたが、「好奇心あふれる行動」によって、大人が想像もしない事故が起こるのですから、本来的には不特定多数の方が利用される複合施設での保育などあり得ないこと、あくまでも大阪北部地震後の緊急的な対応であったということを、深く認識しておかなければなりません。第四保育所の定員削減、新園舎の場所の選定など、個々個別には意見が異なることもありますが、総合的に見て、待機児童解消への取り組みがまさしく加速度的に進められた年度であり、職員お一人お一人の労を心からねぎらいたいと思います。

障がい児保育を担っていただいている私立園に補助される1人当たりの額については、事業者の経営という点では総合的に考える必要があるかと思いますが、「障害者差別解消法」の「合理的配慮」という視点からすると、1人当たり年間70万円というのは明らかに不十分であり、障がい児保育を担っていただいている園ほど持ち出しが大きいという点においても、アンフェアです。加配枠の増、補助額増とともに、障がい児保育のあり方について鋭意検討、改善を求めておきます。

放課後デイサービスについては、大阪府の実施指導によりアミィという事業者が、平成30年5月から令和元年8月までの間、加算が必要な人員基準を満たしていないことが発覚し、監査が行われ、指定取り消し及び報酬の返還、すなわち徴収が発生しています。歳入に入っております。福祉施設のこのようなあり方については、利用者に近い島本町が適宜実態を把握し、指定権限を持つ大阪府との情報の共有に鋭意努力してください。

子宮がんワクチンについて、実は申し述べたいことがあります。現在の私の認識では、ヒトパピローマウイルスに感染したら必ず子宮がんになるわけではなく、万が一感染したとしても、ほとんどは2年以内に自然に感染状態から解放され、ワクチン接種をしても、すべての方のヒトパピローマウイルス発生は予防できず、性交渉を持つ以前の若い世代への接種ではあるが、実はワクチン効果は10年以上期待できるわけではない。従って、積極的な勧奨は望みません。副作用については諸説あるようですが、重篤な副作用のリスクを考えると、勧奨を行うべきではないと私は強く思います。むしろ、厚生労働省が勧めているように、2年に1回の子宮頸がん検診の受診で、早期発見・早期治療が望ましいと言えるでしょう。

最後になります。やまぶき園から南山城学園と引継ぎ期間を設け、ふれあいセンター敷地内で障害者地域福祉センター島本を開設、ショートステイふらっぷ、障害児障害者相談支援センターういっしゅの事業がスタートした年度でもあり、また女性消防職員の

採用と、それに伴う庁舎改修工事における誠実かつ適切な配慮もありました。これを評価し、活躍を見守りたいと思います。

生涯学習課におかれましては、前年度に後鳥羽上皇ゆかりの国宝2点のレプリカが完成したことを記念して、四つの講演会を6月に企画されましたが、いずれも素晴らしいものでした。2020年のNHK大河ドラマは『鎌倉殿の13人』と決まり、脚本の三谷幸喜氏が後鳥羽上皇をどのように描かれるのか、注目しておかなければなりません。島本町の後鳥羽上皇に関する見識が世に試されるときでもありますので、島本町教育委員会が要となります。深みのある企画が生まれることを期待しております。

多く予算は概ね適切に執行されたと判断、評価する点が非常に多かった年度ですが、新庁舎建設、耐震化課題解決への姿勢を理由に、令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算には認定できかねるとして、不認定の討論といたします。

以上です。

**村上議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第1号認定 2019（令和元年）年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、日本共産党・河野恵子より認定すべきとの討論を行います。

まず初めに、大綱質疑の冒頭で申し上げました核兵器廃絶への取り組みについて、申し上げます。本日付けの新聞『赤旗』では、東南アジア、マレーシアが核兵器禁止条約批准の姿勢を示し、発効に必要な50カ国まであと4カ国となったことを報じております。2019年度の島本町において、人権文化センターでは、団体主催の講演会や満州引き上げ体験を語り継ぐ取り組みをはじめ反核・平和マラソン、平和行進、そして「人権の集い」、被爆者の願いや住民主体の取り組みとともに、島本町主催・後援活動は着実に核兵器廃絶へと繋がっております。あとは、唯一の被爆国である日本政府は、この核兵器禁止条約に批准せよとの国際社会の要請に応える、究極のSDGsへのアクションが待たれております。

さて、2019年度としては、学校・公立保育所の耐震化、保育所の拡充、待機児童と過密化解消着手の最終年度であったと認識しております。また、長年、高槻市東上牧地域において島本町のし尿処理・生活排水処理を一手に担ってきた衛生化学処理場、第四保育所・第二幼稚園の解体工事、そして、その跡地の有効活用を執行され、後年度の財政的影響を抑えた年でもあり、過去の島本町政、約20年余に及ぶかのような、各方面での山積する課題を払拭した年度だと捉え、認定するものです。

まず歳入では、実質収支6,087万1,670円の黒字決算であり、経常収支比率は97.2%、町民税法人分1億2,772万2,838円と同時に、人口増を理由とした町民税個人分の増収、固定資産税は前年度並みとなりました。町民税の増加についてはいろいろな要因がありますが、最低賃金が10月から全国平均で時給901円に改定されたことにより、税金を納める人が増えたことも関係しているものと思われます。しかし、国の政治のもと、安倍

前首相・アベノミクスは一部の大企業の内部留保を、今年3月末で過去最高の488兆円、超富裕層も資産が倍増するという状況です。厚生労働省の調査では、働く人たちの2019年の実質賃金は前年比の0.9%減少で、給与総額0.3%の減少、住民税個人分1人当たりが増えているわけではありません。

島本町への歳入の影響として見えることは、まず、国・府の問題として町村会を通じ声をあげる、議会として意見書をあげるなど、制度改善を求めるものが明らかになっております。まず地方消費税交付金、この中の社会保障財源交付金の変遷は、2017年度2億3,455万9千円、2018(30)年度2億2,933万5千円、そして当該決算年度は2億1,874万4千円であり、社会保障財源交付金収入は3年連続減少となっております。逆進性の消費税増税が消費を冷え込ませ、結果、8%から10%に増税したこの当該年度は、社会保障財源の上乗せにはならなかったということです。さらに、島本町においては地方法人税制度の導入による1.8億円の減収の影響が明らかにされました。近郊都市である島本町への税制改定が、この町財政に影を落としております。一方で、森林が1㎡もない都市にも人口要件で配分されるような森林環境譲与税など、税のあり方について、いよいよ地方議会から、国や府に、疑問や追及の矛先を向けるときに至っていると考えております。

歳出において、引き続き調査・注視するとともに改善が求められる点について、申し上げます。

建設水道常任委員会です。総務、議会費、都市創造部の費目です。

まず、直接請求署名、高さ制限条例制定について、島本町長の否定的意見書は今に至っても残念極まりないものであったことは、まず申し上げます。ただ、コンパクトシティならではの住民自治の発揮があり、SDGsの国際目標を目指す意見陳述が本議場で誠実かつ雄弁に行われたこと。2002年度改正「地方自治法」は、住民が自らその請求の趣旨や内容を議会で説明する機会を設けるとともに、事により議会における審議の充実を図るという観点に基づき改正されています。また、長の意見とバランスを図るという点で、議会の実質審議に効果が期待されると、請求者に配慮をされた改正であるということです。この島本町民の意見陳述によって、正面から条例制定に反対できない、そして、後の景観自治体を目指す取り組みに直結した。この住民自治が発揮されたと捉えております。

条例制定直接請求が、「地方自治法」制定当初から明記された理由として、議員や首長が条例や規則の制定・改廃に理解を示さず、熱意を欠く場合、自治の進展をもたらすものと信じ、また地方自治の上に住民の意思が強く反映することになり、議員や市町村長が責任を自覚し、行政運営が一部の者の利益によらず、広く一般の公共の福祉の増進のために行われるようになると思う、ということが戦後の国会答弁でも示されているように、結果として、次年度のまちづくり委員会の設置や、景観行政を目指す具体的な次年

への予算編成へと直結した、貴重な営みであったと捉えております。

また、庁舎建て替え工事の先送り表明を受けた私たち議会はどうだったのか。その後、議員全員協議会での議員間討議や、総務建設水道常任委員会による委員協議会、所管事務調査など、議会の調査・検討活動には至っておりません。議会制民主主義、その権能を余すところなく発揮できず、受け身に終始したのではないか、これはあくまで私が自省する部分として申し上げます。

また、12月議会には、約10年ぶりに議場へ手話通訳が配置されましたが、例えば町外から手話通訳を必要とする市民が島本町議会を傍聴しようとされたらと仮定すれば、予算措置がなければ手話通訳なしで傍聴を余儀なくされかねないところでした。当年度の視察先鎌倉市などでは、2020年度予算に手話通訳・要約筆記を予算化されたと聞いております。人生100年時代、加齢による難聴者の社会参加や聴力障がい者への配慮として、早晚、「聞こえ」についての議会対応が求められていると考えます。あわせて、それらを遂行する議会事務局体制拡充も含め、2019年度の出来事は、議会費と、議会の体制強化が求められた年だと考えます。

都市創造部局において、町営御茶屋住宅について。ここ数年来、改修を終え、現在、3カ所の空き家があるとのこと。委員会質疑をしていなければ、翌20年度中に十分な周知期間もなく、随時募集に付されるどころでした。2006年6月定例会にも、この点については複数の議員より厳しく指摘されております。「町営住宅管理条例」のもと、公正な募集、入居者決定に繋がるよう、厳しく申し上げます。

民生教育消防常任委員会です。

教育子ども部においては、点検評価書に、あるいは事務事業成果報告書に、学校部面において新型コロナウイルス感染症について記述がなかったことです。学校の安全・安心への記載が不十分であったこと。それは点検評価の不備として、結果として次年度の目標設定や指導事項にも影響し、そのような記述になっております。1ヵ月も休校措置の事実があったことを踏まえ、その対処・内容に踏み込んだ記述がないということになります。よって、コロナ休校がなかったことにもなりかねません。政府による休校要請に科学的根拠があったのかという疑問が寄せられているとは言え、この点はしっかりと明記していただきたいと申し上げます。

もう1点、耐震化という課題では、島本町の歳入歳出の部分ではありませんが、当該年度に私・一議員としては、町内の院内分教室の現地を視察し、また府立高槻支援学校主催の宿泊・防災訓練の見学の機会を得ることがありました。点検評価書には、院内分教室の位置づけの記述がありませんので、これを加えていくとともに、今後は大阪府に対し、支援教育諸学校の耐震化が未だ具体化・予算化されていない現実を直視し、校舎耐震化を急ぐよう求めていく必要があります。

また、民生教育消防常任委員会の審査で指摘されている、中学校部活動ガイドライン

に対応した適正な事務ということを申し上げます。

次に、評価と前進されたと思われる点について、申し上げます。

総務建設水道常任委員会所管では、総務部の行政委員会について、突然のダブル選挙、二つの通常選挙、そして下半期は直接請求署名の取り扱い事務と、忙殺されましたが、大過なく執行されましたことです。また、生産緑地制度導入をさらに本格化したこと、懸案の幹線道路の歩道の拡幅・補修の工事、またごみ処理で事業系ごみの適正化を図られました。そして、高槻市東上牧の衛生化学処理場解体工事を、私から見れば粛々と円滑に行っていただきました。更地となった現地を拝見し、改めて長年の周辺自治会、市民の皆様への影響の大きさを実感し、地道な除草作業なども繰り返しながら、次年度、跡地の譲渡へと円滑に進めた現場の皆様に感謝を申し上げます。

ごみ焼却炉の延命化、改修費用の縮減、ごみ収集では事業系ごみ適正化も含めて、取り組む契機となった年度だと思っております。議会も、常任委員会ははじめ本会議の一般質問等を通じ、今後の町政を左右するごみ焼却炉の現実、延命化に誠実に向き合い、双方向で取り組めた1年であったと考えます。しかしながら、2019年度8月策定の「大阪府広域化・集約化の方針」は、ごみ焼却施設は、大阪府を1ブロックとし、20年後に、少なくとも2018年度比10%削減をすることが明記されています。総務建設水道常任委員会の町長答弁のとおり、残された時間はあまりないということでは、精力的に議会、執行部ともに検討・調査を進めるべきと考えております。

民生教育消防常任委員会所管で申し上げます。

前期町政4年間では、徹底して説明会を行わなかった第三小学校保護者説明会を開催されました。そして耐震化に本格着手したことは評価できます。

健康福祉部所管では、福祉推進課、障害者支援拠点施設・地域福祉センター島本、初年度にあたり、島健福第1531号、情報公開請求により決算審査に至ったこと、障がい者福祉の扶助費を占めていく、この大型拠点施設のあり方を今後しっかり決算資料を請求し、審査すべきものとして、一議員として反省をしております。

重度重複障害者支援事業補助、短期入所安心配置事業は、生活介護・ショートステイにおいて、相談事業の引継ぎへの配慮など、利用施設や環境の激変緩和をし、新規事業の円滑なスタートに寄与したものと評価いたします。もともと、この拠点施設については、島本町が地域福祉基金の取り崩しも含め、基本補助、追加支援と合わせて2億3千万円を1ヵ所の施設に補助をした。これはまさに国と府の不十分な補助、交付金を補ったものです。これも後年度の町財政に影響していると私は考えております。今後、小・中学校で実践されている医療費助成ケア児童の対応を視野に置き、困難な点などを現場から丁寧な聞き取りをされ、国・府への要望へと、また繋げていただきたいと思います。

また、消防本部においては、女性消防士の登用・配置に伴い、施設改善と職員研修の強化をされました。本来期待される役割と、2交代勤務を鑑み、「男女共同参画基本条

例」推進の立場から、女性消防士の複数配置は必須であり、それ以上の配置登用が求められると考えております。広域化は、もともと「消防組織法」上、日常義務として皆さんは行っておられます。もともと総務省が示している「消防力の整備指針」に、全国市町村の大小に関わらずかなっていない現状を、まず直視し、改善することが先決だと私は考えております。今後の協議等に反映していただきたいと思っております。

最後に、保育所、教育こども部所管で、第四保育所の仮移転、移転新築による耐震化、そして総務・債権管理課との連携のもと、年度末のコロナウイルス感染症対策とあわせ、尽力をいただきました。第四保育所跡地売却方針には私としても様々考えはあり、種々論議はいたしました。直面する財政課題においての苦肉の策として、急遽の判断やむを得ないものと、今は認識しております。しかしながら、今後の町有地の有効活用の基本的な考え方は、整理・統一する必要があると考えております。

新築の第四保育所用地の大型車両が通行する幹線道路横という環境を踏まえ、騒音測定などを実施されています。引き続き、この第四保育所においては小学校・幼稚園レベルの騒音・振動対策は必須と思っております。支援保育については、次年度以降、2園の拡充を方向付ける検討・協議をされたこと、また今後は一時保育を2ヵ所目の着手ということに進めていただきたいと思っております。

保育所整備と財政問題、最後に申し上げます。「島本町保育基盤整備加速化方針」の策定前と策定後の状況と比較をし、町負担額は、策定前は3億5千万円、策定後は4億7千万円と、民生教育消防常任委員会での答弁であったと記憶しております。その差額は1億2千万円です。これによって待機児童の解消に向けて取り組みを進め、当該費用をもって町財政全体にもたらした影響は限定的だったという説明によれば、2020年度末をもって待機児童を概ね解消し、過密化も解消に向かうという、利用者、保育士、双方に安心・安全、質の確保をされる見通しが示されています。及び第四保育所売却益を加えますと、役場庁舎の建て替えを先送りする要因は保育所所管には全くなく、早速、この点では役場庁舎耐震化に着手すべきであると考えます。

当該年度、次年度の予算編成に向けて、山田町長は特別職・三役の報酬カットの姿勢を示されました。これはかつてなかったことです。その他、第6次行革も、これは問題も種々ありますが、実行されています。今後は、次々といろいろな方法を取り込んで、建て替え方針をたらい回しにする論議は断じてやめていただきたい。二つないし三つの案に絞り込み、各案に対する収支見通しを示され、そのうえで議会との真剣な論議を踏まえ、今期中の役場庁舎耐震化の方向性の決断に至ることを強く要望いたします。

また、このことは文化財保護の観点からも、今、3ヵ所に散逸しております歴史文化資料館の保管庫の集約改善にも繋がるものと私は期待しておりますので、その点も強く申し述べまして、2019年度全体の決算としましては認定の討論といたします。

**村上議長** 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**大久保議員** それでは、第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算について、大阪維新の会を代表し討論を行います。

令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算の実質収支額は、6,087万2千円の黒字決算となっておりますが、その一方、実質単年度収支につきましては、3,873万7千円の赤字となりました。この主な要因は、当該年度において財源不足が生じ、財政調整基金から取り崩しが必要となったことによるもので、本町の厳しい財政状況を示しております。このことを踏まえまして、各常任委員会に付託された内容ごと、討論してまいります。

民生教育消防常任委員会所管分について。

健康福祉部に関しまして、令和元年度の新たな助けあい活動として、安心安全ネットワーク事業「いまだこネット」と、住民支え合い生活援助事業「たのむ和」を展開されました。特に「たのむ和」は、町内在住の高齢者で総合事業対象者または要支援1～2と認定された方に対し、介護保険サービス等の公的サービスでは対応できない日常の困りごとを支援する事業で、支援内容としましては、ごみ出し、落ち葉の清掃、窓ふきや電球の交換など、大変有益なものとして高く評価をいたします。今後もサポーター養成も含めまして、よろしく願いいたします。

1日里親は、民生委員児童委員が里親となって、町内にある児童養護施設の子ども達と、動物園や水族館などに出かけるなど、一緒に過ごす事業とのことです。なかなか里親が浸透しない日本におきましては、1人でも多くの子ども達の里親が見つかる事業に繋がればと思います。

障害者地域生活支援拠点等施設の開設により、障害者に関するサービスが充実してきていることは大変評価するものです。しかしながら、町内の児童発達支援センターの設置や、児童発達支援事業所の立ち上げには、財政との整合性や対応可能な事業所が見つからないなど、課題が見受けられます。今後は他市町村との協定や事例などを広く検討され、課題解決をお願いいたします。

福祉ふれあいバスの運行にあたりましては、新型コロナウイルス感染対策を講じられ、対象者の拡大、難病者の追加、運行ルートの変更など、適切な運用に努められました。また、ほぼ現行予算内で創意工夫をされていることを評価いたします。今後におきましても、その状況やニーズに応じた対象者の拡大や運行ルートの変更など、適切な福祉ふれあいバスのあり方について、ご検討をお願いします。

年長者と障害者を対象とした水中歩行訓練事業に関しましては、今後の厳しい本町の財政状況や、ふれあいセンターの維持管理・運営などの観点から、慎重に今後の事業継続をご検討ください。

風しん予防接種費用助成事業につきましては、国において掲げている風しんの追加的対策の当初の目標である令和2年度7月までに抗体保有率85%達成時期を、当面の間、令和3年7月までとし、新型コロナウイルスの感染状況、検診の実施状況、風しんの追



加的対策の進捗状況を踏まえ、令和2年度中を目途に、当初の目標の達成時期について見直すということです。本町は、今後も大阪府に対して、この助成金の継続を要望され、風しんの流行や妊婦さんの安全・保護を考慮し、風しん予防接種費用助成事業の継続をしていただくよう、お願いいたします。

子宮頸がんの予防接種率の向上は、喫緊の課題であると認識をいたします。厚労省の認識が変わることも必要であります。子宮頸がんはワクチンと検診でほぼなくなる疾患であるとの認識が世界的にも主流であり、日本産科婦人科学会におかれましても同じ認識に立ちまして、自治体がワクチンは定期接種であることを、対象者や保護者に対して告知する動きへの支持も表明しております。本町におきましても難しい対応になるかと思いますが、厚労省から、今後は接種対象者に情報提供資材を、自治体から個別送付することが決まったということです。100%有効なワクチンや医療はないことを、深く我々は理解、認識をし、子ども達を守る必要があります。本町におかれましても、大阪府との協議のうえ、ワクチンの啓蒙の検討をよろしくお願いいたします。

いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操の参加者は、新型コロナウイルス感染にリスクの高い高齢者の方が対象となります。この事業が今後とも継続可能なものになるように、各地域にあったきめ細かい支援をお願いします。

私たち島本町民がお世話になります大阪府三島救命救急センターに加えて、高槻島本夜間休日応急診療所は、財政負担の軽減に努めるために民間活力により整備をしていく予定であるとのこと。移転に関する費用について、今後の本町の財政負担の軽減に繋がる可能性がありますので、よろしくご協議ください。

認知症高齢者等見守りネットワーク事業については、新しい事業所の参画拡大の課題もあり、今後も可能な限り参画拡大の検討をお願いいたします。

住民票の写しの予約受付サービスに関して、新たな費用は発生しない当該サービスについて評価をいたします。今後も可能な限り、サービス拡充にご尽力ください。

教育こども部所管について。

I C T機器の整備に関しまして、昨年度、各校に整備された約40台のタブレットは、今後、さらに展開されるI C T機器の整備に有意義なものであったと考えます。今後はP C端末、インターネット通信、クラウドの三位一体の整備が必要と考えます。また、クラウドの活用にあたりましては、早期の町立学校で使用するコンピュータに関わる個人情報取り扱いを定めた島本町立学校・園コンピュータ管理運営要綱の一部改正をお願いします。

外国語活動の推進について。G I G Aスクール構想により、オンライン英会話授業の導入をA L Tとの併用も視野に入れ、ご検討をください。なお、近隣市町村では、堺市が試験的にオンライン英会話授業の導入をされております。調査・研究をお願いします。

いじめ・不登校・虐待問題等対策として、全国的にもコロナ禍でさらに児童虐待数が

増加傾向にあり、本町もその例外ではありません。今後ともコロナ禍は有事であるということを認識され、横断的な協力・連携に努めていただきますようお願いいたします。

保育基盤整備として、何回も申し上げますが、1人でも待機児童を解消すべく、全国的な保育士不足を受け、本町独自の保育士配置基準を見直す時期に来ていると考えます。段階的な保育士配置基準の見直しを早期にお願いいたします。

図書館の管理運営について。町民の皆様の図書館利用の利便性を大きく向上されたことを、高く評価いたします。今後は、電子図書館サービスなどを近隣市町村の動向、広域化などの観点から、調査・研究をお願いいたします。

学校教育における北朝鮮による日本人拉致問題の取り組みについて。拉致問題は、現在進行形の人権侵害事件です。今回、ようやく第一中学校で3年生の生徒を対象に、DVDアニメ『めぐみ』を活用した授業を行っているということです。また、第二中学では新聞記事を活用し、拉致問題に取り組んでおられるということです。ようやく動き出した感はありますが、まだまだこれからだと感じております。私の所属します大阪ブルーリボンの会では出前授業もしております。教職員のご負担が大きいなどの問題がありましたら、活用をご検討ください。いずれにいたしましても、私たちの大切な子ども達を守るため、また、この拉致問題が風化しないためにも、事実をしっかりと次世代に伝える義務が私たち大人にあると考えます。

消防本部について。人事及び組織に関することについて、令和元年度の人員合計は44名、別に再任用短時間勤務職員が1名おられますが、令和元年度の人員動向として1名の減となっております。島本町の安心・安全を守るべく、消防職員の欠員は好ましくないと存じます。今後の早期是正を要望いたします。また、近隣の消防にドローンの導入例があります。その活用効果などを検証され、広域化で使用可能であれば協定を結ぶなど、本町が利用できる環境の整備をご検討ください。

総務建設水道常任委員会所管分について。

「みづまるくん」について。着ぐるみ貸出制度及びサポーター制度については、みづまるくんをこれまで以上に町内外に発信できる取り組みとして評価します。令和元年度には5名の方がサポーターになられたということですが、今後はサポーターを引き受けてくださった方々が続けやすくなるような環境整備をお願いいたします。

ブロック塀撤去補助について。危険なブロック塀撤去に一定の効果があつたこと、チラシを配布され、地域においては申請件数が増える傾向が見られるなど、取り組みについても評価いたします。一方で、本補助は令和3年1月末で終了予定ですが、現在も継続して申請があること、未だに撤去されていない危険ブロック塀が多数あることや、チラシ配布が行われていない地域が多いことなど、制度の周知に不公平感があるようにも感じており、令和3年1月末以降にも継続する必要があります。継続の要望をいたします。また、アクションプログラムに沿った周知では、町内全域をカバーするのに数年か

かることから、周知方法についても、あわせて検討をお願いいたします。

公園については、以前より指摘をさせていただいておりますとおり、利用実態に即した整備を検討していただきますよう、お願いいたします。また、防災機能を有する公園の充実についても、あわせてご検討いただきたいと思います。

「新庁舎建設基本計画」策定業務については、策定後1年以上経った今も具体的な方針が示されておらず、また本議会での新庁舎建設に向けた建設業務にかかる予算の提出を先送る報告がなされたことからわかるように、計画を進める段階で、かなり無理があったのではないかと感じております。計画策定から時間が経過すれば、第三小学校建て替えの工事価格急騰に見られるように、概算の事業費等について見直さなければならなくなる事態が発生するなどの懸念もぬぐえません。当初、市町村役場緊急保全事業の起債の活用に向けて本業務の策定にあたるということでお聞きをしておりましたが、質疑では、それも難しいということでした。当初の目的を果たせていない点、また本事業の先送りが今後の他の事業に与える影響が少なくないことを鑑みれば、不認定とせざるを得ません。いずれにいたしましても、計画性を持った財政運営のもと、新庁舎建て替えに関しては無限の選択肢の中から島本町に適した手法を選び、早急に具体的な方向性を示していただきますよう、重ねてお願いいたします。

民生教育消防常任委員会所管分については認定をいたしました。町民の皆様から負託を受けました議員として、今回の予算が全体を通して、とても適切に執行されたものとは判断がしがたく、不認定の討論といたします。

**村上議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前10時59分～午前11時15分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

**平井議員** 第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、コミュニティネットを代表し討論を行います。

認定できない理由を述べたいと思います。住民の皆さんは額に汗して働き、納税の義務を果たしています。その中で、特別土地保有税の滞納処理はいつまで放置しておくのか。税の公平からすれば、到底納得できるものではない。

次に、追認議案についてです。前半議会において、700万円以上の動産の買い入れが議決案件にも関わらず議会に提案されていなかったものであるが、公金を預かっている以上、議決案件であることを知らなかったでは済まされないと考えています……(「そうだ」と呼ぶ者あり)……。私たちも住民の代表として決算審査する立場であり、これを看過することはできないと考えています。今後はこのようなことのないよう、適正な

事務執行に努められたい。私たち議会においても、チェック機能を高めていくことが求められているものと、改めて認識をしているところでございます。

認定できない3点目は、新庁舎の整備についてです。昨年6月に「島本町新庁舎建設基本計画」を策定し、庁舎建設に必要な調査・検討を行ってきたにも関わらず、財政運営に著しく支障が出るとのこと。今後、財政状況が改善するまで設計業務にかかる予算を先送りにしたことに、到底納得できるものではない。その理由として、今後の財政状況については新型コロナウイルス感染症の影響で、しばらく改善するとは到底考えられないこと。また、予算計上の可能性を探ってきたとのことであるが、歳入増に繋げる努力や、限られた財源の中でどのような見直しをしてこられたのか。その検討内容が示されていない現状では、承認することはできないと思っております。

新庁舎については非常時の対策本部となり、3万人の住民の生命を守る役割を担っています。また、庁舎で勤務する職員においても、大規模地震の際、倒壊のおそれのある建物に先の見えない状況下で勤務させることに對し、人命を最優先に掲げるのが行政トップとしての使命であり、早急に新庁舎の建設に向けて取り組むことが町長の責務であると考えます。新庁舎建設の遅れが、体育館、旧やまぶき園の取り組みに大きく影響し、先送りしている要因にもなっている。特に、旧やまぶき園は解体後の土壌調査も含め、多額の財政支出が必要とのことであるが、倒壊のおそれがあり、倒壊時にはアスベストの飛散のおそれがあることから、早急に対応することをあわせて求めておく。

以上が、認定できない主な理由です。

次に、各常任委員会においても申し上げましたが、評価する点について申し上げたいと思います。

まず1点目に、新型コロナウイルス感染症防止のため適切に対応されてきたこと。2点目には、地球温暖化防止のためCO<sub>2</sub>の排出量の削減やパソコンリサイクルの取り組みなど、環境に配慮した取り組みをされてきたこと。3点目には、高槻市と連携して観光行政の取り組みに努力されてきたこと。4点目には、福祉ふれあいバスの目的・ルートの見直しをし高齢者等の外出支援に取り組まれてきたこと。5点目には、第四保育所耐震化に伴い、ふれあいセンターに一時移転していますが、移転時の園児の安全を最優先に考え、保護者の皆さんの不安解消、在籍園児の環境変化に対応されてきたこと。また大山崎町のご協力により、病児・病後児保育が実施されたことにより、子育て世代の皆さんの大きな安心に繋がったこと。6点目には、消防本部において防火診断の際に見守り活動も視野に入れた取り組みを行ってきたことに對し、一定の評価をしているところです。

最後に、幾つか要望を申し上げておきます。

まず1点目に、近年、住宅開発により子育て世代が増加し、高齢化率が抑制されていることは、将来の島本町のまちづくりにとってプラス材料と言える一方で、老朽化した

空き家が増加し住環境に大きな影響を与える状況を考えると、早急に空き家対策を進める必要があるものと思っています。

2点目に、JR島本駅西地区の開発については、すべての住民が安全で安心して生活するうえで最低限のインフラ整備は必要であり、JR島本駅西地区のインフラ整備は下流域にも大きな影響を与えることから、開発にあわせて取り組まれない。

3点目に、災害に備え森林整備及び自主防災組織の課題整理とともに、組織のあり方を検討されたい。

4点目に、住宅開発や中高一貫校開校により、交通量の増加による通学路の安全対策に取り組んでいただきますよう、お願いしておきます。

5点目に職員の健康について、円滑な業務を遂行するうえで欠かせないと思っています。良好な健康を維持するために各種健康診断の受診率の向上並びにストレスチェックによるメンタル面の指導にも力を入れていただき、長期休暇の防止に努められたい。

6点目に、児童公園のあり方についても、地域の実態にあった公園に整備をしていただきたい。

7点目に、令和元年度において病児・病後児保育について検討され、病児・病後児保育が本町においても実現する見通しとなっています。本町が大山崎町にお世話になったように、近隣他市町へもサービスを提供し、広域連携の取り組みにも寄与できるよう検討をお願いしておきます。

8点目に、中学校のクラブ活動の運営指針が適切に運用されていなかったことについては残念と言わざるを得ません。今後は実態を把握し、再発防止に努めるとともに、生徒の皆さんがスポーツを通じて得る達成感、また悔しい思いから学ぶことも多くあり、様々な経験をする貴重な場所でもあるクラブ活動を全力で楽しめる環境整備に取り組まれない。

最後に、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、働き方をはじめ教育現場においても授業のあり方が大きく変わってきているが、経済活動の停滞で失業者の増など影響が出る可能性がある。今後の状況を注視し、対応されることを求めています。

以上、評価する点、要望も含め申し上げましたが、冒頭に述べた税の公平性、追認議案、新庁舎の整備の3点については、到底容認できるものではない。財政状況に支障を来すことから、様々な検討した結果、先送りといった苦渋の選択をしたと思うが、大規模地震が来れば倒壊の危険性のある庁舎で職員を勤務させることは、人命をおろそかにしているとは思わないが、人命を最優先に考えるなら、新庁舎の整備に向け方針を出すべき課題であったと思います。「国土強靱化基本計画」の目標にもあるように、万が一の災害時には最低限の行政機能の確保は必要であり、今後は知恵を出し合い、汗をかいて、職員一丸となり、島本町の未来に向かって努力していただきますよう申し上げ、不認定の討論といたします。

村上議長 賛成の討論の方がありませんので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

岡田議員 第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算におきまして、討論をいたします。

実質収支額は4,087万2千円で、昨年に引き続き黒字決算となりました。要因は、自主財源の多くを占める町税が増額となり、また前年度の町民税法人分が平年並みとなったことから基準財政収入額に影響し普通交付税が増額。また臨時財政対策債は増額いたしました。そのため、昨年に比べて収支は改善いたしました。

まず、事務事業を見ますと、島本町では人口が増加しています。大阪府から43%、京都府から26%と、中でも高槻市からの転入が多いことがわかりました。

民生に関しましては、ひとり親家庭での生活困窮者が多いことから、社会福祉協議会での窓口対応を丁寧にしていただきたいこと。また、子ども食堂での負担軽減として、国から備蓄米の無償提供があることを、しっかり周知していただきたいことを要望いたしました。

やまぶき園の建物撤去に関しましては、年間維持費が約140万円かかり、方向性の話し合いはされているとのことですが、財政面で難しいのではないかと考えております。

教育費につきましては、まず評価すべき点で、コロナ禍において図書館の本の貸出を、おうちまで届けていただけるといふ、この支援事業。住民の皆様から大変喜ばれている声を耳にしております。また、英検3級相当の英語力を有する中学3年の割合が70%の目標を超えたこと、大変、この努力には評価いたしたいと思っております。また小学校新入学生徒学用品費等の早期支給も、同じ気持ちでございます。

そして、要望いたしました校区の見直しが必要ではないかということ。また教育センターの必要性をもっと住民に理解される努力が必要ではないか。また、委託されている不登校支援相談業務の継続等を要望いたしました。

また、中学のタブレット端末購入は、議会の議決が必要であるにも関わらず提出されなかったこと。今後は十分気をつけていただきたい。

消防費におきましては、まず女性職員が元気で頑張っている報告を受け、大変うれしく思いました。また、危機管理室との連携についても質問させていただきましたが、十分理解することができました。消防職員の皆さんは、コロナ禍において常に緊張感を持って救急搬送にあたっていること、感謝を申し上げ、今後、事故のないよう十分に気をつけていただきたいことをお願いいたします。

特に、都市創造部に要望したいと思っております。JR島本駅西開発において、私はまちづくりについて反対するものではありません。住民の皆さんの中には、数々の意見要望もたくさんありました。この住民の皆さんの意見要望を、一つでも二つでも住民の声を実現してあげていく努力をしていただきたい。今回の委員会において、何一つとして報告

を聞くことはありませんでした。組合との協議が進んでいなく、これからということもあるでしょうが、町長が言われているとおり、住民にとって誇りを持つような、よりよい地域を目指したい、これが町長の西側開発での思いでございます。どうか、住民の皆さんの意見をしっかりと、担当職員の方は組合との協議の中で弱気にならず、強気で頑張っていたいただきたいことを、今後も要望するものでございます。

また最後になりますが、町長の施政方針にありました新庁舎の建設でございます。各会派の大綱答弁でも、財政運営に著しい支障を及ぼす設計業務に関わる予算の提出はいったん先送り、本年度中は予算の提出は難しい、と答弁されておりました。また、この答弁は担当職員さんも同じ答弁をされていらっしゃいました。にもかかわらず、委員会で他の議員から、「来年は選挙ですよ」と言われますと、町長は、私の任期中には結論を出すと、答弁をされました。じゃあ、今まで大綱質疑であった、また職員の皆さんが答弁されていた、この答弁はどういうことなんでしょうか。私は、大変ショックを受けました。

この町長の任期中に、財政がどのように変わり、そしてどのように変化し、このような答弁になったのか、私は大変驚きました。町長は、仕事をご自分の選挙のためにされているのですか。私はそうでない、住民のために、住民を中心にされていた、このように今まで私は思っておりました。でも、「任期中に」というこの言葉、これは口に出すべき言葉ではなく、しっかりと自分の胸にしまい、そのような思いでされてくる、私はこれが正当な意見ではないか、私個人はそのように思っております。ですから、このことを思いまして、私は大変……（「政治家やね」と議場外から発言）……、この新庁舎に関しまして残念な気持ちに思っております。よって、反対の討論といたします。

以上です。

**村上議長** 続いて、本案に反対の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第1号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算に対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

令和元年度は、私ども会派も要望活動してきた中、安倍前総理のもと、日本が初めて議長国を努めましたG20、金融、世界経済に関する首脳会談が6月28～29日に大阪で開催できました。決算に関わる部分は、後ほど、この後に続けます。そしてまた年度の後半には、未知である新型コロナウイルスに見通しが難しい中、感染拡大防止に対策本部の設置、時差出勤制度の導入、また消防隊員、救急隊員等の整備の準備や、また小・中学校の一斉臨時休校措置等々をはじめ、すべての部署におかれて多忙となる対応に対しまして、心から感謝申し上げます。

では、一般会計の歳入歳出決算において、歳入総額は114億9,740万6,798円に対し、歳出総額111億5,541万6,128円で、差引額3億4,199万670円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億8,111万9千円を差し引いた実質収支は6,087万2千円の黒字会計と

なっています。しかしながら、財源不足が生じ、財政調整基金から取り崩しなど、普通会計で実質単年度収支は3,873万7千円の赤字であります。

歳入においては、前年度より5億3,097万4,597円の増額となっておりますが、この主な要因としては、微増であります。町民税個人分、以前の「第四次総合計画」の人口3万2千人を目標とした施策効果から、納税者数の増加。また町内企業のご努力に法人分の増額。自主財源となる町民税は前年度比1億7,447万円の増額となっております。次に、地方交付税も前年度より3億4,312万円の大幅な増額においては、国より法人分の平年度化によるものであります。また、地方特例交付金も前年度比307.4%アップで、国から個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う島本町の減収補てんと、そして、この令和元年度と令和2年度は自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減によります減収の補てんであります。大幅な増額で、1億1,719万3千円となっております。

そして、町債の発行額は総額は10億5,767万1千円で、前年度比1億8,982万7千円の増額です。発行した町債の主なものとしては、第一小学校整備事業債、そして第二中学校整備事業債、清掃工場整備事業債、衛生化学処理場撤去事業債、橋梁補修補強事業債などです。

これら歳入におきまして、5点において述べます。

まず、消費税引き上げ日と同日の令和元年10月から年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金があがってきております。これは消費税引き上げ分を充当し、年金生活者支援給付金制度が始まったことによります。全額国庫負担で、年金生活者支援給付金は、年金を含めても前年の所得額が老齢基礎年金額満額以下の方々に対しまして、生活支援をするための年金、上乘せしての支給になります。老齢年金、障害年金、遺族年金に、それぞれの支給要件をクリアされている方々が対象で、年金と同様に2ヵ月ごとの支給となります。支給事務の実施は日本年金機構がされますので、市町村事務取扱交付金も入っている部分においては、どうか丁寧なご説明をお願いしたいと思います。

2点目は、冒頭に申しましたG20、大阪サミットにおいて、その前後も含め6月24日から30日までの間、消防救急体制整備に島本町からは3名派遣されました。国より大阪府に対しても補助金等が出ていますが、本町は大阪府からの配分で府補助金56万8,136円と、町制80周年の中、初めての決算項目があがっております。

次に、不納欠損は87万8,041円、過去よりずっと、かれこれ何年も質疑をしてきましたが、職員のご努力と、やはり徴収員を入れてきた成果も踏まえまして、私が議員になって、この16年間、この不納欠損額は7桁、8桁の状況がありましたが、今回、6桁台の額を大変評価しております。よって、申し添えたくはないんですけども、やはり議員の仕事としても添えさせていただきます。「地方税法」第15条の7第5項においては理解するところですけども、この15条の7第1項の第3の居所不明から第15条の7第4



項に繋がらないようなご努力を、このまま引き続いてしていただきたいのと、第 18 条だけの要因で不納欠損にいきなりいかないように、この結果のご努力を今後も期待しております。日本国憲法の三大義務の一つであります納税に対し、頑張った者が損をすると、こういうことにならないよう、公平性の観点に今後もその額の減少をご努力いただき、そして「生活困窮者自立支援法」に基づく各種事業を開始されていますので、必要であれば関係部局との繋ぎ、また連携もお願いしたいと思います。

そして、この徴収員が令和元年度で最後の年になっていたかと存じますが、職員においても徴収において限界もあるんだろうと思います。このまま数字が、不納欠損がまた増えていくという状況が出てくるようでしたら、やはり徴収員も入れていかなければならないのではないかということをご指摘しておきます。

そして財産収入においては、前年度比 73.6%の減収で 500 万円台になっていますのは、ここ 14 年間の決算で初めてであります。また使用料及び手数料においても、平成 27 年度からここ 5 年間は 4 億円台の歳入を維持してきたところではありますが、ふれあいセンターで保育所代替活用の影響も一部あり、前年度より約 9,045 万円の減収となっています。使用料及び手数料は、活用される方、されない方との公平性の観点の一部負担ではありますが、現実、公共施設の老朽化により維持整備など費用が大変かかっていることも踏まえ、減収を補う工夫、例えば財産収入においては、もう売り払いきるような町有地、公共用地も限られてきましたが、財産の貸付拡充や、現在貸しているものにおいて、その利用目的に合っているのか、また妥当額であるのか、その額と目的と、貸出と期間などの整合性があるのか、この点などを研究されなければならないのではないかということをご指摘しておきます。

元年度は、第 6 次行財政改革の進捗状況の取りまとめや効果額を公表されましたが、この先において判断理由におきまして、一定、事務に対し評価します。さらなる工夫や、実際に島本町で住んでいらっしゃる方々、肌で感じて改革できること、幅広い町民の声もお聞きいただきたいと思いますが、たくさん的人数では時間がかかるというのであれば、町民の代表とする議員のそれぞれとの意見交換をしていただきたいとお願いいたします。

歳出に入りますが、各常任委員会で、各同志をはじめ各委員から質疑・指摘もありましたので、重複を避けまして、また事務事業報告書に各部署の詳細データもいただいております。よって、判断理由に繋がるポイントに絞ります。

まず、財政構造弾力性を示す経常収支比率は 97.2%でありました。義務的経費においては要因に伴い普通会計で止めますと 57 億 9,825 万 9 千円となり、前年度より 3 億 6,979 万円の増額となっています。増額の主な要因としては、人事院勧告に伴う人件費、また扶助費においては児童の増加や幼児教育・保育の無償化により施設型給付費が増加、そして公共施設の耐震化などによる公債費であります。これまで町長のご答弁を伺うに

においては、施策選択の中の物差しに経常収支比率があるというのを感じ取れることがありましたが、やはり義務的経費も上がっていく、こういった中での今後のまちづくりを危惧をいたします。

次に、基金取り崩し等を含めた基金残高においては、ここ5年ほど40億円台でありましたが、今回、残高が38億4,785万円となり、うち柔軟性のある活用できる3基金の残高は35億3,990万円と、前年度比より2億38万円の減額となっています。多額な投資的経費が必要であることや扶助費の増加、これも見込みまして、過去より長年、我が会派も投資的経費に含まれていない投資的経費がたくさんあるということを知りつつ、厳しい財政状況であるという前提で、まちづくりを推進してきました。島本町の人口3万人を切った時代、減少になった時代の歯止めと、生産年齢人口を増やす訴えなど、島本町の立地、そして面積の、山間部を除く約3割、島本町の土地約3割を活用し、人口動態を司らなければならない、マンション開発などもあり、本町の高齢化率は横ばいを何とかキープできております。前年度比0.1%減の27.3%でありました。また、政府与党を活用し幼児教育・保育無償化を実現できる場所ではあります。先々の人口減少は何をもがいても避けては通れない課題におきまして、高齢者の方々も、そして幼児保育をされる若い世代の方々も支えられる人口動態を鑑みたまちづくりが必須であると、実感する決算でありました。

詳細の各部署にも評価したいこと、指摘したいこともたくさんございますが、最終判断要因に焦点を置きます。

まず、1点目におきましては、前半議会でもありましたように町長の1カ月の30%報酬削減、教育長の1カ月の20%の報酬削減事案の、減収をされた、責任を重く取られた事案の発生の内容におきまして、本会議においては重々、我々としてもこれを指摘、アドバイスができなかったこと、その点において賛同させていただきましたが、今回、この16件の追認議案に含まれていることにおいて、理由の一つとなります。

そして二つ目においては、常任委員会で部活指導等の服務上に関わる内容、時間外勤務手当や勤務カードに触れる、こういった内容についてのまた質疑がありました。最終承認である学校長の決裁印が押してあるものであろうと思いますが、一定、はっきりした内容が掴みきれないところもありました。この点を危惧する点。

そして、三つ目の理由といたしましては、委員会でも、ここ数年追及してきました平成4年度から変わらない滞納ですね、特別土地保有税の分においては、やはり先ほども述べたように公平性の観点、そして一定のけじめをつけて、これからのまちづくりにおいては活用していける土地としていかなければならないのではないかと伝えます。

そして、四つとなります最後におきまして、すべての世代の島本町民を支えていただいている、また震災時には事務執行等できっかりと町民を支えていただかなければならない職員の皆様自体を、やはり災害から守る必要性に、震災時の拠点となるべき役

場庁舎は、築昭和 47 年からの老朽化に、I s 値が 0.37 である状況。また本町においては南北と東西に活断層があり、南海トラフも想定すると、一刻も早く方向性を示さなければならぬということをお伝えしてきました。平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災においても、発災した際、この庁舎も微妙に揺れたところであり、また熊本地震においても耐震補強した庁舎でも崩れる恐ろしさ、こういうことが目に焼き付いております。

移転建て替えでなければ、本町の庁舎は厳しいのではないかという部分もあり、政府与党や内閣、総務省等々に、財源支援の要望活動をしてまいりました。昭和 56 年の新耐震基準導入前に建築されました耐震化が未実施の市町村の本庁舎建て替え事業等に際しまして、市町村役場機能緊急保全事業が新規誕生しまして、国も国民を守る立場の地方公務員のため一刻も早く着手するように、期限付きの集中型となっております。種々調査し、実際に手をあげ決定している自治体を探し、常任委員会でも視察に行きたいと要望書を出し、委員の皆様とともに視察に行つてまいりました。

山田町長とは、平成 29 年の常任委員会で役場庁舎において議論をお聞きいただきましたし、その以前より行政との議論を深める中、平成 29 年度決算においては庁舎整備検討資料作成等業務 140 万 4 千円を支払い、平成 30 年 4 月にその成果品の役場庁舎耐震化方針を配付いただきました。そして 30 年度決算において役場敷地測量等業務 285 万 7,053 円の支払い、そして繰越明許の、この元年度におきまして新庁舎建設基本計画策定等業務 1,382 万 8,400 円を支払われ、この 6 月に「新庁舎建設基本計画」を策定され、配付いただきました。これまで、現在において 1,808 万 9,453 円を支出してきました。これらにおいて、やはり我々としては、説明をしていかなければならないということもあります。

大変、財政見直しにも大きく及ぼすことになる「保育緊急事態宣言」を発令され、山田町長は自身の裁量で出されたとのご答弁。行政側においては、これはトップダウンの命令となり、各部署との横の意見交換や議論を尽くすことに欠け、また議会においては、方針だけであればまだ議論の余地がある中、やはり宣言が付くことにおいて、裁量でいかれると、議会の関与のない形になってしまったと。こうならないように危惧していたところでもあります。

これまで費やした支出においても、どう町民に説明すれば良いのか。急激に大幅な予定変更の内容においては説明責任、会派同志も当時、長期にわたる大規模な計画について内容、予算変更することはないのか、推進していくのかということを確認させていただき、町長の答弁をいただいております。委員会でも申しましたので省略しますが、これまで進めてきたものは予定どおり執行していく、加えて今回は保育所の問題・課題に取り組んでいく、今後、少しずつですが負担は強いられるのではないかと、こういった答弁がありました。この内容においては解釈の違いも出てくるのか、今までの計画もちゃんと進められると、我々は受け止めておりました。

そうでないので、もしあれば、なぜ我々として水面下でも良いので、議論を我々としていただきたかったということをお述べまして、以上4点の大きな観点におきまして、不認定とさせていただきます。

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

(午前11時54分 川嶋議員退席)

これより、採決を行います。

本決算に対する両委員長の報告は、総務建設水道常任委員会では不認定、民生教育消防常任委員会では認定であります。

第1号認定は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

**村上議長** 起立少数であります。

よって、第1号認定は不認定とすることに決定いたしました。

(午前11時55分 川嶋議員出席)

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時55分～午後1時00分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第2号認定 令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第2号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第2号認定は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第3号認定 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

**河野議員** 第3号認定 2019年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党・河野恵子より不認定の討論を行います。

実質収支は1,579万2千円、そして財政調整基金はさらに積み上がり5億3千万を超えたという決算であります。改定「国民健康保険法」15条の1項1号により、大阪府の統一保険料の導入が行われ、また基金を活用し、市町村独自の減免や保健事業などについて不十分さを残した年度であったというふうに思っております。また、当初予算のときに申しあげましたとおり、保険料は7.3%の、連続値上げが、またこの年度より再来しているということを不認定の大きな理由として申しあげております。

一方で、収入未済額や不能欠損額とも減少させたという一定の評価は下っておりますが、「データヘルス計画」策定のもとで、特定健診の受診率がなかなか向上しておりません。その背景には健診項目、保健事業メニューの改善など、やるべきことが残されていた、その財源は十分にあったと考えられます。例えば、特定健診項目で言えば、隣接高槻市と大阪府内町村の中で、心電図を入れていないのは島本町を含む2町のみであります。人間ドック助成の1人当たりの助成額平均は、社会保障推進協議会の聞き取り、ヒアリング、アンケート調査によりますと、大阪府内市町村、隣接高槻市と比べてもワーストに位置しております。コロナウイルス感染症で受診の控えや健診見送りという影響もあったと考えますが、この健診項目についての不十分さについては、引き続き改善を求めるものです。

また、今後、大阪府に対しては島本町独自の事業に対する行きすぎたペナルティーをやめさせること、そして、もともと町村の高い収納率への評価・取り扱いの見直しとともに、国に対し1兆円の国保会計の投入を引き続き求め続けるとともに、島本町としては受動喫煙防止のための保健事業の拡充、子どもの保険料均等割減免、フリーランス・自営業者の傷病手当制度の創設など可能にするような制度設計を、現在——2020年度になります——開催されております広域化調整会議のメンバーとして、大阪府に意見を余すところなく述べることを強く求め、当該年度としては不認定といたします。

**村上議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**中田議員** 第3号認定 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、人びとの新しい歩みを代表して認定の討論を行います。

国民健康保険は、会社員や公務員等、被用者保険を除くすべての国民が加入する国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たしていますが、社会保険への移行による加入者減等、被用者保険と比較して加入者の年齢構成が高いこと、また高齢化が進むに連れ医療にかかる支出が増え続けていることから、厳しい運営が続いています。

そんな中、保険財政の安定的運営のために府内統一保険料になって2年目です。1年目こそ一時期に保険料が下がったものの、その後、値上がりが続けており、今後も保険

料は上がりこそすれ下がる見込みはありません。また、加入者の年齢構成が高く、所得水準が相対的に低いという構造的な課題により、中間所得者層の負担が重くなっているという問題もあります。こういった大枠としての国保の持続可能性についての様々な問題の解消については、市町村の努力でどうにかなるものではなく、その財源の措置や構造的な仕組みについて国には是正や財源措置を求めていく必要があると考えますので、この点は町として働きかけを行っていただきたいと思います。

さて、このように加入者に重く負担がかかっている一方で、島本町は令和元年度末国民健康保険事業財政調整基金が約5億3,303万円あります。この中には、これまでの保険料として余分に徴収したのも入っているとのこと。こういった状況ですので、財政調整基金がたくさんあるのだから保険料を上げなくとも良いのではないかという意見が出てくることは自然なことと感じます。町として、説明責任を果たす必要があると感じます。

この基金の操出については、大阪府の運営方針により定められており、保険料の引き下げを目的とする操出には認められていないということですが、一方で町独自の保健事業の実施は使途として認められています。であれば、先ほどあったような健康診断の項目の充実——町独自のであったりですね——など、基金を町独自の保健事業のために活用し、医療費の適正化を図り、健康寿命延伸、疾病予防の取り組みを進められてはいかがでしょうか。このことは保険事業全体の持続可能性も高めます。

また、島本町はインセンティブ事業の取り組み度合いが府内でも大変低いとのこと。平成30年3月に策定された「島本町データヘルス計画」は、医療費を引き下げのりに、データをもとに効率的な保健指導のやり方を考えるために策定されています。であれば、今こそ基金と「データヘルス計画」を活用し、例えば禁煙サポートを充実させてみてはいかがでしょうか。厚生労働省関連のサイトによると、禁煙はがんをはじめ脳卒中や虚血性心疾患などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患や結核など呼吸器疾患など多くの病気と関係しており、予防できる最大の死亡原因であることがわかっています。またWHOによると、喫煙者は非喫煙者と比較して、新型コロナウイルスへの感染で重症となる可能性が高いことが明らかになったことなどが報告されています。

こういった意味からも、禁煙サポートの取り組みをより充実させることは医療費の適正化に資するもので、基金の活用方法としても、保険事業の持続可能性を高めるためにも大変意義があるものと考えます。基金が保険料の引き下げに使えないのであれば、せめて、このように医療費を抑制し、医療保険制度全体を持続可能なものとするためにも、町独自で健康づくり、疾病予防のために基金を活用すべきです。

このことを強く求め、認定の討論といたします。

**村上議長** 次に、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第3号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

村上議長 起立多数であります。

よって、第3号認定は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第4号認定 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第4号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

村上議長 起立全員であります。

よって、第4号認定は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第5号認定 令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第5号認定 令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、人びとの新しい歩みを代表して認定の討論を行います。

2019年度は、これまで町の直営でされてきた地域包括支援センターの民間委託に向けた受託事業者の募集や選定が行われました。この民間委託がサービス利用者の利便性に

繋がり、公平・公正が保たれるのか、またセンターの機能強化に繋がるのか、2020年度の運用状況を待ってからの評価になるとは思われますが、町が今後とも地域包括支援センター設置の責任主体として、委託した業務について地域包括支援センターにまかせきりにすることなく、運営について適切に関与、連携していただきたいと思います。

「介護保険法」の改正により、介護予防日常生活支援総合事業が創設されたことを受け、町は2017年4月から訪問型サービスA従事者養成研修を行っていますが、3年目にあたる2019年度においても参加者が伸び悩み、研修終了後に訪問型サービスAに従事することにはほぼ繋がっていないとのこと。介護現場における労働力の不足は大きな問題となっています。

この訪問型サービスAの養成研修の是非については賛否両論あることだと思いますが、やるのであれば、予算が有効に活用されるよう事業の見直しが必要ではないかと考えますが、その他、いきいき百歳体操などの介護予防、健康づくりや認知症施策の推進など適切に行われたものとして、認定の討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第5号認定 2019年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

歳入総額25億3,022万円、歳出総額24億616万3千円、実質収支額は1億2,405万7千円であります。しかしながら、当該年度は「第7期計画」の折り返しでもあり、まだ、あと1年を残し基金の活用、様々な収支の活用を議論すべき年でありました。そもそも介護保険導入からちょうど20年が経過した年でもあります。社会保障構造改革の一步と称され、女性の社会進出や家族介護の社会化、ケアマネジメントの導入により、個別プランやサービスを選べることを大々的に打ち出し、開始されております。

しかしながら、先ほど他の会派の討論にもあったように、前期から今期に続き導入されております総合事業の問題点が明らかになっております。介護認定の要支援1と2を総合事業に移行するための従事者研修が3年目を迎えるが、受講生が1人も現場に従事していないことが明らかになりました。考え直す必要に、内外とも迫られております。

また、この決算議会の最中ではありますが、次期「8期計画」に向けて、いよいよ要介護1～2を外すという国が以前から打ち出した方向性が、やはり9月に入り明らかにされております。2019年決算ベースで言いますと、一番対象者数の多い階層となります。介護保険制度は、まず現役世代として税金を払い、40歳になれば保険料と、そして利用すれば利用料も払い、さらに消費税からも取られたあげく、サービスは3年ごとに確実に減らされていっております。「保険あって介護なし」の方向性が顕著であります。

むしろ利用者、家族は、今、島本町では地域密着型の介護施設・入所施設を選択できる事業を求めておられます。この点では、当該年度に実施された「第8期計画」策定に向



けたアンケート調査として、ごみ出しサービスの需要など図るための項目の充実が図られたことは評価をするものです。また、結果についてはこれからの報告と聞いておりますが、一方で2019年度2月以降、新型コロナウイルスの感染症対策や感染防止のために、介護サービスの利用の自粛、利用控えなどが少しずつ起こっていることも明らかになっております。介護事業者の減収補てんの必要性や、在宅で介護を利用できず状態悪化を招いていく対象者や、家族の介護離職などの実態把握をさらに強める必要があります。

なお、町内に複数の高齢者の障がい者のグループホームがあります。昨年度1ヵ所、新設のグループホームを視察する機会を一議員として得ました。現場では、この高齢障がい者の入居者に対する国の介護保険優先の原則が画一的に運用はされていないということを確認しております。この点については、福祉推進課所管の仕事としても柔軟に対応されている、障がい者の立場に立って、介護保険との関連を遂行されているということも確認しておりますが、この点については引き続き国の動向を注視され、画一的な対応に終始されないように強く求めるものです。

以上をもちまして、当該年度の歳入歳出としては認定の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第5号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第5号認定は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第6号認定 令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第6号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第6号認定は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第7号認定から第11号認定までの令和元年度島本町各財産区特別会計歳入歳出決算5件に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算5件に対する委員長の報告は、認定であります。

第7号認定から第11号認定までの5件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第7号認定から第11号認定までの5件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第12号認定 令和元年度島本町水道事業会計決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**清水議員** 第12号認定 令和元年度島本町水道事業会計決算について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

水道事業については、町民が安心して飲める水の安定供給が基本目標であり、そのために様々な企業経営の健全化、さらなる効率的な事業運営の中で、建設改良事業を推進されました。

令和元年度の決算については、総収益6億3,470万9,467円、総費用5億3,037万1,526円で、1億433万7,941円の黒字となりました。また令和元年度における1㎡当たりの供給単価は160円46銭、給水原価は147円57銭で、12円89銭の黒字で、有収率は94.4

%で、前年に比べ0.3ポイント低下しました。引き続き有収率を改善するため、給配水管の適切な維持管理に努めてください。

主な資本的支出については、第1曝気塔新設工事、大藪浄水場管理棟及び上下水道部庁舎等改修工事や、東大寺地区・高浜地区の老朽配水管布設替え工事等で、適切であったと評価するものです。

管路の更新及び耐震化を目的とした「水道管路更新計画」については、平成26年度から令和5年度の10年計画で、令和元年度末での進捗状況が約49%で、残事業の概算金額は約4億8千万円とのこと。また、近い将来発生するとされる南海トラフ巨大地震に対する災害の備えにも多額の経費が必要となることから、今後もさらなる企業努力をしていただき、施設整備及び管路整備を計画的に行い、町民が安定的に安心して飲める水の供給に努めていただくことを要望し、認定の討論とします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第12号認定 令和元年度島本町水道事業会計決算につき、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

大藪浄水場管理棟改修工事、高浜地区他老朽配水管布設替え工事、第3低区配水池補修設計業務などを行われました。アスベスト除去により事故繰越となっていた第2低区配水池除去工事も終わられています。大藪浄水場の第1曝気塔新設により、2基の稼働となり、夜間の騒音が課題になっていましたが、結果としては深刻な事態には至らなかったという印象を持っております。ただし、夜間、一部において基準を満たしていない状況になっておりますので、引き続き近隣住民への説明、協議、信頼関係の構築に努めてください。

令和2年度にかけて行う『島本町水道事業ビジョン』策定では、住民意見を反映した理想像と、島本町の水道事業の目指すべき方向性が明らかになります。繰り返し訴えてきたことですが、住民とともにある水道事業には、上下水道にかかる審議会の存在が不可欠です。

さて、府域一水道に向けた水道のあり方協議会（一元化専門部会）が数度にわたって開かれ、北摂ブロック会議に次長、課長、主査が適宜参加されています。もとより水道事業は極めて地域性の高いものであり、住民生活に密着したものです。各自治体が培ってきた自治体固有の歴史があり、経営状況、住民意識もすべて様々です。水源・水脈・地形を見極め、一般会計から繰り出した公金でもって歴代の職員が守り育ててきたものであり、島本町民の財産です。大阪府内、北摂と南部では状況が異なるようですが、単独での事業継続が困難な自治体の広域連携を支援する立場にある大阪府が、率先して府域一水道に取り組むことに、私は納得ができません。

大阪府が近代化の波の中で、市町村の水源的役割を果たす用水供給事業に着手したの

は1940年、昭和15年とのことです。歴史的に水をめぐり、水利権は争いのもとになったものです。2009年、ちょうど私が議員になった頃、府市水道の統合が話題、問題になりました。2010年には大阪府営水道を引き継ぐ大阪広域水道事業団（一部事務組合・特別地方公共団体）が、府内市町村共同で設立され、今日に至っています。

今、「大阪都構想」という名のもと、府市統合を問うための住民投票が、この11月、再び行われようとしています。水道事業が政治的に利用され、受水市町村がこれに巻き込まれていくのはいかなものかという思いを、改めて私は強くしています。府域一水道は企業団、大阪市、企業団に属さない島本町のような自治体、この三つが一つになることで成り立つものですが、今のところ、島本町にとって必要性も利点も、私にとっては何ら見出せません。また、一昨年の大阪北部地震で枚方大橋の水道管が破損し、企業団からの水道供給が止まり、自己水の価値と必要性を痛感しました。

府域一水道のその先にあるものが、経営権を民間にゆだねるコンセッション方式であるならば、リスクは自治体、利益は民間企業ということになるかと思えます。災害の最終的な責任を負うのは自治体であれば、企業が災害に備える投資を行う動機は低くなり、結果的に被害が大きくなってしまわないか、という指摘もごさいます。海外では、再び公営に戻すケースが相次いでいるとのこと。また、私としても海外生活を経験した者として、日本人が培ってきた水道事業の奇跡的とも言える素晴らしさを失いかねない府域一水道に意義を見出すことができないでいます。

以上、意見を述べさせていただきましたけれども、令和元年度島本町水道事業会計決算については、概ね予算が適切に執行されたものと考え、認定といたします。

以上です。

**村上議長** 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第12号認定 2019年度島本町水道事業会計決算に対し、日本共産党・河野恵子より認定の討論を行います。

当該年度におきましては、まずは『水道事業年報』の記載を、また沿革のページにおいて歴史や出来事も含め、毎年、内容を更新され、充実を図られておられます。また北部地震の停電の際の給水活動等も加筆をされておられますが、今後、ぜひ加えて大沢特設水道の停電の際の給水車派遣の活動なども明記すべきと考えます。及び、大綱質疑でも求めましたが、決算状況などはインターネットで拝見できますが、この『水道事業年報』もホームページ等で閲覧やデータが入手できるようにすること、広く住民への情報提供、理解に繋がるよう要望します。

また、水道事業会計決算書に土地明細書が新たに加わり、旧小山取水場の取り扱いについても一定議論いたしました。資産状況がより明確にされた中で、島本町の利益、そして島本町全体の公共の福祉に資するような取り扱いについて、強く求めるものです。

また、水道各施設の更新については、一定、適切に執行されたものと思えますが、第

1 曝気塔等をはじめとする大森浄水場周辺の騒音の問題などについては、水道設備整備指針に沿って、誠実に、丁寧に行っていただきたいと思います。

また、当該年度において一般質問等で問いました。まずは、広域水道企業団が 2020 年の 1 月に統合シミュレーション、首長アンケートを実施していたことが委員会質疑で明らかになっております。これは企業団議会議員、選出されている議会議員にも事前説明や報告、そして未だアンケート結果は公表されていません。町長の施政方針では、90%の地下水堅持、そして私たちの島本町が誇る、府下で唯一の「昭和の名水百選」という、町民の思いを大切にすることなどを鑑みますと、この企業団の事務局の体制、取り扱いについては疑義があります。

また同時に、年度末最終盤に大阪府健康医療部環境衛生課によるデータが、かなり分厚い資料として全議員に配付をされています。これは予算議会終盤のものでしたので、到底、議論に付すことはできませんでしたが、様々、技術職員の人数を政令市、一般市、町村まとめて平均値を取り比較すること、過去の 2018 年度を基本としたデータの出し方に、検討には無理があるということを指摘しておりましたが、この報告書、府域一水道のあり方協議会が設置され、2030 年に府域一水道実施を想定し、30 年後の財政効果を検証した報告書、これは議会論議が早晚必要だというふうに思っております。

そういった意味で、広域水道企業団とはまた別の組織として、2018 年の「水道法」改正で、都道府県が広域化計画づくりの責任を持つということに規定されております。大阪府は、これを副首都推進本部会議の大きな柱としております。会議の運営、構成は、あくまで一般市までのレベルであって、町村は含まれておりません。しかし、そこへ提供されている資料はインターネット等で鑑みることができますが、随所に官民連携、セッションの言葉がちりばめられております。まさに水道民営化も視野に入れられたものだと思います、この副首都推進構想の中の水道の関係については、まるで水道の都構想だと、私はこの議場でも申し上げております。

また、議会議員については、広域水道企業団議会には島本町は北部議長会から 3 年に一度、議長を選出する決まりになっております。1 年間の任期で議員を選出しておりますが、選出されても、広域企業団の議会の開催前に、私たち 14 人の議員間討議をして、そして、その意見を代表して議会に臨むという仕組みは、今のところ島本町議会では確立されておられません。自己水、地下水中心の水道を守るためには、まず、この議員定数の改善や、また私たち島本町議会でも情報収集や議論をする仕組みづくりがなければ、広域水道企業団議会が、首長アンケートに見られるような形骸化されるおそれがあると考えます。

その点も含めて、住民の英知も集めるという観点、そして『水道ビジョン』アンケートの中にも、たくさんの方が書いておられました。様々な工事の費用や会計、決算、設備の問題などについて、もっと詳しく知りたいという方がおられますので、その点の情報

も公開しながら、気がつくともう引き返せないところに来てしまっているということのないように、議会、そして執行部ともども能力を高めていく必要があるというふうに考えます。

その点において審議会の設置は求めておりますが、それが現時点では無理というのであれば、せめて持ち得る情報をすべて住民に公開する、そういったことをぜひ求めて、当該年度の会計としては認定の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第12号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第12号認定は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第13号認定 令和元年度島本町下水道事業会計決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第13号認定 令和元年度島本町下水道事業会計決算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の立場から討論を行います。

公営企業会計に移行して初めての決算です。行った主要工事の内容、企業債の累積、職員の平均年齢や勤続年数も明らかに示され、下水道事業の現状がよりわかりやすく可視化されました。

歳出の多くを占める多額の工事について、その額の妥当性をどのように判断するのか、非常に難しいところがありますが、独立採算制のもと、資本的支出にはこれまで以上に精査が必要となっております。また、町財政にゆとりがなくなっていくという状況があることから、一般会計からの法定内繰入金をこれまで以上に精査していくことも、公営企業会計事業への今後の大きな課題となっていると思います。妥当かつ公正な価格で工事が行われるよう、情報収集と職員の技術力の向上に努めてください。

所管の常任委員会では、山崎地区にとって防災施設でもある、山崎ポンプ場の維持補修・管理について、多く質疑いたしました。令和元年11月末に突出弁の故障が発生し、

現在、1台のポンプが稼働していない状況です。このことにより、既設の二つのラインが稼働している間に、残りの二つのラインを整備しないといけないのではないかという思いに至りました。「島本町公共施設総合管理計画」には、山崎ポンプ場長寿命化計画（再構築基本計画）は、平成28年度の計画期間終了後においても、定期的に点検を行い、結果の記録、データベース化を行うなど、予防保全的な維持管理に努力するよう書かれています。近年の災害状況を思うと、予防保全的な維持管理に向けた積極的な対応が必要と考えます。

上水道事業については、施設の老朽化、技術者不足などを理由に効率化を目指すという大阪府であります。では、下水道事業はどのようなのでしょうか。同じ問題を抱えています。多額の負債を抱える下水道には、府市統合で得られるメリットがない、あるいは利権のようなものが働かないということになるのか、私はこのことがどうも気になっております。

いずれにしても、令和元年度島本町下水道事業会計決算に関しては、概ね適切な事務執行が行われたと思われ、認定といたします。引き続き、下水道事業における施設機能の定期的な検査、適切な運営により、環境衛生に努めてください。

以上です。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**福岡議員** 第13号認定 令和元年度島本町下水道事業会計決算について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

本決算は、公営企業会計を採用されて初めての決算でした。処理区域内人口は3万369人、対前年比522人、1.7%増。年間有収水量324万9,173<sup>m</sup>、マイナス2万8,533<sup>m</sup>、0.9%減で、収益的収支として営業収益5億2,245万3,258円、営業費用7億1,795万2,159円となり、営業では1億9,549万8,901円の赤字、営業外収益を含めた経常利益は356万4,310円、特別損失を加え、令和元年度の純利益は265万310円とのことです。

資本的収支としては、雨水幹線整備や汚水幹線築造工事など、必要な建設改良事業を行われ、12億2,107万1,266円の支出で、3億3,385万7,186円の資金不足分は、引継現金等で補てんされたとのことです。

今後とも、水需要の増加は大きく望めません。より一層の効率的な事業運営をお願いし、認定の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

**河野議員** 第13号認定 2019年度島本町下水道事業会計決算に対し、日本共産党・河野恵子より認定の討論を行います。

公営企業会計を導入し、初の決算となりました。私自身、公会計、公営企業会計を礼賛するものではありませんが、明らかに、この資産状況が明らかにされたこと、その中

で、委員会質疑の中でも企業債、公債費については一定ピークは過ぎているという答弁もいただいております。新たな起債の可能性、今後の雨水排水、様々な事業に対しての起債の可能性はありますが、当該年度までの計画上の内容においては適切にやられたこと。また、何よりも公共下水道五反田雨水幹線整備工事、この事業が、計画的に国の有効な財源を活用され、前倒しで実施されたということについては、現場において日頃からの準備、備えをされていたものとして、後年度の負担軽減にも繋がるものと評価するものです。

また、下水道使用料の徴収については、貸倒引当金のみ特別損失として計上されており、不納欠損額の状況として説明を受けております。一定、この金額も低く抑えられているということも確認されました。

あと、土地明細書で明らかになった山崎ポンプ場用地、過年度までは財産調書に載っていたわけですが、かつては無料の駐輪場として周辺住民に活用をされていたものがありますので、今後も、この山崎ポンプ場用地の今の空き地部分については、公共の福祉を前提に、最大限、また再活用されることの検討も視野に入れていただきたい。

このことを申し述べまして、決算としては認定といたします。

**村上議長** 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第13号認定は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第2、第127号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

#### 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(案)説明

それでは、第127号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、現委員の任期満了に伴い、新たに任命するものです。

今回、選任の同意を求めます西尾一実氏については、現委員の藤田正隆氏が令和2年



9月30日付けで任期を満了されることにより、新たに委員として任命するものです。

略歴については、127の2ページに記載しているとおりです。

任期については、令和2年10月1日から令和6年9月30日までとなります。

以上、簡単ではありますが、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第127号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第127号議案は原案のとおり同意することに決しました。

日程第3、第128号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

#### 工事請負契約の締結について(案)説明

それでは、第128号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

提案理由は、契約業者の確定に伴い工事請負契約を締結したいため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

はじめに、本工事の大きな概要についてです。本工事は、JR島本駅西土地地区画整理事業の実施に伴い道路の形状や位置が変更されることから、計画されている道路位置に合わせて水路を付け替えるものです。

それでは、第128号議案資料をご覧ください。

1の「工事の概要」については、名称は「津梅原水路（第1工区）付替工事」であり、その他については、記載のとおりです。

2の「契約の概要」については、今回の契約にあたりまして業者の選定ですが、「島本町競争入札参加者選定規定」により、1億円未満の工事であり、地域的条件からCクラスの業者のうち、島本町建設工事にかかる町内業者指名基準により業者を選定し、令和2年7月31日に指名通知を行い、令和2年8月18日に4者による応札の結果、1ページに添付しております「工事請負契約書」のとおり、大阪府三島郡島本町広瀬三丁目10番24号 有限会社水無瀬土木 代表取締役 水無瀬忠宏氏と、和2年8月26日付け、契約金額6,252万5,100円で仮契約を締結したものです。

また、入札結果については、資料2ページに添付しております入札調書のとおりです。それでは、工事内容について、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

まず、議案参考資料1をご覧ください。津梅原水路（第1工区）付替工事の位置図で、島本町桜井二丁目地内に位置する、主にJR島本駅西土地区画整理事業区域内での工事です。現在の津梅原水路の位置を黒色着色の一点鎖線で、当該水路の付け替え部分を赤色着色の実線でお示ししており、今回の工事範囲です。

なお、赤色着色の一点鎖線部分については、現在、その施工時期について、島本町JR島本駅西土地区画整理組合と協議中です。

次に、議案参考資料2をご覧ください。本図面は津梅原水路（第1工区）付替工事のうち、下流側について、工事対象範囲を示しました平面図です。

次に、議案参考資料3をご覧ください。本図面は津梅原水路（第1工区）付替工事のうち、上流側について工事対象範囲を示しました平面図です。

次に、議案参考資料4をご覧ください。本図面は、標準横断図となっており、付け替え工事内容を表示しております。工事の内容といたしましては、島本町JR島本駅西土地区画整理組合におきまして町道広瀬桜井幹線に設置を予定されている歩道の下部に、ボックスカルバートを敷設するものです。

次に、議案参考資料5の計画工程表（案）をご覧ください。工事工程については現時点での案でございますが、議会の契約同意をいただきましたら直ちに、請負業者と協議後に正式な工程表を作成する予定です。現在の案としては、製品の製作に期間を要することから、まず、ボックスカルバートの製作を含めた工事の準備作業を進め、現場での本格的な工事開始は11月を予定しています。

本工事については、上流側の一部を除いて、JR島本駅西土地区画整理事業区域内での工事となることから、当該事業の施工業者と十分協議を行い、安全対策には万全を期し、施工いたす所存です。

以上、簡単ではありますが、工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

村上議長 これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 第128号議案 津梅原水路付け替工事請負契約の締結について、質疑をします。

津梅原水路付け替え工事の影響について問います。JR高架下のマンボについて、前の委員会では他議員の質問があって、マンボや下流域への影響はどうかという質問があったんですが、これに対し、行政は次のように答弁しています。「大雨の際に冠水することがあり、雨水対策の課題として認識しており、本調整池の設置や津梅原水路付け替えにあわせて、当該箇所の負担軽減を検討してまいりたい」と言われていました。

これでは、どのような影響があるのか、負担軽減になるのかならないのか、大変わかりにくかったです。改めて伺います。マンボが大雨の際に冠水することに対し、津梅原水路の付け替えはマンボの負担軽減になるのかならないのか。また、今回の付け替えで土地区画整理事業区域内の津梅原水路は時間雨量48.4ミリ対応になりますが、マンボから下流の津梅原水路は時間雨量48.4ミリに対応しているのかどうか、ですね。

それから、次の質問は、津梅原水路付け替えの工事目的についてです。これもまた以前の、9月の中田の一般質問で津梅原水路付け替え事業について、次のように答弁しています。「歩行者の安全を十分に確保したうえで、可能な限り土地を有効活用しつつ、減歩を軽減するため、新たな水路については基本的に道路用地の一部において暗渠により整備を行う予定としているところ」と。この答弁の中に「減歩を軽減するため」とありますが、なぜ町が私的な経済利益にそこまで拘るのか。本付け替え事業は、流路を変更し、新たな流路を暗渠化して増設するもので、工事費は約6,252万円を含めトータルで約1億円、私たちの貴重な税金が費やされます。しかし、それが「減歩を軽減するため」であるならば、公金差止訴訟の言葉を借りれば、一部の土地所有者などの便益に利用するのみで、島本町の住民全体の利益にはなり得ず、町民全体の公共の福祉の増進に寄与する公金支出とは言いがたいと思います。「減歩を軽減するため」と言われた、その公益性についての説明を求めます。

それから、次の質問は生物多様性への配慮についてです。津梅原水路付け替え工事における生物多様性保全・創出の取り組みについて。これまた9月の中田の一般質問で、津梅原水路付け替え工事における生物多様性保全・創出の取り組み、今後の環境影響に関する緩和策について、次のように答弁しています。「現在、JR島本駅西土地区画整理組合におきまして、既存の津梅原水路に生息している生物の調査を実施されたところであり、調査結果がまとまり次第、『生物多様性保全・創出ガイドライン』に基づき、対応が可能な保全策等については協議を行ってまいりたいと考えている」と。また、『生物多様性保全・創出ガイドライン』の趣旨に基づき、既存の生物の保全に可能な限り配慮できるよう、町としても様々な手法を検討してまいりたいと考えている」。この調査結果はまとまったのでしょうか。保全策等の協議、様々な手法の進捗状況や対応策はど

うなっていますか……（「議案と直接関係あるのか」と呼ぶ者あり）……。

最後の質問は、水無瀬離宮関連施設の遺構が見つかりました、事業区域内ですね。今回の範囲、津梅原水路付け替えの範囲は、この遺構の調査というか、その場所に影響がないのか。今後、マンボに向けても延伸していく途上のそばにあると思いますが、今回見つけた遺構の範囲と、この水路の付け替えはかぶるのかどうか、伺います。

**都市創造部長** それでは、まずマンボに関するご質問でございます。

大雨の際にマンボが冠水いたします要因といたしましては、J R島本駅西土地地区画整理事業区域外からの雨水及び区域内の雨水、事業区域下流側の雨水により、津梅原水路の水位が上昇し、マンボ内の排水機能が低下することが要因であると考えております。津梅原水路の付け替え工事を行っても、一時的な増水時を含めて雨水の総量に変化は生じないことから、マンボ内の負担軽減には繋がらないものと認識いたしております。

また事業区域内の雨水につきましても、宅地化に伴う下流域への雨水増加分は調整池で調整するため、理論上はマンボ内の負担については同じとなります。事業区域外の下流側につきましても、流域下水道高槻島本雨水幹線（2－6）接続点が、今後、供用開始に向け事業を進めていることから、バックウォーターのリスクは以前よりも低減されるものと考えております。

なお、当該マンボは過去から地形的にも低く、雨水が集まる場所であることから、逆流防止弁を設置するなど対策を講じてまいりましたが、抜本的な対策には至らず、現時点におきましても当該箇所の浸水対策は課題と認識いたしております。今回、調整池の設置や津梅原水路の付け替え工事の実施にあわせて、過去から課題でありましたマンボが大雨の際に冠水することに対し、事業区域内の表面水が調整池に流入することで直接マンボに流れ込まないような手法について、J R島本駅西土地地区画整理組合と協議を重ね、検討してまいりたいと考えております。

また、マンボから流域下水道高槻島本雨水幹線（2－6）接続点までの水路については、部分的に48.4ミリ対応の断面が不足している状況でございます。

続きまして、暗渠化に伴います「減歩の軽減」の趣旨についてのご質問でございます。

町といたしましては、前の議会の一般質問でもご答弁申し上げておりますとおり、暗渠化の趣旨として「土地地区画整理法」の趣旨に基づき、可能な限り土地の有効活用を図ること、また効率的な水路等の施設配置を行うことは公共減歩の低減に繋がり、地権者の合意形成を促進し、円滑に事業が実施されることが想定されるため、減歩緩和による事業の実現性を担保することを申し上げているところでございます。こうした趣旨に基づき水路の付け替えを実施することにより、住民全体の福祉の増進に寄与することになるものと考えております。

続きまして、生物多様性に関するご質問でございます。

津梅原水路における生物調査にかかる部分でございます。前の議会におきましてもご

答弁申し上げますとおり、当該水路における生物調査につきましては、当該水路の撤去を実施されるJR島本駅西土地地区画整理組合において、本年7月から8月にかけて実施されたところでございます。当該調査の結果につきましては、現在、当該土地地区画整理組合において取りまとめられているところであるため、現状において、結果等の詳細についてはお聞きいたしておりません。そのため、保全等の協議については実施、現時点ではいたしておりませんが、今後、調査結果がまとまり、仮に水路内に希少生物等の生息が確認され、保全策等を検討する必要性が生じた段階におきましては、町のみならず事業主体である当該土地地区画整理組合と協議・検討を実施してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

**教育こども部長** 池の遺構の発見を受けて当該地の埋蔵文化財調査、津梅原水路の付け替え工事のエリアにどの程度影響するかという点でございますが、町が開発工事に伴う土木工事を実施する際には、「文化財保護法」第94条第1項の規定により、教育委員会に埋蔵文化財発掘の通知を提出する必要がありますが、津梅原水路の敷設工事については埋蔵文化財発掘の通知は、現時点では教育委員会に提出されておられません。よって、その工事に伴う地面の掘削位置や深さなどを把握しておらず、埋蔵文化財にどのような影響を与えるのかは現時点では未定でございます。

いずれにいたしましても、埋蔵文化財発掘の通知が提出された時点で、今回、発見された鎌倉時代の池跡と考えられる遺構や、今回の土地地区画整理事業において発見されたその他の遺構、また周辺の調査で見つかった遺構について、位置、深さ、性格などと、津梅原水路の敷設工事に伴う掘削の位置、深さなどから、埋蔵文化財にどのような影響があるのかを総合的に判断し、調査の要否を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

**中田議員** マンボの負担軽減について、雨水幹線の(2-6)が接続されること自体は下流域の負担軽減になるというご答弁だったと思いますが、津梅原水路付け替え工事自体はマンボ冠水の負担軽減にはならないと、はっきり言われました。対策にはならない、つまり、下流域の負担軽減にもならないということだと思います。

一方で、水路付け替えによる暗渠化と流量の増加は、懸案であるマンボの冠水の軽減どころか悪影響になるのではないかと、という点を懸念しています。本付け替え工事により、津梅原水路の流量は時間雨量48.4ミリ対応となり、桜井台及び山地の雨水を流すこととなります、付け替えされる区間ですね。マンボ直前までにおいては、その48.4ミリ対応なんです、それ以降はまたその対応にはなっていない。下流域はまだ48.4ミリ対応になっていません。ということは暗渠化と付け替え工事によって流量が増加すると、桜井台や山地に降った雨水が一旦にマンボ手前に流れ込むということを意味するのだと思います、48.4ミリ対応と、そうでない場所の接合部であるマンボ西側に時間雨量

48.4ミリの雨量が流れ込んだ場合、これまで以上にマンボが冠水するようになるのではないかということをお尋ねします。

それからまた、マンボ冠水に関して抜本的な対策は、桜井地区に雨水幹線を整備することなのでしょうが、現状、予算計上が確実とされる具体的な工事計画は存在していないと思われまます。この認識で間違いはないか、このことも確認しておきます。

そして、水路付け替え工事の目的について、先ほどのご答弁によると、水路の暗渠化は土地の利活用のためと、ルート配置自体は公共減歩の低減に繋がるということですが、土地の利活用が図られるため、減歩が軽減されると円滑に事業が進むというのは、すなわち地権者さんの利益が高まるからだということだと思います。その利益と、町全体が得られる利益を考慮したときに、この津梅原水路付け替え工事が、そのバランスがもたらす影響ですね、結果的に。そのバランスは公正なのかということが大変気になるのですが、その辺りについて何ら判断材料が私にはありません。この点、町としてはどのように判断されているのでしょうか。

そして、生物多様性の取り組みについてです。津梅原水路の工事における環境への悪影響を緩和するために、代替環境を含む保全策は未だ手元にないと。もしかしてされているかも知れませんが、結果は聞いておらず、協議もしていない、検討されていない状態だということです。その状態で、今回の工事請負契約の同意を求めているということが、私にとっては信じられない思いです。町が約410万円をかけて行っているまちづくり委員会会長の発言——先日も引用しましたが、このように言っています。「津梅原水路の付け替えというのはやった方がいいが、水路を付け替えることによって大きな環境影響がある。例えば、生物の生息環境に明らかに影響がある。それに対するミチゲーションはあるのか。ない段階で、水路の計画をやってもらうのは非常にまずい。暗渠を造ってしまったらもとには戻らない。代替する緩和措置というのをきっちり出していきたい」と。ちなみに、この「ミチゲーション」とは、大規模開発によって失われた環境を何らかの形で復元し、破壊を保全で相殺する方法のことです。この点、住民有志20名の町への要望書でも指摘されています。

津梅原水路の水路付け替え工事に代替する緩和措置がないままに着手するのであれば、それこそまちづくり委員会、ひいてはその根拠となる都計審軽視に繋がります。これは、まちづくり委員会410万の予算の不適切な執行にも繋がります。対策を作るまで、本津梅原水路付け替え工事を進めるべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

また生物多様性のことですね、続けて。先ほどのご答弁で、「仮に水路内に希少生物等の生息が確認され、保全策等の検討をする必要が生じた段階においては」とご答弁されていますが、希少生物等がいないと保全策を検討しないかのように聞こえます。今や希少種だけを守ればよいという時代ではありません。普通種であっても生息地の減少、気候変動など、様々な人間活動が原因となって、地球上から生物がどんどん姿を消して

っています。まちづくり委員会会長のミチゲーションへの言及も、希少種がいるからと限定されているわけではありません。「希少種等」と言われていますが、保全策等の検討の対象となるのは希少種だけではないということで良いのでしょうか。確認です。

お願いします。

**都市創造部長** それでは、順次ご答弁申し上げます。

まず、津梅原水路の付け替え工事につきましては、将来の「下水道計画」である 10 年確率降雨に対応できる断面に見直して設置いたしますことから、現在、計画断面が不足しております区域内においては既存宅地も存在し、浸水被害の軽減に繋がります。また当該水路のうち、事業区域の上流側におきましては「下水道計画」である 48.4 ミリ対応の計画断面が不足しており、理論上は上流で浸水することとなるため、付け替え水路に流入する雨水量については、これまでどおりの雨水量が流れ込むこととなり、付け替えによって流量が増加することや、下流の水路への増加はないものと認識いたしております。また、下流側の水路につきましては、今後、流域下水道高槻島本雨水幹線（2-6）接続点の供用開始に向け事業を進めていることから、上流域における水量についての浸水被害軽減に繋がるものと考えております。

続きまして、本町における具体的な工事計画についてでございます。本町における浸水対策事業につきましては、「淀川右岸流域下水道関連公共下水道事業計画」に基づき実施いたしておりますが、現段階におきましては、桜井地区の具体的な整備計画や整備年度につきましては決定いたしておりません。

続きまして、暗渠化等に関する判断材料についてのご質問でございます。一般的に行政が意思決定や事務執行するに際しましては、法律や条例等の根拠に基づき行動する必要があるものと認識いたしております。しかしながら、すべての事案において法律や条例等の根拠が存在するわけではなく、このような場合においては、執行機関として社会情勢や慣習、その他の付与条件等を踏まえ、総合的かつ政策的な判断を行うものと認識いたしております。今回の事案におきましても、総合的かつ政策的に判断したものでございます。

続きまして、JR 島本駅西地区まちづくり委員会と、水路付け替え工事の整合性に関するご質問でございます。このたびの議会で当該案件を上程させていただいた理由といたしましては、JR 島本駅西土地区画整理事業の進捗にあわせ、そのタイミングや効果等を勘案いたしますと適時と判断し、上程させていただいたものでございます。

こうした中、水路付け替え工事に伴う緩和措置の見通しが立たない中、当該工事を進めるべきではないとのご意見をいただいているところではございますが、当該まちづくり委員会でいただいた提言のうち、水路に関するご意見につきましては、今後、可能な範囲で取り入れることができるよう、津梅原水路等の付け替え工事においても検討してまいりたいと考えております。そのため、まちづくり委員会及び都市計画審議会を軽視、

また当該まちづくり委員会の予算の不適切な執行には繋がらないものと認識いたしております。

最後に、緩和措置に関するご質問でございます。「島本町生物多様性保全・創出ガイドライン」において、希少な動植物の生息・生育環境の保全については、特筆した配慮事項として記載しておりますが、普通種においても保全等が可能なものについては、一定配慮して対応する必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

**中田議員** 最初の、水路付け替えの影響について、区域外にあたる津梅原水路の上流部の計画断面が細いままなので、上流部に水路断面以上の雨が降ったときは、上流であふれて浸水すると。だから、今回付け替えられる土地区画整理事業の区域内の津梅原水路には、これまでどおり上流部の計画断面が不足している水路が受け止めるだけの雨量しか流入しない、これまでと変わらないということですね。とすると、当然、理論上はマンボに行く雨水の量も変わらないわけで、マンボ冠水の負担軽減にはならず、この事業の影響として、ということはわかりました。

であれば、区域内の津梅原水路の計画断面を、今回、わざわざ時間雨量 48.4 ミリにする意味がないように思われます。確認したいのですが、区域外の津梅原水路、つまり土地区画整理事業区域の上部と下部、上流と下流の津梅原水路の計画断面が不足しているということですが、これは今後拡幅する予定はあるのですか。あるとして、じゃ、それは将来、どのように決まって、具体的に計画があるのかどうか。ないのであれば流入する雨水も、その先も、今までどおりなのですから……。

**村上議長** 工事請負契約の締結について、質問してください。

**中田議員** この契約に同意するかどうかについて、判断材料として質問をしています。

この区域内の計画断面を拡げる意味はあるのでしょうか。また水路に何らかの手を入れるとき、新しく触るときは、上流・下流の断面の不足に関わらず、48.4 ミリ対応に少なくちゃいけないというルールがあるのかも確認しておきます。

そもそも、上流部の計画断面が不足していて、今回、計画断面を太くする区域内の津梅原水路に流入する雨水量が変わらないのであれば、先ほどご答弁にあった浸水被害の軽減になるというのも、ちょっと理解できません。付け替える前後で流入する雨量が変わらないのであれば、計画断面を拡げること自体は浸水被害の軽減にもならないと思うのですが、この点も再度確認しておきます。

そして、生物多様性……。

**村上議長** 委員会で質問されていることを、またここで再度質問されると、時間がかかるんで。

**中田議員** 時間かかる……（「契約についての質問」と呼ぶ者あり）……。

**村上議長** 契約について、中身について質問してください。



中田議員 契約同意をした結果、何が起こるかということについて確認をしているものです。それがなければ、同意することかどうかの判断ができません。

村上議長 それは一要因だけであって、全体的に判断してもらったら結構です。

中田議員 すいません、議長の言っておられる意味がわかりません……（「議事進行」と呼ぶ者あり）……、質問を続けてよろしいでしょうか。

ですから、この点、1番目ですね。次は、生物多様性のことです。可能な範囲で取り入れると言われますが、先ほど言われました。代替生息地を設けるということに関して不可能なこととは、一体何なのでしょう。代替生息地を造るということは、いつでも可能なはず。代替生息地が造れないのであれば、水路付け替え工事はすべきではないし、工事をするのであれば代替生息地を造ることは必須です。

村上議長 請負契約の締結について……。

中田議員 締結について同意するかどうかの判断について、今、根拠を質問をしています。

村上議長 そうなのは根拠、一部だけの話でしょう。

中田議員 おっしゃっている意味がわかりません。もう一度、お願いします。

村上議長 一部だけの話でしょう。工事契約の中身について質問してください。工事契約、金額、中身について。

中田議員 金額だけについて、中身について。この中身が、どのように町全体に影響するかということをお話しています。

村上議長 それがわからない。

（「だから、訊いている」と呼ぶ者あり）

中田議員 わからないことは訊いておきたいんですが。

村上議長 中田さんの質問されていること自体がわからない。

中田議員 議長の言っておられることもわからないので、私としては何と答えていいかわからないのですが。

村上議長 議長の指示に従ってもらえますか。

中田議員 議長の指示に従うと、先ほど、質問を続けてくださいと言われたんですが、どうなんでしょうか。

村上議長 先ほどの質問までは良かったけど、また同じことをやられると、幾ら時間があっても……。

（「時間の問題じゃありません」と呼ぶ者あり）

中田議員 すいません、先ほどまでは良かった、同じことをしているということは、良いということですね、続けて。生物多様性の話は、このまちづくり委員会においても工事請負契約について関わることです。これが関係ないと言われると、じゃ何が関係するのということに……。

村上議長 その話は、委員会でもう何度もやっておられるし。

(「それは駄目ですよ」他、議場内私語多し)

**中田議員** 委員会だけで質問すべきことなんでしょうか。

**村上議長** そういったことも含めて契約金額……。

**中田議員** 金額だけ、今までの工事請負契約も金額だけだったと議長はおっしゃっているんですか。

**村上議長** 進行、続けてください。

**中田議員** はい。代替生息地についてははっきりした答弁がない中では、この工事請負契約に同意すべきかの判断ができません。そして、どのように答弁されようとも、代替生息地の措置が決まっていない状態で工事に着手することは、まちづくり委員会及び都市計画審議会軽視であり、まちづくり委員会の予算の不適切な執行であると言わざるを得ません。破壊だけをして代替措置を取らないというのは、今どき許されることではありません。「可能な範囲で取り入れる」では、それ相応の代替地が造られるか、わかりません。今、それ相応の代替生息地を全面的に設けると、お答えいただきたいと思います。

それからもう1点、普通種についても保全が可能なものなら一定配慮、とのことですが、保全可能ならやるとか、そうでないからやらないというのではなく、これは保全をするのだという意思があるかどうかの問題です。普通種も、今や危機に陥っています。ガイドラインの内容を検討されていた2年前と比較して、生物多様性の危機的状況についての世の中の雰囲気は大きく変わっています。普通種も含めた生物多様性を保全するという強い意志はあるのか、改めて伺います。

以上です。

**都市創造部長** まず、今後の水路等の拡幅予定等についてでございます。「淀川右岸流域下水道関連公共下水道事業計画」におきまして、当該区画整理事業区域の上部と下部の津梅原水路の計画断面が不足している箇所につきましては、全体計画区域内であることから、現段階では具体的な時期をお示しすることはできませんが、将来的には時間雨量48.4ミリ対応に整備を行う予定でございます。

続きまして、代替生息地の担保にかかるご質問でございます。「島本町生物多様性保全・創出ガイドライン」におきましては、「本町の事務事業を行うにあたっては、生物多様性の保全・創出について可能な限り努力を行う必要があります。」と記載しており、同時に、「本ガイドラインは、社会経済活動と生物多様性の保全・創出についてバランスを取るためのツールであり、社会経済活動を否定するものではありません。」とも記載いたしております。町といたしましては、当該ガイドラインに基づき可能な範囲で生物多様性保全・創出について取り組んでまいりたいと考えておりますが、同時に、社会経済活動の円滑化も担保する必要があるため、両者のバランスを見極めながら、可能な範囲で対応してまいりたいと考えております。

最後に、普通種も含めた生物多様性の保全に関するご質問でございます。先ほどもご

答弁申し上げましたとおり、町といたしましては、当該ガイドラインの趣旨に基づき可能な範囲で生物多様性の保全・創出について取り組んでまいりたいと考えておりますが、同時に、社会経済活動の円滑化も担保する必要があるため、両者のバランスを見極めながら、可能な範囲で対応してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

**大久保議員** それでは、3点ほど質問させていただきます。

津梅原水路第1工区付け替え工事の必要性について、まず1点、お伺いします。2点目です。本工事が進まなかったときのデメリットについて、お伺いします。3点目、まちづくり委員会での議論が終わってないと、今、質疑でもありましたけども、このことについて本町はどのようにお考えでしょうか。私もまちづくり委員会、傍聴させていただきましたけども、大変、コロナ禍の影響もありまして、進行が非常に遅いというイメージでもありますし、内容もまだまだ煮詰まらないような状況でありますので、このことも踏まえまして、答弁をお願いします。

**都市創造部長** まず、津梅原水路第1工区の付け替え工事の必要性について、ご答弁申し上げます。

当該水路に流れる雨水につきましては、基本的には当該土地区画整理事業区域内に降った雨水は流入せず、区域外からの雨水を通過させる機能となるため、防災機能の向上を目的とした浸水被害軽減対策の観点から、当該水路の付け替え工事を本町が直接行うこととしたものでございます。また、当該水路付け替え工事は土地区画整理事業に伴い実施するものでございますことから、換地後に本町が管理すべき駅前ロータリーをはじめ道路や公園など、様々な公共用地となる計画位置に合わせたルート設定が必要であるため、付け替えを行うものでございます。

続きまして、本工事が進まなかったときのデメリットについて、ご答弁申し上げます。

津梅原水路第1工区付替工事につきましては、J R 島本駅西土地区画整理組合と当該付け替えを実施する最適な時期について協議を行い、上程させていただいているものでございます。当該工事につきましては、主に現地盤を掘削して水路を埋設する工事であり、J R 島本駅西土地区画整理組合により盛り土を行う前に工事を進めていく予定でございます。当該時期から遅れると、土地区画整理事業全体の工期等への影響が生じるため、それに伴う組合の財政的な負担が増加するおそれがあるなどのデメリットがございます。

続きまして、J R 島本駅西地区まちづくり委員会の提言を待たずに上程している旨のご意見もいただいているところではございますが、まちづくり委員会からの提言のうち、水路などのインフラに関するご意見をいただいた際には、今後、可能な範囲で取り入れることができるよう、津梅原水路等の付け替え工事においても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**村上議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後2時19分～午後2時35分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**大久保議員** 今、お答えしていただきましたところ、本工事の必要性なんですけども、防災機能の向上を目的とされているというところですね。これは一定理解ができました。

それで、本工事が進まなかったときのデメリットなんですけども、財政的な負担が増加するおそれがあるということで、これはちょっと避けたいなというふうに思います。

最後にもう1点だけ確認をさせていただきたいんですけども、まちづくり委員会ですけども、津梅原水路第1工区の付け替え工事ということで、また工事進んでまいると思うんですけども、この第1工区の工事が進みましても、まちづくり委員会での生物多様性とか、そういったもののご意見を反映できるのではないかと私は思っているんですが、その点、どうでしょうか。

**都市創造部長** 生物多様性の保全・創出等に関します再度のご質問でございます。

今回、契約同意をお願いさせていただいております第1工区につきましては、ボックスカルバート使用による暗渠というような形になっておりますが、今後、工事を予定しております第2工区、第3工区並びに柳原水路に関します工事につきましては、今後、計画していく状況でございます。そのような工事の中におきましても、まちづくり委員会からいただきましたご提言内容等、可能な範囲で取り入れることができるよう、鋭意検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**清水議員** 工事請負の締結ということで、津梅原第1工区の件なんですけど、これは付け替え言うても、今回、新設の水路ですよ。既存を壊して何かするわけ、今回の工事に関しては全部新設ということで、既存の水路に何か影響あるところがあるんですかね。

**都市創造部長** 既存水路に影響はございません。

以上でございます。

**清水議員** 第1工区ということで、歩道の下につける、既存の水路は一切触らないということなんで、今回の工事については基本的に生物多様性についても、カエル等はいるかもしませんが、直接的なことはないと思うんです。

それと、津梅原全体を付け替えしたときに、2系統になると思うんですが、それは今、横断のボックスカルバートの上で分岐するような形になるんですかね。2系列に、2期、3期でなるとは思うんですが。

**都市創造部長** 議員お見込みのとおり、会所内で分岐することを予定いたしております。

以上でございます。

**清水議員** わかりました。そうしたら桜井台等から流れてくる津梅原の源流と言うたらお

かしいですけど、上から来るやつを両バイパス、2系統でマンボまで流すということだ  
と思うんですが、流量、断面も48.4と、たぶん両方ともすると思うんですが、水路の経  
路が倍以上になるんで、そんなにすぐにマンボに水が行くように思わないんですが、そ  
の辺はどう考えますか。

**都市創造部長** 一定、分流をさせていただくこと並びにルート距離数はやっぱり若干延  
びるという部分にもなりますことから、マンボ付近までに到達する時間については、一  
定、今よりかかるのではないかという認識でございます。

以上でございます。

**岡田議員** すいません、ちょっと確認させてください。清水議員の今、答弁聞いてて、私  
が当初聞いてたことと、ごめんなさいね、混乱してますので。今回の、この水路の工事  
の付け替えですよね。この工事をするによって、前の古い水路、そのままの状態っ  
て、今たぶん議員がおっしゃったんだと思うんですけども、これはそのままの状態です  
るんですか、じゃないですよね。区分はするんですけども、付け替えることによって、  
古いほうの分は最終的には埋め立てるというんですか、ということで聞いてたようです  
けど、私、間違ってますでしょうか。確認させてください。

**都市創造部長** 今回の第1工区の工事については、既存水路については全く触ることはな  
いんですけども、最終的に第2工区、第3工区等工事を行いました後に、既存の水路に  
つきましては土地区画整理事業の組合のほうにおいて撤去されるというような状況にな  
ります。撤去については、本町ではなく組合さんのほうが実施されるという状況でござ  
います。

以上でございます。

**岡田議員** わかりました。言うたら既存の、前の分は区画工事のほうの業者さんがされ  
るということで、それは島本町としては手をつけなくて残しておく。ただ、この付け  
替え工事だけは新たにするので、それに対応する財政的な負担と、島本町がここは手  
をつけるということの理解でよろしいかと思っておりますけども、部長、頭振ってはるから、た  
ぶん、それでいいかなと思うんですけどもね。

私ね、やっぱり一番心配しているのは、この議案から離れているって、またお叱り受  
けるかもわからへんですけどもね、生物多様性の保全というのがね、一番気になるところ  
なんです。これをしっかりとまちづくり委員会で話し合いをしていただきたいし、  
また横道それるって、たぶん怒っていると思うんですけどね。しっかりとこれ、して欲  
しいし、ここに関しては、町は責任を持って欲しい。それだけ、私は徹底的に言わせて  
いただきたいと思っておりますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいんですが、答弁があれば、  
よろしくお願ひします。

**都市創造部長** 今回の水路の付け替え工事並びに組合による既存水路の撤去、大きく分け  
て、その二つ、工事が控えております。その中で本町といたしましても、当然、「生物

多様性保全・創出ガイドライン」を作っておりますし、前にも組合さんに対しては生物の保全・創出等、要望もさせていただいている状況でございます。現在のところ、津梅原水路に生息しております生物等々については組合のほうで調査をしていただいているところで、まだ結果というものはあがってはまいっておりませんが、その結果であったり、まちづくり委員会でのご提言等、しっかり踏まえさせていただいたうえで、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**岡田議員** しつこい質問します。また横道にそれるって言われるのわかっててしております。ほんとに島本町の良さというのはね、ここだけの問題じゃないんですけどね、やっぱり水路にきれいな水が流れてて、その中にいろんな生物がいるっていう、これが島本町のいいところの一つなんです。だから、そこをやっぱり埋め立てるということは、誰も抵抗を感じるのは当たり前のことだと思いますので、ぜひ、その辺をしっかりと担当者のほうは声をあげて、しっかりとお願いしたいと思います。要望に止めます。返事は要りません。

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

**戸田議員** 津梅原水路第1工区付替工事につき、有限会社水無瀬土木を契約事業者として工事請負契約を締結しようとするものです。

まず、なぜ、このルートを今回、選ばれたのでしょうか。なぜ、二つのラインに分ける必要があったのでしょうか。そして、どのような効果を期待してのことか。それぞれの役割を含めて、ご説明ください。

あと2点、お訊きします。宝城庵への道筋当たりにある既存の会所枡が、第2工区として行う水路への分岐点になると思いますが、既存の会所枡をどのように改良されるのですか。つまり、どういう技術でもって水を分流されるのでしょうか。第1工区、今回の工区をメインルートとされる理由も含めて、ご説明ください。

もう1点、この第1工区以降の工事スケジュールはどのように予定されていますか。そもそも当初予算9,520万円だったのでしょうか、これで予定していた新設水路を、一部の区間工事を先送りにされる。その理由は何ですか。

以上、ご答弁をお願いいたします。

**都市創造部長** まず、津梅原水路のルート選定や役割について、ご答弁申し上げます。

今回、選定したルートにつきましては、JR島本駅西土地区画整理事業の土地利用計画において、完成後に本町で管理することとなる駅前広場や歩道、公園などの公共用地内に、経済性や安全性等を考慮し、当該水路の付け替えルートの選定を行ったものでございます。今回の付け替え工事は、区画整理事業に伴い実施するものでございます。このことから区画整理事業として計画されている中で、事業後に本町が管理すべき駅前ロータリーをはじめ公園や道路など、様々な公共用地となる計画位置にあわせた付け替え

工事が必要となります。このことを踏まえ、一番最短となる駅前ロータリーへの一系統にいたしますと、水路形状として屈折が多い形状となることから、水路内において流水等により流水断面を阻害するリスクが高くなることから、区域外である山間部側からの主流となる水路としては、歩道が計画されている位置に付け替え、区域外からの駅前ロータリー周辺への排水については鉄道側に付け替えることで、浸水被害を抑制できるものと考えております。

続きまして、2ルートの分流構造について、ご答弁申し上げます。

分流構造につきましては、現在、設置されております会所枡内におきまして、山間部地域からの雨水については概ね当該付け替え工事で設置する水路内へ流れるよう、流出口の高さを決定しております。また、会所枡からJR島本駅方向に流れる既存水路につきましては、主に当該区画整理事業区域外の雨水が流れることとなり、会所内の流出口の高さを変えることで分水することとなります。

本工事をメインルートに選定した大きな理由の一つといたしましては、JR島本駅方向をメインルートとした場合に、当該土地区画整理事業で計画されている駅前広場を通過することとなります。その場合、水路の流水方向の屈折部分が多くなるため、駅前広場周辺が障害物等により浸水被害のリスクが高くなることが想定できます。また、メインルートにする場合には水路断面についても大きくすることとなり、現在、開渠区間で残す予定をしている区間についても大きな断面の水路に変更する必要性が生じてまいります。このことを踏まえ総合的に判断し、当該工事のルートを選定したものでございます。

続きまして、当該工事の続きとなる下流側の施工時期について、ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、続きとなる下流側の区間につきましては、年度当初の予算におきまして計上し、実施する予定となっております。しかしながら、当該土地区画整理事業のスケジュールを調整する中で、当該区画整理事業組合が設置される調整池に関連し、掘削や作業範囲の影響により、本町が実施する下流側の一部区間については施工が困難であるものと判断いたしました。このことから、見送った下流側の施工につきましては、今後の調整池設置の進捗により、今年度実施の可否について適切に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** ご答弁により、技術的なことは概ね理解できました。流量等、難しいことはわかりませんが、土地区画整理事業というものの本質的な目的というか、性格を考えると、水路の付け替えというのは出てくるのかなというのが、私の印象です。

津梅原水路のルートに関しては、完成後に本町で管理することになる公共用地、今回の場合は新しく敷設される歩道の下ということになります。これは理解できました。ところがね、土地区画整理事業の換地がまだ進んでおりません。ということは、土地の所有者は現行では個々の地権者のものになっているというふうに私は思います。そうする

と個々の地権者の同意が、この工事には必要ではありませんか。今回は、第1工区にかかるすべての地権者の同意が得られているということでしょうか。まず1点、これを確認します。

残り4点ございます。先ほど、調整池に関連して下流の工事を見送りました、というご答弁いただきました。そのところから、その周辺から遺跡が出たということなんですが、第1工区の範囲を青葉方面マンボまでとせず、途中までとされているのは、調整池の設置工事と関連しているということがわかりましたが、先週末、当該地周辺において鎌倉時代の池跡と考えられる遺構が発見されています。後鳥羽上皇が造営した水無瀬離宮の施設の一部、もしくは後鳥羽上皇に近い貴族が関与した施設の可能性があるというのが、島本町教育委員会の見解です。

質問します。これ、重複するかも知れませんが、お答えいただきたい。このたびの鎌倉時代と思われる池の遺構の発見を受けて、当該地における埋蔵文化財調査は、津梅原水路の敷設工事のエリアにどの程度影響するのでしょうか。この質問の意図は、もっと詳細な調査が必要じゃないか、という意味も含んでいます。

それに関連して、先ほどの答弁からお尋ねしたいんですけど、加えて「文化財保護法」第94条1項の規定により、町教委に埋蔵文化財発掘の通知を提出するというのは、今回の工事の場合、「島本町」という理解でいいのでしょうか。工事は島本町が行う、ところが土地区画整理事業内。この辺りがちょっと私はわかりかねたので、届出を出すのはどこですか、いつ出すのですか、というご答弁、いただきたいと思います。

重ねてお尋ねします。津梅原水路工事を行うにあたり、そこに埋まっているかも知れない遺跡を壊さないよう、慎重な作業を行うというのは技術的に可能でしょうか。ここ、非常にこの工事のどこ、重要です。できないとすれば、それはなぜでしょう。

教育こども部長に問います。区画整理事業の区域内での埋蔵文化財調査を今後どのように展開されていくご予定か。おわりの範囲内でお知らせください。私にとって、本議案への判断基準の要となります。

次の質問。水路敷設のエリアにも遺構・遺物が含まれている可能性が十分にあると思います。十分な配慮をお願いしたいんです。これから届けを出されたら、それは位置が確認されると思います。調査員の立ち会いが必要と思いますが、いかがでしょうか。ご答弁、いただきます。

**都市創造部長** 数点、ご質問でございます。

まず、第1工区の工事に関します地権者等の同意の状況についてでございます。第1工区分につきましては、すべての方の同意はいただいております。

続きまして、文化財に関する届出についてのご質問でございます。本議案ご同意賜りました後、速やかに届出については行ってまいりたいというふうに考えております。

あと、私からは最後になりますが、文化財と遺跡に配慮した施工についてございま



す。当該工事の実施に伴う施工ではございますが、当該箇所における水路の深さにつきましては、現状、地盤面から約2メートル程度の深さに設置予定でございます。この深さまでの掘削の際には、矢板による土止めが必要となりますことから、施工方法といたしましては機械施工により実施することとなりますことから、配慮した形の人力での掘削は困難であると考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** 3点、教育委員会でございます。

まず、1点目が当該地の埋蔵文化財調査は津梅原水路の敷設工事にどの程度影響するか、という点でございます。

町が開発行為に伴う土木工事を実施する際には、先ほどもご答弁させていただきましたが、「文化財保護法」第94条1項の規定により、教育委員会に埋蔵文化財発掘の通知を提出する必要があるとございます。津梅原水路の敷設工事については、現在、その通知は提出はされておられません。よって、その工事に伴う地面の掘削位置や深さなどを把握しておらず、埋蔵文化財にどのような影響を与えるかは現時点では未定でございます。いずれにいたしましても、埋蔵文化財発掘の通知が提出された時点で、今回、発見された鎌倉時代の池跡と考えられる遺構、今回の土地区画整理事業において発見されたその他の遺構、また周辺の調査で見つかった遺構について、位置、深さ、性格などと、津梅原水路の敷設工事に伴う掘削の位置、深さなどから、埋蔵文化財にどのような影響があるのかを総合的に判断して、調査の要否を決定してまいりたいと考えております。

2点目が、区画整理事業区域内での埋蔵文化財調査、今後の展開ということでございますが、今回、検出した池跡については本町にとって重要な遺構であると考えておりますので、現在、事業主と、この池跡をどのように保存できるか、協議を進めているところでございます。今後といたしましては、土地区画整理事業に伴う土木工事により遺跡が破壊される可能性のある場所や、道路のような、当分の間、発掘調査の実施が困難な場所については発掘調査を実施する予定でございますので、今回見つかった池跡に関連する遺構の拡がりの確認などにも努めてまいりたいと考えております。

そして調査員、埋蔵文化財の調査員の立ち会いでございますが、津梅原水路敷設工事における埋蔵文化財調査の立ち会いについてでございますが、先ほど申しました、今後、「文化財保護法」第94条1項の規定に基づき教育委員会に提出される文化財発掘の通知に記載された掘削場所の位置や深さをもとに、今回の土地区画整理事業で見つかった遺構も含めた周辺の調査成果から、最終的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 地権者個々の土地であるということ、つまり、現時点でね、保存協議に入られていると思いますが、そのような状況で、はい調査しますと言える段階ではないのだろうかということはおわかりののですけれども、この津梅原工事の、ずっと道に沿ったところ

は非常に……。

**村上議長** 議案の範囲内で質疑をお願いしたい。はみ出さないようにお願いします。

**戸田議員** 全く本丸です。この津梅原水路工事の第1工区、この議案に関して、現時点では通知、届出が出ていない、詳細はわかりかねるというのが教育委員会のお立場。でも一方で、水路の深さが2m程度で、矢板による土止めを行って機械で施工、機械で掘ると。そういった施工になるから、技術的には困難であるとおっしゃっているんですわ。

そこが私、とても気になっていて、池が出たからには調査を拡げると町教育委員会もおっしゃっているのですが、そこで例えば立ち会いをやっていくというご答弁だったと思いますけれどもね。埋蔵文化財調査員の立ち会いの過程で——これ、ここのことですよ、ここの工事の立ち会いですよ。明らかに重要な遺構・遺跡が存在すると確認された場合は、さらなる調査が必須と私は考えています。一般論として、この場合、本調査に移行されるという理解でよろしいでしょうか。

先ほども申し上げたように、組合との保存協議に入っておられると思いますし、地権者も数名いらっしゃる中で、そこを掘りますというご答弁は当然難しいと思います。でも、許可なく本調査をやることはできない。あくまでも保存協議の中で。しかし、教育委員会として文化財を守る、この柱を立てていただかないと、守れないんです。それが埋蔵文化財調査というのは、いつも開発と同時に行われもので、こういったこと必ず起こります。しかしながら、後鳥羽上皇ということになれば、島本町だけで工事の進捗状況云々ということで決められないレベル、ランクのものが発見されたとは私は思っています。そのことについて、教育委員会の見解をお聞かせいただきたい。一般論として、本調査に移行されるという理解でいいのでしょうかという、この辺りが質問になると思います。誠実なご答弁をいただきたいと思います。覚悟あるご答弁をお願いいたします……（「関係あるのか」他、議場内私語多し）……。

**教育こども部長** 再度のご質問でございます。

まず、立ち会いについてでございますが、先ほど私がお答弁させていただきましたのは、教育委員会に提出される埋蔵文化財発掘の通知に記載された掘削場所の位置や深さをもとに、今回の土地区画整理事業で見つかった遺構も含めた周辺の調査成果から最終的に判断してまいりたい、というふうにお答えをさせていただきました。また再度のお尋ねで、立ち会い調査の結果、遺構・遺物、存在した場合、本調査などどうしていくんだということでございますが、見つかった遺構・遺物の重要性や性格、また水路敷設の工事内容などと照らし合わせて調査の要否について検討して、教育委員会として適切な対応を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** この津梅原水路の付け替えですけど、そもそも論になるんですけど、JR島本駅西側開発に伴って水路の付け替えということです。このももとの津梅原水路自体が、

上流からの水を処理するために開発区域内を通っているというような位置づけになると思われますね。それで、この津梅原水路自体が開発区域内の雨水を処理するような性格のものではないなというふうに思っているんですけど、そうであるとするならば、法定外公物扱いで、普通の宅地とか里道であったり、水路が走っているようなの一緒の扱いになるのかなというふうには思います。

そのうえで、この水路を移設というのは当然、普通の、ごく一般的な考え方かなというふうに思っているんですけど、その辺りについての見解をお伺いしたいのと、今回の新しい新設の水路 48.4 ミリ対応ということで、上流部にしても下流部にしても、これに見合った容量の水路がまだ整備されていないということになると思います。

今後の方向性としてね、これに見合った水路整備というのは進めていくのかというのが、まずお伺いしたいのと、それとちょうど一月前になりますけども、8月29日の夕方、30分ぐらいで50ミリ程度の雨が降るようなゲリラ豪雨がありまして、そのとき、ちょうどJR下のアンダーパス、冠水するようなこともありましたよね。そのような雨、水害とかの被害、しっかりやっつけていかなければならないとか、やらざるを得ないと思うんですよ。現在の津梅原水路、これを保存して、その水路整備進むんですかね。水害を軽減していくのに、現在の津梅原水路の容量で、これに見合った対策が打てるのかというのが、まず1個です……、何個目かですけど。

それと、遺構ですね。その辺りについては、ちょっと私、あんまり歴史に造詣が深くないのでわからないところもあるんですけど、どちらにせよ、私たちが判断する問題ではないだろうなというふうに思っています。それなりに工事するときね、手順で関係法令等、しっかり遵守してやっていただくというふうに思っているんですけど、手続き的なものも踏まえて。そういう認識でよろしいんですかね。

**都市創造部長** まず、本工事の必要性についてでございます。

議員お見込みのとおり、当該水路に流れます雨水につきましては、基本的には当該区画整理事業区域内に降った雨水は流入せず、区域外からの雨水を通過させる機能となるため、本町におきましては防災機能の向上を目的とした浸水被害軽減対策の観点から、当該水路の付け替え工事を本町が直接行うこととしたところでございます。また当該水路付け替え工事は、土地区画整理事業に伴い実施するものでございますことから、換地後に、本町が管理すべき駅前ロータリーをはじめ道路や公園など、様々な公共用地となる計画位置に合わせたルート設定が必要であるため、付け替えを行うものでございます。

続きまして、今後も水路整備等進めていくのか等のお問い合わせでございます。

今後につきましても、流域下水道高槻島本雨水幹線（2-6）接続点が暫定的に供用されておりますので、今後も引き続き、供用開始に向け事務を進めていることから、上流域における水路についても、計画的に、しっかりと整備を進めてまいりたいと考えております。

あと、ゲリラ豪雨等に対する対策についてでございます。

昨今の気象状況等によりましては、本当に相当な豪雨が、いつ、どこで降るか、なかなか予測も付かない状況ではございます。そのような状況の中ではございますが、本町といたしましては、可能な範囲で、施工できる箇所から、積極的にそのような対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

**教育こども部長** 遺構の調査保存について、法令等に基づいて対応していくのかということではございますが、まず、調査については先ほど来ご答弁させていただいておりますように、法律に基づいた通知に基づいて総合的に判断し、調査の可否を決定し、教育委員会として適切な対応を講じていくということに変わりはありません。

また、保存につきましても、今回も様々な専門家の先生方のご意向を伺って、今回は後鳥羽上皇に近しい貴族が関与した施設の可能性があるあって、いずれにしても島本町の歴史だけでなく、院政期の御所の構造を知るうえで重要な資料となるというふうに判断をいたしましたので、今回は重要な遺構であるとの考えのもと、事業主と、この池跡をどのように保存できるか協議しているというのが教育委員会の対応でございますので、先ほど議員からありましたように、教育委員会として様々な検証を踏まえたいうえで、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**東田議員** ちょっと1点、訊き忘れまして、すみません。まちづくり委員会、これの提言を受けて、まちづくりに反映させるというようなことですが、コロナもあって、なかなかできなかったのもあるのかなというふうには思うんですけど、これの答え、出るのがあまりにも遅いんじゃないのかなというふうには、ちょっと思っているんですよ。それで、組合さん側も事業者側も、一定、意向を受けたうえでできることをやろうと協議する、町もですけど、準備はされてるんですけど、そこが出ないことには検討に入りようもないですよ。どうかな、急いでいただいたほうがええのかなというふうには思うんですけど。

ご意向、まちづくり委員会の意向というか答申というか、出てから、そこからできるところまで検討するにも、それなりに時間かかるでしょうし、ちょっと事務局としても頑張って急いでくれへんかなというふうには思うんですよ。やっぱり事業の進捗に影響出ますと、それは当然コストにもはね返ってくるでしょうし、できること、できないことの幅がもっとも狭まっていくんじゃないかなというふうにも思うので、その辺りについて、ちょっと頑張っていただきたいなと思うんですけど、いかがですかね。

**都市創造部長** まちづくり委員会の開催等についてのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、まちづくり委員会からの提言等、なかなか出ないことによって事業が遅れるということはあってはならないものというふうに考えております。本町と

いたしましても、まちづくり委員会、鋭意頑張って開催すべく、今も準備を進めているところでございまして、スケジュールについては一定、土地区画整理組合とも共有する中で、今、進めさせていただいているところでございます。今後におきましても、しっかりと議論できるような環境整備も含めて、鋭意努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

**河野議員** 工事請負契約の議案書に従って、ちょっと質問をさせていただきます。

この工事請負契約書の金額に関わって、本来、資料請求すべきところですが、質問させていただきます。工事費の内訳費用について、工事内容に従ってお示してください。二つ目の質問は、この図面、議案参考資料（２）（３）とありますけども、これについて歩道や車道の位置というのが、一定、この水路の形状に従って規定されるものと考えておりますが、どのように考えておられるのか、ご説明をお願いします。

それから区画整理計画、これ、先ほど他の議員の方もおっしゃられたので、かぶる部分があるんですが、本来の事業スケジュールとの整合は、この議案についてはどのように図られて出されたのかについて、改めて説明を求めます。

また、最後に参考までにと言いますか、先ほどからまちづくり委員会のことが、やはり大きな確認事項だと思います。このまちづくり委員会は、この本会議場で補正予算としてその予算が提案され、議決を伴って予算として執行されております。2020年度事業です。これは当地区の景観、当該津梅原水路も含めたインフラ、交通、道路などのルール作りに関して検討・協議をする場であるということと、植栽、色彩、意匠、デザイン、看板などについて、開発計画について提言するという意味合いで予算計上され、議決を受け執行され、今、始めているということで理解、間違いはありませんか。それと、今後のスケジュール、先ほど鋭意急ぐとおっしゃいましたが、では、どのようなスケジュールで行われるのか、答弁を求めます。

**都市創造部長** まず、本工事の工事費内訳について、ご答弁申し上げます。

当該工事の設計価格は合計7,277万9,300円でございますが、令和2年8月18日に執行いたしました入札結果から、落札率85.9%を按分いたしますと、当該工事の工事費内訳費用は直接工事費3,374万3,777円、共通仮設費359万9,652円、現場管理費1,125万846円、一般管理費824万6,725円、消費税568万4,100円で、合計6,252万5,100円でございます。

続きまして、水路整備にかかり歩道・車道の位置についてでございます。

付け替えいたします水路につきましては、都市計画決定された地区施設の位置等を踏まえたうえで、島本町JR島本駅西土地区画整理組合で計画されておられる歩道内に設置予定でございます。なお、今回選定したルートにつきましては、JR島本駅西土地区画整理事業の土地利用計画において、完成後に本町で管理することとなる駅前広場や歩道、公園などの公共用地内に経済性や安全性等を考慮し、当該水路の付け替えルートの

選定を行ったものでございます。

続きまして、区画整理計画及び事業スケジュールとの整合性についてでございます。

水路につきましては、J R 島本駅西土地区画整理事業の土地利用計画において、完成後に本町で管理することとなる駅前広場や歩道、公園などの公共用地内に設置する必要があることから、設計段階において、J R 島本駅西土地区画整理組合が計画されております図面に基づき、整合性を図り、計画いたしましたものでございます。また、事業スケジュールにつきましては、J R 島本駅西土地区画整理組合と、土地区画整理事業全体における工程の中で、当該付け替え工事を実施する最適な時期について協議を行い、発注したものでございます。

続きまして、J R 島本駅西地区まちづくり委員会にかかるご質問でございます。

J R 島本駅西地区まちづくり委員会につきましては、当該委員会設置要綱第1条及び第2条において、J R 島本駅西土地区画整理事業区域内及びその周辺の区域内の公共施設の整備、景観に関することについて検討及び協議を行うために設置し、都市計画の内容に基づき、J R 島本駅前にふさわしい良好な環境と機能を備えたまちづくりを推進するため、J R 島本駅西土地区画整理事業区域内の整備に関することや、それに関連した事項に関することについて検討及び協議を行うことといたしております。以上を踏まえますと、概ね議員のご理解に相違はないものと考えております。

次に、当該委員会の今後のスケジュールについてのご質問でございます。当該委員会は、本年7月に第1回、8月に第2回を開催し、合計6回程度の委員会において、前にご答弁申し上げました内容についてご検討いただいたうえで、町に対してガイドライン等の形でご提言をいただく予定といたしております。今後のスケジュールにつきましては、早々に第3回の委員会を開催のうえ、年内を一定目途に、当該委員会からご提言いただいた内容を事業に反映していただけるよう、当該組合と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** 今さらながら工事費の内訳を訊いておりますが、その中でも、暗渠となる水路整備の中の資材として、ボックスカルバートというものが使用されると聞いております。この辺の単価及び使用の個数と町内での使用事例について、お訊きしたいと思います。

それと、ちょっと新たな質問になりますけれども、当初予算ではわからなかった点について、財源の問題です。今回、この支出にあたって、議決を伴って、その後、支出、支払いに繋がっていくわけですが、国や大阪府の特定財源が補助採択されなかった。その以前に申請もされていないのではないかと思います。その理由についてお示してください。また、私自身かねてからNEXCO西日本の名神高速道路改築に伴う流末水路整備にかかる負担金のことを、ずっと取り上げてきております。これは名神高速道路拡幅に伴う様々な事案があり、協定を締結され、当初3億5,017万5千円が一定寄附金、一般的

には補償金と言われております。この点については、対象水路として溝田水路、柳川水路、津梅原水路、中溝水路がありますが、今回も、この補償金を財源として充てる予定がないように聞き及んでおりますが、その点はなぜなのか、答弁を求めます。

また、先ほどまちづくり委員会のご答弁と、まちづくり委員会の設置趣旨について、改めて確認をさせていただきました。同じこの議場において、このまちづくり委員会を私自身賛成をさせていただいた立場であります。また、その直後に当初予算が成立し、津梅原水路の付け替え工事の予算も成立していると。どちらも都市創造部所管の事業であります。今回の工事請負契約書が出されてきたというタイミングですね。やはり、まちづくり委員会がまだ2回しかやってなくて、提言のひな形も出ていなくて、どんな意見が出てくるか全く想定ができないという中で、やはりまちづくり委員会の提言を待ってと、まちづくり委員会を精力的に行っていただいて、そのうえで調整なり議論をされて工事請負契約の締結を出すというのが、予算を可決した議員として、この二つの執行予算を対立させるようなやり方を都市創造部で行っておられるということに、非常に残念と言いますか、残念では済まないですね、下手をすると、取り返しが付かないこともあり得ます。やはり提言を待って取りかかる必要があったのではないかと改めて伺います。

**都市創造部長** まず、ボックスカルバートの単価、個数及び町内の使用事例等について、ご答弁申し上げます。ボックスカルバートの資材単価につきましては、主に使用する内径1 m×1 m、延長2 mの標準で、1本当たり設計価格約15万円でございます。なお、当該工事では主に使用する標準品と、部分的に道路線形に応じた加工品と、合わせて合計117本のボックスカルバートの使用を予定いたしております。

また、町内での使用事例といたしましては、阪急水無瀬駅前の新幹線西側水路や、西谷踏切付近のエンマ水路、ふれあいセンター前の中谷川水路など、当該工事のように大口径となる水路での使用事例がございます。

続きまして、国・府等の特定財源についてでございます。原則、水路整備は下流側から行い、整備面積を拡大していくことで特定財源の要件に該当いたしますが、今回の水路付け替え工事につきましては、将来の下水道計画である10年確率降雨に対応できる断面に見直して設置をいたすものの、当該水路全体においては部分的な改修となるため、特定財源の要件に該当しないものでございます。

また、名神高速道路改築に伴う流末水路整備にかかる負担金につきましては、名神高速道路改築に起因して、町域内における下流域の水路機能に影響を及ぼす流末水路の整備にかかる負担金となっております。このことから、津梅原水路におきましても流末水路に該当することから充当の対象になりますが、現時点におきましては、当該工事費用の充当については検討中であり、再度、当該負担金の活用目的を確認したうえで、今後、関係部局と協議し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、今回の契約同意の上程時期にかかるご質問でございます。このたびの議会で当該案件を上程させていただいた理由といたしましては、J R島本駅西土地区画整理事業の進捗にあわせ、そのタイミングや効果等を勘案いたしますと適時と判断し、上程させていただいたものでございます。J R島本駅西まちづくり委員会の提言を待たずに上程している旨のご意見もいただいているところではございますが、まちづくり委員会でいただいた提言については、今後、可能な範囲で取り入れることができるよう、津梅原水路等の付け替え工事においても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**河野議員** ボックスカルバートについては、耐震性能を持つものとしては町内初ということでお伺いしております。町内あちこちの水路、かつてP T Aの補導委員をやっているときに、交通安全週間などで見回ったとき、通学路の周辺でそういったものの措置が必要なものがいっぱいあって、高額なためになかなかできないということを何度か見聞きしておりました。今回については最高品質、ある意味、国・府からの補助の採択が受けられないということにおいては、すでに作られている計画に沿うものではなく先行投資的なものであるのだな、というふうに認識しております。

もう1点、先ほどのNEXCO西日本の補償金については、前の決算議会の常任委員会審査において、毎年、私、請求するんですが、河9で「流末水路整備費用負担金に基づく水路整備執行状況」ということが一覧になって出されております。これは被害総額12億円を出した2012年度の大雨災害のときまでは、たいいてい毎年支出をされ、この4水路についての整備は行われています。

この整備についての理由付けについて、以前、一般質問でお訊きしたときには、「日常的な水路パトロールの点検結果により、経年劣化により老朽化した水路の補修を行っております。また昨今の突発的な集中豪雨や台風の大型化に伴う浸水状況などを勘案し、部分的ではございますが、水路形状により排水能力が低下している箇所におきまして、機能回復を目的とした改良工事などを実施いたしております。」というふうに答弁されていきますので、しかしながら、ここ3年間は一切支出はされておられません。もちろん、雨水幹線とか全体的な町全体の工事による、ここの水路の整備が必要なかつたというものを示すものであると私は思っております。

そのような今の現状を踏まえてですが、やはり先ほどご答弁あったまちづくり委員会の設置趣旨そのものが、当該水路を含めたインフラ、交通、道路等のルール作りというものを含んでいて、検討・協議をするということを明確にうたっているんですね。それを踏まえて最終の提言に至るということにおいて、ここでこの議案を、必要であって、仮に図面、予算すべてオッケーということであったとしても、可決することにおいて、まちづくり委員会の設置趣旨を大きく損なう、あるいは今後のまちづくり委員会の予算執行を一部拘束をするし、委員会の委員さんの発言も拘束する。結果的に正常な予算執



行ができないということが、もう見えていると私は思っております。

この資料請求人3・人4による都市計画審議会からの要望ですね、これにも書かれているのは、まず環境への配慮です。「生物多様性保全・創出ガイドラインに記載する内容を踏まえていただくようお願いいたします。」、4・インフラ施設の整備「道路や公園、駅前広場、緑地などインフラ施設については町が移管を受け、地区内外の幅広い住民の皆様将来にわたってご利用いただくこととなることから、各施設の具体的な内容に関して、事前に本町と十分協議を行ったうえの整備をお願いいたします。」「本町と十分な協議」というところに、今、まちづくり委員会がまた加わっているわけですよ。そのことと、様々住民団体からの要望書が出されております。人3・人4、他にも添付で出されておりますが、その回答書においても、施工時期については十分に協議をしていくということが随所に書かれております。

まちづくり委員会の提言どころでない、まだ2回しか実行されていない。もちろん、コロナウイルス感染症の関係で遅れたことは想定外でもあり、執行部に責めを求めるものではありませんが、しかしながら、成立した予算を含めて、これを正常に執行するにあたっては、本日、そのことを議決することによって及ぼす影響は計り知れない。それは環境及び文化財も同様です。これは他の議員の方もおっしゃっておられます……（「まとめ」と呼ぶ者あり）……。

私としましては、反対か賛成かという以前に、やはり町長には、この今の時期に、この議案を提案されてきたことについての問題は、今、申し上げました。いったん取り下げる、もう1回考え直す、まちづくり委員会の提言を受けて修正、調整のうえ、本当の意味で意見を取り入れるということがはっきりと説明できるときまでは、いったん、これは凍結するというのを考える必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。最後です、終わりました。

**山田町長** 今回の議案を一度取り下げるべきではないか、というご意見でございますけれども、先ほど来、担当部長からも申し上げておるとおり、まちづくり委員会での議論というものは、可能な限り、今後事業に反映できるように努めてまいりたいということはもちろんでございますけれども、一方で、この当該工事につきましては、JR島本駅西土地区画整理事業の進捗にあわせまして計画的に実施していく必要もございますことから、今回につきましては予定どおり進めてまいりたいというふうには、私は考えております。

以上でございます。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 31 分～午後 3 時 45 分まで休憩)

**村上議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

**中田議員** 第 128 号議案 工事請負契約の締結について、中田みどりとして反対の討論を行います。

津梅原水路は、桜井台及び山地の雨水を桜井地区、青葉地区、上牧の雨水幹線接続地点(2-6)を經由して、最終的には淀川へ排出するものです。今回の付け替え工事では、土地区画整理事業区域内の津梅原水路を新たに二つのルートに分け、暗渠化し、時間雨量対応 48.4 ミリとなるように付け替えるものです。しかし、質疑を通して、この工事を今、公金を投じて行う合理的な理由を見つけることはできませんでした。

反対する理由は、五つあります。

一つ目は、公益性についてです。質疑から津梅原水路付け替えは、マンボや下流域の減災には、現状、ここを変えるだけでは全く役に立たないことがわかりました。トータルで見ると、島本町全体の計画の中で、この部分を変えておけば将来的に防災に繋がるという考え方は理解できますが、今、計画区域の中でも部分、部分だけ対応ができていて、それ以外はできていないという場所もたくさんあります。今回についても、それが起こらないとも限りません。とにかく言いたいことは、マンボや下流域の冠水の抑制、負担軽減には、今はならないということです。

では、なぜ付け替え工事をするかということ、暗渠化及びルート変更を行えば、ご答弁によると、土地の利活用がしやすくなり、それが公共減歩の低減に繋がり、地権者の合意形成を促進し、円滑に事業が実施されることが想定されるためであると。そして減歩緩和による事業の実現性を担保するものであるからという、この 1 点に今は尽きるわけです。減歩緩和により、地権者及び事業者の利益率が上がるから事業が円滑に実施される、という意味だと判断されます。つまり、減歩という私的利益に配慮することで公共的利益が得られるという解釈で行っているということがわかりましたが、では、これら私的利益と公共利益のバランスはどうなのでしょう。その利益のバランスについて、公正さを判断する根拠について質問をいたしました。が、「総合的かつ政策的に判断している」ということであり、それでは説得力がないわけです、説得力のある説明にはなっていません。このような状態で、この付け替えが公共の福祉の増進になりますと、幾ら言われても納得ができません。これが 1 点目です。

二つ目は、財政的負担についてです。島本町は、現在、財政的理由から庁舎も建てられないと主張しているような状況です。土地区画整理事業が実現すれば、当然、町全体が潤うというような想定を今はしているようですが、コロナ禍で大きく時代が変わろう

としている状況において、ほぼ全面住宅地であるこの土地区画整理事業に、どれほどの町全体にとってのメリットがあるのかは、ますますわからなくなってきました。この実施設計が行われた2年前とは、状況が大きく異なっています。すでに全国的に地価が下落しているという報道が昨日もありました。町及び社会全体においても、このように状況が変化している中で、これまでどおりと、庁舎建て替えを差し置いてトータルで1億円近い公金を投じて、減歩緩和・事業実現性のためだけに水路付け替えをする意義があるのでしょうか。繰り返しますが、島本町は今、町全体としてメリットがあるという確証がないと思われる事業に対し、予算を投じる余裕はないはずです。これが2点目の理由です。

三つ目は、水路付け替えの必要性についてです。水路付け替え工事をして、マンボや下流域の浸水対策、負担軽減にはなりません。かつ、せっかく区域内の水路断面を拡げても、今は区域内に流れ込む雨水は、上流部のこれまでどおりの不足した断面流量のままであり、下流域に関しても水路断面が不足している状態です。ここで今しておかないと、土地区画整理事業をやるのであるから、しておかないと二重投資になるからという意見もあったと思いますが、今、これをしてしまうこと自体が二重投資になると言えると思います。というのは、この津梅原水路の下流に関しての雨水負担軽減をやらうと思えば、マンボ以降の青葉地区の水路を拡げる、もしくは桜井地区に雨水幹線を配置するという二つの方法が見込まれるわけですが、どちらも今は予定というか想定の中だけであって、具体的な計画はあがってきていません、決まっています。という状態なのです。しかも、今は付け替えをしても、ここだけが48.4ミリ対応になって、流れ込む水も変わらないということであれば、全体として、島本町全体の雨水の負担軽減という意味で、周りが決まった状態にするほうが合理的です。今、この水路付け替えをすること自体は二重投資になりかねない。この点も、今、この状態で、この案で水路付け替えをすることの必要性について認められない理由です。

四つ目は、生物多様性保全・創出にかかる代替措置についてです。新型コロナウイルス感染拡大からの経済復興においては、経済政策を優先させるのではなく、これを機会に気候変動を抑え、生態系や生物多様性の保全を通じて社会を立て直そうというグリーンリカバリーの考え方が広がっています。これに加え、近年の世界的な生物多様性の危機的な状況からして、まちづくり委員会においても生物多様性への配慮について、ミチゲーションがない段階で水路の計画をやるのは非常にまずいという発言が出たことは、当然の流れです。また、これに関しては住民からも、これらまちづくり委員会からの提言を反映させるまでは水路付け替え工事を実施しないようにという要望書も出ています。にもかかわらず町は、今回、代替生息地などの緩和措置が決まっていない状態で、工事着手に関わる議案を上程してきました。代替生息地が確保されないままでの工事着手は、生物多様性保全の観点から、断じて認められるものではありません。

また、先ほど質疑の中で、今回の第1工区についてはカエルがいる程度で、影響はないというような意見もありましたが、カエルも生物多様性の希少種でなかったとしても、重要な生物多様性の一因です。これが、カエルだからといって見過ごされることは許されません。それは人間の傲慢と言えます。もしくは、生物多様性の中には植物も動物も入ります。植物についても大きな影響があることは、ここで申し添えておきます。また、この生物多様性の動き、提言が決まっていない状態で上程することは、町がいかに否定しようとも、まちづくり委員会及びその根拠となる答申を出した都市計画審議会軽視にあたります。まちづくり委員会に——他の複数の議員も指摘していました、410万円もの予算を投じたこととも整合性がありません。

五つ目は、埋蔵文化財調査についてです。これについては、後鳥羽上皇に関連する可能性が高い遺構が水路付け替えルートそばから発見されたことを受け、桜井地区に注目が集まっています。ご答弁から、詳細が未だにわかっていないということでしたが、このままの状態で行うということは時期尚早ではないかと考えます。西浦門前遺跡や、御所ヶ池という名前の池が近くにあることを考え合わせれば、区域内にさらに埋蔵文化財が眠っている可能性は高いと推察されます。戸田議員の質疑からも、これらの発見が、かなり歴史的価値の高い遺構であることが窺われました。遺構の拡がりの確認を、今後、教育委員会としてもしていきたいということを言われていましたが、であれば、工事に着手するべきではなく、まずはこれだけの注目される遺構ですから、着手する前に、せめて範囲を広げて調査を展開すべきではないでしょうか。

以上5点、公益性の不確かさ、財政的負担の重さ、水路付け替えの必要性のなさ、生物多様性への配慮が現時点で決まっていない状態での工事着手することの不適切さ、そして埋蔵文化財の観点から、津梅原水路付け替え工事を、この内容で、今、行うことは適切でない判断し、反対の討論とします。

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**大久保議員** 第128号議案 工事請負契約の締結について、大阪維新の会を代表し討論を行います。

津梅原水路第1工区付け替え工事の工事請負契約は、JR島本駅西側開発に伴う区画整理に必要不可欠な工事であると認識いたします。本工事を進めるにあたりましては、生物多様性に配慮する必要性は理解はできますが、そのためだけに本工事の停止や、町民の血税を使うことは好ましくありません。今回の第1工区工事後でも、生物多様性の配慮は十分対応可能と考えます。今後、必要な措置は講じていただき、希少生物の公共施設などへの移動など、適切な処置をお願いいたします。

私も、町民の皆様から負託を受けました議員として、本議会で本工事に賛成の立場であります。まちづくり委員会の議論がまだであるということですが、これも大変危惧する内容ではありますが、しかしながら、議会で討論され、採決されること、議会での意

思決定は町民の皆様の総意であります。いずれにいたしましても、J R 島本駅西側開発に伴う区画整理に必要な不可欠の工事と理解し、賛成の討論といたします。

**村上議長** 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**東田議員** 第 128 号議案 工事請負契約の締結について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

津梅原水路水路につきましては、既存の水路が J R 島本駅西側開発区域内を通っていることから、今回、付け替えの工事の契約が提案をされました。開発区域内を通っている既存の水路ですが、流れている水は上流部からのものであり、開発区域内の雨水を処理するものではないこと。また、J R 島本駅西側開発を秩序ある良好なまちづくりとするための阻害要因となることから、本工事について必要であると認めるものです。水路の容量については、今後の上流域・下流域の整備が進んだ際に対応したものとなり、適正であると考えます。

インフラ整備に対する公金の支出に関しては、地域における快適な生活環境のため、インフラ整備は自治体としての義務であり、法定外公共物である水路の付け替えは、下水道事業の経営原則である雨水公費・汚水私費の原則に則り行っていただくことが当然であると考えます。

最後に、インフラ整備により生活基盤を整え、快適な生活環境の中で暮らすことができる恩恵は、既存の住民である私たちも受けており、当然のことながら、未来の住民の皆さんもその権利を有していると考えます。J R 島本駅西側開発に伴う工事として今回の工事が発注されたわけですが、良好なまちづくりを形成するために必要なものであると認めるとともに、近隣の住民の皆さん、また通勤通学の皆さんの安全についても最大限配慮していただくことを要望して、賛成の討論といたします。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第 128 号議案 工事請負契約の締結について、私・戸田より賛成の討論を行います。

津梅原水路第 1 工区付替工事につき、有限会社水無瀬土木さんを契約事業者として工事請負契約を締結するものです。種々、ご答弁により、J R 島本駅西地区で進められている土地区画整理事業において必要かつ不可欠な雨水排水にかかる工事と理解できました。技術的な専門性を持って流量等、理解しているわけではありませんが、説明、資料、ヒアリング、現地確認などから、津梅原水路を二つのルートに分けて付け替えをし、本ルートを中心にされるということは妥当と判断いたします。

下流域の青葉地区の雨水排水、これが非常に気になる場所ですが、この下流域の青

葉地区の雨水排水整備については、今後においても、従前においても、課題というふうには私は考えております。今回、10年の時間降雨量48.4ミリに対応した措置を取られるということも、極めて妥当だと考えています。

まちづくり委員会の詳細検討を待たずに進められることについては、理想的ではないという思いを強く持っています。このたびの水路敷設工事がまちづくりに与える影響は、しかしながら、極めて限定的ではないかというのが私の見解です。また、まちづくり委員会の位置づけを考えますと、これにより区画整理事業の進捗に大きな影響を与える当該工事の執行を留め置くという判断を、町がすることが可能かどうか、このところが現時点で私の大きな懸念になっています。また、景観まちづくりを希望する者として、むしろ既存水路の保全により、まちづくり全体に与える影響が大きくなってしまわないかという心配もございます。減歩率が下がることによって、違うところに影響があるという、そういう考え方もできなくはないと思います。

生物多様性に配慮したまちづくり、持続可能な開発については、これはもうSDGsの理念のもと、「生物多様性ガイドライン」に沿って、最大限の配慮がなされなければなりません。

そしてまた、このたび埋蔵文化財調査によって発見された鎌倉時代の遺跡と思われる遺構について、その価値は相当高いものと考えており、そのように町教委の見解でありました。津梅原水路の第1工区付け替え工事の箇所から、当該箇所からも遺跡・遺構・遺物が発見される可能性は極めて高いと私は考えています。当工事でそれらを見逃すことなく、記録に留めることができるかが重要なポイントになると考えています。遺跡が発見されたことによって、工事をやめるというぐらいの価値があるかということは今後の詳細調査にゆだねるしかないという、それが埋蔵文化財と開発との関係性、大変悔しく、大変残念ですが、その矛盾からはなかなか逃れられない。それは私より、むしろ埋蔵文化財調査員の方がよくよく理解されていることと思います。

遺跡や遺構が後鳥羽院の水無瀬殿、あるいはそれに近い人に関係するものという町の見解が正しければ、後鳥羽院、院政時代、水無瀬殿、どれを取っても研究対象として超一級であり、また離宮研究、庭園、国文学など、あらゆる多種多様な研究分野から注目される日本国最高レベルの歴史遺産ということになります。当該地の埋蔵文化財調査は、後鳥羽院がこの水無瀬の地で造ろうとした都市の姿、すなわち都市計画、まちづくりを現在に明らかにする作業であり、島本町に課せられた責務は非常に重いです。埋蔵文化財というのは非常に地味ではありますが、これにより、水無瀬神宮が改めて全国的に脚光を浴びる最大のチャンスでもあります。「どんな町？」と尋ねられ、「ベッドタウンやねん」と答えがちなんですけれども、実は水無瀬殿が存在した、風光明媚な一大都市が過去に展開されていたと思われま。

そのことを島本町教育委員会、島本町が十分以上に理解し、文化財保護の立場から、

組合側と保存協議していただき、詳細調査を行い、遺跡の保存あるいは記録の保存に全力を尽くしていただくことを強く求めまして、本工区の工事請負契約の締結については賛成することといたします。

以上です。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第128号議案 工事請負契約の締結についてに対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論いたします。

津梅原水路第1工区敷設替え工事の請負契約であります。今回のこの工事におきましては、やはり答弁にもありましたように当該水路に流れる雨水について、基本的には当該土地区画整理事業区内の、地域の中の降った雨水が流れるというわけではなくて、それより上にも、山間部にも家が建っておりますし、桜井台等もありますし、やはり上流からの流れという部分の雨水を通過させる機能と理解しております。また、その防災機能の向上を目的とし、浸水被害軽減対策の観点で、今回のこの水路の敷設工事を本町が直接されるということを理解しております。

また、当該水路の敷設替え工事は、土地区画整理事業に伴い実施されるということですが、換地後に本町が管理すべき駅前ロータリーをはじめ道路や公園など、様々な公共施設になる計画位置に合わせたルート設定が必要ということも、行わなければならないということを理解した中、ただ、それだけ費用をかけてするメリット、整備効果ですね、将来的な整備効果といたしましては、「下水道計画」である10年確率降雨に対応できる断面に見直して設置することと、また区域において浸水被害の軽減に繋がると、こういうところは評価しております。

それと、この金額的には今回、4者のうち2者が価格未満ということで、2者のうち1者が落札をされております。金額としまして6,252万5,100円という形になっており、仕様書等も拝見させていただきましたが、一定の理解をしているところ、先ほど来もありましたように、現在、文化財のありました、後鳥羽上皇に関わります水無瀬離宮の施設の一部もしくは後鳥羽上皇に近い貴族が関与された施設の可能性があるということで、調査されているということを理解しておりますが、また一定の、この状況の内容で、前の答弁では、教育委員会としてはまたしっかりと決定をしていかれることがあるということですので、また我々にも、今後、ご報告いただけるようお願いいたします。

工程表におきませんが、今回、第1工区におきましての工程表を見ながら、ちょっと難しく、ずれる、もしかしたら文化財の関係上で遅れてくることもあるのかなど、ちょっと危惧はしておりますが、もし変更契約等が出てくることがありましたら、また一定の……（「変更契約？」と呼ぶ者あり）……、わかりませんがね、遅れてくる内容で、いじらなければならないことが出てきたりされることがあるようでしたら、事前にいただきたい、工期においての部分であります。

それぞれの一定の契約……、工期等で大きく変わることがあればですよ、あくまでも。前提ではないですからね。ただ、文化財の内容が出てくることに歴史におけるロマンの思いもありますし、もしかしたら、これが延びるということもあるのかなということも踏まえまして、そういう変更契約等が出るのであれば、またご報告をいただきたいということを申し添えて、賛成の討論といたします。

**村上議長** 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

**河野議員** 第128号議案 工事請負契約の締結について、日本共産党・河野恵子より賛成、反対、採決に加わらない、保留の討論を行います。

種々、資料提供をいただき、質疑をさせていただきました。まず明確になっていることは、当初予算の際にはわからなかったことですが、本提案に際して歳出に関わって、この工事請負契約の支払いに関わる財源については、国や大阪府の交付金や様々なメニューの対象外であるということは、答弁によって明らかになっております。

また、私自身、これは2015年度あたりから、NEXCO西日本の流末整備に関わる津梅原水路を含む補償金の支出について、かねてから質疑をさせていただいておりました。もちろん、これは名神高速道路拡幅に伴うもので、一定、上流域に位置されるタケノコ山の地権者や、山の地権者の人たちの意見も聞いて、有効に公共の福祉に寄与するように活用して欲しいということを書いてまいりました。河9という決算常任委員会の審査資料、河9によると、ここ3年間は1円も支出をされていない。しかしながら、かねてから水路断面とか様々な流量の課題があるときには支出をされ、整備をされてきたということでもあります。

しかしながら、この4水路のうちの一つである津梅原水路の負担金に基づく水路整備執行に関しても、今回は支出をしない。私からすると、なぜ、そういう結論になったのか、一定支出をためらっておられるのかというふうにも感じ取っております。本来、このような負担金を支出するにあたっては、やはり、この負担金の発生したときのことものいろいろな考えながら、町全体の福祉に、公共の福祉に寄与するものという大前提があつてはじめて、様々な計画策定に沿うものであつてはじめて、雨水排水に関しては国や大阪府の交付金にあたる。あるいは、島本町独自に判断できるはずのこの負担金についての支出も、今回、躊躇されていると私は言っておりますが、実際、そうではないかも知れませんが、その支出も見送られるというふうな中で一般財源である雨水公費の支出であるということについて、やはり、そのあたりははっきりとしていない部分があるのではないかと感じております。その、はっきりしていない部分というのは、まさにまちづくり委員会という島本町のこれも財源で設置をした委員会の設置趣旨と、この検討・協議する内容、あるいは提言に関わる内容に、この公共工事が関わっているということ



だと思っております。

すでに、まちづくり委員会は2回を重ねておられます。私は2回とも傍聴する機会を得ましたが、この津梅原水路に関わって議論も資料も、まだ出されておられません。せめて島本町執行部が、このような津梅原水路の工事請負契約の締結を9月末日に議案提案をするということがわかっているのであれば、まちづくり委員会の皆さんに、この工事の請負契約を提案して、議決を得たとしても、まちづくり委員会の提言や意見提出に弊害はないということをしっかり説明して、委員の皆さんにも安心していただく。こういった手立てが必要だったのではないかと思っております。

あるいは、過去2回の間、せめて津梅原水路の問題だけでも課題を抽出し、一定の議論を踏まえる、そういったことが、都市創造部が事務局を務めておりますので、その点の配慮とかが必要であったのではないかと思います。大変残念なことに、今日に至るまで、そういった対応はされておられません。まちづくり委員会の皆さんはどのように感じられるのでしょうか。

最後には、都市計画審議会の附帯意見を受けて2019年6月4日付け、町長名の要望書でも示されております。環境及び道路の形状などについての要望ではありますが、この水路の図面、そして工事請負契約の締結が、本日の議会議決を経て本契約に至ったや否や、駅前広場やまた接続道路、歩道、車道の形状を拘束するものとなるということも、一定、先ほどの質疑・答弁で明らかになっております。

これは近い将来、島本町の財産として管理を担うことになりますので、その辺の管理や今後の支出、投資において無駄がないのかということも議論をする必要があったのではないかと思っております。そういう意味で都市計画審議会の付帯意見、あるいは町長の要望書、そして住民の要望書に対する町長の回答内容を踏まえれば、施工時期については、もっと最大限の配慮をするべきであり、今であれば、今日の段階であれば、この提案を先送りにし、まちづくり委員会や、あと住民の圧倒的な合意形成のうえで提案を出してくるということは技術的に可能であったのではないかというふうに、今日の質疑を踏まえて考えております。

その点で、本日の時点で、本来の文化財保護、発掘調査、あるいは環境保全、これについても、今、区画整理組合の皆さんが実施されていると聞きますが、成果品はまだ届いていないというふうに聞き及んでおりますし、もちろんまちづくり委員会にも提出はされておられないというふうに思います。そういったことも踏まえて、本来であれば、この議場に文化財保護や、あるいは雨水排水、あるいは環境保全の専門職を参考人招致をして、しっかりと、そういったことの保障を確認をし、そのうえで判断をするという手立てが必要であったのではないかと、一議員としては思っております。

しかしながら、委員会付託の動議、様々継続審査の動議ということも考えましたが、やはり、まちづくり委員会がすべての回を終えて、提言を出す、意見提出をする、十分

な情報提供がその委員会になされているということを、この目でしっかり確認をしなければ、委員会付託ということは不十分であろうと想定し、本議案に対しましては、保留の立場とさせていただきます。

村上議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

村上議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

(午後4時17分 河野議員退席)

これより、採決を行います。

第128号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 多 数 起 立 )

村上議長 起立多数であります。

よって、第128号議案は原案のとおり可決することに決しました。

(午後4時18分 河野議員出席)

日程第4、第129号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

#### 令和2年度島本町一般会計補正予算(第6号)(案)説明

それでは、第129号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算については、オンライン会議開催のためのインターネット環境の整備、新型コロナウイルス感染拡大に伴う町制施行80周年記念事業の見直し及び自治体クラウド導入に伴う予算の組替えについて、提案させていただくものです。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を171億598万5千円とするもので、款項別の内容については、129の3ページからの「第1表歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

129の7ページの「歳入」です。

第19款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金、第1節 財政調整基金繰入金47万9千円の減額については、財源調整のため減額するものです。

続きまして、129の8ページからの「歳出」です。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費、第11節 役務費12万1千円の増額については、オンライン会議開催のためのインターネット環境を整備するものです。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第4目 電算処理費、第13節 使用料及び賃借料1,094万5千円の増額及び第17節 備品購入費1,094万5千円の減額については、自治体クラウド導入に伴う予算の組み替えを行うものです。次に、第6目 企画費については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、町制施行80周年記念事業の一部を中止・変更するものです。主な変更点としては、まず、第7節 報償費6万円の減額については、12月に予定していた記念式典を中止することから、式典アトラクション謝礼を減額するものです。次に、第10節 需用費22万9千円の増額については、式典用消耗品の減額及び記念グッズ・啓発グッズ作成費用の増及び記念ポスター・パンフレット印刷費の確定に伴い、減額するものです。次に、第11節 役務費4万7千円の減額については、式典にかかる案内等の郵便料を減額するものです。次に、第12節 委託料22万8千円の増額については、式典の音響・照明等委託費を減額し、代わってPR動画の作成委託費を追加するものです。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第3目 農業振興費、第18節 負担金、補助及び交付金95万円の減額については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、農林業祭を中止するものです。

以上、簡単ではありますが、令和2年度島本町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**村上議長** これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**村上議長** 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**戸田議員** 第129号議案 令和2年度島本町一般会計補正予算（第6号）に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

町制80周年式典、農林業祭などの中止による予算額の減額が主なものとなっています。大阪成蹊大学と連携されての記念ポスター・グッズ作成につき、クリアファイル、エコファイル、図書館グッズですか、そういったものを「みづまるくん」をデザインして明るい品々を作られる。町のにぎわいを楽しく盛り上げることになるかと思っ、評価しております。また、学生が自治体のまちづくりに関わる、行政の運営に関わる、そういう機会を提供できたことを、非常に良かったなと思っています。いい企画、いいアイデアだったと思います。増額、減額、いずれも妥当かつ必要なものと認めます。

以上です。

**村上議長** 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第129号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第129号議案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、第2号意見書案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書(説明)

**東田議員** それでは第2号意見書案につきまして、朗読をもって、提案説明に替えさせていただきます。

標記の意見書案を 島本町議会 会議規則第14条の規定により、次のとおり提出いたします。

令和2年9月30日提出

提出者 島本町議会議員 塚田 淳 大久保 孝幸 東田 正樹 平井 均 河野 恵子 清水 貞治 岡田 初恵 川嶋 玲子 戸田 靖子 中田 みどり 野村 篤 伊集院 春美 福嶋 保雄。

提案理由は、国に対し、地方税財源の確保を求めるためでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化

化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日 大阪府三島郡島本町議会

以上、よろしくご可決いただきますようお願いいたします。

**村上議長** お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第2号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**村上議長** 起立全員であります。

よって、第2号意見書案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、9月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**村上議長** ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和2年島本町議会9月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、12月14日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変ご苦勞様ございました。

(午後4時22分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 号認定 令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第 2 号認定 令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 号認定 令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 令和元年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 10 号認定 令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 11 号認定 令和元年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 12 号認定 令和元年度島本町水道事業会計決算
- 第 13 号認定 令和元年度島本町下水道事業会計決算
- 第 127 号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 128 号議案 工事請負契約の締結について
- 第 129 号議案 令和 2 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 2 号意見書案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化  
に対し地方税財源の確保を求める意見書

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月30日

島本町議会議長

署名議員（1番）

署名議員（10番）



令和2年島本町議会9月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. 迅速なふれあいセンター機能復元を 2. 校区弾力化は、地域団体との連携を 3. 災害「想定外」の見直しが急務	9 月 3 日 福 嶋 議 員
	1. 文化財の防火・安全対策 ～島本の歴史文化財を守る～ 2. 「水無瀬山」はどこにある？ ～西浦門前遺跡と和歌からの考察～	〃 戸 田 議 員
	1. 地球温暖化防止にむけ ごみ問題について 2. 学校体育館にエアコン設置を	〃 岡 田 議 員
	島本町の地域防災力強化について その2	〃 大 久 保 議 員
	1. コロナ禍における支援及び休業・減収への支援策について 2. 新型コロナウイルス感染症対策 - 大阪府保健所・医療機関との連携について 3. 今こそ国・大阪府に少人数学級、教職員増員を求めよう	〃 河 野 議 員
	感染症事業等について	〃 塚 田 議 員
	1. 若山台住宅のバス停の延伸について 2. 水無瀬駅前の交通渋滞の解消について	〃 平 井 議 員
	1. 役場業務のオンライン化について 2. 生物多様性について 3. 都市農業の振興について	〃 中 田 議 員
	1. 震災・災害の爪痕について～山間部から暮らしを守る！その2～ 2. 「避難所となる体育館にエアコン設置！その2～熱中症対策にも～」 3. 「新型コロナウイルス感染症」対策について～その2～	〃 伊 集 院 議 員
第 5 号 報 告	令和元年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9 月 4 日 報 告 を 承 る
第 6 号 報 告	令和元年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について	〃 報 告 を 承 る
第 9 4 号 議 案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意

事 件 番 号	件 名	結 果
第 9 5 号 議 案	大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	9 月 4 日 原 案 同 意
第 9 6 号 議 案	大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 1 2 5 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 2 6 号 議 案	島本町教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 9 7 号 議 案	動産の買入れについて（パーソナルコンピュータ（令和元年度））	〃 原 案 可 決
第 9 8 号 議 案	動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成27年度））	〃 原 案 可 決
第 9 9 号 議 案	動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成28年度））	〃 原 案 可 決
第 1 0 0 号 議 案	動産の買入れについて（衛生化学処理場使用薬品（活性炭）（平成28年度））	〃 原 案 可 決
第 1 0 1 号 議 案	動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成29年度））	〃 原 案 可 決
第 1 0 2 号 議 案	動産の買入れについて（清掃工場使用薬品（液体キレート）（平成30年度））	〃 原 案 可 決
第 1 0 3 号 議 案	動産の買入れについて（救助型活動服（令和元年度））	〃 原 案 可 決
第 1 0 4 号 議 案	動産の買入れについて（町立小学校教員用教科書・指導書（平成27年度））	〃 原 案 可 決
第 1 0 5 号 議 案	動産の買入れについて（町立中学校給食用配膳容器（平成27年度））	〃 原 案 可 決
第 1 0 6 号 議 案	動産の買入れについて（町立中学校給食用食器・器具（平成27年度））	〃 原 案 可 決
第 1 0 7 号 議 案	動産の買入れについて（町立学校給食用食器洗浄機（平成28年度））	〃 原 案 可 決
第 1 0 8 号 議 案	動産の買入れについて（給食用ガススチームコンベクションオーブン（平成30年度））	〃 原 案 可 決
第 1 0 9 号 議 案	動産の買入れについて（町立小学校プロジェクター一等（平成30年度））	〃 原 案 可 決
第 1 1 0 号 議 案	動産の買入れについて（町立小学校タブレット端末（平成30年度））	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 1 1 1 号議案	動産の買入れについて（町立中学校タブレット端末（令和元年度））	9 月 4 日 原 案 可 決
第 1 1 2 号議案	動産の買入れについて（町立小学校教師用指導書・教科書（令和元年度））	〃 原 案 可 決
第 1 1 3 号議案	工事請負契約の締結について	〃 原 案 可 決
第 1 1 4 号議案	動産の買入れについて（町立小中学校タブレット端末）	〃 原 案 可 決
第 1 1 5 号議案	令和元年度島本町水道事業剰余金の処分について	〃 原 案 可 決
第 1 1 6 号議案	令和元年度島本町下水道事業剰余金の処分について	〃 原 案 可 決
第 1 1 7 号議案	島本町議会議員及び島本町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	〃 原 案 可 決
第 1 1 8 号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 1 9 号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 2 0 号議案	島本町障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 2 1 号議案	令和 2 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）	9 月 7 日 原 案 可 決
第 1 2 2 号議案	令和 2 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃 原 案 可 決
第 1 2 3 号議案	令和 2 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 1 2 4 号議案	令和 2 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 1 号 認 定	令和元年度島本町一般会計歳入歳出決算	9 月 3 0 日 不 認 定
第 2 号 認 定	令和元年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 3 号 認 定	令和元年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 4 号 認 定	令和元年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃 認 定

事 件 番 号	件 名	結 果
第 5 号 認 定	令和元年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	9 月 3 0 日 認 定
第 6 号 認 定	令和元年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 7 号 認 定	令和元年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 8 号 認 定	令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 9 号 認 定	令和元年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 1 0 号 認 定	令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 1 1 号 認 定	令和元年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	” 認 定
第 1 2 号 認 定	令和元年度島本町水道事業会計決算	” 認 定
第 1 3 号 認 定	令和元年度島本町下水道事業会計決算	” 認 定
第 1 2 7 号 議 案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	” 原 案 同 意
第 1 2 8 号 議 案	工事請負契約の締結について	” 原 案 可 決
第 1 2 9 号 議 案	令和 2 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）	” 原 案 可 決
第 2 号 意 見 書 案	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	” 原 案 可 決